

令和 2 年

第 1 回 定例会 会議録

奄美市議会

第1回定例会 会議録目次

議事日程・付議事件	1
第1回定例会一般質問通告	6
2月18日（火）（第1日目）	
出席議員及び欠席議員	17
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	17
職務のため出席した事務局職員	18
会議録署名議員の指名	19
会期の決定	19
議案第1号～第10号（10件）上程	19
議案付託	30
請願・陳情付託	30
2月25日（火）（第2日目）	
出席議員及び欠席議員	33
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	33
職務のため出席した事務局職員	34
議案第11号～第34号（24件）上程	35
3月5日（木）（第3日目）	
出席議員及び欠席議員	47
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	47
職務のため出席した事務局職員	48
一般質問	
荒田 幸司 君（日本共産党）	49
橋口 耕太郎君（公明党）	60
崎田 信正 君（日本共産党）	71
栄 ヤスエ 君（公明党）	82
3月6日（金）（第4日目）	
出席議員及び欠席議員	95
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	95
職務のため出席した事務局職員	96
一般質問	
弓削 洋平 君（チャレンジ奄美）	97

関 誠之 君 (社会民主党)	103
正野 卓矢 君 (チャレンジ奄美)	113
奥 輝人 君 (自由民主党)	122

3月9日(月)(第5日目)

出席議員及び欠席議員.....	135
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	135
職務のため出席した事務局職員.....	136
一般質問	
竹山 耕平 君 (自民党奄美)	137
伊東 隆吉 君 (自由民主党)	148
川口 幸義 君 (自由民主党)	160
永田 清裕 君 (無所属)	169

3月10日(火)(第6日目)

出席議員及び欠席議員	181
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	181
職務のため出席した事務局職員.....	182
一般質問	
林山 克巳 君 (自民党奄美)	183
奥 晃郎 君 (無所属)	193
多田 義一 君 (自民党奄美)	198
安田 壮平 君 (チャレンジ奄美)	208

3月11日(水)(第7日目)

出席議員及び欠席議員	221
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	221
職務のため出席した事務局職員	222
議案第1号～第10号(10件)上程	223
陳情第1号(1件)上程	229
議案第11号～第34号(24件)上程	231
議案第35号～第39号(5件)上程	244
議案付託	247

3月25日(水)(第8日目)

出席議員及び欠席議員.....	249
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	249

職務のため出席した事務局職員	250
議案第 35 号～38 号 (4 件) 上程	251
議案第 11 号, 22 号, 23 号, 26 号～28 号, 31 号, 32 号, 34 号, 39 号 (10 件) 上程	253
議案第 12 号～21 号, 24 号, 25 号, 29 号, 30 号, 33 号 (15 件) 上程	258
議案第 40 号 (1 件) 上程	263
議案第 41 号 (1 件) 上程	263
発議第 1 号 (1 件) 上程	264
関 誠之議員に対する懲罰動議について 上程	265
議員派遣について	268
閉会中の継続審査申出	268

別紙

各常任委員会審査報告書	269
閉会中の継続審査の申出について	277

会期・議事日程
付議事件

令和2年 第1回奄美市議会定例会議事日程表

○令和2年2月10日 奄美市議会第1回定例会を招集した。

○会 期 37日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程
2月18日	火	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 (37日間) 3 議案第1号～10号(10件) 上程 説明 質疑 付託 ☆付託区分 { <ul style="list-style-type: none"> 総務企画－議案第8号, 10号(2件) 文教厚生－議案第2号～5号(4件) 産業建設－議案第6号, 7号, 9号(3件) 全委員会－議案第1号 令和元年度一般会計補正予算 (第4号) は, 所管する各常任委員会に付託 ※請願・陳情付託報告 (全議会からの継続審査事件を含む) 総務企画-陳情第1号, (継続分) 令和元年陳情第9号 (1件)
2月19日	水	休 会	※ 午前9時30分から常任委員会審査 (文教厚生)
2月20日	木	休 会	※ 午前9時30分から常任委員会審査 (産業建設)
2月21日	金	休 会	※ 午前9時30分から常任委員会審査 (総務企画)
2月22日	土	休 会	
2月23日	日	休 会	天皇誕生日
2月24日	月	休 会	振替休日
2月25日	火	本会議	1 議案第11号～34号(24件) 上程 説明 (令和2年度関係議案・施政方針等) ※一般質問通告－順番抽選 (本会議終了後) ※全員協議会(質問順番抽選後) 【議題】 令和2年度予算等審査特別委員会の構成・調整について
2月26日	水	休 会	報告書整理・議案等調査
2月27日	木	休 会	報告書整理・議案等調査
2月28日	金	休 会	報告書整理・議案等調査
2月29日	土	休 会	報告書整理・議案等調査
3月1日	日	休 会	報告書整理・議案等調査
3月2日	月	休 会	
3月3日	火	休 会	
3月4日	水	休 会	
3月5日	木	本会議	1 一般質問－ 荒田議員, 橋口(耕)議員, 崎田議員, 栄議員 (質問順)
3月6日	金	本会議	1 一般質問－ 弓削議員, 関議員, 正野議員, 奥(輝)議員 (質問順)
3月7日	土	休 会	
3月8日	日	休 会	
3月9日	月	本会議	1 一般質問－ 竹山議員, 伊東議員, 川口議員, 永田議員 (質問順)
3月10日	火	本会議	1 一般質問－ 林山議員, 奥(晃)議員, 多田議員, 安田議員 (質問順)

月 日	曜	区 分	日 程
3月11日	水	本会議	1 議案第1号～10号(10件) 上程 報告 質疑 討論 採決 2 陳情第1号(1件) 上程 報告 質疑 討論 採決 3 議案第11号～34号(24件) 上程 質疑 付託 4 議案第35号～39号(5件) 上程 説明 質疑 付託 令和2年度関係議案 一般会計予算等審査特別委員会 議案第11号, 22号, 23号, 26号～28号, 31号, 32号 34号, 39号(10件) 特別会計予算等審査特別委員会 ☆付託区分 { 議案第12号～21号, 24号, 25号, 29号, 30号, 33号(15件) 総務企画委員会 議案第35号 (1件) 文教厚生委員会 議案第36号～38号 (3件) 総務企画委員会 13:30～ 文教厚生委員会 14:30～
3月12日	木	休 会	報告書整理
3月13日	金	休 会	※予算等審査特別委員会審査
3月14日	土	休 会	
3月15日	日	休 会	
3月16日	月	休 会	※予算等審査特別委員会審査
3月17日	火	休 会	※予算等審査特別委員会審査
3月18日	水	休 会	※予算等審査特別委員会審査
3月19日	木	休 会	報告書整理
3月20日	金	休 会	(春分の日)
3月21日	土	休 会	報告書整理
3月22日	日	休 会	報告書整理
3月23日	月	休 会	報告書整理
3月24日	火	休 会	報告書整理
3月25日	水	本会議	1 議案第35号～38号(4件) 上程 報告 質疑 討論 採決 2 議案第11号, 22号, 23号, 26号～28号, 31号 32号, 34号, 39号 (10件) 上程 報告 質疑 討論 採決 3 議案第12号～21号, 24号, 25号, 29号, 30号 33号 (15件) 上程 報告 質疑 討論 採決 4 議案第40号 (一般会計補正予算第5号) 上程 説明 質疑 討論 採決 5 議案第41号 (教育委員会委員の任命) 上程 説明 質疑 討論 採決 6 発議第1号 (市長専決処分事項の一部改正) 上程 説明 質疑 討論 採決 7 関 誠之議員に対する懲罰動議について 上程 説明 質疑 付託 8 議員派遣について 9 閉会中の継続審査について

○ 付議事件は、次のとおりである。

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
		専決処分の報告について (専決第1号 和解及び損害賠償の額を定めることについて)			
(1)	議案第1号	令和元年度奄美市一般会計補正予算(第4号)について	R2. 3. 11	原案可決	全委員会
(2)	議案第2号	令和元年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について	R2. 3. 11	原案可決	文教厚生
(3)	議案第3号	令和元年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第2号)について	R2. 3. 11	原案可決	文教厚生
(4)	議案第4号	令和元年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	R2. 3. 11	原案可決	文教厚生
(5)	議案第5号	令和元年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について	R2. 3. 11	原案可決	文教厚生
(6)	議案第6号	令和元年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について	R2. 3. 11	原案可決	産業建設
(7)	議案第7号	令和元年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について	R2. 3. 11	原案可決	産業建設
(8)	議案第8号	奄美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	R2. 3. 11	原案可決	総務企画
(9)	議案第9号	奄美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	R2. 3. 11	原案可決	産業建設
(10)	議案第10号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	R2. 3. 11	原案可決	総務企画
(11)	陳情第1号	名瀬上空を飛来する機体の監視カメラ設置をもとめる陳情	R2. 3. 11	不採択	総務企画
(12)	議案第11号	令和2年度奄美市一般会計予算について	R2. 3. 25	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(13)	議案第12号	令和2年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算について	R2. 3. 25	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(14)	議案第13号	令和2年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について	R2. 3. 25	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(15)	議案第14号	令和2年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算について	R2. 3. 25	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(16)	議案第15号	令和2年度奄美市介護保険事業特別会計予算について	R2. 3. 25	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(17)	議案第16号	令和2年度奄美市訪問看護特別会計予算について	R2. 3. 25	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(18)	議案第17号	令和2年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計予算について	R2. 3. 25	原案可決	特別会計等審査特別委員会

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(19)	議案第 18 号	令和 2 年度奄美市と畜場特別会計予算について	R2. 3. 25	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(20)	議案第 19 号	令和 2 年度奄美市交通災害共済特別会計予算について	R2. 3. 25	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(21)	議案第 20 号	令和 2 年度奄美市水道事業会計予算について	R2. 3. 25	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(22)	議案第 21 号	令和 2 年度奄美市下水道事業会計予算について	R2. 3. 25	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(23)	議案第 22 号	奄美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	R2. 3. 25	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(24)	議案第 23 号	奄美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	R2. 3. 25	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(25)	議案第 24 号	奄美市ふるさと創生人材育成基金条例の一部を改正する条例の制定について	R2. 3. 25	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(26)	議案第 25 号	奄美市国民健康保険療養給付基金条例の一部を改正する条例の制定について	R2. 3. 25	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(27)	議案第 26 号	奄美市地方卸売市場の設置及び業務条例の一部を改正する条例の制定について	R2. 3. 25	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(28)	議案第 27 号	奄美市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	R2. 3. 25	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(29)	議案第 28 号	奄美市定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について	R2. 3. 25	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(30)	議案第 29 号	奄美市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	R2. 3. 25	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(31)	議案第 30 号	奄美市給水条例の一部を改正する条例の制定について	R2. 3. 25	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(32)	議案第 31 号	奄美市債権管理条例の制定について	R2. 3. 25	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(33)	議案第 32 号	奄美市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等に関する条例の制定について	R2. 3. 25	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(34)	議案第 33 号	奄美市下水道事業の設置等に関する条例の制定について	R2. 3. 25	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(35)	議案第 34 号	大島地区衛生組合同約の変更について	R2. 3. 25	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(36)	議案第 35 号	工事請負契約の締結について	R2. 3. 25	原案可決	総務企画
(37)	議案第 36 号	工事請負契約の締結について	R2. 3. 25	原案可決	文教厚生

番 号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(38)	議案第 37 号	工事請負契約の締結について	R2. 3. 25	原案可決	文教厚生
(39)	議案第 38 号	工事請負契約の締結について	R2. 3. 25	原案可決	文教厚生
(40)	議案第 39 号	奄美市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について	R2. 3. 25	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(41)	議案第 40 号	令和元年度奄美市一般会計補正予算（第 5 号）について	R2. 3. 25	原案可決	本会議
(42)	議案第 41 号	教育委員会委員の任命について	R2. 3. 25	同 意	本会議
(43)	発議第 1 号	市長の専決処分事項の一部改正	R2. 3. 25	原案可決	本会議

※前議会からの継続審査事件

番 号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(44)	令和元年 陳情第 9 号	日米地位協定の見直しを求める陳情	R2. 3. 11	継続審査	総務企画

第1回定例会一般質問通告

3月5日（月）

◎日本共産党 荒田 幸司

1 自衛隊に関連して

- (1) 昨年のか美市議会第2回定例会で我が党の三島照議員の質問に対し、「防衛省へ自衛官募集に関する情報を提供している」旨の答弁がある。この情報提供は、いつごろから、どのような方法で行っているのか。
- (2) 最近になって、市役所入り口に自衛隊員募集の立看板が設置された。これは、どのような経緯を経て設置したのか。

2 子育て支援について

- (1) 昨年10月からの国の制度で幼児教育・保育無償の事業がはじまった。しかし、か美市においては新しく導入された副食費が有料のまま、一月あたり保護者の負担が5,000円程度と伺っている。何らかの形で負担軽減を図ることはできないのか。
- (2) 学校給食費についても、せめて小学校までの給食費について無償化できないのか。
- (3) 出産祝い金については、現在、第2子からの支給となっているが、第1子からの支給はできないのか。

3 社会保障・福祉政策について

(1) バス運行について

- ① 昨年の第4回定例会で質問させていただいた、10月からのバスの路線や運行が変わったことによる、住民からの苦情・要望についてどのように対応を考えているのか

(2) 高齢者のバス料金無料化について

- ① か美群島12市町村において、無料化の制度がないのは伊仙町だけとなっている。2014年第2回定例会には五千筆を超える署名を添えて請願を行ったと記憶している。高齢者がお金の心配なく外出でき、生きがいくくりにも、つながるものとするが検討できないのか。

4 その他

- (1) 若者への支援対策として「給付型奨学金制度」の創設について検討できないのか。
- (2) 学校給食センターがはじまって、1年半が過ぎようとしているが、現在の運営状況はどうか。

◎公明党 橋口 耕太郎

1 一般会計の歳出における扶助費の現状と今後の見通しについて

(1) 一般会計の歳出における義務的経費のうち、扶助費が占める金額とその割合の推移について

①合併当初約 67 億円 (21.3%) から 30 年度決算で約 93 億円 (25.9%) となっているが、この間の推移で特殊な要因などがあればお示しください。

②扶助費は民生費、衛生費、教育費等だと思うが、その中で最近の特徴的な主なものをお示しください。

(2) 生活保護費について

①過去 3 年間の対象世帯数と類型別内訳は。

②生活保護費の扶助費 (生活・医療・介護) の最近の特徴、傾向は。

(3) 一般会計における今後の扶助費の見通し、注視していく点、あるいは適正化していきたい点などがあればお示しください。

2 児童・生徒のネットモラル教育について

(1) スマートフォンやタブレットを児童・生徒が実際に持っている、あるいは使用したことがあるなどの把握が現場でなされているかお示しください。

(2) 今後ますますネットを利用することが予想されるが、愛知県小牧市が実施しているような「ネットモラル塾」などの事業展開ができないか。

3 奄美市自殺対策計画について

(1) 計画策定から 1 年が経過したが、直近の自殺死亡率と自殺者数、性別、年齢別の現状、また計画の今年度の実施事業についてお示しください。

(2) 国は自殺未遂者を見守るモデル事業をスタートさせたが奄美市としての見解はどうか。

4 幼保無償化について

(1) 昨年 10 月から幼保無償化が始まって約半年が経過したが、事業者や利用者からの声や課題等があればお示しください。

5 保育所の年度当初の休みについて

(1) 新年度へ移行する際、保育所では新しく入る子どもたちの受入れ準備のため、4 月 1 日～2 日に毎年休んでいるようだが、市として何か支援策を講じることはできないか。

◎日本共産党 崎田 信正

1 まちづくりと活性化対策について

(1) 末広・港土地区画整理事業について

①事業は、2024 年度が終了予定となり、大詰めに迎えているが、これまでの評価と今後の課題は。

- (2) 店舗リフォーム補助制度の拡充について。
- (3) 横浜ベイスターズの秋季キャンプの中止について
 - ①これまでの成果と評価は。
 - ②今後の交流のあり方は。
- 2 社会保障制度と福祉政策について
 - (1) 介護保険制度は、12月議会の答弁では国の動向を注視するとのことだったが、その内容について明らかになってきていることについて
 - ①国の介護保険改定案についての見解。
 - ②ケアプラン有料化の動向と仮に有料化となった場合の影響は。
 - ③「介護職員等特定処遇改善加算」の取組状況について。
 - (2) 特別養護老人ホームの待機状況について。
 - (3) 中等度難聴者の補聴器購入助成制度の創設を。
 - (4) 就学援助制度の完全実施を。
 - (5) 国民健康保険制度について
- 3 世界自然遺産登録について
 - (1) 来島者対策の現状と今後の課題は。
 - (2) 自然保護と経済効果についての当局の見解は。
- 4 財産管理について
 - (1) 戸玉港の現状について

◎公明党 栄 ヤスエ

- 1 市民生活について
 - (1) 女性活躍の推進について
 - ①SDGsの目標5の重要な項目5.5の「政治・経済などあらゆる分野での意思決定において、女性の平等な参画を確保すること」とあるが、本市の現状を伺う
 - ②女性活躍推進の意義と本市における女性の管理職登用の現状と課題について伺う
 - ③本市における男女共同参画における取り組みを伺う
 - (2) 特定健診・ガン健診の受診率向上について
 - ①本市における特定健診・がん検診の受診率を伺う
 - ②受診率向上に、オプトアウト方式を導入できないか伺う
 - (3) 市民サービスについて
 - ①死亡届提出後に遺族が行う手続きをワンストップで支援する「おくやみコーナー」を設置できないかを伺う
- 2 教育行政について
 - (1) GIGAスクール構想について
 - ①国は、令和5年度までに、小中学校の全学年で1人1台のタブレットの環境の実

現を目指しているが、通信ネットワーク整備とあわせて本市の計画を伺う

②多様な困難のある児童生徒が使えるデジ教科書などデジタル教科書を導入できるか伺う

③令和2年度からプログラミング教育が始まるがICT支援員の配置について伺う

3月6日（金）

◎チャレンジ奄美 弓削 洋平

1 教育行政について

(1) スポーツや文化・芸術における中学校県大会等出場補助金について

①市独自での助成について

②県の離島生徒大会助成費について

③ふるさと納税の人材育成に関する事業で活用できないか

2 災害対策について

(1) 山間港と東城内海の浚渫について

①河川が運んだ土砂堆積とその周辺の冠水・浸水対策の現状について

②今後の計画について

3 観光施策について

(1) 住用町のタンギョの滝について

①観光地としての見解について

②滝の近くまで行く道路整備について

③展望台、ロープウエー設置の可能性について

4 農業施策について

(1) イノシシ被害について

①被害状況について

②防護柵の周知について

③今後のイノシシ対策について

◎社会民主党 関 誠之

1 市長の政治姿勢

(1) 令和2年度・施政方針と予算編成について

①奄美市政の現状と課題・経済状況の認識を伺う

②総合計画の進捗と当初予算の関連性を問う

③現在の財政状況認識と財政運営の基本を問う

(2) 陸自奄美警備隊の駐屯地外で小銃を携帯し迷彩服で剣道・林道を利用したの徒步行進訓練について市長の見解を伺う

2 教育行政について

- (1) 学校教育における総合計画目標の達成度について
- (2) 笠利給食センターの委託契約の在り方について
- (3) 笠利学校給食センター調理及び配送等業務委託（長期継続契約）のプロポーザル方式による契約の在り方について
- (4) 奄美市における集団フッ化物洗口について

3 市民生活に関する課題

- (1) 小宿区画整理事業の地域での合意形成に向けた支援はどのように組んだのかお答えください。
- (2) 大学設立可能性調査は「共同キャンパス」の実現に向けた事業の具体化となっているが説明を

◎チャレンジ奄美 正野 卓矢

1 地域防災について

- (1) ハザードマップ
 - ① 更新内容の進め方はどうなっていますか（更新時に専門家の意見を取り入れる予定はありますか）
 - ② 更新後の啓発活動の予定はありますか
- (2) 防災ラジオの導入の検討について
 - ① 防災無線の戸別受信機を増やす予定はありますか
 - ② 防災ラジオの導入について
- (3) 学校の防災教育について
 - ① 現在の学校の避難訓練の概要をお示し下さい
 - ② 小中学校での防災教育の一環で3Dハザードマップの取り入れを検討できないか
 - ③ 小中学校での専門家による学校での防災教室を検討できないか

2 大浜海浜公園について

- (1) 砂の流失について
- (2) Wi-Fi の整備について
- (3) 塩害に強い遊具の設置の予定は
- (4) 第3駐車場(山側)の活用方法として
- (5) 交通の問題

3 AI チャットボット導入について

- (1) チャットボット導入について

◎自由民主党 奥 輝人

1 さとうきびの振興

- (1) 生産者手取り価格の推移について

- (2) 生産者手取り価格の向上について
 - ①関係機関一体となったの取り組みについて
 - ②国への陳情団の派遣について
 - ③効果について
- (3) ハーベスターの利用料金について
 - ①県・国からの回答について
 - ②市単独について
- (4) 反収向上対策について
- (5) 新規就農者・担い手の育成について
- 2 豚コレラ対策について
 - (1) 本市の対応について
 - (2) イノシシ対策について
- 3 おがみ山バイパストンネルについて
 - (1) 現在の進捗状況について
 - (2) 今後の取り組みについて

3月9日(月)

◎自民党奄美 竹山 耕平

- 1 市長の政治姿勢について
 - (1) 世界自然遺産登録に向けて
 - ①世界自然遺産登録実現に向けたこれまでの総括、また残された課題等について(各種・官民との連携・その他)
 - ②マングースバスターズの取組み及び成果とこれまでの検証。また、今後も環境省直属の外来種対策バスターズ(ノネコ・その他)として位置づける対応策等について
 - (2) 改正奄振法の取組みについて
 - ①特定重点配分対策事業への取組みと検証・課題について。輸送コスト補助事業対象品目の増への取組み、航路・航空路運賃軽減事業(準島民への追加活用)、観光キャンペーンの継続等の取組みと実績。(各業界との連携について)
 - ②交付金制度の拡充による国と地元自治体、民間が連携した具体的な事業を検討する体制の構築が新たに盛り込まれたとあったが、その後の具体的な取組み等について
 - (3) プレミアム商品券(ほーらしゃ券・プレミアム付き商品券の売上(執行率)実績について)
- 2 まちづくりについて
 - (1) 本港マリンタウン事業の進捗状況について

①工事及び公募（第一次・第二次）の進捗状況について

②今後のスケジュールについて

(2) これまでも指摘のある電線地中化への取組みを推進するべきと思うが見解は。

3 教育行政について

(1) 花づくり・花いっぱい運動を通して

①今年度及び5年を経過した活動を通じた総括（各学校・児童生徒・地域の取組み等）

(2) 新型コロナウイルスに対しての教育行政の対応について

①内部・外部への対応について

②各種行事等への方針等について（各種イベント・大会・修学旅行等におけるの対応（受入れ及び派遣）、教育委員会としての基本的な方針）

◎自由民主党 伊東 隆吉

1 新型コロナウイルスについて

(1) 新型コロナウイルス対策等について

①感染症対策に関し、感染者発生想定を含め、市としての基本的な考え方は。

②観光業界や地域経済への影響に関し現状と今後をどうとらえるか。

2 マリントウンについて

(1) 名瀬港（本港地区）埋め立て地（マリントウン地区）の分譲について

①業務施設用地17区画の土地譲受事業者の決定が遅れている様だが、分譲の現状を問う。

②応募要件等の再検討を考えるべきと思うが見解は。

3 本場奄美大島紬について

(1) 紬組合、販売組合について

①両組合の19年の事業活動を問う。

②両組合の合併への方向性は。

4 国道整備について

(1) 国道58号 城バイパスについて

①城地区の字図混乱地域の解消に関して県と奄美市の協議は。

5 指定管理「タラソ」について

(1) タラソ「奄美の龍宮」について

①現在の利用者数は（会員と一般利用者）

②営業時間の短縮や備品の廃止等サービスの低下との利用者の声があるが現状は。

6 友好都市について

(1) 静岡市との友好都市提携について

①静岡市産業フェアへ案内を頂き参加、又FDAチャーター便で奄美ツアー等、将

来展望見据えて友好都市提携の提案

◎自由民主党 川口 幸義

1 市長の政治姿勢について

(1) 幼保無償化で本市の対応について

- ① 3～5歳児は原則全世帯無償化について
- ② 0～2歳児の無償化について
- ③ 認可外施設について又延長保育料について

(2) 福祉行政について伺う

- ① 本市介護保険事業について保険料の滞納者又長期滞納者の対応について伺う。
- ② 特別徴収と金融機関で自主的に納められる方々の割合について

(3) 本市の保育士不足解消について

2 農業行政について

(1) 市全体の農地面積について

- ① 笠利地区、住用地区、名瀬3地区の中間管理機構の実績について
- ② 本市での営農指導員について
- ③ 多面的機能支払い交付金について

◎無所属 永田 清裕

1 奄美市政について

(1) 奄美市誕生（合併）から15年。この間の成果と振り返り思うこと。

- ① 市長（トップ）としての想い。
- ② 合併の成果と住民の声。

(2) 新年度予算の特徴。特に力を入れた取組は。

(3) 奄美群島振興開発事業について

- ① 大島支庁に新設される「奄美群島振興開発総括監」について

2 防災・減災対策について

(1) 「奄美豪雨災害」から10年。振り返り思うこと。

- ① 教訓に取り組んできた成果、これから更に力を入れていきたいことは。
- ② 鹿児島県総合防災訓練について。
- ③ 陸上自衛隊奄美駐屯地に対する住民の声は。

3 子育て支援・高齢者支援について

(1) 子育て支援・高齢者支援の事業計画

- ① 計画の策定にあたり、市民の参加や声をどのように取り入れ反映しているか。
- ② 待機児童と環境整備について。現状と解消に向けた取組は。
- ③ 高齢者支援への取組について。力を入れていきたいことは。

4 産業振興について

(1) 名瀬のまちづくりについて

①名瀬港マリンタウン地区や商店街地区について、市としてどういう街の将来像を描き、産業振興につないでいきたいと考えているのか。

5 世界自然遺産登録について

(1) 世界自然遺産登録への取組について

①現在の取組状況と今後のスケジュール、登録の最終段階を迎え更なる意気込みを。

②環境保全への取組について。

6 郷土教育について

(1) 奄美の特性をいかした郷土教育について

3月10日(火)

◎自民党奄美 林山 克巳

1 プロ野球球団キャンプ地誘致について

(1) 横浜DeNAベイスターズ奄美キャンプ終了について

①取りやめた理由は、また横浜市との交流は

②他のプロスポーツ誘致活動(大学・実業団他)は

③10年間予算的経費の総額と今後の経済的影響は(推定金額)

2 奄美市の財政状況について

(1) 普通会計歳入・歳出について

①国庫支出金・地方交付税交付金について

②繰越明許費のあり方について

・会計年度独立の原則と企業会計原則の違い

・平成27年度～平成29年度年度ごとの繰越明許費の金額と事業数

③財政再建の展望について(企業会計)

3 世界自然遺産登録認定を控えての確認事項

(1) 問題点の最終確認

①ノネコ・ノラ猫のその後について

ノネコ・ノラ猫の推定数の確認とTNR事業における処理数

②増加する観光客の対応について

③奄美大島エコツアーガイド連絡協議会

奄美群島エコツーリズム推進協議会について

4 中心商店街の展望について

(1) 商店街の状況

①商店街の業種別動向

②助成金の推移と店舗の実態

- ・ 出店支援事業補助金
- ・ 中心市街地店舗リフォーム補助金

◎無所属 奥 晃郎

1 陸上自衛隊奄美警備隊が駐屯した事について

(1) 効果について

- ①人口
- ②税収
- ③その他

(2) 逆効果について

2 市営住宅について

(1) 住宅の整備計画について

- ①現状（場所及び戸数並びに空き戸数）
- ②今後の整備計画についてお伺いします。（整備計画の策定に当たりもっとも重視した事項）

3 街灯について

(1) 現在の設置状況について（県道、国道含む）

- ①設置数（名瀬、笠利、住用の各設置数）
- ②設置基準は
- ③点灯していない（切れている）個所の確認はどのようにしていますか。

4 野生の猪について

- (1) 奄美市における猪による被害について（名瀬、笠利、住用の各被害状況）
- (2) 対策について

◎自民党奄美 多田 義一

1 教育行政について

- (1) 多くの保護者から制服の変更について意見を伺うが、時代のニーズにあった形に変えていく必要があると考えるが見解を伺う。
- (2) 小学校・中学校から紬（和装）の体験学習が今以上に必要と思うが見解を伺う。

2 福祉行政について

- (1) 新型コロナウイルスの対応について市の見解伺う。
- (2) 大型客船や、海外からのチャーター機受入について伺う。
- (3) コロナウイルス拡大による市内経済への影響をどの程度予測しているか。対応策は。

3 人材の確保について

- (1) 若い世代の大きな壁でもある奨学金の返済ですが、労働者不足と定住人口の課題をどのように考えているのか伺う。

4 市の行政権限について

- (1) バス路線について多くの苦情を受けていると思うが、どこまでかかわれるのか伺う。

◎チャレンジ奄美 安田 壮平

1 交通安全対策

- (1) 国道58号平田町名瀬聖母幼稚園付近について

①付近のこれまでの事故発生件数は。また、通学路の安全点検における評価は。それらを踏まえた、本市としての危険性についての認識は。

②緊急的・暫定的な対策として、住用町城集落におけるカラー舗装やカラーペイントはできないか。

- (2) 市道小俣・春日線上緑橋付近について

①危険性についての認識は。また、安全対策を施すことができないか。

- (3) 国道58号朝戸集落付近について

①国道沿いに片側のみある歩道をつなぐ横断歩道がないが、設置の必要性についての認識は。また、今後の予定は。

2 教育行政

- (1) 不登校支援について

①本市小中学校における不登校の状況と、それに対する施策の状況は。

②教育機会確保法の解釈（特に「休養の必要性」と「学校以外の学びの場の必要性」について）とこれに基づく施策の状況は。

③学校以外の学びの場づくりへの支援や教員・SSW・SC等学校関係者や地域住民の理解増進など、今後の方針は。

- (2) 朝給食実施の検討について

①小中学生の朝食摂取実態調査の状況は。また、福祉との連携による支援の状況は。

②朝給食実施の検討について、今後の方針は。

- (3) 大島北高への支援について

①普通教室へのエアコン整備について、本市として支援できることはないか。

第 1 回 定 例 会

令和 2 年 2 月 18 日

(第 1 日 目)

2月18日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
7 番	安 田 壮 平 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
11 番	松 山 さ お り 君	12 番	林 山 克 巳 君
13 番	西 公 郎 君	14 番	関 誠 之 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	川 口 幸 義 君
17 番	伊 東 隆 吉 君	18 番	元 野 景 一 君
19 番	与 勝 広 君	20 番	竹 山 耕 平 君
21 番	橋 口 和 仁 君	22 番	多 田 義 一 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	手 叢 利 文 君
笠利総合支所事務 所 長	高 一 也 君	総 務 部 長	前 田 和 男 君
総 務 課 長	三 原 裕 樹 君	企 画 調 整 課 長	山 下 能 久 君
財 政 課 長	國 分 正 大 君	市 民 部 長	満 永 亮 一 君
環 境 対 策 課 長	平 田 博 行 君	保 健 福 祉 部 長	奥 田 敏 文 君
福 祉 政 策 課 長	石 神 康 郎 君	商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君
商 工 情 報 課 長	麻 井 庄 二 君	紬 観 光 課 長	島 袋 修 君
農 林 水 産 部 長	山 下 仁 司 君	農 林 水 産 課 長	栄 広 久 君
農 林 水 産 課 長 (笠 利)	丸 田 宗 八 郎 君	建 設 部 長	橋 口 義 仁 君
土 木 課 技 術 調 整 監	川 上 浩 一 君	上 下 水 道 部 長	藤 山 浩 俊 君

2月18日(1日目)

下水道課長	里 嘉 郎 君	教育委員会総務課	徳 永 恵 三 君
学校教育課長	元 野 弘 君	文化財政策調整監兼文化財課長	久 伸 博 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	前田 賢一郎 君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	向 井 渉 君
主幹兼議事係長	伊 集 院 正 君	議事係主査	堀 健 太 郎 君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は22名であります。会議は成立いたしました。

これから、令和2年第1回奄美市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（与 勝広君） 日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

市長から地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分1件の報告がありました。その内容はお手元に配付いたしました文書のとおりであります。

議長（与 勝広君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員に、永田清裕君、大迫勝史君、伊東隆吉君の3名を指名いたします。

○

議長（与 勝広君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、お手元に配付いたしました議事日程表のとおり、本日から3月25日までの37日間とすることに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月25日までの37日間とすることに決定いたしました。

○

議長（与 勝広君） 日程第3、議案第1号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第4号）についてから、議案第10号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてまでの10件について、一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは、ただいま上程されました議案第1号から議案第10号までの提案理由をご説明いたします。

まず、議案第1号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第4号）につきまして、はじめに歳出の主な内容を申し上げます。総務費の総務管理費におきまして、地域振興基金に5億3万円、公共施設整備事業基金に2億円を積み立てるほか、国の補正予算を活用いたしまして、ハザードマップ作成に要する経費としまして1,000万円、集会施設の改修に要する経費として4,500万円を新たに計上いたしております。

民生費の社会福祉費におきまして、介護給付費等事業費などの障害者福祉に要する経費として1億6,312万2,000円を追加計上するほか、生活保護費において、医療扶助に要する経費として2億円を追加計上いたしております。

農林水産業費の農地費におきまして、農業集落排水事業特別会計の公営企業会計への移行に伴う運用資金として3,000万円を新たに計上いたしております。

商工費におきましては、マングローブパークの駐車場整備に要する経費として4,712万4,000円を、土木費の都市計画費におきましては、公共下水道事業特別会計の公営企業会計への移行に伴う運用資金として1億7,000万円を新たに計上いたしております。

教育費の教育総務費におきましては、国の補正予算を活用いたしまして、公立学校における校内通信ネットワークの整備やタブレット端末の整備に要する経費として4億3,064万2,000円を新たに計上いたしております。

次に、歳入の主な内容について御説明いたします。

市税につきましては、今年度の見込額に対する所要額を計上いたしております。国・県支出金につきましては、歳出予算の事務事業確定に伴う所要額を計上いたしております。繰入金の財政調整基金におきましては、その他特定目的基金への積み替えに伴う繰り入れを行うほか、下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の公営企業会計への移行に伴う運用資金の繰入など、10億1,794万1,000円を追加計上いたしております。

以上が歳入歳出予算の主な内容であります。今回の補正で9億8,409万1,000円を追加することにより、令和元年度奄美市一般会計予算の総額は363億102万6,000円となります。

次に、第2表、繰越明許費につきましては、公立学校ICT環境整備事業や市民交流センター整備事業など、翌年度への繰越事業の金額を計上いたしております。また、第3表、地方債補正につきましては、事業の追加や変更等に伴う限度額の変更を行うものでございます。

次に、議案第2号 令和元年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費におきまして、高額療養費システムの改修費を増額計上するとともに、保険給付費におきまして、給付費の所要見込額を減額計上いたしております。また、諸支出金におきまして、過年度分の療養給付費等負担金、償還金などを増額計上いたしております。

歳入につきましては、国民健康保険税におきまして、収納見込額をそれぞれ増額又は減額計上いたしております。繰入金におきましては、出産育児一時金繰入金の減額及び財政安定化支援事業繰入金の増額をそれぞれ計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ812万8,000円の増額となり、令和元年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は55億5,966万3,000円となります。

次に、議案第3号 令和元年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費におきまして、任用診療所の医師住宅新築工事に伴う工事請負費を増額計上いたしております。歳入につきましては、歳出に要する財源として、市債及び県支出金を増額計上するとともに、一般会計繰入金を減額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ4,834万円の増額となり、令和元年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の総額は3億2,164万8,000円となります。

次に、第2表につきましては、翌年度への繰越事業に係る繰越明許費を計上いたしております。

また、第3表、地方債補正につきましては、事業の変更に伴う限度額の変更を行うものでございます。

次に、議案第4号 令和元年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金におきまして、保険基盤安定負担金分の支出額の確定及び保険料納付金の支出見込み増に伴い、相当額を増額計上いたしております。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料を決算見込みにより増額計上するとともに、保険基盤安定負担金の支出額の確定に伴い、一般会計繰入金を減額計上いたしております。今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ2,904万3,000円の増額となり、令和元年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算の総額は4億7,619万2,000円となります。

議案第5号 令和元年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費及び保険給付費におきまして、これまでの実績をもとに見込額を計上いたしております。また、保険者機能強化推進交付金受入に伴い、基金積立金を増額計上いたしております。

歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金におきまして、給付費等の

相当額を負担割合にて計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ4,238万8,000円の減額となり、令和元年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は49億8,638万6,000円となります。

次に、議案第6号、令和元年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、建設費におきまして、特定環境保全公共下水道事業の確定に伴い、減額計上いたしております。

歳入につきましては、事業費の確定に伴い、諸収入及び市債をそれぞれ減額計上するとともに、来年度より企業会計を導入することに伴い、一般会計からの繰入金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ1億6,240万円の増額となり、令和元年度奄美市公共下水道事業特別会計予算の総額は20億6,175万1,000円となります。

次に、第2表につきましては、翌年度への繰越事業に係る繰越明許費を計上いたしております。

また、第3表、地方債補正につきましては、事業の変更に伴う限度額の変更を行うものでございます。

議案第7号 令和元年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、建設費におきまして、事業費確定に伴い、関係費目を減額計上いたしております。

歳入につきましては、事業費の確定に伴い、市債を減額計上するとともに、来年度より企業会計を導入することに伴い、一般会計からの繰入金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ1,340万円の増額となり、令和元年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算の総額は3億2,950万3,000円となります。

次に、第2表につきましては、翌年度への繰越事業に係る繰越明許費を計上いたしております。

また、第3表、地方債補正につきましては、事業の変更に伴う限度額の変更を行うものでございます。

議案第8号 奄美市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」の施行に伴い、対象者の戸籍に関する証明手数料を無料にするため、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第9号 奄美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、笠利町大字屋仁に整備される市営住宅を追加するため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第10号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、住用辺地及び笠利辺地における総合整備計画の施設において、新たな事業の追加や変更に伴い、事前計画書より事業費の増減が見込まれます。継続して辺地債を適用するためには、総合整備計画の変更が必要であることから、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第8項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして、議案第1号から議案第10号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（与 勝広君） これから、本案に関する質疑に入ります。

通告がありましたので、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。私は社会民主党、社民党の関 誠之でございます。早速質疑に入らせていただきます。

その前に、（3）の14目地方創生推進費のあとに、15節工事請負費130万円を追加をしていた

だきたいと思います。

それでは、議案第1号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第4号）について質疑をいたします。

まず、6ページから7ページにあります第2表、繰越明許費について。一つ目、繰越明許費46事業39億2,677万2,000円において、当初予算で計上し全額繰越明許費となった事業名と、その事業費の繰越明許費をお示しいただきたいと思います。

二つ目は、当初予算に計上して、その後、補正予算で追加した事業名とその事業費の総額と繰り越しになった繰越明許費をお示しいただきたいと思います。

三つ目は、繰越明許費は会計年度独立の原則の例外を認めることでありますけれども、その際、各関係課にどのような指示や意識付けをしているのか、お答えください。

四つ目は、昨年度繰越明許費にした42事業で、繰越明許費を残した事業はないとは思いますが、念のため、あればお答えをいただきたいと思います。

五つ目は、一例として、住用地区冠水対策事業の下記の具体的な数字をお答えください。現在の全体事業費、予算現計、31年度の執行額、31年度の繰越明許額をお示しいただきたいと思います。それと、事業費の進捗状況と31年度の繰越明許費の理由について御説明をいただきたいと思います。

(2) 13ページ、地方消費税交付金2,055万4,000円の減額はなされておりますが、具体的な要因は何であるか、お答えください。

(3) 22ページ、2款1項14目地方創生推進費、先ほど言いました15節工事費130万円、そして、17節公有財産購入費1億3,043万8,000円、22節補償、補填及び賠償金1,000万円の減額の理由と今後の計画についてお示しいただきたいと思います。

(4) 23ページ3款1項1目社会福祉総務費2億2,800万円の減額理由について、詳細にお示しいただきたいと思います。また、昨年第2回定例会で商品券を気軽に購入、使用できるように特に努めたいとの答弁がありましたが、具体的にどのような努力をしたのかお答えをいただきたいと思います。当局が土日も出てですね、大変努力をしていたことは承知をしておりますけれども、その中で、申請率を上げるためにはどのような改善策が必要だったか・32パーセントぐらいのなんか申請率があったというふうに新聞紙上はありましたけれども。

五つ目、23ページ3款1項2目障害福祉費の1億6,312万2,000円の増額補正について。なぜ各補正時に補正予算を計上することになるのか。補正予算計上のあり方についての見解をお示しいただきたいと思います。年々大幅な増加傾向にあるが、今後の予測についても併せてお答えください。

(6) 25ページ4款1項5目環境衛生費13節委託料2,200万円。19節負担金973万2,000円の減額理由について。大島地区衛生組合における食肉処理施設整備事業の現況がどのようになっているのか。また、今後の計画についてお答えをいただきたいと思います。

七つ目は、26ページ6款1項3目農業振興費19節負担金、補助及び交付金1,159万円の減額について。農林水産等輸送コスト支援事業、恐らく加工品だというふうに思いますけれども、当初予算額の1,759万8,000円と比較してかなりの減額補正となっておりますけれども、事業の内容と事業の現況と減額の理由をお示しいただきたいと思います。

28ページ7款1項8目委託料925万1,000円の調査事業の現況と減額理由をお示しく下さい。

九つ目、29ページ8款4項1目港湾管理費2,374万8,000円の算出根拠と減額理由をお示しく下さい。

10番目、30ページ10款1項6目公立学校ICT環境整備費4億3,064万2,000円について。事業の内容と今後の予定についてお答えをいただきたいと思います。

最後11項目目、34ページ地方債の調書で、当該年度中、起債見込額の特異要因を除いた実質額をお答えいただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

議長（与 勝広君） それでは、答弁を求めます。

財政課長（國分正大君） おはようございます。それでは、財政課所管分について、順を追ってお答えいたします。

1の（1）の①です。繰越明許費の46事業につきまして説明いたします。今回の繰越明許費で計上している46事業39億2,677万2,000円のうち、当初予算で計上し全額繰越明許費になった事業は5事業、10億1,981万4,000円となっております。内訳としましては、内海公園、住用ですが、自由広場遊具整備事業3,214万5,000円。笠利農村環境改善センター建物調査業務335万3,000円。農業用施設改修事業500万円。小規模急傾斜地崩壊対策事業500万円。市民交流センター整備事業9億7,431万6,000円となっております、以上でございます。

次に、（1）の②です。当初予算で計上して、さらに補正で追加して明許繰越となった件ですが、補正予算で増額している事業が6事業、3億1,408万5,000円でございます。内訳としましては、名瀬農村環境改善センター改修事業2,045万円。あやまる岬エリア観光拠点整備事業5,685万3,000円。赤木名・笠利線道路整備1億1,000万円。農業施設現年単独災害事業6,497万7,000円。土木施設現年補助災害事業3,976万2,000円。都市再生整備事業、こちらハード事業のほうになりますが、2,204万3,000円となっております。

続きまして、（1）の③です。繰越明許費の会計年度独立原則の例外ということですが、会計年度独立の原則から申し上げますと、1会計年度の歳出予算の支出の全てをその年度内に終わらせて、次年度に関係させないものと考えております。従いまして、1会計年度の歳出予算の経費の金額は、原則としてその年度内に使用し、終わるべきものであって、使用し終わらなかった経費の金額につきましては、これを全て不用とするものと考えております。しかしながら、昨今の国の補正予算の成立などによる年度途中の予算措置など、年度内の事業完了が困難であるケースがあるという現状も御理解いただきたいと思っております。また、この繰越制度につきましては、国も本来であれば不用とすべき歳出予算の経費を、一定の条件のもとで翌会計年度に繰り越して使用する道を開くことで、予算の経済的、効率的な執行を期待するものであるというふうに示しております。本市としましても、繰越の制度は会計年度独立原則に対する特例をなすものでありますので、これを無制限に認めることは適当でないというふうには考えております。また、繰越明許費を査定するに当たっては、国の制度において、繰越明許費の指定要件が「経費の性質上、年度内にその支出を終わらない見込みのもの」とであるとされていることから、各事業の過程において、気象や自然条件ですね、用地関係、資材の入手の困難など、自然的・社会的諸条件により年度内に事業が完了しない見込みとなったものかどうかを確認するなどの精査をしまして計上しているところがございます。繰越を安易にしないようにする意識付けにつきましては、関係部局に対し、予算編成時や機会あるごとに、公共工事の円滑な事業執行を行うよう確認し、安易に使用しないよう意識付けを行っているところがございます。

続きまして、昨年度ですね、平成29年度から平成30年度に繰り越した42事業ございましたが、これの繰越明許に残した事業があればお示しくださいということですが、42事業中1件、該当がございました。事業内容としましては、小規模急傾斜地の崩壊対策事業300万円、こちら箇所は名瀬の鳩浜地区となっております。これにつきましては、担当課のほうに確認しましたら、執行できなかった要因としましては、地権者との協議に不測の日数を要したものであるというふうにとっております。

次に、1の（2）です。地方消費税交付金の減額につきまして御説明いたします。地方消費税交付金につきましては、当初予算において、過去の実績や国の地方財政計画に基づきまして計上をいたしておりますが、今年度12月までの納付実績が当初見込みよりも減額となるというふうに精査しましたので、減額補正を行うものでございます。歳入の見積もりにつきましては、慎重を期して

やっているんですが、この減額の具体的な要因につきましては、地方消費税交付金が県の地方消費税収入額を国調人口、また併せまして従業者数を基に県内各市町村に按分して交付をすることになっております。県の、これ税務課なりですが、今回の補正の減額ありましたので照会をしましたところ、県のほうとしましても、この消費動向を、現在、分析中ということでございますので、答弁は控えますので、御理解賜りたいと思います。

次に、（１１）です。３４ページの地方債の調書の件でございます。起債の見込み額でございますが、一般会計補正予算書３５ページになりますが、こちらの当該年度中の起債見込額６１億９、１００万円でございますが、御承知のとおり、起債見込額には繰越額が含まれておりまして、繰越額が１６億９、５９０万円でございます。これを差し引きました起債見込額は４４億９、５１０万円となります。本年度の起債見込み、４４億９、５１０万円から特殊要因額、こちらが１８億６、０９０万円を差し引きましたら、一般会計で２６億３、４２０万円となります。続きまして、特別会計でございますが、特別会計全体で９億円でございます。こちらから繰越額を除いた、２億１、０００万円が含まれておりますので、除きまして起債見込額は６億９、０００万円となります。次に、企業会計ですが、こちらのほうが７億２、１５０万円を見込んでおりますが、こちら繰越額が３億１、６１０万円でございますので、差し引まして４億５４０万円となります。

この全体の繰越事業に係る起債額から特殊要因を除いた全会計の起債見込額は３７億２、９６０万円となります。財政規律で設定しております３６億円枠を１億２、９６０万円超過している状況となっております。３６億円枠を超過している要因としましては、主なものですが、今回の補正で計上しております公立学校ＩＣＴ環境整備事業をはじめとする国の補正予算に伴う起債額１億７、９９０万円が主なものとなっております。単年度で３６億円枠の財政規律を遵守することは、健全化を進める上で重要なことと常に認識をしておりますが、先ほども申しましたとおり、国の補正予算に伴う事業等により、これを超過した分につきましては、後年度の計画の中で調整を図っていきまして、健全化に努めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

土木課技術調整監（川上浩一君） おはようございます。土木課に関連するものについて答弁させていただきます。

まず、（１）の⑤住用地区冠水対策事業についてお答えします。御質問の全体事業費は約８億円。予算現額は２億２、３００万円。３１年度の契約額は１億６００万円で、うち４、８００万円が執行額であります。３１年度の繰越明許費は１億７、５００万円となっております。事業進捗の現況につきましては、８５．２パーセントであり、３１年度の繰越明許の理由につきましては、工事積算に係る特殊な機械設備等の単価設定に時間を要したため繰り越しとなりますが、令和２年度早期の事業完了を図ることとしております。

続きまして、（９）港湾管理費についてお答えいたします。港湾管理費につきましては、県が進めております名瀬港の港湾環境整備事業並びに統合補助事業における負担金でございます。このうち、港湾環境整備事業の負担金につきましては、当初県事業費１億７、０００万円として負担金２、８９０万円を計上しておりましたが、県の事業内容の変更に伴い、港湾環境整備事業費が３、０３１万円となったため、負担金が５１５万２、０００円となり、結果、２、３７４万８、０００円の減額となったものでございます。なお、港湾環境整備事業における市の負担割合は事業費の１７パーセントとなっております。以上です。

福祉政策課長（石神康郎君） おはようございます。それでは、福祉政策課に関します、１の（３）から（５）につきまして御説明をいたします。

はじめに、（２）２款１項１４目地方創生費１５節工事請負費、１７節公有財産購入費、工事請負費の１３０万円、公有財産購入費１億３、０４３万８、０００円及び２２節補償、補填及び賠償金１、００

0万円の減額の理由と今後の計画について御説明をいたします。当該事業は令和2年度中の建設工事着工を目指し、実施設計を進めてまいりました。併せて、より有利な補助事業の導入について検討いたしておりますが、国との協議に時間を要することから、関係部署と事業実施年度等について協議を重ね、市の全体事業の平準化を図りながら事業スケジュールの調整を図ったところでございます。これに伴い、建設事業に係る用地の購入及び用地内建物の移転補償費及び工事費の整備費、用地整備費を減額するものでございます。今後につきましては、令和3年度中の建設着工を計画しておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、(4)のプレミアム付き商品券販売についてお答えをいたします。商品券につきましては、購入対象と思われる住民税非課税の方へ、昨年8月に申請書を送付し、申請のあった住民税非課税の方及び子育て世帯に9月より購入引換券を送付し、10月1日から商品券の販売を開始するとともに、商工会議所、商工会及び金融機関の協力をいただき、奄美市内の258店舗で商品券が利用可能な体制を整えてきたところでございます。2月10日現在、対象と思われる住民税非課税者1万1,893人へ申請書を送付し、申請者は4,121人、申請率は34.65パーセントとなっております。対象者への周知を図り、申請率を上げるために、ホームページ、広報紙、地元新聞、FMを利用した広報を行い、大規模店舗や金融機関等へのポスター配付及び行政協力員情報連絡会での情報提供を行ってまいりました。また、申請開始後におきましても、申請期間の延長や祝日の窓口設置、未申請者への再度通知を行い、申請率の向上に努めてまいりましたが、購入率が伸びなかったことにより減額補正をいたしました。

次に、プレミアム付き商品券申請の改善についてお答えをいたします。申請率の低迷した要因につきましては、購入引換券が必要になる等手続きが煩雑なこと。購入に現金が必要なことであったことと考えております。プレミアム付き商品券を購入するためには、国の示した手続きに基づき行う必要があり、手続きの簡素化は困難でございましたが、その必要性につきましては、県を通して国へ伝えていきたいと考えております。

次に、(5)障害者福祉費の増額についての御説明をいたします。まず、①のほうでございます。今年度の補正予算計上のあり方につきましては、毎年度当初予算において必要最小限の予算を計上し、4月から8月の実績をもとに12月補正、9月から11月の最新実績をもとに、可能な限り確実な予算執行のために最終的に3月補正をさせていただいております。今後の予測でございますが、介護給付等事業費、障害児給付等事業費につきまして、障害者総合支援法の目的でもございます日常生活や社会生活を総合的に支援することを踏まえ、今後も増加傾向にあると考えております。以上でございます。

議長（与 勝広君） 答弁、求めます。ちゃんと職名名乗って。

環境対策課長（平田博行君） おはようございます。環境対策課に関する(6)についてお答えをさせていただきます。大島地区衛生組合における食肉処理施設整備事業の現況でございますが、食肉処理施設の建設につきましては、現施設の老朽化と島豚食文化の継承や、世界自然遺産登録に向け増加傾向にある観光客への対応などの広域性から、平成27年度より島内5市町村で協議を進めてまいりました。平成30年度には大島地区衛生組合において、共同処理する事務として規約改正を行い、建設運営の準備が進められたことは御承知のとおりでございます。平成30年度に実施した基本設計に変わるプロポーザル後の再積算から、設備費用の概算や規模の見直し等を行い、事業規模のあり方を再確認するため、今年度予定しておりました実施設計を1年延期し、令和2年度からの奄振交付金事業の活用を検討してきたところであります。しかしながら、来年度の要望については、群島内市町村において優先度の高い事業が多くあり、本事業を奄振交付金事業で実施することについて、大変難しい状況となりました。これに伴い、他の補助事業を活用した本事業への協力体制について協議した結果、これま

での負担金拠出による整備運営ではなく、利用料による協力体制としたいとの考えが示されたところがあります。

以上の経緯から、4款1項6目環境衛生費13節委託料の2、200万円の減額理由は、大島地区衛生組合からの委託業務の一部である実施設計及び地質調査の事務を実施しなかったことによる減額でございます。また、同目19節負担金973万2,000円の減額理由につきましては、今年度の受託業務の一部を実施しなかったことによる不要額でございます。

続きまして、2番目の御質問にある今後の計画予定でございますが、「島豚連絡協議会」の発足に見られる食文化の継承やハサップ対応施設の必要性から、不可欠な食肉処理施設でありますので、今後、可能な限り早急に実施設計を含めた計画をお示ししたいと考えております。以上でございます。

笠利農林水産課長（丸田宗八郎君） おはようございます。それでは、(7)の農林水産課に伴う分について説明させていただきます。

6款1項3目農業振興費19節負担金、補助及び交付金1、159万円の減額についてでございますが、農林水産物輸送コスト支援事業につきまして、今年度より、これまでの農林水産物に加え、粗糖、焼酎、水の3品目を対象とする加工品及び原材料が対象となっております。

お尋ねの当初予算に計上しました1,759万8,000円につきましては、これまでの農林水産物の輸送コストに係る予算で、今回の補正額1,159万円につきましては、6月に計上しましたサトウキビの粗糖に係る加工品の減額でございます。

減額の理由としましては、当初直近の平成29年度の実績をもとに1年間の粗糖生産量の単価、1,877万2,000円を計上しておりましたが、制度の初年度で事業期間が令和元年5月31日から、他の農林水産物と同様令和2年2月29日までとなり、令和2年3月分と4月分が翌年度の対象となったことから、1,159万円を減額とするものでございます。以上でございます。

商工情報課長（麻井庄二君） おはようございます。では、議案第1号の8番目になりますが、28ページにあります7款1項8目中心市街地活性化対策費の13節委託料、官民連携事業導入可能性調査業務の減額についてお答えをいたします。この調査業務委託料に関しましては、昨年9月の第3回定例会において、補正予算で2,000万円を計上したものです。バスセンター整備構想の建設手法を検討するため、PFIなどの「官民連携事業の導入判断等に必要な情報の整備等のための調査」として、国土交通省の補助事業に応募したものでございます。昨年7月からの2次募集に応募いたしまして、その際、公募要項に定める1件当たりの上限額2,000万円で補正予算を計上したところでしたが、2次募集で採択をされず、続けて行われました3次募集に応募いたしました。これが8月27日に採択されたことが、国交省のホームページで公表をされました。3次募集での補助額が1,111万9,000円として補助金の決定通知が10月7日にごさいました。指名競争入札を行い、落札額が定まったため、今回、計上しました2,000万円からの差額を減額計上することとなったものです。なお、調査の現況という御質問ですが、11月の1日にコンサルティング会社と契約を締結し、国土交通省との協議や関係団体へのヒアリング、企業アンケートなどを行いました。また、今月からは奄美市内の企業に加え、本市外においても企業へのヒアリング等を行っております。3月の中旬までに国に実績報告書を提出することとなっておりますので、現在のところはその調査の集約作業を行っているというところがございます。報告書につきましては、後日国土交通省のホームページにて公表されることとなっております。以上です。

学校教育課長（元野 弘君） (10)公立学校ICT環境整備事業の概要と今後の予定についてお答えいたします。今回の公立学校ICT環境整備事業は、文部科学省が示しておりますギガ(GIGA)スクール構想を実現するためのものでございます。このギガスクール構想とは、ソサエティ(Society)

5. 0という新しい時代を生きる子どもたちに、教育におけるICTを基盤とした先端技術を効果的に活用し、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたち一人一人に対して、平等に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現しようとするものでございます。そのために、児童・生徒1人1台の端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、全国一律のICT環境整備を推進するというものでございます。今後の予定としましては、令和2年度に高速大容量の通信ネットワークの整備と、小学校5・6年生と中学校1年生に1人1台の端末の整備を予定しております。また、令和3年度には中学校2・3年生、令和4年度には小学校3・4年生、令和5年度には小学校1・2年生に1人1台の端末を整備する予定となっております。以上でございます。

議長（与 勝広君） 答弁漏れはございませんね。それじゃ。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。第2表の繰越明許費についてはですね、この繰越明許費がかなり毎年多額になってきていると。もちろん、国の補正関係のことは承知をしておるわけですけども、見てみますと29年度は25億円が、30年度、34億円、それから、31年度が39億円というふうに、39億円の5億6,000万円の国の補正がありますから、それを差し引いても33億円ぐらいの額になるというようなことで、やはりこの繰越明許費が多額になることが、財政指数にどのような影響を与えるのかと。例えば当該年度ではこの繰越明許費というのは不用額になると思うんですが、そして、翌年度では繰越額として既定の予算、いわゆる予算現額になってくるといふようなことから考えると、やはりこの財政指数に影響を与えてくるのではないかというふうに思いますので、どのような影響を与えるのかということが1点と、やはり先ほどよく理解できましたけれども、現場で一生懸命頑張ってやっておられるということも分かりますが、数字的に見ますと、やはり事業も繰り越しのほうが大分増えてきてはいないだろうか。私はいると思っておりますけれども、そういったあり方について、再度当局の見解があればお聞かせをいただきたいと思っております。

地方消費税交付金は、景気の動向もあろうということで、県の、今、調査中ということですから、それを待って、また聞きたいなというふうに思っております。平成26年度、消費税が上がりまして、その頃は4億8,000万円ぐらいあったのが、今、8億数千万円ですから、そういったことも含めてですね、県の動向を見守りたいというふうに思っております。そこで、質問は、社会保障財源交付金というのが846万3,000円の減額となっておりますけれども、社会保障財源になっておるわけですから、これが減額されるということは、どのような影響を与えるのか、内容の説明も含めてお願いをしたいということが1点です。

あと、3番目については、とにかくよく理解はできましたが、当初予算の全額をやはり、最終補正で全額を落とすということについては、相当予算を組む時に議論はしてきているんだろうとは思いますが、その後の状況で変わることもあるというのも承知をしておりますけれども、先ほど言ったような明許費もそうありますが、そういった全額予算を落とすと。例えば、ふるさと納税活用事業400万円、これも当初予算で組んで、最終要請で全額を落としてくるといふようなこともありますので、大変、例えば奄美の伝統的建築の技術保存の伝承と、素晴らしいことをやろうとしておりましたけれども、こういったのが駄目になったというようなことも含めてですね、やはりこの当初予算での議論をもっとしっかりやっていくべきではないかというふうに感じました。

あと、プレミアム商品券、(4)ではありますけれども、6月議会でこのことについては非常に、先ほど答えていただいたような懸念を申し上げましたが、結果、大変、34.61パーセントですか、の申請率で、購入が29パーセント辺りになっているというようなことを新聞紙上、出ておりましたので、この件について、プレミアム商品券は消費税増税の負担軽減となり得たのかどうか、それについてちょっとお聞かせをいただき、これ、全国的な傾向だというふうに聞いておりますから、そういうことについてお答えをいただきたいということです。

6番目は、先ほど答弁がありました。奄振法による補助金の採択が順調に進んでいくものだというふうに理解をしておりましたが、そういった関係自治体の合意がなされなかったということで、また、負担金のあり方も考えなきゃいけないというような状況に至っているということを確認いたしましたので、その後の計画もよろしくお願いをいたしたいと思います。

7番目は、対象時期について、予算編成当時、これ、本当に協議をされたのかと。時期がずれると、年度の向こう側に行くというのは、当初予算を組む段階で分かってなかったのかなと、私は素人ながらそういうふうに思いますので、対象時期については予算編成当初において協議はされていなかったのか。その後にそういったことが、状況になったのか、答えていただきたいと思います。

8番目の減額理由についてですけれども、これもやはり予算の編成時に予測されたことではないだろうかなというふうに思いますが、議論はなかったのかということにお答えいただきたいと思います。

9番目の、港湾の関係は、マリンタウン用地の売買についても係ることですから、答えられたら今の現況についてお答えをいただきたいというふうに思います。

あとは、また、再々質の中でお願いをしたいと思います、よろしくお答えください。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

財政課長（國分正大君） それでは、繰越額が財政の影響はないかということでございますが、繰越事業というものはですね、事業費を繰り越すと同時に、当然財源を含めて予算を組んでおりますので、財源も同時に繰り越すということですから、財政の指標への影響はないということに考えております。

次に、この繰越のですね、あり方についてという、考え方をということですが、近年ですね、この繰越事業につきましては、この社会情勢が労働力の不足、労働力不足とか、いろいろな社会条件変わってきてまして、これまでとは違う形になってきているのは御承知のとおりだと思います。これを踏まえまして、国のほうとしまして、自治体に対しまして指針を、近年示しております、計画的な発注、施行時期の平準化という言葉を使ってですね、一応指針を示しております。本市において、これはですね、具体的に導入をですね、今、しているわけではございませんが、現場を持っています事業課等とですね、今後、協議の必要も、また、ありますし、検討の必要もあるかと思いますが、これを利用するとすれば、この繰越明許費という手法、または、債務負担行為という手法、この辺もですね、活用が必要じゃないかという議論もされております。今後ですね、この工事の平準化、この辺も踏まえまして、この繰越明許費のあり方をですね、今後ですね、ちょっと全庁的に機会があれば検討も必要かなというふうに考えているところであります。

続きまして、地方消費税交付金の件でございますが、御説明のとおり、地方消費税交付金はですね、社会保障の財源ということで8パーセントとなって、また、10パーセントまで上がってきているところですが、これの影響につきましては、社会保障施策の経費に充てるとされていることから、地方消費税交付金が減額になるということは、一般財源の充当額が増額するというところで、財政への影響はあるものと考えております。令和元年度は30年度と比較しますと、交付実績での減額の見込みですが、令和2年度、来年度ですが、10パーセントへの引き上げ分の影響で増額を見込んでいるところでございます。いずれにいたしましても、今後も景気動向を注視するとともに、県のほうとですね、連携を取りながら、この地方消費税交付金の活用は図っていききたいというふうに考えております。以上です。

福祉政策課長（石神康郎君） それでは、プレミアム商品券事業が負担軽減になったのかということにつきまして、答弁をさせていただきます。議員のほうから先ほど御指摘がございましたように、昨年の第2回定例会のほうで、85.9パーセント以上を目指すというようなことございましたが、今回、現時点で34.65パーセントと、かなり低い状況になってございます。しかしながら、プレミアム付き商品券につきましては、非課税世帯3,267人が6,258万円購入いたしてお

ります。子育て世帯につきましては、630人が1,212万円購入いたしており、合わせて7,470万円の購入がございました。一定の効果はあったものと考えております。以上でございます。

議長（与 勝広君） はい、答弁、求めます。

笠利農林水産課長（丸田宗八郎君） 先ほどの件でございますが、その輸送コスト支援事業に関しましては、当初の段階では、金額はあげてございます。但し、県との協議をしましてところ、まだ詳細が具体的に分からなかったものですから、ということでございます。以上でございます。

商工情報課長（麻井庄二君） 予算計上時に分からなかったのかということで御質問がありました。先ほど御説明をいたしましたが、2次募集のほうでまず落ちて、そのあとに3次募集がございました。その際に、こちらとしましては2次募集と調査方法を変えた形で3次募集のほうで応募をいたしたところです。それがありませんので、こちらのほうから提示をいたしました事業費も変更がございました。それが採択されるかということが分からなかったという点もございますが、当初の2,000万円で計上いたしたところでしたが、補正予算が、市の補正予算のほうで確定をしたのが8月20日前後だったかと思っております。今回の公募が、国交省の公募が採択をされたということが、先ほど言いました8月の27日のホームページで公表されたものですから、9月議会の補正予算のほうでの変更は間に合わなかったということで、御理解をいただきたいと思っております。

土木課技術調整監（川上浩一君） 現在のマリンタウン事業の現況としましては、進捗率80パーセントとの報告を受けております。

議長（与 勝広君） はい、答弁漏れはありませんね。はい。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。それぞれ事情があつてのことだというのは重々承知でありますけれども、私たちが個々の問題について、理解と言いますか、知り得るのはなかなかこういう場しかありませんので、かなり多岐にわたって質問させていただきましたけれども、やはり当初予算とか補正が6月、また、9月、12月あるわけですから、その辺も含めてですね、しっかりと議論をして、増額すべきは増額、減額すべきは思い切ってやっぱりその時期時期で落としていくというようなことをしていただきたいなというふうに思います。やはり財政としても、社会保障財源ですから、この地方消費税交付金というのは、これが落ちることによって、やはり一般財源がかなり被ってくるのではないかなという思いもあつての質問でありますので、是非、その辺はやはり県を通して国辺りにですね、10パーセントの、今度、消費税もなったわけですから、足りなかった分についての補填なりをどのような形でやっていくのかということをお願いしたいというふうに思います。あと、今日、予算書をいただきましたので、恐らく去年のこういった議論も含めてですね、予算委員会では議論をされるものだというふうに思います。大変失礼ながら、予算のあり方、組み方については、市長がそのトップでありますから、今の議論を聞いて何でもよろしいですけれども、コメントがあれば一言お伺いできませんでしょうか。よろしく願いいたします。

市長（朝山 毅君） 39億円余の繰越明許、それについての御質問並びに当初予算減額による理由等の御質問だったと思っておりますが、まず繰越明許については、議員御案内のとおり、国においても各労働者において、端境のない平準化した事業執行ができるように、公、いわゆる役所等においては事業発注を平準化していきたい。その平準化によって、雇用の平準化が保たれるというふうなことから、やはり15か月予算ということで、国も近年は特に12月、年度初めに、年始と初めに補正予算を編成

して、そして、景気対策としてやっております。今回も奄振の補正予算が6億円ありました。その6億円の中から、いろんな、先ほど話した事業が展開されております。そのように当初で採択、採決いただいた予算を完全に当該年度で執行するというのが原理原則かもしれませんが、事業によっては年度内に完結をみない長期的な事業というものが多々あります。それと加えて、やはり私どもがやっている事業はほとんど補助事業、許認可を伴う事業であります。従って、国や県などのほうから許可並びに承認を得るのは5・6月頃、7月頃、8月頃になってまいります。そういうようなことで、やはりその4・5・6月頃辺りの3か月間を平準化してこういう仕事を出しなさいと。最近はそのようになってるんです。以前はちゃんと認可が来てからやりなさいというお叱りを受けたわけではありますが、最近はやはり景気を平準化していこうということから、こういうふうに繰越明許などが往々にして出てくる。国の補正予算に絡んで、各地方、それぞれ12月、または、3月に、当初予算時に編成をしなければいけないという、平準化した景気対策の中において、こういう繰越明許の額が多く出てきているということは、これは一つの形としてあるのではないかと、私自身思っております。しかしながら、やはり会計の原則において、年度内にしっかり執行していくと、その理由付けというのはやらなければいけない。怠慢によって事業執行が遅れるようなことがあってはいけないということで、常に部課長会等においては、繰越明許のことについては、いつも議会のほうから御指摘受けています。議員の皆さんが真剣に議論をしていただいた、認可していただいた予算でありますから、それを誠実に確実に執行していくことが我々の責務だということを申し上げてありますが、詭弁になるかもしれませんが、そういうふうなことで致し方ない中で、事業を繰り越さなくてはならないと。しかも、具体的な一例などを挙げますと、やはり事業の不調に終わったと、若しくは、災害等により事業執行が遅れたと、資材の確保が遅れたと、人件費が上がり過ぎて当初予算と違って来たというふうな諸々の社会情勢、経済実態もあるということを御理解いただきたいと思います。そういう中において、先ほど福祉の予算等のこともございましたが、当初やはり、失礼な言い方ですけれども、予め算段するというのが予算でありますので、当初大まかに見積もって、事業執行して不用額が出て、次の財源にもなると。しかしながら、确实であろう税金とか交付税とかいうものについては、算段をしっかりして、ルールに基づいて収入を厳しく見ながら、年度末において収入の不足ができるようなことがあってはいけないと。経費については、経費節減の努力をして不用額を残して、次の予算の原資にするということは大事であるが、そういう中で、先ほど消費税の交付金が2,000何万円も減ったということについては、先ほど課長が答弁したとおり、県との相談において歳入を編成していけば、その中の計算方式、若しくはお互いの中において、そういうことがあったということは、これ、さっき議員がおっしゃったように、今後また質問するということでありましたが、この収入減の補正については、しっかり勉強していかなければいけないというふうに思っておるところでありますので、繰越明許費が多くなった原因がそれぞれ諸々のことがあるということだけは御理解いただきたいと思えます。以上です。

議長（与 勝広君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま上程されました議案第2号から議案第5号及び議案第1号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第4号）中の関係事項についての5件は、これを文教厚生委員会に、議案第6号、議案第7号、議案第9号及び議案第1号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第4号）中の関係事項についての4件は、これを産業建設委員会に、議案第8号、議案第10号及び議案第1号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第4号）中の関係事項についての3件を、これを総務企画委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、本定例会において受理いたしました陳情1件は、お手元に配付してあります文書表のとおり、

所管の常任委員会に付託いたしましたので、御報告いたします。

お諮りいたします。

常任委員会審査及び報告書整理のため、明日19日から24日まで休会といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日19日から24日まで休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

2月25日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。（午前10時45分）

第 1 回 定 例 会
令和 2 年 2 月 25 日
(第 2 日 目)

2月25日(2日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
7 番	安 田 壮 平 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
11 番	松 山 さ お り 君	12 番	林 山 克 巳 君
13 番	西 公 郎 君	14 番	関 誠 之 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	川 口 幸 義 君
17 番	伊 東 隆 吉 君	18 番	元 野 景 一 君
19 番	与 勝 広 君	20 番	竹 山 耕 平 君
22 番	多 田 義 一 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

21 番 橋 口 和 仁 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	手 蓑 利 文 君
笠利総合支所事務 所 長	高 一 也 君	総 務 部 長	前 田 和 男 君
総 務 課 長	三 原 裕 樹 君	企 画 調 整 課 長	山 下 能 久 君
財 政 課 長	國 分 正 大 君	市 民 部 長	満 永 亮 一 君
税 務 課 長	藤 原 俊 輔 君	保 健 福 祉 部 長	奥 田 敏 文 君
福 祉 政 策 課 長	石 神 康 郎 君	商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君
産 業 振 興 課 長	長 井 和 揮 君	農 林 水 産 部 長	山 下 仁 司 君
土 地 対 策 課 長	前 島 有 為 生 君	建 設 部 長	橋 口 義 仁 君
都 市 整 備 課 長	竹 元 康 晴 君	上 下 水 道 部 長	藤 山 浩 俊 君
下 水 道 課 長	里 嘉 郎 君	教 育 部 長	福 長 敏 文 君

2月25日(2日目)

教育委員会総務課 徳永 恵三 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	前田 賢一郎 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	向 井 渉 君
主幹兼議事係長	伊 集 院 正 君	議 事 係 主 査	堀 健 太 郎 君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は21名であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程はお手元に配付してあります議事日程第2号のとおりであります。

○

議長（与 勝広君） 日程に入ります。

日程第1、議案第11号 令和2年度奄美市一般会計予算についてから、議案第34号 大島地区衛生組合規約の変更についてまでの24件について、一括して議題といたします。

この際、市長に新年度に臨む施政方針並びに各会計予算、その他、各議案等に対する提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。令和2年第1回奄美市議会定例会が開会し、ここに一般会計及び特別会計予算案並びに関係議案の御審議をお願いするに当たり、市政運営に臨む所信の一端を申し述べ、市民と議員の皆様の御理解と御支援を賜りたいと存じます。

さて、昨年を振り返りますと、皇位継承とともに、平成から令和へと新たな時代が始まる歴史的な節目を迎えた1年でありました。また、3月には関係する皆様の御理解と御協力のもと、奄美群島の振興を大きく後押しする奄振法が延長され、群島民自らが着実に課題を解決していく自立的発展に向けて、新たなスタートを切りました。このような中、本市行政の拠点となる名瀬本庁舎が完成し、市民サービスのさらなる向上と活力あるまちづくりに向けて取り組んでおります。これまで進めてきました大型プロジェクトの着実な実施と、産業の振興や子育て環境、教育環境の整備をはじめ、奄美群島の郡都として相応しい町の形成に努めてきたところであります。昨年も全国において台風をはじめとした自然災害が相次ぎ、各地に甚大な被害をもたらした1年でありました。衷心より被災者の皆様にお見舞い申し上げますとともに、1日も早い復旧、復興を心からお祈り申し上げます。顧みますと、今年が平成22年10月の奄美豪雨災害から10年を迎える年となります。私が市長職に就任して1年を経過しようとしていた当時、100年に1度と言われる降水量を遥かに超える豪雨によって島内各地で河川の氾濫や土砂災害が発生し、道路交通網や情報通信網が同時多発的に途絶する事態となりました。台風を多く経験する奄美にとっても、これまでに経験したことのない豪雨災害でありました。本市では2名の尊い命が犠牲となられたほか、約800棟に及ぶ住家に加え、ライフラインや公共施設への被害、さらには農林水産業や商工観光業の影響など、未曾有の大災害となりました。私にとりまして、豪雨災害からのこれまでの期間は常に災害と向き合ってきた10年でありました。この間、市民の拠り所となる防災機能を備えた3地域の庁舎を整備するとともに、防災行政無線のデジタル化や衛星電話の整備、各避難所の計画的な施設改修を実施してまいりました。さらには定期的な地域防災計画の見直し、毎年度の防災訓練、災害に関連する各種協定の締結、ハザードマップの作成、地域における出前講座の実施など、関係機関と日頃から緊密な連携を図り、防災、減災対策を講じてきたところであります。もはや想定外という言葉が通用しない中、過去の経験を踏まえた中で、近年頻発する全国各地での災害からの教訓にもしっかりと向き合うことで、引き続き市民の生命と財産を守る、このことを最優先した安全・安心なまちづくりに努め、安定した市民生活を営むことのできる奄美市を構築してまいります。

さて、本年は48年ぶりに国民体育大会、そして、全国障害者スポーツ大会が本県で開催されます。特に本市では奄美にとって大変馴染みの深い相撲競技が任用町において開催されることとなりました。来島される選手や関係者、そして、相撲ファンや子どもたちの思い出に残り、感動を与えられる大会となるよう取り組んでまいります。また、我が国では56年ぶりの東京オリンピック、そして、パラリンピックが開催される記念すべき年であります。これに伴い、東京2020オリンピック聖火リレーが福島県からスタートし、121日間をかけて全国857の市区町村で実施される予定であります。本県においては4月28日から2日間実施となり、本市ではその1日目に聖火が市内を駆け抜けることとなっ

ております。組織委員会ではこの聖火リレーを通じて、東日本大震災をはじめとした災害からの復興の歩みと全国各地の魅力の発信を計画しております。全国、そして、世界から本市に託される希望の灯を市民と一つとなつてつなぎ、東京オリンピック、パラリンピックの成功に向けた機運の醸成に取り組むとともに、国内外に広く奄美をアピールしてまいります。そして、いよいよ今夏には群島民念願の奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録が実現するものと大きな期待を寄せているところであります。一昨年の記載延期の勧告以降、確実な登録に向けて、国、鹿児島県、沖縄両県、地元が一丸となって連携、協力し、示された課題の解決に向けて一つずつ丁寧に取り組んでまいったことで、登録に向けた歩みは着実に前進しているものと存じます。ここまでの取り組みを踏まえ、先人が連綿と受け継いできた貴重な自然と、その中で育まれた歴史や文化、これら奄美群島民共有の資産をしっかりと保全、活用していくことで、世界中の人々から我々島に生きる者に与えられた負託に応え、そして、次世代を担う子どもたちに島の尊さを伝えつないでまいる所存であります。このように、本年はここまで一つ一つ新たな時代に向けて種を蒔いてきた基礎作りの段階から一歩前進し、さらに飛躍する奄美へとつなげる契機となる1年と思うところであります。新年度は来春3月20日に奄美市が誕生して15年目となります。この間、我が国を取り巻く社会情勢は複雑な国際情勢や情報化の進展、人口減少社会への突入、デフレ経済からの脱却など、当時予想だにできなかったほど大きく様変わりしてきました。変容する社会情勢の中にあっても、奄美群島の振興、発展に向け、市民の皆様の御理解、議会の皆様の御協力、そして、関係者の皆様の御尽力を十二分に得て、柔軟に対応することで多くの難局を乗り越え、皆の力で奄美への追い風という社会環境をつくってまいりました。令和の新時代、この新たな時代に、今後も引き続き市民とともに作り上げていく奄美市を旨として、市政運営に当たり、奄美市の振興、奄美群島の自立的発展に向けて、私自身が率先して先頭に立ち、全力を賭してまいる所存でございます。

以上の基本姿勢をもとに、令和2年度における重点施策について御説明を申し上げます。

第1点目は、健康で長寿を謳歌するまちづくりの実現についてであります。本市におきましては、結婚、妊娠、出産、子育てに関して切れ目ない支援体制を構築し、包括的な少子化対策を推進するとともに、子どもからお年寄りまで、また、障害のある方々など、全ての市民が健康で安心して暮らすことができる環境づくりに取り組んでまいります。また、高齢者、障害者、児童などの各分野における施策を横断的かつ総合的に展開するため、保健福祉施策の総合的な計画である地域福祉計画の策定に取り組んでまいります。児童福祉の向上につきましては、第2期子ども・子育て支援計画を踏まえ、子は島の宝の考えのもと、仕事も子育ても両立できる、地域全体で子育てを支援する環境づくりに向け、子どもの幸せと安心して子育てできる社会の構築に取り組んでまいります。昨年10月から3歳児以上の子どもの保育料が無償化されたことと併せて、新年度より名瀬・住用・笠利の保育料を統一する中において、0歳児から2歳児の保育料を軽減し、子育て世帯の負担軽減を図ってまいります。また、朝日幼稚園の認定こども園への移行など、きめ細やかな保育サービスの充実と受け入れ体制の強化を図ってまいります。併せて住用・笠利地区においては、各地区における施設を含めた保育サービスのあり方について検討を行ってまいります。ひとり親家庭への支援につきましては、高等職業訓練促進給付金制度により、就職に有利な資格取得の支援に取り組むとともに、医療費助成などの生活支援策を実施し、引き続ききめ細やかな支援に取り組んでまいります。障害者福祉につきましては、関係機関と連携し、奄美市第5期障害者計画、障害福祉計画、第1期障害児福祉計画に基づく事業に取り組むとともに、評価検証を実施し、次期計画の策定に取り組んでまいります。また、多岐にわたる障害者支援制度をより一層活用していただけるよう、各種支援策の分かりやすい情報発信に努めてまいります。児童虐待、DV関係につきましては、地域や学校、関係機関と連携を図りながら、事案の早期発見と被害者への支援に努めてまいります。家庭相談、児童相談の充実につきましては、関係機関との情報共有や連携を図り、養育に関する相談支援などを実施することで、悩みを持つ方々に寄り添った支援を行ってまいります。複雑多岐にわたる青少年問題につきましては、青少年の自立、共生を目指した青少年支援事業

に取り組むとともに、国との協働による再犯防止推進モデル事業に継続して取り組んでまいります。高齢者福祉につきましては、第7期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づく施策を推進し、健全な介護保険制度の運営に努めるとともに、次期計画の策定に取り組んでまいります。また、介護予防の一層の推進に向け、日常生活における転倒事故などを防ぐための住宅改修に対する助成を行う在宅高齢者転倒予防住宅改修事業を新たに創設いたします。併せて、地域包括支援センターにおいては、介護予防日常生活支援総合事業などに継続して取り組むとともに、地域共生社会に向けた地域づくりに取り組んでまいります。加えて、お達者ご長寿応援事業や100歳到達者などへ敬老祝い金を支給する長寿者褒賞事業を引き続き実施いたします。生活保護行政につきましては、関係機関と連携した生活保護受給者の自立支援と永住帰国の中国残留邦人の支援のほか、引き続き健康管理支援事業を実施し、生活保護受給者の生活習慣病及び重症化予防に取り組んでまいります。また、生活困窮者に対しましては、各種事業を活用した生活再建や子どもの学習支援、日常的な生活習慣の習得など、引き続き個々の状況に応じた必要な支援を推進してまいります。市民の健康づくりにつきましては、第2次健康あまみ21に基づき、誰もが健康で住みやすい地域づくりを推進いたします。また、特定健診やがん検診など、各種健診のさらなる受診率向上に取り組むとともに、各種予防接種事業に加え、風疹の公的な予防接種を受ける機会がなかった世代を対象に、抗体検査を実施するなど、市民の健康増進に取り組んでまいります。併せて、地域や民間企業、関係機関などと連携を図りながら、健康いきいきプロジェクト事業を実施し、早世予防に向けた健康づくりへの機運を醸成してまいります。妊娠から育児期までの切れ目のない支援につきましては、不妊・不育治療費助成事業を拡充し、特定不妊治療の年間助成上限額を引き上げて、経済的負担の軽減を図ってまいります。また、妊娠、出産の包括的な支援として、新たに産婦検診の助成を行い、産後鬱病を未然に防ぐとともに、子育て世代包括支援センターによる相談支援を行うなど、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでまいります。併せて、乳幼児健診などを通して、健やかな発育、発達を支援するとともに、母子歯科保健につきましても、母親とその子どもの口腔環境の向上を推進してまいります。自殺対策につきましては、奄美市自殺対策計画のもと、関係機関と連携を図りながら、人材育成や周知啓発などに取り組んでまいります。国民健康保険事業につきましては、収納率の向上による国保税収入の確保と特定検診などの保健事業の推進による医療費の適正化に努め、引き続き安定した運営に取り組んでまいります。後期高齢者医療制度につきましては、県や広域連合など、関係機関と連携して、医療費の適正化や保健事業の充実に努めてまいります。

第2点目は、観光立島を目指した多様な産業連携のまちづくりの実現についてであります。今夏の世界自然遺産登録実現に大きな期待が寄せられる中、観光立島の実現及び各産業への波及効果の創出に向けた追い風をしっかりと捉えなければなりません。そのため、農業、観光交流、情報の奄振重点3分野を基軸とした産業の振興及び雇用の創出に力強く取り組み、相互連携による新たな価値の創出、産業経済の全体的な底上げ及び各産業の自立的成長を促してまいります。農業基盤の整備につきましては、住用地区における中山間地域総合整備事業をはじめ、県営畑地帯総合整備事業や農業基盤整備促進事業などを推進してまいります。農地の有効活用につきましては、人・農地プランのさらなる充実に取り組むほか、農地中間管理事業を活用した農地の流動化や多面的機能支払い交付金などを活用した農村集落の環境保全などの取り組みを促進してまいります。担い手の確保、育成につきましては、農業研修事業の実施とともに、新規就農者に対する農業次世代人材投資事業資金を活用した支援を引き続き行うことで、就農後の定着を図り、担い手農家や認定農業者の確保に努めてまいります。サトウキビの振興につきましては、サトウキビ増産計画に基づく支援を行い、反収アップと生産量の拡大を促進してまいります。園芸作物の振興につきましては、タンカンやスモモ、津之輝において、引き続き苗木の助成による樹木の更新を促進するほか、カボチャ、実エンドウへの資材購入の助成を行い、生産拡大を支援してまいります。農産物生産向上に向けた取り組みにつきましては、堆肥生産供給による土作りを促進してまいります。また、耕作放棄地の解消、鳥獣被害防止対策、特殊病害虫対策及び防風対策に関係機関と連携して取り組むとともに、各種研修会を通して生産性の向上と組織の育成、強化を推

進、促進してまいります。畜産の振興につきましては、巡回指導や研修会を通して、飼養管理技術や受胎率の向上、自給粗飼料確保の促進、併せて防疫体制の徹底を図るなど、子牛の品質や生産性の向上に取り組んでまいります。また、引き続き肉用牛生産基盤維持支援対策事業や豚増頭支援対策事業を実施し、畜産経営の安定化に向けて、規模拡大などを支援してまいります。林業の振興につきましては、引き続き森林環境譲与税を活用し、森林環境の保全に努めてまいります。水産業の振興につきましては、種苗放流、藻場造成などの漁場の生産力向上や、加工品製造、魚食普及をはじめとする実践的な取り組みを行う漁業集落などを支援してまいります。また、漁業後継者の育成に取り組むとともに、漁港施設の維持、更新を図るため、和瀬漁港機能保全計画を策定いたします。農林水産業全体の振興のため、流通条件の不利性を軽減し、本土との競争力アップと販路拡大に向け、輸送コスト支援に引き続き取り組んでまいります。商工業の振興につきましては、奄美市中小企業、小規模企業振興条例の理念に基づき、奄美大島商工会議所及びあまみ商工会など、関係機関と連携し、各施策を推進してまいります。中心市街地の活性化につきましては、出店支援やリフォーム補助など、各種施策に継続して取り組み、賑わいのある中心市街地の形成を推進してまいります。創業、起業支援につきましては、関係機関と連携したあまみ創業塾による支援と連動し、新たに創業助成金の創設により、事業立ち上げの支援を強化いたします。地場産業の振興につきましては、奄美ふるさと100人応援団の皆様などとの連携や、ふるさと納税制度の活用による特産品の販路拡大を支援してまいります。本場奄美大島紬につきましては、紬の薫るまちづくりに向けて、紬購入費等助成事業などに引き続き取り組むとともに、本場奄美大島紬産地再生計画に基づく奄美大島伝統工芸産業支援事業を実施し、技術者の減少と高齢化が進んでいる工程での後継者育成に取り組んでまいります。奄美黒糖焼酎につきましては、海外を含む販路拡大への、開拓への取り組みを促進するとともに、輸送コスト支援に引き続き取り組んでまいります。観光の振興につきましては、世界自然遺産登録を見据え、魅力的な観光地づくりに向けた施設整備をはじめ、航路航空路運賃低減や旅行支援事業の充実、島づたい観光の促進のほか、官民一体となったクルーズ船の受け入れ強化に引き続き取り組んでまいります。施設整備につきましては、奄美海洋展示館の展示内容の大幅なリニューアルとともに、引き続きあやまる岬観光公園の充実に取り組んでまいります。また、世界自然遺産登録により観光活性化が期待される住用地区においては、重点道の駅、黒潮の森マングローブパークの受け入れ機能の強化を図るとともに、内海公園エリアを含め、一体的な観光活用を促進してまいります。加えて、奄美らしい観光地づくりを推進するため、自然や文化などの奄美のウェルネス素材を生かした着地型観光メニューの造成やエコツアーガイドとの連携による質の高い体験プログラムの提供を図ってまいります。受入体制につきましては、滞在日数及び観光消費額の増加に向けて、奄美大島5市町村及びあまみ大島観光物産連盟が一体となり、観光満足度の向上に努めてまいります。また、大型クルーズ船の寄港をはじめ、さらなる増加が想定される外国人観光客に対応するため、キャッシュレス対応や多言語表記を促進するとともに、引き続き地域通訳案内士との連携や国際交流員の活動による受入体制の強化を図ってまいります。情報通信産業の振興につきましては、市内全域に整備された光ブロードバンド環境を生かし、フリーランスなどの支援、育成支援をはじめ、地元企業と連携した人材育成や起業育成などに引き続き取り組んでまいります。また、奄美市産業支援センターにおいて、あまみ働き方ラボを整備することと併せて、ICT人材育成センターの移転による機能集約を図り、産業活性化拠点としての強化を推進してまいります。雇用施策につきましては、本市独自の雇用対策事業を、中小企業等雇用者確保総合支援事業として引き続き実施するとともに、国の地域雇用活性化推進事業の活用を図り、さらなる雇用機会の拡大に取り組んでまいります。また、中小企業者の事業継続に必要な人材確保、育成を図るため、島外での資格取得を支援するキャリアアップ助成制度を引き続き実施してまいります。併せて、市内中小企業の福利厚生向上を目的として、退職金共済への加入促進、ゆいセンターの取り組みを引き続き支援してまいります。さらに、情報通信関連産業を中心に、企業誘致、仕事誘致に取り組むとともに、市内への企業進出や企業の高度化を促進し、雇用機会のさらなる創出に努めてまいります。産業連携につきましては、産学官連携やICT活用による連携のほか、地域資

源を活用した新たな産業の創出に向け、地域の総合的な取り組みをより一層促進してまいります。

3点目は、自然に恵まれた快適な暮らしのまちづくりの実現についてであります。世界の宝として認められようとしているこの自然環境の中で暮らす私たち市民一人一人は、関係する全ての人々と協力して、このすばらしい自然環境を後世に引き継ぐことができるよう努めなければなりません。その中で、人と自然が共生し、市民が安心して快適な暮らしができる生活空間を創出するため、生活基盤、交通体系を整備するとともに、防災、防犯体制の強化に取り組んでまいります。水道事業につきましては、簡易水道事業を統合するとともに、引き続き笠利東部地区再編推進事業や重要配水管更新事業を推進し、安全な生活用水の安定供給に努めてまいります。また、新年度より公共下水道事業及び農業集落排水事業を統合し、下水道事業として公営企業会計へ移行いたします。下水道事業につきましては、経営基盤の確立、強化に向けた経営戦略の策定などにより、中・長期的な視点をもった運営の安定化に努めるとともに、名瀬浄化センターの改築更新や大笠利処理区、用処理区の統合などに取り組んでまいります。公共下水道などの処理区域外における生活排水対策につきましては、合併処理浄化槽の設置に対する補助を継続して実施し、設置を促進してまいります。末広・港土地区画整理事業につきましては、引き続き事業の早期完了に向けて、確実に取り組みを推進してまいります。また、第3期の都市再生整備計画に基づく事業を推進し、賑わいのある中心市街地の整備に努めてまいります。市が管理する都市公園につきましては、公園施設長寿命化計画に基づき、順次改修を進め、快適に利用いただけるよう努めてまいります。小宿土地区画整理事業の導入につきましては、地域での合意形成に向けた支援を行ってまいります。名瀬港本港地区マリンタウン整備事業につきましては、新しい町の形成に向けて、基盤整備を促進してまいります。住宅政策につきましては、将来にわたる方向性を提示する奄美市住生活基本計画の策定に着手してまいります。また、市営住宅においては、公営住宅等長寿命化計画に基づき、外壁改修や水洗化などの改善を進めるとともに、大笠利地区において1棟4戸の住宅建設に着手してまいります。併せて、民間住宅においては、住宅リフォーム等助成事業を引き続き実施するとともに、耐震診断や改修への助成制度を継続し、安全で快適な居住環境の整備を促進してまいります。適切な土地利用の推進につきましては、経済的、社会的諸条件を考慮し、総合的に農業の振興を図ることを目的に、農業振興地域整備計画の見直しを引き続き進めてまいります。地籍調査事業につきましては、境界紛争の未然防止や土地取引の円滑化、さらには災害復旧への迅速な対応や、公共事業の円滑な実施のため、継続して事業を推進してまいります。墓地管理につきましては、引き続き墓地台帳の整備や無縁化対策に取り組むとともに、永田墓地利用計画審議委員会を設置し、今後の永田墓地の適正な利用計画について検討を進めてまいります。道路整備につきましては、災害に強い道路網を形成するため、県と協力し、国道58号おがみ山バイパスの円滑な事業促進に努めてまいります。また、市道につきましては、伊津部勝、名瀬勝、小湊線や手花部、節田線などに加えて、新たに三儀山線の改良事業に取り組むとともに、橋梁の安全点検及び補修に取り組んでまいります。港湾整備につきましては、引続き国・県と連携しながら、名瀬港整備を促進してまいります。離島航路や航空路につきましては、住民の利便性向上、物流の効率化、運航経営の支援制度の充実とともに、交流人口の拡大に向けて国・県、関係町村と連携し取り組んでまいります。地域公共交通につきましては、廃止路線代替バス運行事業を引き続き実施するとともに、コミュニティバスの運行やバス待ち環境の改善など、持続可能な交通体系の構築に取り組んでまいります。奄美大島独自の生態系の保全につきましては、希少種保護パトロールなどによる盗掘、盗採防止や、外来種対策に取り組んでまいります。また、ノネコの発生源対策として、飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の普及啓発を図るとともに、引き続き飼い猫の避妊、去勢手術、マイクロチップ装着の助成事業や野良猫のTNR事業などの施策を展開してまいります。併せて奄美・沖縄環境調査隊交流事業や子ども世界自然遺産講座などを引き続き実施し、奄美の将来を担う人材の育成に努めてまいります。自然環境の活用につきましては、自然環境に過度な負担を与えない適切な利用促進に努めるとともに、そのあり方について検討、研究を重ねてまいります。また、奄美大島生物多様性地域戦略に基づく取り組みを着実に推進し、生物多様性の保全と持

続的な活用を図ってまいります。生活環境につきましては、一般廃棄物処理基本計画の見直しを行い、ごみの減量、分別の徹底に向けた取り組みを推進してまいります。また、大規模災害によって生じる廃棄物を適切かつ迅速に処理できるよう、災害廃棄物処理基本計画に基づき、処理体制の確立に努めるとともに、年間を通じた海岸漂着物の回収体制の強化を図ってまいります。併せて、これまで名瀬地区で実施していた環境美化推進団体助成事業を市内全域に拡充し、地域住民主体の美化活動を促進してまいります。安全な地域づくりにつきましては、近年多発する大規模自然災害に鑑み、奄美市地域防災計画に基づいて、災害に強いまちづくりに継続して取り組むとともに、自主防災組織を中心とした地域の防災・減災力向上を促進してまいります。防災対策事業につきましては、急傾斜、砂防事業などの土砂災害対策を推進するとともに、新たに創設された緊急浚渫推進事業債を活用し、河川の寄り洲除去などを実施いたします。また、台風時の河川氾濫の防止に向けて、節田川の改修事業を新たに実施いたします。今年度は平成22年の奄美豪雨災害発生から10年という節目を迎えることから、豪雨災害の教訓を市民の皆様と共有し、災害に対する知識の向上を図るシンポジウムを開催いたします。また、奄美市防災訓練や平成25年以来7年ぶりに本市で開催される鹿児島県総合防災訓練などを通して、各関係機関との連携による対応力向上に努めるとともに、災害に関する各種基準や災害時警戒区域などの更新へ対応するため、新たなハザードマップの作成に取り組んでまいります。併せて、避難所に指定されている各地域の集会施設の改修を計画的に実施し、引き続き避難所としての機能強化を図ってまいります。加えて、住用国保診療所の近隣に、新たに医師住宅を整備することにより、災害時においても迅速かつ安定的な医療サービスの提供ができるよう取り組んでまいります。消防・救急体制の強化につきましては、水難救助への対応力強化に向けて、名瀬消防署に水上オートバイを新たに配備するほか、笠利消防分署の高規格救急自動車の更新を行うなど、機材の計画的な配備、更新を行うとともに、職員、団員の研修、充実を図ってまいります。防犯対策につきましては、警察などの関係機関と地域防犯体制の強化に努めてまいります。交通安全対策につきましては、各学校、地域において、交通安全教室を実施するとともに、交通災害共済制度への加入促進を図ってまいります。消費生活対策につきましては、多様化する消費者問題から市民を守るため、消費生活センターを中心に、弁護士会との連携や地域コミュニティFMなどを活用した啓発活動に取り組んでまいります。

第4点目は、地域の中で教え、学ぶ教育、文化のまちづくりの実現についてであります。様々な課題に直面している教育環境の中、本市の教育理念である地域に根差したふるさと教育、奄美の子どもたちを光にのちもと、子どもたちの情操育成事業などを通して、豊かな心、郷土を愛する心、健やかな体を育むとともに、学校、家庭、地域、世代間が交流、連携した教育行政を推進してまいります。また、生徒指導、生徒支援については、各再発防止対策検討委員会において、各学校における生徒支援や教育相談態勢のあり方を調査、研究し、望ましい生徒指導、生徒支援態勢などの構築を図ってまいります。確かな学力の定着、向上のために、奄美市が取り組んでいる学力向上対策授業改善五つの方策の徹底に努めるとともに、確かな学力を培う家庭学習の習慣化と充実を図り、学力向上に取り組んでまいります。また、きめ細やかな指導を徹底するため、特別支援教育支援員、理科支援員の配置や市独自の小学校5・6年生での35人以下学級の推進に引き続き取り組んでまいります。併せて、小学校5・6年生において、ALTの積極的な活動を含めた外国語学習に取り組むほか、小学校におけるプログラミング教育についても充実を図ってまいります。加えて、特認校制度や奄美くろうさぎ留学事業の継続、小規模複式校の教育の充実、幼・小・中の連携や小中一貫教育を推進してまいります。学校教育におけるICTの利活用につきましては、小・中学校全ての普通教室に整備した電子黒板の活用に加え、創造性を育む教育、ICT環境を子どもたちに提供するため、校内ネットワークの構築と児童・生徒1人1台を目指した情報通信端末の計画的な導入を進めてまいります。また、教職員の働き方改革の一環として、校務支援システムの導入などによる学校における業務改善を推進し、教職員が子どもと向き合う時間を確保するなど、学校教育の充実を図ります。豊かな心の育成につきましては、児童・生徒と教師が一体となった花作り、花いっぱい運動や、市少年少女合唱団による歌声の響く学校づくり、地域に根差す活動

などを通して、情操教育及び心に届く生徒支援を推進するとともに、健全な自尊感情、自己肯定感の育成や共感的な人間関係の構築を図ってまいります。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、ふれあい教室の活用などにより、一人ひとりの個に応じた社会的自立の支援に努めてまいります。併せて、学校司書、巡回学校司書の配置により、児童・生徒の読書週間の確立や多様な読書活動の促進に努めてまいります。郷土を愛する心の育成につきましては、ふるさと学習を通して、島口や島唄、新民謡、八月踊りや六調などを伝承し、伝統文化を保存、継承する世代づくりに取り組み、生まれ育った奄美に誇りを持つ児童・生徒の育成に努めてまいります。健やかな体の育成につきましては、一校一運動やあまみっ子運動遊び体育教室を推進し、園児や児童・生徒の体力向上を図ってまいります。学校給食につきましては、奄美の食材を生かした食育に取り組むとともに、衛生管理基準に基づき、安全管理を徹底した運営体制づくりに努めてまいります。安全・安心な学校づくりににつきましては、各学校での防災訓練などの防災教育を通して、児童・生徒や主体的に行動する態度を育むとともに、通学路安全推進会議など学校、地域が一体となった取り組みに努めてまいります。教育環境の整備につきましては、老朽化した笠利中学校の校舎改築事業をはじめ、学校施設の改修を計画的に進めてまいります。高等学校への取り組みにつきましては、地元高校魅力アピール支援事業を実施し、学校の活性化に向けた支援を行ってまいります。また、奄美看護福祉専門学校への支援を引き続き実施し、不足する医療、福祉分野の人材育成や定住促進を図ってまいります。さらに、奄美大島5市町村が連携した共同キャンパスの実現に向けた事業の具体化を進めるとともに、鹿児島大学国際島嶼教育研究センター奄美分室との連携など、大学などと連携した取り組みを推進してまいります。生涯学習の推進につきましては、講座の充実や自主事業の展開、県立奄美図書館との連携、移動図書館車の市内巡回を通して、多様化する生涯学習の推進に努めてまいります。また、生涯学習の拠点となる市民交流センターにつきましては、早期完成に向けて引き続き整備推進に努めてまいります。社会教育の推進につきましては、家庭、地域の教育力向上の取り組みに加え、青少年教育やPTA活動の充実を図り、学校、家庭、地域の連携に努めてまいります。開館30年の節目に大幅なリニューアルを行った奄美博物館は、多くの皆様から好評を博し、環境文化の学びの拠点としての役割を改めて強く求められているところであります。郷土学の振興につきましては、先人の教えである島唄半学の精神に倣い、島口、シマムタや地域の伝統文化の保存、継承活動を促進するとともに、奄美博物館において環境文化に根差した企画展などを開催し、情報発信機能の強化にも努めてまいります。また、国指定史跡小湊フワガネク遺跡などの文化財の保存活用に取り組み、市民の文化財愛護思想の普及啓発と併せて、観光振興、地域の活性化につなげてまいります。文化活動の振興につきましては、市民文化祭や市美術展覧会を開催するとともに、市民が芸術に触れる機会を創出するため、自主文化事業に取り組んでまいります。また、地域に残る集落行事や伝統文化を映像に記録することで、地域文化の保存、継承を図ってまいります。令和元年度から取り組みを進める奄美市民歌につきましては、奄美市のさらなる一体感の醸成と市民のふるさと意識の高揚を図り、市民が心を一つに歌い上げることができるよう取り組んでまいります。奄美群島の復帰運動の伝承につきましては、引き続き日本復帰記念の日の集いを開催するとともに、奄美博物館に所蔵する貴重な資料の修復など、保存に向けた取り組みを推進いたします。社会体育の振興につきましては、総合運動公園などの老朽箇所の修繕を行い、施設の安全性の確保と利用促進に努めてまいります。また、市民体育祭やチャレンジデーなど、市民が広くスポーツに親しむ機会づくりに取り組むとともに、第61回大島地区大会などの開催に当たっては、円滑な運営に向けて、各種団体と協力、連携してまいります。併せて、小・中学生のスポーツ、文化活動の支援のため、全国大会などへの大会出場助成を実施してまいります。スポーツ合宿につきましては、関係機関と連携して引き続き誘致活動と受入態勢の充実を図り、合宿チームの満足度向上に努めてまいります。いよいよ本年10月に第75回国民体育大会相撲競技が住用町にて開催されます。開催に当たっては、大会の円滑な運営に向けて、引き続き関係する皆様との連携のもと、万全の準備を整えてまいりますとともに、相撲処奄美の熱気を来島いただく全ての皆様にお伝えできるよう努めてまいります。

第5点目は、魅力ある地域づくりに向けてについてであります。本市には世界に誇れる豊かな自然や多様な文化、お互いを支え合う結いの精神が存在しております。これらを生かした魅力ある地域づくりを行うため、市民や企業、他自治体との連携をはじめ、国際交流など内外にわたる協働により、多様な知恵とノウハウを結集し、島嶼地域のモデルとなる地域づくりを推進してまいります。市民と行政の協働につきましては、市長とむんばなしなどを通して、市民と直に語り合うとともに、地域の行政協力員などと連携を深め、ともに協力し合う協働のまちづくりを推進してまいります。また、地域コミュニティの強化を図るため、自治会、集落会などへの支援を行い、活力ある地域づくりの推進に努めてまいります。併せて、郷土に対する誇りと自信を深め、地域の活性化を図るため、一集落1ブランド事業に引き続き取り組んでまいります。加えて、地域課題の解決に向け、市民提案型による紡ぐきよらの郷づくり事業を引き続き実施し、地域や各種団体の知恵と工夫を生かした取り組みを支援してまいります。市政施行15周年の記念イベントとして、NHKのど自慢を開催し、改めて奄美市誕生を振り返る機会となるよう取り組むとともに、全国に魅力を発信してまいります。男女共同参画の推進につきましては、男女共同参画基本計画後期計画に基づき、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、個性と能力を発揮することができる豊かな社会づくりに向けて取り組んでまいります。定住促進施策につきましては、定住促進住宅の整備に取り組むほか、U・Iターン者への住宅購入費、リフォーム助成制度の活用を促進するとともに、空き家バンク制度や移住支援情報の充実を図り、積極的な移住・定住施策を展開してまいります。また、奄美市空き家等対策の推進に関する条例に基づき、実施調査をもとに総合的かつ計画的に空き家、廃屋などの適切な管理及び利用促進を図ってまいります。国際交流につきましては、将来の奄美を担うグローバル人材の育成を図るため、ナカドウチェス市との中学生交換留学を引き続き実施するとともに、南カリフォルニア奄美会との交流事業を実施いたします。地域間交流につきましては、友好都市である兵庫県西宮市、大阪府豊中市との地域間交流を推進するほか、長野県小川村、群馬県みなかみ町との交流事業に引き続き取り組んでまいります。また、香川県小豆島で開催される予定の全国離島交流中学生野球大会にも引き続き参加し、全国離島地域との交流機会の創出にも取り組んでまいります。昨年、地理的、歴史的にもつながりの深い沖縄の皆様の心の支えである首里城が焼失したことは大変心の痛む出来事でありました。全国的にも支援の輪が広がる中、兄弟島奄美として、本市においても首里城再建に向けて市民の善意による義援金と、奄美群島12市町村一体となった支援に取り組んでまいります。市民サービスの向上につきましては、各種研修を通して職員のスキルアップを図るとともに、事務作業の効率化と超過勤務の縮減を進め、職員の働き方改革と公務能率の向上に取り組んでまいります。庁舎整備につきましては、市民広場や駐車場の早期完成に向けて、引き続き整備推進に努めてまいります。新たな財源として多くの方からいただいているふるさと納税につきましては、市内産業の活性化を目的とした返礼品のさらなる充実や寄附金を活用した事業の実施、PRなど、積極的な取り組みを推進してまいります。公共施設の適切な管理につきましては、指定管理制度などを活用し、民間事業者との連携による市民サービスの向上に努めてまいります。統計調査につきましては、各種施策の基礎となる最も重要な国勢調査が実施されますことから、実施本部を設置し、円滑な調査に向けて万全な体制を整えてまいります。行政情報力の向上につきましては、広報紙やインターネットなどを活用し、住民へ向けた多角的、効率的な市政情報の提供を行うとともに、各報道機関や地域コミュニティFMとも連携し、奄美ならではの魅力発信や移住などに関する情報発信のさらなる充実を図ってまいります。広域行政の推進につきましては、奄美群島成長戦略ビジョンや奄美大島総合戦略に基づく事業を着実に実施するとともに、世界自然遺産登録に向けた取り組みを沖縄とともに推進してまいります。

ここまで、本市の主要施策を申し述べさせていただきました。続いて、これらの主要施策の推進に当たり編成いたしました、令和2年度予算案の概要についてを申し上げます。

国は、令和2年度予算編成の基本方針において、経済再生なくして財政健全化なしの基本方針のもと、地球環境と両立した持続的な、包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成に向け、地方創

生などの重要課題に取り組むとしております。こうした国の動向を踏まえ、本市の令和2年度当初予算は一般会計において会計年度任用職員制度の導入による人件費の増額などにより、前年度当初と比較して487万5,000円の増額となったほか、地方創生関連予算として、一般財源ベースで4億6,100万円余りを確保し、雇用、人の流れ、出産、子育て、地域づくりなどに重点を置いた予算といたしております。また、世界自然遺産登録を見据え、引き続き自然保護関連予算を確保し、ふるさと納税寄附金を活用した子育て環境の整備や人材育成などに取り組むための予算を計上しております。加えて、本市の令和元年度3月補正予算において、国の補正予算の関連事業として、公立学校ICT環境整備事業など5億4,049万4,000円を計上し、本市一般会計予算を15カ月予算とした切れ目のない予算として実行することとしております。一方、歳入においては自主財源である市税の増額が見込まれるものの、依然として歳入総額に対する依存財源の占める割合が高いことから、今後とも引き続き地域経済の活性化と財政の健全化の両課題に取り組み、中・長期的に持続可能な財政構造を確立することが重要と考えております。

続きまして、令和2年度の各会計の当初予算案について、概略を申し上げます。

議案第11号 一般会計予算は会計年度任用職員制度の導入による人件費増額などにより、対前年度0.01パーセント増の336億2,798万7,000円であります。

議案第12号 国民健康保険事業特別会計予算は、保険給付費の減額などにより、対前年度2.3パーセント減の51億5,216万5,000円であります。

議案第13号 国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算は、診療収入の減額などにより、対前年度0.8パーセント減の2億6,524万6,000円であります。

議案第14号 後期高齢者医療特別会計予算は、広域連合納付金の増額などにより、対前年度17.9パーセント増の5億2,717万円あります。

議案第15号 介護保険事業特別会計予算は、介護給付費の増額などにより、対前年度1.9パーセント増の49億5,427万2,000円あります。

議案第16号 訪問看護特別会計予算は、訪問看護収入の減額により、対前年度2.1パーセント減の3,459万8,000円あります。

議案第17号 ふるさと創生人材育成特別会計予算は、奨学生貸付金の増額により、対前年度5.6パーセント増の2,808万円あります。

議案第18号 と畜場特別会計予算は、前年度並みの904万9,000円あります。

議案第19号 交通災害共済特別会計予算は、前年度並みの754万4,000円あります。

議案第20号 水道事業会計予算は、建設改良費の減額などにより、収益的収入と資本的支出の合計額は対前年度8.5パーセント減の20億9,731万1,000円あります。

議案第21号 下水道事業会計予算は、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の公営企業会計への移行に伴い、新たに下水道事業会計を設置するものであります。収益的収入と資本的支出の合計額は33億4,522万1,000円あります。

以上、一般会計、特別会計及び企業会計予算を合わせた予算総額は、対前年度2パーセント増の500億4,864万3,000円あります。

引き続き、議案第22号から議案第34号までの提案理由を御説明申し上げます。

議案第22号 奄美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、働き方改革の推進に伴い、超過勤務を命じる時間の上限を定めるなど、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第23号 奄美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、会計年度任用職員制度の創設に伴い、特別職の職員で非常勤のもの職の見直しを行うため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第24号 奄美市ふるさと創生人材育成基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、

新たな創業支援制度の創設に伴い、基金の貸付対象者を見直すなど、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第25号 奄美市国民健康保険療養給付基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険事業の県単位での共同運営化に伴い、事業運営に基金を活用できるようにするため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第26号 奄美市地方卸売市場の設置及び業務条例の一部を改正する条例の制定につきましては、卸売市場法の改正に伴い、卸売業務の許可、売買取引の方法に関する事項を追加するなど、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第27号 奄美市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第28号 奄美市定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、民法改正に伴い、連帯保証人に関する規定の見直しなど、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第29号 奄美市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第30号 奄美市給水条例の一部を改正する条例の制定につきましては、簡易水道事業を廃止し、水道事業に統合するため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第31号 奄美市債権管理条例の制定につきましては、市が所有する債権の管理に関し、必要な事項を定め、債権管理の一層の適正化を図るため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第32号 奄美市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等に関する条例の制定につきましては、任期を定めて採用する市費負担教職員の給与等について、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第33号 奄美市下水道事業の設置等に関する条例の制定につきましては、下水道事業に地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行するため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第34号 大島地区衛生組合規約の変更につきましては、同組合の共同処理する事務変更に伴い、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、令和2年度の市政運営における基本姿勢、予算編成及び議案の提案理由を申し述べさせていただきました。本年度の干支、子年が意味するところは、十二支の新たな年の始まりであるとともに、子孫繁栄にも通じ、まさしく本市の新たなスタート、そして、長年取り組んでいる人口対策にとっても大変縁起のいい年であります。奄美市誕生15年を迎えるに当たり、私の基本姿勢であります自然と文化、人と地域に学ぶことをしっかりと体現し、奄美市の末永い繁栄に向けて取り組んでまいり所存であります。米国のアップル社の共同創業者として情報分野で多くの技術革新を興し、現在の私たちの暮らしに大きな影響を与えておりますスティーブ・ジョブズが残した言葉に次のようなものがございます。未来を見て点を結ぶことはできない。過去を振り返って点を結ぶだけだ。だから、今ある点はいずれ未来で結ばれていくと信じなければならない。まさに示唆のある言葉ではないかと思えます。我が国を取り巻く環境、そして、本市をはじめ地方が進むべき未来は決して楽観できるほど七色に彩られたものではありません。しかしながら、未来の人々が振り返って見たときに、現在（あのとき）の積み重ねが未来（いま）につながっていると感じ、島に生きることの誇りをさらにつなげていく奄美を、島をつくり上げていかなければなりません。そのためにも、目の前におかれた課題に適切に対応し、先に見据える理想の奄美市、幸せの島の実現に向けて、市民の皆様とともに未来への点の一つひとつ丁寧に結んでまいりますこととお誓い申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。御清聴ありがとうございます。

議長（与 勝広君） 以上で、市長の新年度に臨む施政方針並びに各会計予算、その他各議案等に関する提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

報告書整理及び議案等調査のため、明日26日から3月4日まで休会としたいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、明日26日から3月4日まで休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

3月5日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。(午前10時47分)

第 1 回 定 例 会

令和 2 年 3 月 5 日

(第 3 日 目)

3月5日(3日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
7 番	安 田 壮 平 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
11 番	松 山 さ お り 君	12 番	林 山 克 巳 君
13 番	西 公 郎 君	14 番	関 誠 之 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	川 口 幸 義 君
17 番	伊 東 隆 吉 君	18 番	元 野 景 一 君
19 番	与 勝 広 君	20 番	竹 山 耕 平 君
21 番	橋 口 和 仁 君	22 番	多 田 義 一 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務長	手 蓑 利 文 君
笠利総合支所事務長	高 一 也 君	総 務 部 長	前 田 和 男 君
総 務 課 長	三 原 裕 樹 君	企 画 調 整 課 長	山 下 能 久 君
財 政 課 長	國 分 正 大 君	プロジェクト推進課長	平 田 宏 尚 君
市 民 部 長	満 永 亮 一 君	市 民 協 働 推 進 課 長	佐 野 早 苗 君
市 民 課 長	寿 山 一 昭 君	国 保 年 金 課 長	濱 田 洋 一 郎 君
保 健 福 祉 部 長	奥 田 敏 文 君	福 祉 政 策 課 長	石 神 康 郎 君
保 護 課 長	保 金 満 君	健 康 増 進 課 長	徳 永 明 子 君
高 齢 者 福 祉 課 長	永 田 孝 一 君	商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君
商 工 情 報 課 長	麻 井 庄 二 君	紬 観 光 課 長	島 袋 修 君

3月5日(3日目)

産業建設課長	岩下 忠久 君	産業振興課長	長井 和揮 君
農林水産部長	山下 仁司 君	農林水産課技術調整監(笠利)	平井 東 君
建設部長	橋口 義仁 君	都市整備課長	竹元 康晴 君
建築住宅課長	岡江 康裕 君	上下水道部長	藤山 浩俊 君
下水道課長	里 嘉郎 君	下水道課技術調整監	里 則人 君
水道課長	吉 郁也 君	教育部長	福長 敏文 君
教育委員会総務課長	徳永 恵三 君	学校教育課長	元野 弘 君
スポーツ推進課長	大山 茂雄 君	学校給食センター長	龍 和隆 君
農業委員会事務局	用 稲 工 巳 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	前田 賢一郎 君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	向 井 渉 君
主幹兼議事係長	伊集院 正 君	議事係主査	堀 健太郎 君

議長（与 勝広君） はい、おはようございます。ただいまの出席議員は22名であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は一般質問であります。

○

議長（与 勝広君） 日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。

一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。さらに、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますよう、予めお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、日本共産党 荒田幸司君の発言を許可いたします。

5番（荒田幸司君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。日本共産党の荒田幸司です。昨年の第4回定例会の一般質問の順番は、新人にも関わらず殿（しんがり）の質問者でしたが、今回はトップバッターという巡り合わせとなりました。かなりプレッシャーを感じていますが、しっかりと努めていかなくてはならないと決意をしています。どうぞよろしくをお願いいたします。

まずはじめに、今回の新型コロナウイルス肺炎でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りすると同時に、感染された方々の1日も早い快復をお祈り申し上げます。皆さん、今、日本は新型コロナウイルスの流行で困難を極めています。そのことに拍車をかけたのが、2月27日、第15回新型コロナウイルス感染症対策本部において、安倍晋三首相が突如全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学級について、3月2日から春休みまで臨時休校を行うよう要請したことです。学校の休校は原則として地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて教育委員会が決定し、その予算執行は各自自治体の首長が行うもので、総理といえどもこのことについては一切の権限を有していません。今回の安倍総理の要請は何の法的根拠もない越権行為と言わざるを得ません。それが、翌日28日の予算委員会では、「昨日は基本的な考え方を示した。各学校、地域で柔軟に御判断いただきたい」と、責任転嫁とも思える発言を行い、現場はさらに混乱する事態となりました。全く無責任の極みと言わざるを得ません。一方、新型コロナウイルスの流行で隅に追いやられた感のある首相主催の桜を見る会疑惑。野党の追及の中で求められた招待者リストをはじめ、前夜祭における支払いの問題など、何一つ解明されないままの状態となっています。首相側が野党の質問に正直に答え、求められた資料を提出することで解決の道が開かれます。この問題を長引かせている責任は首相の側にあることは明白です。森友・加計学園問題同様に、何も明らかにしないまま幕引きをすることは許されません。野党共闘をさらに進化させ、嘘と隠蔽のこの政権を1日も早く終わらせることを期待するものです。

それでは、質問に入ります。まず自衛隊に関連して。戦後70年、歴代の政権が現憲法のもとで個別的自衛権の行使であれば憲法に抵触しないとの考えを基本に進めてきた安全保障に関する国の考え方が、安倍政権になり一変しました。それは、憲法学者の約9割が憲法違反との意思を示した集団的自衛権行使容認の閣議決定の上に、2015年9月19日に国民や野党の反対を押し切って、数の力で強硬、成立させた安保法制に表れています。そして、安保法制の成立と前後して、2013年12月6日には特定秘密保護法、2017年6月15日には共謀罪といった悪法が国会の数の力で強硬、成立しています。これらの法律はどのように考えても国民の目、耳、口を塞ぐためのものであり、日本を戦争できる国にするための施策にほかなりません。安倍政権の戦争できる国づくりは、中国の海洋進出や北朝鮮のミサイル発射を口実として危機感を煽り、奄美大島をはじめ、南西諸島や先島諸島の島々に陸上自

衛隊駐屯地を開設し、今、種子島の馬毛島に米軍の離発着訓練場の建設計画が持ち上がるなど、影を落とすきています。私は市政に携わる者として、安倍政権の戦争できる国づくりを危機意識を持って見ていかなくてはならないと考えております。そこで、質問いたします。昨年の奄美市議会第2回定例会で、我が党の三島 照議員が行った質問に対し、防衛省へ自衛官募集に関する情報を提供している旨の答弁があります。この情報提供はいつ頃からどのような方法で行っているのか、お示してください。

次の質問から発言席で行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは、さっそく荒田議員にお答えいたします。自衛隊募集に関わる防衛省への情報提供につきましては、自衛隊法及び自衛隊法施行令に基づき協力が求められております。奄美市個人情報保護条例に基づき、細心の注意を払いながら提供しているところであります。提供開始の時期につきましては、この文書の保存期間が5年間であることから、その以前のことについては申し上げませんが、少なくともこの5年間を超える以前から提供はしているものと思われれます。また、提供の方法につきましては、平成28年までは紙媒体により提供しておりましたが、現在は電子媒体による提供へと移行しているところでございます。以上であります。

5番（荒田幸司君） この情報提供についてと、それと、今、紙媒体、そして、電子媒体ということで提供しているということでしたけれども、それと、自衛隊法に則って奄美市の個人情報条例、それに則ってやっていますというお答えでしたけれども、これは奄美市の個人情報保護条例の何条に沿って行っているのか、お答えいただけますか。

総務部長（前田和男君） 条文の適応項目は奄美市個人情報保護条例第8条第3項に基づいております。

5番（荒田幸司君） 私がこの質問をしたのはですね、個人情報の保護条例を見ていて、第4条にですね、実施機関は本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人に対してその利用目的を明示しなければならないという規定があります。その中の3にですね、少し気になったのは、利用目的を本人に明示することにより、市の機関、他の地方公共団体、または、地方独立行政法人云々って書いて、最後に、行う事務または、事業の適正な遂行に支障をきたす、及ぼす恐れがあるときは、そのときはその情報を本人に対して明示しなくていいという内容だと思うんですけども、ここの中ですね、この事業の適正な遂行に支障をきたす、及ぼす、支障を及ぼす恐れがあるときというのは、どういった場合を想定しているのかと、そこが少し気になったんですが、お分かりになりますか。

総務部長（前田和男君） すいません、今、手元に条文そのものを持っていないものですから、今、言葉で聞いた内容で、事業というものの性格をしっかりと確認しないとイケないと思っておりますので、申し訳ありません、今、ここで即答はいたしかねます。

5番（荒田幸司君） はい、分かりました。

議長（与 勝広君） 荒田幸司君、手を挙げて。

5番（荒田幸司君） すいません、失礼しました。この情報のやっぱり提供についてはですね、私、非常に違和感を持ってましてですね、三島議員も恐らくそういうことをおっしゃっていると思うんです

が、まず一般的なやっぱり感覚としてですね、これだけやはり個人情報の保護が謳われている中で、本人の知らないところで個人情報が防衛省に流れている。そのことを本人が知ったときは、非常に違和感があるし、疑問に思うと思うんですね。その辺はいかがでしょうか。

総務部長（前田和男君） すいません、先ほどの条文、今、手元に来ましたので、まずおっしゃっていた事業というのは、独立行政法人が行う事業を指しているものと思います。従いまして、行政がやる事業ということでは当たらないというふうに考えております。あくまでもこの4条につきましては、個人情報を取得するときは次に掲げる場合を除き、本人に、予め本人に対しその利用目的を明示しなければならないという条項でございます。私どもが個人情報保護条例のもとにしているのは、利用及び提供の制限、これが第8条で示されております。従いまして、第8条に基づく提供でございますので、取得と利用目的の明示というものと必ずしも一致するものではないというふうな判断をいたしているところでございます。

5番（荒田幸司君） この情報提供はですね、今後もやはり同じように、要請があった、5年ごとによって区切りがあるみたいですが、やっていくということになるんですか。

総務部長（前田和男君） 法律に基づいての行為でございますので、行政としては当然に対応しなければならないことであると考えております。

5番（荒田幸司君） 自衛隊法、そして、奄美市の個人情報保護条例、そういったものに対してやっているということですが、いろいろ調べてみますとですね、市町村によっては、やはりその辺の解釈のあり方はいろいろあると思うんですね。そういった意味では、もう少しやはり個人の、やっぱり意思っていうかな、そういったところを大切にされた対応が必要じゃないかなというふうに考えるんです。ということは、同じような形でやっていくということで、今後も対象者に確認をして情報提供をしていくということは考えていないということになるんですかね、いかがでしょう。

総務部長（前田和男君） 議員のおっしゃっている対象者ということでいうと、年齢要件に合致する対象者という考えだと思いますが、現在のところ、そこについては全ての対象者に確認を取るという行為は考えておりません。

5番（荒田幸司君） そうであったらですね、せめてやはり情報の提供の仕方を少し考えていただくことはできないのかなと思っているんですね。先ほどその媒体でいって、提供しているということしたけれども、やっぱり市町村によってはですね、そこは提供はしますけれども、住民基本台帳、その閲覧だけやっぺらうという、あまり積極的でない、そういった提供の仕方もしているんですね。私はやっぱり奄美市としては、後で述べますけれども、やはりそのぐらいの程度でいいのではないかなということを考えています。是非、後で、また、質問の2番と少し関連しますので、次の質問に移りますけれども、最後に申し述べたいというふうに思います。

次の質問で、市役所入り口にですね、自衛隊員募集の立て看板の設置、そのことについて、私自身が少し認識違いがあったようですが、質問の内容は同じようになります。看板はですね、旧庁舎時代から立てられているということ。現在は住用支所にも立っていて、笠利支所については、看板が壊れたこと、今、立っていないということを伺っています。そのことを踏まえて質問になりますが、旧庁舎で自衛隊員募集の立て看板を設置した時期、そして、どのような経緯を経て設置したのかを改めてお尋ねいたします。よろしくをお願いします。

総務部長（前田和男君） 旧庁舎に立っていた立て看板の設置時期については、申し訳ありませんが、確認が取れておりません。今回の立て看板につきましては、自衛隊法第97条の規定に基づき、自衛官募集について広く公報するために設置されたものでございます。先ほど議員の質問からございましたように、新たな設置ではなく、以前から、以前の旧庁舎正面のほうにも設置されていた立て看板に代わるものでございます。また、設置に係る費用につきましては、全額県委託金として交付されているものでございます。以上です。

5番（荒田幸司君） はい、設置の経緯については分かりました。実質的には、防衛省からの一定の依頼があつてということのようですね。質問の1番と2番、私がこの質問を今度やったのは、次に述べることでやはりすごい違和感があるっていうかな、疑問があつたからなんですけれども、そのことを述べさせていただきます。私は質問1の情報提供や自衛隊員募集の立て看板の設置は止めるべきと考えたことから、今回の質問に至っています。理由は、初めにも申しましたように、今、日本は安倍政権によって集団的自衛権等の行使ができる国に変わっています。自衛隊が米軍と一緒に海外で武力行使をする可能性が高まっているんです。従って、自衛隊員が海外での戦争で命を失う危険性が高まっています。そのような状況のもとで、防衛省への個人情報の提供、そして、自衛隊員募集の立て看板することは、奄美の若者のやはり命を危険にさらす、そういったことに手を貸すことになるんじゃないかなというふうに考えています。是非、そういった意味では、この積極的なやはり情報提供、支援は慎んだほうがいいのではないかと私は考えておまして、その辺のところについて、市長の見解をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

市長（朝山 毅君） 荒田議員のお考えも一つの考えでありましょう。私自身、また、個人的に考えますれば、企業の募集、市役所職員の募集、県職員の募集、国家公務員の募集、自衛隊の募集、私はあつて然るべきだと思います。やはり職業選択の自由というものがありますので、広くそれぞれの職制において公募、公報することは、私は何ら法に抵触するものではないと思っております。そういう中において、国の任務を背負おうとする者、地方を背負おうとする者、企業を背負おうとする者、将来のある若い皆さん方がそれぞれの理念に基づき、また、思いに基づいて、それぞれの職業の選択をするのは自由だと思います。しかも、この開示している情報は、氏名、生年月日、そして、性別、住所、これだけなんです。これ、一般的にどの組織体系においてもなされる最低限度のことではないかと思えます。それ以上の情報提供、全くありませんので、そういうことを平易に、純粹に考えていきますと、それほどのことではないかと。しかも、法に基づいて、ずっとこれはやってきていることであります。5年間は確実に調べましたが、それ以前のもの文書廃棄という規定に基づいてやっておりますので、申し上げませんでした。私も笠利の町長時代からずっとそういうことをやってありました。そういう意味において、ほとんどの自治体においてなされていることではないかと思えますので、ひとつ私の思いを御理解いただければと思います。以上です。

5番（荒田幸司君） 市長のお話の内容と言いますかね、その気持ちは私も理解はできます。ただ、やはり私が心配しているのは、今、やはり日本は集団的自衛権が、行使ができる、可能になった、三つの新しい要件があるとはいえ、そういった状況の中で、今回、ホルムズ海峡にもやはりいろんな口実をつけて出ていますよね。そういった状況を考えたときに、今の集団的自衛権ができるという状況の中では、積極的にやはり協力すべきでないんじゃないかなという私の思いで、是非、その辺は見直していただきたいということでの質問です。その辺は、また、それで御理解いただきたいというふうに思います。やはり、最後になりますけれども、やはり平和はですね、武力ではつukれないということは、もうこの間のいろんな出来事の中ではっきりと示されていると思うんですね。やはり憲法9条を持った日本は徹底的にやっぱり平和外交、そこを進めるべきじゃないかなと。やはり今の日本の歩みは、やはり中

国、北朝鮮、そういったところの危機を煽りながら、少しやはり戦争できる国づくりに、やはり進められている状況があると思うんですね。そこは、やっぱり地方自治体としてしっかりとストップをかけるための役割を果たすということも非常に重要じゃないかというふうに考えていまして、そのところをもう一度考えていただきたいということをお願いして、この質問については終わります。

それじゃ、次の質問に移ります。次は子育て支援についての質問です。昨年10月から、国の制度で幼児教育・保育の無償化の事業が始まりました。しかし、奄美市においては、新しく導入された副食費が有料のままで、1月当たり保護者の負担が5,000円程度と伺っております。多くの自治体で取り組み始めている完全無償化に向けて、何らかの形で負担軽減を図ることはできないのか、見解をお伺いします。

保健福祉部長（奥田敏文君） 幼児教育・保育無償化に伴う副食費の負担軽減についてお答えをいたします。副食費につきましては、幼児教育・保育無償化以前にも、保育料の中で保護者に負担をしていただいております。今般の幼児教育・保育無償化に伴い、保育料は無償化されておりますが、副食費については引き続き保護者に負担をしていただくという制度になっております。また、これまで保育料そのものが減免をされていた方につきましては、副食費についても減免を維持するとともに、減免措置の対象範囲を年収260万円未満相当から年収360万円未満相当の世帯まで拡充しております。副食費を負担していただくのは年収360万円以上の世帯というふうになっております。副食費につきましては、給食を提供している保育所等を利用している保護者に負担をしていただいているわけですが、給食を提供していないへき地保育所等につきましては、御自宅からお弁当を持参をしていただいているところがございます。副食費を軽減することになりますと、同じ未就学児を持つ保護者の負担が利用する施設によって異なってくること、副食費を負担していただくのがある程度収入のある方であること、これらを考慮しまして、子育て世帯が広く恩恵を受けられる負担軽減について、内部で検討をしてみました。本市では子育て世代に対する独自の負担軽減施策としまして、昨年10月から3歳児以上の子どもの保育料が無償化されたことを踏まえ、年齢ごとの負担を平準化するため、新年度から0歳から2歳までの保育所保育料の負担軽減を図ることとしております。このように本市におきましては、副食費の負担軽減ではなく、3歳未満の保育所保育料軽減により、子育て世代の負担軽減を図っていきたいと考えておりますので、御理解をいただければと思います。

5番（荒田幸司君） 今の部長の答弁ですと、それほど負担に、ある意味ではやはりこの奄美市としてもそういった助成をしているんで、それほどやはり負担になるようなところにはなっていないんじゃないかなという捉え方をしているように感じますけれども、そういった意味では、今後ですね、その副食費の助成についてはなかなかできかねるということの捉え方でよろしいのでしょうか。また、その財政的、恐らく財政的な裏付けがないとなかなかできない問題だとは、それは認識していますけれども、その辺のところでは試算は一度でもやっていただいているのでしょうか。その辺のことについて、お答えいただけますか。

保健福祉部長（奥田敏文君） 答弁を繰り返すようではございますけれども、3歳児から5歳児までの保育料については無償化をされたということで、但し、いわゆる給食費の実費分に当たる分については負担をしていただくということがございます。家庭内で、例えば認可保育所ですと、親が働いているとかいう条件がありますので、そういう条件に担わない方は家庭で保育をされています。その方についても、当然、昼食代はかかってくるということがありますので、国の制度として給食費については、副食費については、いわゆる負担をしていただきたいと。保育所においても、家庭においても、食事代はかかりますよねということで、この分については無償化の対象になっておりません。そういう考え方からしますと、奄美市としては、いわゆる今度無償化にならなかった0歳から2歳までの子どもたちの保育料の軽減の

ほうが、いわゆる公平性があるというふうに判断をしまして、この政策を進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただければと思います。

5番（荒田幸司君） はい、分かりました。恐らく、今後もまた、何らかの形で要望はしていきたいというふうに考えてますけれども、今日についてはこれで終わりたいと思います。

次の質問に移ります。学校給食費の問題です。学校給食費の無償化については、御存知のように奄美群島12市町村において、宇検村が2016年度から小・中学校での無償化を始めています。その制度を始めるに当たり、宇検村の担当者は子育て世代の負担を減らし、児童・生徒数の減少に歯止めをかけたいと話をしております。奄美市においても、少子化対策は喫緊の課題だと思いますが、その対策の一環として学校給食費について、せめて小学校まで無償化できないでしょうか。これも財政的なもの、また、公平性的なもの、いろいろあると思うんですけれども、御答弁をお願いいたします。

教育部長（福長敏文君） それでは、御質問の給食費の無償化について、お答えをいたします。現在、鹿児島県内の43の自治体のうち、先ほど荒田議員のほうから御案内がありました宇検村を含む4市町村が給食費の無償化を実施しております。他に一部を無償化している自治体が、奄美市を含め12市町でございます。一部を無償化している自治体におきましては、1人当たり月額900円から2,000円の補助を行っているところが多く、年間で9,900円から2万2,000円となっております。本市の給食に対する補助といたしましては、「へき地児童・生徒援助費」、これは主に主食である米飯、それから、牛乳に対する援助費でございます、これとしまして小学生1人当たり年額で1万7,800円、中学生1人当たり年額で1万9,500円の補助を行っており、小学校で約4,500万円、中学校では約2,370万円、合計約6,870万円となっております。これは全て一般財源を充てております。また、準要保護児童・生徒援助費として、給食費の75パーセント、特別支援学級在籍者については給食費の50パーセントを補助しております。御質問の小学校児童への給食費の無償化については、総額でおよそ別途1億3,000万円余りの費用が必要ということが見込まれております。以上です。

5番（荒田幸司君） そうですね、この給食費の無償化については、私も調べましたけれども、また、文部科学省はですね、2018年に、2017年のものを調べた結果もですね、そんなに広まっているわけではないっていうか、やはり財政的なものがあると思うんですけれども、多くはないということは承知をしています。しかし、無償化に踏み切った自治体では少子化対策、定住、転入の促進、そういったことがですね、成果として上がっているということは事実なんです。そういったことを踏まえて、やはり奄美市でも何らかの対策はできないのかなと。例えば、その第2子以降にするとかね、いろんな条件はあると思うんですけれども、少しでもやっぱりそういったところに踏み込むことができないのかなということで、最適に思っています、その辺の、今、財政がみんなすると1億円以上かかるということのお答えでしたけれども、そういった意味ではですね、なかなか厳しいのかなということの捉え方もしていますけれども、今後についても、なかなかこの部分的なことでもやはり難しいのでしょうか、いかがでしょうか。

教育部長（福長敏文君） 答弁の繰り返しになりますけれども、やはりこれだけの財源を恒久的に確保するということが、まず一番最初に来るのかなということで、その段階的なものについては、今後、ほかの自治体の様子も見ながら研究をさせていただければというふうに思っております。

5番（荒田幸司君） 分かりました。この質問については、これで終わらせていただきます。

次の質問に移ります。昨日の地元紙に、2家族に出産祝い金の見出しで大和村における出産祝い金交付式の様子が掲載されておりました。大和村は第1子が20万円、第2子が30万円、第3子は50万円の

出産祝い金を贈呈しているとのこと。そして、大和村の子育て支援に対する意気込みを感じたところです。奄美市の出産祝い金は、現在、第2子からの支給となっていますけれども、これを第1子からの支給という形で検討することはできないのか、見解をお伺いいたします。

保健福祉部長（奥田敏文君） 出産祝い金支給事業についてお答えをしたいと思います。本市におきましては、児童福祉の向上に資することを目的として、子どもの出生を祝福するとともに、健やかな成長を願い、出産祝い金を支給いたしているところでございます。受給資格者につきましては、本市に1年以上居住している方で第2子以上を出産した保護者が対象となっております。支給額につきましては、平成29年度から拡充をされ、第2子が5万円、第3子以降は10万円というふうになっております。支給件数につきましては、平成26年度が222件に対しまして、平成30年度は172件と、残念ながら年々減少しているところでございます。これに伴い、支給額につきましても減少しているのが現状ではございます。議員から質問のありました出産祝い金の拡充につきましては、安定した財源の確保など課題がございますので、他の自治体の取組状況などを調査をしながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

5番（荒田幸司君） ということは、やはり財源が大きなやっばりネックになっているということの捉え方でよろしいのでしょうか。

保健福祉部長（奥田敏文君） おっしゃるとおり、やはりこれは恒久的に続く制度となりますので、財源の確保は重要であると考えております。

5番（荒田幸司君） 分かりました。このことについても、なかなかこれ以上、やり取りをしてもですね、財源ということで、私の壁にぶち当たっていますので、これで一応終わりたいというふうに思います。

それじゃ、3番目の質問に入ります。社会保障、福祉政策についてです。バスの運行の問題について質問いたしますが、バスの路線や運行計画の変更について、昨年の第4回定例会で、私を入れて4議員が質問させていただいたと記憶しております。私はこしゆく公園や奄美小学校前での乗り換えのための待ち時間の問題、そして、古田町グリーンストア前におけるバスの混雑状況、買い物、お客さんのですね、そういった対策などについて、質問をさせていただきました。そのときに、当局より今後の対応について協議、検討をこれからさせていただければというふうに考えておりますので、その中でやれる分については早急に対応するというように考えており、御理解を賜りたいと思います、というふうな答弁を伺っております。その検討の結果はどのようになったか、お答えいただけますか。

商工観光部長（武下義広君） それでは、バスの運行についてお答えいたしたいと思います。今回の路線再編に関する苦情や要望につきましては、先日開催された奄美市地域公共交通活性化協議会におきましても、概要と対応の状況が報告されておるところでございます。乗り換え等を伴う路線再編については、持続可能な公共交通の構築を目指す奄美市地域公共交通網形成計画に基づくものであり、利用者の皆様の御理解、御協力をお願いしているところでございますが、大島北高への通学や医療、福祉施設の特殊事情に係る系統につきましては、バス事業者に迅速に対応していただいているところでございます。地域公共交通活性化協議会は、関係機関が連携して地域の交通政策全般を議論する場でございますので、今後も苦情、要望の共有を図り、バス待ち環境や系統などの改善可能な部分については、継続して検討を進めていきたいと考えております。以上でございます。

5番（荒田幸司君） 今の検討状況って言いますかね、一部については2月の21日の南海日日新聞に掲

載されてまして、その情報について、私も承知をしております。ただ、今の答弁を伺いますと、なかなかこの私たちがこういうこと、問題がありますよということの提供したことについて、検討はしているけれども、結果的になかなか出ていないような気がしますし、いつ頃これが改善されるのか、もう改善する余地がないのか、その辺のところ少し分かりにくいかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。バス会社へ寄せられた要望等につきましては、再編に伴う新たな時刻表が掲示がなかったというようなこと、また、乗り継ぎ運賃が適応されなかったというようなこと、また、バスの遅延等の苦情が多く寄せられたと聞いております。市にはバス事業者にあった苦情の内容のほかには、バス待ち環境の整備、乗り継ぎが負担になることやダイヤが不便になったことが寄せられております。その中で、バス事業者におきましては、その再編に伴う新たな時刻表という形なんかについては、もう全てのバス停でしっかりと掲示をして対応していると。そしてまた、乗り継ぎ運賃が適応されなかったと、これは一部、そういう、まだ周知をされなかったということがありましたので、その件についてもしっかりと周知をして、バス運賃もしっかり適応させたという状況で、当初、10月1日の時点におきましては、最初の段階でいろいろとそういう要望、苦情等が出てきましたら、それはそのような対応をしながら、今、改善に向けてですね、取り組んでいると。バス待ち環境につきましても、来年度におきましては、こしゅく第1公園のほうでですね、そのバス待ち環境もしっかり整備していきたいということで、予算も計上しているところでございます。そういう形で、一応、できることを徐々に進めているということでございますので、御理解いただきたいと思っております。以上です。

5番（荒田幸司君） 少し聞き取りにくい部分があって、私が聞き逃したかもしれませんが、そのバスの待ち時間ですね、乗り継ぎの、そのタイムラグっていうかな、一定の時間がやっぱりどうしてもかかるというところと、あと、例えば春日町から、今、来て、奄美小学校前まで乗り換えをしているようですけれどもね、やはり街中に出てくるためにですね、向こうで乗り換えをしてから時間があって、また来るということ、少しやっぱり高齢者の方は奄美小学校から歩いて来るわけにはなかなかいかないというところで、そこは、是非、街中まで、例えばA i A iひろばの前とか、そういったところまで、少し、乗り換えのところを延長していただだけませんかということもあったんですね。その辺のところについてはいかがでしょうか。

商工観光部長（武下義広君） バスのまず遅延についてでございますが、市街地の渋滞状況等によってですね、若干の遅れが生じているということもあるかと思いますが、バス会社のほうではですね、大きな遅延が出ないように、しっかりとその付近については取り組んでいきたいということでございますので、今後、そういう形で大きな遅延が出ないように対応を取っていきたいということで聞いております。それと、あと一つの、その乗り継ぎ拠点の変更についてですかね、についてですが、今回の再編の目玉っていうのが、やはり将来においても持続可能な公共交通の体系を確保するというために実施したものです。そのため、バス事業者の運転手不足、そしてまた、利用者の減、そしてまた、重複している運行をですね、重複している運行が結構ありましたので、それもしっかり見直すということでの計画となっております。そういう形で、重複しているやつを、また、長く重複させるっていうのはですね、この今回の計画からですね、なかなか計画しづらいということで、今の形で一応取り敢えず様子を見ていこうということですので、御理解いただきたいと思っております。

5番（荒田幸司君） その乗り換えのときのね、待ち時間の問題なんですけれども、ということは、今、やはり不便を感じていらっしゃる方、結構いらっしゃると思うんですけれども、そういった中で、酷い

時にあった、小宿の公園前、向こうで声を聞きますと1時間ぐらい待つ時もあるということですよ、乗り換えのために。そういった、要するに里方面から小宿に来る時間と、こちらの小宿から名瀬に行くバスの、その乗り継ぎの時間のその間、そこが非常に空いているところは、何とかそれを縮めることができないかなということだと思うんですね。その辺については、要するにまだ、今のところ検討の余地がないっていうかな、そういった捉え方になるんですかね。

商工観光部長（武下義広君） その小宿での待ち時間での遅れがあったとかいう話も、過去には聞いております。実際は乗り継ぎが上手くいくようにですね、しっかりと継続時間については調整をして計画をしておりますので、そういう1時間も待つってことは出て来ないことであると思うんですけども、その再編のときにですね、その付近ちょっといろいろトラブルなんかがあって、そのようなこともあったかと思います。この付近についてもですね、徹底して時刻を守っていこうということで乗り継ぎに遅延を起こさないようにやっていこうということで、バス事務所とも確認しておりますので、その付近は御理解いただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

5番（荒田幸司君） ということは、それほどの待ち時間は今のところ発生していないんだということの、今の時刻表ではですね、そういう捉え方でよろしいんですか。はい。

それから、先ほど言ったその奄美小学校の乗り換え、乗り継ぎのところの停留所を市内にもうちょっと近づけることはできないかということでは、御検討はいかがでしょうか。

商工観光部長（武下義広君） 先ほどの、ちょっと答弁させていただいたんですけども、今までのバス路線がですね、やはり重複していて、非効率的な路線だったということで、今回、乗り継ぎを使いながらという形でやっております。その中で、その路線をずっと長く行くと、また、重複するような形になっていきますので、今回の路線がベストだと、今回の路線がベストだということで計画しておりますので、その点につきましては御理解をいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

5番（荒田幸司君） ということは、やはりそのほうについてはなかなか検討が難しいということの、じゃないことになりませんか、分かりました。バスの運行関係については、これで終わりたいと思います。

それで、次の高齢者のバス料金の無料化について。これも財源が伴う問題で非常に恐縮なんですけど、この問題についてもですね、昨年の第4回定例会で取り上げさせていただきましたが、是非、やはり検討いただきたいという思いで、今回も取り上げました。御存知のように、奄美群島12市町村において、無料化の制度がないのは奄美市と伊仙町だけとなっています。2014年の第2回定例会には5,000筆を超える署名を添えて請願を行ったと記憶しています。当時、奄美医療生協を中心としながら、高齢者のバス料金無料化実現する会を立ち上げ、署名を集めて、党派を超えて紹介議員になっていただき、陳情を行いました。結果が、総務企画委員会、そして、本会議で採択されて進むかなという状況になったんです。それだけに、やはり無料化に対する要望は強かったと私は考えています。是非、御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょう。

保健福祉部長（奥田敏文君） 現在、本市で実施しております高齢者向けの交通機関利用運賃補助としましては、お達者ご長寿応援事業がございます。これは、本市に居住する75歳以上の高齢者の方を対象に、本市でのバス利用を含め、タクシーや健康施設、入浴施設の利用料金に使用できる、年間1人5,000円分の利用補助券を発行するものでございます。御質問のバス料金無料化に係る試算につきましては、本事業の利用実績と本市内のバス事業者、「しまバス」が高齢者の方を対象に展開しております定額乗り放題、ご長寿パス定期券を参考にしながら分析するものになるというふうに考えております。本事業の

平成30年度発行実績は75歳以上の総対象者に対し、74.3パーセントの方に発行しております。発行したうち、バス使用実績、お達者券のほうですが、20パーセントとなりますので、発行実績数の20パーセントに当たる方がバスを利用すると仮定をしまして、ご長寿パスのしまバス全線乗り放題、月額5,000円を12か月分で試算しますと、年間で約6,000万円ということになります。現在の御長寿応援券の使用実績が約2,000万円で推移しておりますので、最低でも約3倍近い予算規模が必要になるのではないかと考えております。もちろん、これは実際の利用状況の詳細な分析ではございませんので、単純な比較はできませんけれども、少なくとも現在の予算規模より3倍近い予算を、最低水準として、持続した予算確保が必要になるのではないかと考えております。

議員御指摘のとおり、奄美群島内において高齢者のバス料金無料化を実施する町村は多いと承知をしておりますけれども、本市と人口や予算規模で比較となる県下各市におきましては、本市同様、バス料金の一部助成をする市はございますが、無料化をしている市はないことから、高齢者のバス利用、バス無料化につきましては、さらに検討を重ねる必要があるのではないかと認識をしております。議員御指摘のとおり、本市といたしましても高齢者の外出機会を増やし、生き甲斐づくりを支援していく必要は十分に認識しているところでございますので、その取組として、地域支え合い活動の充実などを推進しているところでございます。今後も高齢者の外出機会を増やす持続可能な制度を幅広く検討し、研究して参りたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

5番（荒田幸司君） はい、私がこの質問、少ししつこくやっているところは、やはりどうしても高齢者の方々が、今、部長がおっしゃったように、お金の心配なかったら外出ができる。そして、生き甲斐づくりにもつながる。そういった、やはり、ことを通して、まちづくり全体にもやっぱり影響を与えるんじゃないかなということを考えてるからです。先ほど路線バスの運行については、運転手不足という問題にもありますけれども、根本的にはやっぱりバスの利用者が少ないという経営問題が絡んでると思うんですね。やはり経営問題をいって、改善することでいろんな効果が出てくるんじゃないかなということに考えています。ですから、その経営問題、バスの利用者を増やす、その施策がやはり後ろ盾にないとどうしてもできない。そういった意味では、高齢者のバス料金の無料化制度は、路線バスのやっぱり利用者増には確実に貢献するというふうに考えています。また、商店街の方から市の中心地に住まいが少なくなったということもお聞きしています。原因はやはり居住併用型のお店ですかね。要するに、そこに住まいとお店が一緒になった、そういったお店がですね、非常に少なくなっている。だから、中心商店街に住んでいる方が非常に少なくなっているということで、そこが大きな一つの要因になっているんじゃないかなということ。ですから、遠方からお客さんをやっぱり呼び込む、そういった意味ではバス路線をしっかりと無料化することで、そういった活性化にもつながるんじゃないかなということ。私はある意味ではそういった両方兼ね備えてですね、是非、やってほしいという思いで質問しています。ですから、先ほど、今の75歳以上を無料化すると、大体6,000万円の予算が必要じゃないかなというふうにおっしゃいましたけれども、例えばそれを瀬戸内町では80歳以上に限定したり、少し引き上げたりね、そういった形で導入しているんですね。そういったことも検討できないかなというふうに思っていますが、予算に絡むとなかなか厳しいのはありますけれども、いかがでしょうか。

保健福祉部長（奥田敏文君） ただいま、バス料金の無料化の話ですが、この高齢者の外出機会を増やすという目的を考えますと、この無料化以外にも、今、私どもがやっておりますお達者ご長寿応援事業による応援とかですね、そういうものも考えられますので、この無料化だけではなくて、ほかの方策もないのかということも考えていきたいと思っております。それをなぜ申し上げますと言いますと、先ほど言いましたがお達者ご長寿応援事業、バスも使えるんですが、タクシーも利用しているというところがありまして、バスが20パーセント、実はタクシーが70パーセントの方で御利用いただいております。そう

すると、バスを無償化して、これを止めてしまいますと、逆に不都合が出る方もいらっしゃるのではないかなということもありますので、この辺については慎重に検討させていただければというふうに思います。以上です。

5番（荒田幸司君） 部長がおっしゃることもよく分かります。そういった意味では、少し私も踏み込んで考えたんですけれどもね、例えば無料化を80歳以上にして、今のお達者ご長寿応援事業、そこについては、例えばタクシーを利用している方が多いと思いますので、介護保険の認定されている方々に限定して、それを今後も実施していくとか、いろんな方法が考えられると思うんですね。だから、やはりそういった意味では、かなり財政的なもので、市が高齢者問題のいろんな施策をやっているのは、私も行って勉強もさせていただいて、承知をしています。是非、バス問題はですね、避けて通れない問題だと思いますので、今後、是非、積極的に、また、御検討いただきたいということをお願いして、この質問を終わります。

それじゃ、次の4番目の質問になります。これも予算が伴う問題で非常に恐縮なんですけれども、数年前に学生の奨学金返済による貧困が社会問題となりました。それ以後、国の制度で給付型の奨学金制度が創設され、2020年度から新しい奨学金制度が始まります。しかし、希望者全員が受けることができる制度ではありません。従って、奄美から進学する若者の支援対策として、現在のふるさと創生人材育成奨学金制度を給付型奨学金制度に切り替えることは検討できないか、見解をお願いいたします。

教育部長（福長敏文君） それでは、お答えをいたします。現在、本市では定額の基金を財源とした貸与型奨学金制度の支援を行っておりますが、より充実した給付型奨学金制度の創設につきましては、安定した運用を確保するための財源が必要なことから、県内他市町村でも創設は難しい状況とお聞きしております。ただいま御案内のありました給付型奨学金制度につきましては、2020年4月に独立行政法人日本学生支援機構を通じた国による新しい修学支援制度が開始されることとなっております。本市におきましても、新規奨学生募集に伴い、ホームページや広報紙への掲載、継続貸与者に対しても給付型奨学金制度についての案内文書の送付等を行うなど、この新しい修学支援制度に関する周知を図っているところでございます。国による給付型奨学金と本市の貸与型奨学金は併用可能な制度でございますので、修学後の負担が少ない国の給付型奨学金を積極的に活用していただきながら、より充実した学生生活を送ることができるように、さらなる支援の一つとして、奄美市奨学金制度を御活用いただきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

5番（荒田幸司君） それで、少しお聞きしますけれども、現在、その奄美市の奨学金を終えられて、その後、返済があると思うんですけれども、その返済で滞っている方はいらっしゃらないですか。

教育部長（福長敏文君） 実際、貸与期間を終了しまして、大学等卒業したあとにですね、就業のほうで、就職のほうで上手くいかなかった方とか、それから、病気で休業せざるを得ないという方が滞納ということで発生はしておりますけれども、こちらのほうの窓口では柔軟に対応させていただきまして、個々に、例えば返済の猶予をしたりとか、それから、返済する金額についても相談をさせていただきながら納入をしていただいているという現状でございます。

5番（荒田幸司君） はい、承知いたしました。私がこれを質問したのはですね、やはり奨学金、1カ所だけじゃなくて、二つも三つも借りている方がどうしても多いんですね。そういったところで、国の制度があるからということで、それだけで済む問題じゃないということでは、いって、奄美市の奨学金制度と併用して、やっぱり活用する。その場合に一定の免除があると助かるのかなというところで、質問させていただきました。今日についてはこのことについては終わります。ありがとうございました。

それでは、最後の質問になりますが、学校給食センターが始まって1年半が過ぎようとしています。現在の運営状況を、どうでしょうか、お答えいただきたいと思います。

教育部長（福長敏文君） それでは、聞き取りの段階では調理の方法とか安全性、その他のことを聞き取りしておりますので、それに基づいて答弁させていただきます。奄美市立学校給食センターは平成30年9月に稼働し、1年半となります。学校給食センターでは文部科学省が定める学校給食衛生管理基準を順守し、安心・安全な学校給食の提供を行っております。調理については、メニュー、献立を決める際に、成長期の子どもたちに必要なカロリー計算を細かく計算し、様々な食材を使用するとともに、温かいものは温かく、冷たいものは冷たいまま、それぞれの学校へ配送しております。災害時の対応につきましても、昨年度の台風襲来により給食センターも被害に遭いましたが、関係者が一丸となって復旧作業にあたっていただき、給食を提供することができました。開所後、災害による給食提供中止は一度もないところです。子どもたちや学校側の反応につきましても、定期的に学校を訪問し、直接子どもたちの給食を食べている様子を参観したり、給食についての感想を聞いております。先生方とも話し合いの場を持ち、その際に出た意見等を参考に工夫、改善を行っているところです。また、保護者につきましても、11月の給食週間を中心に試食会や栄養教諭による講話、アンケートを実施しております。アンケート結果ではほとんどの方が「栄養面や味、温かさについて、問題なく美味しくいただきました」と回答いただいております。これまでの反省や子どもたち、保護者の御意見を参考にさせていただきながら、今後も安心・安全で美味しい給食の提供ができるよう、さらなる充実に努めてまいります。以上です。

5番（荒田幸司君） 時間が迫っていますので、少し別なことを申し上げたかったんですが、また、次回に質問させていただきます。一つだけですね、子どもたちへのですね、アンケートを、是非ですね、今後、全員ですね、採るような方法を検討していただきたいということを申し上げたいと思います。

最後に、事前の質問事項になかった内容で申し訳ありませんけれども、新型コロナウイルスの影響で学校が臨時休校となったことで、給食材料を取り扱う業者さん、農家さんへの影響、その他、給食センターで問題になっていることがあったら教えてください、よろしくをお願いします。

教育部長（福長敏文君） 住用・名瀬、それから、笠利の給食センターについては、食材については、ちょうど。

議長（与 勝広君） 以上で、日本共産党、荒田幸司君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。10時45分に再開いたします。（午前10時31分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

公明党 橋口耕太郎君の発言を許可いたします。

なお、橋口耕太郎君から一般質問中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

8番（橋口耕太郎君） 市民の皆様、議場の皆様、そして、インターネット中継を御覧の皆様、こんにちは。初日2番手の公明党 橋口耕太郎でございます。

質問に入る前に、少々所見を述べたいと思います。今、まさに日本中で猛威を振るっている新型コロナウイルス。毎日感染者数が報告され、3月4日時点ではクルーズ船の乗客、乗員を含め1,000人

以上が感染したとのこと。幸いにも、まだ鹿児島県、そして、本市でも感染者の報告はありませんが、人が本土と奄美大島との間を行き来しているの、いつ入って来てもおかしくない状況だと思いません。本市でも対策会議等が開かれております。感染者が出ないことに越したことはありませんが、万一感染者が出た場合には万全の体制で臨んでいただきたいと思います。また、私たちにできることは、手洗い、咳エチケット、そして、免疫力を上げるために食事をしっかり取り、十分な睡眠を取って体調を整えることに尽きると思っています。今回の新型コロナウイルスの感染で亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、1日も早い終息を願っております。

さて、来週3月11日は東日本大震災から9年、そして、今年の10月20日は奄美豪雨災害から10年が経ちます。また、先日の1月17日は阪神・淡路大震災から25年が経ちました。昨今、全国各地で想定外の災害が頻発しております。今年は奄美豪雨災害から10年ということで、防災に関するシンポジウム等も計画されているようです。市民の防災意識を高めることができるような、様々な取組をお願いしたいと思いますし、私たち一人一人も災害に対する備え、心構えをさらに深める活動をしていかなければならないと思っております。

さて、話は変わりますが、今日、明日は県立高校の一般選抜試験です。今まさにそれぞれの志望校で緊張しながらも必死に試験問題に向かっている最中だと思います。今回は新型コロナウイルスの影響で2日目の面接試験は実施されないと伺っています。また、合格発表も校内の掲示ではなく、各学校のホームページでの発表となったようです。とにかく生徒の皆さんが今までの勉強の成果が十分に発揮できて、全員が志望校に合格することを願っております。

それでは、通告に従いまして質問に入ります。

質問の1、一般会計の歳出における扶助費の現状と、今後の見通しについて伺いをいたします。皆様御承知のとおり、歳出には義務的経費、投資的経費、その他経費と大きく三つあり、義務的経費には扶助費、人件費、公債費。投資的経費は普通建設事業費、災害復旧費。その他の経費は繰出金、補助費、物件費、積立金等があります。今回は義務的経費のうち扶助費に絞って質問をさせていただきたいと思います。（1）一般会計における義務的経費のうち扶助費が歳出全体に占める金額と、その割合の推移について伺います。①平成18年、合併当初、約67億円、率にして歳出全体の21.3パーセントから30年度決算では約93億円、率にして25.9パーセントとなっています。4.6ポイント上昇して、歳出全体の約5分の1から4分の1になってきています。合併からこれまでの推移で特殊な要因などがあれば示していただきたいと思います。以下の質問からは発言席にて行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、さっそく橋口議員にお答えいたします。議員がお話のとおり、扶助費につきましても、社会保障制度の一環として、児童、高齢者、障害者、生活困窮者などに対して、国や地方公共団体が行う支援に要する経費となっております。本市の予算につきましても、主に民生費、衛生費、教育費において支援を行っております。そういう中において、本市の一般会計予算に占める割合は、議員がおっしゃったとおりであります。あるマスコミにおいては日本一自治体の中で扶助費が高いというような報道等もあったことは御案内のとおりでございます。そのような中、合併以降の増額となっている特殊な要因についてであります。扶助費のうち構成割合が最も高い生活保護費が、近年減少傾向にあります。また、障害者支援に要する経費である介護給付等事業費の伸びが大変大きくなっておりまして、これが最大の押し上げている要因ではないかと考えております。また、児童手当等の支給額が、平成22年度以降の国の制度拡充に伴い増額となったことや、国の経済対策としての臨時福祉給付金事業等の実施が主な要因であると考えているところでございます。

8番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。高齢者、児童、障害者、そういった方に社会保障費として

支給しているのが扶助費でありますけれども、後ほど、先ほど市長が申しあげました報道機関の資料も投影して皆さんに説明したいと思います、いずれにしても最近の割合は徐々に上がってきているのは事実だと思います。

次に、質問の②扶助費の構成は先ほど市長も申しあげましたが、おっしゃっていただきましたが、民生費、衛生費、教育費などが関係しております。その中で、特徴的なものについてお示しをいただきたいと思います。

保健福祉部長（奥田敏文君） 今、御質問がありました扶助費のうちの民生費、衛生費ですが、特徴的な民生費の障害者支援に関するもの、子育て支援に関するものについて御説明をいたします。障害者支援に関するものですが、日常生活や社会生活を総合的に支援する障害者総合支援法などにより提供されております介護給付等事業や、障害児給付等事業が主なものでございまして、入浴や排泄、食事の介護などを行う生活介護支援、通常の事業所に雇用されることが困難な方々が生産活動を行う就労継続支援、児童発達支援や放課後デイサービスなどが主なものとなっております。

次に、子育て支援に関するものですが、児童や世帯の減少により年々減少傾向である児童手当や児童扶養手当、平成28年度小学生、平成30年度には中学生まで拡充をしております子ども医療費、受給資格者の減少により、年々減少はしておりますが、ひとり親家庭医療費などがございます。また、医療費の助成につきましては、流行性の疾病により受診者や医療費によって年々増減があるところでございます。

8番（橋口耕太郎君） 教育費については何かございませんでしょうか。

教育部長（福長敏文君） それでは、教育費に係る扶助費についてお答えをいたします。教育委員会の所管する主な扶助費につきましては、特別支援教育就学奨励費、要保護及び準要保護児童生徒援助費、へき地児童生徒援助費となっております。また、過去3年間の決算額としましては、平成28年度の合計が1億6,684万8,906円。平成29年度の合計が1億7,401万5,525円。平成30年度の合計が1億6,497万8,183円となっております。

8番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。民生費、衛生費、教育費、それぞれ扶助費として支出があってですね、先ほど福祉部長がおっしゃったように、障害者支援、就労A型、B型とか、あと放課後デイとかですね、そういったところの需要が増えてきているという部分と、子育て支援でいきますと児童手当、児童扶養手当、また、子ども医療とか、そういった部分で、子ども自体は減ってきておりますけれども、一定の支払いがあると、支出があるということで分かりました。また、教育費につきましても、特別支援学級に対する補助、それから、要保護、準要保護に対する補助、それと、へき地児童に対する補助と、そういったところで扶助費としての支出があるということですね。金額は教育費に関しては大体横ばいで推移していると、ここ3年間ですね、ということが分かりました。ありがとうございます。

続きまして、質問の（2）生活保護費についてお伺いをしたいと思います。①過去3年間の全体の対象世帯数と類型別内訳についてお示しをいただきたいと思います。

保健福祉部長（奥田敏文君） 生活保護についての過去3年間の対象世帯数と類型別内訳についてお答えをしたいと思います。まず、対象世帯数についてでございますが、3年前、平成28年度の平均世帯数は2,134世帯でございましたが、平成29年度は2,103世帯、平成30年度には2,085世帯となっており、49世帯、3年間で49世帯の減少というふうとなっております。

また、類型別内訳についてでございますが、平成28年度の高齢者世帯数は1,152、母子世帯数

は90, 障害者世帯数は278, 傷病者世帯数は319, その他, 世帯数は295となっておりますが, 平成30年度で高齢者世帯数1,206, 母子世帯数75, 障害者世帯数273, 傷病者世帯数268, その他世帯数263というふうになっております。3年間で高齢者世帯数は54世帯の増加, 母子世帯数は15世帯の減少, 障害者世帯数は5世帯の減少, 傷病者世帯数は51世帯の減少, その他世帯数は32世帯の減少となっており, 高齢者世帯のみが増加をしているという状況でございます。

扶助費全体の推移につきましては, 平成28年度44億8,976万8,654円。平成29年度が44億2,429万5,449円。平成30年度は43億112万4,152円となっております。なお, 世帯類型別の歳出額については集計を行っておりません。

8番(橋口耕太郎君) 全体では3年間で49世帯マイナス。内訳を見ると, 高齢者世帯が54プラスで, 残りは全て減少しているという結果ですね。生活保護費全体の推移としましては, 44億8,000万, 44億2,000万, 43億100万という, これも大体横ばい, 若干, 少しずつ減ってきているという状況が分かります。うちの, 奄美市の特徴としては, 高齢世帯が生活保護費の中で全体の57.8パーセント, 約6割を高齢世帯が占めているということになるわけですね, 分かりました。

続きまして, ②生活保護費の扶助費, 生活扶助, 医療扶助, 介護扶助あると思うんですけども, ここ最近の特徴ある傾向はいかがでしょうか, お示してください。

保健福祉部長(奥田敏文君) 生活扶助費について, 扶助別での最近の特徴や傾向についてお答えをいたします。まず, 保護者の生活, 住宅, 教育などに係る生活扶助費についてでございますけれども, 5年前の平成26年度は18億8,647万円でしたが, 保護の全世帯数の減少に比例して, 年々減少傾向が続き, 平成30年度では16億6,120万円まで減少してきております。今後も保護の世帯数に比例して推移をしていくものではないかと考えております。

次に, 医療扶助費についてでございますが, 平成26年度27億6,172万円から平成27年度は26億1,649万円と1億4,500万円ほど減少しておりますものの, 平成28年度には26億3,737万円と2,000万円ほど増加に転じております。また, 平成29年度の26億3,276万円から, 平成30年度には25億3,990万円となっており, 9,286万円ほど減少しておりますが, ただいま説明したとおり, 年度ごとに増減があるようでございます。医療扶助費につきましては, 生活保護費全体の約59パーセントを占めておまして, 更生医療など他法優先の施策の徹底, それから, レセプト点検の医療機関における過誤納の精査, また, 健康管理支援事業などを通しての疾病予防及び病状管理の助言など, 医療費の適正化に努めているところでございます。高齢者世帯の増加などの影響により, 今年度は昨年度並みか, あるいは若干上回るのではないかと推測をしているところでございます。

また, 介護扶助費についてでございますが, 平成26年度の1億1,595万円から, 平成29年度, 9,765万円と減少が続いておりましたけれども, 平成29年度から平成30年度にかけましては230万円ほど逆に増加をしているという状況でございます。医療扶助費と同じく, 高齢者世帯の増加などが影響しており, 今年度は昨年度並み, あるいは上回るのではないかと推測をしているところでございます。

8番(橋口耕太郎君) 高齢者世帯がやっぱり増えている関係で, 医療費, 医療扶助, 介護扶助が生活保護費の中でも割合を占めているということが分かります。先ほど部長がおっしゃったように, 今年度も補正予算で2億円ですかね, 医療扶助で増額補正がされておりました。当然, 高齢になると疾病の確率も上がってきますし, また, 手術などがあると当然医療費も増えてくるというところですので, 先ほど部長がおっしゃったように, レセプト点検であるとか, 予防, それから, 健康に関する指導とかですね, そういったことを徹底していただいて, 適正化と言いますか, きちんとした支払いになるようお願いをしたいと思っております。

今回、この扶助費に関する質問をなぜしたかと言いますと、私の先輩からですね、冒頭、市長がおっしゃいました日本経済新聞の記事を見てですね、詳しくちょっと調べてほしいという要請があったからであります。それでは、ちょっとスクリーンに映していただきたいと思います。少し小さくて見えにくいんですけども、去年の11月23日の6面記事で、御覧になった方も大勢いらっしゃると思います。少し小さいですので、真ん中の欄の見出し、社会保障費歳出の2割超っていうところを拡大したものを投影したいと思います。それでは、次をお願いいたします。まず円グラフのほうですけども、上のほうですね、円グラフのほうは2009年度と18年度を比較したもので、扶助費が歳出に占める割合は左側17.0から右側の24.6に、7ポイント以上増えたとしております。上のほうに上げていただきまして、この四角で囲ってある表は、住民1人当たりの扶助費を調査した市区で、上位、つまり高い順の順位と下位、低い順の順位を記載されたものです。もっとピント合いますかね、少し。はい。蛍光マーカーを引いてあるところが、1位として奄美市が載っております、住民1人当たり21万6,992円となっております。右側にずらしていただいて、下位を見せてもらっていいですか。下位の順位ということで、一番低いところが福島県の本宮市ですかね、4万9,711円と比較して、4倍強の差があるとしたものであります。この記事では2018年度決算を814市区で調査をしたと。高齢者向けサービスや子育て、生活保護など、地域の社会保障に充てる扶助費が増え、少子高齢化が進展する中、安定的な財源確保が求められると書いてありました。質問の(1)(2)で、扶助費には様々な部、箇所が担当して、高齢者、障害者、子ども、母子、父子、生活保護、教育費等、多岐にわたっていることが分かりました。もちろん、本市では先ほど部長からも答弁ありましたが、生活保護費が扶助費に占める割合は大きいと思いますが、円グラフに戻ってもらっていいですか。全国的にも生活保護費が多い、少ないは別にしまして、歳出に占める扶助費の割合がですね、増える傾向になっていることが、この日経新聞の記事で確認をできたと思います。そこで、質問の(3)一般会計における今後の扶助費の見通しと、今後、注視していかなければならない点や適正化していきたい点などがあれば、お示しいただきたいと思います。

総務部長（前田和男君） 今後の扶助費の見通しにつきましては、人口動態や雇用、経済状況など様々な要因が影響することと考えております。特に介護給付等事業費の伸びが顕著であることから、増加傾向と、全体としては扶助費は増加傾向となる見通しを立てております。注視していく点につきましては、本市を取り巻く社会情勢の変化や、扶助費の多くが法制度に基づく事業であることから、適正化への対応を含め、国・県の動向について引き続き注視してまいりたいと考えております。また、適正化への取組といたしましては、関係機関と連携を図りながら、引き続き給付費の適正化に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

8番（橋口耕太郎君） 国策と言いますか、先ほど福祉部長からありましたように、臨時給付金などがスポットで出てくるとですね、そういった部分で扶助費が増えるということもあります。ただ、奄美市は当然扶助費に占める生活保護費の割合というのは非常に高いものですから、そこを言われる方が結構いらっしゃるっていうのも事実であります。来年度の予算を見ましても、生活保護費では約42億3,000万円。そして、障害の介護等給付費が20億9,200万円ぐらい計上されております。こちらへんで暫くは推移するのかなと思いますけれども、先日の新聞にですね、障害福祉不正受給26億円と、5年で急増、処分630件ということで、全国の自治体を調査した記事が載っておりました。今、都道府県に対してですね、調査をしているようなんですけども、営利団体の、例えば株式会社であるとか、そういったところが就労支援B型とかA型とか、そういったところ開けて、要は不正受給をしている件数が増えているという記事が載っておりました。先ほど、部長の答弁でもありましたように、関係機関とですね、しっかりと調整をしていただきながら、今後も扶助費については注視をしていただきたいというふうに思います。話はちょっと変わりますけれども、先月2月21日にです

ね、我々の議員研修会で関西学院大学の小西教授の講座がございました。奄美市の財政について、教授はですね、「not so bad」という言葉を使われておりました。そんなに悪くないという意味でおっしゃったと思いますけれども、財政課の職員、水道課の職員も参加されておりましたので、よくお分かりかと思えます。小西教授は奄美市の財政は頑張っているとの評価で、国・県の補助事業や有利起債を十分に活用しており、何より財政に関する職員のモチベーションが素晴らしいとの評価でございました。聞いている私たちも嬉しくもあり安心もいたしました。しかし、今後はしばらくは大型の事業も続くことから、財政をこの規模でキープすることはしんどいかもしれないけれども、引き続き継続していただきたいということでありました。これから扶助費に関しては、重複しますけれども、国の施策も絡んでくると思います。いずれにしても、全国的にも増える傾向にありますので、動向を注視していただきたいと思います。

次に、質問の2、児童・生徒のネットモラル教育について伺いをします。（1）スマートフォンやタブレットについて。これはあくまでも家庭での使用状況であります。児童・生徒が実際に持っている、あるいは使用したことがあるなどの状況について、現場が把握されているかどうかをお伺いしたいと思います。

教育長（要田憲雄君） それでは、お答えをいたします。教育委員会といたしましては、平成30年度に奄美市内小・中学校の保護者を対象に、インターネット利用等実態調査を実施いたしました。調査対象となる児童・生徒の学年につきましては、小学校が4年生から6年生、中学校が1年生から3年生の全学年を調査したところです。家庭における子ども専用の携帯電話・スマートフォン及びその他の情報機器の所有率は、小学校が12.0パーセント、中学校が22.8パーセントでございました。さらに子ども専用ではありませんが、家族所有の情報機器の使用における使用率につきましては、小学校が51.3パーセント、中学校が49.7パーセントの回答を得ております。これは児童・生徒の約半数がインターネット情報機器を使用しているという状況がお分かりいただけると思います。インターネットの利用目的としましては、小学校、中学校ともに一番多かった回答が音楽、次に画像、動画の閲覧、次いでゲーム、そして、学習活動となっております。この結果につきましては、各学校で自校の家庭におけるインターネット利用の実態を捉えまして、児童・生徒が携帯電話、スマートフォンなどを利用することから生じる危険性について、各学校の実態に応じた情報モラル教育を実施したり、保護者へその危険性を啓発したりするなど、活用を図っていると、そういうところでございますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

8番（橋口耕太郎君） 30年度に実態調査をされているということで、小学生が12パーセント、中学生が22.8パーセントと。思ったより少ないなという、個人的な印象です。もっと増えているのかと思っていたんですけども。親御さんとか、自分の端末じゃないけれども使ったことがあるっていうのが、もう半分以上、小学校も中学校もあるということですね、分かりました。

今年度の補正予算では、国のギガスクール構想で1人1台の端末を、まずは小学校5・6年生と中学校1年生に対して支給をして、来年度から数年かけて児童・生徒全員へ支給していくということですが、教育現場でのタブレット使用は当然学習に限られていますので心配ありませんけれども、学校が見えていない部分の使用も一定程度の教育が必要かと考えております。そこで、質問の（2）今後、ますますネット利用することが予想されますが、愛知県小牧市が実施しているようなネットモラル塾などの事業展開ができないかという質問でございます。その新聞記事によりますと、インターネット等で知り合った男に誘拐されるなど、LINEなどのSNSをきっかけに子どもが事件に巻き込まれるケースが各地で後を絶たないと。国の調査では10歳から17歳のインターネット利用率は9割を超えており、子どもにネット利用の危険性を伝えることが重要だとありました。本市でも保護者向けの講座は家庭教育学級やPTAの集まりなどで実施している、小・中学校あるかと思えますが、しかしながら、児

童・生徒向けのネットに関する講座はばらつきがあるのではないかと思います。そこで、各学校のこのようなネットに関する講座の実施状況や、実施していないとしたら、本市でもこのような事業展開ができないかをお伺いしたいと思います。

教育長（要田憲雄君） お答えいたします。議員御指摘のとおり、国としてもインフラ事業の整備が進む中、時代の変化とともに、今後ますますインターネットの利用状況は加速するものと捉えているところです。教育委員会といたしましては、これからの情報化社会の時代を逞しく生きる児童・生徒の健全育成を目指して、市内の小・中学校における情報モラル教育の推進を現在も図っているところでございます。各小・中学校の児童・生徒に向けた取組としましては、教育課程の中に情報モラル教育を授業に位置づける。そして、担任教諭が中心となって、学校の実態に応じたワークシートや資料を作成して活用しながら、取り組んでいるというふうに御理解をいただきたいと思います。それ以外にも、オーシャンブロードバンド株式会社やNTTドコモ九州、NPO法人ネットポリス鹿児島、イーネットキャラバンなどの各種事業所から講師を招きまして、主に情報公開や性被害に関すること、SNSに潜む危険性、あるいはネット依存症について、実際の使用場面における内容等を御指導いただいているところでございます。保護者への啓発活動につきましては、先ほど議員からお話がありましたように、家庭学級ですね、家庭教育、それから、学校保健委員会、あるいはPTAの全体会、あるいは総会等も含めてですね、機会を設定して、奄美警察署や人権擁護委員などをお招きして、主にインターネットの正しい使い方や少年犯罪とのつながり、ネットいじめ、ネット依存による健康被害、家庭でのルール作りの大切さなど、こういうことについて、おおよそ講話をいただいているというところでございます。今後も各校に対しましては、ネットモラルに関する情報を伝えつつ、専門的、専門家である関係事業所から講師を招聘した情報モラル教育をさらに推進してまいりたいと考えております。

8番（橋口耕太郎君） 今の教育長の答弁では、子供向けにも、児童・生徒向けにも情報モラル教育として教育課程の中でされていると。また、保護者に関しても家庭教育学級、保健委員会、そういったところで、PTAの集まりなどで講師を招聘してやっている。両方されているということで安心をいたしました。子どもは本当にスマートフォンとかタブレットとかを使うのが上手ですね、我々大人よりあっという間に進んでいきますけれども、先ほど教育長も言われましたように、依存する、もうゲームだったらゲームを止めないとかですね、そういったところの傾向が強くなって、それが、その依存症で治療している子どもも全国にはいるというふうにお伺いしております。ですので、こういった、今からはもう、この情報教育、様々な情報がネットで入る時代ですので、ちゃんとそれを自分で確かめたりすることがとても大切だと思いますので、引き続き小・中学校でですね、こういったネットモラルに関しても力を入れていただきたいというふうに思います。

次の質問に入ります。質問の3、奄美市自殺対策計画についてお伺いをいたします。自殺という、少し重いと言いますか、あまり考えたくないテーマでありますけれども、人間に絶対起こることは、必ず死を迎えるということであります。それが病死なのか、事故死なのか、そして、自殺なのかということであります。私も10数年前に友人を自殺で失いました。その友人の自殺の理由は、恐らくですが借金が原因だったと、亡くなった当時言われました。実際のところ定かではありませんが、多くの方が告別式には弔問に訪れ、涙を流し、早すぎる死を悔やんだことを昨日のここのように覚えております。国の調査では自殺者は1998年から14年連続3万人を上回る状況だったが、最近は減少傾向で、暫定値ではありますが2019年の自殺者数は2万164人だそうです。しかし、若者世代の死亡率は20歳から30歳代の減少幅は小さく、10代では横ばいの状況が続いているそうです。また、年代別の死因順位では、15歳から39歳までの1位が自殺で、先進7カ国で若者の死因の1位が自殺となっているのは日本だけだそうです。国も先進国で最悪に推移をしているこの自殺者数を減らすべく、本腰を入れ始めました。平成28年に自殺対策基本法を改正し、地域レベルで自殺

対策を推進するために、この自殺対策計画が設定されたと認識をしております。また、この法律では今月3月が自殺対策強化月間とされていまして、今回取り上げさせていただきました。今朝の朝刊でも自殺対策強化月間のことが、奄美新聞でしたか、載っていたかと思います。それでは、質問の(1)計画策定から1年が経過をいたしました、直近の自殺死亡率、自殺者数、性別、年齢別の現状、また、計画の今年度の実施状況について伺いをしたいと思います。前半と後半と分けて伺いたいと思います。まず、各種指標につきまして、この計画では、平成28年、あるいは29年の数字をもとに作成されておりますので、昨年(平成30年度)の数値を、まずお示しいただきたいと思います。

保健福祉部長(奥田敏文君) 本市では平成31年3月に奄美市自殺対策計画を策定しまして、今年度より計画に沿って事業を実施しているところでございます。議員お尋ねの自殺に関する最新の数値につきましては、「地域自殺実態プロファイル2019版」より最新データをお伝えしたいと思います。人口10万人当たりの自殺死亡率は平成29年度が最新データとなっております、16.6と前年の18.7より減少をしております。平成30年度の自殺者数についてですが、6人となっております、その性別内訳は男性が5人、女性が1人というふうになっております。平成26年から平成30年の合計を年齢別に見ますと、男性では80歳以上が最も多く、次いで20代、30代が多くなっており、女性では80歳以上、50代、30代の順となっております。

8番(橋口耕太郎君) 昨年の自殺者数が6名で、男性5名、女性1名ということですね。計画策定の数値はですね、国・県と比較をして高い割合となっているんですけども、昨年1年間しか経っておりませんけれども、その傾向は変わっているのでしょうか、いないのでしょうか、そこら辺はいかがでしょうか。

保健福祉部長(奥田敏文君) 全国の自殺者数におきましては、平成30年度は2万31人となっております、30年ですね、30年は2万31人となっております、平成15年のピーク時3万4,427人から年々減少しているところでございます。平成29年の人口10万人当たりの自殺死亡率を見ますと、奄美市が16.6、県が16.7、国が16.4と国・県との差はほとんどない、なくなっているところでございます。一方、男女別の自殺死亡率におきましては、平成26年度から30年度年度の平均で男性の割合が奄美市87.2パーセント、県71.7パーセント、国68.9パーセントとなっております、男性が占める割合が国・県よりも高くなっているというのが特徴ではないかと思います。全体の自殺率は改善傾向にございますけれども、引き続き自殺対策に取り組んでまいりたいと考えております。

8番(橋口耕太郎君) 率については、国・県とほぼ同数値ということで、ただ性別でいくと男性が87.2、県が71.7、国が68.9ということですから、奄美市の方は男性が自殺をする割合が高いということですね。分かりました。よく、これ例えがいいかどうか分かりませんが、男性は大木、女性は柳って言って、強風が吹くと男性はぼきっと折れてしまうけれども、女性は柳のようにしなやかに流していくというところで、男性のほうがやっぱり思い詰めていく傾向が強いというふうに聞いたことがあります。そういったところが、奄美市の場合は特にまた顕著に表れているのかなという気がいたします。

それでは、(1)の後半でございしますが、本計画の今年度実施をした事業について伺いたいと思います。

議長(与 勝広君) 答弁を求めます。

保健福祉部長（奥田敏文君） 本市において取り組んだ事業についてお答えをしたいと思います。ちょっと待ってください。少しお待ちください。今年度、自殺対策計画に基づいて実施した事業につきましては、大きく分けて三つございます。本計画に位置づけた基本施策の中の「人材育成」、「ネットワークの構築」、「相談体制の充実とつなぎの強化」、重点施策の中の「子ども・若者への取組」でございます。まず人材育成としましては、ゲートキーパー養成講座を今年度4回実施をしております。ゲートキーパーとは自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応ができる人のことで、「命の門番」と位置付けられております。今年度の実績としましては、市役所職員を対象に2回実施し、参加者が152人。子ども・若者支援者を対象に行い、参加者が109人。一般市民対象に参加者が52人。合わせて313人の受講いただいているところでございます。

二つ目は、重点施策の子ども、若者支援といたしまして、教育委員会と連携し、SOSの出し方に関する教育を、市内の小・中学校で2カ所、合計4クラスで実施をいたしております。児童・生徒が困難に直面したとき、どのような方法で助けを求めればよいのか、具体的かつ実践的な対処法を身につけることができるよう、また、辛いときや苦しいときには助けを求めても良いことなどを学ぶ教育として実施をしております。来年度以降も計画的に実施していく予定としております。教職員を対象に、「児童・生徒のSOSの受け止め方と対処療法を学ぶ研修会」も実施しており、受け止める側の研修会も並行して行っているところでございます。

三つ目は、相談窓口一覧表の作成でございます。庁内の自殺対策検討会や自殺対策地域ネットワーク会議と連携を図り、協議をしながら、市役所庁内版と関係機関版の二つを手掛けているところでございます。本年度末には完成予定でございます。来年度はこの活用方法について議論していきたいというふうに考えております。

8番（橋口耕太郎君） ゲートキーパー養成講座を4回実施して313人が受講されていると。この一般の方っていうのは、自治会とかそういった方の御案内でよろしかったですかね。はい、分かりました。二つ目がSOSの出し方教育ということで、4クラスに対して実施をしたと。3番目が相談窓口をしっかりとつくるというところを今年度はやられたということですね。

この自殺対策計画のアンケート結果では、自殺に追い込まれる要因として考えられるものは鬱病、病气、借金の順でございました。アンケートの最後には自殺は様々な悩みや要因が重なって追い込まれ、自殺に至る可能性が高いため、自殺に関する知識の普及啓発が必要とありました。まさにそのとおりでございます。ここに計画があるんですけれども、このサブタイトルで「誰も自殺に追い込まれることのない生きるを支える奄美市を目指して」とあります。計画の目標値を設定しておりますけれども、先ほど部長から聞いたところによると大分改善をされているのかなという気がいたしますが、この目標値は当時計画を作ったときは25.5人から2023年の目標値19.9人、そして、2026年と17.8人というふうに目標値を示しておりますが、少し減少傾向にあるということが先ほどの答弁で分かりましたので、また、庁内を横断的に、また、地域を巻き込んだ取組を引き続きお願いしたいと思います。

次に、質問の（2）・国は自殺未遂者を見守るモデル事業を新年度4月からスタートをさせます。これは簡単に説明をいたしますと、自殺未遂で救急搬送された事案を都道府県へ情報提供して、県から市町村へ伝え、関係機関で未遂者の方を継続して支援する仕組みでございます。自殺対策、この計画の中に本市の自殺者の自殺未遂歴の有無についても記載があって、平成25年から平成29年の指標で全体の25.9パーセントが自殺未遂歴ありとなっております。これも国・県の平均と比べて高い水準であります。今回、国は5地域でモデル事業を開始するようですが、このことについての本市の見解があればお示しをいただきたいと思います。

保健福祉部長（奥田敏文君） 議員お尋ねの自殺未遂者への取組については、現在、国・県において実施をされていると思います。鹿児島県では、令和元年5月に「自殺未遂者支援の手引き」を作成し、自殺

未遂者本人や家族の同意がある場合、医療機関から保健所へ情報提供を行い、今後の支援につなげていくという取組を始めております。今年度、名瀬保健所管内では精神科病院や通報等により8件の未遂者対応を行っているというふうに向っております。本市の自殺者のうち、自殺未遂歴があった方の割合は最新のデータでも23.4パーセントで、国の19.5パーセントと比較して高い状況が続いております。現在、市としましては自殺を未然に防ぐための対策を重点的に行っているところでございますが、今後も保健所や関係機関と連携を図りながら、市としての自殺未遂者に対する支援について検討していきたいというふうに考えております。

8番（橋口耕太郎君） 国の行うモデル事業ではないけれども、名瀬保健所管内でもそういった取組をされているということでもよろしいですね。8件対応があったという報告がありましたので、安心をいたしました。いずれにしても、まだ未遂歴、自殺未遂をした方が23.4パーセント、直近の数字で、国が19.57で高い水準を推移しているということですね、分かりました。私の友人でですね、そういった自殺未遂をする、しそうな若い世代と交流をされている方がいらっしゃいます。中学校を不登校気味で卒業して、引きこもりとなった方や、高校を卒業して、一旦本土に就職をしたけれども、職場に馴染めなかったり体を壊したりして奄美に帰って来て、そのまままた引きこもりがちになっている20歳前後の子どもたちと関わりを持っている方です。その方が言われるには、その若い世代の方々個人個人、個々にすばらしい面を持っていて、その素晴らしい面を発揮する場所をつくる必要があるのではないかということです。社会に出るために、いわば研修機関のような場所をつくって、そこでしばらく必要なスキルを身につけて社会に出ていく仕組みがあればということをおっしゃっていただきました。非常に難しい課題ですが、私自身も様々な調査、研究をして、自殺未遂者に対する支援策を考えていきたいと思っておりますので、当局におかれましても、引き続き御助言、御指導をいただければと思っております。

次に、質問の4番に入りたいと思います。幼保無償化についてお伺いをいたします。昨年10月から幼児保育無償化が始まって、半年が経過をいたしますが、事業者の皆さんや利用する親御さんからの声、あるいは課題などがあればお示しをいただきたいと思っております。

保健福祉部長（奥田敏文君） 幼児教育・保育無償化に関する事業所や利用者からの声や課題についてお答えをしたいと思います。幼児教育・保育無償化に対するアンケート調査等は実施しておりませんが、幅広く利用者からの意見を聞いているわけではございませんけれども、窓口で聞いた話でございまして、利用者からは「制度が複雑である」という意見を聞いております。これは主に幼稚園で預かり保育を利用する方ということになりますけれども、幼稚園保育料の分と預かり保育料の分と、幼児教育無償化を受けるためには申請所を2枚提出すると、必要があるということなどが影響しているのではないかと考えております。事業者からは「無償化になったことで休む児童が多くなったり、朝の登園時間を守らない等、施設のルールを守らない世帯が増えないか心配である」という声や、「副食費の料金は国で統一して決めてほしい」などの意見を聞いているところでございます。また、幼児教育・保育無償化につきましては、事業所のほうで申請書を取りまとめていることもあり、事業所の事務負担も重くなっているのではないかと考えております。今後の課題につきましては、幼児教育・保育無償化の恩恵を平等に受けることができるよう、待機児童問題を解決することが一番の課題ではないかと考えております。以上です。

8番（橋口耕太郎君） 手続きが煩雑だと、複雑だというお声と、事業者からは休む児童、あるいはルールを守らない保護者などが出て来ないか等々挙げられたということですね。これ、我々公明党はですね、この政策を主導して法制化に力を尽くしたんですけれども、去年の11月から12月、約1か月の期間で事業者、利用者合計全国で2万7,424人に全国の2,982人の議員が調査表に基づく対面

での聞き取り調査を行いました。奄美市でも4名分かれて聞き取り調査を行っております。そのアンケート結果によりますと、幼保無償化を評価すると9割の方が回答した一方で、保育の質の向上と受け皿の整備の2点の課題が浮き彫りになりました。保育の質の向上では、人材の育成、確保への支援が圧倒的で、自由回答の欄には若手の定着率が低いなどの声が多数寄せられました。また、保育の質の向上のために必要な政策は、処遇改善がトップで、また、無償化の実施により事務負担が増えたとの声が6割に迫り、事務負担の軽減も必要だと分かりました。受け皿の整備については、0歳から2歳児の無償化対象拡大や待機児童対策といった要望が多く寄せられました。奄美市もですね、4人回ったんですけども、同様な調査結果でありました。また、保育ニーズも多様化をしております、夜間の預かりとか障害のある子どもの預かり、教育、保育の充実等も課題だと思っています。今、確か待機児童は2月1日ぐらいで60名ぐらいだったと記憶しておりますけれども、先ほど荒田議員の質問でも0歳から2歳児のお話が出ておりました。今回、奄美市は来年度からですね、一定の負担軽減を、0歳から2歳もされるということでございますので、少し前進をしてありがたいなというふうに思います。引き続きですね、課題をですね、お互いに共有しながら、より良い制度運営をしていくようにしていきたいと思っておりますので、手前味噌ですけども、我々公明党、この幼保無償化めっちゃくちゃ押しましたので、問題点等などがありましたらどんどん言っていただきたいと思っております。国会議員につなげて改善をしていきたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。次に、質問の5に入ります。保育所の年度当初の休みについてお伺いをいたします。(1) 新年度へ移行する際、新しく入る子どもたちの受け入れ準備のために4月1日、4月2日を毎年休んでいる保育所があるように聞いておりますが、市として何か支援策を講じることはできないか、お伺いをいたしたいと思っております。まずは、現在の状況についてお示しいただきたいと思っております。

保健福祉部長（奥田敏文君） 4月1日、4月2日の保育所の状況についてお答えしたいと思っております。議員御指摘のとおり、認可保育所は年度初めの2日間をクラス替えなどに伴う新年度の準備のために、保護者に子どもの受け入れを遠慮していただくのが慣例となっているようでございます。保育所は年度末まで保育を実施していることもありまして、新年度のクラス替えなどの準備をする時間がほとんど取れないことなどからこのような状況になっているのではないかとこのように思います。しかしながら、議員御指摘のとおり、年度初めというのは働く人にとっても、あるいは転勤、異動、また、就職など初めて職場に出勤する大事な日だというふうに考えております。このようなことから、小浜保育所におきましては、平成30年度から保護者の協力もいただきながら、年度初めから子どもを受け入れをしているところでございます。また、民間の保育所につきましても、年度初めから子どもを受け入れるよう、協力の依頼をしているところでございますが、令和元年度、名瀬地区におきましては、保護者の協力もいただきながら、民間の全ての保育所におきましても、できる限り子どもを受け入れていただいているという状況でございます。

8番（橋口耕太郎君） 民間の保育所はまだ1日、2日をお休みのところがあるというふうに理解してよろしいですか、まだあると。

保健福祉部長（奥田敏文君） 前段で申し上げましたとおり、全ての子どもたちを受け入れるとなりますと、新年度の準備が非常に難しいものですから、保護者のほうに遠慮してくださいというふうに言っておりますけれども、それでも保育ができないという子どもに関しましては、名瀬地区においては民間も含めて全て受け入れをしているというところでございます。

8番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。御承知のとおり、保育所は共働きの世帯しか入れませんので、平日に保育所が閉まるということは、誰かが子どもたちを見なければなりません。お爺さ

ん、お婆さんなどの家族がいる場合はいいかもしれませんが、例えば転勤をしてきた夫婦共働きの御家族で、奄美出身者でない方とかは、祖父母に預けることはできなくて、どちらかが仕事を休んだり、そういったことをしなければならなくなります。今回の4月1日、2日も、水曜日と木曜日で平日でございますので、そういったところがあると非常に困るのではないかと思いますので、質問させていただきました。そこで、市として何か支援策ができないかということについて、私の個人的な意見と言いますか、提案なんですけれども、要するに事務作業ができないということだと思いますので、幼稚園とか学校に春休みがないので、保育所は、保育園は、受け入れをする準備をするために、例えば1週間とか、午前中4時間ぐらいを臨時で雇用をして、もう事務作業するための職員をですね、雇用をして、それに対して一定市が費用を助成するとか。もちろん、保育所によっても大小の規模がありますから、客観的な基準が当然必要ですけれども、その事務作業をするための職員を採用して、助成、何かできないかなと思うんですがいかがでしょうか。

保健福祉部長（奥田敏文君） 議員からの御提案について、お答えをしたいと思います。年度当初の保育所の、先ほど言ったクラス替え等の事務は、今言ったようになかなか早くしないといけないんですが、時間がない中での作業となりますので、保育所の負担は非常に重たいのではないかというふうには思います。しかしながら、保育所が働きながら子育てができる環境を支援する施設であることを考えますと、先ほど申したとおり、年度当初というのは大事な日で、子どもたちを受け入れる必要があるというのは、あるという意識に変えていかないといけないだろうと思います。このような中で、議員提案もありましたが、いかに負担を少なくするかということにつきましては、今後の課題だと思いますので、どのような方法があるか検討していきたいというふうに思います。

8番（橋口耕太郎君） 議長、すいません、最後に今月末をもちまして定年退職される職員の皆様、本当にお疲れ様でございました。これまで行政職員として培った経験を、力を、今度は1市民としてお住いの場所で発揮していただきたいと思います。特に自治会、あるいは民生委員など、行政と密接に関係するところを個人的にはお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。退職される皆様に敬意を表するとともに、今後の人生の、そして、御健康、そして、御多幸を祈念いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で、公明党 橋口耕太郎君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。午後1時30分、再開いたします。（午前11時46分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後1時30分）
午前に引き続き、一般質問を行います。
日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

6番（崎田信正君） こんにちは。日本共産党の崎田信正です。さて、地球がおかしいぞと思われることが多いこの頃でありますけれども、安倍政権も同じじゃないかなと思っておるんです。立憲主義を無視をし、2014年7月に閣議決定で集団的自衛権行使を容認し、戦争法とも言われる安保関連法案が多くの国民の反対を押し切って強行採決したのが2015年の9月、防衛省の日報隠しなどが問題となりました。その後も森友問題が2016年、加計学園問題が2017年と続きます。こういうのは問題が嘘とごまかしで真相を明らかにしないまま迎えたのが桜を見る会の問題であり、疑惑や汚職が相次ぐ安倍政権のもとで、今度は検察官定年延長問題です。これは検察への政治介入であり、憲法の三権分立、司法の独立を脅かすものであります。3月3日の南海日日新聞の南海天地でも、政府は今回、他の法律をもって2月7日に満63歳となる東京高検検事長の半年間の定年延長を是とした前例のない異例の

措置。2例目があるとなれば、それも時の権力次第である。またぞろ無理が通れば道理引込む。民、信なくば立たずの反面教師が大手を振るって歩いていると結んでおります。今は新型コロナウイルス対策に全力を挙げるときであります。この件については、あと同僚議員が取り上げられております。我々も緊張感を持って対応すべきものだと思います。しかし、この件では政府の対策は後手後手に回っていると指摘をされております。ここ数年来、もう醜いほど明らかになってきた嘘と隠蔽、ごまかしの国会運営と無縁ではないと思います。コロナウイルス問題は早期に終息をさせ、日常を取り戻すことが肝要であります。それをもって、これまでの疑惑に蓋をするようなことがあれば、同じようなことが繰り返されるのではないのでしょうか。国政では意見や方法が違うのは当然であります。だからこそ事実をもって是非を議論するのが国会ではないのでしょうか。出された資料は捏造されている。肝心なことは記憶にない。聞かれたことにまともに答弁しないでは、誠にお粗末だと言わなければなりません。国民の手に政治を取り戻す、この思いをますます強くしているところであります。我が奄美市議会はしっかりと議論ができる場と思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、通告に従って順次質問をさせていただきます。まず最初に、末広・港土地区画整理事業についてですが、その始まりは旧名瀬市の時代の平成12年4月に名瀬市中心市街地活性化基本計画、ゆらうまちが出され、この中で仮称シンボルロード整理事業、仮称シンボルロード地区総合整理事業、街中再生都市区画整理事業が示されました。それが、現在の幅員16メートルの道路を中心とした末広・港土地区画整理事業となっております。都市整備課から、平成21年2月に発行されているパンフレットによると、事業期間は平成16年度から平成30年度と予定が示されております。しかし、現段階での終了予定は2024年、令和6年度となっております。日々この地域で生業を営んでおられる人たちは、1日でも早く事業の終了を待ち望んでおられるのではないかと思います。街中はすっかり様変わりをしております。おがみ山トンネル、マリントウン計画など、まちづくりはまだまだ道半ばの思いもしております。そこで、末広・港の20年という事業期間も15年が経過することになり、当初計画では既に終了している今の時期に、これまでの事業の進め方について検証することは事業完了までにすべきこと、また、今後いろんな事業を進める上でも必要なことではないのかと思いましたが、今回、質問をさせていただきます。この事業の目的は2点示されております。一つは防災機能の強化と商業施設の再編で、にぎわいに満ちた魅力ある中心市街地の形成を図るとあります。この時点で、商店街の衰退が顕著になっておると自覚されており、1日でも早い事業終了が望まれていたと思います。さらに、格安航空の参入による来島者の増加や、世界自然遺産登録への期待が膨らむ中、クルーズ船での来島者も増えている現状で、当初予定を6年間も延長となっていることについて、どのように評価しているのかお伺いをいたします。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 崎田議員にお答えいたします。なお、前段の御質問の部分と、後段の御質問の部分について、後段の部分については担当部長に答弁をさせますので、御理解いただきたいと思います。議員御案内のとおり、末広・港土地区画整理事業につきましては、平成17年1月に都市計画決定を行いました。そして、平成19年2月に事業計画を決定いたしまして、事業をスタートいたしております。その間、議員がおっしゃるように、相当の時間が要していることは事実であります。そういう中で、令和元年度末の事業進捗率といたしましては、全体事業費95億2,000万円に対する事業費ベースでは89.2パーセント、移転が必要な建物135棟に対する契約ベースで130棟の96.3パーセントを見込んでおります。事業が6年間延長になっていることについてでございますが、土地区画整理事業では今日まで何回もお話申し上げましたが、関係権利者の皆様方に建物を移転していただく必要がございます。これまでも事業期間内での終了を目指して取り組んでいるところでございますが、時間がかかっていることも事実でございます。しかしながら、今後とも関係権利者の意向に配慮しながら、それ

ぞれの生活設計に沿った形で丁寧に事業を進めてまいりたいと考えておりますので、どうか御理解をいただきたいと思います。

議長（与 勝広君） 建設部長じゃない、答弁、いいですか、いいですか、まだ。

6番（崎田信正君） 市長ね、どのように評価しているのかということをお聞きしたんですが、今のは経過説明みたいなもんですよね。

（発言する者あり）

そのあとですか、そのあとで、また、その続きですが。にぎわいに満ちた魅力ある市街地形成ということですが、現時点では空き店舗が存在する一方で、新しい建物の建設も見られております。事業終了前でありませぬけれども、現時点の評価と事業完了時の展望について、お示しをいただきたいと思います。これだけの長い期間かけて、関係者ともいろいろ協議を進めて、そして、やっと完成が間近になってきたということですが、巷の話では、やっぱり展望が見えないというのはあちこち聞かれますよね。そういった意味で、この時点でこれは完了したらこういった、なるんだという展望は、是非、市民の皆さんにお示しをいただきたいと思います。要望の強かった駐車場の整備については、以前の説明では、今、何カ所かに駐車場がありますけれども、こういったものの適正配置、または、集合換地というのも、これは区画整理事業のメリットでありますと言われてスタートしたんです。これ、平成16年の第4回名瀬都市計画審議会、中での説明です。奄美らしいまちづくりについては、景観整備では官民一体の取組で、勉強会を立ち上げ、提言をまとめられておりますけれども、建物等を含めた一体的な景観整備は難しい状況と、これは平成25年第3回定例会で答弁をされた内容です。これからも建設が進むかと思います。また、マリントウン事業との関係もあり、これらの教訓も生かされているのかと思いますけれども、御見解をお伺いをいたします。この6年間の評価と合わせて、今の質問でも御答弁をお願いいたします。

建設部長（橋口義仁君） それでは、まず現時点での評価と事業完了時の展望についての御質問ですが、平成30年6月に末広本通りを相互通行として供用を開始したところであります。安全で快適な歩行空間が形成され、車によるアクセスもしやすくなったものと考えております。また、末広本通りの歩行者通行量も増加傾向となっており、一部店舗からは「売り上げが増えた」とのお声も伺っておりますので、一定程度の効果が表れてきているのではないかと判断しております。また、駐車場整備につきましても、幹線道路が一部供用を開始したことで駐車場の場所も分かりやすくなり、利便性が図られているものと考えております。なお、景観整備につきましても、建物については各個店ごとに独自の好きなカラーがあったなどから、一体的な整備はなりませんでしたが、道路整備におきましても、「末広・港道路デザイン会議」での提言をもとに施工しております、奄美らしさを醸し出す景観になったものと認識しているところでございます。事業完了時にはマリントウン地区とも一体となって、ハード、ソフトの両面から奄美らしさが感じられるよう、商店街の方々とも連携を図りながら取組を行い、観光客の皆様方に喜んでいただける地域色豊かな中心市街地の形成に努めて参りたいと考えております。

6番（崎田信正君） 展望について示してほしいということですが、今なんで、全部抽象的な話ですよ。具体的な数字というか、そういったものはないんです。これができれば、これだけのお客さんが戻ってくるとか、そういった数字はないんですが、皆さん方の計画の中でね、数字が示されてる部分がありました。地区内の計画人口は現在より僅かに増の約470人、人口密度1ヘクタール当たり147人とあるんです。現在、これがどうなっているのか、達成しているのか、それとも、達成を目指しているのか、現状と対策があればお示しをください。

建設部長（橋口義仁君） それでは、地区内の人口についてでございますが、2月末現在で約120名となっております。現時点におきましては、事業が完了していないことから、目標には達しておりませんが、事業区域内での住宅建設を検討している事業者もいらっしゃいますことから、現在、実施しております「まちなか居住推進事業」による共同住宅や店舗併用住宅の建設に際し支援を行い、住宅の建設促進を図ってまいりたいと考えております。

6番（崎田信正君） だから、今、470名の目標に対して120名ですよ。まだ事業が完成していないし、これからも建物は建ってくれば、当然、この数字は改善されていくと思うんですけども、どこまで改善するのか、それが98億円もかけたこの区画整理事業のね、20年近い期間を要して、にぎわいに満ちたまちづくりにするということですから、今の数字ではなかなか、そうかと喜んでいいような数字は出ていないですよ。そういったところの明るい気持ちになると言いますかね、そういった展望は示せないですか。今のお話はね、事業始まるときの展望を言っているようなものですよ。

議長（与 勝広君） はい、答弁求めます。

建設部長（橋口義仁君） まだですね、事業が完了していないということから、目標として、やはり470という数字を出しておりますので、それは今後の事業の推進に一生懸命取り組んでまいりますので、よろしくをお願いします。

6番（崎田信正君） 是非、よろしくお願ひいたします。令和6年っていったらこれから先で、部長はそこにおられない時期ではありますけれども、後の人によろしくお願ひをしたいと思います。

展望のもう一つですが、シンボルロード計画というのは昔ありました。今、16メートルの幅員ですけども、歩道が4.5、4.5、9メートルになっていますよね。これは、今の状況からしてね、ゆったり通行ができるとか、車椅子同士が無理なく離合ができるとかいうだけではないと思うんですね。具体的な活用方法、これが何か検討されているのならお示しをいただきたいと思ひます。

建設部長（橋口義仁君） 道路の活用方法についてでございますが、昨年度、「地方創生コンパクトシティ会議」を設置いたしまして、道路の活用方法等について検討を行い、大型客船来航時のイベント開催に合わせてテーブル、椅子を設置してはどうかとの意見が出されております。その中で、意見を踏まえ、今年度は希望する店舗がテーブル、椅子を店舗前へ設置できるように実証実験を行っております。引き続き、官民連携しながら検討を行ってまいりたいと存じます。今後ともですね、事業目的であります市街地への良好なアクセス改善や、防災機能の強化、商業施設の再編を図り、賑わいに満ちた魅力のある中心市街地の形成に向けて取り組んでまいりますので、御理解をお願いします。

6番（崎田信正君） まだ事業経過が途中ですから、ここでなぜ質問するかと、冒頭申し上げたとおり、これから言われるマリンタウン計画もあるし、この事業は大いに教訓としてね、活かされるべき内容というふうに思ひますので、是非、しっかりとしたスタンスで取り組んでいただきたいというふうに思ひます。

次に、店舗リフォーム補助制度の拡充について、伺いをいたします。この件についてはたびたび取り上げてまいりました。前回の議会でも質問通告しておりましたが、時間がなくなかったものです。現在の制度は中心市街地の活性化を図るため、新規出店者や既存店舗のリフォーム工事に対して補助を行う制度となっております。区画整理事業区域内の店舗には特例を設けて優遇をしておりますけれども、格安航空の参入などで来島者は確実に増加しております。そして、島内の観光地を効率よく見て歩

く、済ませるためには、自動車が使われるわけです。空港周辺にかなりの数のレンタカーが存在することがそれを裏付けていると思いますけれども、さらには世界自然遺産登録により来島者が期待できる中で、こういった事情を踏まえたときに、奄美市全体にいろんなお店が存在するわけですが、そこを対象にすべきではないかと、これまでも申し上げてまいりましたけれども、先の補正予算ではこの中心市街地のここはね、当初予算満たさないで、減額措置もされているというような状況もありますので、ここは奄美市全体を中心市街地のその感覚で取り組むべきだと思うんですが、御見解をお願いいたします。

商工観光部長（武下義広君） はい、それでは店舗リフォームの補助制度の拡充ということについて、お答えいたします。本市の中心市街地で実施しております店舗リフォーム制度につきましては、中心市街地活性化基本法に定義された要件を満たす区域を指定し、本計画に位置付けた事業を実施しているところでございます。本事業は、中心市街地においてリフォーム工事を促進することにより、商業集積の促進を図ることを目的としており、当該施策を市内全域で実施することは、計画の趣旨にそぐわないものと考えているところでございます。しかしながら、議員おっしゃるようなことにつきまして、対象地区外から本制度の活用に対する要望等も出ていることも認識いたしておりますので、まずは奄美市中心市街地活性化基本計画が終了する令和3年度以降の研究課題ということでさせていただきたいと思っておりますので、御理解よろしくをお願いいたします。

6番（崎田信正君） 令和3年、研究課題とおっしゃいました。令和3年度の。それがね、最初、冒頭申し上げたように、今でもレンタカーがこれだけ目立つわけでしょう。令和3年度の研究課題じゃなくて、令和3年度では実施します、今が研究課題の時じゃないかなと思うんですけれども、令和3年度に実施できるように準備を進めるというのが、今のこの来島者を迎えて、インバウンド、それと、満足できるリピーターになってもらうための対策も含めてですね、できるんじゃないかなと思うんですけれども、それは考えないんですか。

商工観光部長（武下義広君） まず、なぜ中心市街地を活性化するのかと、真っ先にやるかということを考えてみると、現在の少子高齢化等の社会現象を受け、人口が減少していく将来においてのまちづくりは郊外に発展するのではなく、銀行や商店街、飲食店、市役所などの都市機能が集積し、公共交通も利便性が高い中心市街地を主としたまちづくりが望まれます。また、車を利用せず歩いて様々な利用もできる、そしてまた、高齢者にも優しいまちづくりのために、中心市街地の活性化ということで、今、行っているところです。そういう形で、中心市街地をまずは活性化させようということで、特化してやっていこうということでの支援ですので、まずはそこに対する支援を最優先していきたいということで、御理解いただきたいと思います。

6番（崎田信正君） 中心市街地ね、末広・港もやって、一生懸命やっていますから、それは大事なことだと思いますけれども、特化というよりは、それと同じような比率で郡部のほうも必要じゃないかなというのが、私の思いなんです。まずこっちをやってから、こっちじゃなくって、今の状況を考えればね、同時に進めるぐらいの比重を置いてもいいんじゃないかなと思うんですけれども、そうはならないんですか。

商工観光部長（武下義広君） まずですね、先ほど申し上げたように、まず中心市街地をしっかりとやっていこうということです。また、これを全部に広げるとなるとですね、また、予算的な面も出てくると思います。まずは中心市街地をしっかりと支援して、その後、また、いろいろと検討させていただければということで考えておりますので、よろしく申し上げます。

6番（崎田信正君） ここでやり取りしたら時間経つので、予算委員会もありますので、そこでまたいろいろ議論できるかと思います。

次に、ベイスターズの秋季キャンプの中止について。これ、2月11日の地元新聞で報道され、びっくりいたしました。記事では横須賀市の球団施設、「DOCK OF BAYSTARS YOKOSUKA」、これが完成したことから、10年間続いた秋季キャンプ終了ということですが、離島で、離島の奄美でプロ野球の選手たちと間近に触れ合えることができる機会として、受け入れ態勢もいろいろ万全を期してこられたかと思います。また、それなりの投資もしているわけですね。経済効果を含めて、これまでの成果と評価について、御見解を伺いをいたします。

教育部長（福長敏文君） それでは、崎田議員にお答えいたします。横浜DeNAベイスターズの秋季キャンプにつきましては、平成22年から10年間、市民球場を中心に名瀬運動公園で実施をしていただきました。まず投資と経済効果についてお答えをいたします。球団の受け入れ体制といたしまして、奄美協力を平成22年に設立をいたしまして、奄美でのキャンプ受け入れ体制の充実のために、市として年間約200万円を負担しておりました。また、プロ野球の公式戦に合わせて、横浜スタジアムでの試合観戦に奄美の関係者をお招きいただき、いわゆる「奄美デー」を平成23年より開催していただきました。そのイベント費用に約680万円を計上しております。島内の受け入れ事業と横浜での受け入れ事業、二つの事業を合計して年間約880万円、10年間では8,200万円ほどの支出額となっております。

次に、経済効果といたしましては、試算をいたしましたところ、年平均4,700万円。10年間で約4億7,000万円となっております。

次に、秋季キャンプによる効果の面につきましてですが、キャンプ中に島内の小・中学生を対象に野球教室や食事交流会を開いていただき、離島奄美では機会に恵まれないプロ野球選手との交流がなされてきました。奄美の子ども達にとって、プロ野球選手の想いや技術を身近に感じ、自分の夢や希望を持つきっかけになったり、大変有意義で貴重な体験になったことと考えております。また、10年前の奄美豪雨災害の直後に奄美入りをしていただき、奄美の人たちに復旧に向けた勇気をいただいたことも確かなことではないでしょうか。また、キャンプ中は1日に100名から150名ほどの本土からの野球ファンも名瀬運動公園を訪れておりました。これまで訪れる機会の少なかった人たちに奄美大島を知っていただく絶好の機会にもなったと考えております。いずれにいたしましても、10年間プロ野球球団が本市でキャンプを実施していただいたことは、投資以上の効果があったものと捉えております。以上です。

6番（崎田信正君） それで、球団側からね、ありがたいことに、今後とも交流を継続していくことが示されておりますけれども、具体的にどのようなことになるのか、分かっておればお示してください。

教育部長（福長敏文君） それでは、2月9日の横浜DeNAベイスターズ球団ホームページの発表の中で、「今後も奄美市と変わらぬ交流を続け、奄美市の皆様、ファンの皆様にお楽しみいただける取組を進めてまいります」との、心のこもったコメントをいただきました。これを受けまして、今後の具体的な交流についてでございますが、球団側からの申し出により、これまで同様に「奄美デー」を継続していくことになりました。「奄美デー」のイベント内容でございますが、ベイスターズ球団の御厚意により、本拠地でのプロ野球公式試合において始球式、球場大型ビジョンでの奄美の観光や物産に関する動画放映、観光ブース設置などを行い、奄美をアピールさせていただきます。この「奄美デー」に係る費用、スポンサー料につきましても、ベイスターズ球団が御負担をしてくださるとの連絡も受けております。なお開催、この試合の開催予定は4月23日広島戦とのことでございます。その試合では、これまでと変わらず300席ほどが確保されまして、関東地区の郷友会の方々などと観戦をする予定となっております。この費用につきましては、本市の新年度予算で計上させていただいております。いずれにしましても、知名度、

人気の高い球団との交流を継続していくことは、奄美の商業効果としても大変ありがたいこと
でございます。今後もベイスターズ球団の意向を尊重しながら、これまでの信頼関係をもとに交流を続
けてまいりたいというふうに考えております。以上です。

6番（崎田信正君） せっかくの機会ですからね、是非、長く、末永く交流というか、また再びというよ
うなことがあれば良いのかなと思いますので、よろしく願いをいたします。

次、介護保険でお伺いをいたします。昨年12月16日に厚生労働省社会保障審議会・介護保険部会
が第8期に向けての見直し案を示されましたけれども、これらの改定により利用者には負担増になるよ
うな部分もあろうかと思いますが、この国の改定案について御見解をお伺いをいたします。

保健福祉部長（奥田敏文君） 介護保険制度改正についてお答えをしたいと思います。次期介護保険制度
改正につきましては、厚生労働省が所管する社会保障審議会・介護保険部会で昨年の2月から議論が
行われ、12月27日に「介護保険制度の見直しに関する意見」が取りまとめられ、了承をされてお
ります。内容といたしましては、全世代型社会保障の実現に向けて、介護予防、健康づくりの取組強化
を打ち出すとともに、制度開始以来伸び続けております保険料の抑制に向けた「給付と負担の見直し」
として、議員がお尋ねになりました施設サービスの利用した際の低所得者への補足給付の見直しや、
高額介護サービス費の上限額の見直しなどが示されておるようでございます。現時点におきましては、
これらの具体的な対象者数及び影響額をお示しすることは難しい状態でございますので、御理解をお
願いします。なお、軽度者への生活援助サービス費の事業化や2割負担の対象者拡大、ケアマネジメ
ントの自己負担導入については示されておられませんので、今回の制度改正においては見送られたもの
というふうに理解しております。

今後、法改正を伴うものにつきましては、既に開催されております今通常国会で議論された後、令
和3年度から施行されると認識しておりますが、多くの政省令や告示等の見直しで対応する分もある
とのことですので、引き続き国の動向に注視してまいりたいと考えております。

6番（崎田信正君） 今、答弁にありましたケアプランの作成費ですね、これは見送りというか、引き続
き検討ということになっているんですよね。ゆくゆくはこれを盛り込もうということになるかと思
いますけれども、これ大きな問題だと思うんですが、仮にこれが検討から実施ということになって、有料
化になればですね、どういった影響が出てくるのか、考えられることがあればお示しをいただきたい
と思います。

保健福祉部長（奥田敏文君） ケアプラン有料化につきましては、先ほども申し上げましたが厚生労働省
の社会保障審議会・介護保険部会の中で了承された「介護保険制度の見直しに関する意見」の中には示
されておられませんので、今回の介護保険制度改正においては見送られたものというふうに理解してお
ります。なお、有料化になった場合の被保険者の皆様への影響についてでございますが、現時点ではちょ
っと計りかねるものがございますけれども、被保険者の多くの皆様が年金収入により生活をされてお
られますので、個々のケースごとに丁寧に対応することで被保険者の皆様の生活、暮らしの維持に努めて
まいりたいと存じております。

6番（崎田信正君） 次に、介護職員等の特定処遇改善加算というのがありますね。これ、10月1日か
ら実施をされたら、消費税増税に併せてなんですけれども、この件でこの加算を取得するためには、事
業所のほうが介護職員処遇改善計画書を作成をして、自治体に提出をするということになります。現在
の取組状況がどうなっているのか、お示しをいただきたいと思います。

保健福祉部長（奥田敏文君） 昨年10月に創設されました介護職員等特定処遇改善加算でございますが、介護人材の確保及び定着を目的に導入されたもので、主に現場でリーダーとして活躍をしている介護サービス事業所に10年以上勤務をした介護福祉士の賃金を引き上げるために、介護施設や事業所が介護報酬の加算を受けられるというものでございます。介護施設や事業所は加算取得のために、賃金改善計画作成のほか、諸要件をクリアする必要があり、それらを明記した改善計画書一式を任命権者である県、または、市町村に提出した上で算定を開始し、年度末には実績報告書を提出すると。この一連の流れを毎年繰り返すということになります。当市が指定・指導監督の権限を持っております地域密着型サービス事業所等の加算取得状況につきましては、特定の人材の賃金引き上げを行う難しさから、約30パーセントに留まっております。

昨今の深刻な介護人材不足の中、当市といたしましても積極的な加算取得を推奨しており、地域密着型サービス事業者に対する集団指導時や奄美大島介護事業所協議会との意見交換会の場などを活用しながら、助言、指導を行っているところでございますが、今後も一層働きかけを行ってまいりたいと考えております。

6番（崎田信正君） 答弁の中で10年以上の経験を持つ方ということがありますけれども、一方では職員に差が出るということで、それに捉われず現場で事業所の裁量でそうじゃなくても加算をするということが認められているというふうになっているようですけれども、今、30パーセントとおっしゃいましたけれども、その中にそうした事業所の裁量で広く加算を取得しようというようなところがありますか。

保健福祉部長（奥田敏文君） 申し訳ないですが、手元に資料がございませんので、その事業所があったかどうかはちょっと分かりかねます。

6番（崎田信正君） とにかく、まだ30パーセントということですから、これ処遇を改善するための加算ですから、100パーセント取得をして、働いている人に還元されるというのが大事です。今、丁寧に指導、相談も乗るということですので、是非、その立場で頑張っていただきたいというふうに思います。

次に、特老、特別養護老人ホームの待機状況についてお伺いをいたします。

議長（与 勝広君） はい、待機状況について。

保健福祉部長（奥田敏文君） 特別養護老人ホームの待機状況についてお答えをいたします。本市における特別養護老人ホームは名瀬地区3施設、笠利地区1施設、住用地区1施設、合計5施設ございまして、県全体では211施設ございます。県保健福祉部で県内全ての特別養護老人ホームを対象とした入所申し込み書調査を行っておりますけれども、それによりますと、令和元年6月1日時点の奄美市における待機者数は100名となっております。このうち、在宅での待機者が16名、医療機関に入っている方が48名、老人保健施設入所者が27名、その他の施設が9名というふうになっております。なお、入所に至るまでの手順につきましては、国・県の指針を基に各施設が開催します入所判定審査会、入所判定委員会の中で様々な検討を行い、申し込み者の入所の優先順位を決定しまして、施設と申し込み者の契約という形で実施をされております。

6番（崎田信正君） 在宅で16の方が待っておられるということで、どのぐらいの期間待っているのか定かではありませんが、待機待ちはなくすというのが基本かなと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、税申告の、今、時期でありますけれども、障害者手帳を持っていない介護認定者の所得、住民

税もそうですが、障害者控除対象者の認定について、現状どうなっているのか、お伺いをいたします。

保健福祉部長（奥田敏文君） 御質問の介護認定者で障害者控除の対象となる方についての、まず実績でございまして、平成30年度で6名、本年度は現在までに8名の方が申請し、認定を受けております。対象となる方につきましては、奄美市障害者控除対象認定要綱に基づき、65歳以上で要介護認定要支援認定を受け、その要介護認定調査の判定の中で、いわゆる「寝たきり度」、「認知症度」の項目が一定基準に該当する方というふうになっております。認定の流れにつきましては、奄美市福祉事務所長に障害者控除対象者認定書を申請し、高齢者福祉課において介護認定情報を確認して、該当する方に認定書を発行し、税の申告に使用する流れというふうになっております。障害者手帳を保有しない介護認定者の中で、障害者控除対象となることにつきましては、今後ともホームページや広報紙などを通して広く周知に努めて参りたいと考えております。

6番（崎田信正君） 平成30年が6人、今は、現在のところ8人ということですが、これは皆さん方思っている中でね、対象者はこの程度なのか、もっといるけれども、まだ認知されていないのかなという評価はどうなんですか、分かりませんか。

保健福祉部長（奥田敏文君） 今、おっしゃったような潜在的な対象者についての質問でございまして、ちょっとその状況は今のところ分かりません。

6番（崎田信正君） いろんな状況で高齢者の方はね、経済的にいろいろ大変なところですよ。もちろん所得税や住民税の対象にならない非課税世帯はもともとこれ必要ないわけですから、そういった面ではどのぐらいの人がいるのかなど。どのぐらいの人がこれを知っていて取り組まれているのかなというの、住民、市民の生活向上のためでもね、制度があるんだったら活用してもらおうという立場で気をかけてもらいたいと思います。

次に、中等度難聴者の補聴器購入制度です。この補聴器の購入ですが、この件については前回は質問し、研究課題としたいということでした。本市にも補聴器に対する助成制度がありますけれども、障害者手帳を交付されている重度、高度の難聴者が対象で限定的なんですね。これを中等度の人にも対象にすべきじゃないかなと思うのですが、検討したいということですが、今の状況を考えればね、検討よりも実施できる方向で作業進めていますという程度の、ぐらいの答弁をいただきたいんですけども、いかがでしょうか。

保健福祉部長（奥田敏文君） 本市における軽度・中等度難聴者への取組につきましては、議員が前にも御紹介いただきましたが、会議などで耳元での音量を独自で調整することができるヒアリンググループ、これにつきまして、奄美地区地域自立支援協議会で購入を行い、無償貸与予定としておりまして、その効果を期待しているところでございます。

本市の補聴器購入に係る助成制度につきましては、聴覚障害による身体障害者手帳を持つ高度難聴以上の方への助成、また、身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児に対する助成制度がございまして、それ以外については現在のところ、助成制度はございません。

本市といたしましては、様々な要因による高齢者の引きこもり防止や認知症予防の課題につきまして、孤立化を防ぎ、社会参加を促す総合的な取組が必要と考えておりまして、高齢者の居場所づくり、社会参加機会の創出、住民による支え合い体制づくりなど様々な施策に取り組んでいるところでございます。議員から御質問のありました中等度難聴者の補聴器購入そのものに対する助成につきましては、全国的にも助成制度を持つ自治体がまだ少なく、鹿児島県下におきましても制度を持つ自治体がないようでございます。本助成制度につきましては、他自治体の状況を含め、制度内容を仔細に検討を重

ねていく必要があると認識しておりますので、御理解をお願いいたします。

6番（崎田信正君） 助成、まだ少ないということですがけれども、運動はどんどん広がっている状況ではあります。補助の仕方もいろいろなんですよ。65歳以上からをやっているところもあれば、なかなか財源的措置もあるので、90歳からやっているところもあるんですね。住民税非課税世帯のところから出発しようということもありますから、奄美市でもですね、是非、どの程度から出発するのかはよく検討していただいてですね、答弁でもありました認知症と加齢性の難聴ですね、これについては因果関係があるということも言われていますので、かなりそういった意味では優先度は高いんだと思いますよ。是非、その立場で取り組んでいただきたい。他の自治体が、他で50パーセント自治体がやればやるとか、そういう問題じゃなくて、やっているところが、実際始まっているところがあるから、奄美市の状況から考えれば優先度を高く持ってきてですね、すぐにでも実施をしていただきたいなと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、就学援助制度の完全実施ですが、これもこの間ずっと質問をさせていただいております。国が示した生徒会費やPTA会費、クラブ活動費も就学援助制度に入れようということですがけれども、奄美市はこれ、まだ、ここ、項目入っていないんですよ。それを、是非、入れていただきたいと思っておりますけれども、御見解をお示してください。

教育部長（福長敏文君） ただいま崎田議員のほうで御案内がありましたとおり、本市におきましては文部科学省、初等中等教育局財務課が定める補助対象品目に準じて、準要保護の品目を定めております。準要保護の品目につきましては、新入学児童・生徒学用品費、学用品費、通学用品費、校外活動費、学校給食費、修学旅行費、医療費でございます。また、中学校につきましては、体育実技用具費も対象となっております。19市の準要保護の品目を調査いたしましたところ、PTA会費、クラブ活動費、生徒会費、卒業アルバム代を補助対象としているのは1市のみでございました。本市におきましても、PTA会費、クラブ活動費、生徒会費、卒業アルバム代の4項目につきましては、現在、補助対象にはなっておりません。また、平成30年度決算で先ほど橋口議員の答弁の中でもお答えいたしました、教育費における扶助費は1億6,000万円を超えております。うち、準要保護児童・生徒の援助費はおよそ5,800万円、一般財源を充てているところでございます。現在、支給対象とされていない4項目の補助について、クラブ活動費など3分の2の児童・生徒が参加するということを想定して試算してみますと、1,900万円程度となっております。この実施につきましては、恒久的な財源確保が必要となりますので、補助対象費目にするか慎重に検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

6番（崎田信正君） 財源、一般財源からという答弁ですがけれども、これ就学援助制度は過去に小泉総理のときに三位一体改革というのがありました。そのときは2分の1が国庫補助されていたのが、これが廃止されたんですね。だけれども、基準財政需要額に算入されるということで、交付税措置されているんじゃないですか。これ、確認したいと思えます。

教育部長（福長敏文君） その辺りについては、ちょっと確認をさせていただければと思います。ちょっと私のほうでの資料がございませんので。

6番（崎田信正君） これも予算委員会がありますから、そこでできるかと思えます。基準財政需要額に入れて、交付税措置がされておれば、当然これに使うべきであってね、それでないということになればあれですがけれども、確認を後でさせてください。

次に、国民健康保険制度です。国保の令和2年度の予算では、一般会計からの繰り入れが平成31年

度の2億から1億5,000万円に減額をされております。平成31年の時は、2億5,000万円から、今、2億円に減額とされて、2年間で1億円減らしたわけですね。前回は聞きましたけれども、今回もその減額した根拠について伺いをいたします。ついでに、時間があれですから、これ、累積赤字を減らしていくということも大きな目標だと思いますけれども、国保会計の累積赤字が減っていることから減額だというのは、前回、2億円に減らした時の答弁だったとも思いますけれども、累積赤字の解消の見通しについて、御見解をお伺いをいたします。累積赤字が解消されて、一般会計からの繰り入れがなくなった場合ね。再びいろんな事情で国保財政が厳しい状況、赤字になるといったときに、再び一般会計からの繰り入れをやるということでのいいのか、そうしないとどうにもならないと思いますけれども、そこは確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

市民部長（満永亮一君） それでは、今、はじめに法定外繰入金の対前年比の5,000万円の減額について、お答えしたいと思います。法定外繰入金は累積赤字の状況や決算収支の状況、また、県から示される事業費納付金や標準保険料率の推移などを見ながら、当初予算編成の過程において毎年度検討をしているものでございます。累積赤字は、過去最大で約8億円ありましたが、一般会計からの法定外繰入や国保の制度改革、国の財政支援等により、平成30年度決算では約2億2,000万円まで減らすことができております。また、決算収支におきましても、令和元年度の決算見込みで累積赤字の減少が、また、見込まれております。併せまして、県の国保運営の方針では、一般会計からの法定外繰入につきましては、解消・削減すべき赤字と捉えられておまして、計画的、段階的に解消を図っていくものと整理されております。以上のことから、今回、県の国保運営方針に則した形で繰入金を減額いたしておりますが、累積赤字の解消を含めた国保財政の運営は健全に行われるものと判断したところでございます。

次に、今後の繰入金の動向、また、累積赤字解消の目処ということの御質問ですが、現在の法定繰入は主に過年度の累積赤字補填や、単年度決算の補填を目的として行われております。今後の繰入金の増減や有無につきましては、年度ごとの状況によってどう推移するか予測が大変困難でございます。そのような中で、将来的に累積赤字が解消されるまでは、適切な被保険者の保険税負担について、毎年度検討した上で総合的に判断してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。累積赤字解消につきましては、遅くとも令和5年度を目処に解消したいと考えております。各年度における決算の状況や県が示します事業費納付金の推移によっては、今後、変更となる場合もございますが、市町村において削減、解消すべき赤字として定義されている法定外繰入について、県から求められ提出いたしました赤字解消計画において、年次目標を令和5年度と設定しております。累積赤字も法定外繰入金と同様に解消すべきものであるとの認識から、本計画に沿った形で実行してまいりたいと考えております。

次に、仮に何かの理由で赤字になった場合、繰入金を増やすかという御質問ですが、先ほども申し上げましたが、法定外繰入金は県の国保運営方針において、解消、削減すべき赤字と捉えられておまして、計画的、段階的に解消を図っていくものと整理されております。その中で、繰入金の対応は国民健康保険の税率改正と併せて、県から示される事業費納付金の推移等状況によって検討すべきことだと認識いたしております。本市としましては、赤字にならない対策としまして、保険税の確保と収納率の向上、医療費の適正化対策、保健事業の推進を引き続き進めてまいりたいと存じます。よろしくお願いいたします。

6番（崎田信正君） この質問、準備する中でね、気になる場所があったんですよ。一つ、保険者努力支援制度というのがございますよね。これ、以前にも質問しました。努力に対して支援をするということで、何か良い制度のように思われますが、その内容は収納率の向上などを評価するものであります。収納率が上がれば交付金を増額するということですが、高すぎる国保税を引き下げて、誰もが納められ

る税額にする方向なら大賛成なんです、努力しても財源は限られているんですね、その努力支援制度に出す財源は。保険者に競争させようという意図が感じられるわけです。さらには、今、議会でも議論されているのが、市長専決の追加事項ですね。税の滞納者に対して差し押さえが議会の承認なしに市長の専決でできるようにするというものです。このことで収納率を上げる方向へ利用されるのではないかとという心配もあるんですけども、この国の考え方が根本的にはおかしいと思うんですよ。保険者、つまり奄美市がですね、住民の福祉の増進を図ることを基本とする地方自治法に基づいて、高すぎる国保税はもう上げることはできないという判断をして、一般会計からの繰り入れを決断されたと思うんです。私もそういったことで、国保税の値上げを抑えたときに、今まで国保会計については税が高い、それと、減免制度が十分でないということで反対をしてきましたけれども、その努力を評価してですね、今、国保会計は反対していないですよ。いろいろやり取りはありますけれども。これこそが言えば保険者の努力だというふうに思うんですが、これを評価することなくしてですね、今度は一般会計からの繰り入れをずっと続けているとペナルティを与えるんだというようなことを、どっか文章見たんですよ。これ、本当なんですか。ペナルティというのは、交付金を減らすということなんですけども、このことについて御見解があれば、お聞かせください。

市民部長（満永亮一君） 確かに議員おっしゃるように、制度がですね、県のほうに、県が国保の財政の責任主体となってから、おっしゃるようにインセンティブ方式と言いますか、努力すればいろいろ交付金が増えるというような制度に変わっております。確かにその繰入金金を減らすようにという指導はございます。それがどのようなペナルティとかいうのは、まだはっきり私どものほうには届いておりませんが、先ほど申しましたように5年で繰入金は減額するものという、赤字とみなすというふうに、県のほうでは指導されているところでございます。

議長（与 勝広君） 以上で、日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。14時45分に再開いたします。（午後2時30分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

公明党 栄 ヤスエ君の発言を許可いたします。

なお、栄 ヤスエ君から一般質問中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

9番（栄 ヤスエ君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、こんにちは。公明党の栄 ヤスエでございます。一般質問初日の最後、どうぞよろしくお願いいたします。

まずはじめに、今年度末で退職される部課長、また、職員の皆様、長きにわたり大変お疲れ様でございました。退職後は、また皆様も持てる力を地域にも生かしていただきますように、よろしくお願いいたします。また、本年は奄美市誕生より15年を迎えます。また、奄美豪雨災害より10年、夏には世界自然遺産登録が目前となっております。また、11日には東日本大震災の発災より9年を迎えることとなります。本市は、また、新たな5か年計画を、また、幸せの島へ、奄美攻めの総合戦略を策定しておられますけれども、この中でも観光で攻める、また、仕事づくりで攻める、少子化対策で攻めるの三つのポイントを示しておられます。しっかりと、また、この幸せの島の実現を目指すとの目標を掲げておりますけれども、しっかりと誰も置き去りにしない、持続可能な総合戦略になりますように、よろしくお願いいたします。

さて、日本国内、世界中では新型肺炎コロナウイルス感染の問題で様々なところに影響が出ております。全国の小・中学校が休校となり、慌ただしい動きになっておりますが、知恵を出し合い感染拮

大を封じ込める様々な注意や喚起をしながら、私ども議員も含めて、朝山市長含め、また、職員、市民の皆様とともにこの事態を乗り越えていかなければならないと思います。改めまして、コロナウイルスで亡くなられました皆様には心からお悔やみを申し上げたいと思います。しっかりと、また、手洗い、うがい、十分な栄養と睡眠、そして、不用な外出をしないことや、また、マスクの活用など、一人一人が心掛けてまいりたいと思います。国としても特別措置法改正に向けて、議論が、今、なされておりますけれども、公明党といたしましても様々な提案をさせていただいているところでございます。

また、3月8日は国際女性の日、また、1日から8日までは女性の健康週間でもございます。女性が生涯を通じて健康で明るく充実した日々を送ることを応援するために、2007年から始まりました。この週間を通じて、女性の心身の健康を社会全体で大切にしていける気運を高めていきたいものです。

それでは、一つ目の質問に入ります。ここで、質問の前に通告書の字句の訂正をお願いいたします。1番の市民生活について、(2)の②の「受診率向上にオプトアウト方式を導入」の部分です、ね、「ナッジ理論を取り入れた取組は」、に訂正をお願いしたいと思います。

議長（与 勝広君） もう1回、ゆっくり言って。

9番（栄 ヤスエ君） 「ナッジ理論を取り入れた取組は」ということで訂正をお願いしたいと思います。

では、一つ目の質問でございますが、市民生活についてということで、(1)女性活躍の推進についてということで、よろしいでしょうか、はい。去年は男女共同参画基本法が制定されて20年を迎えました。県主催のシンポジウムでの基調講演にて、講師の名取はにわさんの講演内容を抜粋させていただきます。日本の男女共同参画行政は国際的な風を受けながら進んできた分野でございます。基本法の前文には、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国、社会を決定する最重要課題と書かれています。第2条第1号には、男女共同参画社会の実現を形成が、男女は社会の対等な構成員として自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる社会と定義をされております。一昨年、複数の大学医学部の入学試験におきまして、女性の点数を削り合格について男女差別をしてきました。これは自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されない女性たちがいたということです。まさに男女共同参画社会の形成は21世紀の最重要課題だと思います。様々な積極的改善措置を活用して、迅速に進める必要があります。2019年の世界ジェンダーギャップ指数は調査対象が153か国のうち、日本は121位と前年の110位から順位を落とし、過去最低となり、女性の政治参画の遅れが響き、先進国におきましては最低水準となっております。指数は経済、政治、教育、健康、4分野で女性の地位を分析し、総合順位を決めております。昨年6月、大阪で開催されたG20においては、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントが持続可能で包括的な経済成長に不可欠である。戦争の予防及び解決において、女性を認識することにコミットすると共同宣言をしております。今、国連から吹く風はSDGs、持続可能な開発目標で、目標5にジェンダー平等が掲げられております。是非、世界に取り残されないように、日本も男女共同参画を頑張っていきたいと思っております、という氏の内容でございました。この内容を受けまして、そこで質問でございますが、①SDGsの重要な目標5.5でございますが、「政治、経済などあらゆる分野で意思決定において女性の平等な参画を確保すること」とございまして、本市としてどのように捉えて施策に生かしているのかを伺いたいと思っております。次の質問からは発言席にて行います。

議長（与 勝広君） すいません、恐れ入ります、傍聴席では帽子を。はい、答弁求めます。

市民部長（満永亮一君） では、お答えいたします。議員の御指摘のとおり、世界ジェンダーギャップ指

数における日本の順位は低く、立ち遅れている状況でございます。世界的にはあらゆる分野の意志決定において、女性の参画により経済成長や地域社会の融和など、情勢が好転している状況でございます。我が国においては、昭和60年の男女雇用機会均等法に始まり、平成11年、男女共同参画社会基本法、平成27年、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律など、女性の活躍を推進する計画が制定され、それに伴い、自治体においても計画を策定しております。しかしながら、その中においてやはり固定的、性別役割分担意識などによる男性中心型労働慣行が色濃くあるため、その結果として世界ジェンダーギャップ指数が向上しない理由になっていると捉えております。

本市におきましても、議員御指摘のSDGs目標5の項目5.5、「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意志決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保」するにつきましては、平成29年に奄美市男女共同参画基本計画を策定し、その中に「政策方針決定過程への女性への参画の拡大」を重点的に取り組む分野として位置付け、市民啓発並びに庁内各課の事業に対して啓発を推進しているところでございます。

基本計画では八つの分野に分け、取り組む重点項目を掲げ、目標達成のためにそれぞれ数値の設定をしております。「政策方針決定過程への女性の参画の拡大」の数値目標としては、市の審議会・委員会の女性登用率となっており、令和3年度に30パーセントを目標としております。直近は平成30年度が19.7パーセントで、計画当初の平成26年度の14.9パーセントと比較しますと4.8ポイントの増加となっております。本市としましては、今後も引き続き事業を通しまして基本計画の数値目標達成に努めてまいります。そのためには、女性の参画及び平等なリーダーシップの機会の確保が重要であることを、行政はもちろん、民間企業に対してさらなる理解と意識の醸成を促すとともに、職場環境改善の取組を推進してまいりたいと考えております。以上です。

9番（栄 ヤスエ君） はい、ありがとうございます。目標値に対しては、30パーセント目標値、今、奄美市として19.7パーセントっていうことの数字でございましたけれども、4.8パーセントのアップっていうことは、大きな動きだと思いますので、是非、またこの数字を加速化していただいでですね、しっかりとまた、庁内にも、また、施策に対しても広げていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします、はい。

次の質問になりますけれども、②を二つにちょっと分けて質問させていただきたいと思っておりますけれども、まず本市の、本市として、女性活躍の意義をどう踏まえるのかということと、また、本市における女性の管理職の登用ということで、ちょっと二つ分けて質問させていただきますけれども、この女性活躍推進法は奄美市もその基本計画の中にしっかりと入っているんですけども、基本法としては平成28年から令和7年までの10年間の時限立法でございまして、国や自治体とか、一定数の従業員がいる企業に対して、採用した女性の割合ですとか男女の勤続年数の差、管理職に占める女性の割合などの把握を求めています。その上で、女性活躍のための行動計画の策定っていうことで、情報公開を義務付けているっていうことなんですけれども、先日、県の事業で異業種交流会っていうことで、私も参加させていただきました。様々な方たちとも、若い世代の方、また、職業、仕事をしたい方、女性、全部女性なんですけれども、その中でちょっとファシリテーターとして入らせていただいたことがあるんですけども、その中で鹿児島の中で、鹿児島県女性ワーキンググループっていうのができておまして、その中の活動報告をちょっとさせていただいたの、聞きましたので、ちょっとお話をしたいと思うんですが、どうしてもこう、女性活躍ってすると、活躍する女性だけがこうクローズアップされてしまうんですが、全体を含めて働き、活躍できるできないも含めてですけども、お話をさせてもらいたいと思っております。その中で、女性活躍推進に対する女性の理解としまして、目的は男女が安心して生き生きと働くことができる社会の実現をすることとしておまして、その中で管理職になることだけが女性の活躍ではないということ。管理職にならないから頑張っていないというわけではないという声も、女性の中からあったということでした。そしてまた、女性が管理職になる意味として、組織の変革ですとか

経営の面で女性の状況や、状況ですとか、いろんな状況の中で考えの反映は必要だと思う。女性が管理職になって発言力を持つことが求められているということと、また、しっかりと女性に対してもローモデルがいれば、女性もポジションを得たいというような心理になるということもお話されておりました。女性管理職がいることで、管理職になることに意欲的であったりとか、肯定的な女性を増やすことができる。管理職が少ない理由といたしましては、女性の採用がまず少ないと。あとは出産、育児で退職し、管理職になる方々、出産年齢です、40代ぐらいの、なる管理職の方たちが少ないということで、年代が。管理職になりたいという女性が少ないってということ、管理職に必要な業務を、まず、まずは経験をしていないってこと。管理職になるための教育を受けていない。女性では務まらないという判断や、女性には大変だという男性の方のよかれと思う配慮があるっていうふうなことも話をされておりました。会社といたしましては、女性にいろんな多様な業務をさせていないってということも、現実、あるということで、女性の管理職登用の発想がまずはないと。管理職になれば、長時間勤務、土・日、繁忙期の出勤は当たり前で、それを改善する仕組みは、体制が、今、整っていないと。女性の側も、経験や能力に対して、自分はこうできないというふうな、自信がないってということもあるそうです。管理職になるイメージが、まず湧かないと。家庭責任に負担から、育児だったりとか、介護だったりとかですけれども、家庭責任の負担から、家庭と管理職としての、この仕事との両立が困難であったりとか不安があるということ。また、周りの女性の働き方、こう女性、周り見るんですけれども、働き方に影響されてしまうってということもあるそうです。また、このようなことが改善される中で、職場と女性自身の変革といたしましては、企業によっては教育機会や仕事の評価が男女平等になったですとか、また、職場環境が仕事と家庭の両立ができるように改善した会社におきましては、女性は産休とか育休を取得し、また、出産、育児で辞める人が、辞職をする人が少なくなったと、環境が改善されたことによって、なくなったという声もありました。女性の管理職を増やす企業がどんどん出てきたと。その中で、農業分野ですけれども、農業分野では、これまで男性だけが参加していた会議にも女性も参加するようになったというふうな声もございました。最後にでしたけれども、女性の活躍推進には女性が働き続けられるための職場環境の整備ってということが大事だと思います。女性にも男性と同じようにキャリア形成を与える、与えるっていうか、キャリア形成をする機会があることが必要であるということから、この女性活躍の実現のためには、もうしっかりと、しっかりとその職場でしたら職場の管理者ですとか、行政であれば首長の方々、そういった方々の経営者の意識変革と取組が問われているということでお話ございましたので、しっかりとこのようなことも含めながら、その女性が職場に出て、仕事に出て、しっかりとこうキャリアアップできるような体制づくり、環境づくりをしっかりとつくっていただきたいなと思っております。

そこで、このようなことを踏まえて、次の質問でございしますが、行政といたしまして、庁舎内ですけれども、行政として、本市における女性の管理職登用の現状ということで、また、課題がございましたら伺いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

市長（朝山 毅君） それでは、栄議員に女性の登用の現状等についてお答えさせていただきます。職員採用における女性の割合につきましては、平成18年度、合併当初でございますが、実施した採用試験では15.38パーセントでありました。今年度、採用においては50パーセント、来年度採用予定者においては44.12パーセント、直近3か年は40パーセントを超える水準となっております。また、女性の採用割合が高まることで、職員全体に占める女性の割合も年々上昇しております。平成18年度で申しますと、27.81パーセントでありましたが、平成29年度では29.7パーセント、平成30年度では31.05パーセント、新しい年度、今年度は32.48パーセントとなっております、3名におひとりは女性だと、ほぼ、ということになっております。また、管理職における女性の割合も、近年、上昇してきております。ちなみに、平成18年度では1.33パーセントでございましたが、平成29年度で4.55パーセント、平成30年度では7.46パーセント、今年度は8.96パーセント

となっております。以上のように女性登用の、採用の数値は上がってきているということでありますので、どうか御理解をいただきたいと思えます。

9番(栄 ヤスエ君) 御答弁ありがとうございました。数字で示していただきましたとおり、半々っていかですかね、もう半分ぐらいはもう女性と。庁舎内見ても、本当に市役所内もですね、女性が大分増えてきたなっていうふうには感じております。企画ですとか、いろんなどころ、課も含めて、健康増進課ですとか保健師さんとか助産師さんがいるところは、もう女性が多い、もともと多いところでございますけれども、そのような中でもですね、今回、ちょっとこの質問をさせていただいた趣旨には、やはり2025年とか2030年、やはり少子高齢化になってきますし、やはり女性の力を生かさない、なかなかいろんな組織というか、続かないといけない、持続可能にならないっていうことで質問させていただいたところで、やはり行政を司るこの奄美市、市役所に関しても、やはり女性の力も必要であるということで質問させていただいたんですが、やはりその女性を、新卒で入るには、やはり大学卒業したりとか高校卒業した人が入るんですが、その方たちが採用されて、今後、結婚とか出産を迎え、また、育児休暇を取るような場合も出てくるんですけども、ここは育児休暇とかは男性も女性も同じように、介護のほうにも取れますけれども、その場合にしっかりとその職場環境に負担のないような環境づくり、そして、職場復帰、産後が、出産、産休が終わって2年、3年終わって、ちょっとブランクが出ますので、職場復帰をした際には、そのブランクを感じ、生じさせないようなリカレント教育っていうか、学びなおしというか、そういったことも必要ではないかと思っております。また、昇給ですとか昇進にあたって、この育児休暇ってというのが、取得が阻害要因にならないようにっていうこともすごく大事なことはないかと思っております、そんなことはないと思うんですが、将来的な育成に向けた教育とか訓練などが、実際に奄美市としてできているのか、また、課題がありましたら教えていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

総務部長(前田和男君) それでは、お答えします。まず、職員が育児休業を取得した場合、代替措置として臨時的任用職員を定数外として認めることで、職場全体に負担のない環境を整備することといたしております。また、産休や育児休業等から職場復帰する女性職員への対応につきましては、本人の意向を重視するなど、女性職員がスムーズに職場復帰できるよう配慮するとともに、育児休業のみならず育児、短時間勤務や部分休業との組み合わせによって職員の状況に合わせた柔軟な職場復帰の運用を実施いたしているところです。また、育児休業中の職員は定期人事異動の対象外とすることで、休業前と同じ職場に復帰をするよう配慮しているところです。働き方改革の一環として、女性の働きやすい環境づくりを進めてまいりたいと考えております。また、御質問の中にございました、復帰前のリカレント教育というものは、現在、実施はいたしておりません。当然、育児休業による昇給、昇進への影響は直接的にはございませんが、休業期間によっては昇給が延伸される場合がございます。その場合には、職場復帰後の定期昇給のタイミングで休業期間に引き続き勤務したものとみなして号級を復元するなどの措置を取っております。特に課題というものはないと考えておりますが、今後は男女を問わず、不妊に対する休暇制度など、さらに検討を進めていかなければならないと考えているところです。以上です。

9番(栄 ヤスエ君) 御答弁ありがとうございました。様々な配慮がされているっていうことは認識をできました。本当にこう女性だけではなくて、もちろん男性のほうもしっかりと休暇取りながらですね、働き方改革もしていかないといけないと思っております。育休も取らないといけませんし、いろんなどころで配慮が、介護も含めてですけども、しないといけませんので、バランスの取れたですね、しっかりとした施策、施策っていうか、体制を取っていただきたいと思えます。本当に感じますことは、いろんな事業で、それぞれの各課ですとね、女性の職員と私も話す機会が多いんですけども、やはり育児をしながら、仕事をしながら、時間外とかもされていらっしゃる方もいらっしゃる

やいますし、本当に大変な中、働いていらっしゃるっていうことはよくよく存じております。事業が土日にかかったりだったりとか、子どもの行事と重なっても、その行事の、仕事のほうを優先したりとか、いろんなことで対応されているみたいですけども、本当にこう皆様のそういった頑張りでなっているといますけれども、無理なくしっかりと時間外とかも含めてですね、調整が取れますように、働き方改革をしっかりと改革をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

3番目の③の質問ですけども、本市における男女共同参画、先ほど部長のほうから、来年が基本計画の改正時期にもなっておりますが、本市の基本計画が来年度となっておりますが、今後の取組について伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

市民部長（満永亮一君） 今後の取組につきましては、現行の啓発活動はもちろんのことではございますが、令和4年度から新たな基本計画を策定する計画がございます。令和2年度におきましては、住民意識調査アンケートを実施しまして、平成29年度に行った同アンケート調査との比較検討を行い、次期計画に反映させる予定でございます。また、そのアンケートの調査結果や庁内における各課でのこれまでの取組実績や目標数値の達成率等をもとに、奄美市男女共同参画審議会にて効果検証を行い、その結果を踏まえまして、次期の基本計画の策定をしたいというふうに考えております。本市といたしましては、引き続き性別に関わりなく、個人が意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる奄美市を目指し、男女共同参画社会の推進に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

9番（栄 ヤスエ君） しっかりと、また、取り組んでいただきまして、また、新しい施策の中にも生かして、しっかりと新しい、今までの積み重ねてきたものを生かしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に入りますけれども、特定健診、がん検診の受診率向上についてということですが、私も公明党は国民の生命と健康を守るために、がん対策、また、予防医学の重要性を訴え続けてまいりました。また、対策強化の推進にも取り組んでまいりました。日本ではがんと診断される人は年々増加傾向にありますし、また、生涯のうち2人に1人ががんにかかると言われております。この国民病とも称される一方、今や治る病気、治療と仕事や学業との両立も可能な病気というふうになってきております。すいません。国民健康保険に係る被保険者の数は、本市としては私の手元の数字では平成21年度の1万6,683人から、平成30年度には1万1,563人と年々減少傾向にあるということをおっしゃっておりますけれども、その中で1人当たりの医療費は年々増加にあると、同僚議員のお話からもありましたけれども、あるということでお話聞いております。平成29年度の、この生活習慣病における総医療費が高い上位の順位におきましては、外来におきましては糖尿病ですとか慢性腎不全、そして、高血圧が上位3位となっております。今、本当にこう人生100年時代と言われておりますけれども、この市民の皆様のもう平均寿命、また、健康寿命の差をしっかりと短縮して、お元気に暮らしていただくことが大切だというふうに考えておまして、このがん、特定健診、がん検診の受診率のアップのために質問させていただきます。①ですけども、本市における特定健診、がん検診の目標値と受診率を伺いたいと思います。

保健福祉部長（奥田敏文君） 私のほうからは、がん検診のほうについてお答えします。あともって市民部長のほうから特定健診について回答したいと思います。本市の死因別順位の第1位は悪性新生物、がんで、全死亡の29.3パーセントを占めており、第2位、心疾患、第3位、脳血管疾患となっております。また、悪性新生物の部位別構成割合を見ますと、男性では気管支及び肺、女性では結腸、直腸、S状結腸を含む大腸が多くなっております。議員からもありましたとおり、現在では2人に1人ががんに罹患する時代となっており、がん対策は非常に重要な課題であるというふうに認識しております。議員お尋ねのがん検診の受診率につきましては、最新の平成29年度の受診率、目標値につい

て、現在、策定中でございます「健康あまみ21」の健康増進計画から抜粋してお伝えをしたいと思います。胃がん検診の受診率は目標20パーセントに対し6パーセント。肺がん検診の受診率は目標20パーセントに対し9.4パーセント。大腸がん検診の受診率は目標20パーセントに対し9.9パーセント。子宮頸がん検診の受診率は目標30パーセントに対し21.4パーセント。乳がん検診の受診率は目標40パーセントに対し29.3パーセントというふうになっております。平成28年度からは受診率の算定方法が変わり、がん対策推進基本法に基づき、算定年齢を40歳から69歳まで、子宮頸がんは20歳から69歳までとした受診率となっております。全てのがん検診におきまして、県の受診率を上回っているものの本市の目標値には届いていないのが現状でございます。目標値達成に向けて、職域や地域の関係機関と連携を図りながら、受診率向上に向けて計画的に取り組んで参りたいと考えております。

市民部長（満永亮一君） 市民部のほうから、国保の特定健診についてお答えいたします。特定健診は40歳から74歳までの国保加入者が対象となっております。その直近3か年分の実績といたしまして、平成28年度は特定健診対象者数が8,366人で、うち受診者は3,071人、受診率は36.7パーセント。平成29年度は特定健診対象人数は8,034人、うち受診者は3,003人、受診率は37.4パーセント。平成30年度、特定健診対象者数は7,683人で、うち受診者数は2,885人で、受診率は37.6パーセントとなっております。徐々に受診率は増加しておりますが、奄美市データヘルス計画に掲げております平成30年度の目標値40パーセントには届いていない状況となっております。以上です。

9番（栄 ヤスエ君） はい、御答弁ありがとうございました。それぞれのがん検診、また、特定健診ということで、今、数値を出していただいたんですけれども、私のほうの手元のあれで、本市における29年特定健診の実施、実施率というのは37.4パーセントだったですね、はい。県が41.3パーセントっていうことで、県と比較して低い状態ではあるかなというふうに、低い状態ですね。これは令和5年度で60パーセントって目標設定がされていると思うんですけれども、これが鹿児島県で出している平成29年度の特定健診審査受診率の順位っていうのがございまして、これが43市町村中で39位ということではよかったでしょうか、はい。ということで数字が出ておりますけれども、しっかりと、また、こちら辺も各課で努力してしっかりと、いろんな工夫をしながらですね、特定健診、がん検診、それぞれと一緒にやったりとか、何回も何回も連絡をしてとか、本当に受診の、受診率をアップするために頑張っていってやることはよく分かっておりますけれども、その中で、また、次の質問に入らせていただきますけれども、本市では各課、市民の受診率向上に向けて様々な取組を行っていることは認識しております。日々の仕事に敬意を表しながら質問させていただきまして、国は2016年度までに、このがん検診受診率を50パーセント以上に目標に掲げております。公明党も力を入れてきました子宮頸がん検診、また、乳がん検診の初年度対象者への無料クーポン券の配付ですとか、また、未受診者への受診再勧奨、コール、リコールですね、も取り組ませ、推進させていただいております。ここで厚労省が2019年4月のがん検診の事例集ということで、受診率をアップするためにですね、紹介させていただきますが、受診率向上のためにっていうことで、この、すいません、受診率向上のために受診率向上の施策のハンドブックと、また、明日から使えるナッジ理論っていうものを公表しております。先日、私も健康増進課にちょっとお話を聞く、行く機会がございまして、この、これをお渡しした時に、ちょうど県のほうで研修を受けられたっていうことでお話を聞いてきたところなんですけれども、この、そこで質問なんですけれども、本市におけるこのがん検診と特定健診の受診への取組っていうことで、伺いたいと思いますけれども、②番の受診に行かない人の心理的バイアスを理解して、新しいアプローチで行動変容を促すっていうことが、このナッジ理論っていうことなんですけれども、このナッジ理論を利用した受診勧奨でございますけれども、本市における受診率

向上のためにこの理論を取り入れた取組はできないかっていうことで伺いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

保健福祉部長（奥田敏文君） それでは、お答えいたします。受診率向上のためにナッジ理論を活用した取組を推進、これが推進されておりますが、この聞きなれない言葉であります「ナッジ」とは、そっと後押しをするという意味のようでございます。選択に余地を残しながらも、より良い方向に誘導し、正しい行動を選択させるというナッジ理論を利用して、利用した新しいアプローチで行動変容を促し、検診を受診するように意識付けを行うという手法のようでございます。具体的な例を申し上げますと、検診の通知や受診勧奨の葉書などをより簡単に見せる工夫や、明確な指示が伝わるような工夫をして受診につなげていくということでございます。この手法を用いて、受診率が向上した例もあることから、今年度はナッジ理論の研修会等に参加をして、学びを深めているところであり、来年度からの検診通知や広報などへの活用を考えておるところでございます。また、来年度における受診率向上の新たな取組としましては、前年度に大腸がん検診を受診した方に対し、事前に大腸がん検診の検査キットの郵送を行い、受診しやすい環境づくりも努めていく予定としております。今後も新しい手法や様々な工夫を取り入れながら、受診率向上に取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

9番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。今、具体的な取組ということで、前向きに、大腸がんのキットを市民の方に送って、受診勧奨するっていうことで、一つの大きな、この取組だと思います。なかなかこう受診に行きたいと思っても、私たちも、私も、自分もそうですけれども、もう次々っていう形でちょっと延ばさせてみたりとか、スケジュールを合わなかったりとかですね、もう次にしようとか、いろいろ考えてしまいがちなんですけれども、何かしらこう勧奨が来ると、電話でもいいですし、何かしらこうアプローチがあると、行かなくちゃとか、こう、本当にこう人間の心理って、何か言われたらこうやらずとちやとか、計画を立てられたら、いつまでにか計画を立てられたら、それまでに行こうとか、こう行動計画っていうか、ですね、立つようなもので、ものでありますので、しっかりと、また、そういった、先ほど部長が答弁ございましたけれども、この心理的なナッジ理論を取り入れた、また、受診率向上でしっかりと取組をお願いしたいと思います。未受診者への受診勧奨など、特定健診の受診率の向上を図ることで、市民、各個人の生活習慣病のリスクを把握することで、また、生活習慣の改善につながりますし、また、重症化予防ができて、医療費の伸びを抑制することができ、健康寿命の延命、延伸や健康格差の縮小といった健康増進にもなると思います。がん検診の受診率の向上を図ることで、また、早期発見、早期治療につながることもなると思っております。今後、市民の皆様が検診に行きたいなっていうふうに思い、また、行動に移せることができるような、さらに取組をですね、していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移りますけれども、3番目、市民サービスについてでございますけれども、ここで配偶者や親などが亡くなった時に、あとに、遺族が行う行政手続きの負担を軽くしようっていうことなんですけれども、軽くしようとの取組が全国の自治体で専用の窓口を設ける動きが広がっております。奄美市のホームページを見ますと、生きるをでしたっけ、すいませんね、すいません、何か資料があったんですけれども、すいません、何か資料がございまして、これと逆にですね、生きるための施策、いろんな取組の分が載ってましたけれども、昨年11月にこの市役所内にお悔やみコーナーを開設した盛岡市におきましては、死亡届け出の提出などに伴う手続きが国民年金や介護保険ですとか、数多くの担当課にまたがるっていうことで、課が20部署、手続きは最大69件に及ぶため、これまでその亡くなった遺族は市の案内チラシだけを貰っていたそうなんですけれども、市の案内チラシを頼りに、必要に応じて各課、その遺族の方が各課を訪ねて回るっていうことが、必要性があったということで、その中でお悔やみコーナーを設置したんですけれども

も、設置後は担当課では窓口に来られた方が、来られたか、遺族の方としっかりとそのお部屋で面接をしながら、ちょっとすいません、資料を投影しますけれども、お願いします、このようなお悔やみハンドブックっていうのを作っていただいて、ちょっと見つらいんですけれども、この中に御逝去に伴う手続きの御案内ということで、遺族の方、窓口に来られた遺族の方に、そのお部屋でお渡しをして、一覧を見ていただくということで、その方が必要な手続きを全部職員とともにチェックをしていただくということです。その後に、チェックシート、あと1枚、これはお悔やみコーナーですね、あと一つ目のチェックシートっていうのがあるんですけれども、このチェックシートでそれぞれのお名前を書いていただいて、何が必要かってことをその中で、一覧でこう全部チェックできるようになっているということです。ありがとうございます。このハンドブックとチェックシートを使いながら、必要な手続きを確認をして、書類の取得ですとか、次の手続きを行う関係部署に、こうその職員が付き添って案内を行っているということでございました。その中で、1日平均で6人程度の利用がありまして、利用者からはその手続きがスムーズで安心との声が寄せられているということでお聞きしております。皆様も経験あられると思いますけれども、私も市民のほうから、身内がこう亡くなった後の行政ですとか、金融機関など、様々な手続きがございますけれども、本当に早々に、相続に関わることも含めて、どこを相談したらいいのか分からないっていう方々が、「もう本当に大変だった」と。「しっかりとした、そういった一本化した窓口があれば安心して相談できるのにね」ということで、いろんな御相談というか、お声も聞いたところでございます。そのような中で質問させていただきますけれども、本市における死亡届提出後に遺族が行うべき、行う手続きを、こうワンストップで支援できる、支援するお悔やみコーナーを設置できないかっていうことで質問させていただきます。よろしくをお願いします。

市民部長（満永亮一君） それではお答えいたします。まず、御家族が亡くなりますと、まず市役所に死亡届を提出したあと、年金や健康保険、介護保険などの公的手続きのほか、保険会社や銀行など、民間の様々な手続きが必要となってきます。しかしながら、議員御指摘のとおり、遺族の立場になると窓口での手続きが煩雑で大変御苦勞されているのではないかとこのように感じているところでございます。本市における死亡時の行政手続きの手順は、についてはですね、まず御遺族は市民課において火葬許可申請書と、申請と同時に死亡届を届けます。これを受けまして、市民課では死亡届の情報をもとに、戸籍や住民票に異動記載を行い、市民課での異動処理の情報を国保年金課や高齢者福祉課、福祉政策課など関係各課と共有しております。関係各課では市民課からの情報をもとに、例えば未支給年金、葬祭費の請求など各種手続きについて、御遺族の方へ文書で各課から御案内をしているというような手順になっております。また、各課からの文書が届く前に、来庁される御遺族の方から、市民課をはじめ各課窓口につきましても、手続きについて問い合わせがありましたら、亡くなられた方の年齢や保険証などについて聞き取りを行った上で、年金や健康保険、介護保険など手続きが必要と考えられる窓口にお案内し、それぞれの窓口において手続きを受け付けております。御遺族への聞き取りの際は、一人一人必要な手続きが違いますので、丁寧な対応を心掛けております。

ほかの自治体で御案内のお悔やみコーナーが設置されているということなんですが、お悔やみコーナーにつきましては、葬儀を終えた慌ただしさの中で御遺族が手続きのために何度も市役所に足を運ぶことがあり、御遺族の体力的、精神的な負担を減らす手立てとしまして、その必要性については十分理解しているところでございます。

本市にも市民サービスのためのお悔やみコーナーを設置できないかという御質問ですが、ワンストップで支援するお悔やみコーナーの設置につきましては、現在、市民部や保健福祉部など関係各課との窓口の調整が必要になるということで、今回、議員御案内の盛岡市などの先例地を参考に、今後ですね、本市での遺族の手続きの支援体制、いわゆるお悔やみコーナーですね、について、今後、検討していきたいというふうに考えております。以上です。

9番(栄 ヤスエ君) はい、ありがとうございます。今、部長の言うほうにから、本市の事務手続きの手順ですとか、また、お悔やみコーナーの市の認識ですとか、設置ができないかっていうことでお答えしていただいたところですけども、しっかり、また、このような市民のサービスの一貫でもございますし、今後、高齢化も進んでいきますし、単独世帯とか、また、身寄りがいない方とかも含めて、今、実際、今、出てきておりますので、いろんな方たちが、その市役所に行けば手続きができる、すぐそこでしていただけるっていうことで、また、そういった窓口があれば、本当にこう助かると思いますので、また、しっかりと検討課題としてお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。また、このお悔やみコーナーの先駆けとなります別府市におきましては、平成28年の5月に市役所内に設置をしているんですけども、このきっかけとなったのが、若手職員による窓口プロジェクトチームっていうことの提案で、別府市では死亡に関する届け出は最大13課の60種類、60種類を超える書類が存在していたと。個人の条件で必要な手続きは異なりますけれども、悲しみの中、何をすればよいのか分からない人、また、手続きに時間がかかり途中で帰る人ですとか、書類の多さに苦労する人がいたっていうことでした。特別な手続きだからこそ、また、市民に寄り添った、その窓口をです、しっかりと設置していただきたいっていうことの、こういった新聞記事もございましたので、よろしくお願ひいたします。

それでは、最後の質問になりますけれども、2番の教育行政についてということで質問させていただきます。このGIGA(ギガ)スクール構想については、補正予算でも予算が出ておりましたし、少しお話し、具体的なお話もあったところなんですけれども、実際このGIGA(ギガ)スクール構想については、今、本当にこの世界とか日本がソサエティ5.0時代に生きるということで、AI等も含めて、どんどんこう技術の進歩もできていますし、そんな中で生きている子どもたちが、子どもたちの未来を見据えて、児童・生徒向けの1台、1人1台の学習用端末と、また、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想ってことは認識しております。このGIGA(ギガ)ってというのは、グローバル・アンド・イノベーション・ゲートウェイ・フォー・オールの訳で、誰1人取り残すことなく子どもたち一人一人に個別最適化され、そして、創造性を育む教育、ICT環境の実現に向けた施策っていうことでございます。これも、児童・生徒に1人1台の学習用端末と、クラス全員が一度にアクセスしても利用できる通信環境を整備するものっていうことで銘打っておりました。今、一つ目の質問でございますが、国は令和5年度までに小・中学校の全学年で1人に1台のタブレットの環境の実現を目指しておりますけれども、通信ネットワーク整備と併せて、本市の具体的な計画のロードマップ、お伝え、聞いたかとは思いますが、具体的にここでまた、改めて聞かせていただきますので、よろしく申し上げます。また、整備に当たって、今後、課題などがあればお聞かせ願ひたいと思っております。

教育部長(福長敏文君) ただいま、栄議員から詳しく御案内がございましたが、私のほうでもちょっと改めて、このGIGA(ギガ)スクール構想について説明をさせていただきたいと思っております。文部科学省が示しておりますギガスクール構想とは、ソサエティ5.0という新しい時代を生きる子どもたちに、教育におけるICTを基盤とした先端技術を効果的に活用し、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたち一人一人に対して平等に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現しようとするものでございます。そのために、児童・生徒1人1台の端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、全国一律のICT環境整備を推進するというものでございます。本市におきましても、3月補正にて校内通信ネットワークの整備と児童・生徒1人1台端末の整備を予算計上したところでございます。

全体計画といたしましては、令和2年度は校内通信ネットワークの整備といたしまして、全校の普通教室、特別教室、体育館など合計で495カ所のWi-Fi構築を予定しております。また、児童・生徒1人1台端末の整備につきましては、国のほうで示されたロードマップに沿って整備を行う予定としておまして、令和2年度に小学校5・6年生と中学校1年生、令和3年度に中学2年生、3年生、令和4年度に小学校3年生、4年生、令和5年度に小学校1年生、2年生と準備、順次整備をしまいた

いというふうに考えているところでございます。

課題ということでお話がございましたが、国のほうで大変急ぐ形での整備ということで、3月の補正での対応ということでございましたので、令和2年度中での環境ネットワークの整備、それから、それをしっかり活用できるかどうか、この辺りがこれからしっかりと取り組んでいく課題になるのかなというふうに、今、考えているところです。

9番（栄 ヤスエ君） はい、ありがとうございます。数値目標、また、ロードマップを、今、部長のほうからお話いただきましたけれども、先ほどの数字の中で495カ所のWi-Fi設備が、体育館も含めてってということでございましたでしょうかね。全教室と特別支援教室と体育館もってことですね、はい、分かりました。結局、その災害のあったときの避難所になる、なり得る体育館のほうも設備、Wi-Fiが設備され、セットされるってということで分かりました。ありがとうございます。

そこで、補正でついたわけですが、今、ちょっと部長もおっしゃいましたけれども、令和2年度もあと、もう今月末で終わるってということで、その今月、令和元年ですね、令和元年が終わりなんですけれども、令和、補正で出しましたので、それぞれの設備、課題ということで、これから業者を決めるとか、いろんな決裁を決めたりとか、細かいスケジュールがあるとは思いますが、今もさされていらっしゃると思うんですけれども、それが間に合うかどうかってところが問題かなっていうふうに思っておりますけれども、そこら辺はしっかりと、また、全国一斉でございますし、1人1台のタブレットの調達にも時間がかかるでしょうし、いろいろと決め事がたくさんあったとは思いますが、しっかりとスムーズな準備が整って、また、元年からは、2年度からはプログラミングの教育も始まってまいりますので、そういった教育環境、関係もしっかりと整えていただきたいと思っておりますので、スムーズな取組をよろしくお願いたします。

来年度から、今、話しましたように、新学習指導要領で新しい教科書にはデジタル教科書やAI技術を活用したドリルなど、QRコードやバーコードをタブレットで読み込んだりとか、動画を再生したり、英語のネイティブスピーキングを見聞きできるとも聞いております。そこで質問なんですけれども、2番目の質問ですが、この中で、いろんな、先ほど部長からもありましたけれども、多様な困難のある児童・生徒が使える、デジ教科書っていうのがあるんですが、そういったものがしっかりと導入できるのかってということで、読み書きに困難を抱えている子どもたちが学校で必要に応じて視聴できる法改正ってのが、昨年4月に施行されておりますので、しっかりとそこら辺も含まれて導入ができるのか、確認をしたいと思っております。よろしくお願いたします。

教育部長（福長敏文君） それでは、デジ教科書の導入ということでお答えをいたします。現在、学習障害などで読み書きに困難がある場合、タブレットなどを用いて授業を受けている児童・生徒が奄美市内におります。議員も御承知のとおり、デジ教科書につきましては、通常の教科書に音声や画像を組み込むことで、読み書きに困難がある児童・生徒に対してとても有益な教材であるというふうになっております。しかしながら、デジ教科書の導入となりますと、インターネット経由でダウンロードの必要性が生じてまいります。そのため、ネットワーク環境の整備も関係してまいります。今後、GI GA（ギガ）スクール構想に伴う環境整備の進捗状況及び各学校における必要性を確認しながら研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

9番（栄 ヤスエ君） はい、ありがとうございます。認識をいたしました。ありがとうございます。しっかりとまた、整備できるようにお願したいと思っておりますけれども、このICT化によって視覚に障害のある子どもは読み上げ機能や拡大機能を利用することができますし、また、皆と同じように学べます。また、聴覚に障害がある場合は、教師やクラスメイトの話を、この音声機能っていうのがありますが、音声機能の技術を用いて文字に変換することによって、一緒にこう同じ文字情報がしっかりと取ることが

できます。また、今後ですけれども、遠隔地や離島の学校ですとか、入院中の子どもたちを対象とした遠隔教育への活用も期待されるところでございますので、そういったところも、また、視野に入れながら、今後、整備をしていただきたいと思います。また、今度、奄美市にも外国人の子どもたちも、今後、入って来る場合もありますし、見られますので、親が外国籍の、などの子どもたちには、その通訳機能も入っているということで聞いておりますので、そういった使えるようなこともできると思いますので、しっかりと取組をお願いしたいと思います。

最後の質問になりますけれども、令和2年度より、また、この何か、この中で小学校ではプログラミング教育が始まるってということで聞いておりますけれども、しっかりとこの中でICTの専門ってどうか、今、担任の教師の先生が担当されるっていうふうには聞いているんですけれども、今後、そのICTの専門の方、外部ですとか、外の民間の力も借りながらやっていくことも必要かと思っておりますので、このICT支援員の配置について、現状と課題がありましたらお聞きしたいと思います。

教育部長（福長敏文君） それでは、お答えをいたします。令和2年度から小学校におきまして、プログラミング教育が完全実施をされます。教育委員会といたしましては、プログラミング教育の充実を図るために、令和元年8月26日、27日に学習支援ソフトウェア研修会を開催いたしました。その中で、活用の仕方の資料を提供させていただいております。議員御質問の中にありました、ICTの専門家、ICT支援員の配置につきましては、学校でICTを利用した授業が円滑に進むように、また、学校の校務における利活用の支援という視点からも、学校現場の実情を把握しますとともに、今後、研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

9番（栄 ヤスエ君） はい、ありがとうございます。いろいろ資料とか調べてみますと、先行してプログラミング教育を始まっている都会のほうとかでは、いろんな企業とかの提携で、また、やっていたりとか、いろんな専門家を入れて、連携しながらやっている学校等もありますので、また、私たち、今、文教厚生委員ですけれども、個人としてもしっかりとそういった先進地をしっかりと視察しながら、また、情報提供をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。しっかりとまた、スムーズにこのプログラミング教室、教育もスタートができますように、しっかりとした、その環境整備を整えながら、スムーズに新年度が迎えられるようお願いしたいと思います。

本日はまた、本日5日と6日は公立高校の入試日でもございますし、また、受験生の皆様に頑張っているということでエールを送らせていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で、公明党 栄 ヤスエ君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

明日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後3時42分）

第 1 回 定 例 会

令和 2 年 3 月 6 日

(第 4 日 目)

3月6日(4日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
7 番	安 田 壮 平 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
12 番	林 山 克 巳 君	13 番	西 公 郎 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	奥 輝 人 君
16 番	川 口 幸 義 君	17 番	伊 東 隆 吉 君
18 番	元 野 景 一 君	19 番	与 勝 広 君
20 番	竹 山 耕 平 君	21 番	橋 口 和 仁 君
22 番	多 田 義 一 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

11 番 松 山 さ お り 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	手 蓑 利 文 君
笠利総合支所事務 所 長	高 一 也 君	総 務 部 長	前 田 和 男 君
総 務 課 長	三 原 裕 樹 君	企 画 調 整 課 長	山 下 能 久 君
財 政 課 長	國 分 正 大 君	市 民 部 長	満 永 亮 一 君
税 務 課 長	藤 原 俊 輔 君	国 保 年 金 課 長	濱 田 洋 一 郎 君
市 民 福 祉 課 長	村 田 英 樹 君	保 健 福 祉 部 長	奥 田 敏 文 君
福 祉 政 策 課 長	石 神 康 郎 君	健 康 増 進 課 長	徳 永 明 子 君
商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君	商 工 情 報 課 長	麻 井 庄 二 君
紬 観 光 課 長	島 袋 修 君	産 業 建 設 課 長	岩 下 忠 久 君
農 林 水 産 部 長	山 下 仁 司 君	農 林 水 産 課 長	栄 広 久 君

3月6日(4日目)

農林水産課長 (笠 利)	丸田 宗八郎 君	建設部長	橋口 義仁 君
都市整備課長	竹元 康晴 君	土木課長	保浦 正博 君
建築住宅課長	岡江 康裕 君	上下水道部長	藤山 浩俊 君
下水道課長	里 嘉郎 君	水道課長	吉 郁也 君
教育部長	福長 敏文 君	学校教育課長	元 野 弘 君
生涯学習課長	大庭 勝利 君	スポーツ推進課長	大山 茂雄 君
地域教育課長 (笠 利)	南 三知子 君	農業委員会事務 局 長	用 稲 工 巳 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	前田 賢一郎 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	向 井 渉 君
主幹兼議事係長	伊集院 正 君	議事係主査	堀 健太郎 君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は21人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は一般質問であります。

○

議長（与 勝広君） 日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますよう、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。さらに、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますように予めお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、チャレンジ奄美 弓削洋平君の発言を許可いたします。

なお、弓削洋平君から一般質問中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

2番（弓削洋平君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、こんにちは。チャレンジ奄美の弓削洋平でございます。今年の10月に行われました奄美市議会議員選挙で初当選させていただきました。市民の皆様からの真心をいただき、心より感謝するとともに、御期待にしっかりと応えられるよう精進してまいります。

一般質問に入ります前に、私の所見を述べたいと思います。新型コロナウイルスの影響で5月の判断とされていますが、7月24日から東京2020オリンピック、8月25日からはパラリンピックが開催される予定でございます。また、10月には「燃ゆる感動かごしま国体」が開催され、相撲協議におきましては、住用町体験交流館となっております。約2,000人規模の選手、役員、応援団が御来島されると予想されます。奄美の経済効果、また、奄美を知っていただく良い機会でございます。日本一土俵の多い島として、奄美でも相撲が盛んです。子どもたちにとっても間近で日本トップレベルの相撲競技を見れるということは、とても良い刺激になります。私も相撲の指導者として、子どもたちには常に大きな目標を持ち、努力してほしいと願っています。奄美は人材の宝庫として、県内外の方から称賛されています。スポーツ界、法曹界、官界、経済界、文学界等で活躍された奄美の先輩方を挙げれば枚挙に暇がありません。将来の日本、そして、奄美を背負って立つ人材を一人一人の個性や能力に合わせて、一芸に秀でた人材の育成を、スポーツや文化、芸術を通じて推し進めることが大切だと感じています。奄美の子どもたちは大会等の経験、交流、発表の機会といった面で、離島という大きなハンディを背負っています。私は遠征費にもっと補助をすれば、奄美の子どもたちは今まで以上に自信と実力をつけ、素晴らしい成績を上げ、それが人材育成につながるという教育の好循環が生まれると考えています。このようなことを踏まえて、質問に入りたいと思います。

1、教育行政について。（1）スポーツや文化、芸術における中学校県大会等出場補助金について。

①市独自の助成についてお伺いいたします。

次の質問から発言席にて行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

教育部長（福長敏文君） おはようございます。それでは、ただいま弓削議員のほうから御質問のありました、奄美市における各種大会出場補助金について、概要と実績のほうをお答えいたします。奄美市におけるスポーツや文化、芸術における小・中学校県大会等出場補助金につきましては、それぞれ内容に

応じた助成事業を実施しているところでございます。まず、各種スポーツ競技及び文化、芸術における大会の助成につきましては、九州・全国大会への出場者を対象としておりまして、大会出場に伴う交通、宿泊費が対象となっております。助成額につきましては、九州大会が1人当たり最大2万円、全国大会は1人当たり最大4万円となっております。なお、スポーツ、文化、芸術両部門とも全国1位となった場合につきましては、旅費の全額を助成することとなっております。また、それぞれの平成30年度の実績につきましては、スポーツの助成件数が26件、助成総額が296万6,002円。文化、芸術の助成件数は7件。助成総額が171万1,328円となっております。

次に、県大会への出場を対象とした助成といたしまして、県総合体育大会等出場補助金がございます。こちらにもスポーツと文化、芸術、それぞれの大会出場への助成を目的としておりまして、県大会会場への船運賃の半額を基準とし、1人当たり最大6,650円を上限として助成しております。平成30年度の実績といたしましては、スポーツで436名、289万9,400円となっており、文化、芸術におきましては、100名、66万5,000円を助成しております。以上でございます。

2番（弓削洋平君） はい、分かりました。1人当たり片道の船代が6,650円ということで、承知いたしました。

②県の離島生徒大会助成費についてお伺いいたします。

教育部長（福長敏文君） それでは、県の事業で離島の生徒を対象とした各種大会助成制度があるというふうにお聞きしておりますので、その概要と実績まで分けてお答えいたします。御質問の、県が実施している助成事業は「離島生徒大会参加費助成事業」でございます。県に内容を確認いたしましたところ、助成対象者は県内離島に在住する中学生と高校生で、運動部・文化部、それぞれの鹿児島県大会への出場にかかる、最も安い船運賃の2割を助成するとのこととございました。実績につきましては、県内離島全体として運動部の助成人数が1,186名で、うち奄美市の対象者は436名となっております。文化部は全体助成人数が366名、うち奄美市の対象者は100名となっております。以上です。

2番（弓削洋平君） はい、船賃の2割程度を補助するということですね。はい。先輩議員も父兄の立場、市民の皆様の声として、一般質問でも何回も御質問されているように、私も外部指導者として父兄の方などの意見をよく聞いており、離島のハンディを強く感じる1人でございます。父兄の皆様の職種によっては、日給制の方やパートの方々もいらっしゃいます。子どもの大会の遠征となると、仕事を休んで、休まなければならない。そして、給料が減ってしまうという現状がございます。また、本土へ行くとなると宿泊費、食事費がかかります。子どもの日頃の練習を見たくても断念せざるを得ない方もいらっしゃいます。子どもたちにとっては、親が見ている姿、声が力となります。そうした中で、是非、子どもたちの分だけでも負担を減らしたいと、私は強く思っております。そこで、③ふるさと納税の人材育成に関する事業で活用できないか、当局の御見解をお伺いいたします。

教育部長（福長敏文君） それではお答えいたします。ふるさと納税等活用事業の活用につきましては、毎年多くの部署から要望がなされており、目的に即しているかなど、厳正な選考のもと、事業の採択がなされているところでございます。離島の子どもたちが島外大会へ出場するに当たり、本人及びその保護者の経済的な負担が大きいことは、市としても十分認識をしております。そのための費用助成について、適正な予算確保に努めているところでございます。つきましては、本助成事業がふるさと納税等活用事業の目的・基準に則したものか、今後、関係部署と調整をしてみたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

2番（弓削洋平君） はい、分かりました。是非、検討していただいて、このようなソフト面で補助活用

していけば、Uターン者の増加にも私はつながると思っております。今の子どもたちが大人になって、子どもの頃を振り返り、やっぱり生まれ育った奄美の教育環境は良いと改めて感じ、島へ戻って来る仕組みづくりにつなげたいと思っております。是非、御検討のほうを強くお願い申し上げまして、次の質問に移ります。

平成22年の10月20日、奄美集中豪雨から今年で10年となります。住用町では床上浸水等など313件の住家被害がございました。また、3名の尊い命が犠牲となり、いつ発生するか分からない自然災害、心に深深と刻まれる教訓となりました。では、質問に入ります。2、災害対策について。(1)山間港と東城内海の浚渫について。①河川が運んだ土砂堆積とその周辺の冠水・浸水対策の現状についてお伺いいたします。

市長(朝山 毅君) おはようございます。弓削議員がお話になりましたとおり、住用を中心にした豪雨災害から10年目を迎えることになりました。それらの教訓を踏まえて、県においても、また、奄美市においても、各種の防災、減災対策を講じているところでございます。そのような中で、山間港・山間地区と東城内海の浚渫についてという御質問でございますが、まず、冠水・浸水対策といたしましては、山間港・山間地区に流れ込む県管理の2級河川、住用川におきましては、流下能力の向上を図るため、鹿児島県が堆積土砂の除去や川幅を広げる河川改修工事に重点的に、現在、取り組んでおります。また、東城内海に流れ込む、これも県管理2級河川、川内川においても、住用川と同様に県が引き続き川内集落と河口部との間の河道の拡幅や掘削等に取り組んでいるところであります。

御質問の山間港・山間地区と東城内海の浚渫につきましては、住用川河口のマングローブ群生林は奄美群島国立公園区域特別保護区というふう指定されております。住用川や川内川には絶滅危惧種とされますリュウキュウアユが生息していることは御案内のとおりでございます。また、そのような中で、今年の夏頃には世界自然遺産登録を見据えていることなど、自然環境保全の観点から慎重な対応が必要だということに言われております。この件につきましては、以前の議会においても同様の御質問等をいただいておりますが、県や国との協議をし、また、検討しながら対応しているところでございますので、そういう事情が非常にあるという地域であるということをお理解いただきたいと思います。以上です。

2番(弓削洋平君) はい、分かりました。私も住用町見里集落に住んでおります。山間港もですが、東城内海も昔と比べると、大分土砂が堆積して浅くなっております。私が小学校の頃、今の三太郎の里の前ですね、よく魚釣りをしていました。水深が1メートル以上あり、よく魚も釣れていました。今では水底が見えるほど浅くなっております。また、内海が満ち潮の時に、記録的な大雨でなくても山からの水も合流し、冠水する状態は何度も見てきました。内海周辺に住まれている市民の皆様、企業の倉庫、観光客がよく御利用されていますバンガローなどもございます。昔、三太郎まつりが行われていた城の内海公園も大雨が降ると浸水しています。また、緊急時のときのヘリポートの離着陸場所ともなっています。師玉敏代元議員も平成22年と平成29年の定例会でも御質問されております。こういった観点から、②今後の計画について、当局の見解をお伺いいたします。

住用総合支所事務所長(手蓑利文君) おはようございます。弓削議員にお答えいたします。今後の計画につきましては、これらの貴重な自然を最大限保護しながら、冠水・浸水対策として河川改修などを推進するとともに、堆積土砂の浚渫について、引き続き関係機関と協議をし、対応を検討していくこととしておりますので、御理解をいただきたいと思います。存じます。

2番(弓削洋平君) いつ起こるか分からない自然災害、また、人命もかかってきますので、是非、県及び関係機関と協議していただいて、迅速な対応をよろしくお伺いいたします。

次の質問に入ります。3、観光施策について。(1)住用町のタンギョの滝について。①観光地とし

ての見解についてお伺いいたします。

住用総合支所事務所長（手蓑利文君） 神屋タンギョの滝を含む、神屋地区原生林につきましては、景観を含め貴重で豊かな自然の宝庫であると認識しております。県が行っています、世界自然遺産奄美トレイル住用エリアにおいてもコース選定するなど、住用町の重要な観光資源の一つであると認識しております。以上です。

2番（弓削洋平君） はい、分かりました。ここで、タンギョの滝の写真、写真で見たいと思います。お願いいたします。1枚目でございます。遠方から撮った写真でございます。2枚目、お願いいたします。下から見上げて写したものです。3枚目をお願いいたします。これも、下からですね。4枚目、お願いいたします。これも下からなんです、タンギョの滝でございます。5枚目をお願いいたします。こちらは遠方から、滝向かいの遠方から撮った全体的な写真でございます。最後の6枚目をお願いいたします。これは滝が流れています滝つぼの川を上流に上っていきますと、20センチぐらいなんです、鍾乳石的なものが、大きな岩の下部分に蓄積しているものでございます。はい、ありがとうございました。住用町神屋字小野川にある滝でございます。三太郎トンネル開通に伴い、国道から近くなり、訪れる観光客が増えたことにより、最近でも脚光を浴びております。タンギョの滝の落差は約120メートルとされており、九州一だとも言われています。タンギョの滝の落差を、是非、調査していただいて、九州一だという明確化をし、観光地としてアピールを改めてできないか、当局のお考えをお伺いいたします。

住用総合支所事務所長（手蓑利文君） 神屋タンギョの滝の落差につきましては、正確に測量した記録はございませんが、議員御案内のとおり、地図などの高低差から判断しますと、100から120メートルの落差で九州一の可能性があると考えております。その測量方法といたしましては、光波測量やドローンなどを利用して行うなど、今後、どのような形で落差を測量できるのか、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

2番（弓削洋平君） 現在、九州一の落差の滝と言われているのが、佐賀県相知町にある見帰りの滝で、落差約100メートルとされています。ちなみに、日本一は富山県立山町にある称名滝で、総落差350メートルでございます。是非、調査していただいて、九州という、九州一という位置付けをしていただいでですね、国道沿いに看板を設置していただけるようお願いいたしまして、次の質問に入ります。

②滝の近くまで行く道路整備についてです。九州電力新住用川発電所近くまで車でいきますが、駐車場が無いので、車を停めづらい状況があります。当局の御見解をお伺いいたします。

住用総合支所事務所長（手蓑利文君） 神屋タンギョの滝の滝つぼが見学できる場所までの行程につきましては、新住用川発電所から住用川を歩いて見学に行っている状況にあります。また、滝つぼへ行く工程はとても険しいことから、エコツアーガイドなどの詳しい方の同伴が必要となります。御提案の見学者のための駐車場につきましては、滝の観光資源として有効活用を図るための課題として検討してまいりたいと考えております。以上です。

2番（弓削洋平君） はい、分かりました。7月には世界自然遺産登録が間近に控えております。登録されますと、観光客の増加によって、より安全対策やごみ問題が懸念されてきます。あらゆることを視野に入れ、整備等の御検討をよろしくお願いいたします。

観光客の増加に伴い、展望台、ロープウェイ設置の可能性についてお伺いいたします。滝までは車をとめ、川を上流に向かって約100メートルほど歩いた所に滝があります。大きな石への上り下りや

川に浸からないといけない状況です。そこで、③展望台、ロープウェイ設置の可能性についてです。滝まで簡単に行くためのロープウェイ設置と、滝に辿り着いた場所に滝全体が見通せる展望台の設置ができないか、お伺いいたします。

住用総合支所事務所長（手蓑利文君） 展望台やロープウェイの設置につきましては、神屋タンギョの滝を安全に観察できる施設であると考えております。しかしながら、この周辺地域は世界自然遺産登録を控え、奄美群島国立公園区域第2種特別地域に指定され、工作物を新築する場合は、環境省など関係機関の許可が必要であります。野生動植物や景観などの環境保全を第一に考え、まずは勉強させていただきたいと考えております。以上です。

2番（弓削洋平君） はい、分かりました。安全対策としての意味でも、是非、御検討をお願いいたします。大自然に囲まれた中にあるタンギョの滝、また、川内にもフナンギョの滝もございます。先ほど写真で見ていただいた鍾乳石的なものですね、是非、調査していただいでですね、住用町の良さを1人でも多くの皆さまに知っていただけたらと思っておりますので、御検討のほどよろしくをお願いいたします。

では、次の質問に入ります。4、農業施策について。（1）イノシシ被害について。①被害状況についてお伺いいたします。

農林水産部長（山下仁司君） おはようございます。それでは、イノシシの農作物の被害状況について、お答えします。鳥獣被害調査については、毎年5月に行っており、本年度のイノシシによる農作物の被害等については把握できていませんが、平成30年度の農作物の被害状況により説明させていただきます。平成30年度のイノシシによる本市の農作物被害状況につきましては、被害面積が17.3ヘクタール、被害金額として172万1,000円となっております。内訳としましては、最も被害が大きかった品目がタンカンで、被害面積が10ヘクタール、被害額が124万3,000円。次に、スモモで被害面積が2ヘクタール、被害額が15万1,000円となっております。また、果樹以外にもカボチャをはじめとした野菜類やサツマイモ類、サツマイモ等の芋類の被害も発生しております。本年度のイノシシによる農作物被害については、捕獲状況や人里での目撃情報が多いことから、前年を上回る被害が発生するのではないかと考えております。以上です。

2番（弓削洋平君） 分かりました。本年度は全国的規模でもイノシシ被害の問題が数多くあげられます。奄美におきましても、昨年はいった台風被害もなく、木の実が落ちていないといった状況が要因の一つではないかと考えられます。そのため、餌不足が生じて、国道沿いや住宅近辺での目撃が市民の皆様より多数報告されております。イノシシは嗅覚が非常に優れており、犬の嗅覚に匹敵すると言われております。一方で、視力は弱く、人間で言うところの0.1を下回る程度であり、敵や餌の発見は嗅覚、聴覚に頼っているようです。時速45キロで走ることも可能と言われております。跳躍力も高く、1歳未満の仔イノシシでも70センチほどの跳躍力があり、成獣なら助走なしで1メートルを飛び越えるそうです。また、鼻先で70キロのものを持ち上げる力があり、突進力も強く、その攻撃は同じ体重の人間の攻撃よりも何倍も早いと言われます。大人の間でも跳ね飛ばされて大怪我を負う危険があると言われます。奄美では命に関わる人的被害は起きていないことが幸いでございます。こういったイノシシの身体能力を踏まえて、②防護柵の周知についてお伺いいたします。

農林水産部長（山下仁司君） それではまず、過去3年間のイノシシ防護柵の設置状況につきましてお答えします。平成28年度は事業費1,550万8,000円で、名瀬地区農家数24戸、金網柵9,260メートル、電気柵380メートルを設置しております。平成29年度は、事業費1,229万円で

名瀬地区農家数2戸、住用地区農家数33戸で、金網柵6,980メートルを設置しております。また、平成30年度は事業費1,116万2,000円で、名瀬地区農家数12戸、住用地区農家数7戸で金網柵6,360メートルを設置しております。なお、本年度は名瀬地区農家数7戸、住用地区農家数9戸で、金網柵4,980メートルの設置を予定しております。

聞き取りの中で、応募条件についても伺っておりますので、お答えさせていただきます。応募条件でございますが、イノシシの防護柵につきましては、国の事業を活用していることから、農地の所有者若しくは適正な利用権設定を行っていることが条件です。その確認としまして、耕作証明書の提出を応募要件としております。次に、周知方法ですが、事業の導入当初、これ、平成23年度になりますけれども、名瀬地区、住用地区において、各集落にて事業の説明会を実施し、周知を図っております。現在は広報紙や各種研修会を通し、活用して、広く周知を行っております。以上です。

2番（弓削洋平君） はい、分かりました。国の事業ということで、すいません、適正な利用権設定とありますが、これは詳しく教えていただいて、親、多分土地登記などの問題と思われるんですが、その線引き等があれば、どこまで、親、息子、孫、兄弟などの、どこまでが線引きとかなるかとか、お示しいただければお願いいたします。

農林水産部長（山下仁司君） 農地の所有者は本人が農地を持っているということで、あと適正な利用権設定ですけれども、親子関係にあっても、農業委員会が行っております経営基盤強化促進法の利用権設定、あるいは3条申請による農地の使用貸借、あと、農地中間管理事業での農地の貸し借りですね、この辺の適正な利用権を設定しているということでの利用権です。

2番（弓削洋平君） はい、分かりました。事業導入当初ですね、名瀬地区、住用地区で各集落の説明会とありましたが、笠利地区でもイノシシ被害を聞いておりますので、農作物の被害防止のため、1人でも多くの方に周知していただいておりますので、補助金を活用していただきたいと思っております。

③今後のイノシシ対策についてお伺いいたします。

農林水産部長（山下仁司君） それでは、お答えします。本市では農作物被害の軽減を図るため、自主防衛による防護と駆除の、大きく2本柱で取り組んでおります。自主防衛による防護とは、金網柵の設置や餌となる摘果後の果実の処理や、収穫しない果実や野菜等を畑に放置しない適切な園地管理でございます。金網柵の実績につきましては、先ほど説明いたしましたとおりでございます。適切な園地管理につきましては、広報紙や研修会等を通して呼び掛けているところでございます。

また、駆除といたしましては、奄美市鳥獣被害対策実施隊を設置し、捕獲・駆除に関し、猟友会と連携し対応に当たっております。県の鳥獣被害対策実践事業を活用した有害鳥獣の駆除も実施しており、本年度は179頭のイノシシを駆除しております。また、罨免許取得者に対し、免許取得講習会への助成も行い、駆除の強化体制にも努めております。今後も、国・県の事業を活用し、有害鳥獣による農作物被害防止を図っていきたく思いますので、御理解をお願いします。

2番（弓削洋平君） はい、分かりました。先ほどの猟友会の方は何名いらっしゃるのか、人数のほうを把握されているのか、お聞きしたいと思います。

農林水産部長（山下仁司君） 奄美市にはですね、猟友会が二つございまして、名瀬と笠利で、名瀬と住用の猟友会で一つ、すいません、名瀬地区と笠利地区で猟友会が一つ、あと、住用地区猟友会ということで一つございます。まず、名瀬と笠利地区の人数ですけれども76名。あと、住用地区猟友会が10名となっております。

2番（弓削洋平君） はい、分かりました。今後も猟友会、関係各位の皆さんと連帯を強化していただいで、イノシシ被害防止に努めるとともに、農業歴1・2年の方や小規模で野菜作りをされているおじいちゃん、おばあちゃん方の農業意欲の向上を考慮していただいで、農業発展に結び付けるようお願い申し上げます。私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で、チャレンジ奄美 弓削洋平君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。10時30分から再開いたします。（午前10時07分）

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午前10時30分）

引き続き、一般質問を行います。

社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 議場の皆さん、市民の皆さん、おはようございます。私は社会民主党、社民党の関 誠之でございます。

はじめに、今年度を最後に市役所を退職されます職員の皆様に心から感謝と敬意を表します。退職後は健康に留意され、市政に対する御指導、御協力をよろしくお願いを申し上げます。

さて、令和2年度第1回定例会一般質問に当たり、若干の所見を述べさせていただきます。令和になって初めて編成された国の2020年度の予算が、先月の28日、衆議院本会議で与党などの賛成多数で可決され、参議院に送付されました。憲法の規定により、参議院送付後30日で自然成立するため、2019年度内の成立が確定をいたしました。編成された2020年度の予算は一般会計歳出総額が102兆6,580億円となり、当初予算としては2年連続で100兆円を越え、8年連続で過去最大を更新しております。歳入では、税収は過去最高の63兆5,130億円を見込んでいます。各経費の特徴は、社会保障関係費、防衛関係費が過去最大であり、社会保障関係費が消費税率の引き上げに伴う増収分を全社会型社会保障の実現に振り向け、過去最大の35兆8,608億円で、歳出の34.9パーセントを占めております。防衛費も宇宙サイバー電磁波等の新たな領域の能力強化として、5兆3,133億円と過去最高に、最大となっております。また、年金、医療、介護、福祉、雇用等が昨年度当初予算より1兆7,000億円増加して、社会保障費の膨張が止まっておりません。防衛費においても、中期防衛対策、防衛対象経費5兆688億円、SACO（沖縄に関する特別行動委員会）、いわゆる米軍再編経費1,937億円、政府専用機関連経費300億円、臨時特別の措置費、いわゆる災害派遣時の救援活動経費508億円などが8年連続で増額となっております。歯止めの効かない状態が、状況が継続されています。今回の予算編成の最大の特徴は、2016年8月以来となる安心と成長の未来を拓く総合経済対策と称して、事業規模で総額26兆円の補正予算と当初予算を一体で考える15カ月予算の編成を7年振りに行い、景気防災対策を中心に財政支出が大幅に拡大している点であります。その中には、全国の小・中学校に1人1台のパソコンを導入する事業など、当初の趣旨とはあまり関係がなさそうな事業が組み込まれるという指摘や、公共事業は人手不足で予算執行ができず、経済の押し上げ効果は限られるとの見方もあり、目標である経済効果、実質GDP、概ね1・4パーセント程度の押し上げが疑問視されております。

さて、朝山市長におかれましては、平成21年12月に市長に就任され、3期11年余の歳月が過ぎました。今年度予算は任期満了になる来年度に向けた公約の総仕上げの年度といっても過言ではありません。市長就任以来、積極的な行財政改革を行い、職員数の減少、基金残高の増額、起債残額の減少、地域経済への活性化と財政の健全化の両課題を取り組み、合併特例債を活用した各地区の庁舎建設、学校施設の新築・改築事業、合併特例交付金による各種公共事業の整備・改修など一定の効果を上げてきています。具体的には、ICTプラザかさり整備、和瀬漁業再生交付金事業、農産物加工センター、ひ

と・ものプラザ整備，あやまる園地整備，森と水のまち住用観光プロジェクト，歴史回廊のまち笠利観光プロジェクト，A i A iひろば整備事業，名瀬運動公園施設改修事業，平田浄水場更新事業など，ハード施設の整備により，重点3分野を中心とした産業の振興が図られていることは，大いに評価をすべきことだと思います。しかしながら，財政状況の中・長期的に見て，積立金が約140億円あるとしても，このところの大型事業が続いたことにより，起債残額が約450億と，一般会計予算を超える額になってきていることは，今後の投資的経費のあり方に特に注視していかなければならないと考えております。今後のまちづくりは，市民が憩える環境づくりを基本理念に，公共事業を集中させ，新川や永田川の両岸を親水性のある緑陰道路化し，湧水や地下水を利用して流水を確保する。河水域には水を循環させる装置などを付けるなどして，いつも水が流れている美しい河川にするとか，おがみ山，らんかん山の景観に配慮し，お年寄りや障害者も登れて楽しめ，癒される公園にするとか，奄美の顔として名瀬港は亜熱帯の緑が溢れ，観光，産業，住居，レクリエーション機能を持ったマリンタウンとして整備するとか，遅れている観光，広域観光道路である太平洋バイパス，崎原・戸口間の早期整備を図るなど，ハード面に加え，大島紬，郷土の文化，芸能，料理などを合わせて，地域資源を利用，活用する中で，奄美ブランドの再確立や，特に福祉関係とのリンクなど，今日まで実行された全ての施策が観光によるまちおこし，いわゆる観光立島に結び付くような予算の重点配分が必要だと考えております。そこで，市長の政治姿勢，令和2年度の施政方針と予算編成について御質問いたしますので，簡潔に分かりやすくお答えください。

最初に，奄美市の現状と課題，経済状況の認識を伺います。

次の質問からは発言席にて質問をさせていただきます。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは，関議員にお答えさせていただきます。議員が行政全般にわたるお話をさせていただきました。今回の予算編成に当たる基本的な考えについて，申し述べさせていただきます。本市を取り巻く経済状況については，施政方針でも申し上げたとおりであります。市民の皆様の御理解，議会の皆さんの御協力，そして，関係者の皆様方の御尽力をいただきながら，現在，「奄美への追い風」という好機を迎えており，今後は幅広い分野においてこの追い風の効果の波及する取り組みが必要であると考えております。また，市政の現状についてであります。財政状況については，合併当初と比較して幾分改善しているとは申せ，多種多様な社会的要請に応えるためには，今以上に強い財政的な足腰の強さが求められているものと思います。そのような中，令和2年度の予算といたしましては，財政規律を守りながら，住民の皆様の暮らしと安全を守る予算をはじめ，福祉，教育分野，産業振興や社会基盤整備における各種事業を推進していくための，財源の裏付けを確保した次第であります。今後とも多様化，増大する社会保障ニーズへの対応などの課題解決に向けて，住民の皆様に行政を身近に感じていただく施策の展開を図りながら，幸せの島の実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。一応，思いを述べさせていただきましたが，あとの詳細等については，また，質問にお答えさせていただきます。

14番（関 誠之君） 次に，総合計画の進捗と当初予算の関連性についてお尋ねをいたします。この質問は，重点3分野において，総合計画の平成32年度の目標値に対する進捗度を示すことにより，市長の施策がどの程度達成しているか，可視化することを目的といたしております。当局の答弁は総合計画におけるそれぞれの分野の現在における達成度の数値だけで結構でございますので，簡潔にお答えをいただきたいと思っております。まず，農業関係，関連の数値についてお伺いをいたします。平成32年度における農畜生産の目標は22億円，認定農業者数は100人，新規就農農業者数は6人となっております。現在の達成度はどのようになっているか，お答えいただきたいと思っております。次に，観光交流

関係分野について、平成32年度における目標は入込客数45万、大型客船寄港数20回、スポーツ合宿者数1万3,000、特例通訳案内士21名となっています。現在の達成をお答えください。情報関連分野の数値について、平成32年度の目標は情報関連企業就業者数850人、情報関連企業数36社であります。現在の達成度について、お答えをいただきたいと思います。

農林水産部長（山下仁司君） それではまず、農業に関する直近の数値について、お答えします。農業生産額については、平成30年度で約15億8,900万円となっております。また、認定農業者数については、令和元年10月末現在、76名となっております。新規就農者数については、令和元年現在4名となっております。以上です。

商工観光部長（武下義広君） それでは、商工観光部に関連する、まず観光交流に関する直近の数値を答弁させていただきます。まず、入込客数につきましては、平成30年実績で52万9,587人でございます。続きまして、大型客船の寄港回数につきましては、平成30年の実績で、申し訳ございません、平成30年実績で18回でございます。続きまして、奄美群島地域通訳案内士につきましては、奄美市在住の登録者数につきましては57人でございます。関連がありますので、続きまして、情報関係についてですが、直近の調査となる平成31年4月1日時点の数値といたしまして、情報関連企業就業者数は748人、情報関連企業社は31社となっております。以上でございます。

（「スポーツ合宿、言ったっけ、スポーツ合宿」と呼ぶ者あり）

教育部長（福長敏文君） それでは、観光・交流分野におけるスポーツ合宿数について、実績をお答えいたします。スポーツ合宿数につきましては、団体数86団体、総人数1,500人、延べ人数といたしまして1万2,947名となっております。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございます。農業関係について、少し議論をしたいと思いますが、この農業生産額が目標22億円ということで、平成27年度の現在で20億円あったというふうに把握をしているわけですが、これが15億8,900万円ということで、かなり達成が難しいのではないかというふうに思いますけれども、部長はこれから、この22億円に達成させるためにですね、特に力を入れていかなければいけないような分野、項目があれば、お示しをいただきたいということと、そこに現れているのは、いわゆる認定の農業者数、これは92名いたの、92名、平成27年度にいたのが、今、76名だというふうに聞きましたけれども、これも落ち込んでいるのではないかなというふうに思いますが、新規就労は平成27年度4人、令和元年度4人ですから、これもあまり伸びていないというふうに思います。なぜ言うかと言います。これは農業、観光交流、情報というのは重点3品目、重点3項目の施策でありますから、ここが伸びていかないと市民の所得も向上していかないし、一番の伸ばすべきところだというふうに思いますが、この低く止まっている原因と、これからどういうふうに対策を整えるのかということについて、お聞かせいただきたいと思います。

農林水産部長（山下仁司君） 目標よりも低い理由としましてですね、通常、28年、29年、18億円程度の生産額がございました。平成30年度、15億8,900万円ということで、この通常よりも落ちた原因としましては、平成29年度の台風19号、24号による被害が要因ではないかと考えております。また、目標数値よりも大幅に落ち込んでいる理由としましては、まず後継者不足、それと、新規に農業を希望する方が、最近少なくなっております。農業研修センターの研修生として申し込む方が、もう最近減っております。こういう中で、また、生産農家の高齢化により、規模拡大がなかなか進んでいないのが原因ではないかと考えております。また、認定農業者の減についてですけれども、認定農業者のメリットについては、規模拡大をする時とか、あと農業機械を導入したりとか、そういう時

に資金の借り入れや農地の集積等というメリットがあります。近年ですね、生産者の高齢化に伴いまして、規模拡大を今以上に希望していないことなどにより、認定農業者として更新する方が少なくなっているということが考えられます。新規就農者が6名に対して4名ということで、少なくなっているんですけども、近年、景気が良くてですね、先ほども言ったんですけども、他産業に就業する方が多くなって、農業への希望者が少なくなったのではないかと考えております。目標数値の22億円に伸ばすための施策ですけども、来年度に関する予算について、若干説明をしたいと思います。ソフト事業において、主な事業としましては、農林水産物等輸送コスト支援事業、これ3,880万円程度計上しております。あと、農業次世代人材投資資金、これ、新規就農者に1人当たり150万円を5年間給付するという事業なんですけども、5名の方を対象としまして、750万円。また、サトウキビ生産対策、これ反収向上とか、そういうのを含めて、1,143万4,000円。こういう、ほかにもいろいろ施策等がございますが、ソフト事業は以上のものが主でございます。また、ハードに関しましては、農地の整備ということで、県が事業主体であります県営畑地帯総合整備事業、これが合計で1,570万円、これ、笠利地区が主で4事業ございます。あと、農業基盤整備促進事業、これ、農道等の整備ですけども、5,276万円であります。このような事業を行いながら、今後、目標達成に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

14番（関 誠之君） 今、数値を出していただいたように、観光交流、情報はかなり上回っているのもあるし、近い数字で出てきておりますので、そういう意味からは、よくこの、いわゆる観光立島を目指した多様な産業連帯というタイトルがありましたけれども、そういう方向に向かっていることはそうだなというふうに思いますが、この農業をやっぱりしっかりと、1次産業ですから、これをやはり6次産業化していくということで、一生懸命苦勞をしているわりにはなかなか伸びないと。今、部長が非常に苦しい胸の内を明かしていただきましたけれども、やはりここを、人の問題もありますけれども、もちろん自然災害で大きな台風が一つ来るとサトウキビがどーんとやられるとかいうのもありますけれども、この認定農業者の数とか新規就農者の数とか、これは何とか頑張れば伸びるような可能性もあるわけですから、その辺について、今まで何10年、農業で頑張ってきた部長に、もう一言思いを含めて後輩に託していただくことがあればお願いをしたいと思っております。

農林水産部長（山下仁司君） 昭和59年7月に役所に入りまして、ずっと農政畑ということで取り組んできました。先ほども言いましたように、農業の生産額がなかなか伸びない現状ではあるんですけども、そういう中で、新規就農者の育成ですね、この辺、また、これ以上に頑張っていたきたいというのと、やはりサトウキビ等についてはですね、ほかの地区に比べて管理不足か知りませんが反収が低いと。この辺を1トンでも、1キロでも伸ばすことによって、また、生産額のほうもずっと上がってくるので、関係機関一丸となって反収向上に努めていただければと思っています。また、肉用牛等についても、今、単価がいいんですが、なかなか後継者が進まないということで、増規模、拡大、あと、頭数が増えない中ではあるんですけども、今後、後継者、新規就農者の育成を図って頭数を増やしていただきたいと思っております。以上です。

14番（関 誠之君） はい。先ほども申し上げたとおり、リタイアしてもですね、是非、それぞれの立場でこの農業を頑張ってきた部長でありますから、しっかりと後輩を指導をされるようお願いを申し上げたいと思っております。あとの問題については、先ほど申し上げましたので、頑張っていたきたいというふうに思います。

三つ目の、現在の財政状況認識と財政運営の基本について伺います。所感でも述べましたが、財政の運営に関しては良くやっているなというふうに思います。しかし、一般会計予算を超える起債残額の、残高の影響をどのように捉え、今後の財政運営のあり方について、基本的な考え方を質したいと思います。

す。一つ目は、交付税の算定替による影響額をどのように把握しているのか。年度別にお答えをいただきたいと思います。また、二つ目は合併特例債で計画された事業は、合併特例債が終了する平成32年度までに事業を終了することが望ましいでありますけれども、実施計画の中にある合併特例債事業で32年度以降になる事業があればお示しをいただきたいというふうに思います。三つ目は、平成26年度の起債残高400億6,891万7,000円を、平成37年度に340億円とする、これ、財政目標があるわけですが、これはどのようにしたら達成できるのか、お答えいただきたいと思います。

総務部長（前田和男君） おはようございます。それでは、答弁させていただきます。

まず1点目の、普通交付税につきましてですが、普通交付税における合併算定替と一本算定との差額につきまして、平成25年度の14億3,351万9,000円がピークとなっております。平成29年度は6億1,570万4,000円、平成30年度が4億778万4,000円、今年度が2億2,907万8,000円と減少傾向にございます。この要因といたしましては、合併時点では想定されなかった合併市町村に対する特別な財政需要を交付税算定に反映させるなど、国の制度見直しが平成26年度から5カ年をかけて行われたこと、合併算定替と一本算定との差額の段階的な縮減期間が平成28年度から始まったことがございます。特に平成26年度から行われた、合併時点で想定されなかった特別な財政需要を反映させるという算定見直しにより、合併算定替と一本算定との差額は当初見込んでいたものより少ないものと試算しているところでございます。

2点目の、合併特例債についてでございますが、まず合併特例債につきましては、本市の発行可能額が約161億9,000万円でございます。期限は、現在、令和2年度までとなっております。議員御質問の合併特例債の対象となる事業のうち、令和3年度以降に継続される事業としましては、末広・港土地区画整理事業がでございます。本事業は国庫補助金と合併特例債を財源として、令和6年度までの事業期間となっておりますので、合併特例債終了後は合併特例債に代わる財源の確保が必要となっております。しかしながら、一方、令和2年度末の合併特例債の発行可能残高見込みが4億6,100万円残ることになること、また、合併特例債の期限については、国の制度改正により最大令和7年度まで延長できるようになったことなどから、今後、期間の延長についても検討をさせていただきたいと考えております。

3点目、起債残高の件でございますが、第2次財政計画策定時の起債残高につきましては、議員御案内のとおり、臨時財政対策債及び償還財源確保分を除いて約400億6,900万円程度ございました。そのような中、第2次財政計画におきましては、36億円枠内とすることで、起債、先ほど申し上げた臨時財政対策債及び償還財源確保分を除く起債残高を令和7年度までに340億円まで縮減する目標を定めております。現在、財政計画に基づき起債額の縮減に取り組み、令和元年度末には約368億1,900万円となり、400億円からの縮減額が約32億5,000万円、目標の340億円に対しては残り28億1,800万円となっているところでございます。毎年度約8億円のペースで縮減されておりますことから、引き続き財政健全化に取り組んでいくことで、令和7年度末には目標である起債残高340億円は達成できるものと考えております。以上です。

14番（関 誠之君） かなり理解ができましたけれども、この何て言うか、国の制度的なものに、普通交付税も支えられて、18年度は106億ぐらいでしたかね、それが111億円ぐらい、30年度の決算で、逆に増えているもんですから、これは何なんだろうということ、今、特例的なものがこういうふうにあったということで、よく理解ができましたけれども、だからといってこれが減っていることには間違いはないわけですから、その辺はしっかりと一般財源ですので大事に考えていただきたいなというふうに思います。また、予算委員会辺りでできると思いますから、そのときに議論をさせていただきたいというふうに思います。

次に、(2)の陸上自衛隊奄美警備部隊の駐屯地外で小銃を携帯し、迷彩服で、剣道と書いてありますが、これ、この剣道じゃなくて道のほうの県道ですので、御訂正いただきたいと思います、利用して、徒歩の訓練、行進訓練についてやっていたようでありますけれども、これについて、市長の見解があればお伺いをしたいと思います。

総務部長（前田和男君） 今回の陸上自衛隊の徒步行進訓練につきましては、奄美警察署の使用許可を、道路の使用許可を得た上で実施されているものと伺っております。事前に警察当局とも調整をした内容での訓練であり、当然に自衛隊としての訓練は必要なものだと認識いたしております。

14番（関 誠之君） そこで、農林部長のほうにちょっとお伺いをしたいんですけれども、本茶辺りの林道をという新聞報道がありました、この林道というのはどのような目的で造られているのか。そしてまた、隊員100名余りがその林道を隊列を組んで行進をする、そういったことについて、管理者である奄美市のほうでは何も許可とか、そういったものを出さないでいいのか。ただ、先ほど使用許可証というのは、恐らく県道に対する使用許可証、警察の、だというふうに理解をしておりますが、その辺について具体的にどうなっているのか、教えていただきたいと思います。

農林水産部長（山下仁司君） まず1点目の林道とはということで、林道の定義でございますが、林産物搬出、その他、森林経営上必要な道路で、復員3メートル以上の道路及びこれに付随する土場ということになっております。それと、今回の使用に関する、許可に関することなんですけれども、先ほど総務部長からも答弁がありましたように、林道を占用する場合には、うちの許可が、占用許可が必要になってくるんですけれども、今回の場合、単に交通のため使用するという事に該当しておりますので、先ほどもありましたとおり、警察署長の発行する道路使用許可証と、それに添付されている経路図、これに林道が含まれているということから問題はないと、一応判断をしております。以上でございます。

14番（関 誠之君） そこでお聞きをしますけれども、この100名余りの方がですね、林道を隊列を組んで歩くわけですから、これが一般の人の利用とかなり違うんじゃないかなというふうに思いますし、その辺についてはどういうふうに考えておられるのか。今後、こういったことが行われる可能性というのは大いにあるわけですよ。そういった時の、市としての管理、使用を含めたものは、当然企画の、いわゆる市のほうに届け出というか、報告があると思うんですよ。それはそれとしてよしとするんですけれども、やはりこの林道というのは今言ったような形ですので、そこについて、単に交通のためというふうに、これが見られるのかどうか。これは訓練ですよ。訓練は普通の歩きと違うですから、その辺について皆さんの見解があればお聞かせいただきたいと思います。

総務部長（前田和男君） まず、基本的に道路の使用許可につきましては、道路における危険防止や交通に起因する障害の防止を目的とする道路交通法第77条において、管轄する警察署長の許可を受けなければならないとされております。先ほども申し上げましたが、今回の訓練に当たりましては、奄美警察署長の使用許可を得た上で実施されているものと伺っております。その他道路につきましては、これは道路というのは市道、県道、国道、林道、農道を含めてでございますが、一定の場所を占用する場合や交通規制を伴う場合などにつきましては、警察署長の使用許可とは別に道路管理者の使用許可が必要になるものと考えているところでございます。今回、訓練ということで約100名の隊員の方が歩行、徒步行進訓練を行っているものの、あくまでも道路の使用に大きな支障を与えるものではないという、私どもは認識をいたしており、先ほど農林水産部長が申し上げたように、「単に交通のため使用する」ときに該当するものと認識いたしているところでございます。

14番（関 誠之君） そこが少し意見の違うところで、先ほど林道は何のために作りましたかという目的を部長のほうから申し上げましたけれども、隊員100名が隊列をなして林道を歩くというのは、林道そのものの目的ではない訳ですよ。ですから、少なくとも市のほうにはそういった許可なりね、管理しているわけですから、を出していただいてやるべきだというふうに私は思いますけれども、その件について、一つ見解があればお聞かせいただきたいと思います。

総務部長（前田和男君） 繰り返しになりますが、林道の目的は当然先ほど農林水産部長のほうから答弁していただいたとおりでございます。しかしながら、一般市民も、今回、金作原も含めて、いろんな観光とか林業目的以外でも、一般市民も使用する道路でございます。そういう大きな意味で、道路というのは市民生活に密接する道路でございますので、林道の目的に沿わないからということと言い始めると、一般市民も使えなくなると。それはいかがなものかと思っております。先ほども申し上げた、先ほど議員の御質問の中に、市のほうからも使用許可が必要かどうかということにつきましては、先ほど答弁させていただいたように、道路を、その場所を占有する、または、交通規制を伴う行為がある場合には、当然に市のほうの許可は必要と認識していますが、そういうものがない以上、警察の許可も受けており、私どものほうに徒歩訓練を行うことも前もって連絡は来ております。これは総務部局のほうに来ておりますので、農林水産部のほうには行っておりませんが、そういう形での対応をさせていただいたところですよ。

14番（関 誠之君） 防衛省のね、自衛隊という一つの組織がね、100名も歩くのと、一般の方々が林道を歩いて散策するのは全く別の問題ですから、そこだけは申し上げておきますので、今後、やはりそのことについては、庁内でも検討いただきたいということをお願いしておきます。

2番目は、今後、そういったことがどんどん行われますと、対馬の警備隊は市街地演習、いわゆる生地訓練というものを行っておりますけれども、朝早い時間帯に、人が居ない時にですね、市街地のほうでそういった訓練をしているというふうに聞いております。そういったのにつながるとは思いますが、こういってことについても、これは市長のある意味関与ができることだというふうに思いますが、当然、先ほど言ったように、農林のほうは知らなかったけれども、総務危機管理のほうには来ていたと。それはもう、お互いの連携というのは取れていないことはしっかり認めていただきたいと思えます。これからはないようにですね、しっかりやっていただきたいということも含めて、今後はそういったことが行われる可能性があるということですので、そのことについて、演習のそういった許可がきたら認める方向であるのか、意向の見解をお聞かせいただきたいと思えます。

総務部長（前田和男君） 議員、御質問にございました市街地演習ですが、まず自衛隊に限らず警察、消防、海上保安部など国防や救援・救助を担う機関におきましては、住民の生命と財産を守る一翼を担っており、日頃より有事・災害などの備えとして訓練というものが重要であると認識いたしております。そのような中、対馬警備隊においては、対馬地域が国境に近接する離島であることなど、南西地域、奄美地域ですが、地理的にも周辺を取り巻く安全保障情勢についても違いがあるというふうに考えております。その地域の置かれている状況において、市街地演習が実施されているのではないかと考えております。奄美警備隊においては、そのような情報もございませんので、仮定の質問に答弁は控えさせていただきますが、いずれにしても市民の皆様の安全・安心が大前提と考えております。これまで同様に、各関係機関との連携を密にし、必要に応じて議会、市民の皆様と情報を共有し対応してまいりたいと考えております。

14番（関 誠之君） 仮定の問題にはというのは、想定内の答えでありましたので申し上げます

が、結果、行われて、それを追認するようなことだけは止めていただきたいと。しっかりと情報は市民に伝えて、市民の意向を聞きながらですね、これをやっていただきたいということを申し上げておきます。なぜかと言いますと、開所1年も経たないうちにこういう訓練やるわけですね。我々と話したことは、駐屯地内で当分は訓練をやりますということでしたんですよ。1年も経たない内に駐屯地以外で訓練がなされているわけですから、そういう事実もあるということも、また、皆さんは御承知をいただきたいというふうに思います。

それでは、大きな教育行政について、お願いをしたいと思います。学校教育における総合計画の目標達成度、先ほどと同じようなことで答えていただきたいと思います。いわゆる学力の低下、向上が図られた学校。平成27年度には48パーセント、目標としては57パーセントに上げたいと。不登校の割合、これは平成27年度に4.7パーセント、これを32年度には3.7パーセントに落としていきたいと、中学校ということで書いてありましたけれども、それと、奄美の良さを実感している児童・生徒の割合。平成27年度94パーセントを平成32年度には100パーセントにしていきたいという目標が掲げられておりましたけれども、これについて、現在の進捗について、よろしくお願いをいたします。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げます。総合計画の目標につきましては、議員御案内のとおり、平成27年度に目標を設定いたしました。まず、学力の定着・向上が図られた学校につきましては、令和元年度の結果から、小学校は21校中13校の62パーセントで定着が図られております。中学校は12校中6校の50パーセントの学校で定着が図られております。小学校・中学校合わせまして57パーセントとなり、これは目標数字と比較しますと、ほぼ達成していると考えているところです。また、中学校は先般1月に行われました鹿児島学習定着度調査において、県の平均を上回る教科も複数ありまして、着実に向上しているというふうに考えておりますので、御理解ください。

次に、不登校の割合についてでございますが、令和2年1月現在、小学校が2,521人中5人、中学校が1,212人中15人、割合としましては0.5パーセントを切る結果となっております。一方、30日を超える長期欠席者につきましては、小学校は29名、一方、30日を超える長期欠席者につきましては、小学校は29名、中学校は72名おります。それを含めると、割合として3.2パーセントとなっております。現在、改善傾向にある児童・生徒が24名おまして、これは目標数値と比較して改善傾向にあるというふうに考えているところでございます。

さらに、奄美の良さを感じている児童・生徒の割合につきましては、ございますが、令和元年度は小学校は92パーセント、中学校生は93パーセントとなっており、目標数値には達していないところです。

なお、この三つの項目につきましては、平成27年度と比較して、ほぼ改善が見られているというふうに考えております。教育委員会といたしましては、特に学力向上に対しまして、現在、着実な向上が図られているというふうに、私自身、考えておまして、今後も授業改善と家庭学習の充実、そして、習慣化を進めていく必要があるというふうに考えております。そこでですね、私ども「学力向上対策・授業改善五つの方策」というものを策定しまして、これを全職員に徹底させるために、全ての教職員に配付して、毎回、学校訪問をしたり、授業参観をしたりしながら、この五つの方策が授業に生かされているかどうか確認をしながら、現在も進めていると。このことによって、今後も学力向上が確かに図られたであろうというふうにお答えができるのではないだろうかというふうに考えております。また、不登校をはじめとする生徒指導に対しましては、生徒に寄り添った指導を徹底してまいりたいというふうに考えているところです。加えて、ふるさと教育の一層の充実を図り、ふるさと奄美の良さをより多くの児童・生徒が実感できることが大切だと考えておまして、このことについて継続して目標達成に努めたいと考えておりますので、御理解ください。以上でございます。

14番（関 誠之君） よく理解をできました。やはりこの3項目のうちの不登校ですね、これは1人で

あろうとも、やはり先ほど教育長言われたように寄り添って、しっかりとその生徒に合わせたあり方とすることができるようにしていただきたいなど。数値にも表れているとおり、大変難しい問題も含んでおるといふふうに思いますけれども、是非、重点的にこの不登校の問題を取り組んでいただきたいということを要望申し上げ、この問題についても、また、決算委員会等でもありますので、質疑をさせていただきたいと思います。

次に、(2)の給食センターの委託契約、もう3度目ですけれども、これはただ、私が申し上げたいのは、契約をいろいろ考えることは大事だけれども、基本に沿ってですね、契約していただきたいということで、この自治法、地方自治法施行令167条2項の2号の規定で、ということでありましたけれども、その根拠として、教育部長は「経験、知識を特に必要とする場合」ということを再三挙げておりましたが、今でもそのことに変わりはないのか、この1点だけお伺いします。

教育部長（福長敏文君） それでは、お答えをいたします。ただいま議員のほうから御案内がありました、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定の文書の中でそういった記載があるということでのお話でございますが、これにつきましては、私が申し上げておりますのは、この規定に基づく随意契約のガイドラインというのがございます。その適応例の中に、「経験、知識を特に必要とする場合または現場の状況等に精通した者と契約するとき」と示されておまして、本随意契約につきましては、これに基づいて契約させていただいたという認識でございます。

14番（関 誠之君） その前提というのはね、ありまして、これはもう、1業者しか来ない、今、やっている業者と随意契約をやる訳ですから、その、今やっている業者と、経験、何というのは当てはまらないわけですよ。その業者にさせるわけですから。そういうことで、よく理解をできました。

3番目に、笠利の学校給食センター調理及び配送等業務委託、いわゆる長期契約のプロポーザル。一つ目は、このプロポーザルにした根拠、法的な根拠があればお示しをいただきたいということと、このプロポーザルの実施要項で上限額を示しておりますが、皆さんは随意契約をするときも1社、1社しか、今の契約している業者、1社しかなかったわけですよ。プロポーザルになると、これ、企画競争ですから、調理の企画競争なんてあり得ない話ですよ。それは、栄養士が作って調理して出すわけですから。それは、こういう建物を造るときには、いろんなデザインがあって企画競争ができますけれども、そういう中でも1社しか随意契約の見積もりも取っていない、その中でプロポーザルをやる。1社しか来ないですよという忠告も申し上げましたけれども、いや、数社からのいろんな意見を聞いてやりますというようなことでしたけれども、それがなされていない。その中で上限額を示すわけですから、100パーセントの契約額になってしまった、そういったものが本当に良かったのかどうか、法的根拠を含めてお示しをいただきたいということと、前も申し上げましたけれども、その、今、契約をしている会社は、いわゆる不良債権と言え、負債総額が1,000万円余りあるわけですよ。プロポーザルのときに、やはりそういった経営状況もしっかりと判断材料に入れていかなければいけないというふうに思いますけれども、その3点についてお伺いいたします。

教育部長（福長敏文君） それではまず、プロポーザル方式による業務委託についてお答えをいたします。学校給食の調理及び配送業務につきましては、再三申し上げておりますが、第一義に子どもたちに安心で安全な、そして、温かい学校給食を提供することにあります。また、新規の受託者が採用されることもありまして、業務委託開始時期を夏休み期間である8月といたしまして、準備や研修の期間も確保したところでございます。そのため、金額要件を主とする、これまでの競争入札ではなく、これまでの実績や実施体制、運営方法などを総合的に判断し、より良い事業者を選択するためにプロポーザル方式を採用したところでございます。併せて、より多くの事業者が参入できるよう実施をしたところでございますが、結果といたしまして1社のみの応募になりましたが、業者から提出していただいた企画提案

書をもとに審査会を実施し、結果、実施要項で規定する採用要件を満たしたことで受託候補者として適当と決定されております。

それから、提案の上限額いっぱいの金額であったということでございますが、2社以上の選考になった場合であっても、金額要件は選考判断の一つではございますが、そればかりではなく、第一義である安心で安全な給食を確実に提供できるかが審査会の中で総合的に判断されるものであるということをご理解いただきたいと思っております。

それから、経営状況の判断につきましては、事業者の決算書が提出されておまして、決算の内容も審査会で判断がなされたと考えております。また、併せまして、生産物賠償責任保険の加入や契約時に履行保証人も付けて契約しておりますので、特に問題はないというふうに考えております。

14番（関 誠之君） 少しはね、議論する時には、前の議論したのを読んで、その先のことを言ってほしいんですよね。私が申し上げたのは、提案しているのは、企業の実績も加味しなさいよと、プロポーザルやる時はね、これからそうしますとかそういう発言があってもいいけれども、あなたの発言というのは全く前と同じ、それも長い。時間が無くなってまいりましたけれども、普通は1,000万円の負債を抱えているところを、これ、企業評価というのが、あれ、ちゃんとあるんですけども、100分の30点の企業評価っていう配分があるんですよ。それが十分に、30点だったというようなことも分かりませんが、そういうことではちょっと私も納得ができません。また、やります。はい。提案申し上げているんですよ。それを受けて、あなたがその提案に対して少しはね、一歩前進するぐらいの回答があってもいいなというふうに思いますが、時間が5分になりましたので、奄美市における集団フッ素洗口、現況と説明はどのように、実施の時の説明はどのようになされたのかということと、今後の計画、ミラノールの危険性も含めて説明があったのかないのか、お願いします。

教育長（要田憲雄君） 時間もございませんが、取り急ぎ御説明申し上げます。市内小・中学校における口腔洗口の実施状況につきましては、2月末現在で7校で実施しており、使用するフッ化物洗口液につきましては、管理職が溶解しております。実施の具体につきましては、学校により幾らか違いはございますが、管理職、学級担任、養護教諭が洗口液をコップに入れて準備し、30秒ほど「ぶくぶくうがい」と言いますかね、これを実施させております。その後、子どもたちはコップに洗口液を吐き出し、職員が一人一人うがいの状況を確認しているという手順を取っております。

次に、フッ化物洗口を実施している学校における保護者及び教職員への説明会につきましては、当然、全ての学校で実施しているところです。ミラノールの危険性の説明につきましては、WHOをはじめ、国内外の専門機関、団体が一致してフッ化物の利用を推奨しておりますので、学術的な賛否両論はないものと考えております。しかし、大量誤飲による急性中毒の可能性はございますので、そのことにつきましては、具体的に説明をしておりますが、多量の洗口液を誤飲しない限り、急性中毒は起こりませんので、発生の可能性はないというふうに思っているところです。

今後の実施計画につきましては、33校、ほとんどの学校で説明会が終了しておまして、残り2校だけやる予定でしたが、このウイルスの問題で幾度か延ばして、今年中にはできる、今年度中にはできるのではないだろうかと考えております。虫歯予防のためのフッ化物利用は予防効果が高く安全であることが、科学的・学術的に保証されており、国内外の専門機関が一致して推奨しているというふうに考えております。直近の調査ですと、12歳児の虫歯のない・・・。

14番（関 誠之君） もういいです、その、結果は分かっておりますので、よろしいです、はい、ありがとうございます。

教育長（要田憲雄君） 今後も進めたいと思っております。

14番（関 誠之君） よく分かりましたので、また、質問させていただきます。

2分15秒で、市民生活に関する課題でありますけれども、小宿区画整理事業、合意形成に向けてどのように取り組んだのか。27年度の施政方針には、引き続き説明会等を行いながら、地区の合意形成に努めてまいります。28・29年度の施政方針は、引き続き地域の皆様の合意形成に取り組んでまいります。30年度から今日は、地域での合意形成に向けた支援を図ってまいりますということでありまして、今でも90パーセント以上という合意形成がなければ実施できないかということだけでよろしいですから、お答えいただけますか。

建設部長（橋口義仁君） そのように、地域の課題を解消するためには、やはり地域の関係権利者の合意形成が不可欠でございます。90パーセント以上というのを、やはり必要だと考えております。

14番（関 誠之君） ばたばたして大変申し訳ございませんが、最後、大学設立可能性調査、共同キャンパスの実現に向けた事業の具体化となっておりますけれども、可能性調査の情報がほとんど伝わっておりませんが、現在、どうなっておるか、よろしく願いをいたします。

総務部長（前田和男君） 可能性調査後の動きでございますが、共同キャンパスにおける取り組みとして、まずもって5市町村の大学等との連携事例の共有などから取り組んでいるところです。令和元年5月の総合戦略推進本部等においても確認を進め、今後も5市町村での連携、協議を継続的に行っていくとしております。

14番（関 誠之君） 大変ばたばた走りましたけれども、お許しをいただきたいと思います。特に教育部長に申し上げておきますけれども、少しはですね、私も行ってあなたとお話をしておりますから、お互いいいふうなところ、言葉で言えば落としどころもあるでしょうから、そういったことで、少しはお互い勉強してまいりたいと思います。以上で終わります。

議長（与 勝広君） 以上で、社会民主党 関 誠之君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後1時30分、再開いたします。（午前11時30分）



議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

チャレンジ奄美 正野卓矢君の発言を許可いたします。

なお、正野卓矢君から、一般質問中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

1番（正野卓矢君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、こんにちは。チャレンジ奄美の正野卓矢です。

質問に入る前に、一言述べさせてもらいます。今年に入って勉強会や意見交換、鹿児島での議員研修等でいろいろなことを学ばせていただきました。日南市の油津商店街の視察へも行かせてもらいました。商店街の活性化の成功例だと聞いていたので、到着した商店街に1人も歩いている人がいないのには驚きました。そこは、昔の賑わいを取り戻すのではなく、空き店舗等にIT企業を誘致して雇用をつくり、UターンやIターンを促して、地元の人を含め100人以上の雇用を商店街に生み出した、そういう町がありました。それにより、保育所ができ、飲食店ができ、若い人が起業しやすい空気を感じました。これは一つの成功の事例だと感じました。議員研修で知ったチャットボットの話には、

もうすぐ来るであろう未来を感じました。そして一番印象深かったのは、防災が専門の鹿児島大学の井村先生の勉強会でした。先生の話はとでもリアリティがあり、大変興味深かったです。地震で津波に離島が襲われると、港は液状化が起こりますし、湾内には瓦礫が溢れます。そしたら、瓦礫で船が入って来れなくなる。食料は空輸できても、エネルギーとか燃料は空輸ができないので、船で運ぶことになります。船が入って来れないので、復興、復旧が思うようにならなくなるということでした。そういった意味で、離島の港防災というのは、本土以上に考えなくてはならない、そういうことを学びました。

100年に一度、そういう災害が毎年のようにどこかで起きているのを考えると、本当に必要な備えを考えざるを得ない、そういう気持ちになりました。備えるという意味で、避難所はどこで、大雨に降られた時、危険な箇所はどこである、そういうことを示すハザードマップというものがあります。これをどういうふうにするのかというのは、これからとても大事になってくると思います。

それでは、質問のほうに入らせていただきます。そのハザードマップについてなんですが、この質問は総務企画委員会でも質問させていただきましたが、もう一度質問させていただきます。奄美豪雨災害から10年、自然災害時の避難マニュアルとして役割をなすハザードマップが新しく更新されることになりました。その更新されたハザードマップは、平成24年に全戸配付した、現在、使っているハザードマップと比べて、何が変わり、何が新しくなるのか教えてください。

次の質問からは発言席で行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、さっそく正野議員にお答えいたします。議員がおっしゃるとおり、豪雨災害から10年目を迎えました。そして、今議会において、議員の皆様方にハザードマップについての予算も計上して御審議いただくことになっております。それを含めて、答弁させていただきます。ご承知のとおり、ハザードマップは災害時には災害警戒区域や避難時の心得など確認でき、安全な避難を行えるような避難マニュアルとしてばかりではなく、平常時には災害の危険性を正しく理解し、自分が被害に遭わないための方策を住民自ら考える機会を与える防災啓発資料として活用できるものでございます。ハザードマップの更新につきましては、作成後、8年を経過していることから、その間の災害に関する、各種基準や災害警戒区域などの見直しなどに対応するため、新たなハザードマップへの更新に向け検討を進めているところでございます。議員が、今、お話になりました勉強会におきましては、志布志湾に面して隣接する自治体において、指定緊急避難場所や避難経路などについて、統一的な書式を用いることにより、自治体を超えて多くの皆様に、より理解しやすいハザードマップの作成に取り組んだことなど、先進的な事例について御教示いただいたと伺っております。現在、検討を進めているハザードマップにつきましても、このような事例を参考として、より理解しやすく実用的なものとなるよう取り組んで参りたいと考えておりますので、議員の皆様方の御理解と御協力もよろしくお願い申し上げます。

1番（正野卓矢君） 分かりました。ありがとうございます。新しくして、分かり易くなるということで良いと思います。ですが、今回更新するハザードマップ、前回同様、県が作るシミュレーションを基に作ると伺いましたが、更新するに当たり、離島防災に詳しい専門家の意見を取り入れる予定はございますか、お答えください。

総務部長（前田和男君） 今回のハザードマップ更新につきましては、基本は県の計画、更新された内容をしっかり反映させることは必ずやらないといけないことだと思っております。その上で、より住民が見やすく、使いやすいハザードマップの作成に向けては、専門家の御意見もしっかりと聞かないといけないものだと思っております。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。専門家の意見も取り入れてくれるということで。奄美豪雨災害から10年経って、ハザードマップが更新されるということは、この次、ハザードマップを、また、新しくするとなったら10年後かもしれませんので、丁寧に進めていただきたいと思います。1月に、我々チャレンジ奄美3人と、ほかの数名の議員で、先ほど話しました離島防災の研究をされている先生と勉強会、意見交換会に参加させていただきました。先生はテレビの中でも、テレビ番組の中で、一般の人にも分かりやすく伝わる防災のコーナーを持っていて、奄美大島にもとても詳しい方です。我々にはない見識もお持ちですので、長年離島の防災を研究してきた先生のような方の意見を取り入れ、地域の特性を踏まえたハザードマップになるようお願いしたいと思います。せっかく新しく作るわけですから、素晴らしいハザードマップができるのを期待しております。

では、次の質問になります。ハザードマップを新しく作成してですね、更新後、啓発活動の予定はありますか。

総務部長（前田和男君） 防災・減災にかかる啓発活動につきましては、ハザードマップの更新にかかわらず、これまでも地域の要請などに対応して出前講座を実施しております。その際は、防災・減災に関するパンフレットなどを資料としておりますが、新たなハザードマップ作成後におきましては、自治会連合会、駐在員会、嘱託員会などでの啓発に加え、各自治会などの要望に応じて、マップを用いた地域の状況、有事の際に自らとるべき行動など、市民の皆様の防災・減災意識の向上に継続して取り組んで参りたいと考えているところです。

1 番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。出前講座等でいろいろやってくれるっていいことなんですけど、現在あるハザードマップでそういった講座を何回程度行われたかっていうのは分かりませんか。

総務部長（前田和男君） 正確な資料をちょっと手元に持ち合わせておりませんが、年に2・3度は出前講座を実施しているものと思っております。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。さっきも言いましたけれども、出前講座等もですね、そういう島の防災に詳しい先生が来て、その防災のコーナーを持っていらっしゃるし、市民の皆様にもとても分かりやすいと思いますので、そういう講座ができると思いますので、できたらそのハザードマップにもその先生に携わっていただいでですね、この出前講座もお願いできたらと思っております。

もう1点、龍郷町との連携についてお聞きします。災害発生時、奄美市民が必ず奄美市内にいるとは限りませんし、龍郷町民が奄美市内にいることも考えられます。龍郷町は笠利町と名瀬の間に位置している訳ですし、今回のハザードマップや海拔の標識など、様々なものの規格が同じであったほうが連携が取りやすいのではないかと感じたりしますが、同じ規格で作成する予定とか、龍郷町との連携とかがありましたら教えてください。

総務部長（前田和男君） 隣接する龍郷町と様式の統一ということでございますが、龍郷町におきましても、令和2年度にハザードマップを更新予定と聞いております。更新検討の際は、龍郷町とも情報共有をしてみたいと考えているところですが、議員御質問の様式の統一というところまでは、まだ話はいたしていませんので、今後、検討していきたいと思っております。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。例えば、災害が起こった時、自分がどの地域にいるかは分かりません。となると、標識やハザードマップなど、奄美市、奄美大島全体の防災に関わるものは全

部統一されていたほうが、連携を取るという意味ですごく分かりやすいと思います。また、観光や仕事などで奄美大島に来ている方々には、災害時、自分が、今、どこの町にいるかとか、何町にいるかとかはあまり意識していないことだと思います。これから観光客が増加するであろうことを考えていたら、なおさら全ての人に分かりやすく標識やハザードマップなどの企画を統一して作成することが大切だと思います。安全な奄美大島での生活、時間をサポートするために、奄美市がリーダーシップ取ってですね、各市町村に提案していただけたらと思います。

それでは、次の質問に入ります。(2)防災ラジオの導入についてです。すいません、資料をお願いします。携帯やパソコンを持っていない高齢者を含め、市内全域に情報を届けるために、防災行政無線はとても有効だと思います。ですが、一方で雨風等による気象の影響を受けやすかったり、住宅の防音性の向上により屋内では聞き取りにくいことがあります。その対策として、防災無線の戸別受信機があると思いますけれども、戸別受信機の設置を増やしていく予定はございますか。また、聞き逃した場合、問い合わせをする電話番号があるとお聞きしましたが、そのことを知らない市民も多いと思います。万が一、災害が起きた時、その番号に問い合わせた場合、どのぐらいの問い合わせに対応できるのか、その点も併せてお願いします。

総務部長（前田和男君） 防災無線の放送については、屋外拡声子局からの距離や天候により聞きづらい難聴区域があることは認識いたしております。これを補完する戸別受信機については、災害時の指定避難所となる集会施設や学校などの拠点施設、また、消防関係者や町内会・自治会の会長、嘱託員、駐在員のほか、主に難聴区域世帯を対象に約1,000台を設置しているところです。

議員御承知のとおり、戸別受信機については高価であり、希望する全ての世帯に新たな受信機を設置することが難しい状況にございますが、今後も難聴地域の現状把握に努め、既存の戸別受信機のローテーションや、その他の情報伝達方法も含め、災害情報の周知に取り組んでまいりたいと考えております。先ほど議員のほうから案内いただきました、防災無線の聞き直しの音声対応ですが、番号が69-3535で、こちらのほうに電話することで放送内容について確認をすることができます。回線については、通常のコールは可能だと聞いておりますが、実際何回線までの対応が可能かということは、ちょっと確認しておりませんので、また、こちらのほうで確認させていただきたいと思います。以上です。

1番（正野卓矢君） 実際、何かが起こった時が、一番、その電話がかかってくると思いますので、できたらどれぐらいの問い合わせに対応できるかが分かっていたらいいと思います。

すいません、資料は今でした。戸別受信機を増やすのは難しいということでしたので、②の質問へ移ります。防災ラジオの導入についてなんですが、これは、今回検討していただきたい防災ラジオになります。これは普通の電気店とかで購入することはできないやつでして、特徴が四つほどあります。一つ目は、優れた受信感度。二つ目は、自動起動・自動受信。三つ目は、緊急時には最大音量での放送。四つ目は、録音機能を搭載しているということです。災害時に適切な避難行動を行うためには、緊急避難情報を迅速に入手する必要があります。提案した防災ラジオは緊急割込み放送を自動受信することができるので、屋内で聞き取りにくいなどの声が寄せられる防災無線を補完する、補っていく役割を持っていて、悪天候時にはとても有効な情報手段の一つだと思っております。ですので、台風等、自然災害時に孤立する可能性のある場所や、避難行動要支援者への災害時の情報伝達体制を強化するためにも、防災ラジオの導入を検討してみたいかと思いますが、お願いします。

総務部長（前田和男君） 議員御紹介の防災ラジオについては、既存のコミュニティFMのアナログ電波を利用し、緊急時には自動起動し、防災行政無線の放送をコミュニティFMを通じて受信できる戸別受信機の代替的役割を果たすことができるものと理解しております。アナログ電波を使うことにより、新たな配信局、中継局などの設置が不要であり、戸別受信機より安価に整備可能である反面、地域を指定

した放送や普段の行政連絡放送ができない面もあるようでございます。いずれにいたしましても、防災関連機器については日々更新が図られている状況でありますことから、他自治体の導入事例や運用方法などを参考にするとともに、新たな情報伝達機器の検討も含め、災害情報の周知に取り組んで参りたいと考えております。

1 番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。一応、そうですね、防災ラジオ導入してはいただきたいんですが、一応防災無線と合わせて補完するという意味合いもあります。あと、私が防災ラジオをお勧めしたのは、普段は好きなラジオ番組を聞いていても、緊急の情報が入るとコミュニティFMに切り替わり、情報が割込み放送されますし、電源が切れている場合でも受信機が自動で起動し、さらに、最大音量で放送されるので、確実に情報が周知できると考えています。その上、録音もできますので、被災した方々への避難所への情報、ライフライン、交通情報、物資の受け取り、各種手続き、連絡など、聞き逃した情報を再度確認することができます、という利点のほかにも、人々が楽しめる音楽や楽しい話題、知りたいニュースが聞けますし、地域に根差したコミュニティFMだからこそ伝えられる身近な情報もあると思います。パーソナリティの生の声がリスナーに寄り添ったり、支えたり、市民に親しまれる災害情報システムとして、防災ラジオは成り立っています。全戸配付というのは難しいと思いますけれども、貸与、または、台風などの自然災害時に孤立する可能性のある地域の方々、避難行動要支援者へ優先的に配付するなどの方法もあると思います。実際、ほかの地域では防災ラジオを取り入れている自治体もありまして、全戸配付している自治体もありますが、住民の希望者が一部個人で負担して、有償での配付を行っているところが多いようです。また、この自動起動ラジオを普通にFMで話題にし続けることで、自然と地域の防災意識とかコミュニティの醸成が図れるようになった、図れるようになるのではないかと考えています。情報伝達は多重化していくべきですし、これから必要になってくると思います。ちなみに、県内で言えば鹿児島市が令和2年の当初予算に計上していますし、是非、奄美市でも防災ラジオの導入を前向きに検討していただきたいと思っています。

では、次の質問に行きます。（3）学校の防災教育についてです。①これは各学校、立地条件も違いますし、いろいろあるかとは思いますが、現在の学校で行われている避難訓練の概要を教えてください。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げます。現在、学校で行われております避難訓練の概要についてでございますが、火災、地震、津波、風水害、土砂災害などを想定した避難訓練が実施されており、それぞれ各学校の実態に応じて関係機関や地域と連携した避難訓練を実施していると考えております。特に地震を想定した避難訓練につきましては、各学校に配備しております緊急地震速報器がございしますが、この活用も含めて、訓練の中に取り入れているというふうに御理解いただきたいと思います。

1 番（正野卓矢君） 分かりました。ありがとうございます。1については、学校がそれぞれ立地にあった訓練をしている認識でよろしいですね。その上で提案になりますけれども、資料の画像をお願いします。これは鹿児島県の志布志市で作られた3Dのハザードマップです。学校の避難訓練は大抵校内にすることを設定していると思いますけれども、登下校中や遊んでいる時も災害は起こり得る可能性があります。何かが起こったら避難する訳なんですけれども、この3Dの地図は見てのとおり立体ですので、この町でどこが高くなっているのか一目で分かることができます。町全体の大体の雰囲気を掴んでいたら、水が迫って来た時、どの方向に逃げたらいいのか、地図を見るのが苦手な子どもでも感覚的に理解することが可能だと考えています。これは子どもだけでなく、地図を見るのが苦手な大人の人にも言えることだと思います。更新されたハザードマップや教育委員会がゼンリンさんと一緒に進めているキッズセーフティマップなどと合わせて、子どもたちが自分の住んでいる町を知ること、より安全な場所を感覚で覚えていく、これはとても大切だと思いますので、防災教育の一環としてですね、この

3Dマップの取り入れを、是非、検討していただきたいと思っておりますが、いかがですか。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げます。学校防災教育への3Dハザードマップの導入につきましては、今、議員おっしゃったとおり、導入することにより、児童・生徒が平面図では想像しにくかった学校の立地環境などを識別しやすくなるという利点がございます。そのため、学校の立地環境から起こり得る自然災害等を具体的に考えることができ、避難場所や避難経路の確認など、防災意識の向上にも大変効果的であるという認識をしているところです。ただ、製作費がですね、高価になるものですから、周辺自治体や19市における活用状況も注視しながら、今後、研究してまいりたいと考えているところですので、御理解いただきたいと思います。

1番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。そうですね、僕も値段聞いてびっくりして、なかなか高価なものだったんで、思い切ってお願いしてみました。

次、③なります。防災教育なんですけれども、専門家による防災教室の開催を検討していただきたいってことなんですけど、これもいいですか、よろしくをお願いします。

教育長（要田憲雄君） お答え申し上げます。専門家による小・中学校での防災教室につきましてでございますが、現在、大島支庁建設部が実施している土砂災害出前講座や消防署職員を招聘しての避難訓練など、各学校の安全計画に沿って外部の専門家を活用した防災教室を実施しているところでございます。学校によって、それぞれ変わってくると思いますが、教育委員会といたしましては、今後、児童・生徒の防災教育の意識を高めるために、関係機関との連携をさらに強化するとともに、各学校に対しまして、計画的に継続的な防災教室を実施することを進めてまいりたいと。毎回、校長会、教頭会でもこの防災教育については、年間の学校のカリキュラムの中に必ず入れてやってほしいということで、指導しているところです。

1番（正野卓矢君） はい、分かりました。専門家による防災教室の開催を検討していただきたい理由としてですが、子どもたちが今のうちにきちんとした防災を学び、それを続けることで、自らの自助というんですか、身を守ることはもとより、家族、友人、さらには、子どもたちが大人になったとき、その時代の子どもたちを救うことにもつながっていくと思います。大げさに言えば、奄美の未来を救っていくことになるかと思っておりますので、大人はそれぞれ生き方、考え方を変えていくのは簡単ではないので、近寄るなど言えば見に行ったり、どこかで自分だけは大丈夫と思っている方も多いと思います。ですが、子どもたちの意識が変わり、大人を諭す、そういう方法もあるのではないかと思いますので、私たちが住む奄美大島は離島で、災害が起きた時には何をしなくてはいけないかということの子どもの頃から知っておくというのは、とても大切なことになると思います。専門の知識を持っている方からの防災教室が、今後、必須となって、学校、地域、いろんな場所で開かれるようになっていけばいいと思います。ありがとうございました。

それでは、次の質問に入ります。大浜の砂の流出についてです。よろしくをお願いします。大浜海浜公園は私たち市民にとって、一番身近で、とても行きやすい海水浴場です。誰もが一度は大切な人や家族、友人と海水浴を楽しんだり、ご飯を食べたりしたことのある思い出の場所だと思います。ですが、皆さん御存知のとおり、ここ最近、ビーチの砂が流され岩が露出している場所が目立ちます。泳ぎづらく、怪我をする方も毎年のようにいるそうです。もちろん、何度も砂を投入して、ビーチの維持に力を入れていることは存じております。ですが、砂の流出は止められておりません。砂の流出の原因が分からなければ、多額のお金を使って砂を投入し続けることに意味があるのかと感じてしまうことも事実だと思います。大浜海浜公園の砂の流出に対して、何かしら対策法があったり、既に始めていることがあったら、是非、お示してください。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。大浜海浜公園の砂の減少に対し、平成30年度にタラソ奄美の竜宮、奥の砂浜から利用者の多い第一駐車場側の砂浜へ砂の移設を実施するなどの対応を行ってきたところでございます。また、来年度には小宿漁港の航路に堆積しています砂を大浜海浜公園へ移設し、砂の確保を行う予定としているところでございます。この大浜の砂の減少についてなんですが、一般財団法人の土木研究センターが、実は平成30年度に研究論文をまとめております。その原因の一つとして、大浜から小浜キャンプ場まで半円形の小浜遊歩道が整備されておりますが、この地域では北北西から波が来ることが推定され、潮位が高い時に北北西からの波が遊歩道の護岸となる壁に反射され、その波の影響で砂が減少したものと考えられるとされております。本論文、これ、あくまでも参考なんですけれども、本論文を参考に、実証的な取り組みとして、現在、第1駐車場から第2駐車場外へ向かう遊歩道の整備工事を行っておりますが、その工事の中で消波工法として使用していた網目状の袋に、大浜の岩・石を詰めた1体当たり重さ2トンの袋詰め玉石工を26体、遊歩道の南側へ、今、設置し、消波効果と砂の減少について、定期的に観察することにしております。消波ブロックほどの大規模なものではありませんので、大きな効果を見込むことはできないかもしれませんが、まずは設置後の砂の状況について観察して参りたいと考えているところです。以上です。

1番（正野卓也君） 小浜側の場所で石を袋に入れたやつを置いて、定点観察するみたいなことですか。ありがとうございます。分かりました。世界自然遺産登録になったら、登録後初めての夏がやってきます。このビーチの砂の流出が止まって、美しいビーチが戻って来ることを期待していますので、是非、観察していい方向にいったらいいと思います。

次、（2）大浜海浜公園のWi-Fi導入についてです。大浜海浜公園は奄美市の市街地に一番近く、住んでいる我々同様、観光でいらした方にも海水浴を楽しんでいただく、奄美大島の主要な観光スポットだと考えられます。海洋展示館だけでも年間4万人を超える入場があると調査結果があります。となると、タラソ奄美の竜宮や、カフェ、普通に大浜に訪れる人を合わせると少なくとも倍以上の人数が大浜海浜公園に訪れているのではないのでしょうか。これは指定管理を受けている民間の企業が、民間ならではの取り組みを頑張っているからこそその入込数だと思っております。大浜海浜公園に遊びに来る市民や観光で訪れる方のために、大浜海浜公園のさらなる質、魅力の向上に取り組むことが必要だと考えております。大浜海浜公園をただ通りすぎるのではなく、大浜海浜公園でゆっくりと過ごしていただき、さらに、消費額を上げていただく。そのためにはWi-Fi環境が整い、ストリーミング配信のサービスやSNSの利用、インターネットでの検索などが気軽にできるといいと思います。例えば、ストリーミング配信では大浜海浜公園の今を伝える映像を全世界に発信していく。晴れた日の大浜海浜公園の素晴らしい夕日を世界中に届けられたら、あの夕日を見に来なくなる人もいると思います。そして、SNSの利用は大浜海浜公園はインスタスポットの宝庫でもあります。観光で訪れた方が勝手に大浜を宣伝してくれます。Wi-Fi設置にはそういうチャンスがたくさんあると考えています。また、最初の質問とも関係してきますが、災害時に大浜海浜公園が孤立してしまった場合、Wi-Fiの設置は必須なものではないかと考えております。来年度の海洋展示館のリニューアルに合わせて、カフェやほかの施設にもフリーWi-Fiの設置を検討していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。大浜海浜公園のWi-Fi環境につきましては、第1駐車場のエリアにおいて奄美市公衆無線LAN、いわゆるAmami City Wi-Fiが利用可能となっているところでございます。利用実態におきましては、毎年実施しております海洋展示館利用者、海水浴客等に対する利用者アンケートにおいて、Wi-Fi環境に対する改善・設置の要望等は、現在、聞こえてはいるところでございますが、しかしながら、今後、増加が予想される外国人観光客をはじめとした利用者の利便性向上を目的に、通信の高速化、フィルターの緩和、多言語化対応等

が可能な民間回線の導入についても、関係部署と連携し検討を行っているところでございますので、その検討しながら考えていきたいと思っておりますので、御理解いただきます。

1番（正野卓矢君） ありがとうございます。ゆくゆくはですね、屋外にも順次拡大していただけたらと思っております。Wi-Fiの環境設備は次の質問にも被ってきていますので、このまま（3）へ行かせていただきます。資料の画像をお願いします。

塩害に強い遊具の設置への導入ということなのですが、これはふわふわドームという遊具です。子どもに大人気の膜状のトランポリンなんですけれども、自然の中でのびのびと遊ぶことができ、ぴょんぴょん跳ねたり、みんなで鬼ごっこをしたり、また、子どもが自分たちで工夫しながらいろんな遊びを考えたりできます。また、体力がつけられるのもとてもいい遊具です。子どもたちのためにもこういった遊具を大浜海浜公園に設置できたらどうかと思っております。このふわふわドームは一例として挙げさせていただきましたが、何か遊具を設置する予定などございましたらお示しください。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。奄美の魅力満喫「海」エリア総合整備事業として、平成26年度から大浜海浜公園内の整備を実施しており、今年度が最終年度となっております。本事業において、大浜海浜公園は海水浴の場としてのみでなく、自然公園、タラソ施設、海洋展示館、ステージ、キャンプ場、バースハウス内の飲食エリアなど、様々な体験を提供できる複合施設と捉え、これら一つ一つの魅力を最大限に発揮するための整備を実施しております。また、令和2年度は海洋展示館リニューアルし、子どもから大人までが楽しめ、利用者の満足度向上につながる施設整備を実施してまいりたいと考えております。今後、あやまる岬公園に続いて、内海公園でも子どもが楽しめる遊具が整備されることから、利用者の分散化が図られることが期待されております。議員御提案の遊具の設置につきまして、現在、大浜海浜公園では予定はしておりませんが、アンケートなどで利用者の需要をしっかりと把握し、これからも市民や、特に子どもたちへ、奄美ならではの体験の機会を提供できるよう、指定管理者と連携して取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

1番（正野卓矢君） はい、ありがとうございます。子どもたちが思いっきりですね、遊んでいるのを見ながら、親はゆっくり木陰で休憩したりですね、写真や動画を撮影しSNSに投稿するなど、Wi-Fi環境という環境さえあれば、そこで子どもを遊ばせながら仕事できる、そういう方も出てくると思います。大浜へまた行きたいと、そういう子どもたちも増えると思いますし、観光でいらした方の満足度も上がるのではないかと考えております。ですので、大浜へのWi-Fiの設置と遊具の設置を前向きに御検討いただけたらと思います。

それでは、（4）の質問に移ります。第3駐車場の山側の部分なんですけれども、ほとんど活用されていないデッドスペースだと感じています。そこに東京オリンピックの種目になりましたけれども、ボルダリングとかスケートパークと、また、犬を飼っている方も多いので、ドッグランとか、あの景色とか土地がもったいない気がしますので、何かしら利用する予定はないかということなんですけれども、いかがでしょうか。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。第3駐車場は大浜を会場とした大きなイベント開催時に参加者用駐車場として主に利用されております。また、東シナ海に沈む夕日を眺める絶景スポットとして、市民や観光客の方々もよく訪れております。現在、第3駐車場でのイベント開催や新たな施設を整備することは予定しておりません。議員御提案のスケートボードやボルダリングですかね、などの競技大会については、常設ではなく仮設による競技会場の設営もできると思われれます。これらの競技会場として第3駐車場を利用したい旨の相談があった場合は、他利用者への安全性などを踏まえ、慎重に検討する必要があると考えております。以上です。

1番（正野卓矢君） 分かりました。今のところ予定はないということですね。ありがとうございます。第3駐車場から見える景色も、おっしゃったとおり絶景ですし、山側の部分がどうしても何か使われていない気がしたので、もったいない気がしています。もし良い利用法があれば、是非、検討していただきたいと思っております。

それでは、5、交通の問題ということですが、大浜海浜公園のアクセスについてですが、大浜は最寄りのバス停が小宿だということで、そこから歩いて来るっていうのはちょっときついかなと思います。ですので、タラソのバスに乗り合って、大浜のほうへ向かうことはできないかと。現在、指定管理している会社と協議できないかということなんですが、いかがでしょうか。

商工観光部長（武下義広君） お答えいたします。議員御指摘のとおり、今回、大和村に向かう路線の廃止に伴う路線再編により、大浜海浜公園前を通る路線バスが廃止されたことで、バスによるアクセスが困難となっております。しかしながら、利用客の多い夏のシーズンには、これまで同様に大浜第1駐車場までしまバスが運行することになっております。議員御案内のとおり、その奄美の竜宮が運行していますシャトルバスを使つての運行ということでございますが、この件につきましては、また、大浜海浜公園指定管理者と、また、タラソの指定管理者と、乗車状況、運行体制及びタラソ利用者への影響などを含めて検討を重ねてまいりたいと考えております。以上です。

1番（正野卓矢君） 分かりました。ありがとうございます。観光で奄美を訪れている方は必ずしもレンタカーではないと思います。大浜まで行く方法があるべきだと思っております。タラソとの共有が難しいのであれば、何かしらいい方法が検討できたらと思っております。ありがとうございました。

それでは、3番、AIチャットボット導入についてです。少子高齢化が進み、将来的に働き手が少なくなっていくと思われまます。そんな人手不足を解消するための方法として、AI職員、チャットボットを活用した自治体が増えてきているようです。県内でも複数の自治体が活用を始めていますが、奄美市においても導入の予定があるのか、お答えください。お願いします。

総務部長（前田和男君） 議員御案内のチャットボットとは、インターネット上の会話を意味する「チャット」とロボットの「ボット」を合わせた用語であり、人工知能などを利用してインターネット上で自動的に質問への回答が行える対話システムでございます。このシステムを利用すると24時間365日、いつでも何度でも質問できる上、待ち時間もなく、文字情報で残るため見返ししやすいなど、住民にとって多くの利点があると聞いております。また、自動対応となることから、職員がこれまで質問の対応に要していた時間を他の業務に充てることができ、行政事務の効率化にもつながるため、本市におきましても以前から活用を検討しているところでございます。しかしながら、幅広い質問に対応できるシステムの導入は、それに応じた時間や費用を要することから、まずは簡易的に回答できる内容について分野を絞り、試験的な対話システムを構築できないか、他市の導入状況も参考にしながら、住民ニーズや費用対効果の面も含めて、今後、検討を重ねて参りたいと考えております。

1番（正野卓矢君） ありがとうございます。優先分野を絞って試験運用を検討していただくという形です。ここで、ほかの自治体でチャットボットを取り入れてどんなサービスをやっているのか、ちょっと紹介してみたいと思います。まずは熊本県なんですけれども、携帯のLINEアカウントを友達登録するだけで利用できる「聞きなっせAIくまもとの子育て」があります。そこでは行政の手続きや育児で困ったときの手引き、子連れで割引が受けられるグルメ情報、休日に子どもの体調が悪くなったときの休日診察してくれる病院を聞くことができますし、子ども支援サイトや子育ての応援の店と連携することで、子育てに優しいお店の情報や4,000件近くのQ&Aを登録しています。育児に必要な情報を相

当得られると思います。AIですので、24時間365日、どのタイミングで何度質問しても、部長おっしゃっていたように大丈夫ですので、子育ての孤立から守るためにも大事な要素だと思っております。岡山県の和気町では移住情報や観光、グルメの問い合わせができます。東京ではごみの分別や外国人向けの多言語による行政サービス情報など、多くの自治体がチャットボットの活用により、業務効率化を図るとともに暮らしやすい環境の整備へつながっている気がします。チャットボットの活用により、業務の効率化を実現して、本当に人が必要な場所には人が寄り添えるようになっていくべきだと、将来的には思っております。AIによる効率化が進めば進むほど、行政、人の仕事はアナログ化していく、心が大切になっていくと考えております。鹿児島県でも姪良市と日置市がサービスを試験的に始めているようです。まだまだ金額等、課題はあると思いますが、慎重に確実に進めていってくれたらと思っております。ありがとうございます。

これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で、チャレンジ奄美 正野卓矢君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。14時45分に再開いたします。（午後2時19分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

自由民主党 奥 輝人君の発言を許可いたします。

15番（奥 輝人君） 議場の皆さん、市民の皆さん、きゅうやうがみんしょうら。こんにちは。私は自由民主党会派の奥 輝人です。令和2年3月議会、通告しています一般質問を行います。

その前に、少々所見を述べたいと思います。まず、新型コロナウイルスについて。この問題は、我が日本国だけではなく、全世界の問題となり、感染の拡大に衝撃が走り、異常事態となっています。新型コロナへの特効薬も無く、感染の予防策としてマスクの着用やこまめな手洗いや消毒、室内の換気、クラスターによる濃厚接触の回避など、徹底して対処する方法しかないのが現状であります。終息の目途もない、撲滅の目途もない状況には、ここ奄美でも脅威であります。奄美空港や名瀬港での入込客や観光客などへの空路対策・航路対策、また、防除対策など、徹底した取り組みが必要であると感じていますが、その対応をしているのかが疑問であります。とにかく早い時期での終息を期待するものであります。

次に、本年度で退職されます職員の皆さん、長い間市政の発展に御尽力なされ、本当にお疲れ様でした。これからはこれまでの経験や体験を如何なく発揮して、活かして、1市民として地域の発展に頑張っていたきたいと思っております。特に農政水産部長の山下部長、農業振興の一筋で取り組んできたその手腕と実績を、今後は農業の現場で、そして、畑で、露地野菜の栽培に、施設園芸はパッションフルーツを作るとい話を聞いております。栽培にさらなる生き甲斐を求めて、農業振興に取り組んでいただきたいとエールを送りたいと思っております。頑張っていたきたいと思っております。

それでは、一般質問に入ります。1、サトウキビの振興、（1）生産者手取り価格の推移についてであります。サトウキビ産業は南西諸島と沖縄県においては基幹作物として、農家への収入確保や地域経済の寄与に大きな役割を果たしております。今期の製糖開始は富国製糖において50年振りに年内操業となりました。さらなるサトウキビ産業の増産や拡大に期待の持てる経営体となっております。本年産は台風など自然災害がほとんどなく、順調に生育し、質、量ともに前期を上回る成績であり、約2万5,000トンを予定しております。自然災害さえなければ、生産量の増産や反収の向上、品質の向上、地域経済の発展には欠かせない作物であります。さて、生産者手取り価格についてであります。現在は国からの生産者交付金と製糖会社から支払われる原料代となっております。細かく言えば、糖度の13.1度から14.3度の基準糖度帯があり、基準糖度帯を上限・下限することにより単価が決ま

っていくのであります。本年産においては、キビの交付金においては、前年度より130円増の1万6,860円となっております。この価格については、国の砂糖及び澱粉の価格調整に関する制度に基づき、安価な輸入品から徴収した調整金を主な財源に、国産品の生産者、製造事業者に対し、生産、製造コストと販売額の差額相当の交付金を交付する価格調整制度を適応されております。制度に基づき、20年産の生産者に対する交付金単価を決めております。さて、サトウキビの単価の推移については、簡単に言えばトン当たり基準糖度帯で約2万1,000円台であります。この単価については、昭和の55年度からほとんど変わらずに今日まで続いています。現在の経営体に、経営体は機械化、一貫経営が推進され、大規模農家の大型機械の導入や小規模・中規模農家などは委託作業など行いながら経営を継続しているのであります。しかし、近年は生産コストも上昇し、手取り価格の縮小など、厳しい状況となっているのが現状であります。これまで農家からの声として、キビ単価のさらなる引き上げを要望していましたが、関係機関と検討していくに留まり、ほとんど変わっていないのが現状であります。これまでの生産者手取り価格の推移についての見解を伺いたいと思います。

あとの質問からは発言席にて行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、奥議員にお答えいたします。むしろ奥議員が詳しく述べていただきましたので、少し角度を変えた形で答弁させていただきます。議員お話のとおり、サトウキビは奄美群島を含む南西諸島においては、地域産業を支える重要な基幹作物として位置付けられております。本市における平成30年産のサトウキビの状況については、収穫面積は夏植えが60ヘクタール、春植えが80ヘクタール、株出し396ヘクタールで、合計536ヘクタールとなっております。また、生産量といたしましては、2万1,375トンで、平均反収は3.988トンとなっております。

生産者手取り価格につきましては、議員お話のとおり、国産キビを原料とする粗糖の国際価格を基準に算定し、製糖会社が生産者に支払う「原料代」と、経営安定策の政策支援金として国が支払う「甘味資源作物交付金」があり、合算されたものが生産者手取り価格になります。そういう中において、生産者手取り価格の推移について申し上げますと、昭和41年産の手取り価格がトン当たり5,990円、昭和48年産が1万2,500円、昭和55年産が2万820円、最近では平成29年産が2万1,580円、30年産が2万1,582円、今年産が2万1,604円となっております。現行制度での生産者手取り価格の推移といたしましては、砂糖の国際相場などにより影響されますが、トン当たり約2万1,000円台で推移している状況でございます。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。ありがとうございます。サトウキビのその単価の推移については、今、市長から言われたとおりでありまして、一応昭和の55年からですね、本当にトン当たり2万1,000円がずっと続いております。その間にですね、平成19年度に先ほど言われた国からの交付金と原料代が合算された、サトウキビの品目別経営安定対策が導入されて、それで品質が高くなれば、やっぱりサトウキビの単価も上がるということで期待をしていましたけれども、何せやっぱりキビの品質、糖度が16.5度以上、16.6度以上にならなければですね、2万5,000円台という、キビ農家としては2万5,000円以上は欲しいなという気持ちがあるんですけども、やっぱり16.7度以上のキビを作るには本当厳しいと。現在のキビの糖度もやっぱり14度台、13から14度の間でありますので、そこ辺りがずっと行き来していますので、その当時はもう16度ぐらいのキビは作れるのかなって思ってたけれども、なかなかそのサトウキビの品種改良などしても、やっぱり今の農林27号でさえも、やっぱり15度、高くても15度、約16度まで行くんですけども、そういった状況で、もう本当変わらないということでありました。その間においては、平成11年にはですね、ハーベスターが導入されております。まず受託組合のほうで大型のハーベスターが導入されて、その後平

成13年からは個人個人で、また、小型のハーベスターが導入されました。もう自分も平成16年からハーベスター取ったんですけれども、もうハーベスターが、今、収穫率が約97パーセントまで上がってきていて、そのハーベスター代がなんかネックになっているのかなという思いはもうずっとしていました。そういうサトウキビの単価が上がらない、上がって欲しいという、そういった気持ちがありながら、なかなか上がらない、それをちょっと、今後、今からちょっと質問していきたいと思います。

それですね、(2)番の生産者手取り価格の向上についてでありますけれども、①の関係機関一体となつての取り組みについて。この件については、私もこの質問では何回もですね、このサトウキビの交付金の単価、上昇ですね、そこら辺り、何回も質問していましたが、その時の答弁がですね、関係機関と協議をして、やはり検討していくということで、そういった文言の回答ばかりいただきましたので、今回、更に1回聞きたくてですね、その関係機関とどのような協議をしてどのようなのかを、そこ辺りを聞きたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

農林水産部長(山下仁司君) それでは、お答えします。サトウキビの生産者価格につきましては、毎年7月に開催される奄美群島サトウキビ価格対策協議会にて検討しております。この協議会はあまみ農協が事務局となっており、市町村長、議会議長、農業委員会会長、各市町村糖業振興会会長、あまみ農協で構成する総会と、あと各市町村担当課長、あと農業委員会、あまみ農協で構成する幹事会を開催しております。協議会の具体的な事業としましては、要請活動があります。今年度、国への要請内容としましては6項目ございまして、1点目が、再生産可能な生産者交付金の設定。2点目が、生産基盤強化に向けた担い手育成支援対策。3点目が、サトウキビ生産振興対策の継続。4点目が、無人航空機の使用が可能な農薬登録の推進。5点目が、労働力確保対策。6点目が、鳥獣被害対策の推進。以上6項目について要請活動を実施し協議をしております。以上です。

15番(奥輝人君) はい、分かりました。そういったことを関係機関では協議をしているということでもありますけれども、その後の県を通じて国への、こういったサトウキビへの、こうやって自分たちがこうやって訴えている単価の向上については、国までは届いているんですか。

農林水産部長(山下仁司君) この要請活動についてはですね、毎年6月と12月、年2回ですが、奄美群島サトウキビ価格対策協議会で検討し、要請項目を基に構成団体や生産者代表約20名が参加をして、農林水産省、あと、県選出国會議員など個別陳情や要請を実施しております。

15番(奥輝人君) そういった要請、要望活動をしているにも関わらずですね、何らそういった対応とか改善が見られていないのが、ここ40年間続いていると思うんですよ。その改善策ね、っていうのが。国としても、やっぱりこうやって外国産からの輸入糖等も、輸入糖が入ってきますので、そういった法律とか制度とかあると思いますけれども、やはり、やっぱり奄美とか沖縄の方々については、やっぱりそうやってコストは上がっていく。しかし、単価はもう頭止まり。その中で、なぜこうやって上がっていかないのか。いつも、自分も、自分も何ですけれども、農家もやっぱりそこら辺りはなぜ上がらないのかという、そういった心配が思っています。それは、やっぱり法律に縛られているとか、制度に縛られているからとか、そういう答えは出ている、答えは聞くんだけど、そこ辺りを改善していかなければ、いくら、いつまで経ってもこれはもう平行状態だと思っておりますので、自分が言いたいのは、やっぱり生産者の農家の声ですよ、これがほとんど届いていないと私は思っているんですよ。自分もここでこうやって言って、言っていますけれども、この奄美市議会、あと県まで行くかな、そのあとの農政、国のほうへの、何かそこまで届いていないような、声が届いていないように感じています。市長やら、そういった農政部長やら、そういった関係機関の方々には農林水産部のほうに、新聞紙上等を見るんですけれども、陳情に行つて、こういった、書かれていますけれども、また、細かいことです

ね、農家の声ですよ、今、言っているようなことをやっぱり言わなければ、ただ上げて下さい、ただ上げて下さいだけでは、やっぱり通じていけないと思うんですよ。そこ辺りをちょっと私感じたものだから、今後はそこ辺りをもう少し徹底して、国のほうに農家の意見が反映されるように、そこ辺りを農林水産のほうに行ってもらいたいと思いますけれども、どうですか。

市長（朝山 毅君） 奥議員のおっしゃることは重々理解いたしております。それらのことを踏まえて、各種協議会等において要請活動をしてやっていることは、さっき申し上げたとおりであります。昭和47年、5,000円から約倍の1万2,500円上がった。あの当時は日本の生産性がずっと上がっていった時期でありました。1ドル360円の時代をほぼ超えた、その頃でした。政治の環境、立法府の環境も違った時代でありましたが、奄美においても生産者が船を貸し切って、東京で陳情して、デモンストレーションをして、というふうな活動も取った時期がありました。それからずっと上がってきて、2万円台になって、先ほど議員がおっしゃったように、生産者補償方式のような形になってきました。そういう中において、今、生産者にやる製糖会社が4,000円余りなんですよ。輸入課徴金、国内の甘味資源の農業をしっかりと保護農政、ある面においてはそうだと。やはり国内の生産業者、農家を守らなければいけないという国の国是の中において、やはり税金を取って、その税金で約1万6,000円交付されて、生産者に4,000円幾らと1万6,000円余りで、約2万2,000円というふうになっているのが実情です。従って、そういうコストプッシュで物価が上がる、労働賃金が上がる、資材が上がる、そういう生産環境の中において、国会議員においても、また、関係機関においても、十分そのことは分かっておりますが、全体で見ると日本の、これは間違っておいたら、また、もう一度調べますが、甘味資源の自給率は4~5パーセントのはずです。そういう中において、やはり沖縄、奄美、種子島含みますが、北海道のテンサイなどを含めて、それらの生産農家、そして、国内の生産者、そして、農業環境、国際社会におけるいろんな貿易体制のあれがありますね。そういう中において、非常に上げることについて、国において分かりながらも厳しいと。しかしながら、TPPなどにおいてもサトウキビは別だというふうなことで、一つの形を取ってもらっているところなんです。もう生産農家の御苦労と、高齢化している、そして、やっぱり機械化で導入によりコストがかかっている生産農家の皆さんの実情というのは、行政においても、立法府の皆さん方においてもよく理解はしていると思うんです。ただ、我々もその日常の思いをしっかりと届けていかなければいけないということも当然のことです。ですから、いろんな意味において、先ほども6項目のことを申し上げましたが、その中にはそれぞれ形を整えたものがあるんですね、生産基盤の確立とか農薬の補助とか、そしてまた、あらゆる面においてあることもありますが、生産農家の価格体系については、そういうふうなメカニズムと言いますか、実態があるというふうなことから、非常に厳しい環境にあるということも事実でございます。しかしながら、これだけ、ほとんどの農地はサトウキビが使っているんです。奄美市においても、540~550ヘクタールは、7割近くはサトウキビの耕作面積です。その中において、こういう生産性ではやはり農家の皆さんの所得が上がらないというふうなことも実態としてあるわけありますので、それらの実態を我々踏まえて、しっかり申し上げているつもりですが、そういう国際経済と言いますか、国際貿易と言いますか、そして、生産農家の実態と言いますか、農業の実態、農政の実情というふうなことから、そういうこともあるということではあります。しかし、それを何らかの形で踏破していかなければいけないのが、我々の立場でもありますので、今後ともその声は伝えながらいきたいと思っております。何もしていないということはないですが、そういうメカニズムがあるということをですね、ほかの農業だってそうだ。畜産にしても、畜産もいいんですが、いろんな国際の中における生産物と輸入物とのバランスの中において、いろんな農作物、1品1品についてTPPなどでは品目をこう設定しておりますが、そういう関税の実態とか、そういうのがあることも、一つ御理解いただきたいと思っておりますが、我々もやはり奄美農業の基幹であり、また、ほとんど6割、7割近くの農地を利用したサトウキビ産業でありますので、そのことを踏まえて、これからも努力をしていきたいと思っておりますので、どうか実

態ということだけは御理解いただければと思うところです。

15番（奥 輝人君） はい、よく分かりました。市長のその答弁、その回答の中にですね、やっぱり昭和の50年代に、やっぱり生産者とJAあまみとか、いろいろ関係機関が一体となってますね、有村チャーター便をチャーターして、国のほうに一応陳情した時に、2年後にもう2万円台に上がったという実績あります。そこら辺りをやっぱり考えれば、生産農家の声はまだまだ必要かなという思いがしておりますので、今後もそういった生産者の声をやっぱり国のほうに、やっぱりちゃんと伝えるためにも、農家の代表が行かなければいけないかなと思っております。そこら辺りで、これは基幹作物でありますので、これは鹿児島県の南西諸島、また、沖縄県まで含まれていますので、今後はですね、そういったその陳情団の中に沖縄県を含んで、やっぱり沖縄県の国会議員もいますし、そこら辺りとやっぱり連携しながらですね、取り組まなければいけないと思っておりますけれども、これ、質問に入っていますので、一応、沖縄県との連携など、どのように、今後、取り組んでいくのか、聞きたいと思っております、はい。

農林水産部長（山下仁司君） お答えします。現在、陳情要請による活動につきましては、先ほども答弁しましたとおり、奄美群島サトウキビ価格対策協議会を中心に実施しております。今後もこの陳情・要請活動を継続するとともに、昨年12月にも、12月に実施しておりますが、甘味資源特別措置法の対象となる鹿児島県、沖縄県、北海道が連携をして、広域的に継続して取り組むことも重要と考えております。

15番（奥 輝人君） 是非、取り組んでいただきたいと思っております。

それではですね、このもう③番目の、効果についてでありますけれども、昨年12月の定例会で、一応、これは天城町のほうなんですけれども、天城町の町長が、やっぱりこうやってキビの引き上げのために、その天城町においては署名活動をしていると。国へやっぱり2万4,500円の単価をやっぱりやっていただきたいという、そういった書面をしているのが天城町であります。そういった意味でですね、天城町は農家の声をちゃんと聞いて、こうやってもう天城町自体で取り組んでいこうと、その差額分について、約2万1,000円だから、約3,500円ぐらいは町が補助していこうかなと、そういう話まで聞かれていますけれども、奄美市としてそこら辺りの、市単独でのそういった助成とかができないのかを、ちょっと聞きたいと思っております、はい。

農林水産部長（山下仁司君） お答えします。サトウキビにつきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、奄美の基幹作物として地域を支える主要作物であり、生産者の栽培意欲の向上と併せ、栽培面積、生産量の増加が重要な課題となっております。お尋ねの市単独による助成につきましては、課題解決に向けてどのような方策がよいか、関係機関と連携し検討していきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。是非、関係機関と協議していただきたいと思っております。

それではですね、もう（3）番目のハーベスターの利用料金についてに移りたいと思っております。①の県や国からの回答についてですけれども、これは去年の9月議会ですね、9月議会でのこの件を取り上げたときの回答がですね、まだ県のほうにはその回答が上がってきていないという答弁でありました。その後、どのようになったのかを聞きたいと思っております。

農林水産部長（山下仁司君） 大島支庁農政普及課に確認しましたところ、現段階においても回答は届いていないとのことでした。

15番（奥 輝人君） 今でも届いていないっていうことは、これはどういうことなんでしょうか。一応、自分もですね、広域事務組合のほうにちょっと尋ねてみたんですけども、その内容がちょっと分かりましたけれども、部長のほうからちょっと説明していただきたいと思います。

農林水産部長（山下仁司君） それでは、お答えいたします。大島郡町村議長会に確認しましたところ、平成28年度までは議員大会の要望は県議会常任委員会で審議し処理しておりましたが、平成29年度以降については、「一律要望書として取り扱う」とのことで、各会派代表者会議で決定したとのことです。今回の陳情の取り扱いについても同様、平成30年7月10日付で県議会議長から大島郡町村会議長会宛に通知しております、「市町村議会等からの陳情の取り扱いについて」に示されているとおり、全議員に配布し、「現行の取り扱いとした」とのことですので、御理解をお願いしたいと思います。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。取り敢えず、私たちが行っている郡の市町村会の議員大会ですね、そこで上げられる陳情とか要望については、今、部長が言われたとおりの回答でありますけれども、それが平成29年度までは、こうやって各市町村、市町村長とか市町村議会議長にですね、回答があったわけですね。だけど、30年からそれがもう無くなったということでありまして、うん、それで、それをまた、再度復活してですね、やってもらいたいなという思いがしております。なぜならば、私たちがこうやって大会の中で陳情、要望したことについては、県の県議会議員がその場で答弁をしておりますけれども、それ以後、その答弁をしておりますけれども、それだけでは何か物足りないという気持ちもありますし、今まで出されていた陳情の中にですね、奄美市も結構出して、毎年出していますけれども、ちょっと資料ないんですけども、TPPの関係とかも出していました。平成29年には徳之島会場においてはですね、こういう議題もあったんですよ。サトウキビの販売価格、国の政策支援価格の引き上げ、基準糖度、基準糖度帯の引き下げについてという、そういった陳情もありました。その回答、回答ですらですね、もう平成30年に入った、入りましたので、何ら回答がありませんでした。それでですね、その回答を知るには、新聞紙上等でしか分からないんですよ。このサトウキビの販売価格や国の政策支援価格の引き上げについては、これはもう、本当何の情報もないです、これは。新聞紙上等でもなかったです。しかしながらですね、その当時は台風の影響で、その糖度帯が11度、10度になった時にあったもんだから、その件については、やっぱり新聞紙上等で国のセーフティネット基金で対応するということが掲載されていまして、それは分かりましたけれども、今までのちょっとまとめるんですけども、やはり各市町村から出ているそういった大会での陳情について、やっぱり各市町村への回答ですね、文書でもいいですので、そこ辺り復活とか改善できないのか、それ、要望できないのか、聞きたいと思います。

農林水産部長（山下仁司君） お答えしたいと思います。先ほどと同様の答弁にはなりますが、今後も県議会としての陳情の取り扱いについては、各会派への周知を図り、現行の取り扱いをしていくとのことです。御理解をお願いしたいと思います。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。それでは、県議会もやっぱりそうやって、もう回答はしないという方針を、今、示していましたので、そこ辺りはもう個人でもう本当、自分の思いで回答を取るしかないなと思っておりますので、そこ辺りは若干の県議会のほうも、やっぱり各市町村の議会でもうやった陳情があるのであれば、その回答ぐらいは出していただきたいというのが、思いがありますので、そこ辺りまた、また、要望していきたくて私は思っております。

それではですね、このハーベスター利用料金についてでありますけれども、現在ですね、ハーベスター利用料金ということで、昨年まではトン当たり5,800円の、5,300円ですね、5,300円

のトン当たりのハーベスター料金でありました。しかしながら、やっぱりコストが高くなってきたということで、ハーベスター組合からの要望があり、本年産からは200円のアップになっております。5,500円になりました。しかしながら、デトラッシャーというのがありますので、デトラッシャーも稼働していますので、その二つ合わせてデトラッシャーが500円ですので、6,000円の負担となるようになりました。やっぱりハーベスターが普及したことによってですね、やっぱり農家の、やっぱり手取り価格はぐーんと下がってしまいました。約6,000円がハーベスター代ということでありました。やっぱり機械化が進行していくってということは、農家の負担も軽減されるし、農家も大規模農家に対して、大規模経営するには、本当にこれは必要な事業でありますけれども、それに反比例するような感じですね、やっぱり単価が上がらないもんだから、やっぱりその経費、コストが高くなっていくという前例で、上は止まってコストだけ上がる、やっぱり収入がやっぱり半減されていくと、そういうことが、今、続いていますので、伊仙町、この件についても、伊仙町のほうではやっぱりハーベスター料金に対しての、やっぱり助成をしていかなければいけないという思いのことがですね、昨年12月議会の中で言われております。やはり自治体も身を切ってですね、ハーベスターの料金にちょっとでも助成をしなければいけないという、そういった旨を答弁していますので、この奄美市としてもですね、やっぱりハーベスターの稼働率が、今、97パーセント、97パーセント以上になっておりますので、そこから、どのような考えがあるのかをちょっと聞きたいと思えます。

農林水産部長（山下仁司君） ハーベスター料金の助成について、お答えしたいと思います。伊仙町が町単独でハーベスター料金へ助成し支援することについては伺ってはおりますが、内容については、今、確認をしているところでございます。本市の見解ということですが、本市としましては、毎年奄美市サトウキビ振興対策協議会を通して、病害虫対策として農薬への助成、土作り対策として堆肥や土壌改良資材への助成、管理作業の軽減を図る観点から、耕耘作業やプラソイラ等での作業への助成、また、除草対策として除草剤購入への助成、さらに、農業共済加入促進のための共済掛金への助成、また、ハーベスター組合のハーベスター修繕に対する助成など、多くの支援を行っているところでございます。今後も同協議会を通して継続して支援を行って参りたいと思えますので、御理解をお願いしたいと思います。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。奄美市単独と、あと県からの助成を取りながらですね、今、言われた助成も行っていることは、やっぱり農家にとってはこれは本当にありがたいということもあります。ただ、サトウキビ部会とか、総会とか、いろんなそういった振興大会の中では、やはりサトウキビの単価を上げていただきたいというのが、やっぱり農家の思いでありますので、そこ辺りも、ハーベスターでも料金の半額助成とかも出てきていますので、現在、出てきていますので、そこ辺りも、また、検討してもらえたらいいなと私は思っております。このハーベスターとか、やっぱりサトウキビに関しては、この島の基幹作物でありますので、これをどうにかやっぱり、今後、ずっと存続させるためにも、この単価が上がる、そして、キビ農家がこうやって魅力があって儲かる経営ですね、儲かる経営がなければ、やはりこれ存続していかないと思えますので、そこ辺り、そこ辺りがやっぱり一番ネックになっていると私は思っていますので、そこ辺りを、また、検証しながらですね、改善できるように取り組んでいただきたいと思えます。

それではですね、もう（4）番の反収向上対策についてであります。本当、先ほどから申し上げたように、もうハーベスターでの稼働率が97パーセントを超えております。そういった形で、ハーベスターに稼働することによって、反収が本当に落ち込んでいると。この奄美市の笠利地区では、もう本当、落ち込んでいます。その理由としては、やっぱりそのハーベスターの小型化になった、小型化になりましたけれども、枕地をやっぱりあれしたり、ターンをしたり、Uターンするときに、やっぱりそういった株を、やっぱりこうやって踏みつけたりして、やっぱりその、その時、その場所場所だけが

こうやって目揃いが悪いというのがありますので、そこ辺り、反収向上の対策についてでありますけれども、特にそういったハーベスターが入ったほ場に対しての、今後の反収の低いほ場への対策ですね、そこ辺り、今、どのように考えているのかを伺いたいと思います。

農林水産部長（山下仁司君） それでは、お答えいたします。株出し後の欠株対策ということだと思えますが、農談会・大島本島サトウキビ生産振興大会などにおいて、反収向上対策の一環として、収穫後の欠株に対する苗による補植の推進を、現在、図っているところでございます。その対策としまして、本年度より奄美市サトウキビ振興対策協議会において、補植用の苗として一芽苗約2万5,000本準備し、希望農家へ無償で配布を計画しております。以上です。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。今の一芽苗ということで、ポット苗を、今、富国製糖のほうで、一応、今、作っております。それを無料配付をするということで、欠株、1株、2株の欠株を無くそうということで、今、取り組んでいますので、そこら辺りを、やっぱり農家の方に、やっぱり普及させていかなければいけないと思っておりますので、農家への周知などお願いしたいと思います。それとですね、来年度に向けてなんですけれども、もうハーベスター組合からの要望で、やっぱり反収が3トン以下のほ場ですね、それを目視して、見てですね、この畑はもう3トン以下であれば、もうハーベスター料金は1万円に上げますよというのが、もう確定、決定されていますので、1万円になったらとつくにもう農家さんは、手取りはもう0になりますので、そこら辺りを徹底していかなければ、サトウキビのやっぱり反収向上にはつながらないと思っておりますので、そこら辺りも踏まえてですね、やっぱり周知徹底をさせていただきたいと思っております。

それではですね、次にですね、もう（5）番目のこの新規就農者、担い手の育成についてであります。やはり、今、一番問題になっているのが、午前中の答弁でもあったようにですね、部長からの答弁があったようにですね、やっぱり新規就農者、担い手の確保だと思います。これ、特に、今、サトウキビに関して言いますが、本当サトウキビだけじゃなくて農業関係においてもですね、やっぱり新規就農、後継者、担い手ですね、その育成が図られなければですね、やっぱり農業の振興にはつながらないと思っておりますので、まずですね、私、これ、今、サトウキビの件を言っていますので、この新規就農者とか、やっぱり担い手農家が育成されるためには、やはりどのような課題が今まであって、これを改善するにはどのような対策をしてきたのかをちょっと聞きたいと思っております。

農林水産部長（山下仁司君） お答えします。サトウキビにおける生産農家の育成が進まない課題としては、まず株出し中心とした作型が多く、そのことが低反収の原因になり、ほ場面積の拡大や集積に困難をきたし、生産額の向上が図れないことや、また、作型を春植えや夏植えの新植に移行するにしても、重労働となるため、なかなか改植が進まないことなどが、生産農家の育成が進まない一つの原因であると考えております。これらの課題を解決する一つとして、機械化等により植付から収穫までの一連の作業が円滑に進むことが可能となれば、後継者、新規農家を含め、生産戸数も増えていくことが期待できるものと考えております。

15番（奥 輝人君） やはり新規就農者とかの担い手がやっぱり育たないっていうのは、やっぱりやりたいんだけど、やっぱり収入が少ないというのが一番の原因なんですよ、これが、本当、今の現状では。やりたいんだけど、収入が少ない。家計が、家計がやりくりできないということで、前も私、質問の中で言ったんですけども、やっぱりサトウキビだけでは、やっぱり生活できないのであれば、やっぱり複合経営をなささいという、そういったことも前回の質問でも言ったことあると思っておりますけれども、やはりこのサトウキビをこうやって軌道に乗せるためにはですね、やっぱり複合経営をしながらしなければ、ちょっと難しいのかなという思いがしています。今の奄美市のですね、このサトウキ

ビの農家戸数についてですけれども、この手元に資料がありますけれども、その中で、やっぱり50アールから70アール、100アールまでの間の方がやっぱり生産農家は多いです。やっぱりその以上になれば、もう200アールとかなれば、だんだんもう農家数も減っていきますけれども、やっぱり高齢、高齢化が進んでいます。65歳以上がもう約80パーセントぐらいになっております。65歳以上の方が。それも、もう100アール以下。その土地をどのようにこう効率化していくってなれば、やっぱり大規模農家が、今、流動化しながら借りているんですよ。借りながら、どうにかサトウキビを作っていくという農家も意欲的に出てきております。実際に節田のほうでは、もう1,500トン農家が来年また出ます。今年までは1,300トンでありましたけれども、来年度からもう1,500トンに到達するような規模農家が出てきました。その方々はもう2,000トンでも作るということで、大型機械をばんばん導入して、国の助成を取りながら、もうその方々はやっぱりもう軌道に乗っていますので、いくらでも出来ると私は思っておりますので、そこら辺りは本当、心強いな、心強いと思っております。ただ、その中でですね、やっぱり新規就農者が、やっぱり育たない。後継者とかもいるんですけれども、やっぱり専門的にサトウキビを作っていないんですよ、やっぱり。土方に行ったり、病院で働いたりとか、仕事をするのが土曜日と日曜日とか、仕事が終わったあとに手入れをするとか、そういった農家が多い、兼業農家が多い。やっぱりそういった方々、兼業農家をやっぱり専業農家に、やっぱりこうやって持つて行くためには、やっぱりサトウキビのやっぱりこういった収入源が確保できなければいけないのかなっていう、もう皆さんも思っていると思いますけれども、そこ辺りを改善しなければ、なかなかいかないのかなと私は思っておりますので、今後についてですけれども、やはりサトウキビを守っていくためには、新規就農者、あと担い手、後継者ですね、そこ辺りを育成していく方法をですね、取り組んでいただきたいと思っております。この前の新聞でも、朝山毅市長がですね、やっぱり奄美の農業にはやっぱり後継者の育成とか、新規の担い手の育成とかの、これを掲げなければ農業の発展はないという、そういった文言の記事も見ましたし、そこ辺りを徹底して取り組んでもらいたいなと私は思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。それではですね、もう1点がですね、この農業次世代人材投資資金の活用についてでありますけれども、この件については、平成24年から始まっている青年就農給付金の継続的なものでありますけれども、この中に年間150万円がこうやって国から助成されますけれども、後継者だけがですね、対象にならないと、後継者が対象になるためには、棟を、棟を別にしなければいけないということになっております。やっぱり後継者っていうのは、やっぱりその農家の倅ということで、その財産もあるし、その機械もあるということで、それは除外されていますけれども、この奄美ではそういったことは関係ないのかなと私は思っておりますので、このやっぱり地理的特異性からしてですね、奄美ではやっぱりこの後継者にもこういった事業を、やっぱり適応、対象にさせなければ、後継者の育成も厳しいのかと思っておりますけれども、そこ辺り、国への要望等、どのように考えているのか。私は思いはやっぱり後継者にもこの対象になれるように取り計らっていただきたいというのが、思いがありますので、そこ辺り、部長、どういう見解ですか。

農林水産部長（山下仁司君） お答えします。農業次世代人材投資資金、先ほど議員がおっしゃったとおり、旧青年就農給付金でございますが、当初は後継者は対象ではないということだったんですが、農業人材投資資金、これに関しては後継者も事業対象に含まれております。ただ、要件がございまして、農業に従事してから5年以内に親のほうから経営を継承して、給付期間中に現在行っている、サトウキビであればサトウキビと別に、新たな品目を導入をして取り組みを行うと。あと、また、農地や資金を独自に調達するなどの条件が必要となっております。

15番（奥 輝人君） 部長、今のは分かりました。取り敢えずですね、要件を緩和していただきたいというのが私の思いですので、要件の緩和ですよ。やっぱり奄美っていうのはこうした地域性があるということで、やっぱり特例でもいいですので、そういったこと、緩和していただきたいというのがあり

ますので、そこ辺りを要望していただきたいなど、検討していただきたいということです。倅はいるんですよ、倅はいっぱい。だけど、貰えないもんだから、その後継者ということで、それがネックになっているんで、ネックに。それで貰えないということで、もう自分は後継者としては、やっぱり向かないということで、離農する方も1人いました、1人いますので、そこ辺りも、なぜ新規就農者とか担い手にはいくのに、なんで後継者だから私には貰えないのっていう方の意見もありましたので、そこ辺りなんですよ、要件を緩和ですよ、そこは。部長、要件の緩和ができるようにですね、あと2週間しかないと思いますけれども、お願いしますよ、部長、最後の、はい。そういうことで、このサトウキビについてはですね、これで一応時間も差し迫っていますので、終わりたいと思います。

それではですね、大きな2番の豚コレラ対策についてであります。(1)本市の対応についてであります。この豚コレラについてはですね、今年の、本年ですね、1月から2月の中旬にかけてですね、沖縄県のほうで発生をした、発生しております。危機的状況となり、農家、豚農家はですね、もう殺処分をしなければならない状況になりました。約9,000頭が殺処分されています。そういったことを考えてですね、この奄美でもですね、今後は島豚、黒豚ですね、それが、今後、拡大していくと思いますので、その豚コレラ対策についての予防対策、どのような取り組みをしてきたのかを聞きたいと思います。

農林水産部長(山下仁司君) それでは、豚コレラについてお答えします。まず豚コレラという名称ですが、ヒトの疫病であるコレラを連想させるという意見などにより、現在、国内においてはCSFの名称が用いられていますので、CSFでお答えしたいと思います。CSF発生に伴う本市の対応としましては、家畜保健所など関係機関と連携をして、養豚農家に対し沖縄県の発生状況を周知するとともに、農場への出入りの際の洗浄や消毒の徹底、肉を含む飼料の取り扱い、野生動物の侵入防止などといった飼養衛生管理基準の順守や、防疫対策の徹底を啓発、指導してきたところでございます。併せて、養豚農家に対し、国・県の事業を活用したイノシシ侵入防護柵の設置を行っているところでございます。また、県としましては、全ての養豚農家に聞き取りを行い、異常がないことを確認したほか、一部農場においては、豚の採血をしてCSFの抗体検査の実施や、水際対策として名瀬港及び奄美空港で靴底の消毒や沖縄からの畜産関係車両の消毒等を行っているところでございます。以上です。

15番(奥輝人君) はい、分かりました。そういう対応をしているということで、今、この奄美ではそういった豚コレラに対するこういった感染とかは出ていないですよ。出ていないですね、はい、分かりました。

それではですね、その感染のリスクについてですけども、やっぱり沖縄のほうに自分も1月に行って、ちょっと調査してきたんですけども、そのときはやっぱり野生のイノシシからの感染が高いということがありましたけれども、その後の調査において、調査では野生のイノシシではなくてですね、やっぱり本土から感染した肉、豚肉が入って、沖縄に入ってきて、その豚肉の残飯ですね、残飯の中にこの感染症が、この豚コレラの菌が入っていて、それが、それを食べた豚がやっぱりこうやって感染したということが、何か高くなってきたという話を聞きました。そこ辺り、残飯、残飯を食べるっていうことは、やっぱり70度以上のやっぱり熱処理をしなければいけないということもありますので、そこ辺り、奄美市での取り組みですね、やっぱり残飯での、残飯が、今、やはり主流で豚も飼われていると思うんですよ。そこ辺りの対策等について、聞きたいと思います。

農林水産部長(山下仁司君) お答えします。議員が御承知のとおり、CSFの感染源として肉を含む飼料からのウイルス侵入も考えられます。そこで、養豚農家に対して、飼料に肉を含み、また、含む可能性があるときは、予め摂氏70度で30分間以上、または、摂氏80度で30分間以上の加熱処理を徹底するよう指導しているところでございます。また現在、飼料衛生管理基準を見直す手続

き等が進められております。今後は攪拌しながら摂氏90度以上で60分間以上の加熱処理を適切に行う指導をしております。以上です。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。そういった指導をしながらですね、是非、感染がここに入らないようにですね、お願いをしたいと思います。

それではもう、関連でありますけれども、このイノシシ対策についてでありますけれども、関連ですので、このイノシシの笠利地区においての、笠利地区においてですけれども、午前中には住用と名瀬のほう、ちょっと聞きましたので、笠利地区でどのような状況なのかを聞きたいと思います。

農林水産部長（山下仁司君） それでは、笠利地区におけるイノシシについて、お答えいたします。笠利地区におけるイノシシ被害やイノシシの目撃情報については、これまで12件ございました。内訳としましては、屋仁集落が2件、打田原集落の鯨浜地区が3件、手花部集落が4件、用安集落が3件となっております。被害の状況につきましては、サツマイモ、サトイモ、タイモの被害があり、最近ではサトウキビでの被害が若干確認されている状況です。そのため、サトウキビへの被害防止対策として、現在、用安集落に箱罾を設置しております。さらに、サトウキビ被害がありました手花部集落などにも、近々箱罾を設置する予定でございます。

15番（奥 輝人君） やっぱり笠利地区にも、やっぱり目撃情報等、やっぱり入っているということの情報がありますので、そこ辺り、イノシシが入ってきたらですね、やっぱりサトウキビの、これ、被害が拡大しますので、是非、そのイノシシ対策、駆除対策など徹底していただきたいと要望しておきます。

それではですね、もう最後になりますけれども、もうおがみ山バイパストンネルについて聞きたいと思います。（1）番の現在の進捗状況についてであります。このおがみ山バイパスについてはですね、平成18年度に、18年にですね、合併したときに、私たちは当時の建設部からですね、このおがみ山バイパストンネルと、あと末広・港土地区画整理事業、あとマリントウン事業については、3本の事業は一体感を、一体感を持って取り組んで行くということが説明されていまして。しかし、平成21年に国の民主党政権に変わって、コンクリートから人へ変わったときぐらいにですね、凍結になりました。その凍結したあと、後はずっと凍結でありましたけれども、今年の鹿児島県の予算の中に、当初予算の中に、約66億円ですかね、このおがみ山バイパスの予算が計上されております。計上されたってということは、やっぱり再開、復活、見通しがついたのかなと思いがしていますけれども、その平成21年までのその進捗状況、現在までの進捗状況ですね、どのようになっているのかを聞きたいと思います。

建設部長（橋口義仁君） それでは、おがみ山バイパスの事業主体でございます県に確認したところ、用地につきましては、概ね8割の取得を完了しているということでした。全体の進捗につきましては、現在、補償費の再算定並びに設計の見直し等を行っているとのことであり、進捗率については示せませんということでした。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。このおがみ山の件についてはですね、この前回っていうか、先月に行われたその議会報告会の中でもですね、やっぱり市民からこうやって、住民からこうやって、おがみ山の件についての質問やら要望とかありましたけれども、私は推進するほうでありますけれども、これ県が主体であります、ありますということで、進捗率はまだ申し上げていないんですけれども、それじゃ今の現在の、こうやって、先ほど用地買収で8割とか、土地の用地8割と言っていましたけれども、合意形成ですね、そのあと2割の方との合意形成とか、そこ辺りのどのように取り組んで行

くのかを聞きたいと思います。

建設部長（橋口義仁君） 県に確認しております。地権者等への交渉につきましては、来年度より行うとの予定で取り組んでおります。引き続き、県のほうから奄美市の協力のもと、事業について理解が得られるよう、取り組んでいきたいということでもあります。

15番（奥 輝人君） 分かりました。一応、地権者の同意や、まだ、反対者への理解ですね。あと地権者が何名いるのか、そこ辺りも確認しながらですね、やはりこの事業を前に前にですよ、進めていただきたいと思います。

それじゃ、（2）番目の今後の取り組みについてでありますけれども、総事業費はどのぐらいかかっていくのか。完成年度が分かればですね、ちょっとお示ししていただきたいと思います。

建設部長（橋口義仁君） 総事業費につきましては、約140億円を予定しているということですが、現在、補償費の再算定並びに設計の見直し等を行っているところでございます。なお、完成年度につきましては、未だ用地取得の段階でございますので、現時点では示せないということで、早期供用開始に向けて、市といたしましても鹿児島県と協力して推進してまいりたいと考えております。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。県がそうやって完成年度とか示されないっていう、そういう計画はあるのにも関わらず、こうやって示されないの、なぜなんですか。

建設部長（橋口義仁君） 今からですね、用地交渉に入るということで、140億円という形を取っておりますが、その用地交渉、その他、設計の再算定、そういった中で、また、膨れ上がる場合もございますので、用地取得に関しても延びていく可能性もございますので、現在、完成年度は、来年度、再来年度なってくれば、ある程度のものは見通しがついてくるかと思っておりますので、その時まですいませんが県の発表を待っていただきたいと思っております。

15番（奥 輝人君） 分かりました。はい、よく理解できました。この件については、やはり一刻も早くですね、やっぱり完成をして、古見本通りのやっぱり車の渋滞ですよ。そこ辺りをやっぱり解消するためには、私としてはおがみ山バイパスはやっぱり必要性が高いと思いますので、一刻も早く完成できるように、県と連携をしながら、建設部長、頑張ってくださいと思います。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で、自由民主党 奥 輝人君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

3月9日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後3時45分）

第 1 回 定 例 会

令和 2 年 3 月 9 日

(第 5 日 目)

3月9日(5日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
7 番	安 田 壮 平 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
12 番	林 山 克 巳 君	13 番	西 公 郎 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	奥 輝 人 君
16 番	川 口 幸 義 君	17 番	伊 東 隆 吉 君
18 番	元 野 景 一 君	19 番	与 勝 広 君
20 番	竹 山 耕 平 君	21 番	橋 口 和 仁 君
22 番	多 田 義 一 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

11 番 松 山 さ お り 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務長	手 蓑 利 文 君
笠利総合支所事務長	高 一 也 君	総 務 部 長	前 田 和 男 君
総 務 課 長	三 原 裕 樹 君	企 画 調 整 課 長	山 下 能 久 君
財 政 課 長	國 分 正 大 君	プロジェクト推進課長	平 田 宏 尚 君
市 民 部 長	満 永 亮 一 君	環 境 対 策 課 長	平 田 博 行 君
保 健 福 祉 部 長	奥 田 敏 文 君	福 祉 政 策 課 長	石 神 康 郎 君
健 康 増 進 課 長	徳 永 明 子 君	高 齢 者 福 祉 課 長	永 田 孝 一 君
商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君	商 工 情 報 課 長	麻 井 庄 二 君
紬 観 光 課 長	島 袋 修 君	農 林 水 産 部 長	山 下 仁 司 君
農 林 水 産 課 長	栄 広 久 君	土 地 対 策 課 長	前 島 有 為 生 君

3月9日(5日目)

農林水産課長 (笠利)	丸田 宗八郎 君	農林水産課技術 調整監 (笠利)	平 井 東 君
建設部長	橋口 義仁 君	都市整備課長	竹元 康晴 君
土木課長	保浦 正博 君	建設部参事	平山 光二 君
上下水道部長	藤山 浩俊 君	下水道課長	里 嘉郎 君
水道課長	吉 郁也 君	教育部長	福長 敏文 君
学校教育課長	元 野 弘 君	文化財政策調整 監兼文化財課長	久 伸 博 君
地域教育課長 (住用)	久保 英光 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	前田 賢一郎 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	向 井 渉 君
主幹兼議事係長	伊集院 正 君	議事係主査	堀 健太郎 君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は、21人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（与 勝広君） 市長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

市長（朝山 毅君） 議会の最中ではありますが、議長はじめ、議員の皆様の御理解をいただいて報告をさせていただきたいと思っております。既に、報道もなされているところではありますが、一昨日の3月7日未明に笠利町和野の市道において本市職員が死亡する事故が発生いたしました。多くの皆様に御心配と御迷惑をおかけいたしましたことに対し心よりお詫び申し上げ、また、御本人の御冥福をお祈りいたしたいと思っております。若い将来のある職員でありましたので、貴重な人材を失ったという、大変残念な思いでいっぱいであります。二度とこのようなことが起きることがないように、職員の交通安全を徹底してまいりたいと存じますので、これからも御指導よろしくお願ひ申し上げます。私も職員一丸となって、交通安全その他綱紀肅正に徹底してまいることをお誓ひ申し上げ、御報告とさせていただきたいと思っております。

議長（与 勝広君） お亡くなりになりました職員に対し、御冥福を祈り、黙祷を捧げたいと思っております。

全員、御起立をお願いいたします。

黙祷。

（起立、黙祷）

はい、お直りください。ありがとうございました。

御着席をお願いいたします。

（着席）

○

議長（与 勝広君） 日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては極力避けられますよう、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう時間配分をよろしくお願ひいたします。更に、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますよう、あらかじめお願ひをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、自民党奄美 竹山耕平君の発言を許可いたします。

20番（竹山耕平君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。会派自民党奄美の竹山耕平でございます。まずは、ただいま市長からございましたように、若い職員朝君の御冥福を心からお祈りをいたします。そして、新型コロナウイルスによる感染拡大が世界的に猛威を振るう中、毎日のその状況の変化は想定をはるかに超える事態となっております。感染防止と予防対策等の対応は、国の指針と様々な特別な措置が図られていく中で、国・県並びに地方自治体や公共団体、更には民間企業の皆様へも今後についてもあらゆる御協力と御判断を求められていくことが考えられております。一刻も早く終息を迎えてほしいと、心から願うばかりでございます。

今回の個人質問では、後ほど教育行政について質問をさせていただきますが、質問通告後に国からの臨時休校の要請に伴う県、そして本市の今回の決定動向となりましたので、その点について触れたいと思っております。

このような時代ではございますが、奄美についての話題については、特に今年は世界自然遺産登録の

実現に、また、国民体育大会開催の成功を期待をはじめ、経済対策、まちづくりへの推進が着々と図られております。更なる官民が一体となる協働のまちづくりへと、また、明るい話題として大きく期待をするものでございます。

そして最後に、今年度3月をもって定年退職を迎える職員の皆様に対し、長年にわたる労をねぎらうとともに、今後も一市民として市政発展に改めて御尽力いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、通告に従い、個人質問を行いたいと思います。

最初の質問は、さあ、いよいよだと期待を願う世界自然遺産についてでございます。今年夏頃の吉報を待つ世界自然遺産の登録の実現であります。時期が迫ってきたということでもありますので、今回も質問を行いたいと思います。これまでの努力、そして取組については十分に理解を示すものであります。また、その2018年5月のIUCNからの登録延期勧告後の改善点もそうですが、これまでの各種政策、施策、官民との連携、その他への取組についても、まずは登録の実現が世界自然遺産候補地としてのスタートラインに立つということと同時に、遺産候補地としてのある意味覚悟を持つことが重要となってくると思います。そのようなことから、これまでの総括という形を、意味を込めた御見解について、答弁をお願いしたいと思います。次の質問から発言席にて行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 改めて、おはようございます。それでは、早速竹山議員に総括的な形で御答弁させていただきます。

まず、世界自然遺産登録に向けては、奄美大島5市町村において連携をいたしまして、希少種保護、外来種対策、観光管理、普及啓発活動など、多くの取組を行っているところであります。

まず、希少種保護については、希少種の盗掘・盗採対策として、希少種保護パトロールを実施いたしております。更に、今年度中にはセンサーカメラを設置することといたしております。加えて、奄美群島希少野生生物保護対策協議会において啓発チラシやカードの配布、盗採防止キャンペーンなどを行いまして、地元住民や観光客等への普及啓発を行っているところであります。

また、外来種対策につきましては、平成30年7月から奄美ノネコセンターの運用が開始され、ノネコ対策が本格的に始まりました。また、外来植物の駆除を世界自然遺産推進共同体などと各種団体や地域住民と連携をいたしまして、今取り組んでいるところであります。

観光管理につきましては、世界自然遺産推薦区域の中でも、近年利用者が増加しているエリアである金作原の利用について、利用ルールの試行を国・県、民間事業者などの協力をいただきながら、昨年2月より実施いたしているところであります。

最後に普及啓発につきましては、世界遺産学習漫画を作成いたしまして、小・中・高校生への全児童・生徒への配布を行ったところでございます。

また、次世代を担う子どもたちを対象とした奄美大島子ども自然遺産講座の実施、普及啓発のぼり旗の作成、ポスターの掲示や各種イベント・シンポジウムでの連携・出展などの取組を行っているところであります。

なお、これら希少種保護、外来種対策、観光管理、普及啓発活動などの取組は、世界自然遺産登録後も世界遺産としての価値を維持するため、継続して取り組むべき課題だと認識しているところでございます。市といたしましても、世界自然遺産登録の実現、そして登録後もこの奄美大島の自然環境が次世代にわたって受け継がれるよう、これまで同様、希少種保護及び外来種対策などの取組について、国・県、関係機関、地元5市町村ともに連携をして対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

20番（竹山耕平君） はい、分かりやすい答弁でございました。今、ございましたように、普及啓発、更には各種施策、政策を含めて、今対応をこれまで取ってきたという総括を受けて、さあ、いよいよだというふうな吉報を待つ、期待をするところでございますが、今、これまでの取組、更にはその普及啓発活動に少し答えていただきたいと思いますが、その普及啓発、更には、これまでの政策、施策に対しての取組に対して、市民のこの啓発、その、何ですかね、意識と申しますか、そういう捉え方について、どのように受け止めていらっしゃるでしょうか。また、更にはそういう、これまでも理解度と認識度、自然遺産になる候補地として市民の方々が御存知なのか、また、奄美大島の本島の方々が御存知なのか、それはほぼこれまでも質問をしておりますが、100パーセントの方が、ほぼ100パーセントの方が奄美という地域に対しての、その自然遺産候補地としての理解はあると思います。しかし、なぜ自然遺産候補地として世界にこの奄美という地域を残さなければ、今、市長がおっしゃったように次世代へつなげる、そういうものが必要なのかという認識、子どもたちへの講座とか、あとはその地域住民の方々への、その啓発活動も含めてですが、そこをどのように捉えていらっしゃるでしょうか。その点について、ちょっと触れていただきたいなと思います。

総務部長（前田和男君） 市民への、市民の反応を含めた御質問だと思いますが、過去、一昨年ですかね、自然遺産登録延期という、あそこをきっかけに市民の方々の反応も非常に興味が高くなったというか、自然遺産登録というものに対する考え方が大きく変わった、一種の転機になったとも感じているところです。そこを境に、やはり街中でも自然遺産という言葉が、結構聞かれるようになったのではないかというふうに感じているところです。

また、それ以前からやっちはいるんですが、小学生、中学生、高校生を含めた学校の中での取組も、より一層しっかりとした対応をしていただいて、子どもたちの中にも自然遺産というものに対する考え方がかなり浸透してきているのではないかという評価をいたしているところです。

20番（竹山耕平君） はい、ありがとうございます。まさに、今、部長がおっしゃったようなことと、私も同感をしているところでございます。更にはですね、やはりこれを機にと申しますか、以前、ごみのポイ捨て条例等も関連した、そういった取組の一つだと思いますので、是非ですね、今後もコアと申しますか、この国立公園、国立公園をはじめですね、やはり、街中と申しますか、それにふさわしい候補地としての在り方について、今後もやっぱり取り組んで、一緒に取り組んでいくべきものだというふう感じておりますので、よろしくお願ひします。

更にはですね、先日、新聞報道でも少しございましたが、この6月頃、6月から7月にかけて中国で行われる世界遺産委員会ということでもあります。その開催時期について、今のコロナウイルスの関係で、今、世界が揺れておりますが、その世界遺産委員会の開催時期と申しますか、その辺の情報を何か持っているのでしょうか。

総務部長（前田和男君） 現時点で環境省のほうから世界自然委員会の日程についての変更とか、そういう情報はまだいただいているところではございません。

20番（竹山耕平君） はい、ありがとうございます。ということで、このまま先ほども申しましたが、もう終息を迎えてほしいと。そして、この6月から7月にかけてのこの世界遺産候補地として登録されることを切に願うばかりでございます。よろしくお願ひいたします。

それではですね、次の質問に移りたいと思います。次に、環境省主管の奄美マングースバスターズの取組及び実績と成果並びにこの評価、評価をどのようにこの奄美市として捉えているのか。この世界自然遺産を目指し、これまでも中核都市として統一した本島内の条例の制定をはじめ、各種政策、施策の推進の旗振り役として、この奄美市が尽力を尽くしてきたというふうには理解しております。この

他町村をけん引して来られた立場としても含めてですね、この御見解をお示し願いたいと思います。

総務部長（前田和男君） お答えいたします。奄美大島のフィリマングースにつきましては、昭和54年にハブやクマネズミの駆除を目的に奄美市名瀬で約30匹が放たれ、急速に分布域を拡大し、平成12年頃には約1万頭が生息していたとされております。ハブやクマネズミの駆除を目的に放たれたマングースですが、その効果は思うように得られず、アマミノクロウサギなどの奄美大島固有の希少種がマングースによって捕食されているということが明らかになりました。そのため、奄美大島に生息するアマミノクロウサギなどの希少種を含む、奄美大島固有の生態系を保全することを目的に、環境省において駆除事業が平成12年度より開始され、平成17年度には奄美マングースバスターズが結成され、外来生物法に基づく防除事業を実施しております。これまでに約3万2,000頭のマングースが捕獲され、直近の捕獲頭数は平成30年度は1頭、令和元年度につきましては昨年11月末時点で0頭となっております。平成4年度までに奄美大島からの完全排除を目指して取組が進められているところです。なお、取組の成果としては、マングースの減少と合わせアマミノクロウサギなどの希少種の分布域の回復が見られており、奄美マングースバスターズは奄美固有の生態系の回復に大きく貢献していると考えております。マングース防除事業終了後の外来種バスターズ、失礼しました。それと評価についてですが、IUCNの調査等においても、このマングースの駆除事業は非常に評価されており、世界的に見ても初めてのケースになるんじゃないかと、このことを強く進めていただいて、その手段をまた広めていただきたいという評価もいただいたところでございます。

20番（竹山耕平君） もうそのとおりだと思います。そこでですね、今、その啓発活動、先日の新聞等でもですね、子どもたちへのハンドブック、そういったものを市民の皆さんの全戸に配布をするというように、この啓発活動も含めて、この取組というものは、やはり奄美市としても各種施策を含めて、国としてこの奄美という地域を、やはり守っていく、そして次世代につなげていくという、国の強い意志も含めた政策であるというふうに思っております。

今ございましたように、やはり、マングースがかなり減ってきていると。以前、国のほうでもですね、マングースのこの取組については是非の判断等も委ねられるような場面もありました。しかし、奄美という地域で絶対に必要だというようなところから、この政策は、この活動は続けて、今も続けられている賜物であるというふうに思っております。

今あったように、このマングースが減少する中、そして令和4年度にはゼロを目指すということで、その4年度をめどにいろいろな形が今後出てくると思います。それで、今の部長の答弁、この御見解を踏まえてお伺いをいたしたいと思います。

遺産登録されたとして、このマングースバスターズの皆様のこれまでのその専門的な知識や活動、ノウハウを生かした、この現場や、この教育活動は、誰もが周知をしているところでございます。奄美市をはじめ、各自治体との積極的な連携・協力を今後もお願いしたいというふうなところからですね、環境省直轄という立場からの、やはり市の今までの取組、施策等を含めて、国からの直轄のこの政策、活動を続けていく、予算を含めて続けていく、更には、今、奄美市が一生懸命頑張っているこのノネコ対策、マングースバスターズの方々もそのノネコの箱罠だとか、定点カメラだとか、いろいろな活動はしておるんですが、やはり、この奄美市と連携した、連携しているというのはもう十分に周知しております。しかし、このノネコ、あとは奄美市でやっているノヤギやノイヌですね、そういったことについても、やはりこの奄美マングースバスターズの方々との協力を、今後もどうか生かされないかというふうなところからですね、やはりこれは継続的に、また一度、マングースの場合は一度、もし全滅したら、その後、復活、マングースの復活というのはなかなか考えられないと思いますが、やはり、そういうノネコだとか、やはりノヤギだとか、いろんなその外来種対策につきましては、今後も継続的に、永続的に取組を、活動を続けていかないと、減少と申しますか、絶滅には至らないというふうなところか

ら、やはりこのマングースバスターズをですね、外来種対策バスターズとしてですね、今後も活用しては、活動ができるような取組として、やはり奄美市としてお願いすることも大事だというふうなところからですね、先ほども申しましたがスタートラインに立つために、今、頑張っています。スタートラインに立った、もし立つことができたならば、その後、やはり遺産候補地として、遺産地として、今後の確保は重要だというふうに考えておりますので、そのようなところから、思いからですね、質問をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

総務部長（前田和男君） 御質問にございましたマングース防除事業後の外来種バスターズへの位置付け等につきましては、まずはマングースバスターズの所管元である環境省の動向を注視してまいりたいと考えております。その上で、今後とも奄美大島固有の生態系を守るため、国・県・市町村等、関係機関と連携し、議員御提案の事案も含め、取組を進めてまいりたいと思います。御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

20番（竹山耕平君） やはりですね、今、これまでの取組のように、やはり、やっぱり政策、それぞれの管轄というものがございますので、奄美市でのやはり予算を持った政策の在り方、更には、環境省の所管のある中での予算の位置付けとして、やはり活動する奄美マングースバスターズの活動というのは、やはりその縦割り行政と申しますか、そういったところで少しの、連携は取れていると思いますが、少しの壁がやはりあると思います。その壁をですね、もう無しにして、一緒になって奄美市のやりたい取組も、環境省もやっぱり理解していると思いますので、そういったところを今後も続けていけるような、取組として、今、部長が答弁でもおっしゃったように、やはりそういう取組を申し上げていきたいと、そういったことも環境省に伝えていくということが分かりましたので、是非お願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。改正奄振法の取組についてお伺いをいたします。

昨年もこの同時期に質問をいたしました。その当時は改正点について、今後、国・県との最終的な調整がまだ残されているというふうな、今後、更に詰めていきたい。そのような答弁であったと思います。実際には、今年度途中からの活用と、スタートというふうになりました。この初年度を通しての実績等について、今回の補正予算でもありましたこの減額、補助事業の280万9,000円、そして加工分についての減額1,159万円、更には原材料分の162万1,000円等がございました。その説明についてはお伺いしたところでございます。今回の改正奄振法、特にこの奄美振興交付金を活用した輸送コスト補助金対象品目の増や拡充、航路・航空路運賃軽減事業、この準島民への追加活用、今年度は120件の申請があったというふうな新たな、含めてですね、この改正ポイントについて、その実績と検証、また、各業界、これは業界の皆様方の、特に特殊品目の増、拡充への取組については、やはり、各業界との連携協力が行われなければいけない。この事業実施へのその業界へのサポート、適正なサポート体制等も含めたこの取組についてお示しをお願いしたいと思います。

併せて、その②の次の質問も関連しますので、一括して質問をさせていただきたいと思います。この交付金制度の拡充により、国と地元自治体、民間が連携した体制の構築が新たに盛り込まれたとありましたが、この成長戦略推進会議の取組についても触れていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

商工観光部長（武下義広君） それではお答えいたします。聴き取りの中で、輸送コスト事業の加工品と原材料について伺いたいということでございましたので、輸送コスト支援事業について主に答弁させていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議員御質問の拡充された加工品における品目ごとの当初の見込み、並びに現状分析、課題と今後の方針でございますが、まず、黒糖焼酎につきましては、当初、市内事業所5社中2社による活用を想定し

しており、実績においては若干の減少は見られるものの、生産振興計画に沿った移出がなされているものと認識しております。しかしながら、市内黒糖焼酎業者においては宅配便での島外移出が主であることから、コンテナ輸送での大きな増加は期待しづらい状況となっております。引き続き焼酎業界と連携を図りながら、課題を整理してまいりたいと考えています。

続きまして、飲料水につきましては、当初、業者との意見交換の中で販路拡大も視野に、主な輸送を宅配輸送からコンテナの輸送に切り替えていくとこのことで予算化しましたが、販路拡大が思うように進まず、コンテナでの輸送がこれまで1回のみとなっております。大量の受注がない限り、コンテナ輸送では負担が増大しますので、次年度につきましては事業者においても更なる販路拡大に努めていくとこのことをごさいますので、補助事業を有効に活用してまいりたいと考えております。

続きまして、粗糖につきましては、直近での平成29年の実績を基に、1年間の生産量に単価を乗じて計上しておりましたが、制度の初年度で事業期間が令和元年5月31日から令和2年2月29日までとなり、令和2年3月分と4月分につきましては翌年度対象となったことから、3月補正にて減額しております。粗糖の輸送に関しましては、原料粗糖をバラで直接コンテナに詰め込む手法と、袋詰めで島外へ出荷する方法があり、輸送に係る補助基準単価につきましては、1キログラム当たり5.9円となっております。しかしながら、袋単価におきましては、実際の輸送に係る単価がキロ8.8円となっております。現在設定されている基準単価キロ5.9円より高くなるため、基準単価の見直し等を県に要望しているところでございます。

最後に、原材料の輸入につきましては、当初、移入量が大きく補助効果の見込める3品目を選定しておりましたが、事務の煩雑さから本年度は申請がございませんでした。次年度につきましては、より申請者の事務の軽減が図られるであろう段ボールへの品目変更を県に要望しているところでございます。以上でございます。

総務部長（前田和男君） それでは、私のほうからは成長戦略プロジェクト推進会議について、答弁させていただきます。奄美群島成長戦略プロジェクト推進会議につきましては、国と地元自治体が連携して群島内外からの支援と参画を広げ、世界自然遺産登録を見据えた奄美群島全体としての受け入れ環境整備と奄美ブランドの戦略的情報発信をより一層推進することなどを目的に、国土交通省、鹿児島県、奄美群島広域事務組合が合同で設置した民間有識者6名からなる会議でございます。推進会議は昨年6月に1回開催され、世界自然遺産登録に向けた動きを契機とした持続的な地域づくりを図るため、関係機関の役割分担、取組内容及び実施時期をロードマップとして取りまとめる作業をスタートさせたということでございます。ロードマップの策定に当たりましては、推進会議の下に一つ目として受入体制の構築、二つ目として自然保護と観光の両立、三つ目として戦略的な情報発信、これら3分野のワーキンググループを立ち上げ、今年度1年間かけて各分野におけるロードマップの検討を進めてきたとこのことでございます。特に二つ目のワーキング、「自然保護と観光の両立」分野については、奄美群島広域事務組合が中心となって、エコツーリズムの推進やオーバーツーリズムの防止、外来種対策、希少種対策などの推進に関する関係機関の取組状況を確認・整理し、受入体制整備の観点から補完的な取組の必要性について検討してきていると伺っております。今後、第2回目の推進会議が開催される際に、各ワーキングにおいて検討してきたロードマップが発表される予定とこのことでございます。

本市といたしましては、このロードマップに基づく取組を奄美群島成長戦略ビジョンや各種自然保護・観光関連の計画と連動させながら、広域事務組合や関係機関と連携をしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上です。

20番（竹山耕平君） 分かりました。取り組んで、その初年度を経過した中での検証、効果、評価というところで、今、お伺いをいたしました。この成長戦略プロジェクトの推進会議なるものも、やはりかなり幅が広いなというふうに、そしてまた、奄美市で今回、予算委員会に議案として上がっている、この

奄美市のひと・もの・しごとですか、そういったこと、あとは、その成長、奄美市としての成長戦略、群島としての成長戦略も含めて、全てリンクされているものだなというふうに思いましたので、今後でもありますね、しっかりとこのロードマップをはっきりとして、また、そのロードマップのPDCAと申しますか、そういったものをですね、そのサイクルをはっきりとして、今後もつなげていっていただきたい。更に、観光部長からもありましたように、商工観光部長からもありましたように、やはり、業界として、その取組に対しての経営対策、更には、何というんですかね、販路拡大を含めた運営計画、やはりこれが基になってくると。やはり販路拡大の何ですかね、課題、そこでもありますね、是非そのサポート体制というもの、もしできる限りでサポート体制をお願いしたいなど。その業界だけでその部分を求めていくのか、一緒になって求めていくのか、その販路拡大を含めてですね、この営業という観点だと思うんですが、そういったものも是非積極的に、できるものになってほしいなというふうに思うんですが、その辺りはこれまでのこの1年間を通した活動として、やれているのか、やれていないのか。粗糖、黒糖焼酎、含めてですね、あと飲料水、含めて、この三つに対してどうでしょう。

商工観光部長（武下義広君） 当然、この輸送コストの補助事業につきましては、当然、各事業所と綿密に連携をしながら数量とかいう形で数字を上げさせていただいているところです。その中で、やはり販路拡大などが思うように少なかったということもございます。これにつきましては、初年度ということも、補助事業ということもありましたので、一応そういう課題をですね、入れ上げて、また、その事業所としっかりと連携して取り組んでまいりたいと思いますので、御理解よろしくをお願いします。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。是非、一緒になってですね、この産業の振興という面も含めて、是非取り組んでいただきたい。更には、やはり、委員会のほうでもございましたが、やはり減額という実績を基にですね、やはりもったいないというのがございます。更には、やはりこの5年間のその奄振法の中のしびりがあったり、やはり次の年にどれだけこの奄振交付金を上乗せできるのかというのも、やはりこの金額の実績が基になってきますので、これが減り続ければ、やはり初年度だったので、なかなか、じゃあ、次年度、どのように挽回するのか、更には上乗せするのかというのが、次の次年度、2年後、3年後について、更には4年後の改正奄振法に対しての取り組み方の一つだというふうにも考えますので、やはり奄美市が旗振り役となってですね、こういう取組を率先して、各業界との、そして産業振興の面も含めて頑張っていたいただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それではですね、次の質問に移ります。次に、このプレミアム商品券事業、このほーらしゃ券やプレミアム付商品券について、お伺いをいたします。特に今年度はこの消費税増税に伴うもの、そしてキャッシュレス化の影響も大きかったという印象を受けております。私自身も商店街をはじめ、取り扱い店舗、また、利用者の方々にもお話を伺いをいたしました。その方々からは大変ありがたい取組であると、また、分かりやすい、市民に分かりやすい市民サービスの一環であるというふうなお声もいただきました。更には、経済面、また、住民福祉の観点という意味においても大変市民に喜ばれているなというふうなことが実感いたしました。しかし、先ほども触れましたが、特に今回は、消費税増税に伴うプレミアム付商品券に加え、何とかペイだとか、いろんなペイがございませうけど、そういうペイをはじめとするキャッシュレス化の加速化、取組が加速化されたことから、かなり影響を受けるというふうな形になったというふうに思います。これはやはり利用する方々がどれを利用するか、普段、どのお店に行って、普段から行くお店が、どのサービスが適当なのか。そういうものをですね、利用をする側が選ぶ、選択をする。そういったところから、どのサービスが自分たちにとって一番有効なのかということも今回の、何というんですかね、影響があったりというふうに感じました。実際にこの以前の、ありました臨時福祉給付金、この際にも同じような今回の、今年と同じように、なかなかほーらしゃ券の売り上げが伸びない。今回も2月中には何とか100パーセントの売り上げができたわけですが、

なかなかまだ市民の皆様から見たら、まだ売れてない、まだ売り切れてないというものも、一部のお声でもありました。そういったところからですね、売り切れたということは、喜ばしいところではあるんですけど、今年同様の現象が、前回のうちの臨時福祉給付金の同じような現象であったというふうに思っております。それは皆さんも御存知だと思いますが、その点について、あとはその実績とかですね、その御見解について答弁をお願いしたいと思います。

商工観光部長（武下義広君） それではまずほーらしゃ券の件について、お答えさせていただきたいと思っております。ほーらしゃ券の販売実績につきましては、販売総額1億9,000万円、プレミアム分を含めると2億900万円を2月24日に完売しております。今年度につきましては、例年に比べ商品券の完売までに時間を要しております。要因といたしましては、先ほど議員からお話もあつたようにですね、プレミアム付商品券やキャッシュレスポイント還元事業といった国の消費活性化策もあり、消費者が複数のサービスから自分に合ったものを選択したことなどの影響を受けたものと考えております。時間を要したものの、ほーらしゃ券は完売しており、市民の期待も高く、地域経済の浮揚に一定の効果があるものと考えております。今後も地域経済の情勢を注視しながら、必要に応じた支援に取り組んでまいりたいと考えています。以上でございます。

保健福祉部長（奥田敏文君） プレミアム付商品券についてお答えをいたします。まず、プレミアム付商品券、消費税、地方消費税の10パーセントへの引き上げが住民税非課税の方及び乳幼児のいる子育て世帯の方の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的として販売をしております。購入対象者は平成31年1月1日において、本市に住民基本台帳に記録されている方で、平成31年度分の市町村民税の課税がされていない方及び平成28年4月2日から令和元年9月30日までに産まれた子のいる世帯というふうになっております。本市では、プレミアム付き商品券購入対象と思われる住民税非課税の方1万1,893人へ、昨年8月に申請書を送付し、申請のあつた住民税非課税の方及び子育て世帯1,195世帯に9月より購入引換券を送付し、10月1日から商品券の販売を開始をしております。この商品券購入対象と思われる住民税非課税世帯の方の申請者は、4,129人、申請率は34.72パーセントとなっております。これは2月21日現在でございます。この商品券の購入につきましては、住民税非課税世帯の方3,336人が購入し、購入率は28.05パーセント、購入額6,581万2,000円、子育て世帯の方641人が購入し、購入率は53.64パーセントで、購入額は1,270万円、合計しますと購入額は7,851万2,000円となっております。これも2月21日現在でございます。また、奄美大島商工会議所、あまみ商工会及び金融機関で組織をされました実行委員会を開催しまして、今申し上げた購入状況、それから、これが利用できる協力店舗の状況、これなどについて情報共有にも取り組んでいるところでございます。当初の見込みより申請率が低くなった要因といたしましては、議員からもございましたキャッシュレスによるポイントサービスなどを利用しているというの也有りまして、購入引換券が必要になるということで、手続が煩雑であること、また、商品券の購入には最大2万円の現金が必要だということが、この低くなった原因ではないかというふうに思っております。以上です。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。両方がですね、プレミアム商品券という名前の下ですね、やはりちょっと市民の皆様も、私自身もそちらの別館でプレミアム付商品券販売と書かれたのぼり旗が立ったときにはですね、もうほーらしゃ券が販売になるのかというふうにも、また、商店街の方からもですね、「もう売られているの」というふうなことで、「買いに行つたけど、違う商品券だ」と、サービス券だということで、そういった煩雑というか、混雑される市民もいたようなので、今後ですね、やはり、これは委員会の、文教厚生委員会の中でもあつたんですけど、そういう煩雑さ、あとはかなり議論が委員会でも、文教厚生委員会のほうでも委員の皆さんのいろんな質疑によってですね、そういった取組に対して、今後

の、今後と言っているのか、今後も新たな国の経済対策、更には消費税増税対策も含めて、何かしらのことがあるというふうにも聞いておりますので、是非取り組んでいただきたいなというふうに感じております。

それでは、すみません、ちょっと時間がありませんので、次の質問に移りたいと思います。

次に、まちづくりについて、この本港マリンタウン事業の進捗状況についてお伺いをいたします。この工事進捗につきましては、この道路、上下水道整備のインフラが、また、電気やその他、関連するような整備について、お伺いをしたいと思います。また、公募状況につきましては、第一次募集が終わりました。それに対してどのような結果等については、新聞等でもありましたが、またそのことについて、更には、今度、一次審査の結果を踏まえて、やはり今後、第二次の募集も実施されるというふうなことを思いますが、この第一次と第二次のこの要件、また、その基準、要綱、その条件の違い等、あるのかないのか。その他の変更点等があるのかないのかについてお伺いをしたいと思います。そして次の②の今後のスケジュールについても、関連しますので、一括して質問をいたします。

建設部長（橋口義仁君） それでは、お答えいたします。名瀬港本港地区マリンタウン整備事業における工事及び土地公募の進捗状況並びに今後のスケジュールについて御説明いたします。

まず、工事についてでございますが、事業区域内の区画道路における側溝等の設置及び整地工事は完了し、現在は上下水道、ガスの布設を行っているところでございます。今後、アスファルト舗装工事等を実施し、早期完成を目指しております。

続きまして、分譲地の公募の進捗状況でございますが、奄美市開発公社に伺ったところ、昨年11月に行われました応募者選考委員会による二次審査の結果を踏まえ、土地処分検討委員会において17区画中6区画で4事業者が土地譲受候補者として決定し、今後、鹿児島県との個別協議を経て正式契約となる運びであるとのこととございました。なお、分譲に関する今後のスケジュールでございますが、第二次公募につきましては令和2年度の早い時期にできるよう準備を進めると伺っておりますので、御理解ください。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。17区画中6区画、そして4事業者が候補者として決定ということでもあります。そういったところからですね、今、部長からありましたように道路の整備は終了、後は上下水道、ガス管、後はアスファルト整地していくというふうなことをお聞きしました。そういったものをですね、今、部長からもありましたように、やはり合同庁舎もですね、もう大体計画がほぼほぼ決まっているというふうに聞いておりますし、その消防関係につきましてもですね、今はまだ候補地という形でしかありませんが、今後ですね、そういったものを着々と進んでいる中でございますので、やはり、同じこのマリンタウンという地区において、同じ整備が同時進行でされていくようなことができるようですね、やはりそのインフラ整備が、まだ伴うというか、それが先行しないと、やはり民間企業の皆さんがですね、やはり含めて、インフラ整備を含めて、事業が図られないというふうに思いますので、是非、夢のあるこのマリンタウンの実現、そして成功に向けてなお一層努力をしていただきたいなというふうに思いますが、この第一次審査が終わって、その4事業者というふうにお伺いをいたしました。更には今後、第二次の募集についての要綱というのか、条件も含めて、どのような御見解をお持ちなのか。なぜ、売れ残ったのか、その検証も含めてですよね、それについて、若干触れていただきたいと思います。

建設部長（橋口義仁君） 応募がなかった区画や二次審査の段階で辞退した区画があったということで、事業者の聞き取りにおいては、公募の期間が短かったのではないかとということでの理由で辞退したというふうに聞いております。なお、二次募集につきましては、また今後、土地処分検討委員会において再度決定されるものと考えております。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。市長のほうもですね、今後の第二次募集で、やはり売れ残ってしまうと、逆の目で言うと、奄美って魅力がないんだと、もしかしたら思われるかもしれません。やはり、いろんな事業者がですね、奄美は魅力があるから自分たちに売ってくれと、自分たちが欲しいと思われるような、そういうマリンタウン、更には今後、今、新港の整備も行われて新しい旅客ターミナルビルもですね、建設をされるというふうに思いますので、是非、そういうような地域であるというふうな、特別な地域であるというふうなことも、是非考えていただきたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

それでは、次の質問に移ります。（2）、すみません、この電線地中化というふうな文字をですね、その電線地中化及び無電柱化というふうな字句の訂正をお願いしたいと思います。すみません。よろしくをお願いします。

これまでもですね、このまちづくりを進めるに当たっては、この無電柱化に対する強い要望と期待がありました。特に、今回のマリンタウン事業に対しても、その電線地中化への導入を強く要望するという動きがございましたが、なかなかこの電力会社との兼ね合い、様々な兼ね合いから実現が難しそうであるというふうな答弁もお伺いしております。そして、私個人的にはですね、いまだにこの末広・港土地区画整理事業中のこの無電柱化を目指そうという当初の思い、軒下配線や裏配線を含めた、その無電柱化に対する思いというのは、いまだに持ち続けており、今後もですね、その要望を、やはり当初の計画にも少しありましたので、やはりビジョンにですね、ありましたので、訴えていきたいなというふうに思います。

このような中ですね、先日の県議会の中で与論と沖永良部のほうにおいてですね、この事業実施が決定されたというふうな報道、新聞報道で記載がございました。この事業の詳細は分かりませんが、町の単独事業に国や県の補助事業を行う。この奄美市においても、やはり今後のまちづくりを進めるためにはですね、この無電柱化については是非取り組んでほしいという事業の一つだというふうに思いますが、御見解をお願いいたします。またその与論と沖永良部のほうでのこの事業展開というのが詳細が分かるのであれば、お聞かせ願いたいなというふうに思います。

建設部長（橋口義仁君） それではお答えいたします。電線の無電柱化につきましては、安全で快適な歩行者空間の確保、都市災害の防止や景観の向上といった点が期待されることから、末広・港土地区画整理事業やマリンタウン整備事業にあわせた実施に向け、検討を重ねた経緯がございます。また、今年度改修工事を行っております奄美本通り、銀座通りにつきましても、改修工事にあわせて無電柱化できないか、関係機関と協議を行ったところでございます。なお、関係機関と協議を進める中で、街並みがまだ形成途中である。そして、技術的には、やはり困難であること。また、歩道幅員の関係や費用負担の問題など、それぞれに課題があり、実施に至ってならなかったというところでございます。しかしながら、無電柱化の必要性については十分理解しております。今後のまちづくりを進めていく中で推進すべき課題であろうと認識しております。そのため、優先的に無電柱化すべき道路はどこか、また歩道幅員や既設埋設物、周辺建物の状況等から実現の可能性がある市道であるかどうかなど、他地域の事例についても情報収集を図りながら調査・研究を努めていきたいと思っております。

なお、和泊・与論の、まずは県道での無電柱化ということで、一部、和泊の県道知名・沖永良部空港線、和泊と手々知名を結ぶ約1.3キロ、与論町では県道与論島循環線の茶花地内で約1キロの事業に着手するという、新聞報道で出ている分しかちょっと分からないんですが、今後また調査していきたいと考えております。

20番（竹山耕平君） はい、分かりました。そのようにですね、今後も優先する部分はどこかと、優先する部分はどこかというのは、部長のお言葉でもありましたように、これまでのその末広・港、更には商

店街のあとは中心市街地，更にはこのマリンタウンという部分は，もう以前から見えていたわけで，後は構想にもあったわけでございますので，是非その優先する部分と申しますか，そういったところも，道路も含めて，歩道のことも，やっぱり電源盤と申しますか，そういったものも必要であるというふうにも聞いていまして，やはりできる箇所がどこなのかというの，今後は非，この無電柱化に対しては，これからも協議していただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

次に，教育行政についてお伺いをいたします。この花づくり，花いっぱい運動を通してお聞きいたします。今年度及びこの5年を経過したこの活動，本活動を通した総括といたしまして，各学校や児童・生徒，更にはこの地域についての取組等について，教育長から答弁をいただきたいと思いますが，やはり，教育長からですね，普段から情操教育の指導，普及，普及啓発をはじめ，大事にしているということは，やはりこれまでも，更には先日開催されました奄美市まなび福祉フェスタの中でも，通した中でも，この事業の大切さというものは自分なりに理解していると思いますが，是非，この御見解についてお伺いをいたします。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げます。教育委員会といたしましては，「花づくり，花いっぱい運動」の目的としまして，幼稚園児，児童・生徒が全ての先生方とともに，自らの手で土づくりをしたり，いわゆる土に触れながら花を育てることによって，美しく咲いた花を美しいと感じる心などを通して，生命あるものを尊ぶ心，ふるさとを愛する心，いわゆる感性を育む情操教育の充実に取り組む，図るとともに，将来を担う奄美の子どもたちの心の育成に現在も取り組んでいるところでございます。

更に，地域の中の学校として，子どもたちが育てた花や苗を地域の方々や公民館，各施設などに配り，大切に育ててもらうことで，幼稚園や各小学校の取組を地域に普及し反映させ，地域の美化活動の向上に貢献できるものと考えて進めているところでございます。学校と地域が一体となった美しいふるさと環境づくりにも大きなねらいとして推進していることを御理解ください。

平成27年度から始まりました本事業につきましては，今年度で5年目となりました。「地域に根差したふるさと教育」の実現に向けて，市内の各幼稚園，各小・中学校では，児童・生徒と職員が保護者や地域の方々と連携して取り組み，どの学校におきましても年を重ねるごとに教育環境の改善が図られているものと認識しているところでございます。

また，「花づくり，花いっぱい運動のコンクール」実施の時期のみならず，年間を通した四季折々の美しい花とともに，整然とした学校環境が整ってきていると，整っているというふうに申し上げられると思います。令和元年の12月に小学校6年生及び中学校3年生を対象に実施しました奄美市ビジョンアンケートの，「あなたの学校に自慢できることがありますか」と，この質問に，「学校の花」と回答する児童・生徒も増えてきている状況もでございます。自分の学校に誇りを持つことは大変大切なことでございます。今後も更に積極的に推進してまいりたいと考えております。

また，令和2年度は10月9日から10月11日にかけて，本市の住用町で第75回燃ゆる感動かごしま国体が相撲競技が開催されます。各県から多くの関係者が参加され，観戦が予想されておりますので，この花づくり，花いっぱい運動審査コンクールを9月に引き寄せまして実施して，会場までの沿道はプランターなどを配置して，来島される方々の満開する花でお迎えすることができればという構想も，現在持っているところでございます。以上です。

20番（竹山耕平君） はい，分かりました。そういった思いをですね，十分に子どもたちにも伝わっているというふうに，今，お伺いいたしましたので，是非その情操教育も含めた，子どもたちへ，またこの奄美の育みと申しますか，その郷土教育も含む，いろんな思いが詰まった事業，取組だというふうに考えておりますので，是非，これからもですね，長期的な，永続的な取組の一つとして，また，今回，今年開催の国体の色をあやどるというふうな，そして，おもてなしをするというふうなこともお伺いしておりますので，今，答弁もありましたように，是非お願いしたいなというふうに思います。

それでは、最後の質問となります。この新型コロナウイルスに対しての教育行政の対応ということでございますが、この通告後にですね、質問通告後に国からの要請であったり、あとは県や市の対応、この臨時一斉休校含めた取組がされましたので、その点についてですね、ちょっと中身がいろいろと、私自身が混乱しているんですけど、この①と②、含めてちょっと質問したいと思います。この内部、外部に対しての対応というのは、もう今、一斉にやられておりますし、保護者への家庭学習の在り方だとか、そういったものも一生懸命先生たちが、もうしっかりとした、短い時間の中でプリントを配布したというのも、実感をして、もう大変だなと、更には、家庭訪問を行ったりしているというふう理解をしております。

②の各種行事の方針で、やはりイベントだとか大会、そういったものも自粛ということにあるんですけど、今後もやはり修学旅行、これは受け入れ側、あとは派遣先というふうなこともありますので、そのことなどについての教育委員会の方針等がございましたらお聞かせいただきたいと思います。

教育長（要田憲雄君） 取り急ぎ申し上げます。教育委員会といたしましては、県の方針に基づいて3月4日から3月15日の間、学校を休むことになっております。その後については、近いうちにまた協議を進めてまいりたいと思いますが、更に2月28日に奄美市の臨時校長会をもって、そのことを周知して、全てに各学校協力をしていくということで、進めたところです。今後もまた、この状況に沿って学校医や保健所と連携しながら強力に進めてまいりたいと考えております。

20番（竹山耕平君） はい、ありがとうございます。今後もですね、どのようになるのか、15日までということではございますけど、やはり13日の金曜日、13日の金曜日というふうな、そのことまでには結果を出さないといけないと思いますので、是非、終息を願いながら子どもたちの明るい笑顔を見たいと思います。ありがとうございます。

議長（与 勝広君） 以上で、自民党奄美 竹山耕平君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。10時50分に再開いたします。（午前10時34分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午前10時50分）
引き続き、一般質問を行います。
自由民主党 伊東隆吉君の発言を許可いたします。

17番（伊東隆吉君） 議場の皆さん、そして市民の皆さん、おはようございます。自由民主党会派の伊東隆吉でございます。質問に入る前に、少し所見を述べたいと思います。

さて今、世界は中国を発生源とする新型コロナウイルスが各国に急速に拡大しており、現在、100を超える国・地域で感染、世界全体の感染者数はゆうに10万人を超え、新型ウイルスによる感染症、いわゆるコビッド19が引き起こす症状で、世界全体で3,500人以上の死亡が発生いたしております。まさに世界的大流行パンデミック現象の感を否めません。我が国においても感染者は400人を超え、感染は広がる傾向にあり、終息はまだ見通せておらないのであります。幸い外海離島であるこの奄美では、これまで感染は発生しておりません。当面の間、市民全体で注意喚起し、感染予防に努めることを周知徹底すべきと、強く感じるところであります。これまで亡くなられた方々の御冥福を祈るとともに、この状況が早期に終息することを念じたいと思います。

さて、令和2年子の年を迎え、もう3月になり年度末であります。まず、この3月で退職なされる19名の部課長及び職員の皆さん、長い間の御公務、大変お疲れ様でございました。退職後はこの行政で培った経験をいかに発揮され、それぞれの各地域の活性化にともに頑張っていっていただきたいと思っております。本当に御苦労様でした。

ところで、今年の干支は庚（かのえ）の子の年であります。御存知かもしれませんが、庚（かのえ）というのは、力強さのイメージがある、そう言われております。したがって、今年は大きな変化の起こる一年ではないかと、このようにいわれております。まさに、本年は東京2020のオリンピック、これが7月、そしてそれに先駆けて本市においては4月に聖火リレーの実施、そして、我々奄美群島が大きな期待を抱いている奄美・琉球、いわゆる世界自然遺産への登録、これがこの夏に実現することを確信しており、また、10月には先ほど来、出ておりますが、いわゆる第75回の国民体育大会、燃ゆる感動かごしま国体の開催により、本市住用町の体験交流館での相撲競技が催されることになっております。確かに今年は奄美において大きな変化の年になり得る可能性を感じます。朝山市長におかれては新年の年頭の訓示において、公務員にとってハードな1年になる。この新しい新庁舎でチームワークを整えて努力しようと激励。更に、役人は役に立つ人でなければいけない。体調を整え将来に展望を持てる環境をつくろうと、職員へ呼びかけており、この1年の業務が多岐多忙にわたることを示しているものと考えております。また、先だって令和2年度の新年度の施政方針の中において、二つのフレーズ、一つは「更に躍動する奄美へ」、そして「力を合わせて島を創る」のこの二つのフレーズを令和の新時代に上げております。この市政運営にあたり、奄美市の振興、そして奄美群島の自立的発展に向けて、私自身が先頭に立ち、全力を賭して参る所存、このように結んでおられます。今回、朝山市長におかれて、市政運営の3期目の後半になります。その市長の強い思いを受け止めてお一人であります。どうぞ朝山市長、しあわせの島形成へ向け、更に頑張っていっていただきたいと思う次第であります。

それでは、一般質問に入ります。

新型コロナウイルス対策についてですが、先ほど少し現状を述べましたが、現在、奄美市では感染者は発生していませんが、市民生活の中においては会合や会食などを控える傾向にあります。市といたしましても感染予防対策などに関し、市民へしっかりと周知徹底していくものと思います。そこで、本市において新型コロナウイルス感染症情報連絡会議を立ち上げられ、これまで3回ほど会議を開催されておるようでございます。市民に対して感染症対策に関し、仮に感染者が発生した際の想定なども含め、市としての基本的な考え方を示していただきたいと思っております。

なお、私はこの通告をした際には、まだいろんな形のもの表には出ておりませんでしたけど、先ほど先鋒議員も言いました、安倍首相の一つの方向性によって、全校休校という形から、いろんな形が入ってきて、経済関係に影響を及ぼしているのが実態ありますので、その辺を含めて本市のことも聞きたいと思っております。

あとは発言席から質問させていただきます。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

保健福祉部長（奥田敏文君） 御質問の新型コロナウイルス感染症に対しましては、第1回新型コロナウイルス感染症情報連絡会を2月の25日に、3月2日の第2回、そして3月5日に第3回を開催しております。これは、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大を受け、感染予防を目的とした取組について、庁内での情報共有を図ったものでございます。第1回、第2回の情報連絡会では、情報収集や指定管理など各施設の対応について協議を行い、3月5日に行われました第3回の会議では、子どもの居場所確保の取組、奄美市の指定管理施設等の開館、閉館時期、各課における行事等の延期、中止などについて報告が行われたところでございます。

議員からの御質問のありました市民への予防体制の周知でございますけれども、マスコミにおいてはテレビ、それから新聞、ラジオ等においては国のほうの予防周知が図られておりますが、会議の中におきましては、市民に対しての正しい情報、感染予防の対策についての周知を更に強化するということを決定しまして、市が所有しております各施設、それから市のホームページ、更には庁舎2階にござい

すデジタルサイネージにおきまして、感染症予防には手洗いが重要であること、咳エチケットなどの周知、注意喚起を行っているところでございます。また、3支所庁舎内における感染症予防対策といたしましては、庁舎出入り口へ感染症予防の呼び掛けの掲示や、庁舎内に設置してございます消毒液の使用についての掲示、また消毒液の設置を行っているところでございます。併せまして、各課に感染症予防対策についての情報提供を行っているところでございます。

新型コロナウイルス感染者が発生した際の対応についてでございますけれども、感染が疑われる方につきましては、指定医療機関において検体を採取いたします。この検査結果が陽性であった場合が新型コロナウイルス感染者ということになります。感染者の方は指定医療機関において入院治療を行うということになっているようでございます。新型コロナウイルス感染者との濃厚接触者についての疫学調査につきましては、保健所が行うということになっておりまして、緊急対応については保健所、医療機関が連携を取って行うということになっておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

17番（伊東隆吉君） はい、ありがとうございます。私は今回、今、答弁の中で、説明の中ではですね、当然、市として対策を取るのは当然だと思います。これらの中で、やっぱり心配するのは市民へ1件でも発生したときの、この対応でございますので、今現在、空港の所掌関係のいろんなところでも話を聞いておりますけれども、じゃあ、体温の検査をするとか、そういうことはまあ、まだやっていません。まだその必要性はないし、また、いろんなパニックを起ささないことも必要だと思いますので、いろんな推移の中で、これは国を主導とする中で、県の施策を含めて、名瀬の保健所、そちらのほうに、いろいろな指示とか、行っていると思います。当然、今の中で、私が心配するのは、一人でも市民が出たときに、どうあるべきかということでした。当然、最初、保健所に通報しなさいという流れがありますが、これが少しいろいろ変わって、医療機関でもPCR検査ができるような体制が少し緩和されておりますが、いずれにしましても医師に確認しても、まずこれは保健所に行って、そして県の予防センター、そちらのほうに行って、やっぱりすぐ出ないんですよね。こういうことを憂いながら、やっぱり市民は心配もしていると思いますが、今後、市においてもいろんな情報のいろんな提供をする。また、市民からの問い合わせがたくさん来ると思いますが、これは県のものという捉え方じゃなくて、やはり市として、市民の一つの予防、そして市民を守る、そういうことも考えて、結果的にはなぜ心配するか。これは死に至るからでございます。やっぱりそういうことをしっかりと考えて、行政として何をすべきかということですね、しっかりと考えたうえで県・国とのやり取りを取っていただきたいと、このように強く要望いたします。

さてそこで、この件に関しまして、日本経済も大きく影響を与えていることを、皆様、御存知と思いますが、この奄美における観光業界やいろんな飲食店環境も含めて、地域、いわゆる経済に対しての影響、これを現状を把握されていることは現状、そして今後どうするか、この辺をお尋ねいたしたいと思っております。

商工観光部長（武下義広君） それではお答えいたします。新型コロナウイルスの影響は奄美の観光業界へも波及しているところでございます。まず、3月から4月にかけて4回の寄港を予定していた国内クルーズ船「ぱしふいっくびいなす」が全てキャンセルとなり、更にゴールドデンウイークに寄港が予定されていた過去最大級の大型クルーズ船「セレブリティ・ミレニアム」も寄港キャンセルとなったため、合わせて約4,000人の来島が中止となりました。関連しまして、バス会社やタクシー会社などにおいて、クルーズ船寄港中止に伴うツアーバスのキャンセルが相次いで入っているようでございます。また、市内の宿泊業者に電話で聞き取り調査を行ったところ、新型コロナウイルスの影響と考えられる団体での宿泊や食事予約のキャンセルが入った事例が何件かあったようでございます。

今後についてですが、新型コロナウイルスの完全な終息にはどれくらいの期間がかかるのか、不明なところがございますので、現時点で奄美の地域経済へのどのくらいの影響が及ぶかは未知数でございます。

す。まずは、国の動向を注視して情報の集約に努めるとともに、奄美へのクルーズ船寄港予定など、市民の方の関心が高い事項に関しては、随時市ホームページ等を更新するなど、迅速な情報の公開に努めてまいりたいと考えています。以上です。

17番（伊東隆吉君） まさに、この影響がですね、感染などの確認等は2週間程度というような形も見えているようでございますけど、実際にはこれが波及波及、派生派生して、そうしますと、いつ終息するというのがはっきりしないのがこのウイルスのものじゃないかと思えます。したがって、与えるこれが、奄美のこの外海離島の、我々奄美の経済に与える大きな影響があります。当然、それは損失につながってきますので、強いては、これがつながれば、市の財政にも影響してくると、最近、財政が良くなったねというのは、これにもやっぱり大きな影響がするんじゃないかと思って心配することです。したがって、まずは予防関係を中心にしなが、今言った、この経済、特に我々は、私は個人的にも、その飲食店関係をいろんな形で見えておりますけれども、このところ大変寂しい毎日が続いております。特に、旅行団体を受けているお店もあります。そういう方々からの直接のキャンセル、結局これはいろいろお伺いしてみますと、旅行商品としてエージェントは今まで作っているものはあるんです。そして、例えば45名募集しましたら、当日集まるのは20名、15名、こういうことなんです。そして更に、なぜそういうことになるかということは、都会の空港、あの辺に集まって、結局、集まってから飛行機に乗って行く。そうすると、これ自体、空港に行くのも大変だということでのキャンセル。そういうので今、日本全体が蔓延しているんですね。そうして、新たにじゃあ、近く奄美、世界自然遺産がこうして頑張っているということで、地域の観光連盟とも含めてお願いはする。企画をするそうです。しかし、募集はゼロだそうです。募集してもゼロだそうです。これが観光関連の皆様が私がお伺いした内容が、これが現実の話でございますので、そうしますと、今のこの奄美における経済関係はどうなるかということに非常に憂えるところでございますので、それに関して、じゃあ、どうしたらいいか。手をこまねいてはいけませんので、国やまた政府、それからまた中小企業等の政策等においても、セーフティーネットというものをしっかりした捉え方で、我々の業界にもみんな来ております。ただしこれは、利息はかからないであって、貸し出しはしますけれども、利息は無しというだけの話でありますので、いろんな意味で考えなければいけないということがありますので、いずれにしても、こういうことを含めて、今の奄美市内における現状は大変厳しい環境にあるということにですね、思っています。そして、今回、今日、このような議会も開いておりますけれども、また、お役所においてのいろんな歓送迎会等もいろいろあるやも、あったかもしれませんが、これも結果的にはやることできないんじゃないかと、このようなことも考えておりますので、そういうことがやっぱり非常に疲弊してくる。気持ちでも疲弊してくるので、じゃあ、家庭におって、何もしなくても、何かこう生活環境を高めることも、やはり市としても考える必要性もあるんじゃないかなというふうな思いもしますので、この辺はまたいろんなこれからの情報交換の中において、いろんなことでやっぱり市民の声を聞いて、しっかりとしたことで頑張りたいと思います。

次に移ります。次に、マリンタウンの件でございますが、このマリンタウンは先ほど同僚議員がしっかりと聞いておりますので、現状、この中で17区画、結局、昨年7月に分譲して、結局17区画、そして13の申し込みがあった。そして、結果的には先ほど答弁がありましたけれども、4事業者の6区画であったというふうにしていますね。それでですね、現状は先ほど聞きましたので、特段、もうああだこうだ聞きません。じゃあ、次に、これをどうしようかということになってくると思っています。なぜ取り下げたのか、13のうち7業者も取り下げたのか。これは当然、申し込んだ後に何か条件が違うとか、先ほど答弁の中に、期間が短かったというのがありますが、少しそれはいかがなものかと思えます。なぜ私はそう思うかという、この土地分譲に関しては、もう何年前からずっと出ていることなんです。マリンタウン計画はずっと出ている。いろいろやろうとしている事業はちゃんと考えたうえで申し込んだというふうには私は思います。そうでなければ、もういい加減だということにしか

なりませんので、じゃあ、何故なんだ。当然、その申し込んだ人の事業計画の中でのいろんな会社の内部の問題、いろんなのがまた新たなものが出てきたかもしれません。そういうのもありますが、いずれにしても、大変憂うことであります。じゃあ、これを次の募集、二次募集にかけて、どうしようか。先ほど令和2年早期に募集すると言いました。この要件の中には、地元で法人格をしっかりと持った人、そして3年以上とか、そういうような規定がありましたね。そういう、それは当然でございます。最初、我々の埋立事業でありますので、奄美市の事業の人にしっかりとした形で整えてほしい、これは当たり前であります。しかし、現状がこういう形であったら、じゃあ、売れ残ったらそれでいいのか。我々議会としても債務保証をしています。これが売れば41億円相当のものが入らなければいけない。この41億円の回収ができなければ、じゃあ、どうなるか。これ自体もおかしくなりますし、もともとこのマリンタウン計画が平成元年当時にできたときには、しっかりと将来構想ができています。まちなみづくりの一つでありますので、やはりこれはどうしても、どうしても完売をする義務があると、私はこう考えております。したがって、この分譲価格に関しまして、この応募条件にですね、今さっき地元とまで言いましたが、少し条件変更の中に、やはり島外からの企業に対しても、呼びかける必要性もあるんじゃないかと、頑なに、結局は地元をお願いしたいけれども、結果的には4事業者、6区画、まあ、いろんなホテルとか、いろいろあったと思いますけれども、そういうのを含めて、もっともっと作っていただかなければいけない。そして、ましてや、先ほどから出ております世界自然遺産登録なった暁には、当然、入込みはどんどん入って来ます。非常に閑散とした埋立地じゃ、非常に寂しい感がありますので、ここは思い切った条件変更をする。本土企業もしっかりと呼びかける。こういうことを私は個人的に思うが、そういう考えに関して、部長、どうですか。考え方があれば教えてください。

建設部長（橋口義仁君） それでは、先ほど竹山議員のほうにもお答えしておりますが、応募要領の再検討につきましては、奄美市開発公社に伺ったところ、業者への聞き取りを実施し、様々な意見を聞いております。この意見を踏まえ、土地処分検討委員会にて再検討いたし、第二次公募を行うとのことでございました。

なお、応募資格を地元以外にという件も、御指摘の件も踏まえ、土地処分検討委員会にて検討するというところでございますので、よろしく申し上げます。

17番（伊東隆吉君） 前向きな答弁であると思っておりますので、しっかりとした形で状況を判断しながら進むということは大事なことだと思いますので、お願いしたいと思っております。

なお、この埋立の分譲に関しましては、いわば、後々、景観整備のことも出ております。まだまだ、条例制定はまだですけれども、ただその景観整備の中において、このマリンタウンはいわゆる建ぺい率は60、容積率は200というふうになっていましたですね、確か。しかし、この60の建ぺい率でいいのかどうかというのもね、含めて、例えば市街のほうでは、やっぱり80ぐらいあってもいいんじゃないかと、狭いんじゃないかという思いもあるかもしれません。そういうのをトータル的に含んでの検討も必要じゃないかと思っておりますが、あくまで個人的な思いです。なぜ売れなかったかの中には、そういうのもあり得るのかなと、密かにちょっと感じただけでありますので、その辺も次の検討委員会で検討していただきたいと、このように思って、次に移ります。

次に、本場奄美大島紬のことを伺います。この紬組合、そして販売組合の件ですが、本場奄美大島紬の昨年の生産反数は減少に歯止めが効かない、であります。効かない状況であります。業界を取り巻く環境は、依然厳しいものと受け止めておりますが、両組合の昨年19年12月までの事業活動を伺います。併せて、もしよければ奄美大島紬再生協議会のことも、少し分ければ教えていただきたいと思っております。お尋ねいたします。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。まず、資産状況もということございませ

たので、両組合の決算の一番新しい平成30年度決算の数字をお示ししたいと思います。

まず、紬組合の状況でございますが、実施事業としましては製品検査、反物の委託販売及び各地催事での販売、本場奄美大島紬技術専門学院における織工養成、各種コンテストによる宣伝などがございます。平成30年度決算時点での資産状況につきましては、借入金残額が前年度より870万2,000円減の2億5,440万1,000円となっており、徐々に減少はしているものの純資産合計は140万3,000円、次期繰越損失は361万3,000円と厳しい財務の状況となっております。

なお、平成30年度生産反数につきましては、29年度の4,243反から369反減の3,874反となり、依然として減産が続いている状況であります。

次に、販売組合の状況であります。実施事業としましては組合員による反物の委託販売、副資材の購入販売、ふるさと納税返礼品や紬購入費等助成金制度を利用した反物販売などがございます。

平成30年度決算時点での資産状況につきましては、借入金残額が前年度より1,000万円減の1億5,000万円となっており、こちらも紬組合同様、徐々に減少はしているものの純資産合計は1,702万9,000円のマイナス、次期繰越損失は2,354万3,000円と、大変厳しい財務状況となっております。

なお、平成30年度末の販売組合の在庫反数は、ふるさと納税の返礼品、紬購入費等助成金制度を利用した販売及び産地再生協議会を活用した反物利用により、前年度から87点減少しまして791点となっております。

続きまして、再生協議会の状況についてということでもありますので、再生協議会について御説明申し上げます。

本場奄美大島紬産地再生協議会は、産地の在庫反物を有効に活用し、本場奄美大島紬の知名度向上を図ることを目的とし、産地両組合、一般財団法人奄美群島地域産業振興基金協会、龍郷町及び本市で構成されている組織でございます。

昨年度の事業実績としましては、両組合の抱える在庫反物を購入し、ネクタイ、名刺入れ等の二次的小物類に製作をし、販売を行う「在庫アクティブ事業」をはじめ、新商品開発のための他産地視察、企業及び著名人を使った本場奄美大島紬の宣伝活動、紬に触れ合う場の醸成を目的としたすきすき紬デーや夏休み子ども泥染体験、更には販路開拓を目的とした首都圏での展示販売の実施がございます。中でも販路開拓事業として、昨年3月21日から23日までの3日間、東京銀座において実施した本場奄美大島紬の展示販売会におきましては、初めて奄美産地の織元が主導となり、首都圏で行った催事ではありますが、3日間での延べ800名が訪れました。一般の来場者からの反物購入に加えて、問屋や小売店からの仕入れが多数ございました。また、会場内で泥染や締機の実演を行うことで、本場奄美大島紬の独特の製造工程を披露することができ、PR効果としては非常に高いものであったと考えております。以上でございます。

17番（伊東隆吉君） 今現在、大変厳しいというのは、もうそのとおりだと思いますね。それで、私はこの紬再生産地再生協議会、ここに委ねるという形で、今、この両組合は進んでいるのがメインじゃないかと思います。そういうことで、この再生協議会に頑張っていたいただきたいんですが、先だって、今さっき銀座のことを言いますけども、この間、予定していたのも、このコロナの関係で駄目になりましたね。こういうので大変、何か、そのことをお伺いしましたら、日本全国の大きな問屋を含めて、約1万、何千店舗の人にもお願いをしていたということですので、この折角それまでにやっぱりPRして、これまでいろいろな宣伝をかけたのも、しっかり、物が無い、残念だということも聞いておりますので、紬にかける思いはですね、これは皆さん一緒でありますので、今後ともしっかりと頑張っていたいただきたいと思っております。

そこでですね、お伺いしたいことは、この両組合の合併です。これは私も何度となくこの議会で取り上げておりますし、また、できれば2年ほど前において、紬組合の総会においては、スムーズに

いくことを期待したんですが、なかなか難しい、しかし両組合の成り立ちがいろいろとありますので、大変だということはよく思っております。しかし、いずれの形にしても、合併をするという方向性は市長の答弁の中で、少し前向きに答えておられますのでね、やはりそうした形で新たな思いで、形を進めなければいけないと思っております。

いろいろと販売組合のメンバー、それから紬組合のメンバー、必要性があるというものはそれぞれ感じているようでありまして、聞きとりを。したがって、じゃあ、どうしたらいいか。軟着点はどうしたらいいかということなんですよね。そこを含めて、いろんな方向性があると思っておりますので、これを両組合、特に紬組合の皆様への理解度を示すにはどうしたらいいか。当然、市としてこの販売組合が出来て、市と販売組合と一緒に物を作った過去の例があります。ですから、当局としても、市と販売組合の話も先にいろいろ持ったうえで、そして形を決めて紬組合に持って行くという流れじゃないかというふうには、私は個人的にはそう思います。いきなり「あだよ、こうだよ」と言ったらできるものもできません。そういうのを含めて、さっきお伺いした中では、その販売組合の持っている反物、これが約800点ぐらいあるわけですよね。金額にしてみたら、やっぱり4・5、000万ぐらいあると。こういうのを含めながら、どういった形でできるか。そこに言わば、税金をどういうふうな形で、協力をした形で、スムーズに、何年かけておるとか、いろいろな方向性はあると思うんです。その辺は、この2・3年いろいろ検討している課題でありますので、今、販売組合は新しい理事長が頑張ると言ってやっておりますけれども、いつまでもこういう形じゃ難しいような気がしますので、そういうのを含んで、この合併の方向性、どうしますか、お答えください。

商工観光部長（武下義広君） それでは、まず今の合併に向けての状況について、まずお答えしたいと思います。

販売組合につきましては、平成29年の総会において、新しく現在の理事長が職に就かれ、借入金返済のために人件費の削減や負担金の見直しを行い、経費の節減を図るとともに、反物の販売を行ってきたところでございます。その結果、平成30年度につきましては、単年度収支が112万4千円のプラスに転じているものの、先ほど答弁いたしましたとおり、純資産は1,702万9,000円のマイナスと、非常に厳しい状況が続いており、短期間で財務状況を立て直すことは現実的に大変厳しい状況となっているところでございます。そのため、販売組合では昨年度の総会におきまして合併が望ましいとの意見が出されたことを受け、紬組合へ合併の申し入れを行い、現在は両組合の理事会で組織再編についての議論を展開いただいているところでございます。

本市といたしましても、大島紬の今後の振興のために業界が一体となって、なるべく早期に産地両組合の意思において、合併の在り方を検討されることを望んでいるところでございますので、合併の方向につきましては、両組合とも大変厳しい財政状況の中での組織再編となりますが、シマの宝である大島紬を後世に継承するために、合併後の販売組合の在庫反物の有効的な活用も含め、前向きな検討を期待しているところでございます。世界三大織物の一つである本場奄美大島紬の伝統と技術を、これからも守り育てていくために、本市といたしましても産地再生協議会を通じた支援をはじめとする様々な施策を通じて、全力で取り組む考えでございます。以上です。

17番（伊東隆吉君） この論議は、ずっとこの何年やっておりますのでね、もうそろそろ、市長、ひとつ頑張ってください、両組合が喜ぶ形で整えて、一つのものにしていただきたいということを要望して、次に移ります。

次に、国道のことですが、これも私は数回、いろいろ取り上げております。いわゆる国道58号は、和瀬バイパスの住用地区の道路についてであります。これは御存知のように城集落の区長より早期に開始するような請願が、平成30年の11月21日に本議会市議会へ提出され、12月の次の市議会において全会一致で採択し、翌年の31年の1月4日付けで鹿児島県知事へ送付済みでありま

す。その後、昨年の9月の県議会におきまして、地元選出の議員が取り上げ、当局を質しておることは御承知のことと思います。三反園知事は、現在の道路の拡幅や別ルート選択も含め、奄美市と検討し、整備に向けて早急に対応していくの旨の考えを示しました。そこでお尋ねですがね、この住用地区の字図、混乱解消地域、この辺を含めて、県とこの奄美市との協議の動向、どういうふうになっていたか、お示しいただきたいと思います。

建設部長（橋口義仁君） それでは、答弁いたします。県とは最終的に公図混乱は解消を図ることは難しいということで、協議をいたしたところでございます。当該バイパスにつきましては、国道で通行量の多い道路でもございます。公図混乱のないようなルートも含めた協議を、地元集落と行うとしたところでございます。今後は、地元集落の意見を聞き取り、集約をすることで要望の方向性について県と協議をしてまいりたいと考えております。

17番（伊東隆吉君） 一応、県との協議内容は、一応あったということでございますね。やはりこれは、県自体は、やはりやらなければいけないということは分かっていることですので、何せ、この国道58号の事業は、いわば約20年近くほったらかされているわけです。これをやり始め、多分、それ近くなっていますね。そういうことで何度となく取り上げて、地区の住民からも言われて、しかもこれは国道です、県の事業です。地域住民がその辺に住んでいます。危険性は皆感じています。ただ、字図混乱だということで、指定できないということで法整備ができない。これは何度も言った。これじゃ、もういつまで経ってもできません。私もいろいろ県議にもお願いしてやっているんですけども、じゃあ、できなかつたらどうするかということの回答が今のことだと思いますので、そうであれば、それを早期に新たな道路拡張するか、新たに道路を造るか。もしくは、この字図混乱が法的にちゃんと整理ができるのか。そういうのをしっかりと示さないと、地域住民も含め、そして今、自衛隊もどンドン通っている。非常に危険性、狭隘なあの道路。もし事故があったら、誰が責任を取るんですかと、こういう話になりかねない。そういうことで、ここはやっぱり行政が政治の主導をしっかりと整えなければいけない。だから、県知事が奄美市長と一緒に協議をしてという、そこが政治家たる所以じゃないかと、私はそう思っておりますので、しっかりとこれをね、捉えて、地区住民、これはひいては世界自然遺産がこれになるときは、奄美本島5市町村の、いわば重要な問題にもなるのでございます。したがって、ここの中心の真ん中の道路を片づけなければ、物事は、ちょっと心配事があるな、これから住用も、これから発展せないかん、いろんな形も作っていかねばいけないときに、ああいうことをずっと、この道路を置いておくと、非常に将来の憂いを残すことになると思っておりますので、この件は解決するまで、私も取り組んでいきたいと思っておりますので、当局におかれても、特に市長におかれてはしっかりと捉えて進めていただきたい、こう思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、参考までですが、今日は聞いても回答は要りませんがね、やっぱり日本全国、こういう字図混乱、公図混乱地区ってあります。用途の使い方は違いますけども、やっぱりこれに取り組んで、解決した市もあるんですよ。だから、そういうことがなぜできたか。こういうことも含めて、やはり勉強もちょっとしっかりして、できるんじゃないかという、日本で例があるんです。どこの町とは申しませんが、調べたら分かります。そういうこともしっかりとまとめてね、当局がしっかり勉強して、できるものならできてもらいたい、こう思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に移ります。次に、このタラソでございますが、この施設は平成18年に自治体と連携した介護予防にも取り組み、住民の健康づくりの施設として開設をしましたですね。今年14年目になると思います。まず、そういう中で、現在、利用されている方もたくさんおられると思いますが、現在の会員と利用者の数をお尋ねいたしたいと思っております。なお、観光客も絡めているのかどうか、分かればお教えください。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。まず、過去3年間の実績としまして、平成28年度総利用者数は6万9,741名で、内訳としまして会員6万751名、一般利用者8,990名となっております。平成29年度の総利用者数は6万8,344名で、内訳として会員5万9,936名、一般利用者8,408名となっております。平成30年度の総利用者数は6万9,638名で、内訳としまして会員利用者数が5万9,417名、一般利用者数が1万221名となっております。なお、観光客につきましては、一般利用者という形で入っていますので、そこに観光客が何名来たかという詳細な数字はないということでございますので、御理解いただきたいと思っております。以上です。

17番（伊東隆吉君） そこですね、この観光客のこともちょっとお伺いしたいんですけども、含まれているこの一般の中において、28年8,900名、それから8,000台、それから1万2,000、若干増えて、一般の方ですね、また、会員の方は5万9千前後、こういうことでなっておりますが、いわば利用者は多いと、特に地元の利用者が特に多いんじゃないかと、このように思っております。そこでお伺いします。観光関係は増えていきますか、減っていきますか。

商工観光部長（武下義広君） 先ほど数字を申し上げましたが、先ほど申し上げたように、一般利用者のほうに観光客が入っているという数字になっています。その内訳については詳細な統計は持っておりませんが、ただ、一般客につきましては、平成29年度の8,408名かな、平成30年度は1万221名と、その差が2,000ほど出ていますので、この関係はやっぱり観光客が増えてきているんじゃないかなという形で考えているところでございます。以上です。

17番（伊東隆吉君） 当然、その当初はね、造った時にウエルネスも含めて、やはり健康、今、海水を使っただのセラピーというような形で大変脚光を浴びて、我々も造った経緯があります。そして、指定管理という形になりました。利用のほうは健康増進がメインになるんじゃないかなというふうな含みを含めて、そのときは国保関係も非常に厳しい中、ずっと続いておりました。そういう中で、奄美市民のいわば健康を増幅することによって国保税の低下につながるんじゃないかと、こういうことも考えたものであります。そういう中で、指定管理でしておりますが、この観光客もどンドン増やさなければいけない、そういうふうな形での努力も必要じゃないかと思っておりますし、なお、向こうの整地されているところでのものが大浜ということもありますので、いわば管理しているところが観観光課という形になると思います。

そこですね、これはこのところのいろんなそういうお話が来たもんですからお尋ねします。指定管理という立場の方からでありますので、開設の当初ね、島の人に健康づくりの場として愛される施設にしたいと、タラソのスタッフの皆様も、確かそう言って一生懸命頑張って取り組んでいたと思います。そういう中で、ずっと推移した中で、最近、この営業時間の短縮、更に、備え付けのいろんな備品がありますね、シャンプーがあるかないのか分かりませんが、そういう備品、普通は備え付けてある備品が廃止された。そういうことで利用されている方々からの声が届いたので、ちょっと伺いますが、指定管理のいわば向こうの会社、受けている会社自体のいわば営業体系のことかもしれませんが、サービスが低下しているということは否めない事実なのかどうか。その辺の現状をですね、どうなっているかということですね、やはりそこを利用されている方は、やはり快適な感覚で利用したいと思っておりますし、当然、今、コロナ関係で出てないようでありますけれども、これは市民の皆様が、バスでもずっと送り迎えできるし、大変いい施設だというふうな思っておりますので、会員もずっと安定しておりますし、一方でこのタラソを利用している方々に聞きますと、御婦人たちの話を聞いても大変いいという話も十分聞いております。ただ、この指定管理という一つの絡みの中でやると、当然、指定管理を受けているその相手方も、営業努力は当然、しなければいけない、このように考えているからであります。そういうことがこの利用者の人達に見えない、理解できないというのがあるから、こういう声が

上がって来ているんじゃないかと思って、我々のほうまで声が届いたので、今回、指定管理という意味でお尋ねをしますが、いかがですか。

商工観光部長（武下義広君） はい、お答えいたします。タラソの奄美の竜宮につきましては、昨年より終了時間を30分早めるとともに、毎週木曜日を休館日と設定しております。これは、厳しい経営状況が続く中、よりよい施設運営やサービスを提供できるよう、光熱水費や従業員の深夜賃金等、運営経費の削減に努めることで、安定的な経営につなげることを目的としているところでございます。併せて、タラソは海に面した立地で、温海水を利用するなど、特殊な機械が多いことから、休館日を設けてメンテナンスに時間をかけることで余剰な修繕の削減、かつ利用者の満足につなげていきたいと考えているところです。また同じく、議員御指摘のとおりシャワー室におけるシャンプーやボディソープの提供についても廃止としておりますが、こちらも経費の節減が目的であり、利用者の皆様に御理解いただくよう、指定管理者より丁寧に説明を行っているところでございます。

このように、終始支出費用の節減に努めた結果、昨年度は第3四半期時点で収支がマイナス900万円となっておりますが、今年度につきましてはマイナス280万円弱となっております、経営が徐々に安定化していると認識しております。

なお、昨年実施した利用者アンケートからは、スタッフの対応について高い評価をいただいております、引き続き丁寧な対応を心掛けるとともに、随時利用者の要望を伺い、必要に応じてサービスの復活について検討してまいりたいと考えております。今後もタラソの利用促進に向け、市としても緊急性のある機器の迅速な修繕に努めるとともに、指定管理者と共同して地元住民及び観光客へタラソ周知に取り組み、指定管理者には引き続き利用者目線の丁寧なサービスを心がけていただくこととしておりますので、御理解賜りたいと思います。以上です。

17番（伊東隆吉君） 経営改善も当然でありますし、そこでやはりなぜこういう声を、なるべく出てほしくない。聞いてやっぱりいい感じはしないですね。これは結局、そういうのをあちこち走るわけですから。そういう意味で、その指定管理者においてはですね、利用者へのちょっとあらかじめの説明、やっぱりちゃんとしたことで納得をしていただく、現状はこうですよという形も踏まえながらやるのが営業としての形でもあると思いますし、また、その施設の方々もですね、当初、営業努力してあちこちに回る時に配ったりしました。今はいわば奄美市の毎月の1回の中に、ぽっとこういう形が入るぐらいですね、これで終わりという形です。やっぱり、そのスタッフの皆様が、たまにあちこち出かけて、健康増進、こうですよとか、観光客の関係の中のホテルを回るとか、そういう営業努力もですね、しっかりと見せなければいけない、するべきじゃないかと、こういうことも思いますので、それは是非、担当課としてもですね、是非進めていただきたい、こう思っております。

ちなみに部長、会員だそうですね。この件は聞きませんが、折角ですので、健康的に大分よくなりましたか。

商工観光部長（武下義広君） 私も毎週日曜日にタラソを訪れてリフレッシュしているところです。タラソは御存知のとおり温海水のプールを使って身体機能を活性化させる特殊療法を行う施設となっております。また、海水で浮力もあり、腰が痛い方、また膝が痛い方などについても、適度な運動ができるという施設になってます。また施設の中にはサウナ、また海に面したリラクゼーションベッドから大浜の海、大浜に落ちる夕日ですね、なども見られ、心も体も癒される施設となっております。どうぞ皆さん、御利用をよろしくお願いします。

17番（伊東隆吉君） やはり、そうやってね、笑いが出るような施設に、やはり持っていかなければいけないんですよ、本来は。ああ、1キロ減ったね、食事が良く食べれますねと、こういう形のがやっぱ

りこのタラソのイメージだと思います。そこでね、これは通告はしていませんけども、今、そうやって健康関係に関するということで、今、袖観光課が所管していますけど、どうですか、この際、徳永さんの（健康）増進課に移管したらどうですか。健康増進課、健康増進課のほうへ、どうですか。これは通告もしていませんので、答えるんだったら答えてください。

商工観光部長（武下義広君） 先ほど伊東議員のほうからもありましたように、タラソについては大浜という観光拠点の中に立地している施設でございます。観光客を含めた一般利用者は増加傾向にありますので、更なる観光客の増加につながるよう、PRや誘致に取り組んでまいりますので、御理解賜りたいと思います。

17番（伊東隆吉君） はい、分かりました。じゃあ、大浜海浜公園にかける袖観光課の思いということで、あそこにいずれバンガローでも造ったらいいですよ。はい、一応、これも個人的な思いです。

それでは、しっかりとこの指定管理に関しては、相互のやりとり、そして利用者の方々へのですね、説明等もしっかりと理解していただいたうえで、この運営にしっかりと努力していただきたいということをお願いいたします。

最後になります。友好都市に関してであります。特に今、いろいろとつながっております静岡市との友好都市の提携についてであります。現在、奄美市では姉妹都市としてアメリカ・テキサス州のナカドウチェス市、そして友好都市として兵庫県の西宮市、そして大阪府の豊中市と、この3都市と提携いたしているようであります。奄美市は、世界自然遺産登録の実現を今年迎え、これを機に自治体間の交流もどんどん増えていく、このように感じて推察いたしております。

実は、この平成26年にですね、朝山市長ほか、この奄美本島の組合、首長、議員メンバー含め約20名総勢で静岡市を表敬訪問しましたですね。静岡の田辺市長を表敬訪問しました。そしてまた、静岡市の田辺市長も含め、また奄美のほうへお返しの表敬訪問をされて、楽しいいろんな意見交換会、ひと時を過ごして、しっかりと静岡の行政の人たちにも奄美を見ていただいた、こういう経緯があります。

そしてそれ以来、奄美市といろんな流れが続き、静岡市における産業フェアへの参加の案内などをいただき、ここ数年、担当部長職員も参加をいたしており、静岡市の関係も良好になっているものと考えます。また近年、静岡市に本籍のあるFDA、このチャーター便もこの奄美ツアーの回数も、このところ非常に増えております。そこで、この静岡市との、いわば将来展望、いろんな形を見据えて、この静岡市との友好都市提携の提案をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか、お答えください。

市長（朝山 毅君） 静岡市との御縁を紡いでいただいた伊東議員はじめ、ここにいらっしゃる各議員の皆さんにはお礼を申し上げるところです。今、お話がありましたとおりでございます。平成26年に私どもも静岡市におじゃまさせていただきました。そういう御縁をいただいて静岡市からも数名の議員の皆さん方が奄美に御視察をいただいたという御縁は、確実に紡いでいただきました。そういう中で、4年前ですか、田辺市長も奄美にいらしていただいて、このウイン・ウインの関係をいいんではないかというふうなお話でありました。それは、とりもなおさず、やはりお互いの気持ちはもちろんそうありますが、三保の松原を含む富士山を眺める遺産がある。奄美もいずれ自然遺産になるであろうと、そういう諸々のことを考えると、大変身近に感じるというふうなことで、この関係を今後とも仲良くしていこうではないかという、大変ありがたいお言葉もいただいております。これもひとえに民間の交流が行政の交流に緒をつけていただいたということでございます。その点については、やはり民間の皆様方の友情やいろんな信頼関係のうえに成り立っているということでもあります。そういう中で、静岡市は御案内のとおり政令都市で約71万人の人口であります。もちろん規模も財政内容から全て、我々には大変大きな市であることは間違いありません。そういう中において、皆様方が作り上げていただいたこの関係というものを、しっかり見つめ直していくということは、大切なことではないかと、あらゆる面に

において、やはり中央に位置する静岡市であります。太平洋ベルト地帯のやはり工業都市でもあり、やはり列島のへその部分、核になるということで、今後も非常に期待をされている地域の政令都市であります。その皆さんとの友好をつくっていくということは、大変ありがたいことでもありますし、この件については議員御提案のことも含めて、含めてしっかりコンタクトしていってみたいと、検討課題という事にさせていただきたいと思っております。御案内のとおり、テキサスのナカドウチェス市、豊中、西宮、そして長野県の小川村、群馬県のみなかみ町、含めて友好都市の形を整えているところでありますが、今後、そのことについても、やはり大きな都市であるだけに、いろんな教えていただくこともたくさんあるでしょう。そのことも踏まえて検討させていただきたいと思っておりますので、どうか御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

17番（伊東隆吉君） はい、市長、ありがとうございます。やはり、すぐすぐというのはいろいろありますが、今言った経緯がありますので、静岡市とのつながり、これは静岡市における一つの企業体もある、いろいろあります。今、FDAのことを言いましたけれども、またその他、静岡市の静岡大学との関係もいろいろ出てきます。そういうので、我々もいろいろやっていますし、この本市だけでなく龍郷、それから大和、宇検、こういう形で皆協力して、いろんな形を整えております。また、更には徳之島にも仲間がいます。そういう形で、いろんな形でつながっていかなければ、外海離島でしっかりとした形をとっていくためにも、こういう提携関係は必要じゃないかと思っております。先ほど申し上げましたけれども、最近、この数年、静岡市のツインメッセというところで産業フェアがあります。部長ね、ありますように、これは全庁、議会も続けて行っていただいておりますし、今年は私はちょっと行けなかったんですが、担当の職員の女性職員がしっかりと二人も行って、そこでまた、私はこれまで奄美のほうの島唄なんかも見せたら、奄美の宣伝にもいいんじゃないかということで、その提案をしたら、ステージも作っていただいて、東京のほうからも呼んでいただいて、奄美の唄をずっと響かせたそうでございますので、そういう話も聞いております。静岡市のほうにも奄美の方がたくさんおられます。さっき市長が言われたように、あそこは70万近い前後の、やっぱり政令都市であります。いろんな、いろんな要素を含んでいる大きなところでありますし、そして今言った富士山を背景にしながら、三保の松原が見られますね。あれを流れとして、やはりこの世界自然遺産を登録になった暁には、その一つの流れの中でやっぱりルートができてくる。こういうことも考えていきますと、この大変大きな都市であります。また、静岡県の中に静岡のその近くに浜松市というのがあります。この浜松というところは、過去においてこの奄美のいわば働く人たち、中学校卒業したとき、やっぱり就職した方がたくさんおるんですね。そういう流れもあって、また、中部の名古屋がまた近くにあります。中部の中部奄美会もあります。こういう流れで、あの一帯にも一つの流れを、形をつけなければ、つけるべきだと、つけることが奄美市にとっても大変将来展望が見えるんじゃないかと、こう思っているのです、今回、初めてこういう提案をしましたが、時期も、我々もこの静岡市とのいろんな流れをして、もう5・6年ありますので、いかにかなということで私は提案させていただきましたので、市長自ら答弁に立っていただいて、検討課題であります。一歩前進する形で、ひとつ前向きに捉えて、この静岡市との友好都市、これをしっかりとした形で提携できればと思うことを、しっかりと望んでお願いしたいと思っております。

もう時間ももう1分になりました。私の質問はこれで終わりますが、最後の1分でありますけれども、私ももう自分のことはあまりしゃべりませんが、私も平成12年に旧名瀬市議会のほうに上がらせていただいて、やがてもう20年近くなります。同じ同僚、一緒に頑張っている議員は、この会場に3名おります。いろんな流れで名瀬市の時代からの流れ、そして合併の平成18年の流れ、それから14年経つ、この新しい流れ、やっぱりこれを、やっぱりずっと見ているのが、この奄美市議会に3名はいると思っております。いかにせん、この3名、イデオロギーが全部違うもんですからね、いけば、意見交換をやってもなかなかまとまらないんですが、やる気だけは負けない、老人クラブでありますけれども、頑

張っていききたいと、こう思っておりますので、これからもまた努力したいと思います。
以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で、自由民主党 伊東隆吉君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。午後1時30分に再開いたします。（午前11時50分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後1時30分）
午前に引き続き一般質問を行います。
自由民主党 川口幸義君の発言を許可いたします。

16番（川口幸義君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネットを御覧の皆様、こんにちは。令和2年第1回定例議会にて一般質問をいたします自由民主党会派の川口幸義でございます。

さて、世界を震撼させた新型コロナウイルスによる肺炎の集団感染が世界中を猛威を振るっており、ネリヤカナヤの国から大型観光船ダイヤモンドプリンセス号で夢と希望を胸に桜の国で観光を楽しみにしていたが、一瞬にして恐怖の旅へと、船内は厚生労働省の隔離政策によって健康観察期間のため、船内で待機していた乗客らの下船が2月19日から始まると発表がありました。厚生労働省によると2月19日に下船するのは500人で、同日午前には作業を開始する一方、各国がクルーズ船に乗っていた自国民の退避をさせるため、チャーター機を日本へ送り込むという発表がありました。不幸にして亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、感染された方々の御回復を祈ると同時に、新しいワクチン開発に期待をしてみます。

質問の前に、所見を少々述べさせていただきます。昨年9月に厚生労働省は認可保育所などに申し込んでも入れない待機児童数が、今年4月1日時点で前年より3,123人減の1万6,772名だったと発表がありました。減少は2年連続、集計の定義が何度か見直されているため単純比較はできないものの、統計開始の1994年以降、4月時点で過去最少、都市部を中心に保育所の整備が進んだためとみられる。ただ、政府が掲げる2020年度末までに待機児童ゼロを達成できるかは、依然不透明であります。前年比6,028名増、うち特定の保育園などのみを希望4万6,724人、同5,722人増と大幅に増えた。昨年10月からの幼児教育無償化に伴い、保育需要は高まる可能性も指摘されるが、厚労省は影響は限定的と見ている。厚労省は20年度末までに32万人分を追加整備する政府目標に対し、市区町村の計画で29万7,000人分を確保する見通しがついたことも明らかになりました。本市の対応はどのような形になっているか伺います。

これより質問にはいります。

1番目に、市長の政治姿勢について伺います。

2番目に（1）幼保無償化で本市の対応について伺います。①3歳、5歳児は原則全世帯無償化について伺います。安倍政権は3歳、5歳児の全ての子どもを無償化すると看板政策をアピールしてきた。しかし、実際に恩恵を受けられない家庭もあるといわれております。待機児童問題も解消されない中、自治体が国の制度設計の不備を補う形で独自策を講じている実態が浮き彫りになっております。調査は昨年8月、9月県庁所在地と政令指定都市、東京23区、昨年4月時点で待機児童が100人以上の計103自治体を対象に実施。9月13日時点のまとめ、国の制度では認可保育所や認定こども園などに通う3歳、5歳児の場合、保育料は無料となる。一方、認可外保育所など利用する場合は、全額無料とはならず上限付きで利用が補助をされるといわれております。0歳、2歳児は年収が低い住民税非課税世帯に対象が限られるということですが、さて、奄美市の取組について伺います。

この後は、発言席にて質問してまいりたいと思います。当局の誠意ある御答弁を求めます。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、早速川口議員にお答えさせていただきます。なお、前段の3歳から5歳児の幼児教育無償化についてお答えさせていただき、後段の部分については担当部長より答弁を委ねたいと思います。

幼児教育・保育無償化は、若い世代が「理想とする子どもの数」を持たない理由として、「子育てや教育にお金が掛かり過ぎること」が最大の理由として上げられ、教育費への支援を求める声が多かったことを踏まえ、国が重要な少子化対策として昨年10月から実施しているものであります。

幼児期は御案内のとおり能力開発、身体育成、人格の形成、情操と道徳心の涵養にとって、非常に大切な時期であり、幼児教育・保育の役割が特に重要であります。このようなことから、3歳から5歳までの子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化するとともに、保育の必要性があると認定された子どもについては、幼稚園の預り保育料や認可外保育施設の保育料についても、無償化の対象となっております。無償化の実施にあたりましては、昨年9月に対象となる保育施設に対し説明を実施したところでございます。その後、各施設において利用している保護者への説明会を実施していただき、無償化の手續に遺漏のないよう作業を進めてまいりました。その結果、昨年の10月末現在で、奄美市内の3歳から5歳の子ども1,231名のうち1,205名が対象となっております。残る26名につきましては、文書により個別に無償化に関する案内をしてきたところであります。御案内のとおり、幼児期は非常に大切な時期であり、幼児教育・保育の役割が特に重要なことでもありますので、3歳から5歳までの子どもたち全てが幼児教育・保育を受けられるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

16番（川口幸義君） ①とね、②、0歳から2歳児までの無償化についてもセットで伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

2歳児のいわゆる非課税世帯、こういった方は無償化だと、国は発表しておりますけれども、収入が多い世帯について、既によその自治体では自治体そのものがですね、収入があろうが、少なからうが、全て無償化をして、条例を変えて取り組んでいる自治体が多々ありますけれども、奄美市はどのようなお考えでしょうか。その政策があれば述べていただきたいと思いますが。

保健福祉部長（奥田敏文君） それでは、0歳から2歳までの子どもの幼児教育・保育の無償化についてお答えをしたいと思います。

0歳から2歳までの子どもにつきましては、今、議員から御案内のありましたとおり、住民税非課税世帯が無償化の対象となっております。住民税課税世帯につきましては、課税額によって保育料を負担をしていただいているところでございます。議員御指摘のとおり、幼児教育・保育無償化につきましては、子育てや教育に掛かる負担が重いことが、子育て世代の大きな負担となり、少子化問題の一因となっていることから、これを解消するための負担軽減措置であるということでございますが、0歳から2歳までの子どもにつきましても、同様に所得に関係なく無償化を実施していくことが政策として整合性があるものとは考えております。しかしながら、その実現につきましては、多額の財源が必要であり、国も当面の間、住民税非課税世帯を対象として無償化を進めることとしているところでございます。

先日の荒田議員の一般質問の中でもお答えしましたとおり、本市は財政的にも厳しい状況でございますので、限りある財源を有効に投資をしていく必要があると考えております。このようなことから、本市独自の取組としまして、0歳から2歳までの子どもの保育所保育料について、新年度から負担軽減を図ることとしております。今後とも本市として、できる限り子育て世代の負担軽減を図ってまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

16番（川口幸義君） ただいま部長のお話では、やはり財政的にも厳しいものがあると、こういうことで伺いましたけれども、ちょっとね、これね、消費増税による増収増を財源とする幼保無償化は、3歳、5歳が原則世帯、原則全世帯で0歳、2歳児は住民非課税全世帯で保育料が無料になる。ただ無償化の対象外となる自費負担も多いが、代表的なのが給食費で御飯やパンなどの主食費、おかずやおやつなどの副食費からなる教材費、行事費、通園費なども別途費用が掛かる。延長保育料も無償化の対象外だ。中野区はですね、認可保育所で独自に給食費を無償化する、同区によると給食費は月額7,500円、千代田区や目黒、武蔵などにも同様の措置を取る。給食費は無料にはならないが、独自の補助で安くなるケースもある。立川市の場合、月額1,000円に抑える。多くの認可外施設は無償化が一定額にとどまるために、預け先が認可、認可外保育所に、保護者の負担の不公平を是正する自治体もある。港区は待機児童解消のために独自に設置する区内13か所の港区保育室も認可保育所と同じように無償化の対象に加える。無償化で保育需要が高まると、人手や設備が最低限の基準に達していない施設が増える可能性もある。10月から5年間は経過措置として最低限の施設を満たさない施設も、無償化の対象に含めることになったため、国は無償化の対象になる施設を自治体が条例で独自に限定することを容認したと、このように書いてなっているんですけどね。杉並区は規制のために条例を制定し、10月1日に施行する。同様の条例は世田谷も制定する方針だ。19年4月1日時点での都内の待機児童数。このように結んでありますけれども、奄美市はここらの問題点についてはどのようにお考えですかね。

保健福祉部長（奥田敏文君） おっしゃるとおり、一部の自治体においてはですね、国のいわゆる無償化の対策以上の対策を独自でやっているところがございます。奄美市につきましては、先日お答えしましたとおり、副食費については5,000円ということで、5,000円を負担していただくということになっております。これにつきましては、いわゆる無償化の軽減の前からも、この5,000円は組まれているということでございまして、また、保育所に入っていない子どもたちの場合も、どうしても食事代がかかるということから、私どもとしてはその0歳から2歳、先ほど議員のほうからありましたが、そちらの軽減を何とかできないかということで、そちらの保育料のですね、負担を軽減させるというのを新年度からやりたいと。ほとんどの方が0歳から2歳児の保育料が安くなるという政策のほうを優先をしたいということでやっているところがございます。

また、認可外の保育所につきましても、市のほうについてはですね、同様に私どものほうで必要だということで、今まで託児所と通称呼ばれておりますが、これにつきましても、市のほうでこの無償化の対象ということで3歳から5歳までを預けている皆さんについては、対象としているところがございます。できる限り幅広くですね、無償化の恩恵が受けられるようにということで、認可外保育所も含めてですね、対応しているということでございます。よろしく願いいたします。

16番（川口幸義君） 最大限の努力をしてですね、何とか保育園の無償、所得があっても、なかろうが、やはり平等に安心して子育てができるようなね、そういった施策を講じていただければありがたいなかと、このように思っておりますが、ここです、保育アドバイザー養成、来年度に派遣開始と、このように見出しがあるんですけどね、子育て支援の充実へ石川県は認定こども園の保育教諭らに教育内容や指導法を助言する石川保育教育アドバイザーの養成に乗り出す。現役の園長らを任命し、来年度から認定こども園を中心に派遣する計画だ。今年度は派遣に向けた研修会を開き、幼教育と保育を一体に実施するにあたって、必要な知識や園運営のノウハウを指導する。県は9月補正予算に事業費が計上される見通しだ。これは石川県ですけどね、アドバイザーが園長や副園長ら、経験豊富な人材から選ぶ予定で、県が策定する研修プログラムを通じて課題解決の技術を身につけてもらう。認定こども園は幼児教育と保育の両方のサービスを提供する施設で、2015年度に始まった子ども・子育て支援制度で幼稚園や保育所からの移行が進んだ。県内では昨年4月時点で180か所あるもともと幼稚園だった施設は保育分野、保育所だった施設は教育分野が加わることになり、課題も、例えばこれまで保育所の

機能しなかった施設は、3歳、5歳児に対する毎日4時間程度の教育時間が必要となる。幼稚園だった施設は新たに0歳から2歳児を受け入れ、給食を提供するなど、対応範囲が広がる。アドバイザーの派遣は状況の変化で現場が抱える課題に寄り添い、個別の案件について助言するのが目的。認定こども園の移行後もまもない施設や今後移行予定の幼稚園と保育所に派遣し、相談に応じる。県は16年度は3年間、文部科学省のモデル事業として幼稚園と保育所の専門家で作るチームを延べ80施設に派遣し、相談対応や教育内容の提案を行ってきた。県の少子化対策の行動結果、石川エンジェルズプラン2015と改正される。20年度にこの取組を本格実施するため、アドバイザーを育成する。派遣が現場の悩みや課題解決につながれば、というように、このように結んでありますけれども、それからですね、これは沖縄県の宮古市、子育て支援助成、沖縄の宮古市は奄美市とそう変わらないと思うんですけども、宮古市は10月から始まる国の幼児教育無償化で対象外となっている0歳、2歳児の保育料と3歳、5歳児の副食費、おかず、おやつなど、独自助成することを決めた。市議会9月定例議会に関連予算案を提案する国の制度は、3歳、5歳児と非課税世帯の0、2歳児の保育料が無償化の対象で、副食費は実施徴収される。市は安心して子育てできる環境整備と定住促進のため、より踏み込んだ完全無償化へとかじを切る。市によると、年収360万以上世帯の3歳、5歳児約750人の副食費を月額上限4,500円で助成。同世帯の0歳から2歳児約430人の保育料を無償化する。助成は来年度以降も継続する方針だ。年間経費は1億1,900万、市は保育料の3分の1の負担、第2子は半額、第3子以降は無料とするなど、独自の支援を実施してきたが、今、今回、国による無償化でこの事業が節約できることから、多くの世帯が恩恵が受けられる新たな支援策を決めた。完全無償化による保育所や幼稚園、認定こども園など、市31施設の利用促進や、母親の仕事復帰などの効果も期待できると、このようにやっておりますけれども、0歳、2歳児については、部長がお話したとおり、これから前向きにどんどん取り組んでいかなければならない大きな課題だと思っておりますが、③認可外施設について、また延長保育料について伺いたいと思います。

保健福祉部長（奥田敏文君） それではまず、認可外保育施設の保育料の無償化についてお答えをしたいと思います。本市における認可外保育施設は、わかば保育園、みどり保育園、ひよこ広場など、一般に託児所と呼ばれている施設が3か所、奄美中央病院、名瀬徳洲会病院、和光園、県病院などの病院内保育施設が4か所、奄美病院などの企業主導型保育施設が1か所、名瀬親愛幼稚園、名瀬聖母幼稚園などの預かり保育施設2か所の計10か所となっております。その他に、朝仁保育園、小宿保育園、さくら保育園、預りルームみつばちなどの一時預かり施設が4か所、奄美中央病院などの病児保育施設1か所、ファミリーサポートセンター1か所が今回の幼児教育・保育無償化の対象施設となっております。これらの施設を利用しております保育の必要性の認定を受けた3歳から5歳までの子どもと、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの保育料が無償化の対象というふうになっております。本市も国から示されたこの制度に沿って無償化を実施しているところでございます。

次に、延長保育料についてお答えをいたします。延長保育料は通常の保育時間を超えた場合に保護者に負担していただいておりますが、今回の幼児教育・保育の無償化の対象とはなっておりません。本市におきましても同様に無償化の対象とはしておりません。本市といたしましても、今回の御提案をいただきました様々な自治体の取組、それから制度などに更に上乗せするような独自の施策につきましては、将来の財源の見通しなども勘案したうえで、実施について検討してまいりたいと考えております。

16番（川口幸義君） 残念ですけれども、延長保育料については無償化の対象にはならないと、これからこういったものもですね、どんどんどんどん税収を上げて、財源を確保して、やはりこういった延長保育についてもね、やはり助成金が幾らかでも出せるようなことを考えていかなければいけないのかなと、このように思っております。どうもありがとうございました。

それでは、(2)番、福祉行政について伺いたいと思います。①本市の介護保険事業について、保険

料の滞納者、または長期滞納者の対応について伺います。

保健福祉部長（奥田敏文君） 介護保険料の滞納者への対応につきましては、納付書を送付した後に、期限までに納付されない場合には、督促状や催告書などを送付し、納付を促しております。それでも納付されない場合には、電話催告や臨戸訪問等で接触を図り、口座振替の推奨、世帯の経済状況に応じた分割納付など、納付相談を受け付けているところでございます。このような対応を行った後にも納付されない場合には、財産調査を行い、差押えや執行停止等の滞納処分を行っているところでございます。また、特別な事情がないのに保険料を長期で滞納している場合には、保険給付に関し、1年以上の滞納で一旦全額負担、1年6か月以上の滞納で保険給付の一部または全部を差し止め、2年以上の滞納で給付制限等の措置を行うこととなっておりますけれども、本市では個々の世帯状況を鑑み、2年以上の滞納で不納欠損処理を行った場合に、給付制限の措置を行っているところでございます。

介護保険制度は、財源の半分を保険料から賄うこととなっておりますので、このように被保険者間の公平性の確保や適正な保険給付の観点から、このような制度となっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

16番（川口幸義君） 奄美市はなかなか穏便にやっというのか。例えば、資産のね、いわゆる全国的に見ますとですね、17年度に市町村に資産の差押えを処分を受けた高齢者は1万5,998人に上がり、最多だった16年度が1万4,815名、1,000人以上上回ったと。いわゆる65歳以上の保険料は、制度が始まった2000年度は全国平均で月2,911円だったが、高齢化の影響で18年から20年度は月5,869円と2倍に達したと。保険料が重荷となる高齢者が増えていることが伺える。保険料には所得が低い人向けの軽減制度があり、10月の消費税増税に伴って拡充される年金の人や、一人暮らしの認知症高齢者などの保険料の支払いが困難な人が増えていると見られるという、このようなことがありましたけれども、こういった方々は奄美市では今現在、何件ほど対応なさっているのか、あるのかないのか、ちょっと聞かせて。

保健福祉部長（奥田敏文君） 現在、滞納者の数ですけれども、約450人ほどいらっしゃるということでございます。

16番（川口幸義君） それでですね、払いたくても払えない高齢者もたくさんいらっしゃるかなと思っておりますので、こういったものがペナルティとしてですよ、介護のサービスが疎かになりはしないかなど、こういった心配の方もいらっしゃるんですが、奄美市はこういった方に対してはペナルティとか、そういうのはなくて、平等に、滞納された方でも平等に、そういったサービスが受けられているかどうか、ちょっと伺いたしたいと思います。

保健福祉部長（奥田敏文君） 先ほどの答弁と重なる部分がございますけれども、通常ですね、お支払いができない場合というのは、分割納付、いわゆる収入に応じた納付ができないかということで、御相談を差し上げたりしております。今、差押えとかですね、滞納処分という話もありましたけれども、こういう方につきましては、客観的に見て財産が実際にあると、支払い能力があるということにお支払いしないと、こちらから催告してですね、こういうことであなは払ってないですよ、是非払ってくださいということでしている方について、今言っているような状況がございます。残念ながらですね、そういう方の場合ですと、2年以上滞納しているということで、もう不納欠損処理、支払いがこちらのほうも時効がありますので、時効を過ぎてしまったという方については、これはもう給付制限をせざるを得ないという状況でございます。ただ、この数が多いというわけではございませんが、今言ったように、支払いができないと、いわゆる生活的に困っているという方と、それから実際にはお支払い能力があるの

に支払いわない方というのは、完全に分けておりますので、御理解をいただければと思います。

16番（川口幸義君） はい、よく分かりました。じゃあ、それではですね、いわゆる特別徴収については、よく理解しております。これは年金から天引きされる方のことを特別徴収だと理解しておりますので、それで自主的に納められる方というのが、いわゆるこの先ほどの450名の中にあるということですか。自主納で、いわゆる年金がない方々の介護保険料徴収については、なかなか骨が折れるのではないかなと思っているんですけど、こういった方々のほうが、いわゆる滞納者が多いんでしょうか。

保健福祉部長（奥田敏文君） おっしゃるとおりでございます。今、おっしゃったとおり、年金から差し引かれる特別徴収、いわゆる天引きをされる方については、自動的に差し引きがされますので、滞納はほとんど起こりえないということで100パーセントという徴収率でございますが、いわゆる金融機関などで納付書で納めていただくという普通徴収の方につきましては、滞納となっている方がいらっしゃるということでございます。現在ですね、普通徴収の方というのは、大体12パーセントぐらいが普通徴収、残りの88パーセントが年金から差引きをされる特別徴収というふうになっているようでございます。以上です。

16番（川口幸義君） これは、その徴収率のパーセントを、今、部長がおっしゃいましたけど、これは何パーセントまで何とか上げないと、ペナルティがあるとか、国のほうから、そんなのがあるんでしょうか。

保健福祉部長（奥田敏文君） 先ほど言ったその12パーセントというのは、普通徴収ではなくて、納付書で納める方の割合で、徴収率ではございません。徴収率は、先ほど特別徴収100パーセントと言いましたが、普通徴収も含めまして96.24パーセントで高い割合でございます。今、議員から質問のありましたペナルティがあるかという点、現在のところペナルティはございません。以上です。

16番（川口幸義君） ありがとうございます。それでは、もう1点だけ伺いたいと思います。

ここでは、通告はしてないけれども、介護のことですから、部長は何でも答えられるだろうと思ってですね、平田町にですね、センター長、いらっしゃるかな、センター長、ちょっと手を挙げてください。包括支援センター長。よし、分かった、分かった。あなた答えていいから、部長が答えるから。

平田町ですね、105歳の方がいらっしゃるんですよ。この方は100歳のときは、私ら友人と一緒に誕生会も開きましたが、ここもう105歳になりまして、もうほとんど足が使えない状態。それでね、僕は何日か前にも行って、昨日も見に行ってきたんですが、ヘルパーさんが昼と夕方だけ、2回来るそうだ。それで、食事をして、掃除をして帰るんだけど、トイレには自分では行けないんだと。トイレ行けないからおむつをして夜は寝ていると。そういうことで、僕は何か相談ないですかと聞いたら、自分は今、介護2だと、介護2だから何とか3まで上げてもらわんといかんがねと、僕もそう思ったんですよ。センター長、あなたは仕事ができるから、一遍見て来て。ね、もう両足が使えない状態。そういう状況で、介護2の認定を受けているもので、16万ちょっとしかないわけだ。19万。これでは訪問看護を頼むことができないんですよ。訪問看護を入れようと思えば、最低でも介護3の認定が必要なんです。3になると26万超えるでしょう、センター長。あなた答えていいから、そうですね、部長。そういうことでね、ケアマネさんもいつ来たか分からない状況で、だから、向こうの状況がよく把握できてないと思うんですよ、センターのほうでは。だから是非ですね、その実態を見られてですね、105歳のお年寄りが頑張って、私にも今朝も携帯電話で私に朝、電話をもらいました。是非その件を質問してください。分かりましたと言って、私は出て来ましたが、是非、暇を見てね、センター長、平田のほう、

議長（与 勝広君） 川口議員，これはもう通告外のことでですので，議事進行，きちんと進めてください。

16番（川口幸義君） 是非，行かれてください。お願いしたいと思いますが，そのようにしてね，部長，これを何とかね，調査をして，介護3の認定を受けていただくことによって，本人は在宅介護を今やっておりますので，3であれば訪問看護が迎えられることもできるし，ケアマネさんも来られるだろうと思いますので，ひとつ取り組んでいただきたいと思いますけれども，それについてはどうですかね，部長。

保健福祉部長（奥田敏文君） ただいま介護を受けている状況を御説明いただきましてありがとうございます。私どものほうで，包括支援センターのほうですね，内容については確認をしていきたいと思えます。この介護につきましては，様々な要件があって，介護度を認定しておりますが，個々の質問にはなかなかここで答えするわけにはまいりませんので，適正なですね，介護認定が受けられるように努めてまいりたいと思えます。

16番（川口幸義君） はい，どうもありがとうございました。（3）本市の保育士不足解消について伺いたいと思います。保育士，よろしくお願いします。

保健福祉部長（奥田敏文君） それでは，保育士不足解消の対策についてお答えをしたいと思います。

保育士不足につきましては，全国的な課題となっております，各地で保育士の争奪戦が生じているという状況でございます。そのために，自治体におきましては独自に保育士の賃金の上乗せ助成などの施策を実施してあるところもあるというふうに向っているところでございます。また，本市は外海離島で住居費が高いなどの特有の課題も抱えており，島外から保育士を確保することが，他の地域と比較しても難しい状況にあるのではないかと考えております。保育士の確保につきましては，各自自治体が独自の助成を実施していることや，本市特有な事情もあることから，本市も独自に確保対策を実施する必要があると思えますが，現在のところなかなか有効な対策ができていないというところでございます。

そのようなことから，保育士の確保ではございませんが，保育士の資格がない方でも保育施設で働ける人材として育成をする保育支援の研修事業の実施を計画しているところでございます。また，計画的な保育士の採用も現在行っております。臨時職員の賃金の改善も実施をしているところでございます。このようなことを含めてですね，島外から保育士を確保するための施策についても，今後，検討していく必要があると考えております。

16番（川口幸義君） ありがとうございます。それではね，札幌市はね，3年，6年，9年勤続，札幌市が10万円と見出しあります。これは保育士をね，確保するために，札幌市は課題となっている保育士不足の解消に向け，認可保育施設の保育士への直接給付事業を10月を目途に始める。3年，6年，9年間勤続した保育士にそれぞれ10万円を給付する。保育士への直接給付は市として初めての取組である。市は本年度3年勤続が580人，6年が430人，9年勤続が300人程度の計約1,310人と見込み，事業費は1億3,100万円。今月内にも制度設計を終え，保育施設側に説明したい考え。10月以降に受付機関を設けて，対象者に口座振込などを給付する。勤続を証明する書類は事業所を通じて提出してもらう。市によると，札幌の保育施設で働く保育士の平均勤続年数は7年。3年ごとに10万円を給付することでより長く働いてもらう狙い。対象となるのは認可保育施設で働く保育士が，幼稚園の一時預り保育を担う保育士，認可外施設の保育士は対象とならない。市内の認可施設のうち，保育士不足などのため，定員まで子どもを受け入れられない施設が55パーセントに上がっている。市

は認可施設で働く保育所への支援を手厚くすることで、認可施設が定員を満たすことができるようにし、希望する認可施設に入れず、入所をあきらめる潜在的待機児童の解消を図りたい考えだと。これは大阪の豊中市なんですけど、豊中市は市内の民間保育施設で働く保育士を確保するため、新しい助成金制度を創設した。市によると、市内の幼児人口は今後も減少しないと予測する。そこで、保育士不足になるのを防ぎ、2018年、19年度に実現した待機児童ゼロを維持する狙い。助成金は2種類で、1980年4月以降に生まれ、今年7月から10月1日までに週30時間以上勤務する保育士と、市内89か所の民間保育施設に採用された市民が対象で、豊中保育士応援手当、保育士登録後1年以内など条件に月2万円、最大3年間支給するというような豊中保育施設歓迎一時金は10万円で、7月から10月1日に近隣自治体以外から転入してきた人に支払う応援手当は最大20人、歓迎一時金は最大10人に支給する。受付は10月1日から31日まで。応募多数の場合は抽選となる。このようにしてですね、宣伝をしておりますが、どうですかね、奄美市はこういったことも考えられるかどうか、財源の掛かることでありましようけれども、どうですか、部長、こういったことは。一言。

保健福祉部長（奥田敏文君） 本当に様々なお知恵をいただきましてありがとうございます。今、おっしゃったとおりですね、各市で助成金によってというのもあるというふうに聞いております。また、今、定員を満たすためにというのがあったんですけども、奄美市の場合は認可保育園、その他の保育園についても定員の1.2倍までお願いしているという状況にありまして、定員いっぱいでございます。そのうえで更に0歳児等を受け入れるためには保育士が必要だということもありますので、幼稚園、もちろん幼稚園のほうでも3歳から受け入れをして、延長保育をいただいている。それから、認可保育所、先ほど言った認可外保育所にもお願いをしているというのもありますので、その辺も考えて、様々な支援策について検討してまいりたいと考えております。ありがとうございます。

16番（川口幸義君） はい、ありがとうございました。よく分かりました。それでは、農業行政について伺いたいと思います。（1）市全体の農地面積について、笠利地区から住用、名瀬3地区のいわゆる農地面積、いわゆる中間管理機構の実績について伺いたいと思います。

農林水産部長（山下仁司君） それではお答えします。平成26年度から「農地中間管理機構」を通して農地の貸し借りを行う新たな仕組み、農地中間管理事業が始まっております。この事業は、農地中間管理機構、鹿児島県では公益財団法人鹿児島地域振興公社が機構として位置付けられております。その機構が農地の集積から農地の所有者から農地を預り、農地の借り受けを希望する担い手農家の中から適切な相手方を選定した上で、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮をして貸し付ける事業でございます。

本市では、平成27年度より同事業の推進員を笠利支所に1名、名瀬支所に1名配置し、個別に希望の聞き取りを行いながら、農地集積、農地集約化を進めております。

お尋ねの農地中間管理事業の実績といたしましては、平成27年度は笠利地区において4名の借受者に10筆、1万7,970平方メートルの農地を貸し出しております。また、28年度は笠利地区において8名の借受者に89筆、10万2,667平方メートル、名瀬地区において1名の借受者に23筆、1万7,053平方メートルの農地を貸し出しております。また、29年度は笠利地区において18名の借受者に68筆、8万7,184平方メートル、名瀬地区において1名の借受者に1筆、2,849平方メートルの農地を貸し出しております。また、平成30年度は笠利地区において5名の借受者に12筆、1万4,912平方メートル、名瀬地区において1名の借受者に5筆3,554平方メートルの農地を貸し出しております。本年度につきましては、令和2年2月末現在でございますが、笠利地区において5名の借受者に45筆、6万6,501平方メートルの農地を貸し出しております。これまでの貸し出し実績の合計は、31万2,692平方メートルで、内訳とし

ましては名瀬地区2万3,456平方メートル、笠利地区28万9,234平方メートルとなっております。以上でございます。

16番（川口幸義君） 部長、やっぱり中間管理機構というのは、やっぱりしっかり役割を果たしているということですね。これでね、僕はちょっとお願いしたいことがあるんですけども、2月の14日にね、議会報告会で笠利支所にありましたときに、農家から笠利には営農指導員がいないんだと、何名かいらっしやると思うんですけども、営農指導員を増やしてほしいという要望がございましたが、今、笠利では営農指導員は何名いらっしやるんですかね。

農林水産部長（山下仁司君） 笠利総合支所農林水産課のほうに2名配属されております。1名がですね、野菜の専門、1名が畜産の専門となっております。以上です。

16番（川口幸義君） 2名いらっしやることはいらっしやるんだ。なんか、何人か増やしてもらいたいなど、そういう農家の方がですね、議会報告会でそういう要望がございましたので取り上げましたけれども、2名ではもう、指導員が不足をしているのではないかな。笠利の面積から見れば、2名が妥当なのか、ちょっとどうですかね。

農林水産部長（山下仁司君） 奄美市全体の営農指導員の数を御説明したいと思います。現在、奄美市の営農指導員は6名で、名瀬総合支所農林水産課に2名、住用総合支所笠利建設課に1名、笠利総合支所農林水産課に2名、公益財団法人奄美市農業研究センターに1名配属されております。また、営農指導員の専門品目別では、野菜、果樹、畜産それぞれ2名となっております。先ほど言いましたとおり、笠利地区にはそのうち野菜が1名、畜産が1名、合計2名配属されております。また、令和2年度はですね、新たに農業技師の採用を予定しております、営農指導員の充実を図る予定でございます。今後とも専門知識や技術を持った農業技師の計画的な採用とともに、大島支庁農業改良普及員やJAの営農指導員などと連携し、担い手農家の育成並びに農業生産の拡大に努めてまいります。

すみません、訂正します。住用総合支所に1名配属されております。

16番（川口幸義君） 全体的に見れば、6名は営農指導員がいらっしやるということですけど、これが応援に出るということですかね、笠利のほう。

農林水産部長（山下仁司君） 6名ではございますけど、現在、この6名の営農指導員が各総合支所にまたがって、奄美市全体の営農指導に加えて新規就農者、あとJA部会などを中心に巡回をしている状況です。

16番（川口幸義君） はい、分かりました。6名の方々が、いわゆる手配をして、巡回をすると、そういう認識でよろしいですね。はい、分かりました。

それでは、③多面的機能支払交付金、ちょっと字が長いんですけど、この水土里サークルについて、笠利、住用、名瀬中心街ですね、これについて、ちょっと内訳、その団体の数ですね、よろしく願います。

農林水産部長（山下仁司君） それでは、多面的支払交付金についてお答えいたします。多面的機能支払交付金事業は、地域の農地や農業用水、農道等の資源を適正に管理し、これらの資源の長寿命化及び農村環境の保全のための取組を実施し、集落機能の活性化を図るため、平成26年度に創設された制度でございます。

お尋ねの現在の令和元年度の組織数、対象面積及び交付金額でございますが、奄美市全体で組織数が21組織、対象面積が574.6ヘクタールで、交付金額は2,201万7,680円となっております。地区別の内訳としましては、名瀬地区が3組織、65.7ヘクタールで交付金額202万3,560円、笠利地区が14組織、445ヘクタールで交付金額1,802万6,000円、住用地区が4組織、63.9ヘクタールで交付金額196万8,120円となっております。以上です。

16番（川口幸義君） この組織は農地の面積から見れば、まだ増やすことはできると思うんですけどね。この組織、名瀬と住用のほうが組織率が低いなど思っているんですけども、農地をいわゆる管理する、災害から守るといふこの水土里サークルについては、国や県や市が負担金を出すわけだから、大いに活用してですね、もっとこの組織率を図る方向付けはできないですかね、部長。

農林水産部長（山下仁司君） お答えします。笠利地区においてはですね、ほとんどの集落がこの組織をつくって、いろんな活動をやっているんですけど、名瀬と住用については、議員おっしゃるとおり、組織数が少ない状況です。特に、名瀬地区については面積の大きい古見方地区等についてはですね、担当係のほうで各集落に回って、この事業の説明とかをやりながら、この事業の取組を推進しているところでございます。

16番（川口幸義君） よく分かりました。古見方地区についてはね、農地がかなり面積も大きいんですけども、この組織率がなかなか上がってこないということなんですけれども、新年度はもっとテコ入れをしてね、農地のいわゆる管理、そういったものをやることによって、担い手農業がまた新たに意欲が出てくるかも分からないし、そのように思っているところでありますが、私の質問はこれで終わりたいと思いますけれども、最後になりました。今年をもちまして定年退職を迎えられる皆さん、長い間のお勤め御苦勞様でございます。これから、皆さんの知恵が地域において生かされるときがありますので、ひとつ皆さんの知恵を貸して、地域の皆さんと一体となって奄美市の活性化のために御協力していただきたいと思っております。ありがとうございます。終わります。

議長（与 勝広君） 以上で自由民主党 川口幸義君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。14時45分に再開いたします。（午後2時29分）



議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

無所属 永田清裕君の発言を許可いたします。

3番（永田清裕君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネットを御覧の皆様、こんにちは。無所属の永田清裕でございます。冒頭、先日、交通事故でお亡くなりになった職員の方に、衷心より御冥福をお祈りいたします。また、御遺族の方々の悲しみはいかばかりかとお察しいたします。

令和2年の第1回定例会におきまして、初めての一般質問を行います。よろしくお願い申し上げます。

質問に入る前に、少しばかり私の所見を述べさせていただきます。昨今の世界中に広がる新型コロナウイルスによりまして、亡くなられた方々に衷心より御冥福をお祈りいたします。また、感染なされた皆様方の一日も早い御回復と全世界での速やかな終息を心よりお祈りいたします。本市におきましても、早速、対策会議を開設し、迅速に取り組んでおられますので、今後とも市民の安全・安心を守るために、よろしくお願い申し上げます。

さて、私事で大変恐縮ではございますが、昨年10月の市議会議員選挙へ初挑戦をさせていただきます。

した。多くの市民の皆様から温かい御支援に支えられ、身に余る当選結果を頂戴いたしました。誠にありがとうございます。3か月が過ぎた今でも、当然ではありますが、大きな責任と期待を絶対に忘れることがあってはならないと心に留め、これからも多くの皆様方の御支援に感謝し、恩返しの気持ちを込めて誠心誠意全うしてまいりますので、引き続き御指導賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

それでは、通告に沿って質問を行います。

まず1問の、奄美市政について、1と2を一緒にお伺いいたします。名瀬・住用・笠利が合併し、奄美市の誕生から15年目を迎えます。また、朝山市政となりまして10年を超え、3期目の切り返しを通過しております。朝山市長におかれましては、合併協議から参加し、奄美群島唯一の合併を経験されました。合併から15年を振り返り、現在の奄美市の状況を見て、市長として思い感じることをお聞かせいただきたいと存じます。

もう1点は、合併後の3地域において生活環境や学校施設など、各事業も大きく進んでいるように感じます。合併のメリットと言えることか分かりませんが、合併後の事業の成果と、そのことに対する住民の声をどのように受け止めているか、お聞かせいただきたいと存じます。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、早速、永田議員にお答えさせていただきます。

議員お話のとおり、私、先般、施政方針でも申し上げましたとおり、来春3月20日には、奄美市政が施行されて15年の節目を迎えることとなります。本市は全国的にも稀な「飛び地」合併でありましたことや、また、自治体規模の異なる市町村が合併したこともあり、合併当初は私自身も戸惑いがあったことは事実でございます。このような中、奄美市がスタートいたしました。市民体育祭やまなび・福祉フェスタなどの各種行事、イベントや多くの事務事業等を一つの自治体として実施することとなり、戸惑いの中においても、行政をはじめ、市民の皆様もそれぞれ工夫を重ねていただき、3地域の一体感の醸成に向けて努力をしていただきました。また、合併当初の厳しい財政状況のもと、しっかりと奄美市政を軌道に乗せていかなければならない中において、合併特例債や辺地債や過疎債などの有利起債を活用させていただき、教育環境の充実、産業振興、生活環境の整備などを実施してまいったところであります。

そのような中、財政再建等、また地域の均衡ある発展という課題に相反する一面もあったかもしれませんが、果敢に取り組んできたつもりでございます。こうした取組を進めてまいりましたことにより、現状といたしましては合併当初に比べますと、少しは安定した行政運営が可能となっているのではないかと感じているところでもございます。しかしながら、本市はいまだ財政基盤の脆弱な自治体でもあります。また、合併15年という若い自治体でもあります。今後も引き続き市民の皆様のお意見を様々な場面で伺いしながら、更なる飛躍に向けて取り組んでまいりますとともに、その裏付けとなる財政についても、引き続き健全化に取り組み、市民とともに創り上げていく奄美市を実現してまいりたいと存じますので、御理解をいただきたいと存じます。

なお、後段の部分は担当部長に答弁を委ねますので、よろしくお願いをいたします。

総務部長（前田和男君） それでは、私のほうから合併の成果と住民の声ということで答弁させていただきます。

まず、3地域でこれまでに実施してきた事業についてでございますが、厳しい財政状況下にあっても、先ほど市長も述べられました合併特例債、更に合併特例交付金といった新たな財源を活用できたことにより、老朽化が進む学校施設の改修、市内全域への光ファイバー整備、末広・港土地区画整理事業や3地域における防災機能を有する庁舎の整備など、行政として実施すべき教育環境や産業振興、生活

環境に資する事業を、より有利な形で適時・適切に実施することができたところでございます。また、一つの自治体となったことで、これまではバラつきのあったものが統一感をもって実施できるようになった事例も多くございます。一例申し上げますと、観光施設整備について、名瀬地区における「奄美の魅力満喫『海』エリア総合整備事業」や、住用地区の「森と水のまち住用観光プロジェクト」、笠利地区の「歴史回廊のまち笠利観光プロジェクト」では、実施意義や時期、予算措置などを計画性を持って実施できたことにより、現在の観光受け入れの一助となっていると考えているところでございます。

これらを踏まえ、市として引き続き取り組むべきことといたしましては、「3地域の均衡ある発展」を大きな課題と捉えているところでございます。先ほど答弁にございましたとおり、奄美市としての一体感の醸成に努めてまいったことで、10年余りが経過しおおむね奄美市は皆様の日常生活となってきていると考えております。しかしながら、国家百年の計といわれた市町村合併の大きな視点から見ますと、10年余の時間はまだまだスタートしたばかりであり、本市といたしましても引き続き3地区それぞれの特徴を生かした地域振興を確立していく必要があると考えているところでございます。

そのような意味において、近年様々な場面でも聞かれるようになってきた人材確保の声や、地域・集落に伺いますと聞こえてきます地域の担い手不足などの声に、一つ一つ丁寧に取り組み、市民の皆様が合併して良かったと感じられるよう、3地域の均衡ある発展に努めてまいりたいと存じます。以上です。

3番（永田清裕君） どうもありがとうございました。答弁にありましたとおり、合併当初はやはり財政的にも厳しいスタートであったように思いますが、名瀬・住用・笠利の3地域、いずれも各種整備が進んでいるということをお聞きしまして生活環境が良くなってきていると思います。今後も財政の安定が第一でありますので、限られた予算の中ではありますが、朝山市長をトップに奄美群島の中心として、また群島の発展をけん引するとともに、3地域の住民の皆様がそれぞれに地域でいつまでも誇りを持ち続ける奄美市の将来を築き上げていってほしいと、心からお願い申し上げます。

それでは、次の質問にはいります。（2）の新年度予算の特徴と取組についてお伺いします。今年は東京オリンピック・パラリンピック、かごしま国体、更に奄美の世界自然遺産登録に向けての準備、奄美への大きなチャンス的一年であります。このチャンスをどう生かしていくのか、新年度予算としての特徴と、その力を入れた取組についてお聞かせいただきたいと存じます。

総務部長（前田和男君） 令和2年度予算につきましては、地方創生関連事業として約8億円、ふるさと納税等活用事業として約9,000万円、世界自然遺産登録推進費として約5,000万円を計上いたしたほか、令和2年3月補正予算として「GIGAスクール構想実現」に約4億3,000万、奄振関連として約1億2,000万円を含めた切れ目のない「15か月予算」として新年度に取り組んでまいります。

この15か月予算の中での特徴は、特に力を入れた取組といたしましては、マングローブパークの駐車場整備や奄美海洋展示館のリニューアルをはじめとした、「世界自然遺産登録を見据えた受入体制の充実」に向けた取組や、妊娠・出産包括支援事業や不妊・不育治療支援事業など、必要な取組を拡充する「妊娠・出産に対する支援強化」、子育て世代の負担軽減につながる保育所保育料の見直しなど、子育てに対する支援、先ほどのGIGAスクールも含めた教育のIT化整備や、引き続き学校施設整備に取り組む「学校教育環境の充実」への取組、そして奄美豪雨災害から10年の節目を迎えるにあたり、改めて取り組んでまいっている「防災・減災・災害対応力の向上」に資する取組など、将来にわたって必要な施策を講じてまいります。

一方で、行政は連綿と継続していかなければならないものであり、今、申し上げた施策の他にも市民生活に直結する取組につきましては、しっかりと予算を確保し、継続して取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

3番（永田清裕君） ありがとうございます。答弁にありましたとおり、やはり行政は幅広い分野の取組や予算を抱えておりますけれども、各年において記念すべきことや大きな出来事があるかと思えます。特に今年は奄美にとっても大きく注目され、歴史的な飛躍の年になるものと期待しております。奄美市役所は大きな予算と職員を抱える奄美市を代表する大企業であります。やはり、市民生活の向上と暮らしやすい環境整備はもちろんでありますが、今年のような大きなチャンスをしっかり今後の地域の更なる発展につなげていっていきますよう、民間の方々とも力を合わせ取り組んでほしいと願うところであります。

次の質問に入ります。3の奄美群島振興開発事業についてでございます。奄振法も昨年3月に延長され、奄振交付金も予算も内容も年々充実されております。そこで、新年度には大島支庁に奄美群島振興開発総括監のポストが新設されますが、このポストの役割や権限、広域事務組合との関係など、地元との関連、またポストに期待することをお聞かせいただきたいと思えます。

総務部長（前田和男君） 先日の地元紙によりますと、県は令和2年度の組織機構改正の概要を公表し、大島支庁関係では群島の主体的な振興開発の支援と併せ、世界自然遺産登録の取組と観光客の受入体制整備を一体的に進めるため、奄美群島振興開発総括監を大島支庁総務企画部長が兼任する形で配置することとでございます。また、県に伺いましたところ、報道ベースに加え奄美群島振興開発の地元側の中心的役割を果たす奄美群島広域事務組合との連携体制の強化や、同組合及び12市町村をはじめ、大島支庁各部の総括業務などの役割を担うこととでございます。本市といたしましても、これまでの取組以上に県としての組織体制を強化いただいたものであり、大変心強くしっかりと県及び地元市町村が連携し、奄美群島の発展につなげてまいりたいと考えております。

3番（永田清裕君） この総括監というのはどこに配属されるのか、お教えてください。

総務部長（前田和男君） これは総務企画部長が兼任という形での配置となります。以上です。

3番（永田清裕君） ありがとうございます。総務部が兼任するということは、地元にも多少詳しい人がいらっしゃるということで、非常に安心しております。ありがとうございます。今後は、世界自然遺産登録後の事業展開など、更に広域的な連携、そして奄振の役割はますます重要になっていくと思えました。このポストの設置によって更に県・国との連携が身近になり、奄振事業をはじめ、各種取組の更なる充実とスムーズな関連事業につながっていくことを御期待申し上げます。

それでは次の質問に入ります。2番目、防災減災対策についてお伺いします。（1）の①についてお伺いします。奄美豪雨災害から10年が経ちました。最近では全国各地において大きな災害が相次いでおります。国のほうも国土強靱化を推薦し、全国のどこの自治体においても防災減災への取組は最優先のことだと思っております。本市における防災事業のことにつきましては、施政方針の中でも詳細に述べられておりましたが、10年前のあの豪雨災害を振り返り取り組んできたこと、これから更に力を入れていきたいことを改めてお聞かせいただきたい。中でも、私自身思うことは、日頃から情報の収集や伝達は、住民にとっても大変重要なことだと思います。あまみFMの活動や電波の広がりにより、ラジオを通して地元の身近な情報がリアルに聞けるようになりましたが、トンネル内ではいまだラジオも入らない箇所があります。その対策も含め、情報環境整備に関する取組、あまみFM等の連携なども一緒にお聞かせいただきたいと思えます。

総務部長（前田和男君） お答えします。平成22年10月20日に発生した奄美豪雨災害を教訓に、ソフト面につきましては、これまで出前講座や防災に関する講演などにおいて、この奄美豪雨災害の教訓

をテーマとして取り扱ってきたところでございます。検証記録誌を作成し、図書館、学校、関係行政機関などへの配布、市ホームページにも掲載し、広く活用いただいているところでございます。また、毎年8月の最終日曜日に奄美市防災訓練を実施し、防災関係機関との連携強化や市民の防災意識の向上に努めているところでございます。

ハード面につきましては、砂防、治山治水、道路など、迅速な災害復旧を進め、防災・減災の観点から日頃の保守点検などにも努めております。また、災害情報の伝達という点では、奄美豪雨災害以降に整備しました防災行政無線による避難勧告等や、災害情報の発信、更に地域コミュニティFMと連携した情報提供、エリアメールの配信、消防団員による個別呼び掛けなど、あらゆる手段を用いた情報の伝達に努めているところでございます。

議員御指摘のラジオが入らないトンネルがあるとのことで、トンネルを所管する県に確認いたしましたところ、トンネル内のラジオ放送設備については、国土交通省が定める「道路トンネル非常用施設設置基準」に基づいて設置しているとのことでございました。基準につきましては、トンネルの等級、これはトンネルの長さ、交通量に関わって決まっていますが、によって設置規定が設けられ、本市においては和光トンネル、朝戸トンネルにラジオ放送設備を設置しているとのことでございます。また、トンネル内の車両への情報提供については、トンネル出入口に設置してある道路情報盤で情報を適宜提供しているとのことでございます。

いずれにいたしましても、迅速な災害情報の提供は、災害対応の基本でございます。本市といたしましても県や関係機関と連携した情報発信を行うとともに、エリアメール、防災行政無線、広報車など、あらゆる情報伝達手段を用いて、今後も迅速・的確な災害情報の提供・周知に努めてまいりたいと考えております。以上です。

3番（永田清裕君） ありがとうございます。トンネルの中でラジオが入らないということで、ちょっとトンネル等調べてみたんですけど、やっぱり気になる点が、役勝トンネル、石釜トンネル、三太郎トンネルも入らないわけですね、城トンネルも。やはり、あの地域というのは10年前も非常に災害とか、あった地域だと思いますので、非常に気になるところであります。もう一つ気になるところは、本茶トンネルも入らないという苦情で、再三きております。引き続きで結構ですので、県ともちょっと調べてみて、その必要ないトンネルに該当するのかどうかだけお調べください。ありがとうございました。

あの当時、10年前でございますが、寝食を忘れて24時間体制で人の安否、緊急事態を伝え続けたあまみFMの皆さんに、節目の年にあたり、改めて心から敬意を表したいと思います。正確な情報をいち早く伝え、みんなが一同に共有することは迅速な行動にもつながり、とても大切なことと思います。情報環境整備には行政としても是非積極的に取り組んでいただきたいと、このように思います。

防災対策、災害の備えには終わりはありません。奄美豪雨から10年、今後もいつどこで起きるか、想定できない災害に備え、今一度考える節目の年かと思っております。市民一人一人がああ災害の教訓を忘れることなく、再度防災の意識を再認識していただくよう、私自身も議員として一緒になって発信していきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、次の質問に入ります。鹿児島県総合防災訓練についてでございます。本年5月に鹿児島県総合防災訓練が本市で予定されておりますが、市民への広報のためにも防災訓練の内容、住民の参加、訓練に期待することなどについて、お聞かせ願いたいと思っております。

総務部長（前田和男君） 鹿児島県総合防災訓練につきましては、毎年、県内の1市町村を選定し開催され、令和2年度においては7年ぶりの本市開催となる予定でございます。訓練の詳細につきましては、鹿児島県や関係機関とともに現在協議調整中ではありますが、本年5月の第4週の県民防災週間に合わせ、名瀬港及び長浜みなど公園において、想定される災害に備えた訓練を実施する予定ということでございます。期待される成果につきましては、島内外から様々な業種の民間、公的機関が一堂に訓練に参加す

ることから、防災関係機関のより広域的な官民相互連携の強化や、本市単独の防災訓練とは異なった大規模な訓練に、市民の皆様が参加、参観することにより、更なる防災意識の高揚が図られると考えております。今後、関係機関との協議の中で、県から訓練内容など詳細について示されることから、できるだけ多くの方が訓練に参加・参観できるように調整してまいりたいと考えております。

3番（永田清裕君） ありがとうございます。今お聞きしているだけでも、やはり例年以上に多くの機関、団体が参加した、とても有意義な機会になると思います。是非、多くの市民の皆様にも実際に参加していただき、また視察していただき、この訓練を機会に日頃からの自助・共助への意識の向上、また自主防災組織などの体制強化につながることを期待して終わりたいと思います。

次にお伺いします。③の陸上自衛隊奄美駐屯地についてでございます。防災訓練には自衛隊の皆さんも参加されると思います。全国各地で相次ぐ災害対応を見ましても、自衛隊の迅速な活動にはとても敬意を表する次第であります。当奄美大島に陸上自衛隊が配備されて1年が経過しようとしています。私自身、身近に自衛隊が存在することを大変心強く思っているところではありますが、一方では、自衛隊が存在すること自体に意見をする声もまだあるようです。現在、南海日日でもアンケートを実施しているようですが、市へ届いている市民や周辺地域の皆様の地元の生の声についてお聞かせいただきたいと思っております。

総務部長（前田和男君） 陸上自衛隊奄美警備隊隊員の皆様におかれましては、これまでも積極的に地域行事に参加され、地元との交流を深めるなど、地域に根差した組織として活動を実施されております。具体的に申し上げますと、奄美祭りや市民体育祭への参加のほか、地元大熊町内会の行事や大熊港周辺の草刈り作業への参加などを通して交流が図れているようでございます。防災・減災対策におきましても、昨年度から市の防災訓練に参加していただいております。関係機関との連携強化を図るとともに、炊き出し訓練や野外浴場装備品展示などでは、多くの参観者が装備品や活動内容等について質問し、体験するなど、自衛隊の活動への理解が深まっているものと推察しているところでございます。今後も連携を密にしながら双方の良好な関係の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

3番（永田清裕君） ありがとうございます。自衛隊の隊員の皆さんが積極的に地域に出向き、地域事業へ参加や住民との交流を深めているということで、非常に安心しました。日頃から国家のため、地域のために御尽力されている自衛隊の皆様は、いざというときはとても頼りになる存在であります。これからは許される範囲の中で地域との交流や連携を深め、地域において、また行政や市民との間の全てにおいて、お互いの信頼関係が一層深まっていきますことを心から願っております。

次の質問に入ります。3の子育て支援、高齢者支援についてお伺いします。1の支援計画の策定にあたり、対象者の声、利用者の声が大切であり、最も参考になると思います。そのことによってあらゆる取組も進めやすく、市民の皆様も利用しやすく、その効果も期待できると思います。計画策定にあたって、市民の声をどのように取り入れ、反映しているか、簡単にお聞かせいただきたいと思っております。

保健福祉部長（奥田敏文君） 子ども・子育て支援事業計画について、御説明をいたします。平成27年から令和元年度の5年間で第1期とする「奄美市子ども・子育て支援事業計画」が、今年度最終年度を迎えることから、奄美市子ども・子育て会議において、「第2期奄美市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて審議を行っているところでございます。事業計画策定の基礎資料とするために、平成30年度に就学前の児童及び就学後の児童の保護者、約3,000名を対象にニーズ調査を実施し、本市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向をはじめ、子育て世代の生活実態、要望や意見などの実態調査を行ってまいりました。また、子育て支援に関わる全ての事業所の職員向けにアンケート調査を実施し、職場の実態調査を行ったところでございます。その中で寄せられた多くの御意見や要望を会議の中で審

議し、具体的な施策の展開や事業計画について策定をいたしております。このほかにも広く市民の皆様から御意見をいただくために、パブリックコメントを実施して計画に反映してまいりたいと考えております。本計画につきましては、今後、県との協議の後に最終となる第4回目の会議を開催し、策定の運びということになります。本市におきましても、子育て世代の生活環境が多様化しております。それぞれのニーズに沿った支援が求められておりますので、このような調査結果を踏まえ、奄美らしさを生かした事業計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

3番（永田清裕君） はい、ありがとうございました。いろいろと計画をされているようで、非常に感謝しております。子育てや高齢者支援計画だけでなく、行政は各種計画を策定し、その計画に沿って事業を進めていくかと思えます。これからは是非、計画の策定段階から市民の意見や利用者の声を聞き、計画へしっかりと反映していただくよう、よろしく願いいたします。

それでは、次の待機児童と環境整備についてでございます。待機児童の現状は今朝の南海日日でありました。2月15日現在で64名、そして未就学児の母親の8割が仕事をしています。半数がフルタイム。また利用したい教育、保育事業はいずれも認可保育所で、約6割を占めた。こういった現状を踏まえて、私は環境整備についてお伺いいたします。

待機児童の解消に向けても保育環境の充実が求められております。奄美市子ども・子育て会議でも多くの声が寄せられているようです。そこで、保育所の中核となる小浜保育所について、建物も50年ほど経ち、狭く、老朽化も進んでいるようであります。小浜保育所の再整備は喫緊の課題であると思えます。安心・安全な保育環境が求められる直営小浜保育所の施設環境はどうでしょうか。また、耐震対策はどのようになっているか、合わせてお聞かせいただきたいと思えます。

保健福祉部長（奥田敏文君） 最初に、待機児童の状況について、お答えをいたします。待機児童の4月1日現在の直近3年間の状況でございますが、平成29年度が3名、平成30年度が2名、令和元年度が26名となっております。平成30年度までは年々減少しておりましたけれども、令和元年度は転入者の増加等により大幅に増加をしているという状況でございます。

それから、小浜保育所の建替えについて、お答えいたしたいと思えます。議員御指摘のとおり、小浜保育所は昭和46年に建築され、47年が経過をしているという施設で、建て替える必要があるというふうに考えているところでございます。今後の計画につきましては、他の保育所、それから優先順位等ありますので、災害や老朽化により現在使用できない状況となっている住用地区や笠利地区の保育施設の建て替えなども含めて、奄美市全体の保育施設の整備について、総合的に検討していきたいと考えております。

また、耐震診断につきましては、建物の耐震改修の促進に関する法律により、対象となる施設と実施について義務付けが規定をされております。幼稚園や保育所等につきましては、階数が2階以上、床面積が約1,500平米以上の建物が対象となっているところでございます。公立保育所の中では小浜保育所が一番大きいですが、平屋で床面積が866平米であるということから、耐震診断が義務付けられている施設とはなっていないということでございます。しかしながら、万全を期すために施設の改修の際には耐震診断を実施して、必要があれば耐震補強工事も考慮した改修工事を、現在、実施しているところでございます。

3番（永田清裕君） はい、ありがとうございました。耐震対策、それに該当しないというのはびっくりしましたけれども、診断について、是非引き続き時期を見てやっていただきたいと思えます。ありがとうございました。

現在、保育行政は認定こども園の新設や保育料無償化など、大きく変化しつつある時代であると認識を持っております。しかし、保育行政の基本は安心・安全な保育環境のもと、充実した保育サービスの

提供ではないかと、私自身はそのように考えています。保育サービスについては従来から保育士さん方々の熱心な保育により、保護者の皆さん方にも安心して預けられているものと思います。更には、今回の新型コロナウイルス流行のもとで、毎日子どもたちの面倒を見ていただき、心から敬意を表したいと思えます。

御承知のとおり、保育所は災害時要援護者施設にもなっております。当然、小浜保育所もそうであります。現在の施設では老朽化とともに狭く、今、大きな問題となっているウイルス等の感染症対策の面からも、子どもたちの安心・安全の確保について、新しい小浜保育所として保育環境の充実に向けて進めていく必要があると考えますが、是非、前向きに取り組んでいく御答弁をお聞かせ願いたいと存じます。

保健福祉部長（奥田敏文君） 議員からありましたとおり、保育所の環境整備というのは非常に重要なことだというふうに思っております。現在ですね、公立の保育所、全地区で11施設のうちの40年以上経過している施設が7施設、30年以上の施設が1施設、20年以上経過の施設が3施設ということになっております。そのうち40年以上経過の施設2施設については、現在、災害、老朽化等で使用できないという状況でございます。

このような状況を踏まえて、現状では老朽化が著しい施設につきましては、先ほど議員からあった耐震診断の調査を、義務化されていない場所ですが、これも実施をして、必要であれば耐震補強も考慮した改修工事を実施しております。また、建て替えの必要な施設、小浜保育所などについてですが、これにつきましては将来的な保育の需要なども勘案したうえで、地域の方々の意見も聞きながら施設整備を行ってまいりたいと考えております。

3番（永田清裕君） はい、ありがとうございます。是非、取り組んでいただいて、いろいろ事情が分かりましたけれども、早期に次のステップへ前進していくことを希望して終わります。

それでは次に、高齢者支援の取組について伺います。御高齢の皆さんは厳しい時代を乗り越え、奄美の発展に御尽力された皆さんであります。その恩返しや感謝の気持ちを込めて、御高齢の皆さんを支えていくのは我々の時代であり、それぞれの地域の皆さんであります。行政におきましても、御高齢の皆さんへの支援に積極的に取り組んでおり、中でも交流を促すはつらつ教室や外出を促す交通助成事業などは、とても評判の良い取組のようであります。今後更に力を入れたい取組や多くの皆さんに、もっと積極的に参加、活用していただきたい取組についてお聞かせいただきたいと存じます。

保健福祉部長（奥田敏文君） 本市では、健康で長寿を謳歌するまちづくりを基本理念としまして、高齢者の皆様が住み慣れた地域で暮らし続けるために施策の展開を行っているところでございます。各地域や集落で行われております健康教室への運営支援や、健康長寿の取組など、高齢者の皆さんが生きがいをもち、ますます元気に地域で活躍いただけるよう、今後とも施策の充実を図ってまいりたいと存じております。ただですね、今、新型コロナウイルスの関係がございまして、この健康教室等につきましては自粛をしているという状況でございます。御理解をいただければと思います。

3番（永田清裕君） はい、ありがとうございました。先日、国保運営協議会に私、出席させていただいたんですけれども、その中でも市民代表の方から、やはり健康体操の場所がほしいという御意見もありました。各地域では様々な御意見があると思いますが、子どもたちと同様に地域において御高齢の皆さんが元気にグラウンドゴルフをしたり、地域行事へ参加している姿を見ると、やはり地域もにぎやかに、心も豊かになります。これからも積極的に御高齢の皆さんの元気を後押ししていただくよう、よろしく願いいたします。

次に、4問目の産業振興についてでございます。名瀬港マリン地区の埋立整備や中心商店街の区域整理事業も進み、名瀬の街並みも大きく変わってまいりました。マリンタウン地区については、先ほど同

僚議員から、そして中心商店街については先日の崎田議員からの質問において、取組等については詳細な答弁がありましたので、ここでは私の思いを述べさせていただきます。

名瀬港マリントウン地区の広大な土地は、奄美の発展を支える奄美の将来のための土地活用と言っても過言ではないと思います。土地が有効的に、そして民間の方々、また地元の方々の思いと投資につながっていくよう、しっかりと精緻に進めていただきたいと期待しております。時々、車でそばを通ると、広大な土地を見て、どんなふうになるのかなと、一人でわくわくしたり、あるいは港から入る船から、どういう港町に見えるのかなと、いろいろと夢が広がるものであります。2・3年後の姿を楽しみにしております。

中心商店街については、A i A iひろばからは日頃から、子どもからお年寄りまで幅広い年代が集い、また、いろいろなイベントにも活用されております。この市役所庁舎も新しくなりました。今後は市民交流センターや子育て保健複合施設など、商店街や屋仁川から徒歩10分圏内に新しい交流施設もできてきます。この環境をうまく生かしていくことは、商店主などの民間の方々が主役であります。商店街が元気になるということは、名瀬のまち、そして市全体にも活気が生まれてくるということにつながるのだと思います。先ほどのマリントウン地区と合わせて奄美市の顔、また奄美群島の中心となる地区でありますので、大きな都市に似合う賑わいのある名瀬の市街地に発展していきますことを、心から願ひ、期待しております。ありがとうございます。

次の質問に入ります。5問目の世界自然遺産登録についてでございます。先日の同僚議員の質問において、2の②の環境保全の取組については詳細に答弁され、内容を確認できましたので、割愛させていただきます。

1についてお聞きします。最終審査となる世界自然遺産会議について、開催地の心配報道もありますが、日程は示されました。そこで、地元としても登録への強い思いを届け、更に盛り上がっていかねばならないと思うところです。今後の取組と登録へ向けた行政の直前の意気込みをお聞かせいただきたいと思ひます。

総務部長（前田和男君） 世界自然遺産登録に向けた取組みとしては、先ほど答弁させていただきましたが、奄美大島5市町村にて連携し、希少種保護、外来種対策、観光管理、普及啓発活動など多くの取組みを行っております。これらの取組については、世界遺産委員会の諮問機関であるIUCNの専門家による昨年10月の現地調査においても説明され、地元市町村が登録に向け熱意を持って取り組んでいることを調査員の方々へお伝えできたと感じております。

今後のスケジュールにつきましては、今年5月にIUCNからの勧告内容等が公表され、本年6月29日から7月9日にかけて開催される世界遺産委員会において登録の可否が決定する見込みとなっております。本市といたしましても、世界自然遺産登録の実現、更に、登録後においても奄美大島の自然環境が次世代にわたって受け継がれるよう、これまで同様、国・県、関係機関、地元5市町村にて連携し、対応してまいりたいと考えております。

3番（永田清裕君） はい、どうもありがとうございました。意気込みはよく分かりました。ありがとうございました。

先の県議会においても、県知事は世界自然遺産としての価値の維持、自然環境の保全と利用の両立を地元市町村としっかり連携を図ると、力強く述べておられました。大切なことは、世界自然遺産登録になったらそれで終わりではない。やはり、かけがえのない奄美の自然を次世代へ確実に受けつないでいくことが最も大切なことであり、この登録の機会が新たなスタートになることだと思います。地域住民の皆様、観光関係の皆様、そして行政など、全ての関係者が更に連携を密にして、環境保全や受入体制などしっかりと取組、奄美を世界へと発信していこうじゃありませんか。よろしくお願ひいたします。

それでは、6問目の郷土教育についてでございます。先ほどの世界自然遺産の質問でも述べました

が、奄美の自然、伝統文化などの島の宝を次の世代に担う子どもたちにしっかりと受け継いでいかなければなりません。この思いは、行政だけでなく市民の皆様の共通の思いであります。子どもたちの教育に携わる行政として、奄美の特性を生かした教育や子どもたちの感性を育む学習など、教育現場で特に力を入れて取り組んでいることをお聞かせいただきたいと思います。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げます。教育委員会の基本方針として、「地域に根差したふるさと教育、奄美の子どもたちを光に」という基本方針に沿って、私ども行政は進めているところでございます。特に、今お話のありましたことにつきましては、シマグチ、シマ唄、新民謡も含めて八月踊り、六調踊り、この文化を継承していくことをずっと進めているところでございまして、更に、奄美の自然を生かしたふるさと教育を推進して、生まれ育ったふるさと奄美に愛着と誇りを持てる、そういう児童・生徒を育成したいということで、現在も取り組んでいるところでございます。これは、市内全ての小・中学校の総合的な学習の時間というのがありますし、こういうのを活用しましてふるさと奄美の良さを探求的に学習させる取組でもございます。一例を申し上げますと、崎原小学校で炭作りをしております。芦花部小中学校で追込み漁の体験をしております。小湊小学校の十五夜、屋仁小学校の棒踊りなどがございまして、保護者だけでなく地域の有志の方の協力も得ながら学習を続けているというふうに御理解をいただきたいと存じます。

また、シマグチ継承活動につきましては、シマグチカレンダーがございまして、シマグチカルタもそれぞれの学校で活用したりしながら、更には、給食時間に島唄ですとか、新民謡、あるいは八月踊唄などを放送したりすることによって、それぞれの学校の実情に合わせてですね、シマグチの伝承活動に取り組んでいるというふうに御理解をいただきたいと存じます。更に、八月踊りや六調踊りにつきましては、学校教育の中に積極的に取り入れるとともに、地域の有志の方にも協力をお願いして地域と学校が一体となって進めていると、非常にそういう意味では方向付けが良くなってそれぞれの学校で取り組んでいるというふうに理解いただきたいと思います。以上です。

文化財政策調整監（久 伸博君） 加えてお答え申し上げます。奄美博物館におきましては、令和元年度昨年度の8月に常設展示のリニューアルオープンをいたしました。奄美群島の自然・歴史・文化について、これまで以上に分かりやすく展示を変更し、市内及び群島内の小・中学校の社会科学習に数多く利用していただいております。また、自然・歴史・文化に関する出前講座等を実施し、奄美群島国立公園で提唱された環境文化や世界自然遺産登録に関する内容について、子どもたちに講話を行っているところです。先日の「まなび・福祉フェスタ」における「子どもたちのシマグチによる発表」とか、「方言サミット」における、方言サミットでの児童による「シマグチことわざカレンダー」の暗唱発表は、多くの方々から大変好評をいただいたところでございます。教育委員会といたしましても、今後も継続して郷土教育の充実を図り、ふるさと奄美に誇りを持つ児童・生徒の育成に努めてまいりたいと思っております。

3番（永田清裕君） ありがとうございます。私も議員に当選させていただきまして、いろんな教育関係のところから御案内を受けまして参加をさせていただいております。初めて去年の日本復帰記念の日の集いということを来賓として出席させていただきました。そのときにあの名中の生徒の言葉の中に、「奄美の人々は決してあきらめず、奄美66年の前の今日、ついに奄美群島は日本復帰を果たしたのです。私たちが今、日本人として当たり前のように平和な日々を送ることができるのは、偉大なる先人の苦難や熱き思いのおかげです。私は奄美に生きる一人として、それを忘れることなく、感謝の心を持って精一杯生きようと思っております」と、そして、「必死にやり遂げた復帰の歴史を後世に伝え、これからの奄美の将来を考えていくことが私たちにできることだと思います」と、こう立派に、立派に力強く言ってくれました。非常に感激をした、私はひと時でした。更に、年が明けて1月3日、成人式を住用・笠利・名瀬と参加をさせていただきました。笠利と名瀬はこれまでは縁がありまして、何回か参加をさせて

いただきました。私は住用に初めて行きまして、あのときに、もう何名だったか、ちょっと忘れたんですけど、20名弱ぐらいの成人の方々ですかね、がいらして、あの一人一人前に出て、正々堂々と、ある生徒は自分には両親がいなかったと、しかし、友人が支えてくれたと、そういう思いを包み隠さず述べておられました。そういう姿を見ると、やはり脈々と続けている奄美の教育というのが、すばらしいものだ、そのように感じたところでありました。これからも是非、教育長を中心によろしく願っています。ありがとうございました。

先日、本市においても方言サミットが開催され、シマグチ、シマ唄など、地域の文化を見つめ直す、とても有意義なイベントであったとお聞きいたしました。このような貴重な機会を一過性のイベントで終わらせず、しっかりと伝承活動につながっていくことを期待いたしております。子どもは地域の宝といわれます。本市としましても、是非教育方針にありますあまみっ子ふるさと学習を推進し、地域と一緒に子どもたちの健やかな成長を支えていってほしいと、心から願っております。

以上で質問は終わりますが、結びになります。行政は、幅広く多くの分野を抱えていることを市議会議員の立場となって改めて確認しているところであります。それぞれ取組を計画するも実行するも全て市民の声が基本だと思います。私自身も選挙を通じてこのことを強く実感いたしました。行政を進める多くの取組について市民の声を反映し、適正な執行を支えていくのが議会の役目だと思っております。それぞれの役割と責任のもと、行政当局と我々22名の市議会議員、そして市民の皆様がワンチームとして奄美市発展の思いを一つに進んで行けるよう、私自身も全力で頑張っていきたいと思っております。今後ともよろしく願い申し上げます。

最後に、今月31日をもって退職される先輩職員の皆様、議員としましては昨年11月からの短いおつきあいでありましたが、合併や奄美豪雨災害などを乗り越え、今日の奄美市の発展を行政の立場から支え御尽力いただきましたことに心から敬意を表し、感謝を申し上げたいと思います。お世話になりました。ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で、無所属 永田清裕君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分本会議を開きます。（午後3時38分）

第 1 回 定 例 会

令和 2 年 3 月 10 日

(第 6 日 目)

3月10日(6日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
7 番	安 田 壮 平 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
12 番	林 山 克 巳 君	13 番	西 公 郎 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	奥 輝 人 君
16 番	川 口 幸 義 君	17 番	伊 東 隆 吉 君
18 番	元 野 景 一 君	19 番	与 勝 広 君
20 番	竹 山 耕 平 君	21 番	橋 口 和 仁 君
22 番	多 田 義 一 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

11 番 松 山 さ お り 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	手 蓑 利 文 君
笠利総合支所事務 所 長	高 一 也 君	総 務 部 長	前 田 和 男 君
総 務 課 長	三 原 裕 樹 君	企 画 調 整 課 長	山 下 能 久 君
財 政 課 長	國 分 正 大 君	プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長	平 田 宏 尚 君
市 民 部 長	満 永 亮 一 君	税 務 課 長	藤 原 俊 輔 君
市 民 協 働 推 進 課 長	佐 野 早 苗 君	環 境 対 策 課 長	平 田 博 行 君
市 民 課 長	寿 山 一 昭 君	保 健 福 祉 部 長	奥 田 敏 文 君
福 祉 政 策 課 長	石 神 康 郎 君	保 護 課 長	保 金 満 君
健 康 増 進 課 長	徳 永 明 子 君	商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君
商 工 情 報 課 長	麻 井 庄 二 君	紬 観 光 課 長	島 袋 修 君

3月10日(6日目)

産業建設課長	岩下 忠久 君	農林水産部長	山下 仁司 君
農林水産課長	栄 広久 君	土地対策課長	前島 有為生 君
農林水産課長 (笠利)	丸田 宗八郎 君	建設部長	橋口 義仁 君
土木課長	保浦 正博 君	建築住宅課長	岡江 康裕 君
土木課技術調整監	川上 浩一 君	都市整備課技術監	川井 順賢 君
上下水道部長	藤山 浩俊 君	下水道課長	里 嘉郎 君
下水道課技術 調整監	里 則人 君	水道課長	吉 郁也 君
教育部長	福長 敏文 君	教育委員会総務課	徳永 恵三 君
学校教育課長	元 野 弘 君	スポーツ推進課長	大山 茂雄 君
生涯学習課長	大庭 勝利 君	地域教育課長 (笠利)	南 三知子 君
農業委員会事務局 局長	用 稲 工 巳 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	前田 賢一郎 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	向 井 渉 君
主幹兼議事係長	伊集院 正 君	議事係主査	堀 健太郎 君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は21人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の日程は一般質問であります。

○

議長（与 勝広君） 日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますよう、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。更に、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますように、あらかじめお願いしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、自民党奄美 林山克巳君の発言を許可いたします。

なお、林山克巳君から一般質問中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

12番（林山克巳君） 議場の皆さん、市民の皆さん、そしてインターネットを御覧になっておられる皆さん、おはようございます。質問の順番の入れ替えをお願いいたします。質問3の世界自然遺産登録認定を控えての確認事項と、質問4の中心商店街の展望について、これを入れ替えて質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

「親を思う心に優る親心、今日の訪れ何と聞くらん」、江戸末期、安政の大獄により命を絶った吉田松陰先生の最後の句であります。子が親を思う心よりも、親が子を思う心は計り知れない、今日この日のことを聞いた親はどんな思いで聞かだろう、こういう意味でございます。先日、市長より職員計報の冒頭挨拶がありました。親が私の同級生であり、幼少の頃からの友人でもありました。同じ子を持つ親として、心中を思うと心が乱れ、熱いものがこみあげてきます。謹んで御冥福をお祈り申し上げます。

令和2年第1回定例議会一般質問、最終日朝一番、先陣を自民党奄美 林山克巳が行います。

まずはじめに、3月末をもって退職される全ての職員に、長年にわたる市政発展に御尽力くださったことに、心からの敬意と感謝の意を表します。お疲れ様でした。本当に御苦労様でした。

私も平成28年第1回定例会に初めてこの壇上に上がり一般質問した日を、昨日のように覚えております。昨年の改選において、再度議員としてこの壇上に立つことができたことに、全てのことに感謝いたします。あれから4年、自分自身を検証する意味で過去の一般質問の内容を見直し、当局の答弁内容の実行検証を行い、これからの議員活動に生かせるよう、改めて強い意志と決意を持って持続ある議員活動に力を入れることを心に誓い質問に入りたいと思っておりますが、少しだけ、その前に少し所見を述べさせていただきます。

明日3月11日午後2時46分、日本中が衝撃を受けた東日本大震災から9年を迎えます。被災者の心の傷を癒すには長い時間を費やすと思っておりますが、被災した福島の友人から復興に向けて全ての人が力を合わせながら来年10年の節目の年に希望を持ち、一つの区切りをつけ、新たなスタートを切ることを楽しみにしていると心強い言葉を聞くことができました。頑張ってもらいたいです。

さて、令和2年国民が希望に満ち溢れた年になると信じた矢先に、世界を揺るがす出来事、新型コロナウイルスが中国を震源地として世界に拡散しています。これも災害の一つであります。想定外の災害、突然やってきます。しかし、今回の感染症において様々な問題が生じ、現代社会の成り立ちに警笛を鳴らされているように感じたことは、私だけではなく多くの日本国民は少なからず感じたことだと思います。東京オリンピック、かごしま国体、世界自然遺産登録認定と、大きな行事や奄美市誕生15年を来年春に控え、財政的にも令和2年度で5年間の激変緩和措置が終了し、一本算定に移行いたしま

す。今回は自立あるふるさと創生奄美の未来をテーマに質問いたします。

1、プロ野球球団キャンプ地誘致について、(1)横浜DeNAベイスターズ奄美キャンプ終了について、①取り辞めた理由、また横浜市との交流の質問ではございますが、崎田議員の質問でいろいろな答弁がなされております。それを踏まえたうえで、今後の交流の目的を踏まえたうえでの答弁をお願いしたいと思います。

次の質問からは発言席にて質問させていただきます。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは早速、林山議員に答弁させていただきます。

議員御案内のとおり、横浜DeNAベイスターズの秋季キャンプにつきましては、球団がかねてから整備を進めておりました施設が完成したことに伴い、2020年から同施設を中心に秋季キャンプを実施したいとのことを球団代表から直接お伺いいたしました。市にとりましては、秋季キャンプ地が変更になりましたことは、大変残念なことでありますが、本拠地近くに自前の練習場が完成したことは、球団にとっては大変喜ばしいことであり、心からお祝い申し上げる旨のメッセージを球団へお伝えいたしました。思い返しますと、平成22年初のキャンプ直前に奄美豪雨災害に見舞われた中、開催が大変危ぶまれておりましたが、球団の思いにより予定どおり奄美入りしていただき、奄美の人たちに復旧に向けた勇気を与えていただきました。その際、大変感動を覚えたことを、今のように思い出しております。

また、秋季キャンプ受け入れが決定したときには、お礼の意味を込めて球団事務所へ私もおじゃまいたしました。その際に、球団関係者とともに当時横浜市長でありました現林文子市長さんでございまして、親しくお話をし、御挨拶をさせていただきました。なお、横浜市長は当時ダイエーの社長でありました。そして、名瀬市にあります当時のダイエーのほうの開設にもおじゃましたということで、奄美の人は非常に御親切で、しかも明るくて、特に女性の皆さんの元気には感動いたしましたというようなお話も、横浜市長とお話をしたところでもございました。そのような横浜市長並びに横浜市との、市長との御挨拶でもございましたが、現在のところ具体的な友好、もしくは事務的な、また交流の機会は、その後あまりございませんが、しかし、横浜スタジアムにおいては、先日もお話し申し上げましたとおり、球団のお計らいにより奄美デーは今後10年間は責任を持って挙行いたしますと、その際には皆さんと培ってきたこの10年来の友情と信頼をしっかりと保ちながら、奄美の皆さんとの交流は続けてまいりたいというありがたいお話も承っております。そういう中において、やはり今後とも従来どおりのおつきあいをさせていただきながら交流を深め、そしてそのことにより、ひいてはスタジアムと隣接した横浜市役所でもありますので、お伺いする機会もあろうかと思っております。そういう中において、やはり交流のまた何と言いますか、横浜市との更なる交流ができるように努力をしていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

12番（林山克巳君） はい、ありがとうございます。この横浜ベイスターズ球団、私も野球の関係の先輩方々がいらっしゃるものですから、非常にびっくりしているというのと、残念がっておりましたので、それで質問の先にやったのですね、2番目に財政のことが入って来るんですが、やはりそういう含めたいので、まず最初にこの質問を持ってきました。そこでちょっとお話を、ちょっと質問したいんですが、協力会員が200万、奄美で680、足して10年間で8,800万、それから年間で4,700万円、経済効果で、10年間で4億7,000万円、来島者が80名から、1日150名という答弁を崎田議員の質問のときしてはいますが、この8,800万円というのは、10年間で。これ8,800万円、ちょっと少ないような感じがするんですが、例えば、何と言うんですかね、ブルペン、ブルペンを三つ造ったとか、あれはベイスターズのために造ったわけではないかもしれないですけども、全体的に野球のスポーツの関係で造ったのかもしれないんですけど、私の記憶にはどうしてもキャンプにはそれ

だけのマウンドが必要ということで造ったという認識がありましたけど、この件に関してはいかがですか。

教育部長（福長敏文君） それではただいまの御質問にお答えをしたいと思います。先日お答えした金額につきましては、キャンプの実施に対しての費用と、直接的な費用ということでお答えをいたしました。施設整備につきましては、今、議員のほうから御案内がありましたように、様々な整備を行いましたけれども、ベイスターズのためだけということではなくて、ほかの実業団、大学の野球部、それからもちろん市民の皆さんの利用の利便性も考えてですね、市として整備をさせていただいたということで御理解をいただければと思います。

12番（林山克巳君） それで私も理解をいたしました。やはり、本当に財政が伴うことなので、私も確か、質問のときですね、野球をしている人たちはみんな思っていたんですが、球場を二つ、やっぱり後一つ、必要ではないかと、キャンプをする以上は。そういう質問もしたことがあります。しかし、流れとは言え、10年で節目をして、こうやって突然と言えば突然なんですが、もうキャンプをやめると。しかし、もしそれで言われたからといって球場なんかを、結構設備投資したりすると、わあ、そうしたらもうキャンプが終了したら、もう目も当てられないような形になっていったんじゃないかなと思って、今、私も質問としていたしましたけど、やはりそういう意味ではこつこつ、やっぱり財政のことも考えながら、やっぱり全体的なそういう野球の関係、考えながらこうやってやっていたんだなど、私自身思ったもんですから、このいろいろな設備にかける資金的な面は、ちょうどいいぐらいの金額だったんじゃないかなって、今思えばそう思いました。分かりました、理解をいたしました。

それでは、2番の質問に、②の質問に入りますが、ほかのプロスポーツの誘致活動ですね、のことにに関して聞きたいんですが、本当、プロ野球を、プロの団体を入れるというのは、本当、大変厳しいことがあるんですが、ここで一言だけ、ちょっと質問したいんですけど、先ほど市長はベイスターズとの関連、林横浜市長との関連もお話しましたが、その誘致、どういう、ちょっと皆さん知っているかもしれませんが、どういう関連で誘致が始まった、それをちょっとお聞かせできますかね、すみません。

市長（朝山 毅君） 人の出会いは奇遇だといわれますけれども、当時の横浜ベイスターズの職員の皆さんが、沖縄とずっと沖縄を練習場としてやってまいりましたが、気候的にもあらゆる条件において、そう遜色はないと、球場を見ていただきました。その際、この球場が少し施設が充実できれば、格好の練習場所であるというふうなこと等も伺いいたしました。それから、いろんなお話をすることにおいて、条件が整備できますと向こう、しっかりと長期にわたって秋季キャンプをしていきたいというお話でありました。その際、大変、豪雨災害並びに非常に財政の厳しい折でありました。私、私見も含めて申し上げたので、誤解のないようお願いしたいと思います。プロ野球の皆さん方がお付き合い、利用していただくのは365日の3週間、20日前後です。12分の1か月です。私どもは市民共有の財産として、いずれこの施設は改修していかなければいけないと、計画はある。そういう中において、皆さんの為だけというわけにはいかない。しかも体力も弱いので、時間がかかりますと、お金も要りますと。そして多くの利用していただく少年、また一般、陸上競技場を含めて、あらゆる施設整備には相当のお金と時間がかかります。そういう中において、皆さんが御利用いただけるということであれば、時間がかかりますが、やっていく計画はありますということで、相当額のお金でした。グラウンドの整備、ボールの整備、そしてあらゆる芝の張り替え、雨天練習場の芝についても人工芝でやりますけれども、横浜球場と同じような施設にさせていただきたいと、先ほどお話を合ったブルペンも八つにさせていただければと、四つ、六つのところはあると、練習、八つにさせていただければというふうなこと等も含めて、御意向もいただきながら今日までやってまいりました。一昨年の電光掲示板、あれで一応ようやく終わった。私の記憶の中において、約、全てを含めると7億円近くあったんじゃないかと、数字は誤解の

無いように、もう一度調べてみますけれども、それ相当のものが掛かったと思います。そういう中において、横浜ベイスターズの皆さんとお話をしてみましたが、あれから3名、オーナーが変わってきました。会社の内容も名前はそう変わってないようですが、実際には経営者が変わってきている。そういう中にありながらも、積み上げてきた友情と信頼と、そして実績というのを勘案していただいて、今日までまいったところでございます。しかしながら、やはり球団も大変強くなってまいりました。そういうことを含めて、自前の隣接する球場に練習場が完備したということで、この際、大変申し訳ないが、そういうことを御理解いただけないかということでございました。そういう意味において、ただ皆さんからお世話になった、その奄美の人のおもてなし、そして職員を含め、多くの皆さん方の御厚意は忘れませんと。向こう自分たちのできる範囲で奄美デーだけはしっかりと整えて、関東にいらっしゃる奄美出身者を含め、多くの皆さんに今後とも、何と言うんですか、信頼を更に深めていくような環境づくりのためには、同様のことをやってみますので、御理解をいただきたいというふうなことでありました。そういう中において、相当額のやはりお金を、議会の皆さんの御理解をいただいて、今日まで至っているわけでありますが、そういうことで今日に至ったという経緯は御理解いただきたいと思います。そういうことを含めて、信頼と友情というのは、そう培ったものが切れることはないと信じておまして、今後ともやっていきたいと。その中において、今後、どのような展開できるか、この球場を有効利用していただきたいと。その際に、球団の皆さんがおっしゃることは、奄美にもう一つ球場があると、練習試合というのを含めて、奄美には来る機会が、触手を伸ばしている球団があると思いますよと。1か所だけであるとチーム内の練習しかできないけど、春のキャンプになりますと、他流試合をしながら、お互いの切磋琢磨できると、機会が、技術を高める機会もあるので、そういうことを可能なことであれば要望したいですね、せっかくいい環境にありますからというお話は賜っておりますが、市において二つも三つも造るということは、非常に難しいことでもありますので、いろんな方々のお知恵やお力や、そしてまた近接する市町村や、また関係団体の力などもいただいて、将来的にはそのような環境が整えば、奄美は必ずやそういう条件の満たされる環境にあるんじゃないかという自負もいたしておりますし、そこら辺のことも十分考えながら努力をしていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

12番（林山克巳君） 市長のほうから思いとお話を伺いました。ありがとうございます。後から私、質問しようかなと思っていたのは、そのキャンプが終わって、そして、キャンプが終わったのに、これからまた予算を付けたりしながら、この奄美デーを本当にやっていく、そういうあれが本当にやっていく、それが目的というか、それがどうなのかなと思って、ちょっと質問しようかなと思いましたが、今の市長の思いと、それと本当、今までの歴史と、それを聞いて、ああ、なるほどと、自分自身、そしてまた、聞いた方々なんかもそれを再認識して、これからまた横浜ベイスターズに対して思いを、やはり持たれたと思います。ありがとうございます。ですから、その質問はもうそれで終わりたいと思いますが、それで、もう全て3番まで、10年間の予算的経費、市長のほうから10億、7億か、7億前後というお話もお伺いいたしました。別にこれは数字がどうのこうのじゃないんで、このベイスターズに関してはですね、本当、細かいそういう数字的なものは話を聞いておりますので、もうここでベイスターズの質問は終わりたいと思いますので、どうか御理解お願いいたします。

それでは、先ほど言いましたけど、やっぱり財政的なもの、これはもう今回、この2番の質問に入りますが、奄美市の財政状況についてなんですけど、これも総括、それからまたいろいろな議員の方なんか質問いたしております。ですから、私はもう本当、簡単にですね、質問を、みんな、市民が見て分かりやすい質問をいたしたいと思っておりますので、財政課長が答弁でよくいろいろな数字等、いろいろな言葉を話しますが、なかなか私も理解するのに、なかなか難しくくてですね、理解できないんでですね、簡単明瞭にですね、話していただきたいと思っております。

その中で1番、国庫支出金、今、私がここに今回の予算案のですね、令和2年度、これを持って、前

も説明しましたが、歳入と歳出ですね、本当、これが全てと、私は、私自身は思っています。入ってくるお金なんで、それをとにかく出す、出すのをやっていると、まず、入ってくるお金があってからのことと思うんですね、これを踏まえたくて、本当、すみませんが、①国庫支出金の地方交付税交付金について、簡単明瞭、ちょっとお話をお願いいたします。

総務部長（前田和男君） それでは答弁させていただきます。まず、国庫支出金につきましては、国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金というものがございます。国庫負担金については、地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費について、全部または一部を国が負担するものがございます。国庫補助金については、国が特定の事務を奨励または財政上特別の必要があると認めた場合に、地方公共団体に対する補助金でございます。国庫委託金につきましては、本来、国が直接行うべき事務について、地方公共団体に委託されている事務に要する経費を国が負担するものでございます。地方交付税につきましては、普通交付税と特別交付税がございます。普通交付税につきましては、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう、財源を補償するためのもので、地方の固有財源であり、国から地方公共団体へ交付されるものでございます。また、特別交付税については、普通交付税では補足できない突発的な災害など、特別な財政需要について、国から地方公共団体へ交付されるものでございます。以上です。

12番（林山克巳君） はい、ありがとうございます。もう皆さん、いつもこの歳入のは御覧になっているので、もう本当、簡単な質問で、本当、申し訳なく思っておりますが、実はこれ、3割自治という時代がありまして、今、これ見ましたらですね、地方交付税と、それと国庫支出金をですね、合わせましたら、190億、約56.5パーセントあるんですね。自主財源が20パーセント。本当、各地方というのは、これを見ても分かりますけど、国のいろいろな財政上のことで、本当、右にも行ったり、左にも行ったりするような、そういうもう予算的なものがあるというのが、これを見たら分かりますよね。私がちょっと質問したいんですが、国庫支出金の中でも3分の1国がとか、10分の5国、10分の3県とか、いろいろ事業があるんですが、その中で、前も話しましたが合併特例債とか、それから辺地債、それから辺地債と、それと過疎債、これの合併特例債は前質問したら70パーセント、この交付税で戻っていくんですね。辺地債が80パーセントですね、それから過疎債が70パーセント。だからこの地方交付税に入っていくと財源になっているわけですよ。ちょっと質問したいんですが、この資料の中のいわゆる起債ですね、起債。だから、さっき言った戻ってくるということは、国が補償しているのが70パーセント補償しているわけですよ、合併特例債の場合。だから、借金じゃないんですね。国が一応補償するんですから、残り25パーセント、3割66.5パーセントですかね、それは市の財政を使うんですけど、それも地方交付税措置、地方交付税も全体のそこから入れる形なので、それはやりくりと思うんで、ただこの起債のことだけちょっと聞きたいんですが、平成18年度397億2,900万、397億あったんですね、18年度、合併した当時。そして、今度令和2年度が見込みが451億7,700万、増えてはおります。だけどこれは、やっぱり大型事業をしたり、いろいろする中で増えてきているんで、ここまでいくまでの流れの中で増えてきて、この金額になるというのは分かります。合計して588億6,300、これから基金、いわゆる貯金ですね、貯金を引いた金額、これ、441億ですかね、なるんですが、ちょっと不思議、この中にですね、これ、合併特例債とか、辺地債とか、過疎債のあれが入っている、入っておられますよね。実質それを引いた、いわゆる起債の金額ってどのくらいなんですかね、ちょっとお願いいたします。

総務部長（前田和男君） 今、議員御質問の令和2年度末の起債残高見込みが588億6,000万余り、その中で、先ほど議員の質問にあった交付税の補填がなされる分、これには臨時財政対策債等の100パーセント措置されるものもでございます。更に、市のほうで特殊要因という形で償還財源を確保し

た分、これを除いた市全体の償還額としては、真に負担しないとイケない、いわゆる一般財源で負担しないとイケない必要額は155億5,000万余りというふうになっております。以上です。

12番（林山克巳君） いや、もうここがですね、本当にこの合併してから、もう本当、これまで財政に携わっている先輩方、本当に18年の間で、締めすぎると経済が悪くなる、本当にそうしながらここに持ってきて、起債はこうやって合計で、見える数字と、今話しました見えない数字と、いろいろありますが、本当、その辺はこの流れをよく作ったなど、私も本当、この中で、いつも本当、不思議な感じがしていたんですね。実質、その借金というのは、今、話していただきました、私自身はそう思っています。155億と思っています。いよいよここから合併特例債、この前、質問で答弁で言っていましたけど、161億ある枠の中の4億7,000万ぐらい合併特例債が残っていると、もう残り4億7,000万。もう本当、辺地債とか、いろんな工夫をしながらやっていくんですが、やっていくと思います。これからのちょっと簡単に見通しを、ちょっともしお聞かせいただけたらありがたいんですが。

総務部長（前田和男君） 先日答弁させていただきましたように、合併特例債については、あと4億余り利用可能な枠が残っているということです。合併特例債に限らず、今現在、市のほうでいろんな形で起債を起こすときには、いわゆる有利起債、辺地債、過疎債、それと緊急防災事業債、こういう交付税の国の跳ね返りがある起債、これと補助事業、これをうまく組み合わせることで、市の実質的な負担を軽減する中で、市にとって必要な事業をしっかりとやっていくという方針のもと進めておりますので、御理解いただきたいと思っております。

12番（林山克巳君） はい、ありがとうございます。もう本当、財政、この財政の流れが分かったら、各事業のいろいろな流れが分かるのではないかなと思って、本当、私も本当、今、一生懸命、もっとも議員として学ばなければいけないところがいっぱいあるんですが、いろいろ理解しながらですね、また、市民にもそういういろんな工夫を伝えなければいけないところもありますので、御理解していただきたいと思っております。

②の質問に入りますが、これも総括など、いろいろ質問、答弁をもらっていますので、ここはちょっとお聞きしたいんですね。一つ聞かせてください。普通交付税、交付税が市の中に入って来ますが、この4月、6月、9月、11月、一括で入ってくるわけじゃなくて、4月、6月、9月、11月に分けて国からお金が入って来ると思うんですが、その4月、6月はいいですよ。11月ぐらいに入ってきて、それだからなかなか事業が、事業に組み込みができないとか、そういうこともあるんですかね、遅くお金が入って来る、そういうことはないんですかね。ちょっと。

総務部長（前田和男君） 本市予算の仕組みとして、まず当初予算を議会のほうで計上させていただいております。この予算の中には交付税の年間の見込額を計上させていただいているところです。予算の裏付けに基づいて事業を執行いたしますので、実際にお金が入って来る時期とは別なものとして事業はしっかりと執行できるものと考えております。

12番（林山克巳君） はい、分かりました。そういうのがネックになって事業が繰り越し、ずれていくこともあるのかなと、ちょっと私自身思ったもんですから、ちょっと質問いたしました。了解いたしました。

ちょっと質問、この質問に関しては、総括で話していますので、話しませんので、③の質問に入りたいと思います。財政再建の展望について、これ、いよいよ企業会計、公共下水道事業会計が企業会計のほうに入っていきますが、この下水道事業、ここにですね、平成18年度は120億起債があるんですね。辺地債と思うんですけど、ちょっと分かりませんが、農業集落排水事業、これが12億4,

900万円、令和1年の末88億2,000万と16億5,100万足して104億7,100万、の起債がございます。そういうのを含めた上で、いよいよこれから下水道事業が企業会計になっていきますが、その辺の事業、企業会計にあたっての答弁をいただきたいんですが、よろしくをお願いします。

上下水道部長（藤山浩俊君） それでは答弁いたします。議員御案内の本市下水道事業は、来年度より公営企業会計を導入し、本市の公営企業会計は水道事業を含め2事業となります。このことによりまして、市民の皆様が日々使用している水道事業と、使用後の生活雑排をきれいな水に変えて海に戻す下水道事業が、それぞれ独立した公営企業会計により事業を運営していくこととなります。

この両事業は、関連性のある事業であることから、事業の展望としては同じ内容になろうかと思いますが、経営の柱になるところは「事業の継続性」であると認識しております。具体的に申しますと、人口の減少で収益減少が進む中、現資産をどのように維持・更新していくかということが、一番重要な課題だと思います。このことにつきまして、両事業とも経営戦略を策定し、この中で建設計画や財政計画を立て、安全・安心で持続可能な経営を行ってまいりたいと考えております。以上です。

12番（林山克巳君） はい、分かりました。本当、新しく企業会計に入っていくかれますので、これからが本当、いろいろな意味で大変な計画、いろんなエネルギーが要ると思いますが、頑張ってくださいと思います。何か、国のほうの財務省の方なんか、その基金が多いところは、何か地方交付税をと、何かちらほら、何年か前にあったり、それから、今みたいに企業会計に移行させたり、いろんな動きが、何かある中でのことかなと、私は思っていますけど、本当、下水道事業のこれからの発展を願っておりますので、よろしくお願いたします。

ここでもう財政状況については終わりますが、本当、特別会計と一般会計合わせて500億4,864万3,000円の予算ですので、本当に大きな予算になっていると思いますので、これからもいい予算が組めることを願って、この質問は終わりたいと思います。

それでは、先ほど順番を変えましたが、商店街の展望についてですね、この件に関してもですね、総括もですけど、いろんな議員の質問がやっております。中心商店街、業種別動向なんですけど、もう簡単に今のその中心商店街の業種別動向をですね、簡単に何パーセントでもいいですので、お答えいただけたら、お願いします。

商工観光部長（武下義広君） それではお答えいたします。議員御承知のとおり、中心商店街は永田橋通り、支庁通り、朝日通り、古見本通りで囲まれた末広町全域と伊津部町の一部になります。中心商店街における業種別の店舗数は、平成元年11月時点におきまして卸・小売業139店舗、飲食業29店舗、サービス業等112店舗で、合計280店舗となっております。現在、中心商店街を含む中心市街地において実施しております出店支援事業補助金、店舗リフォーム補助金の実施前である平成25年末と比較しますと、卸・小売業が24店舗の減、飲食業が7店舗の増、サービス業等が10店舗の増で、合計7店舗の減となっており、卸・小売業が減少傾向、飲食業、サービス業等が増加傾向となっております。以上です。

議長（与 勝広君） 先ほど、平成元年は令和元年のことですよ。（「訂正をお願いします」と呼ぶ者あり）

12番（林山克巳君） はい、分かりました。ちょっとこの件ですね、今、話しましたリフォーム補助金、それからこれは50万円限度額で、区画整理しているところが80万、それはいいんですが、この家賃の2分の1、10万円上限にしている、区画整理しているところは15万円、これですね、店舗を出す人たちの応援でもあるんですが、例えばそれが助成してなかった場合、普通だと、助成してなかつ

た場合は、やっぱり貸すほうのほうが、ある程度この金額だったら借りてくれるだろうという上限を設けるものですから、金額的には無理をしないけど、ある程度の金額になるんですが、助成をするものだから、極端に言えば10万円、5万円を助成するんですよね、半分。だから、10万円というのは設定されるわけですよ。2年間経ったら、この10万円というのが払っていかないかんくなるんですよね。これっち、本当、大変ですよ。そこは自分たちの努力で、2年間の中で売り上げを作らないかんというのがあるんですが、このシステムって、これ、ずっともう、一応どのくらいまで続けていく予定なんですかね。

商工観光部長（武下義広君） 中心市街地の活性化基本計画に従って、一応、そういう支援などを行っているところです。中心市街地活性化基本計画につきましては、平成29年度から令和3年度までという形で、そこまで支援していこうという形で、計画を作っておりますので、令和3年度までですね、そういう補助支援をですね、やっていきたいというふうに考えています。

12番（林山克巳君） 令和3年度と言ったら、もう来年度ですね、令和3年度。本当、その後またいろいろ工夫するかもしれませんが、一つの区切りとして、また新たな、やっぱりいろんなことを計画していく必要が出てくるかもしれないと、今の答弁では思います。

ちょっと、投影をちょっとしていただきたいんですが、実はですね、チャレンジ奄美の方々と私、日南に行って来たんですよ。日南の、これが日南の街です。奄美に似ているんですよ。これが日南の街なんです、人口は5万2,000人、29年度なんです、一般会計で287億1,930、特別会計が164億、約、総額で451億位の予算なんですよ。ほかいろいろありますけど、その位の規模です。ここですね、本当、正野議員が言ったと思いますけど、視察に行きました。ネコ、ネコも通らないという商店街なんですよ。人が通ってないんです、本当に。これで、ちょっと御縁があって、この日南市長と会うこともできました。そしたらですね、その商店街の人通りを、別に多くしようとは思ってないと。もう頭から思ってないんで、別にそこに人が通ろうが通らない、関係ない。そこに事業を、新しいそういう事業を持って来て、いわゆるこういうインターネットなんか使った、またいろいろな事業ですよ。それを持って行こうということで、油津応援団という会社を民間で立ち上げてですね、やったんですよ。それで、やりながら、今、120名、雇用が。雇用を120名生み出しているんですよ、その商店街。これも、奄美市の商店街と一緒にいうわけじゃ、いろいろな条件が違うから、それはそれでいいと思うんです。だけど、人通りがない、ネコも通らない商店街に、120名の雇用を生み出して、一つの若者の街ができあがっているんですよ。視察には、もういろんなところから視察に来ていたわけです。本当、「人が通ってないんで、内心はちょっと笑いながら、恥ずかしいところもあるんですけど」と言っておりましたけど。これもだけど新しい、一つの街のつくる、まちづくりの一つかもしれないので、本当、これから令和2年度、先ほど言いましたけど、そこはですね、あれを借りてないんですよ、その家賃補助を全くしてないんです。家賃補助をしてなくて、そうやって来てやっているんですよ。ただ、いろいろ条件があって、プロ野球球団が広島カープ、それから西武ライオンズ、それからサッカーのプロ球団も近くにいますので、だから、一概にそうだからということはありませんが、だけど本当に少子高齢化も進んでいって、高齢化率も高くてですね、やっておりますので、是非、その商店街に関しては、そういういろいろなもう、あれ、こういうのっていう、びっくりするような、やはりそういう変革がなければ、なかなか次に進んで行けないような気がしますので、参考でちょっと日南市の話を持ち出しましたので、よろしくお願いたします。

4番の質問も、これで、3番の質問を終わりたいと思います。

そしたら4番の世界自然遺産登録認定を控えての確認事項なんですが、これは私も前の質問でいたしましたけど、去年の7月ですかね、ある御縁がありまして、保健所にネコが、ノネコ、ノネコが捕獲されまして、もう1週間経ちましたら、ちょっとだめになるんですが、それを飼うことになりました

て、ネコをずっと飼って、やっぱり自分でネコを飼うと、それまではネコ問題、ネコ問題って、頭では思っておっても、何と言うんですかね、そういうネコに対するその思い、それから世界自然遺産に向けてのネコ問題がどれだけ大変なものかというのを、肌で知ることができることになりました。その中で、まず確認、どこでも確認していますが、ノネコとノラネコの推定数の確認、それからですね、TNR事業における処理数、これを一応確認で、ちょっとお答えください。お願いします。

市民部長（満永亮一君） それではお答えします。まず、ノネコの推定数でございますが、600頭から1,200頭ということで推定をしております。

続きまして、ノラネコの状況なんですけど、ノラネコはですね、非常に推定が難しく、今年令和元年度にモニタリング調査を住用のほうから実施しております。そこで、住用のほうはですね、ノラネコが79頭確認されておまして、不妊・去勢手術を89.9パーセント、やっているんですけど、その後ですね、また順次、笠利、または名瀬地区の三方地区を順次、モニタリング調査をやって生息数を確認すると。市内の方にはですね、今後、専門家の意見を聞きながら、じっくりやりたいと思っているんですけど、ということで、ノラネコは推定数がまだ公表できる数字がまだ出ていないというような現状でございます。

あと、TNR事業なんですけど、2月末現在で令和元年度でいきますと583頭、処理済みでございます。平成25年から開始しておりますので、トータルで行きますと1,990頭のTNR事業は完了しているということでございます。以上です。

12番（林山克巳君） ありがとうございます。順調に世界自然遺産登録に向けて、ネコの問題は、本当、次から次へと努力なさっていることを確認することができましたが、本当、飼い猫、飼い猫は去勢手術、それからマイクロチップ装着しても、耳をですね、切られればしないんですよ。いわゆるノラネコですかね、ノラネコはそのTNR事業で耳をカットするような形なんで、どういう飼い猫なのか、飼い猫じゃないのかというのは一目瞭然なんですけど、そこでちょっと不思議なのは、この避妊手術、不妊手術ですね、これは半分、1,486匹50.56パーセント、飼い猫の人たちではもうやっているんですけど、このマイクロチップだけは947匹、32.22パーセントなんですよね。このマイクロチップをしないというのは予算的なものなのか、どういうものなのか、どう考えますかね、ちょっとお願いします。

市民部長（満永亮一君） マイクロチップの装着率が低いという御質問ですが、飼い主にとってはですね、ネコにチップを入れる、ネコに対して負担をさせたくないという方とかですね、室内で飼ってちゃんと管理ができるという考える方、そういった方が多くてですね、また、条例改正前の登録猫も多くて、今、ちょっと若干、約40パーセントなんですけど、若干低いという結果になっております。適正飼養の啓発努力を今後とも徹底しまして、装着率の増加にはつなげたいというふうには考えております。

12番（林山克巳君） はい、もう是非、これを進めていってほしいというのと、去勢手術、避妊手術ですね、避妊手術、オスネコもメスネコもですね、私もネコはオスネコなんですけど、やっぱり手術するにあたってはですね、考えてはいけないんですけど、やはりつい、動物、植物というのは、やっぱりこう、やっぱりこう何と言うんですかね、子孫を残すという持って生まれたそういうのがあるものだから、ちょっと心が私自身も、ちょっと考えたりするところがありました。しかし、ネコにとってはですね、本当、ストレスに逆になるんですよ。逆にしないほうがストレスになることがあって、また、飼っている人たちにとってもそれが本当にいい飼い方ができるというのを、私自身も自分で体験して分かりました。だから、そういう話などをですね、やっぱり啓発活動、学校教育などを通してですね、やっていた

だく場所をですね、やっていただいているとは思いますが、答弁でもいろんなところの答弁で聞きますが、これ、学校教育のほうで組み込む、組み込んでやるとか、そういうあれは、今、あるんですかね。お願いします。

教育長（要田憲雄君） お答え申し上げます。山で自活するノネコ、人間の居住する地域にいるノラネコの問題に関しまして、いずれも環境問題として捉えることができるというふうに考えているところです。世界自然遺産である恵まれたこの奄美の環境を守るために、ふるさと奄美の自然の状況をしっかり理解し、動物の適正飼育に関する学習活動を推進していく必要性を常に感じているところです。

現在、「NPO法人奄美野鳥の会」があります。「奄美哺乳類研究会」があります。「一般社団法人奄美猫部」というのがありまして、この3団体が中心となってACN、いわゆる奄美猫問題ネットワークを組織されておりまして、この方々の協力をいただいて、市内のそれぞれの小・中学校で出前授業をそれぞれの学校ごとに行っているということでございます。

環境学習の一環として奄美大島の生物の固有種や自然の尊さ、また外来種問題、ノネコの脅威を理解する活動が含まれ、併せて、ネコの適正飼育について考える学習もなされているというふうに理解しているところでございます。教育委員会としましては、地域に根差したふるさと教育を推進する目的を果たすためにも、各種自然保護団体と連携をしていくというのは大変大事でございまして、小・中学校において環境教育を推し進めていきたいと、今後もそう進めていきたいと思っているところです。

12番（林山克巳君） ありがとうございます。もう是非、世界自然遺産登録認定に向けての教育関係の中でも大事だと思うんですが、私は本当これ、ネコを飼うことで教えられたことがものすごくあります。私の小さいときは飼いおったんですけど、大人になってなかなか動物を飼うという機会がなくてですね、今、自分で動物を飼って、いろいろ教えられて、やっぱり子どもにとっても、そういうネコを飼う、ネコでもイヌでも鳥でも、これ、大事だなと思ってですね、是非、教育分野のほうでですね、ちょうど世界自然遺産もあるので、是非、生き物のそのあれを教えていただいて、教育の中に入れていただきたいと思えます。

それでは、2番と3番なんですが、もうこちらもいろいろ質問をなさる方が多いんですね、今、3番で一つずつちょっと、もう簡単に教えていただいて、もう連続いきますので、一つはですね、世界自然遺産に向けて、ホテルとか、レンタルとか、いろいろあるんですが、もう一つだけ、もう絞ります。飲食店、何か、要望書か何か、要望書じゃないですね、その喫煙問題、飲食店の。やっぱり禁煙するようと言われるけど、なかなか禁煙のスペースを造るというのは、金銭的にもあれなんですけど、やっぱりもしこれから先、世界自然遺産登録に向けたら、この財政的な措置とってでも、私はこれをやっぱり推進していったほうが良いと、私は思うんですが、そのことについて、何かございましたら、お願いします、どなたか。

保健福祉部長（奥田敏文君） 質問の通告の中にもないものですから、資料を持っておりませんが、ただいま言ったとおり、いわゆる受動喫煙、本人が望んでいないのにタバコの煙を吸って、健康を害するというものがあるものですから、今、県のほうでもそういう対策をしているところがどういうところがあるのかというのを調べているようでございます。まだ、今言ったような補助とかですね、そういう話は国のほうからもまだ受けておりませんので、今後、調査してみたいと思えます。

12番（林山克巳君） はい、私はもうこの件に関しては、やっぱり飲食店を経営している人たち、それから、本当、世界自然遺産登録と咬み合わせながら考えている人たちの、ちょうど折り合いをつけてするには、そのぐらいの予算措置をしてやってもいいんじゃないかと、私個人的には思っていますので、是非、お願いしたいと思えます。

最後の質問のエコツアーガイド連絡協議会、奄美群島エコツーリズム推進協議会、その登録をしている人とですね、認定、もう一つだけ、認定エコツアーガイドと認定ならない、これって、はっきり、何かいろいろ競争もあるんですが、この件に関してはもう別にあればいいんです、自由というか、その中でやることに関しては意見とか、そういうのはないんですかね、ちょっとお願いします。

商工観光部長（武下義広君） それでは、エコツアーガイドについてお答えしますが、まず、奄美大島エコツアーガイド連絡協議会には、居住して2年以上、ガイド業に従事して1年以上等の条件を満たしたガイドが、まず登録ガイドということで所属しております。そこから更に、登録ガイドとして1年以上の活動実績、広域事務組合が実施する認定講習の受講等の条件を満たした方が認定ガイドとなっております。以上です。

12番（林山克巳君） はい、ありがとうございます。もう本当、認定されているガイドさん、認定されていないガイドもう一生懸命自然をアピールしておりますので、本当、両方の方々が喜んでもらうような方向に進んでいっていただきたいと思います。

最後になりますが、コロナウイルス、それから、今、本当、ダウ平均が下がって、日経平均も下がっております。経済自体、本当、税収がどうなるか分かりませんが、力を合わせて頑張っていけたらと思っております。以上で終わります。

議長（与 勝広君） 以上で、自民党奄美 林山克巳君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。10時45分に再開いたします。（午前10時32分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

無所属 奥 晃郎君の発言を許可いたします。

4番（奥 晃郎君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。私は、昨年10月に執行されました奄美市議会選挙におきまして有権者の温かい御支援、御協力を賜り当選させていただきました無所属の奥 晃郎でございます。コロナウイルスの終息が見えないこの時期、令和2年第1回定例会にあたり、奄美市議会議員として初めての一般質問の機会をいただきましたので、当初、私の所感を述べさせていただきます。

私は、団塊の世代と言われる翌年、昭和25年に生まれました。3年後に奄美群島が日本復帰しています。三つ子の魂百までとのことがありますが、父親に抱かれ日の丸を振った思い出が残っております。昨年12月に実施された日本復帰記念の日の集いに参加し、改めて当時の思いがよみがえりました。今年70歳を迎えますが、この年になってなぜ議員を目指そうという思いに至ったかの経緯の一端を述べたいと思います。

私が育った当時を振り返ると、昭和39年、中学校2年時にアジアで最初に開催された東京オリンピックを境に、高度成長の波に乗って、中学校を卒業し就職する仲間が金の卵ともてはやされ、本土での活躍の場が保証された時代でありました。私は昭和44年に地元の高校、大島北高の前身である大島実業高等学校笠利分校農業科を卒業し、その1年後に陸上自衛隊に入隊。入隊当時、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、機能を磨き、政治的活動に関与せず、強い責任感を持って職務の遂行にあたり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に努め、もって国民の負託に応えることのサービスの宣誓をし、千葉県松戸、兵庫県伊丹、東京の六本木、市ヶ谷、沖縄県那覇に定年退職まで36年間勤務しました。事に臨んでは危険を顧みずには恵まれず、自衛官勤務を終えました。その

後、東京の民間企業に6年間勤務、故郷奄美に帰って来たUターン組ですが、40年余りの勤務地は人が溢れ、街も明るく、活気のある街ばかりでした。さて、故郷奄美ではと申しますと、平成の大合併でもって旧名瀬市・住用村・笠利町が合併し奄美市となるなど、生まれ育った当時に比べ大きく変化する一方、疲弊している集落等の現状を目の当たりにしました。自衛官としては国内外に示される日本の防衛力の一人分として貢献したと自負しておりますが、生まれ育った奄美のために、何ができたのか、したのかを自問自答すれば、何にもしてないじゃないか。じゃあ、一市民としてではなく、市民の意見を届けられる議員、しかも合併によって笠利町出身の議員が減っていく中で、現有数の3議席を守ろうという思いだけでもと、68歳という年齢も顧みず挑戦した次第であります。私は笠利町内でも人口規模の少ない手花部集落の出身であり、当然にして有権者も少ない中での決断でありました。私は常日頃から地方自治の原点は人であり、住民が住む集落の向上なくして島の活性化にはつながらないという思いを持っております。私の選挙にあたってのキャッチフレーズは、「なきゃわきゃまーじんましんしよろでい、豊かな島の基礎づくりを」と、このキャッチフレーズを政治理念としながら、今後活動してまいります。御指導、御鞭撻のほどよろしく申し上げます。

前置きが少し長くなりましたが、通告している順に沿って一般質問をいたします。

第1番目の質問として、陸上自衛隊奄美駐屯地が、奄美警備隊が駐屯したことについてであります。まず、陸上自衛隊奄美警備隊が駐屯したことによる効果についてお伺いしますが、全国的に人口減少が進んで行く中、奄美市においても例外はなく、平成18年の合併時に4万9,221人いた人口は、昨年末には合併時と比較して5,950人が減少し、4万3,271人となっていました。人口の自然減少を止めるには合計特殊出生率2.07が必要といわれています。奄美市の合計特殊出生率は1.08台という中において、減少に歯止めをかけるのは厳しいのが現実であると認識しております。全国の自治体も人口増加に向け様々な取組がなされていますが、奄美市においてもこれまで人口増加に向けて様々な取組がなされてきたものと考えます。その一つが、昨年3月20日に南西諸島防衛の強化として誘致された陸上自衛隊奄美警備隊の配置にあると考えます。自衛隊誘致については、地域活性化や大規模災害時の初動対処、救援活動に絡めて人口増加の期待も込められていたものと思います。奄美市には350人の隊員が配置されているようですが、隊員には当然既婚者もいます。家族を含めて奄美市で自衛隊に関連してどれだけの人口が増加したのかを、まずお尋ねいたします。次の質問からは発言席にて行います。よろしく申し上げます。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 奥議員の高邁なる人生訓に敬意を表し、感謝を申し上げたいと思います。

それでは、早速自衛隊の効果、人口動態について申し上げます。御案内のとおり、陸上自衛隊奄美警備隊の配備に伴い見込まれる本市への移入人口につきましては、隊員が350名とその御家族約250名のおよそ600名ほどと認識いたしております。本市の人口に与える影響といたしましては、陸上自衛隊奄美警備隊は平成31年3月末に配備されておりますことから、過去3か年の2月末、及び4月末の人口比較を申し上げます。

まず、平成29年2月末が4万4,201名、4月末が4万3,827人で374名の減少、平成30年2月末が4万3,685名、4月末が4万3,364名で321名の減、これに対しまして奄美警備隊配備直前の平成31年2月末が4万3,256名、配備後の4月末が4万3,384名で128名の増加となっております。このことから奄美警備隊配備に伴う人口増の効果があったものと認識をいたしているところでございます。以上です。

4番（奥 晃郎君） 今、市長から説明をいただきましたけれども、隊員の中には住宅が整備されず、家族の帯同を希望していたにも関わらず単身で来ていたという隊員もおられます。これから住宅問題が解

消すれば、また自衛官としての家族が増えるものと確信をいたしております。

次の質問でございますが、隊員が増加したことによる税金についてです。2月25日の市長の施政方針の中で、市税が40億を超えたことを述べられましたが、その中には隊員が直接納めた税金はもちろん、正確な数字は出せないと思いますが、地元の納税者が納入した税金の中でも、相当な額を占めていると思います。自主財源である市民税が幾ら見込まれているのかをお尋ねします。

総務部長（前田和男君） 答弁させていただきます。これまで陸上自衛隊奄美警備隊配備による市民税の増収につきましては、同程度規模の防衛施設が所在する自治体の事例を参考として、およそ5,000万円程度と答弁してまいりました。新年度におきましては、市民税の賦課期日を迎えることとなりますので、今回、税務担当課で試算をしましたところ、およそ5,600万円程度の増収を見込んでいることでございます。

4番（奥 晃郎君） はい、分かりました。次の質問です。人口、税のほかに市民に対する安心・安全感はもちろん、そのほかにも効果があったことについてお尋ねします。

総務部長（前田和男君） 陸上自衛隊奄美警備隊配備に伴うその他の効果につきましては、まず、災害など有事の際の即応体制が考えられます。今年平成22年10月の奄美豪雨災害から10年を迎えますが、当時、島外から駆け付け、身を挺して災害復旧にあたられた自衛隊隊員皆様の姿は、我々市民の心に焼き付いているところです。

また、隊員の皆様と地元との交流による地域の活性化につきましても、駐屯地直近の大熊地区におきましては、各種地域行事などを通して積極的に交流が続いており、市民清掃などにつきましても駐屯地からの参加があると伺っております。また、駐屯地整備に係る公共工事の発注はもとより、駐屯地における各種消耗品や役務の需要、また、食材等の納入、更に隊員御家族の皆様の消費活動など、経済面の効果も多くございます。これらのことにつきましても、陸上自衛隊奄美警備隊配備に伴う経済効果の一つと考えております。

4番（奥 晃郎君） 今、お伺いしましたとおりでというふうに認識をしておりますが、ほかにも奄美警備隊に勤務する隊員の親戚、友人、知人等が奄美に訪れ、交流人口の増加にも寄与しているというふうには私は思っております。地域の各種行事に取り組んでおられますが、自衛隊そのものに反対している市民もおられます。隊員個人に対しては一市民としてのお付き合いをお願いしたいというふうに思います。

次ですけれども、陸上自衛隊奄美警備隊が駐屯したことにより生じた期待に反する事項、俗に言う逆効果があれば、何か教えていただきたいと思っております。

総務部長（前田和男君） 陸上自衛隊奄美警備隊に対する反応ということで申し上げますと、先日の御質問、前回というか、過去の御質問の中でも迷彩服の着用について、第4回定例会の一般質問においても御質問いただいているところです。また、先般の御質問の中でも徒歩行進訓練など、いろいろな御意見があることは承知しておりますが、本市としての奄美警備隊が駐屯したことについての逆効果というものは出ていないものと考えております。

4番（奥 晃郎君） 今、お話がありましたように、少数だとは思いますが、自衛隊の駐屯地ができたことで攻撃の標的にされ危険だとか、迷彩服の隊員、自衛隊車両が市内を走ることによる不安を感じるなどの人たちがいることも確かです。私、元自衛官としての私から言わせていただきますと、日本各地にある自衛隊の駐屯地、基地が攻撃された事例はありません。陸上自衛隊は我が国の平和と安全を保つため、

常に国民の皆さんの近くにあつて、我が国に対する外国の侵略を未然に防止するとともに、万一侵略があった場合に対処することを中心的な役割としています。更に、大規模震災など、各種の事態への対応や国連平和維持活動などです。これがため、隊員は常日頃から訓練し、技能の向上に努めていることに御理解いただきたいというふうに思っております。

俗に言われる言葉で、仕事に惚れ、土地に惚れ、人に惚れる、三惚れというのをよく聞きますが、現在配置されている隊員は何年が経てば転勤することになりますが、その中でも仕事は別にしてもこの奄美の土地に惚れ、人に惚れて、この島に永住を希望する隊員が増えることを願い、自衛隊に関する質問を終了いたします。

次の質問に移ります。市営住宅の整備計画についてです。Iターンはもちろん、Uターン者もこの奄美に移住したい人たちが増えています。多くは財力に乏しく、持ち家を取得できないため、比較的安価な市営住宅を希望しているようです。私の集落には築30年以上を経過した住宅が3棟、6戸ありますが、空き戸数はありません。ここ何年かで空きはありませんかと聞かれたことも数回ありましたが、空き家もなく、そのたびに市営住宅でもあれば人口も増えるし、10名前後の手花部小学校の人数も増えるのというふうに思いました。質問です。市営住宅の現状、場所、戸数並びに空き戸数についてお尋ねします。

建設部長（橋口義仁君） それでははじめに、奄美市の市営住宅の管理戸数について御説明いたします。奄美市の市営住宅の管理戸数は、全体で283棟2,222戸となっております。内訳といたしましては、名瀬地区で98棟1,697戸、住用地区で62棟151戸、笠利地区で123棟374戸となっております。次に、住宅の空き家の状況でございますが、現在、政策空き家といたしまして69戸を除いた住宅は、奄美市全体で2,153戸ございます。そのうち空き家の戸数が160戸となっており、地区ごとの内訳につきましては、名瀬地区134戸、住用地区14戸、笠利地区12戸でございます。なお、先ほど言いました政策空き家とは、主に老朽化により破損が著しく耐用年数を超過しており、将来除却を検討している建物であり、入居者の募集を停止している住宅でございます。

4番（奥 晃郎君） 私の知るところでは、本年度笠利町屋仁集落に建設され、次年度は大笠利に計画されているようですが、今後の整備計画についてお尋ねいたします。

建設部長（橋口義仁君） それでは、現在、「奄美市住生活基本計画」及び「奄美市公営住宅等長寿命化計画」につきまして、平成24年3月に策定され、令和4年3月までの10か年計画となっております。特に、笠利・住用町の各集落より公営住宅整備の要望が多く寄せられていますので、このことを踏まえた上で公営住宅整備計画に反映し、今年度は住用町西仲間地区に鉄筋コンクリート造2階建て1棟6戸、笠利町の屋仁地区に鉄筋コンクリート造2階建て1棟4戸の住宅を完成しております。また、来年度は笠利町の大笠利地区において令和3年4月の供用開始を目指し、鉄筋コンクリート造2階建て1棟4戸の建設を計画しております。

今後、令和2年度から3年度にかけて策定予定の次期「奄美市住生活基本計画」及び「奄美市公営住宅等長寿命化計画」におきまして、奄美市の将来の人口動向や世帯状況などを考慮した上で、公営住宅の担うべき必要戸数の検討や、現在、住まわれている方々の実情及び各建物ごとの状況等を勘案し、新築、建替え、大規模改修、用途廃止等などについて検討しながら慎重に判断してまいりたいと考えております。

4番（奥 晃郎君） 今、御説明いただきましたので承知をしましたが、私の次の質問は、併せて整備計画の策定にあたり最も何を重視したのかということをお聞きしようと思っていたんですけども、今、回答をいただきましたので、先ほどお答えいただきました住宅戸数ですが、奄美市の住宅といえば名瀬地

区に多くあり、笠利町では赤木名地区に多くあります。住宅を小集落に建設をして、入居を推進、人口を増やしたいものです。ちなみに、定住促進住宅事業、これは継続中ですか。

総務部長（前田和男君） 定住促進住宅につきましては、現在も継続をして改修ができる場所等がございましたら、進めているところでございます。

4番（奥 晃郎君） 私の調べたところによりますと、この事業で現在空き家になっているところが、この名瀬市内に2件あると承知しておりますが、間違いございませんか。

総務部長（前田和男君） すみません、手元に現在の入居状況の資料がないものですから、申し訳ございません。

4番（奥 晃郎君） 定住促進住宅事業については、私の調べたところでは名瀬に2件空いているというのを承知していますが、それ以降、入っていれば別です。このほかにも公共サービスの提供に際して、公共施設が必要な場合に、従来のように公共が直接施設を整備せずに、民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供を委ねる手法F P I、失礼しました、P F Iがありますけれども、これらの取り入れについての検討はなされましたか。

議長（与 勝広君） 奥議員、これは通告外の質問になっていますよね。一応、通告に従って。

4番（奥 晃郎君） 分かりました。じゃあ、通告外ですので、これについては省略をさせていただきます。次の質問は、3の街灯についてです。市民の多くの方から街灯が少なく暗い、切れている等の声を多く耳にしますが、名瀬地区・笠利地区・住用における設置状況について、県道、国道を含めお尋ねいたします。

建設部長（橋口義仁君） それでは、議員御質問の街灯につきまして御説明いたします。土木事業等で設置した道路照明としての水銀灯や集落間の防犯灯と、集落や町内会がその地域において必要な場所に設置した街灯がございます。道路照明としましては、国道や県道を管理する大島支庁建設課へ確認しましたところ、県が設置管理しているものにつきましては、これについては龍郷町と大和村を含めた大島支庁管内ということで129基管理しているというふう聞いております。また、奄美市で設置管理しているものは、道路照明や集落間の防犯灯などを合わせまして、名瀬地区で228基、住用地区で203基、笠利地区で358基の計789基となっております。集落や町内会などが設置する街灯につきましては、本年2月末現在におきまして、名瀬地区が2,972基、住用地区が498基、笠利地区が1,340基、合計4,810基となっております。

4番（奥 晃郎君） 今、数字を教えてくださいなんですが、私たちが夜回ってみますとですね、ここにもあったほうがいいんじゃないかと、ここは少し距離的に要らないんじゃないかというようなところもございます。この辺の設置基準があると思いますが、その基準についてお尋ねします。

建設部長（橋口義仁君） 答弁いたします。地域が設置する街灯や市が設置します道路照明及び防犯灯につきましては、いずれも設置基準はございません。集落や町内会がその地域において必要な場所に設置いたします街灯設置につきましては、その設置費用の一部を市が補助しております。補助の内容につきましては、支柱設置を伴う新規設置に1基当たり2万5,000円、支柱設置を伴わない新規設置もし

くはLED灯への移行は1基当たり1万5,000円となっております。また、市が設置する水銀灯などの道路照明は、車や人の交通量の多い路線の横断歩道のある交差点や橋梁へ設置が主なものとなっております。なお、集落間に設置されている防犯灯につきましては、要望がありました通学路等に平成15年から平成28年度にかけて防犯灯整備事業などにより、市道や県道及び国道沿線の電柱ごとに設置をしております。

4番(奥 晃郎君) 設置されている場所、設置数等についての基準はないということですが、特に生徒が通う通学路、これも要望があれば設置するんでしょうけども、集落と集落間を結ぶ道路には、結構切れているものとか、真っ暗な場所とかあります。この辺も含めまして、点灯していない場所の確認、整備はいかにしているか、お尋ねいたします。

建設部長(橋口義仁君) それでは答弁いたします。街灯が切れているところがあると、あともう一つ、暗い箇所があるということですが、集落や町内会などが設置した街灯の点検確認等につきましては、設置管理をしているそれぞれの集落や町内会などが行っていると聞いております。また、市が管理している道路照明や防犯灯の点灯確認につきましては、利用者である地域の方からの情報が最も早く、効率的であると考えております。お気づきの点がございましたら、各支所の担当課まで御連絡いただければ、各担当が確認のうえ対応いたしますので、今後とも地域の御理解と御協力を賜りたいと思っております。よろしく申し上げます。

4番(奥 晃郎君) 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、集落の中については結構その駐在員が要望を出しているようでありませぬけれども、集落と集落を結ぶ道路上の切れている箇所等の要望はなされてないようなところが多いように感じます。特に、昼回っただけではここの街灯が切れているというのがよく分かりませんので、集落等の要望で整備を実施する待ち受けではなく、市の担当者が集落の駐在員等と連携をしながら、積極的な整備に努めていただきたいというふうに思います。

次の質問が私の最後の質問になりますが、イノシシの被害についてです。既に二人の議員の質問があり、理解できました。重なるところについては省略をさせていただきますが、笠利にはイノシシはいないというようなことをずっと聞いていたんですが、去年の暮れあたりからイノシシが散見をされるようになりました。前回の質問でイノシシの被害はまだ笠利地区にはありませんが、情報が寄せられているということを知っております。その対策についても聞いております。私から、このイノシシについて説明をさせていただきます。皆さん、御存知のところはあると思いますが、イノシシの種類ですが、大きく2種類あるようです。ニホンイノシシとリュウキュウイノシシ、このほかにイノシシとブタの交配によるイノブタがおり、奄美には先ほど申し上げましたように、リュウキュウイノシシとイノブタのようです。文献によりますと、ニホンイノシシは通常年に1回春に平均4.5頭の子どもを出産しますが、奄美にいるリュウキュウイノシシは通常年2回、春と秋に平均4.5頭出産するそうです。また初産は満1歳前後ということです。繁殖率が高く、増えるのが速いわけですね。以上のことを考えますと、昨年頃から今までいなかった笠利地区のイノシシを早急に駆除し、農作物の被害を防いでいただきたいというふうに思っております。

持ち時間の1時間はゆうに余っておりますが、同様の質問もあつたこともありますけども、これで私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

議長(与 勝広君) 以上で無所属 奥 晃郎君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後1時30分、再開いたします。(午前11時26分)

○

議長(与 勝広君) 再開いたします。(午後1時30分)

午前に引き続き一般質問を行います。

自民党奄美 多田義一君の発言を許可いたします。

なお、多田義一君から一般質問中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

22番（多田義一君） 議場の皆様、市民の皆様、こんにちは。会派自民党奄美の多田義一でございます。第1回定例会にあたり、一般質問を行います。

まずはじめに、字句の訂正をお願いいたします。一番上のほうなんですけれども、ちょっと分かりづらいですが、一般質問関係様式と、本当、一番上のほうですね、書いているところですが、初歩的なミスをしまして、「様式」を「儀式」と書いていますので、大変申し訳ありませんが、「様式」のほうに訂正をお願いいたします。

それでは、一般質問に移りたいと思います。まず、入る前に所見を少々述べさせていただきたいと思います。まずは、先日も市長のほうからお話がありました、事故によりお亡くなりになられました職員の方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、御家族の皆様方に心よりお悔やみを申し上げます。また、今回の定例会をもって退職をされる職員の皆様、長きにわたり公務員としての御功績に敬意と感謝を申し上げます。本当にお疲れ様でした。災害や合併、庁舎建設など、多くの出来事の中で、奄美市発展のために尽力をいただいたことは、一生の記録に残る仕事であったと思います。その貴重な経験を多くの市民と語り、後輩の育成や地域の発展に御尽力をいただきたいと思います。本当にお疲れ様でした。

昨年の市議会議員の選挙では、市民の皆様方の大切なお心をいただき、改めて身の引き締まる思いがあります。その気持ちに伝えられるよう、精進してまいります。今後とも御指導よろしくをお願いいたします。今年は大きく飛躍する年となると期待をしていたのは、皆さんも同じであると思います。世界遺産の登録は奄美にとって大きな起爆剤になるのは間違いのないことであり、機運の醸成に向け仕上げていかないといけない時期でもあると思います。更には、かごしま国体の準備に向け動き出す大事な時期でもあります。そのような中、コロナウイルスが世界的に広がりを見せており、その影響は患者のいない地域であるここ奄美市においても大変な状況であると思います。後ほどこの件は質問をいたしますが、想像以上に影響を及ぼすと思います。しっかりと議論をさせていただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。はじめに、教育行政についてであります。多くの保護者から小学校、中学校での制服のことに御意見をいただきました。今年、奄美市は税収入の増加が見込まれ、その背景は多くの要因があると思いますが、市内経済は確実に上向いている現状にあり、人材不足が浮き彫りの中、夫婦共働きが確実に増えていると思われれます。そのような中で、今は家事の分担など夫婦の中でも取り組んでいる家庭も多くあると思いますが、比較的はまだまだ低いようで、家事、育児の大半は母親に負担がかかっていると思います。今回の意見は母親の方々からの御意見でしたが、父親は気がつかない方が多いのかなと感じましたが、白い襟付きのシャツでございます。汚れたら落とすのに大変で、洗濯して乾いた後にアイロンがけなど、多くの時間がかかることをお話を聞きました。また、価格も製品により大きく違い、家庭環境により違いがあることも指摘されました。調べたところ、全国でも制服制度の学校は全体の20パーセントほどで、多様な意見を取り入れている学校や自治体が多くあることを知りました。そこでお尋ねしますが、小学校、中学校の制服を使いやすいものに変更はできないのか、お伺いをいたします。次の質問より発言席にて行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げます。議員も御存知のとおりだと思っておりますが、市内各小・中学校で現在児童・生徒が着用している制服に関しましては、私ども教育委員会で選定しているものではなくて、それぞれの学校が伝統的に選定しているものであります。それは御存知だと思います。

が、このことにつきましては、もし、制服の変更等が必要とされる場合は、保護者、あるいはPTAの皆さんと協議していただくと。その際に、子どもが気になるのは、やっぱり儀式できちんと着用できる「正装」としての意味合いは大変大切だと思いますので、そういうことを考えながらそれぞれで保護者ですとか、PTAで話し合って決定していかれるべきであるというふうに考えております。

22番（多田義一君） はい、ありがとうございます。以前、やはり市議会を巻き込んだ大きな話題にもなりましたが、その中学校の坊主の問題ですよね。あれも結局は役所のほうでというか、教育委員会のほうでの別に縛りがあったわけではなく、学校の校則であったということであったと思いますが、要はそれと非常に近いものであって、学校の判断によって変えることは可能ということでの理解でよろしいですかね。よろしいですね。分かりました。

そこですら、ちょっとイメージがつかないと思いますので、少し写真を用意していますので、こんな感じというイメージです、あくまでも。お願いします。今は白いカッターシャツなわけですが、これは別に紺がいいとかいうわけではなく、襟があるポロシャツなんですよ。ポロシャツスタイルでいろんな学校で、今、スクールポロシャツとかという形で多く、その制服制度の中でもあるというふうにお伺いをいたしておりますので、是非、参考になればと思い、写真を用意しました。ありがとうございます。

それで、その中でですね、やはりなぜそういう話が出ているかというのを少し説明させていただくと、昔は結構制服でいる時間が、学校でも長かったと思うんですよ。ただ、今、登下校が制服で校内では体操服を着けている時間のほうが非常に多いみたいな話も聞きます。そのような中で、体操服とまたそのポロシャツ、もし仮に制服がなくなってポロシャツであれば、使い方によってはいろいろな使い方ができるんじゃないかという話もお伺いをいたしました。そこも踏まえて、市内のPTAの皆さんが、是非変えていただきたいという中であれば、学校単位でそれは協議をしていただきたいということでの理解といたします。ありがとうございます。分かりました。

それでは、次の質問に移ります。（2）ですが、この間、私どもの会派で、先月、2月ですね、25日に鹿児島より講師を招いて勉強会を開催いたしました。内容は、和装、紬を広げるためにどのような取組をしていくべきなのかを、講師である一般社団法人NEO和装スタイル協会代表の緒方千奈さんを招いて体験談を交えながら、今後の提案を受けました。その中で、若者が紬を着けない理由がいくつかあり、その中に紬を知らない子どもたちが多く、そして成人するまでに一度も触れたことがない、また紬の歴史を知らない、一人で着られない、着るのに時間がかかる、紬の価値を知らず高いとしか思っていないなど、様々なお話がありました。話を聞きながら紬に関心を持ってもらえる環境が足りないなど思いました。この奄美市は伝統産業として大島紬の振興にずっと力を入れてきています。その中で、じゃあ、今度は小学校、中学校での授業で、昔から取組はあると思います、全くないとは思いませんが、その今ある取組に更に一歩前に出た体験学習などができないのか、そこを少しお聞かせ願いたいと思います。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げる前に、先ほどの制服のことについて、もう少し補足をさせていただきますと思いますが、議員から学校でほとんど制服でなくて自由に着けているというお話がありますが、子どもが各学校を指導して進めているのは、教室の中での授業時間中は制服で授業を受けると、そして体育の時間ですとか清掃時間というのは、ふさわしい服装でやると、そういうふうにはほとんどの学校がそのようにやっているということだけは御理解賜りたいと思います。

それでは、現在、教育委員会におきましては、シマグチ、シマ唄、新民謡、八月踊り、そして六調踊りなどの文化の伝承活動のふるさと教育を推進しているということは御理解いただいていると思いますが、議員が御指摘されましたように、奄美の重要な産業の一つである大島紬について、和装の体験等を通して学ぶことも、とても大切なことであるということをも十分理解しております、学校でもそのことは理解して

いるところですが。市内の多くの小・中学校では、社会科や総合的な学習の時間におけるふるさと学習や校外学習の時間というのがございますが、その中で大島紬の歴史やその工程について学んだり、泥染や着付けの体験を行ったりするなど、紬に関する知識だけでなく、体験型の学習を積極的に取り入れている学校も多くございます。今後もふるさと教育の一環として大島紬に触れる学びの機会を充実させるとともに、本市の教育方針である「地域に根差したふるさと教育」を実現して、奄美の子どもたちが自らのふるさとを愛し、誇りに思えるような教育活動を更に推進してまいりたいと考えているところです。

22番（多田義一君） はい、ありがとうございます。僕たちが小学校のときは、図案のコンクールとか、市内同時にあって、各学校一人一つずつですね、図案を作って出して、その入賞者に表彰というか、そういうのもあった記憶が、これを書きながらよみがえってきましたが、やはり、大島紬というのは後世に残していかないといけない非常に大切なもので、世界的に見てもやっぱり残さないといけないと、今、大変注目を集めておりますが、そんな中で、周り方は今一生懸命頑張ってる方、残していこうと努力をされている方はすごく多くいると思うんですけども、じゃあ、実際、地元にいる、今からですね、例えば成人を迎える子どもたちが、大島紬っていうのを本当に知っているのかどうか。実際、その良さを分かって、成人のときは着けたいとか、これ、日常的に着けるシーンがあれば一番いいんでしょうが、その辺の提案も多くいただきましたので、またその辺りは個人的に話に行くとして、やはり授業の中で是非率先して、この体験型を取り入れていただきたいと思います。

その講習勉強会の時にですね、緒方さんから南海日日新聞さんのほうで出たアンケートの中で、大島本島の子どもたちが2割ほど大島紬を知らないという記事があったという紹介がありました。これが事実、2割ほどの子どもたちが知らない、これを多いと見るのか、少ないと見るのかは別として、やはり学ぶ機会に触れることができなかつたというのが、まず一番じゃないかなと、僕は感じたんですよ。これはその家庭環境で紬を持っている家庭、持っていない家庭、それは様々なので、そこに全てを委ねると、恐らく触れることなく二十歳になる子どもはたくさんいると思いますが、学校でやっぱり学ぶと、触れたり、記憶に残る。その子どもたちが成人を迎えるときに、やはり紬を着けて成人式を迎えたい、この流れをしっかりと作っていくことによって、むしろ30代、40代になった時に、また紬を購入して、今度は自分なりの紬を作ってみようとかですね、そういう体験が生きてくると思いますので、是非ここは、すぐ売れる話じゃないですが、確実に紬を知ってもらって、ファンを作っていくという取組を、地道ですけれども、僕はやっていく必要があると思いますので、是非その教育の中に大島紬のことを、また島を知るいい機会でもありますので、是非取り入れていただきたいと思います。 それでは、次の2番目の大きな福祉行政についてお伺いをいたします。昨日も伊東議員のほうから質問がありましたので、内容が重複するところもあると思いますが、改めてお伺いをいたします。新型コロナウイルスは、国内感染者、昨晚の段階でありますけれども488名、死亡者が7名と出ておりました。海外においては感染者が10万4,435名、また、死亡者全部で3,571名と、日に日に拡大をしております。本当にこのコロナウイルスによりお亡くなりになられた皆様の御冥福をお祈り致します。そしてまた、この奄美においては、今、報告はされていないものの、不安を感じずにいられない状況にあると思います。九州でも広がりを見せており、幸い鹿児島県では離島含め感染者はないようですが、ここにきてコロナウイルスも脅威であります、経済影響がかなり深刻な状況になりつつあると思います。また、国による対応は報道をなされているのをよく見たり聞いたりすることがありますが、実際、奄美市での対応はどのようになっているのか、気になっている市民が多くいらっしゃいます。ここで伺います、実際に感染の疑いや、また感染者が出たときの対応についてをお伺いいたします。

市長（朝山 毅君） この件につきましては、先日来、いろいろ御質問いただいておりますが、議員が御質問のとおり、もし、あつてはならないことではあります、あつた場合の流れと、順を追って少し説明させていただきます。

まず、新型コロナウイルスの特徴であります「37.5度以上の発熱やのどの痛み」、「1週間前後咳が続く」、「強い倦怠感」、このような症状がある方は、医療機関をすぐ受診するのではなく、まずは保健所の相談窓口へ御連絡いただきたいということでございます。そして、保健所では症状についての詳しい聞き取りを行い、感染の疑いが低い方については、通常の医療機関への受診を御案内し、感染の疑いが強い方については、指定された医療機関への外来受診を御案内いたします。次に、指定医療機関を受診される際、御本人または御家族の支援により移動できる方については、そのように移動を行っていただきます。また、移動手段がない方につきましては、症状がそれほど重くない場合は「保健所」により、また症状が重い場合は「救急車」により医療機関への移動を行うこととなります。指定医療機関での外来受診により、症状が軽い場合は「検体採取後に自宅療養」、症状が重い場合は「入院」という判断がなされることとなります。なお、検体採取後陽性または陰性かの結果が出るまでには、3日程度を要するということになっております。その中で、陽性の結果が出た場合は、指定医療機関へ入院することとなりますが、併せて、保健所が疫学調査を行い、濃厚接触者、行動についての調査を行うということが、この一つの、もしという場合の流れということになっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

22番（多田義一君） 詳しい御答弁ありがとうございます。ここで言う、指定医療機関、昨日もちょっと言葉は出てきたんですが、この指定医療機関というのはどこを指しているんですかね。ちょっと分かれば教えていただきたいんですが。

保健福祉部長（奥田敏文君） 指定医療機関につきましては、今、原則非公開ということになっておりますので、実際に保健所のほうで案内をするという形になると思います。

22番（多田義一君） 分かりました。それが非公開であれば、無理して公開してとは言いませんが、ただ、昨日から指定医療機関というお話はでていますが、実際にどこなのかなと、それを知っていたほうが安心するような気もしましたので、今、確認をしたままであります。実際、次の質問に行きます前に、今、出た場合というところで、少しお話をさせていただきましたが、実際に、やはりこれだけ観光客であったり、いろんな人の往来が、奄美市は非常に群島内でも多い地域なので、その感染者がいつ来てもおかしくはないのかなという気はいたしますが、その辺をですね、やはり情報をしっかり取るというか、なかなか難しいでしょうけども、その辺りはアンテナをいろいろ張って、そういう可能性があるような場合は、相手から待つのではなく、ここからちょっと調査をするとかですね。それも考えられることなのかなと思いつつ、ちょっとお話を聞いていたんですが、次にですね、その大型客船や海外からのチャーターと書いてありますが、僕はこのキャンセルになった部分、もう昨日のお話で分かりましたが、実際にそれでも来たいという方も、方というか、会社ですよ、その運航する会社ですよ、あると思うんですが、その辺は市としての、要は基準とか、対応とかというのは、どのようにされているのかをお伺いします。

商工観光部長（武下義広君） それではお答えいたします。まず、クルーズ船の受け入れについてですが、港湾管理者の権限は県にございます。名瀬港へ入港を希望するクルーズ船につきましては、県のほうで入港の許認可を行うことになっております。そのため、本市においてクルーズ船の入港を許可、もしくは拒否することはできないことになっております。通常、クルーズ船の会社は半年から1年ほど前から入港の許可申請を行い、許可を得た後に旅行商品の販売を行っております。新たなクルーズ船の入港許可がおりた場合、寄港日時やトン数、船籍などの基本情報が県から市のほうへ共有されることとなっておりますので、それを受け、歓迎セレモニー及び送迎セレモニーの実施、観光案内所の設置、物産販売の実施など、乗客の方へのおもてなし対応について、市、物産連盟、観光協会、

観光関連業者等との連携のうえで、クルーズ船の受け入れを実施しております。なお、県からの情報を基に、奄美へのクルーズ入港予定を市のホームページで公表しており、県より新たなクルーズ船の入港について情報をいただいた際は、随時更新を行っております。

また、2月24日に寄港しました国内クルーズ船「ばしふいっくびいなす」においては、新型コロナウイルスに関する船会社独自の対応としまして、直近14日以内に香港、マカオを含む中国本土への渡航歴がある場合、同じく14日以内に発熱があり、かつ咳、喉の痛み、息苦しさ、胸の痛みなどの呼吸器症状を有したことがある場合については、家族・同行者も含めて乗船をお断りしております。また併せて、乗船の手続時においてもサーモグラフィカメラによる体温確認を行い、発熱が疑われるお客様は再度検査を行い、37.5度以上の場合は同行者も含めて乗船をお断りするなど、ウイルス蔓延防止のために細心の注意を払っていただいております。また、海外からのクルーズ船につきましては、新型コロナウイルスが指定感染症に指定されたため、新型コロナウイルス感染の恐れがある船舶については、特段の事情がない限り、日本に上陸することを許可しないと政府が決定したと伺っております。このあたりの情報につきましては、今後も国や県の発表する情報を注視してまいりたいと考えております。以上です。

22番（多田義一君） はい、よく分かりました。一つ、ちょっと今のお話の中で気になったのが、例えば、渡航歴がなくて、こちらに向かっている最中に体調を悪くされた方がいらっしゃると、したときに、これはこの現地対応ではなくて、あくまでもやっぱり鹿児島県のほうに、その船会社とのやりとりがあつてという話になるのか、むしろ寄港地である奄美市のほうに一報・相談があるのか、その辺の体系というのは、やはり県のほうが窓口になるということではないんですかね。

商工観光部長（武下義広君） この件につきましては、入港にあたっては、やっぱり県の管理となっておりますので、入港前にそのような話が出てきたらですね、そのような管理の関係での対応となりますが、着岸してからという、また話になるとですね、そのときにまた、詳しく情報はちょっと見てみたいと思います。申し訳ありません。

22番（多田義一君） はい、分かりました。あらゆることが想定されますので、やはりその辺は柔軟にと申しますか、やっぱり市としての情報共有と、やはり市のほうが先に情報を得る可能性も十分あるわけですよね。その辺の連携と、またその後の対応ですよね。そこは県だけで任せて大丈夫なのかなと、僕は個人的にはちょっと思ったりしますので、そこの辺の情報は密にしながら、是非、対応をよろしくお願ひしたいと思います。

それではですね、次3番目の質問に行きますが、実際に市内の経済状況の影響というのは、私はかなり出ていると思います。そのような中で、市の方で考えられる、どの程度影響が出ると、経済ですね、予想されているのか。また、大きく損失があつたりとか、影響が出ている、そのような場合、何かしらの対応策というのはあるのかどうかをお伺ひいたします。

商工観光部長（武下義広君） お答えいたします。新型コロナウイルス感染症による地域経済の影響につきましては、議員御案内のとおり患者の有無に関わらず、既に幅広い業種において発生している状況だと考えております。

今後の見通しについては、感染の収束状況等次第になるかと存じますので、商工分野においても情報の収集と共有を図り、各事業所や関連施設における感染拡大防止に、まず取り組んでまいりたいと考えております。

経済活動への悪影響に対する支援としましては、本市においては奄美大島商工会議所に相談窓口が相談されているほか、日本政策金融公庫による新たな融資制度の創設やセーフティネット貸付の要件緩和等が発表されており、今後も様々な対策が講じられる見通しですので、関係機関と連携を強化して対応

してまいりたいと考えております。以上です。

2 2 番（多田義一君） 僕も実際ここまで影響を受けるとは、正直、あまり予想してなかったんですが、実質この3月というのは、かなり影響があると思います。僕が知っているところですが、ホテルであったりとか、いろんな飲食店とかですね、一番、聞いた中で大きかった数字が飲食店ですが、これはもうほぼほぼ観光客の団体客ですけども、600名余りのキャンセルがあったと、1件ですよ、1件で、1件ですから。実際には、全体的に考えると相当のキャンセルがあったと思われま。また、これが観光だけではないんですよ。市内のあらゆる行事が自粛になりました。スポーツ関係であったり、また官公庁であったり、集まりもなくなっていますよね、団体で集まるやつはですね。その辺も当然ながらキャンセルというのは出てくると思います。なので、単純に島外だけではなく、島内での人の動きも制限をされているような状況なので、かなり影響があるのは事実でございます。また、昨日の答弁で分かりましたが、クルーズ船の入港も実際キャンセルになったと。そこでちょっと部長のほうにもお願いしますので、お聞きしますが、奄美市の場合、直接的といえば水を供給したりしていると思いますけれども、その辺りでちょっと実績等踏まえて、どのくらい損失があったのか、分かれば教えていただきたいと思ひます。

上下水道部長（藤山浩俊君） 今回キャンセルになった船ですが、昨年度も数回、奄美市において船舶給水を受けておられました。その船舶給水が1回につき約300m³、金額に直しますと約23万円ほど船舶給水を受けておられました。その分の影響があると考えられます。

2 2 番（多田義一君） はい、ありがとうございます。23万円、これ、数字だけ見たら、これは大きいか小さいかは別としても、やはり市の直接歳入にも、結局影響が出ていると。またもう1点ですね、今、市内の公の施設は休館ということで、指定管理を含めてですね、休んでいるところは多々あると思いますが、一つ気になるのが、その指定管理で管理をしているところも休みですよ、一律休みで、当然、契約段階で指定管理料があるわけじゃないですか。その間、運営しながらの収入を見越した上での管理料は決まっていると思うんですが、実質、この間、2週間程度ですかね、お休みということで、これが実際に15日あたりで解除されるのかどうかという判断は、まだつかないと思うんですが、その辺りの部分の指定管理に対する補償とかというのは、実際、考えていらっしゃるのかどうか。そこが分かればちょっと教えていただきたいなと思ひますが。

商工観光部長（武下義広君） 商工観光部が管理している、まず観光施設についての考えですが、まず、今回、まずは3月15日までの措置ということで、新型コロナウイルスについては換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まるような場合に感染率が高いことが報告されています。したがって、観光施設としてはですね、そのような指定管理者と協議を行いまして、そのような場所を作らない、そういう予防をしっかり徹底すると、例えば、狭いサウナとか、その付近には、そこは禁止にしますよと。例えば送迎バスについては、それについては人が密にして入りますので、そこについては禁止にしましょうと、そのような条件のもとでですね、一応、観光施設については開放をしていこうという形でやっていますので、閉館という形ではなっていないということは御理解いただければと思ひます。

2 2 番（多田義一君） じゃあ、それほど影響は、売り上げに直結するような、収入に直結するような影響はないという考えでよろしいですか。というのも、一つ例を挙げて言いますと、住用の体験交流館ですよ、体験交流館。あそこは今もう多分、風呂も全部休館ですよ、していると思うんですが、体験交流館で言うと、やはり風呂の収入が相当大きいと思うんです、年間を通してですね。どちらかというとなら体育館内の使用料よりか、お風呂の収入が大きいと思うんですが、その辺りはどうなっていくのか。分かれば教えていただきたいと思ひます。

議長（与 勝広君） 答弁できますか。

総務部長（前田和男君） 今回の新型コロナの対策につきまして、先ほど商工観光部長が言ったように、換気が悪い、人が密集する、そういう施設については基本的に閉館を要請しております。当然、ただ、今おっしゃったように、指定管理施設については指定管理者と十分協議をして、そういう環境を作らなくて運営できる分については、市民への影響も含めてしっかりと議論をしていただきたいと思います。今言ったようなところで、当然、指定管理者の運営に影響があるところについては、そのことも含めて指定管理者としっかりと協議をしていただきたいと思いますという指示はしてございます。

22番（多田義一君） はい、分かりました。まだ、今、途中の段階なので、今後、協議をするということですね、その期間の話も当然あるでしょうし、終息というのがまだまだ見えない状況なので、実際、15日までなのかどうか、ちょっと定かじゃないと思いますので、その辺は協議をしっかりとされるということで、安心をいたしました。

やはり、市民の皆様方から、この間、多くの意見等々をいただきました。実際に、ちょっとこれも僕は分からなかったので答えようがなかったんですが、合宿で来られてる、例えば室内競技、バレーであったりというのは、今、抜いたのはどうなっているんですか。聞いた話では三儀山のほうでやっているというお話を聞いて、市民の方が、今、休館中じゃないんですかと、その体育館はですね、というお話をいただきましたけども、そこは統一した、何かあれば、教えていただきたいなと思いますが。

教育部長（福長敏文君） それでは、ただいま多田議員のほうから、三儀山でのバレーの合宿についてということでお話が出ましたので、教育委員会といたしましては、このスポーツ合宿につきましては、その来られる団体の皆様の判断で、こちらは受け入れるという形で、今、対応させていただいております。特に、バレーの場合は室内競技ということもありまして、当初、6団体が一緒になって合宿をするということで申し入れを受けたんですけれども、実際はこの影響で1チームが来て練習をしたという形で、市民の皆さんには大変申し訳ないんですけれども、その合宿についてはということで、それに限定して貸し出しをしております。

22番（多田義一君） はい、分かりました。恐らく新聞等でも出ていたと思いますけども、やはり、市民の皆さんは、この3月時期といたら、いろんなスポーツ大会があったんですよね。あったのを、恐らく僕が知っている限りでは、ほとんどの競技が今のところ自粛ということで見合わせている段階です。そのような中で、要は体育館を使用されているけども、どういうことだという問い合わせがきたのも事実です。なので、ここはしっかりと公の場でこういう理由であったという説明ができるかなと思ひまして、あえて今、質問させていただきましたが、そのことで、あらゆる分野で今回は影響が出ているということは、みんなの皆さんとともに共有しながら、今後の対策、対応を考えていければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。また、先ほど部長のほうからも、要は国の支援制度とかですね、その商工会議所を含めて窓口があるということ、是非、広く周知をしていただいて、これは多分本当に僕たちが思っている以上に影響は出ていると思うんです、今、現時点でもですね。でも、これがどれだけ続くかによって、もっと深くなると思いますので、この辺はしっかりと金融機関とも連携を取りながら、周知に努めていただきたいと思います。

それでは、大きな3番、人材の確保についてお伺いをいたします。この質問は、以前も行っておりますが、奨学金の返済が若い世代に大きくなっているのしかかっており、なかなか地方に帰れないのが現状であります。すみません、一つ忘れていました。これは質問じゃないんですが、コロナウイルスによる影響という部分で、もう一つ、ちょっとお話をしておかないといけないことがありまして、実際、今言った、直

接的というか、ホテルだったり、レンタカー、飲食店とかですね、スポーツ関係のお話をしましたけども、実際、想像つかなかったところでも影響が出ていまして、実は、日本語学校の学生さんも多くキャンセルが出て、実際そうですね。海外から来る。日本で今、増えていますから、やはり自粛の動きになっていると。4月、10月、入学ですが、どちらも見込めない状況であるというお話も伺っております。また、この学校の重要性というのは、当然、日本語を学ぶ環境として、奄美大島がいいというのは当然ですが、かつ今、この奄美において、奄美市においては、学生のアルバイトというのはいないんですよ、大学がない。また看護福祉専門学校はバイトができない。市内の高校生もバイトは禁止ですよ。となってくると、やはり、この人材の不足という部分は、この日本語学校は僕は一般質問でも何度かやっていますが、大きく貢献をしてきました。この子たちは週28時間しか働けません、その人材ですら確保が、今困難になっているという現状なので、これは少し頭の中に留めていただいて、今後少し力を貸していただきたいなと思います。

それでは、改めて次の質問に移らせていただきます。その奨学金の返済が若い世代に大きくのしかかっているというのは、先ほど申し上げましたが、その中でまた、なかなか本当に地方に帰れないというのが現状であります。今、地方自治体は人口減少の問題を真剣に捉え、若者を定住してもらうため、様々な施策が各地で展開されております。その目玉制度は、やはり奨学金の返済助成事業であると思います。昨今、給付型の条件が緩和をされましたが、誰でも利用できるわけではなく、また基本的には給付型は金額がそれだけでは補えず、結果的に貸与型と併用などが多いのもまだまだ課題であると思います。本市の制度の柱に、是非、奨学金の返済助成制度の創設ができればと、多くの、できれば多くの若者に夢と希望を与えることができる施策になると思います。そのことにより、奄美市内の事業所も、当然ながら恩恵を受けるわけでありますが、民間にも負担をしてもらう、そういう制度でも私は良いと思います。そのような制度が今後できないのか、また、今の労働者不足と定住人口の課題をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

総務部長（前田和男君） 私のほうから全体的な話としての答弁をさせていただきます。労働者不足と定住人口における課題ということで、ハローワーク名瀬管内における有効求人倍率は、昨年度の平均値が1.03、また昨年12月末時点で1.08倍となっており、働き手となる人材が不足している状態です。

本市といたしましては、市内事業所への就職を促進するため、奄美インターンシップ補助金や新卒ルーキー家賃補助金、高卒ルーキー雇用奨励補助金、地域産業雇用奨励サポート補助金、合同企業説明会の開催などによる求職者・新規就職者・受入事業所への支援として、新年度予算で594万1,000円を計上するなど、雇用対策事業に力を入れているところでございます。一方で、議員御指摘のとおり、市内事業所へ就職を促進するためには、働き手となり得る定住人口の増加を図ることも肝要であると考えております。

そこで、本市への定住の促進のため、定住促進住宅の整備や移住定住住宅費購入費補助、住宅リフォーム補助などの施策を実施するとともに、首都圏等における移住相談会などにも参加をしているところでございます。総務省統計によりますと、本市の人口移動数は平成28年から平成30年の3か年において、毎年転出超過の傾向にあり、その実数は平成28年に212人、29年が211人、30年は175人となっております。一方、働き手の中心となります20歳から64歳までの人口移動数を見ますと、3か年とも転入超過の傾向にあり、平成28年には16人、29年には67人、30年には82人となっております。このことは雇用・定住促進の各種施策や本市内の雇用環境の改善など、様々な要因により転出抑制と転入促進が図られているものと考えているところでございます。働き手となる人材の確保定住の促進にあたっては、これまで申し上げた施策に引き続き取り組むとともに、将来を担う子どもたちへ島の仕事に触れる機会を丁寧に作ることで「島に仕事はある」という気付きを提供できるよう取り組み、人材確保、定住促進につなげてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

教育部長（福長敏文君） それでは、私のほうからは奄美市の奨学金制度について、現在の奄美市ふるさと創生人材育成基金についてご説明をさせていただきたいと思っております。旧名瀬市ふるさと創生人材育成基金2億1,515万5,000円、これと旧住用村奨学会4,491万9,000円、旧笠利奨学金貸付基金6,336万4,000円が合併により一つになりまして、現在3億2,343万8,000円を定額といたしまして運用をしております。貸付の状況といたしましては、平成30年度決算時230名に貸し付けを行っております。その内訳といたしましては、貸付を行っている最中の方が47名、返還中の方が183名となっております。

議員のほうから奨学金の返済が若い世代の大きな壁となっているのではないかとということでございますが、現在、滞納のある方、これは返済が遅れている方も含みますが、が87名で、主な滞納の理由といたしましては、病気や失職によるものを含む生活困窮が主なものでございます。このようにそれぞれ事情をお伺いいたしまして返済計画の見直しを行い、返済月額の変更や返済猶予期間を設けるなど、個別に対応させていただいております。

なお、過去5年間の貸付終了後の状況につきましても、少し説明をさせていただければと思います。過去5年間で貸し付けが終了しました人数が87名、そのうち76名が就業、仕事に就いておられます。業種別で申し上げますと、医療機関が最も多く、30名がこの分野へ就職をされております。また、市内の医療機関へ就職された方は7名、市外の医療機関へ就職された方は23名でございます。この87名の全体といたしましては、市内居住の方が24名、市外居住の方が63名となっております。

先ほど議員のほうから御提案のありました民間と一緒に助成制度ということでございましたが、これについても今後、雇用・定住促進につながるよう関係各課としっかり連携をして人材の確保につなげていければというふうに考えております。以上です。

22番（多田義一君） はい、分かりました。実際に市内のほうにも23名ほどいらっしゃると、63名は島外にいらっしゃるといことで、全体のうちからすると、その返した方でいうと25パーセント近くが島に帰って来ているという状況ですが、この数字をもっと上げていくために、やはり考えていかないといけない時に来ていると思うんですよ。結果、人材を、優秀な人材を送り出し、やはり島に戻って来やすい環境を行政としてどう作っていくかという時に、奄美に帰って来るのであれば奨学金の返済は、要は2分の1は補助がありますよとか、全額免除でもいいんですけども、できればですね。それを全額免除であれば、行政のほう負担が大きいので、民間の会社とともに、その奨学金の返済を助けてあげる制度を作れば、わたしはもっと帰って来ると思いますが、奄美にですね。もっと帰って来ると思っていますので、是非この辺をですね、早急に考えていく必要が、僕はあると思っておりますので、是非、対応をお願いをしたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。市の行政権限について、言葉だけ見るとすごく重たい言葉でございますが、前回の一般質問から今回の一般質問でもありましたが、市内のバス路線について多くの議論がありました。私も多くの市民の方々からいろんな意見をいただきました。実は奄美市のほうにも意見は来ていると思っておりますが、ここで質問ですが、奄美市は廃止代替路線補助であったり、バス購入費助成など、多くの支援を行っておりますが、これももともとは市民のために助成をしているという事業だと思っております。その利用者の市民の皆さんからの声を、できるだけ運行会社に伝えて、改善に向けて取り組んでいただきたいのですが、実際、奄美市はどこまで関わる事ができるのかをお示しいただきたいと思っております。

商工観光部長（武下義広君） それではお答えいたします。いわゆる「路線バス」とは、道路運送法における一般乗合旅客自動車運送業として国土交通省の許可を受けて運行されるものであり、県内のバス事業者は鹿児島運輸支局の監督下でございます。本市内の路線バスの内訳としまして、バス事業者の収益事業として運行されている「自主運行」と、バス事業者の撤退後、本市が運行を委託している「廃止代替」

とに二分されます。市内13系統の廃止代替路線につきましては、本市において主体的に運行計画を検討することが可能であり、昨年10月の再編時にも小湊方面の古見方地区の系統について、地域の要望を受けて全集落を経由するルートに変更したところでございます。自主運行路線については、地域の要望等をバス事業者伝えて改善を促すことが基本となりますが、今回の再編後、大島北高や医療福祉機関の要望等を受け、ルート変更等の対応を行っていただいております。

更に、路線バス全体の本市の関与という点で申し上げますと、平成26年から施行されております地域公共交通活性化再生法において、地方自治体が主体となり持続可能な地域公共交通網の形成に資する計画の策定と推進が定められております。

本市においても、平成30年に「奄美市地域公共交通網形成計画」を策定し、国・県、民間を含む関係機関によって構成される「奄美市地域公共交通活性化協議会」を組織して、各施策を推進しております。同協議会は、地域の公共交通網を事業者だけでなく、地域全体の連携によって維持するべく、本市における交通政策全般に関して議論する場となっておりますので、先日開催された会合においても、路線再編に関する意見や要望の概要と対応について報告を受けているところでございます。以上です。

22番（多田義一君） 分かったような分からないような、自主路線については、要望はできるということですね、要望はできる。13系統の廃止路線に関しては、運行計画にも携れるという認識でいいですか。

商工観光部長（武下義広君） はい、この廃止代替につきましては、13路線につきましては市がバス事業者運行をお願いしているという形になりますので、こちらのほうで主体的な話ができるような形になっていくところです。それに変わって自主路線については、バス事業者が主体的に運行している路線ですので、そういう形でバス事業者の主体になってやっていますが、ただ、先ほど言いました協議会の中です、意見などを吸い上げてやっていくという形になっているということで御理解いただければということです。

22番（多田義一君） はい、わかりました。じゃあ、トータル的に考えて、意見は言える立場にあるという理解でよろしいですね。そういうことですね。今までのこのやりとりを見たり聞いたりしているときに、実際、奄美市はどこまで加入できるんだろうかというのが、すごく疑問がありまして、そこをまずはっきりしないと、この場で聞いていいことなのかどうかも判断がつかないという思いがあったので、ここをまずはっきりしたうえで、今後ですね、バスの運行計画であったり、利用者の方から、相当今回はいろんなお話を、呼び止められて言われたことも何度もありました。なので、それだけやはり市民の足に影響が出ているというのは実情だと思いますので、その意見を真摯に受け止めながら改善していくように、是非、行政のほうからも力をともに歩んで行けるような、バス会社とですね、一緒に歩んで行けるような体制づくりをお願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で、自民党奄美 多田義一君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。14時45分に再開いたします。（午後2時27分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

チャレンジ奄美 安田壮平君の発言を許可いたします。

なお、安田壮平君から一般質問中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

7番（安田壮平君） 皆様、こんにちは。チャレンジ奄美の安田壮平です。皆様、疲れが溜まってはいないでしょうか。一般質問に入る前に先日交通事故によって亡くなられた本市職員の御冥福をお祈りいたしますとともに、御家族の皆様にご挨拶とお悔やみ申し上げます。また、今月末で退職される市職員の皆様、長い間のお勤め大変にお疲れ様でございました。市民の一人として感謝申し上げます。ありがとうございました。まだまだお若いそのお力を、これからの奄美市づくりに更に生かしていただきますようお願い申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルスに関する脅威については、多くの同僚議員が触れているとおりで。昨日の情報では、政府専門家会議が今後の国内感染について、当面感染者の増加傾向が続くと予想され、警戒を緩めるわけにはいかないとする見解をまとめました。会議のメンバーからは長期化する可能性を示唆する声もあったようです。また、政府は今般の対応を公文書管理法のガイドラインに基づく歴史的緊急事態に初めて指定すると表明しました。これは東日本大震災関連の議事録がなかったことを踏まえて、震災翌年に設けられた制度で、これにより今回の教訓を将来に生かすべく様々な会議の記録義務づけなど、公文書管理が徹底されることとなります。このように、様々な情報が飛び交い、身構えてばかりの昨今ですが、奄美市の教育関係においてほっとすることがありました。それは、一斉休校における学校での受入対応であり、また学童クラブとの協力連携です。本市の小学生のうち、普段、学童に通う児童は2割弱、学童に通っていない児童のほうが多く、また、そもそも学童クラブがない学校もあります。共働きやひとり親の割合が高いといわれる本市において、休校中に子どもをどう見るべきか、不安を抱えていた家庭にとっては大いに安心したに違いありません。もちろん、諸々の条件を設定したうえでの受け入れですが、いわば子どもたちのセーフティーネットともいえる対応に私も小学校低学年に子を持つ親として、学校関係や教育委員会の皆様にご挨拶申し上げます。ありがとうございました。今回の対応が、今後、何か起こった際の本市にとっての歴史的教訓となる事を願ってやみません。新型コロナの世界経済への影響など、先の見通しにくい世の中ではありますが、これからの時代の国際社会も日本も地域も、志向すべきは環境・経済・社会がバランスを保ちながら持続可能な在り方を目指すSDGs、持続可能な開発目標に基づく運営経営の理念であり、社会とりわけ福祉や教育という観点からは社会的包摂、いわば誰一人取り残さないというコンセプトが重要な意味を持ち、環境面や経済面でのプラスの効果を大きくし、みんなが幸せな島を目指す素地になると考えます。誰一人取り残さない、誰かの不幸を放っておいてはみんなが幸せになれない、このことが奄美市の運営、経営の根本に据えられ、令和新年新時代の様々な政策や事業が実行されることを期待しまして、質問に入ります。

まず、交通安全対策。（1）国道58号平田町名瀬聖母幼稚園付近について、①付近のこれまでの事故発生件数は。また、通学路の安全点検における評価は。そして、それらを踏まえた本市としての危険性についての認識はということですが、昨年12月23日付けで付近の平田町中央自治会等から奄美警察署長宛てに、国道58号線平田町聖母幼稚園付近に押しボタン式信号機またはスクールゾーンの設置に関する要望書が提出されました。この要望書の精神を踏まえての質問です。朝戸トンネル供用開始後、この区間、おおむね平田中央橋から上平田橋までの国道沿いでの交通事故発生件数、自損、他損、うち人身をお示しください。また、付近には市営住宅もあり、多くの小・中・高生の通学路となっていますが、その安全点検における評価はいかようか、お示しください。それらを踏まえたうえで本市としてのこの区間における危険性の認識をお示しください。次の質問からは発言席にて行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、今議会の最後の一般質問、安田議員に答えさせていただきます。

議員が御質問の当該地域は、聖母幼稚園付近の道路のことではないかと思えます。この件については、私も当該地域にお住まいになっていらっしゃる方からお伺いしたこともございます。それを踏まえ、また今日に至るまでの経緯等について述べさせていただきます。

聖母幼稚園付近の道路につきましては、通学路周辺の学校から危険箇所としての報告はなされていないと。したがって、通学路安全点検は行っていないということのようでもあります。この通学路点検というのは、小・中学校の先生方、警察、道路管理の大島支庁土木課、市役所の土木課、教育委員会がそのような報告を受けていないので、点検はしていないということでございましたが、この区間におけるこれまでの事故発生件数について警察署に伺いましたところ、データが残っている過去3年間で3件の物損事故があったということでもあります。また先般、議員がお話になりましたとおり、地域からこの安全性についての要望書が警察所に出されたと同っております。その内容が要望書に対して、近接箇所に押しボタン式信号機があるため、この場所には適さないのではないかというふうな回答であったと同っております。しかしながら、当該道路については国道58号線でございます。県の管理の道路でございます。しかしながら、御指摘のとおり朝夕の時間帯には交通量が多くなり、一部道路が幅員が狭いということもあり、やはり危険性が高いということも御指摘のとおりではないかと思っております。そのような観点から、地域の皆さんの御要望を承り、また、関係機関、警察署などとも協議をし、また状況を把握したうえで今後、協議、検討してまいりたいと思っておりますので、地域の皆様方には大変御心配な面があるかと思っておりますが、道路管理者、また関係機関の皆さんとじっくり話をしてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上であります。

7番(安田壮平君) 市長、丁寧な御答弁ありがとうございます。いろいろ詳しくお話いただきまして理解するところも多々あったんですけども、事故の件数については3年で3件ということで、平均すれば毎年1件起きていくということであるんですが、私が聞いた話では先月ですね、2月に立て続けに2件起きたということでもありました。その数字がカウントされるかどうかは、ちょっと分からないんですけども、確かに常時起こってもおかしくない区域であるなと思っております。ここで現場のですね、画像を投影していただきたいと思っております。ここですね、聖母幼稚園付近と、分かりやすく書いたんですが、実際は市営住宅前というのが、一番歩道が狭くなっている部分です。ですね。お分かりになると思っておりますけども、次の画像をお願いします。これ、道路の反対側からですね、川沿いにある歯科医院を写した画像になります。次の写真をお願いします。ちょっと上のほうから、上のほうに進んだところでの画像、次の画像をお願いします。これもまた振り返って下のほうですね、川下のほうを見て、自治会の集会所がある場所になります。見ても分かるように非常に右側の歩道が極端に狭く、もう右側はほとんど歩いている人はいないように見受けられます。次の画像をお願いします。これはまたちょっと引いたところからの画像になります。次をお願いします。ここですね、私は朝、現場で旗振りしている地域のボランティアの方々と一緒にですね、現場を見させていただいて、ちょうど小学生が登校しているシーンですね。そこまではポールがあるから何とか、まだ良さそうなんですけども、そこから先の50メートルぐらいの間がですね、非常に危ないというか、極端にこう狭くなっている区間になります。次の画像をお願いします。これもまた別の小学生が歩いていまして、場合によっては本当、風景と同化して非常に見えづらい、目立ちにくい、そういう状況が毎朝続いているなど、また夕方も同じ状況であるだろうなと思っております。次の画像をお願いします。これは更に上のほうですね、ちょっとトンネルのほうに上って行ったところから見たらですね、対向車線になりますが、スピードを落とせという道路標示はあります。次の画像をお願いします。同じスピードを落とせというのがありまして、次の画像をお願いします。横断歩道があるよというマークがですね、消えかかっている。また、センターラインもですね、消えかかっている状況がありますので、ここは是非早めの修復をお願いしたいと思います。次の画像をお願いします。一旦また川下のほうに行きまして、右側にですね、ちょっと駐車場のようスペースがあるんですけども、次の画像をお願いします。ここまた朝戸トンネル側を見たほうなんですけど、この左側のですね、反射板みたいなものがあるのがお分かりになるかと思っておりますが、次の画像をお願いします。ちょっと行き過ぎました。ここ、この反射板がですね、若干道路と垂直に面していないような感じで、実際光が当たって効いているのかどうか分からない、反射して見えるのかどうか分からない。こういった状況も

あって、この花壇にですね、乗り上げて、先月車が横転したと、横転して更に対向車の列に突っ込んで行ったと、そういう事故が起こったそうであります。是非ともこの場所には、次の画像をお願いします。この上手、トンネル寄りにあるこういった分かりやすい表示をしていただいて、ちょっとよけてくださいというようなですね、そういう表示も併せてお願いしたいと思います。

次の質問に移りますが、②緊急的、暫定的な対策として、住用町城集落におけるカラー舗装やカラーペイントはできないかということなのですが、もう一度また画像をお願いします。城集落のですね、画像になりますが、城集落、今、何かと話題ではあるんですが、今こう暫定的な安全対策として、このようなことをやっています。トンネルを抜けたときにですね、ちょうどこの日、雨が降っていたので見えづらいかもかもしれませんが、赤い道路舗装、滑り止めを兼ねた舗装をしています。次をお願いします。これは集落に入る手前、ここは本当、急カーブが続きますので、滑り止めが続いています。次をお願いします。スピードを落とせという表示ですね。歩道のほうには緑色の舗装をして、区分がはっきりなるように、分かるようになっていきます。次をお願いします。集落の中を進んで行っても歩道はずっと緑色でペイントされていると。次をお願いします。これは、集会所の近くですね、これも同じくであります。次をお願いします。今度はまた東城のほうから城集落に入るところですけども、同じく集落の手前でスピードを落とせの道路標示などがあります。次をお願いします。郵便局の前には、こういったカラーポールも立てられています。次をお願いします。これも見て御覧のとおり、御覧のとおりお分かりになるようにです。次をお願いします。最後、集落を抜ける場所ですね。ここもまた急カーブが続きますので、こういったスピードを落とせの表示などがあります。以上、見ていただきましたが、要望書の内容としては、都市計画が進行するまでの緊急的、暫定的な対策として、運転手に対してスピード抑制の注意喚起を促す道路標示等を付けてほしいというものです。そこで、例えばこの住用町城集落における道路標示、路側帯の歩道を強調するカラーペイント、ポールなど、これら同様な手法による安全対策をこの平田町の区間にも適用できないか、見解をお示してください。

建設部長（橋口義仁君） それでは答弁いたします。当路線は、国道58号であり、管理は鹿児島県が行っておりますが、対策として議員御提案の路面表示等が有効であると考えております。管理を行う県に確認しましたところ、路側帯を強調する外側線やカラー区画線などの安全対策を検討してまいりたいということでありましたので、御了解をお願いします。

7番（安田壮平君） 先ほどの市長の答弁にも沿った丁寧な内容の答弁、ありがとうございます。是非とも検討していただき、検討の暁にはですね、実施していただきますように、そこまでしっかりと私自身も繰り返しフォローしてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に移ります。（2）市道小俣・春日線上緑橋付近についてであります。危険性についての認識は、また安全対策を施すことができないかということですが、これも画像を用意してありますので、投影をお願いします。春日町から来て小俣町、そして古田町の郵便局前に向かう道路沿いになります。次をお願いします。こちらの道路がですね、優先となっていて、一応、横断歩道、歩道があるという道路標示はあります。次をお願いします。これは反対のほうから見た写真ですが、スピードを落とせとか、それ以外のものがないので、ドライバーとしてはですね、非常に、春日町から来たドライバーとしては、非常にスピードを出しやすい、優先道路でもありますので当然なんですけども、出しやすい、そういう状況にあります。次をお願いします。この川に沿っている道路については、どちらも一旦停止の標識と停止線がありますので、もちろんこっちが優先、その橋を渡ったところにはですね、優先を表示する黄色の点滅信号があり、その先には古田局前の交差点がありますので、信号が、ちょっとこれが見にくいかもしれませんが、信号がはっきり見える、青とか赤とか、はっきり見える。なので、青信号の場合は思いっきりスピードを出して、信号に間に合うようにですね、加速できる、そういう加速、ついしてしまう、そういう区間でもあります。この付近においては、こういった速いスピードでの、春日町

方面から古田局前交差点方面に直進する車の走行が散見されます。こちらも通学路にあたり、小・中学生の通行が多いため、保護者が交替で朝、旗当番をしています。万全とは言えません。特に高校生が通学のため速いスピードで、この川沿いの道をですね、通行するため、車との接触が心配されます。やはり高校生はですね、そうは言っても道路標識とか、僕自身がそうであったように、なかなかどちらが優先とか、そういう思考回路にはなかなかかなりにくいんじゃないかなと察します。だからこそ、この付近における通学路の安全点検の評価や、本市としての危険性の認識をお示しいただき、(1)と同様なスピード抑制を促す安全対策の実施をしていただきたいのですが、見解をお示してください。

建設部長（橋口義仁君） それでは、当該路線は山田団地から春日町を通り、小俣町へ続く市道小俣・平田線と、新川沿いを通る市道小俣10号線が合流する交差点であります。朝の通勤時間帯には、通学のための自転車や通勤のための車両の交通が輻輳している箇所であるとの認識はしておりますが、小俣10号線には交差点手前の両側に一時停止の標識と停止線、そして小俣・平田線にも交差点前に横断歩道と停止線が適切に設置されております。

先ほどありました、高校生がスピードを出しているという形でのことなのですが、奄美警察署に確認したところ、この交差点で自転車通学の生徒に対して一時停止の指導を行っているということでありました。御質問の安全対策につきましては、市内全域の状況、安全性などを総合的に勘案しながら、今後、検討してまいりたいと考えております。

7番（安田壮平君） はい、分かりました。私はこの交差点のですね、歩いて20～30秒の所に住んでいるんですが、警察の方がその高校生に指導している姿は、残念ながら見たことがないです。たまたまちょっとタイミングが合わないだけなのかもしれませんが、そんなに頻繁にやっているという感じではないのは確かだろうと思うんですけども、是非、これは市道でもありますので、市が主体的に管理する道路でもありますので、やはりこれは積極的に考えていただきたいんですが、ちょっと参考までに伺いますが、こういった市道に関する安全対策のですね、一定の予算の枠というか、予算額というのを、毎年確保はされているんでしょうか。

建設部長（橋口義仁君） 交通安全対策事業という形で、年間幾らかいただいております。やっております。

7番（安田壮平君） 是非、市民の生命と安全を守る予算でありますので、是非ですね、市内あちこちに、冒頭でありました通学路の安全対策に、俎上に載らない危ない箇所も、やはり市内には数多く潜んでいると思いますので、やはりそこは年次的にですね、計画的に少しずつ、この安全対策を取っていただきたいなというふうに思います。ここについても、また引き続きですね、市のほうで積極的に検討していただいて、これから先もフォローさせていただこうと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、(3)国道58号朝戸集落付近について、①国道沿いに片側のみある歩道をつなぐ横断歩道がないが、設置の必要性についての認識は。また、今後の予定はということですが、これについても画像がありますので、投影をお願いします。国道の朝戸集落付近ですね、まっすぐ行くと朝戸トンネルにつながるところで、旧朝戸峠の出入り口、右側が鍋又橋というところになります。次の画像をお願いします。反対を見たところですね。まっすぐ行くと給食センター等があります。道路の右側にですね、こう見ると右側に歩道が、苔むしてはいるんですが、歩道があるのが見えるかと思います。次をお願いします。まだ右側に歩道があります。次をお願いします。ここでですね、擁壁と言いますか、フェンスが出てきて、歩道の位置が左側に変わっているのがお分かりになるかと思います。ただ、これを横断する横断歩道などは設置されておられません。次の画像をお願いします。これが最後になります。これはまたその反対から見た画像なんですけれども、聞くところによればここを利用する高校生とかはですね、自分のタイミングでというか、車両が来ないタイミングで適当なところで横断をしているということ

あります。この付近ではですね、高校生の、繰り返しになりますが、高校生の通学路になっており、また、古見方多目的グラウンドを使用する中学生等が自転車で通る場所です。このことについて、横断歩道等設置の必要性の認識をお示しください。また、今後設置する予定がないのか、見解をお示しください。

建設部長（橋口義仁君） 当該路線は国道58号であり、管理は鹿児島県でございます。横断歩道は信号機と同じ交通規制標識でございます。設置については公安委員会の判断によるものとの認識でございます。奄美警察署に確認したところ、横断歩道を新しく設置することにつきましては、まずは多数の利用者があり、見通しがよく、待機場所が広いことなども条件になるとのことでございます。この場所に横断歩道を設置することは難しいのではないかとということでもございました。また、国道を管理する県に確認しましたところ、片側歩道が整備されているので、更なる整備は困難であるとの認識でもございました。大変貴重な御意見をいただきましたので、地域に関わる事業につきましては、県との協議の場である土木事業連絡協議会を通じで協議を行ってまいりたいと考えております。

7番（安田壮平君） ちょっと残念ではあるんですが、いろいろな理由で現状では難しいということですが、引き続きここは是非、議論の俎上にですね、上げ続けていただきたいなと思います。似たような箇所に、この国道58号線、58号、奄美大島を貫く大動脈ですが、似たような箇所に、例えば城集落から東城に向かうですね、ところも片側歩道になっているんですが、そこはちゃんと横断できるようにですね、横断歩道が設置をされています。或いはまた、瀬戸内町の阿木名小・中学校の手前もですね、あそこはしっかり横断歩道もあれば押しボタン式の信号もありますし、住用小・中学校の前もですね、校庭に行くところもあるわけでありまして。場合によってはですね、大川小中に通う、朝戸の奥のほうからですね、大川小中に通う子どもたちの通学路にもなる可能性がある場所だと思っておりますし、今、これからますます南部に行くためのですね、主要道として、観光客も含め交通量が増えていく地域でありますので、やはりもうすぐ横断歩道があるよという、初めて車を運転する人でもですね、そういう当たり前のことだと思っております。特段の何か、押ボタン式信号を設置してくれとか、歩道をもう片側にもつけてくれとか、そういうのではなくて、その歩道と歩道を結ぶ横断歩道を設置してはどうですかということでもありますので、是非これは引き続きですね、今後の奄美大島の全体のためにも安全対策として取り組んでいただきたいということを要望して、次の質問に移ります。

2番教育行政、不登校支援についてというところでありまして、これについては昨年9月、新川ふれあい館においてありました教育に関するシンポジウム、タイトルがひとりで悩まないで、ひとりで頑張らないで、みんなで支える子育て共育、ともに育つと書いて共育を目指して、不登校から見えてくるそれぞれの姿、思いというシンポジウムに私も参加させていただきまして、非常に感銘を受けたところから、是非、一般質問を取り上げようと思った次第であるんですが、今、全国の小・中学生の不登校、昨年度で約16万4,000人ということでありまして、これは個人的な問題ではなくて社会の問題だろうという認識が大分広がってきていると思っております。その背景には、やはり10代の自殺者の増加というのを社会問題もあることは確かだろうと思っております。そういった時代背景を踏まえて、平成28年には教育機会確保法という法律が定められました。そして、その前後して平成28年の文科省が各都道府県等に出した通知によればですね、不登校は問題行動ではないという通知がありましたし、また、昨年は不登校対応については学校復帰に囚われないと、これまでの通知を廃止したうえでですね、文科省の考えというものを示したところであります。こういったことを踏まえてお伺いしますが、①についてであります。本市小・中学校における直近3年間の不登校の状況をお示しください。また、それに対する施策の状況とその結果をお示しください。併せて、参考までに結構なんですが、本市内に所在する高校における不登校の状況をお示しください。

教育長（要田憲雄君） それでは、お答え申し上げます。まず、不登校という言葉について説明をしたい

と思いますが、文部科学省の「児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあること」だと考えております。ただし、病気や経済的な理由によるものを除くとして定義されているわけでありまして、年間30日以上 of 病気欠席などを示す長期欠席とは異なるというふうに捉えているところです。

平成29年度の不登校児童・生徒数につきましては、小学校児童が1名、中学校生徒が21名の合計22名でございます。平成30年度は小学校児童が6名、中学校生徒が17名の合計23名です。令和元年度1月現在でございますが小学校児童が5名、中学校生徒が15名の計20名となっております。

次に、先ほど議員から御質問のあります奄美市の高等学校でございますが、これは県立の学校ですから、あれこれ私から申し上げるのも気は引けますが、一応問い合わせ聞いてあります。市内の二つの高等学校の平均で申し上げますと、これは義務制の場合と違ひまして高等学校の不登校は、いわゆる30日以上 of 欠席者が一つ、転学・退学の場合を含んで不登校というふうに取り扱っているようでございます。したがって、市内の両校の2校の平均をすれば、大体2.5名前後ということですね。私がそう申し上げましたのは、大島北高等学校は大変多くてですね、5・6名ですね、不登校と言えるのが。そういう意味では分けて申し上げたということでございます。

次に、奄美市の児童・生徒の不登校の傾向といたしましては、思春期の多感な時期である小学校高学年から中学校へと増加の傾向にあり、要因も個々の状況によって様々でございます。家庭に係る状況、学校における人間関係、遊びや非行、そして今言われる無気力に起因するものなどございます。全体的には家庭に係る状況が大変多いと、要因が多いというふうにとらえているところでございます。したがって、これは保護者の教育方針であったり、家庭の経済状況や子どもへの基本的な生活習慣などのしつけであったりと、それぞれの家庭によって状況や要因が異なっているというふうにとらえたいと思います。

各学校におきましては、児童・生徒を取り巻く多様な環境に対応できるように、教師が児童・生徒、保護者との定期的な教育相談の場を設定して、積極的に子どもや保護者と関わる取組を行っているところです。また、スクールソーシャルワーカー、いわゆるSSW、スクールカウンセラーSC、そして教育相談員などを各学校に配置しまして、連携することで充実した相談体制を整備しているというところでございます。

各家庭の事情や実態に応じた対応としまして、保健福祉部や児童相談所などの関係機関との連携を図りながら、家庭に寄り添ったきめ細かな対応を行っているというふうにとらえたいと思います。平成30年度の新規不登校児童・生徒数は13名でございましたが、本年度の新規不登校児童・生徒は4名となっております。以上です。

7番（安田壮平君） はい、分かりました。ありがとうございます。不登校の定義の問題もあるんですが、一応数字は分かりまして、やはり中学生のほうが割合としてもですね、高いなど、全国平均は1.5パーセントといわれるんですが、これは30日以上欠席という定義での数字ですが、それを鑑みましても若干気になる数字だなと思います。もちろん、それに向けて様々な支援策を実施しているかとは思いますが。

そこで、②に移りますが、平成28年より完全施行された教育機会確保法には、地方公共団体の責務や不登校児童支援、児童・生徒等に対する教育機会の確保等に向けた事項が規定されています。この中で特に注視されていると感じる「休養の必要性」、休むことの必要性と「学校以外の学びの場の必要性」について、どのように解釈されているかお示しください。また、本法に基づく施策の状況についてもお示し願います。

教育長（要田憲雄君） お答え申し上げます。平成28年に国会で成立しました「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」ですよね、いわゆる「教育機会確保法」という

こととなりますが、このことにつきましては、「休養の必要性」についての解釈ですが、第13条に「国及び地方公共団体は、不登校児童・生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童・生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童・生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童・生徒及びその保護者に対する必要な情報提供、助言その他支援を行うために、必要な措置を講ずるものとする」というふうに記されております。

教育委員会といたしましては、児童・生徒が学校生活を通して、これからの社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう必要な力を身につけさせることを大きな目的としているところです。これに二つのキーワードがございまして、「社会性」と「自立」でございまして。「社会性」は、集団の中で相互のコミュニケーションを通して学ばせ、「自立」は児童・生徒自身にしっかりと考えさせ身につけさせるべきだと考えているところです。学力を身につけることもこの自立に含まれております。

したがって、学級という集団の中で学び合うことが望ましいのですが、実態としては人間関係を構築することが苦手であったり、学級で集団生活に馴染めなかったりして、教室に入れない児童・生徒がいることも事実でございまして。教育機会確保法の基本理念が示しておりますように、第3条には「不登校児童・生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること」ということが示されていることから、個々の状況によって必ずしも教室ではなくて、校内に設置された別の別室ですね、そういうところで、あるいは適応指導教室もあるでしょうし、保健室でもあるでしょうし、普通教育の機会を確保することを「休養の必要性」と捉えているところです。

「学校以外の学びの場の必要性」の箇所につきましては、教育機会確保法の第11条、「国及び地方公共団体は不登校児童・生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の整備及び当該支援を行う公立の教育施設における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるもの」と記されております。学校へ登校が難しい不登校児童・生徒の要因としましては、家庭における養育状況や経済状況、校内における子ども自身の集団生活不安や苦しみなどが様々あると考えられます。そこで、学校に行きたくても行けない状況に対して、適応指導教室などを利用することにより、普通教室の機会を確保することを「学校以外の学びの場」と捉えておまして、施策の状況としましては、各学校において児童・生徒の一人一人の個性を生かし、社会的自立に向けて支援を行っているというふうに御理解いただきたいと思っております。

しかしながら、教室へ入ることに抵抗や不安を抱えている児童・生徒については、各学校においては養護教諭やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、特別支援教育支援員との連携を図りながら、空き教室を積極的に活用して別室を確保していますが、学校へ登校することへの抵抗や不安を持つ児童・生徒につきましては、私ども教育委員会に設置されております適応指導教室、いわゆる「ふれあい教室」と申しますか、2名の職員を配置しまして、教科学習や体験活動を実施しているところです。以上でございまして。

7番（安田壮平君） はい、分かりました。ありがとうございます。今、いろいろと説明をいただいたんですけども、是非、この解釈という言葉を私、使って質問させていただきましたが、これは是非ともですね、子どもの側に立った不登校の子どもの目線に立った解釈をしていただかないと、本当にその子どものためにならないと思いますので、是非そのことはですね、後段で聞く研修などにもつなげていただきたいのと、確かに今の奄美市の教育現場の教育資源から発想するというのも大事だとは思いますが、もっともっと他の地域では多様な学びの場、多様な子どもの状態というのもですね、想定した解釈をしているところも多々ありますので、是非、奄美市もその辺はもっともっと研究をですね、深めたいと思います。

一例として挙げるのが世田谷区の適応指導教室、これは東京シューレという民間のフリースクール、我々文教厚生委員会でもですね、以前、視察に行かせていただいたところが、公設民営で運営をしている

事例もあります。非常に先進的な事例であります。こういったものを参考にしてですね、学校か保健室、図書室、相談室かふれあい教室だけじゃなくて、家という場であったり、あるいはまた、もしかしたらフリースクール的な動きもですね、保護者の会の方々中心にできるかもしれないということもありますので、そこは是非柔軟に考えていただきたいと思います。

③学校以外の学びの場づくりへの支援や教員、SSW、スクールカウンセラー等、学校関係者や地域住民の理解増進など、今後の方針をお示してください。

教育長（要田憲雄君） お答え申し上げます。適応指導教室につきましては、先ほど申し上げましたので省略させていただきますが、今、議員おっしゃったような幅広い支援をできるようには、今後研究して参りたいというふうに考えております。それ以外の遊びの場としまして、奄美市役所保護課の担当する生活困窮者支援事業の一つとしてNPOワーカーズコープ森の家「くっかる」は、毎週日曜日に長浜の若者サポートステーション及び新川ふれあい交流館の2か所で、小・中学生などを対象に学習支援を行っていただいております。

今後の方針としましては、子どもを取り巻く環境の中で、様々な支援をしてくださることは大変ありがたいことだと思っております。学校関係者や地域住民への理解増進に向けて、各事業所と連携を図りながら推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

7番（安田壮平君） 前向きな御答弁をありがとうございます。本当、不登校について学ぶ必要性は、我々議員を含めですね、地域住民にも多々あるかと思えます。不登校は問題行動ではないという通知もですね、文科省からも示されています。そういった子どもたちのためにも、子どもたちが自己肯定感を育てやすい環境を作るためにも、大人が変わる、子どもの目線に立つ、安心できる居場所を作る、要は多様性を認めるということだろうというふうに思えます。今般、国を挙げてGIGAスクール構想、ICTの活用、タブレットの導入、これもゆくゆくは家で学ぶ環境づくりにもですね、つながるものだと思いますので、是非そういった家という学びの可能性、ホームエデュケーションというみたいですけども、そういう可能性も考えていただきたいですし、これ言ったらあれですけども、僕自身はやっぱりこういった多様な学びの場づくりというのはですね、ゆくゆくは30年後、40年後、将来にわたってですね、いわゆる中高年の引きこもり問題、いわゆる8050問題等をですね、防ぐことにもつながっていくんじゃないかなというふうにも思いますので、その点では福祉との連携もですね、十分に考えられるところだと思います。

最後になりますが、ちょっと関連でなんですが、不登校に関する調査やアンケートを学校の先生ではなく、家庭にお願いできないかと。学校の先生が答えるんですね、その原因がどうしても人間関係とか、いろいろになるんですが、家庭、親、その当該子どもに聞くと、実は先生がその要因であったと、その割合が多かったという長野県ですね、以前の調査もあるみたいでして、そういう調査、アンケートをですね、家庭にお願いしたいなと思うんですけども、そこはもう要望で留めたいと思います。

次に移ります。朝給食の実施の検討についてであります。これは、以前の戸内議員のですね、議論を踏まえたうえでの質問になります。昨年6月の一般質問では、家庭科室をボランティアが子どもたちのために、朝給食のために使えるかという質問に対し、教育長の御答弁で問題ないと、課題はいくつかありますけれどもということでした。9月に関しては、調理器具等を利用できるかという質問に対し、問題ない、管理職と協力して進めたいという御答弁をいただいたかと思えます。私自身、戸内議員に頼まれたからでなくて、私自身がこれ、非常に奄美市にとっては大事な取組だなと思うからこそ取り上げさせていただいておりますが、①小・中学生の朝食摂取実態調査の状況はいかがでしょう。また、福祉との連携による支援の状況はいかがか、お示してください。

教育長（要田憲雄君） お答え申し上げます。小・中学生の朝食摂取率につきましては、令和2年1

月時点での調査の中で、小学生が96.9パーセント、中学生が93.3パーセントとなっております。各学校における保健指導が充実し、昨年度の調査に比べ摂取率は上昇していると感じております。また、様々な事情により支援が必要な家庭に対しましては、福祉政策課の管轄におきまして養育支援という形で訪問介護事業所の方々が各家庭を訪問するとともに、朝食の提供に限らず、相談、育児を含めた支援が行われているところです。今後も福祉政策課と連携を緊密にしながら、積極的に進めてまいりたいと考えております。なお、子どもの生活実態などに関する全国共通の調査につきましては、来年度実施される予定と伺っておりますが、詳細についてはまた今後、検討されると聞いております。以上です。

7番（安田壮平君） はい、分かりました。思ったほど欠食している、朝食を食べて来ない児童・生徒、そんなに多くないのかなというふうに思います。直近の、その文科省が供しているデータによれば、小6ですとね、全国で平均4から5パーセントぐらいが朝食欠食の状況ということですので、それと比べてもそれほど変わらないかなというふうにも思います。この朝食提供については、いろいろと以前からも様々な研究がありまして、学校で一定期間、朝食を提供することについて、それは頻度によって、頻度も様々なんです、週1回とかですとね、が多いかと思うんですが、朝食への関心が高まる。子どもも親も関心が高まったり、落ち着いて授業を受けれるようになる。あるいは生活習慣全般の改善だったり、体調が良くなるとかですとね、ひいては学力や体力の向上に効果があるという研究成果も出されているようであります。私自身も、たまに学校の旗振り当番ですとね、交通安全の旗振り当番をしていく中で、やっぱり1年生でも、ちょっとその目標とする登校時間に間に合わない子とかも、やっぱり散見するもんですから、やっぱり気になるなど。もしかしたら朝食を提供することでですとね、そういう生活習慣も変わる可能性もあるんじゃないかなというふうにも思います。今、本当、様々な家庭の形態、仕事の形態、ありますので、場合によっては親が子どもよりも先に出勤をする家庭であったり、親が遅くまで、夜遅くまで仕事をしている、そういう家庭もありますので、朝食は家庭の問題だという意見も、もちろんあるのは承知なんですけれども、でもその一方で、例えば、広島県においては県の事業としてですとね、この朝食提供のモデル事業をやったりしている例もあります。要は一つの福祉的なというか、セーフティーネット的な希望する児童・生徒全てに週1回提供するという状況であります。こういった全国の事例など参考に本市においても何かしら検討を始めてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。方針をお示してください。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げます。子どもが登校する前に朝食を食べるということは、その日の学校における活動で極めて大切なことだということは十分理解しておりましたので、先だつての答弁も申し上げたところです。ただ、学校の調理室は家庭科の授業の実習室になるわけでございますので、そういうことを勘案しながら進めるべきであろうということは理解していただきたいと思っております。朝食の提供につきましては、学校施設を利用する場合、調理器具などの利用につきましては、全く問題ないと考えておりますが、いわゆる先ほど申し上げましたように、授業にも使用する器具でございますから、時間割ですとか、あるいは利用状況等の確認や衛生面での管理は当然必要になって来るだろうと思うんです。また、早朝からも学校施設の利用につきましては、時間的な課題及び地域の方々の協力も必要だと思うんです。私が答弁申し上げたのは、やっぱり学校だけでやるということは大変難しいと思うんです。地域の保護者の皆さんや、あるいはボランティアの皆さんに協力してもらって、そこに管理職が手だてをして全面的に協力しますよということを申し上げたところでございますので、そのことについては行政としても当然、出て来れば協力をしてまいりたいというふうに考えております。

7番（安田壮平君） ありがとうございます。教育長がイメージされているのと、私がイメージしているのとですとね、もう極めて近いというか、本当、同じでして、やっぱり主体はどうしても地域のボランテ

イア、おじちゃん、おばちゃんたち中心にですね、やっている事例がやっぱり多いですね。食材の調達には企業からの寄附であったり、あるいはまたフードバンクとか、フードドライブ等との連携というのが多いので、極力、経済的な負担がかからない、そしてまた人的な負担もですね、かからないように、週1回程度というような形でですね、やっている事例が、広島県などでは見受けられるようですので、是非それは地域からですね、声が上がった際には、先ほどの制服の件もですが、学校単位、地域単位でですね、進めていけるような後押しを教育委員会にはお願いしたいと思います。

最後になりますが、(3)大島北高への支援についてであります。昨年より大島北高教育振興協議会でも提起された、この普通教室へのエアコン整備について、北高の取組の現状をお示してください。また、本市としてどのような対応を行ってるのか、お示してください。

笠利総合支所事務所長(高 一也君) それでは、私のほうから大島北高の普通教室へのエアコン整備の取組についてお答えいたします。大島北高教育振興協議会において提言のあった普通教室へのエアコン設置につきましては、現在、同窓会組織を中心に設置に向け取組を行っていると伺っております。取組状況としましては、昨年12月に教育環境の整備事業実行委員会を発足し、本年1月から卒業生を中心に寄附を募り、来年度中の設置を目標としているようでございます。本市としましては、県の管理施設でございまして、他校のエアコン設置状況などからも、同窓会やPTAを中心とした実行委員会の主体的な取組が重要であると考えているところでございます。

支援につきましてでございますが、再度になりますけど、エアコンの設置については県の施設でもあり、現在、設置されている他の県立高校についても、ほとんどが同窓会組織で整備されている状況でございます。市としましても、子どもたちの教育環境を整えるため、エアコン設置については重要なことと認識をしているところでございます。今後もエアコン設置に向けて実行委員会が主体的に取り組んでいる状況なども含め、大島北高教育振興協議会などの場において議論を重ねてまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

7番(安田壮平君) はい、分かりました。どうしても学校主体、PTA、同窓会主体となるのは、他校の例に倣ってですね、しょうがないと思うんですけども、ちなみに令和2年度からですね、小・中学校全ての普通教室でエアコンが使えるようになって、いよいよその中学生、エアコンに慣れた中学生がですね、いざ高校受験、どこを受けようかといったときにですね、北高にエアコンがないということが、どれぐらい影響があるんだろうかと、北高の生徒確保についてですね、その影響をどのように思われていますでしょうか。

笠利総合支所事務所長(高 一也君) 現段階でどれほど影響があるかということ、私のほうもちょっと試算は難しいんでしょうけど、来年度以降、中学校全市内入りますし、他の2校の高校においてもエアコンは設置されているということで、少し不利になるのかなと考えておりますけど、それはあくまでも北高に進学する子どもたちは、やはり北高のいい環境の中で勉強したいということになりますので、また、そのことにつきましてもですね、先ほど申しました大島北高の教育振興協議会もですね、ありますので、その中でもですね、委員たちの意見を参考に、また議論を重ねてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

7番(安田壮平君) はい、分かりました。本当、この影響は、僕は侮れないと思っていまして、本市が一貫して行ってきた北高支援というですね、政策目的にかなり影響するんじゃないかなというふうに思います。平等ではないかもしれないけど、公平にするという考え方もあると思います。要は同窓会組織が弱い所に対して支援をしていくというのもですね、本市の政策目的ではないかと思っておりますので、是非、財政支援としてふるさと納税であったり、あるいはまた地元高校入校アピール支援事業、紡ぐきよ

らの島づくり事業などですね、あると思いますし、寄附の呼びかけを市と共同で一緒に回るとか、そういったマンパワー的な支援も考えられるんじゃないかなと思いますので、是非やっていただきたいと思っています。そして、北高にエアコンがついた暁には、また、更にその笠利から名瀬に通う高校生へのバス代というのもですね、その支援も検討していただきたいと思うんですけども、やはり教育に投資を更なる人づくりのためにですね、力を入れていただきたいと申し上げまして、終わります。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で、チャレンジ奄美 安田壮平君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後3時46分）

第 1 回 定 例 会

令和 2 年 3 月 11 日

(第 7 日 目)

3月11日(7日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
7 番	安 田 壮 平 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
11 番	松 山 さ お り 君	12 番	林 山 克 巳 君
13 番	西 公 郎 君	14 番	関 誠 之 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	川 口 幸 義 君
17 番	伊 東 隆 吉 君	18 番	元 野 景 一 君
19 番	与 勝 広 君	20 番	竹 山 耕 平 君
22 番	多 田 義 一 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

21 番 橋 口 和 仁 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	手 蓑 利 文 君
笠利総合支所事務 所 長	高 一 也 君	総 務 部 長	前 田 和 男 君
総 務 課 長	三 原 裕 樹 君	企 画 調 整 課 長	山 下 能 久 君
財 政 課 長	國 分 正 大 君	プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長	平 田 宏 尚 君
市 民 部 長	満 永 亮 一 君	市 民 福 祉 課 長	村 田 英 樹 君
保 健 福 祉 部 長	奥 田 敏 文 君	福 祉 政 策 課 長	石 神 康 郎 君
高 齢 者 福 祉 課 長	永 田 孝 一 君	商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君
商 工 情 報 課 長	麻 井 庄 二 君	紬 観 光 課 長	島 袋 修 君
農 林 水 産 部 長	山 下 仁 司 君	建 設 部 長	橋 口 義 仁 君
上 下 水 道 部 長	藤 山 浩 俊 君	教 育 部 長	福 長 敏 文 君

3月11日(7日目)

教育委員会総務課	徳永 恵三 君	スポーツ推進課長	大山 茂雄 君
学校給食センター所	龍 和隆 君	地域教育課長 (笠利)	南 三知子 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	前田 賢一郎 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	向 井 渉 君
主幹兼議事係長	伊集院 正 君	議事係主査	堀 健太郎 君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は21人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程はお手元に配付してあります議事日程第3号のとおりであります。

○

議長（与 勝広君） 日程に入ります。日程第1、議案第1号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第4号）についてから、議案第10号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての10件について、一括して議題といたします。

ただいまの議案に対する各委員長の審査報告を求めます。

最初に、文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員会委員長（竹山耕平君） おはようございます。それでは、御報告申し上げます。

文教厚生委員会は2月19日の1日間開会し、当委員会に付託されました議案第1号から議案第5号の5件について、慎重かつ丁寧に審査いたしました。

5件の議案につきましては、お手元に配付してあります文教厚生委員会審査報告書のとおり、全て全会一致で可決すべきものと決しました。

以下、主な審査内容について御報告いたします。

はじめに、議案第1号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第4号）中、3款民生費及び4款衛生費並びに繰越明許費について当局より補足説明があり、3款民生費、社会福祉費の減額の主なものは、プレミアム付き商品券事業負担金の2億2,500万円とお達者ご長寿応援事業200万円であり、当初からの見込み減による今年度の実績をもとに減額補正を行うものであります。生活保護費、扶助費の2億円の増額については、生活保護人員は全体として微減傾向にある中で、高齢者人数は増加傾向にあり、医療機関にかかる割合が高く、特に手術を含めた入院医療費の増加が主な原因となっているということでございます。

次に、4款衛生費、環境衛生費の委託料2,200万円及び大島地区衛生組合負担金の973万2,000円のそれぞれの減額は、食肉処理施設整備事業に係るもので、これまでの大島本島内の自治体からの負担金による奄振事業での建設を目指していたが見込めなくなったために、今後は本市が独自に建設を行い、他自治体からは施設利用料による協力体制になるということでございます。

委員から、プレミアム付き商品券事業について、当初の目標値に達していないこと、効果等について質疑があり、対象者は住民非課税世帯や子育て世帯で、対象者約1万1,000名に対し申請者4,121名で、交付率34.65パーセント、申請時に現金が必要であることや、手続き等が若干困難であったことなどにより、申請率が伸びなかったことが主な理由として挙げられる。また、効果については非課税世帯の申請では3,267名の方が6,258万円、子育て世帯では1,212万円を購入し、合計で約7,470万円の商品券の購入があり、一定の効果があつたものと答弁でございました。

お達者ご長寿応援事業については、対象者6,839名に対し5,392名に発行し、交付率は78.8パーセント、昨年が76.7パーセントであり、2.1パーセント上昇した。最終的には2,200万円前後の使用額が見込まれるということでございます。また、広域連携推進協議会負担金100万円の減額、成年後見人制度の件についての質疑に対し、当初予算では350万円を計上、10月からの委託の形となったため、実績をもとに100万円を減額。平成27年度から取り組んでいる市民後見人の育成については、これまでに80名程度が養成講座を終了しているが、実際に活動されている方はまだいない。また、本制度の内容について、名瀬家庭裁判所の管轄が喜界町から瀬戸内町までとなっているために、広域連携の必要があるということから、他町村にも連携の声掛けを行ったが、今回は奄美市、宇検村、大和村の3市村に留まった。今後も他町村との連携を図るために努力していくということでございます。

そのほかにも事業所健診，病児，病後児保育事業等についての質疑がありましたが，この際省略いたします。

次に，10款教育費について補足説明があり，その主なものとして，教育総務費，公立学校ICT環境整備事業費4億3,064万2,000円の増額は，文部科学省が示したギガスクール構想を実現するために，児童・生徒1人1台のタブレット端末及び高速大容量の通信ネットワークを整備するもので，内訳として，委託料，ネットワーク構築業務に1億434万6,000円。工事請負費としてLAN配線工事に2億4,800万円。備品購入費の7,524万円によるもので，来年度は小学校5・6年生と中学校1年生に配付するタブレット端末の購入費，また，今後複数年にかけて全児童・生徒への配付を行う計画であるということでございます。幼稚園費の私立幼稚園就園奨励補助金の1,733万2,000円の減額は，昨年10月からの保育料無償化に伴うものであります。繰越明許費の社会教育費，市民交流センター事業費9億7,431万6,000円は，これまでの2度の入札不調により，発注時期が遅れ，標準工期が確保できないために繰り越しを行うものでございます。

委員より，タブレット購入による電子黒板との関連について，教材ソフトの活用，災害時の避難場所となる体育館へのLAN配線整備，働き方改革関連としての教員への指導，事務負担等のあり方について質疑がありました。現在，奄美市に209台の電子黒板が導入されており，今回の予算計上によりそれぞれの機器を接続し，連携を図るとしている。また，機器の購入はタブレット端末にキーボードを付属した形で国からの補助金4万5,000円に教材付属品の1万円を合わせ，単価は5万5,000円。導入台数は全体で1,368台を計画，これは，今年1月末現在の児童・生徒の人数の積算であること。LAN配線については，体育館をはじめ，特別支援教室と特別教室を含めた495カ所を計画。教員の指導，教育負担として，働き方改革も考慮した来年度予算に校務支援ソフトを導入する計画。併せて，研修会の実施やICT推進員の配置を検討しているということでございます。また，学習障害を持つ児童・生徒へのデジタル教科書の活用についても，機器が充実していくと非常に有効であり，今後の教材の活用についても検討していきたいという答弁がございました。

そのほかにも，プログラミング教育との整合性，年齢的，時代的に温度差のある教職員への指導のあり方，AI教材のあり方等について質疑がありましたが，この際省略をいたします。

次に，議案第2号 令和元年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について審査を行いました。

主な審査内容は以下のとおりでございます。

当局の補足説明の後に，委員より滞納繰越分の総額と内訳，自賠責徴収分，レセプト点検，加入者の人口推移等の質疑がありました。今年度の滞納繰越が2億8,964万6,022円。医療給付費の調定額が1億6,931万1,353円。後期高齢者支援金分の調定額が7,552万8,759円。介護納付金の滞納繰越分が4,142万4,039円。自賠責の実績として調定額が864万9,207円。レセプト点検員は高額医療費関係を合わせ6名ということでございます。

次に，議案第3号 令和元年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）について審査を行いました。

当局より補足説明があり，歳出の施設管理費4,780万円は住用診療所医師住宅の新築工事によるものでございます。

委員より質疑等がございましたが，この際省略をいたします。

次に，議案第4号 令和元年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について審査を行いました。

当局から補足説明の後に，委員より保険料について質疑があり，保険料は県内統一の料金であり，市町村ごとの差はなく，2年ごとの改正になるということでございます。

次に，議案第5号 令和元年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について審査を行いました。

当局より補足説明があり、主な減額理由として実績に基づき4,230万5,000円を減額するものでございます。また、4款基金積立金の介護保険事業費準備基金741万7,000円は、今後の少子高齢化を見据え、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等について、保険者が強化して実施できるよう、通常の法的負担とは別に国より交付されるものでございます。

委員より、減額理由、地域支援事業等について質疑があり、減額理由として奄美市以外の施設において、施設の改修工事の際に入居者の移動があったことが主な要因。また、地域支援事業においては、地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための事業の展開を図るための見守る体制づくり、地域の医療機関との連携など、なるべく介護状態にならないよう、地域で支える体制づくりに取り組むことを目的としているということでした。

以上で、文教厚生委員会の審査報告を終わります。

なお、御質疑等がございましたら、他の委員の協力を得てお答えをいたします。よろしくお願いいたします。

議長（与 勝広君） 次に、産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員会委員長（橋口耕太郎君） おはようございます。御報告申し上げます。

産業建設委員会は2月20日の1日間開催し、議案第1号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第4号）についてから、議案第6号から7号、議案第9号についてまで、合計4件の議案を慎重に審査いたしました。

これらの議案4件につきましては、お手元に配付してあります産業建設委員会審査報告書のとおり、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、その審査結果について、主な質疑を御報告いたします。

まず、議案第1号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第4号）中、関係事項について当局より補足説明があり、複数の委員より、6款1項3目農業振興費の農林水産物輸送コスト支援事業について質疑がありました。まず、委員より、改正奄振法で新しく対象となった加工品と原材料について、黒糖焼酎と飲料水の利用状況、原材料の3品目についての見直し等について質疑があり、当局より、黒糖焼酎についてはほぼ満額と考えている。飲料水については目標値に達することができず、若干少ない量の対応となっている。原材料については、改正奄振法の中で拡充されたが、生産物の原材料については島内消費と島外消費と分けて管理し、その島外消費の証明が必要なため、同じ作物を作るのに事務作業が煩わしくなることを嫌い、申請がなかったものと考えている。見直しとして、事務作業が煩雑ではないダンボールを考えている。ダンボールは確定数字が分かりやすいため、品目の変更も含め、県に対して要望を行い、県から国に対して変更の要望を行っている。そこで品目変更は可能だと認識しているとのこと。

また、他の委員より、輸送コスト支援事業でそれぞれ補正で減額となっているが、令和元年度の予算当初では1,960万2,000円計上し、途中の補正予算で増額とした根拠について質疑があり、当局より、予算当初においては従来どおりの生産物55品目の輸送について予算計上し、改正奄振法によって6月補正で加工品と原材料を計上した。当初、予算計上について、水産物等については補助額が足りなくなる状況を避けるために、豊漁年、大漁であった年の値を基礎としているとのこと。

また、ほかの委員より、生産物55品目のうち、スターチスが本年削除されたため復活要望したが、その後の経緯について質疑があり、当局より、令和元年12月の大島郡の担当者会において、スターチスを再度品目に入れることで承認を得た。来年度から対象品目になるとのこと。

また、委員より、農家では宅配便を利用しているケースが多いが、この事業に含まれるよう要請できないかとの質疑があり、当局より、この輸送コスト支援事業は本土との離島格差をなくす取り組みで、宅配便については全国一律の料金体系ということから、本事業では最も経済的な輸送形態をとるコンテ

ナ輸送が基本となっているため、宅配便は対象とはならないとのこと。

また、この農林水産物輸送コスト支援事業を質問した委員から、共通の要望としまして、本年度、加工品、原材料費が新設されたので、この制度を有効に利用できるような工夫や関係機関との協議、見直し等も含め、予算の執行残ができるだけ出ないようにしていただきたいとの強い要望がありました。

次に、委員より、6款1項7目農業、糖業振興費、産地パワーアップ事業補助金の減額について質疑があり、当局より、砂糖製造業における働き方改革を踏まえた、平成31年度から令和5年度までの国・県・市が一体となって砂糖製造業を支援する新規事業のこと。今回の減額は国の補正予算を使った間接事業として予算計上をしていたが、国・県、富国製糖の3者協議の結果、事業変更し、直接事業として再度申請し採択となったもの。これにより、5,292万円全額減額することになったとのこと。

また、委員より、7款1項8目中心市街地活性化対策費の委託料、官民連携事業導入可能性調査業務について質疑があり、当局より、末広・港土地区画整理事業で令和6年度以降、バスセンター整備構想について、国土交通省の可能性調査事業、これは100パーセント補助事業だが、この公募に応募し、3次募集で採択されたもの。当初2,000万円で計上していたが、入札の結果、金額が確定したため減額したものととのこと。

また、委員より、7款1項6目マングローブパーク駐車場の工事請負費について、近年の利用状況と工事場所について質疑があり、当局より、利用者は平成30年度約4万人、平成27年と比較して約1万人増えている。これから5年かけて、令和5年度には、また1万人程度増えていくことが予想されるため整備するもの。場所については、以前遊具のあった場所で、国道から入って左側、現在トイレがある場所の後方に整備予定とのこと。

委員より、8款3項2目急傾斜地崩壊対策事業費の大熊5地区の休止について質疑があり、当局より、大熊5地区については、地域住民の同意、管理者の用地無償提供及び同意が得られ、平成29年に県に採択、平成30年度着工、令和元年度工事完了を見込んでいた。しかし、昨年7月にこの用地の管理者から用地買収の要望がなされ、本事業では用地買収はできない旨説明し協議するも理解が得られず、やむを得ず休止となったとのこと。

また、委員より、繰越明許費、土木費の手花部・節田線の道路整備事業について質疑があり、当局より、工事施工予定場所の電柱移設に不測の日数を要し、年度内に完了することができず繰り越しを行うもの。当初、昨年4月から8月に完了する予定であったが、本年1月に交渉が成立。これから発注、工事を行うとのこと。

関連して、委員より、この手花部・節田線は完成を令和8年と予定しているが、予定どおり推移しているかとの質疑に対し、当局より、当初の予定どおり進めていくとの回答がありました。

ほかにも、本場奄美大島紬振興費、航空・航路運賃軽減事業、農業次世代人材投資資金等についても質疑がありましたが、この際省略いたします。

次に、議案第6号 令和元年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について当局より補足説明があり、委員より、企業会計へ移行するための予備費1億7,000万円増額の算出根拠について質疑があり、当局より、下水道事業を来年度から特定環境保全公共事業、農業集落排水事業を含め、公営企業法を適用するという総務省の通知があり、地方公営企業法を適用することになっている。下水道事業で事業の運営をする際、今年度見込みで3事業を合わせ約500万円程度の剰余資金しかなく、これでは事業運営のための資金繰りが苦しい状況になる。来年度はキャッシュフローベースで約2.2億の事業規模があるが、事業を運営していく上である程度の資金が必要なことから、公営企業会計のコンサルタント会社、公認会計士等と財務シミュレーションを立て、企業会計でいう内部留保、官庁会計で言えば財政調整基金のような形のお金が幾らか必要かと試算した際、この規模では約4億円程度は必要ということになった。ただ、4億円も大きな額になるということから、財政サイドと詰めた上で、当初は2億円程度で資金を回していきながら、目標として約10年を目途として4億円

程度に持って行くような形で事業運営をすれば、何とかうまくつながるという形で算出した額とのこと。

そのほかに質疑はありませんでした。

次に、第7号 令和元年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について当局より補足説明があり、委員より、一般会計繰入金の企業会計に伴う運営資金3,000万円増額の根拠について質疑があり、当局より、先ほどの下水道事業会計の1億7,000万円とこの農業集落排水事業の3,000万円と合わせて2億円の内部留保をもって事業をスタートするもの。これから年度末に向けて、現在施工している工事が完成し、建設会社への支払い後に補助金が入るため、2億円を運転資金として利用するもの。また、期中の不足時に対しては一時借入れを利用しつつ資金繰りをしていくとのこと。

また、委員より、一時借入れの額はどの程度考えているかとの質疑があり、当局より、新年度の限度額は5億円と定め、内部留保の2億円と合わせて7億円プラス繰入金でシミュレーションしているとのこと。

そのほか、繰越明許費、企業会計への移行に関する影響などについての質疑がありましたが、この際省略いたします。

最後に、議案第9号 奄美市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、当局より補足説明があり、委員より、今回整備した屋仁住宅の申し込み者数とその申し込み者の島外、島内の内訳について質疑があり、問い合わせ数が10件、その中から4件の申し込みがあり、建設戸数が4戸で内定をしている。申し込み世帯のうち、3件は島内、1件が島外で東京都からの申し込みがあった。3世帯は同じ屋仁地区からの申し込みとのこと。

また、委員より、公営住宅全体の今後の整備について質疑があり、当局より、昨年の西仲間地区から始まり、今年の屋仁地区、そして、来年の大笠利地区の3棟が計画どおり進んでいる。計画では残り笠利地区、住用地区で計画をしているが、場所等については各地区の要望の多いところ、住宅建築に適当な用地買収ができる土地があるかなど、支所と連携をしながら進めていくとのこと。

また、委員より、要望として二つほどあり、一つ目は少子化で学校存続が危うい地区が多いと思うが、義務教育中は継続して住んでいただくという条件などを、賃貸借契約に謳うなど、今後、公営住宅のあり方について調査・研究をしていただきたいということ。二つ目は、需要と供給のバランスもあると思うが、二世帯住宅などの建築も検討していただきたいとの要望がありました。

そのほかにも質疑がありましたが、この際省略いたします。

以上で、産業建設委員会に付託されました議案審査の報告を終わります。

なお、御質問がございましたら、他の委員の協力を得て回答したいと思います。よろしく願いいたします。

議長（与 勝広君） 次に、総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員会委員長（川口幸義君） 報告いたします。おはようございます。総務企画委員会は去る2月18日、1日限りとし、お手元に配付してあります結果のとおり、付託案件3件を丁寧に審査いたしました。

はじめに、議案第1号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第4号）中、関係事項について当局より補足説明がありました。審査内容は以下のとおりです。

18款の17ページ、歳入でふるさと納税寄附金で2億円の当初予算から3,000万円を上積みするということだが、その3,000万円の金額を出した根拠はどの質疑があり、当局より、増額分について補正予算当時、寄附額が約2億1,600万円でした。当初予算を超えていたので、昨年度の1月から3月の寄附額を参考に、JTBを約900万円、楽天、さとふる、どちらも奄美市のふるさと納税のサイトで、さとふるを600万円と査定し、寄附額を2億3,000万円と見込み、今回3,000

万円を増額計上させていただいたと答弁がありました。

委員から、マイナンバーカードの普及率、進まないから、この国の予算が付かない。また、それによって減額、このマイナンバーカードの24.06パーセントというのが、日本全国の平均としてどうなのか。マイナンバーカードを増やすために広報とか、努力しているのかとの質疑があり、当局より、全国的な普及率を申し上げますと、1月末現在で18.72パーセントとなっている。県内は少し下がり、16.81パーセントとなっている。普及率がなかなか思うように進まない、低いということなのは、対応は普及率が進まない原因として、カードを持つメリットがなかなか感じられないということがあると思う。これに対して、新聞等で報告・報道があったとおり、カードを利用して今年1月6日からマイナンバーカードを使ったコンビニ交付ができるようになり、カードを持つメリットが感じられるようになると期待している。また、交付の申請すること自体が面倒に感じるということもあり、そこへの対応として、マイナンバーカード交付申請は各自で行うものだが、市役所の窓口や出張申請という形で、例えばこれから行われるまなびフェスタなどいろいろな行事に出向いて、そちらで交付申請を受け付けるという形を取っている。また、申請を受け付ける際には写真を準備するのが面倒という面もあり、タブレット端末を利用して写真を撮り、オンラインでの申請というような形も取っている。少しずつ普及率も伸びていると感じている。また、補正の説明でもあったように、これからマイナンバーポイント事業というのが、令和2年の9月頃から始まっているということもあり、少し先だが健康保険証としての利用もできるということも予定されているので、国のほうでは令和2年度から少しずつ伸びてくると期待しているとの答弁がありました。

委員より、国で18.72パーセント、県では16.81パーセント、奄美市は24.06パーセント高いが、国がそれだけまだ進んでいない段階でこういう予算を付けていく、いろいろ取り組みを図られていくが、この計画がマイナンバーカードに関して、その進捗率によって、これから先も出てくるのではないかと受け止めることもできる。住基カード、住民基本台帳、このマイナンバーカード、複雑なシステムですが、情報公開しながらマイナンバーカードの普及率を上げるために努力してほしいと、事業も申請を簡素化するというのが一番大事という意見もありました。

委員より、21ページの安心・安全対策費の地域コミュニティFM中継局400万円、これが減額になり、ほかの事業にあてがったと言われていたが、400万円の減額の地域コミュニティFM中継局、他の補助事業を充てたあと浮いたから減額になったというが、どの補助事業を充てたのかとの質疑があり、当局より、地域コミュニティFM中継局筐体取換業務の400万円の減額については、住用・笠利両地区の地域コミュニティFM中継局の平成21年度に本市が整備した設備である。そこで、送信機などの機器を収納している、格納ボックスについて、塩害などの経年劣化が進んでいたことから、機器保護のため取り換えることを目的として、当初予算に計上している。まず、住用中継局について、平成30年度別途実施し、これは災害情報強化事業ということで、難聴地域解消のために新たな中継局を立てており、その事業の中において先行して対応できたことから減額に至った次第である。また、笠利中継局についても、笠利地区西側に広がる難聴地域を解消するための新たな中継局整備について並行して検討を進めており、より効率的な事業執行のため、とかく事業も見直すことに伴って、全額の減額補正となったところである。また、両事業どちらかがなぜその事業で対応したかということだが、減額に充てていた財源としては、全額起債を予定していたが、別途先行して対応した事業については補助事業であったことから、そちらのほうを先行して対応したとの答弁がありました。

ほかにも質疑がありましたが、この際省略いたします。

これに関して、委員から、ほかの特段の質疑にありませんでした。よって、議案第1号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第4号）中関係事項について、これを原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案8号 奄美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、当局より補足説明があり、ハンセン病及び元患者に対しての戸籍に関する証明手数料に対して無料にするという説明がありまし

た。

議案8号に関しては委員から特段の質疑はありませんでした。

議案第10号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、当局より説明がありました。

議案10号に関して、委員からは特段の質疑はありませんでした。

以上で、総務企画委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。

なお、御質問がございましたら、ほかの委員の協力を得てお答えいたしたいと思っております。終わります。

議長（与 勝広君） これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、採決いたします。

議案第1号から議案第10号までの10件を一括して採決いたします。

この議案10件に対する各委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

この議案10件は、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第10号までの10件については、いずれも原案可決されました。

○

議長（与 勝広君） 日程第2、陳情第1号 名瀬上空を飛来する機体の監視カメラ設置を求める陳情を議題といたします。

本件に対する総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員会委員長（川口幸義君） それでは、報告いたします。総務企画委員会に付託された陳情につきまして、審査の結果について報告いたします。

総務企画委員会に付託されました陳情第1号、名瀬上空を飛来する機体の監視カメラ設置を求める陳情についての審査の結果は、お手元に配付してある審査報告書のとおりであります。

陳情者は、奄美市名瀬幸町の戦争のための自衛隊配備に反対する奄美ネット代表城村典文さんからあります。

委員から、正体不明機が現実には飛んできており、住民の不安の解消と安全を確保するためには、実態を把握する必要があるという意見があり、また、現段階では識別カメラを設置するのは、財政面も含めて不可能ではないかという多くの意見が多数を占め、委員会で採決の結果、賛成少数のため否決とされました。

以上で、総務企画委員会に付託されました陳情の審査内容の報告を終わります。

なお、質問がございましたら、ほかの委員の協力を得てお答えいたします。

議長（与 勝広君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

通告がありますので、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

6番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。私は陳情第1号 名瀬上空を飛来する機体の監視カメラを求める陳情について、採択すべきとの立場で討論を行います。

この陳情は総務企画委員会で審議をされ、今、報告がありましたとおり不採択となったもので、その内容も承知をしているところであります。しかし、今でもたびたび正体が明らかでない飛行物体が目撃をされております。昨年、一般質問でも取り上げた米軍機らしい飛行物体は正体不明機を想定して訓練を行っている自衛隊基地が存在するにも関わらず、先の委員会で鹿児島県の危機管理防災局からの回答が紹介をされました。その内容は、民間機に照会した結果、該当はなく、九州防衛局に照会したところ、自衛隊機の該当がないことから米軍機によるものであった可能性がありますとのことでした。あくまでも可能性であり、特定されたわけではありません。つまり、未だに正体不明機ということになるわけです。このような飛行機が名瀬上空、つまりわざわざ人口密集地の上空をなぜ飛行するのか、その必要性があるのかどうかも窺い知れないということになります。しかし、これが米軍機であれば、不慮の事故の心配が高まります。実際、沖縄では米軍機による落下物が頻繁に発生しており、沖縄県議会はたびたび全会一致で抗議の決議をあげております。沖縄のように実際に米軍基地がある所と同じように見るべきではないという考えもありますけれども、目的も必要性も分からない低空飛行が繰り返されており、さらにこれがエスカレートしていくことはこれまでの奄美の軍事化が進んで行く歴史を見れば明らかではないでしょうか。10月24日に撮影された映像は誰もが手にしているスマートフォンで撮影されたものであります。その後も3月2日午後5時15分頃に名瀬上空を低空で飛行する機体が確認をされております。そして、この原稿、昨日の夜6時頃書いていたわけですが、10日の午後6時半頃にも飛行機の爆音が通り過ぎております。これらの事実を考えたとき、防衛省からまともな説明がされないのであれば、自ら市民の安全に万全を期するという自治体の姿勢を示すことは必要であります。やはり市民の安全・安心を確保し、不安を和らげる一つの方法として、カメラ設置も必要だと申し上げ、採択を求めた討論といたします。

議長（与 勝広君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

この採決は起立評決に代わり、電子評決により行います。

本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

この際、念のため申し上げます。委員会が不採択のときは、本会議において、改めて採否をお諮りすることになっておりますので、評決に当たっては御注意お願いいたします。

お諮りいたします。

本件を賛成とする諸君は賛成のボタンを、反対とする諸君は反対のボタンを押してください。

（電子採決）

本件に賛成の方は賛成のボタン、反対の方は反対のボタンを。

押し忘れはありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

押し忘れなしと認めます。

電子評決を終了いたします。

賛成少数であります。

よって、陳情第1号 名瀬上空を飛来する機体の監視カメラを設置を求める陳情については不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

10時30分に再開いたします。(午前10時15分)

○

議長(与 勝広君) 再開いたします。(午前10時30分)

日程第3, 議案第11号 令和2年度奄美市一般会計予算についてから, 議案第34号 大島地区衛生組合規約の変更についてまでの24件について, 一括して議題といたします。

ただいまの議案24件に対する質疑に入ります。

なお, 議案に対する質疑でありますので, 所見等は述べないようお願いいたします。

通告がありましたので, 順次発言を許可いたします。

はじめに, チャレンジ奄美 安田壮平君の発言を許可いたします。

7番(安田壮平君) おはようございます。チャレンジ奄美の安田壮平です。新年度議案について質疑をさせていただきます。

議案第11号 令和2年度奄美市一般会計予算について。まず51ページ, 次期総合計画策定について。①どのような体制, スケジュール, 進め方で取り組む予定かお示してください。また, 審議会と策定委員会について, 役割や委員構成をお示してください。

②今期総合計画を踏まえて, 改正に向けた主な論点をお示してください。

次に, 87ページ, 90ページ, 保育所等給付費負担金について。①前年度比合計2億1,813万5,000円の増額について, 要因をお示してください。

②消費増税に伴い, 自治体への交付金が増えた一方, 幼保無償化に伴う自治体の財政負担増加が指摘されていることについての見解をお示してください。

次に, 124ページ, 産業支援センター「あまみ働き方ラボ整備」について, これは前年度も計上されていまして, その違いを含めて内容をお示してください。

次に, 126ページ, 奄美海洋展示館リニューアル事業について, その内容をお示してください。

最後に, 147, 149ページ, 小・中学校におけるエアコン利用について, 新年度より普通教室におけるエアコン利用が始まるが, 設置の状況はいかがか。また, 運用上のルールはいかがか。そして, 増加する光熱水費に対する国等の財政支援のあり方はいかがか, お示してください。

次の質問からは自席にて行います。

議長(与 勝広君) 答弁を求めます。

企画調整課長(山下能久君) おはようございます。次期総合計画策定についての御質問にお答えいたします。

1点目に, 総合計画策定に向けた体制につきましては, 奄美市総合計画審議会条例に基づき, 総合計画審議会を立ち上げる予定でございます。併せて, 総合計画は市政全般についての議論が必要であることから, 各分野について御議論いただくための総合計画策定委員会も設置する予定にしております。なお, 庁内体制につきましては, 前回策定時同様, ワーキンググループの設置について検討を行っている

ところですが。

2点目に、スケジュールについての御質問ですが、令和2年度早い時期に現行の奄美市総合計画の検証作業を庁内で進め、次期総合計画に向けた論点整理を行う予定です。その後、年内に総合計画審議会及び策定委員会並びに地域協議会にて御議論をいただき、年明けにはパブリックコメントを実施し、令和2年度中の策定に取り組んでまいります。

3点目に、進め方についてでございますが、総合計画審議会での御議論が中心となりますが、現行の総合計画の検証作業を踏まえた上で、総合計画の骨格を定め、これを基に、まずは今後10年間の方向を示す基本構想案を検討する予定です。そして、基本構想の方向性と合致した前期基本計画の策定作業も進めてまいります。

最後に、審議会と策定委員会の役割や委員構成でございますが、総合計画審議会につきましては、条例の定めるところにより、その所掌事務は「市長の諮問に応じて、奄美市総合計画について調査及び審議すること」となっております。総合計画審議会は市長の諮問機関であり、審議会により答申がなされるものでございます。なお、審議会の委員構成につきましては、15人以内をもって組織するとされ、一つ目に公共的団体の役員及び職員6人以内、二つ目に識見を有する者6人以内、三つ目に地方自治法第18条に定める選挙権を有する者で公募に応じた者3人以内となっております。

一方、総合計画策定委員会につきましては、分科会を設置し、各分野に関して具体的な取り組みも含めた御議論をいただくものと位置付けております。なお、前回の分科会区分といたしましては、福祉分野、産業分野、社会資本分野、教育分野、行財政分野となっており、今回の策定についても同様の枠組みを検討しているところでございます。策定委員会の構成につきましては、各分野に関連のある団体の皆様方が想定されますが、具体については、今後、庁内での検討を進める予定にしております。

次に、「改正に向けた論点を」との御質問ですが、改正に向けた論点につきましては、次期総合計画の根幹をなすものであることから、しっかりと総合計画審議会などの皆様の御議論をいただきながら、集約してまいりたいと考えております。現在、論点整理に向けた下作業といたしまして、現時点における第1期総合計画の効果検証や、現行計画の策定時との社会情勢の変化などの分析のための準備作業を行っているところでございます。以上でございます。

福祉政策課長（石神康郎君） おはようございます。それでは、1の（2）87ページ、90ページ、保育所等給付費負担金について。

はじめに、保育所等給付費負担金の増額の要因につきましてお答えをいたします。保育所等給付費負担金は子ども子育て支援新制度に則り、運営を行っている保育所、地域型保育事業所、幼稚園、認定こども園に支払われる運営補助金でございます。87ページ、保育所費1億7,047万8,000円の増額につきましては、これまで私学助成の運営補助金を利用しておりました私立幼稚園1園が子ども・子育て支援新制度に移行してきたことにより、1億1,887万3,000円を増額計上したことが大きな要因となっております。そのほか、認可外保育施設を利用した子どもが幼児教育・保育無償化の対象となった場合の保育料補助として592万1,000円を増額計上しております。90ページ、地域型保育所費4,765万7,000円の増額につきましては、地域型保育事業所2園の一時預かり事業に係る分として1,452万円を増額計上していること、定員増加を図った園が1園あること、定員以上に子どもを受け入れているところなどが要因となっております。また、保育所等給付費負担金の基準となる単価が、人事院勧告に準じた保育士等の処遇改善を図るために上昇していることなども増額の要因となっております。

続きまして、幼児教育・保育無償化に伴う財政負担増加についてお答えいたします。国は幼児教育・保育無償化の実施の際に、国の定めた保育料より低い金額の保育料を設定している自治体については、それまで独自に軽減していた保育料相当分に国と県が負担することにより、その部分に係る市の財政負担が軽くなるという見解を示して負います。また、平成30年12月の関係閣僚合意におきましては、「今般

の無償化が、こうした自治体独自の取り組みと相まって、子育て支援の充実につながるようにすることが求められる。このため、今般の無償化により自治体独自の取り組みの財源を、地域における子育て支援の更なる充実や次世代へのつけ回し軽減等に活用することが重要である」との方針を示しております。本市におきましても、幼児教育・保育無償化に係る負担について試算したところ、1,000万円程度負担が軽くなると見込んだところでございます。このような財源を活用した独自の子育て支援策といたしまして、来年度から0歳から2歳までの子どもの保育所保育料を見直し、経済的に厳しい子育て世代の負担軽減を図ったところでございます。以上でございます。

商工情報課長（麻井庄二君） おはようございます。では、3番目の124ページ、産業支援センター「あまみ働き方ラボ」整備についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、31年度予算におきまして、奄美市産業支援センター2階を「あまみ働き方ラボ」として、フリーランスの拠点施設整備のため、机、椅子等の備品費で市単費にて217万円計上しておりました。

しかしながら、奄美市産業支援センターの1階を含めた全館の空調設備改修の必要があり、今回、「あまみ働き方ラボ」施設改修を、令和2年度の奄振交付金で要望することとなりましたので、31年度予算を減額し、令和2年度に空調を含めた設備改修と備品を含め、一括して整備を行うこととしました。このため、今回、当初予算書の124ページ7款1項7目振興開発費の14節工事請負費として計上をいたしております。

今回の施設整備によりまして、これまで行ってきましたフリーランス寺子屋、また、創業支援として行ってきました「あまみ創業塾」、これらの拠点としての利活用を図るほか、現在、小俣町にありますICT人材育成センター、これを移設することで、より高度で実践的なパソコン等の講習の場としての活用も図ってまいります。

さらに、情報通信によるビジネス性向上のため、コワーキングスペース、また、会議スペースの整備、島外企業の誘致や島内企業の創業支援としてサテライトオフィスの整備等を行うことで、異業種産業のマッチング、また、地元産業のさらなる振興、地域活性化を図ってまいりたいと考えております。

鮎観光課長（島袋 修君） おはようございます。それでは、奄美海洋展示館リニューアル事業についてお答えいたします。同展示館につきましては、「海と人との共生」をテーマに、奄美の海洋文化と海洋資源を学習・体験できる施設として、平成10年にオープンいたしました。海の観光拠点施設として、多くの市民や観光客の皆様にご利用いただいておりますが、開館から20年が経過しているため、施設・機材の老朽化、展示内容のリニューアルなどが課題としてございます。

このようなことから、国立公園の指定を経て、今年の夏に世界自然遺産登録を目指す中で、市民や観光客の満足度向上に資するため、事業費1億円で施設のリニューアルを行うものであります。現在、指定管理者、海洋生物等に詳しい関係者とリニューアルの基本的な理念や整備方針について意見交換を行っているところでございます。

具体的には、整備に当たってのフィールドとの連動や食文化との連動をいかに魅せるか、映像コンテンツの刷新、既存設備の改修などについて意見交換を行っております。このほか、施設利用者に対しリニューアルに向けたアンケートも実施しているところでございますので、幅広く利用者の意見を伺った上で、今後、リニューアルの整備方針を固めてまいりたいと考えております。以上でございます。

教育委員会総務課長（徳永恵三君） おはようございます。それでは、1の(5)小・中学校におけるエアコン利用について、設置状況、運用上のルール、増加する光熱水費に対する国等の財政支援のあり方について、安田議員にお答えします。

小・中学校へのエアコン設置につきましては、猛暑対策として平成30年度の国の補正予算を活用し、今年度、普通教室・特別教室の新規分の設置について、小・中学校合わせて397教室の整備を進

めてまいりました。現在の状況としましては、全ての機器設置が特に問題なく完了しており、3月末までの完成検査を経て事業完了を予定しております。今後につきましては、既に設置済みの老朽化した既設エアコンについて、年次的に更新を予定しており、令和2年度予算においては、宇宿小学校6台、小宿中学校2台、大川中学校1台の整備を予定しております。

令和2年度から普通教室等におけるエアコン利用が一斉に始まります。教育委員会では使用にあたってのガイドラインを作成し、昨年6月に各学校へ通知を行っております。内容につきましては、使用にあたっての室温の基準、使用期間や時間、健康管理上の注意、省エネのための措置などを示し、併せて環境教育についても積極的に推進していきたいと考えております。

増加する光熱水費につきましては、エアコン設置・使用に伴う増額分として小学校費に1,191万7,000円、中学校費に678万3,000円の合計1,870万円を予算計上しており、これに係る財政支援として普通交付税により措置されるものとなっております。以上でございます。

7番（安田壮平君） 御答弁をありがとうございました。

まず、(1)については、概ね10年前のですね、前回策定のときの方式に則って進めていくということが分かりましたので、まずは良かったなというふうに思っております。その中でも、①についてなんですけれども、ただ前回と大きく違うのは、前は合併後初の総合計画でもありましたので、3年度、足掛け4年かけてですね、じっくりやっていったということがあって、今回はもう単年度であるということなので、どれぐらい深い議論をしていただくことが出来るのかなというところが若干気になります。そもそもこの総合計画の策定については、根拠法が変わったと認識しております。前は地方自治法を根拠に策定されたと思うんですが、今回からその自治法の規定がなくなりましたので、自治体独自で議会基本条例第10条の2に基づいて策定することになるかと思えます。それに関連して、何かその根拠法が変わったことによる影響はあるのかというところ、要は中身であったり、その自治体における位置付け、重要性ですね、そこはいかがかというのを一つ、伺います。

あと、もう一つなんですけれども、前回10年前はその足掛け4年と言いましたけれども、最終年度の9月に基本構想が出されて、議会の議決を得たということになっているんですが、先にですね、このように基本構想と前期基本計画を分けていただけないかと。9月、ないしはちょっと早めに、12月とかにですね、上程する考えはないかというところを伺いたいと思います。

次、(2)についてなんですけれども、①、②、理解しました。この財政負担増加が指摘されていることについての見解、正確に言うと指摘されていたことについての見解だったんですけれども、そういうことはないということでしたので理解しました。その0・2歳児の保育料が軽減されるということ、一般質問でも伺いましたが、これが具体的にですね、どれぐらい、どれぐらいの金額、軽減されるのかというところをですね、概略、お示しいただきたいと思います。

(3)についてなんですけれども、これも概ね理解をいたしました。関連する質問として、そもそもその奄美市でですね、在住の方でフリーランスが増えているのかどうか。本業の方、副業の方含めですね、その認識をお示しいただきたいのと、あとコワーキングスペースとかいう言葉もありましたが、島外在住者の利用も想定しているのかどうか。しているのであれば、そのPR方法ですね、どのように考えているのかお示しください。

あと、もう一つ関連として、その小俣町のICTセンターが移設されるということなんです、ではその小俣町集会場2階にある、あのスペースはどうなるのかということも併せてお示し願います。

(4)につきましても、よく理解できました。関連する質問としてなんです、地元の専門家とかからも、指定管理者とかとも、しっかり意見交換してということだったんですが、その奄美博物館リニューアルした際には、しっかり市の学芸員さんがですね、しっかりこう話し合いをして進めて、丁寧に進めていったというふうに認識しているんですが、今回の海洋展示館も20年後初めての大規模なリニューアルだと思えますので、是非ともその地元の専門家なり学芸員と、相応しいぐらいの、呼んでも相応

しいぐらいの方にですね、しっかり責任を持って関わっていただく必要があると。ボランティアとしてとかではなくてですね、しっかりその辺は報酬をお支払いして関わっていただく必要があるんじゃないかと思うんですが、その見解をお示し願います。併せて、是非とも地域住民がですね、観光客だけでなく地域住民が繰り返し訪れたいくなるような仕掛け、仕組み、今、一番人気があるのはウミガメにレタスの餌をやると、要は生き物と触れ合えるというのがですね、一つの目玉になっていると思いますが、この辺を、また、更に拡大していく方策をですね、リピートしたくなる仕組み、どう考えているのかお示しいただきたいと思います。

5についてになりますが、これもよく理解をいたしました。その財源に関してなんですけれども、財源に関しては交付税で措置されるというところで、これ本当に確実に、確かめるのも難しいと思いますが、もう一度念押しでですね、間違いないのかということをお伺いしたいと思います。あと、運用上のルールにつきましても、明確なガイドライン、示されているということですので、是非、適切に使っていただいて、児童・生徒たちですね、学習環境の向上に結び付けていただきたいというふうに思っております。是非、大いに使っていただきたいと、節度を持って使っていただきたいというふうに思います。もちろん、一番の目的は健康管理だと思えますけれども、是非ともこれを、私も他の議員含め積極的に押した1人でもありますので、このエアコン導入を学力向上に結び付けていただきたいという思いも強く持っております、その辺をですね、こう確認というか、チェックというかですね、その辺もやっていただきたいと思うんですが、見解をお願いします。以上です。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

企画調整課長（山下能久君） まず、総合計画について、根拠法が異なることにより影響はという御質問についてでございます。議員御案内のとおり、平成23年5月2日公布の地方自治法の一部を改正する法律におきまして、法的な策定義務が削除されております。これにつきましては、市町村の自主性、創意工夫の発揮を図る観点からとされているところでございます。しかしながら、総合計画はこれまでも本市最上位計画と位置付け、これに基づき各種計画がされているほか、総合計画を体系化し、最小化で分類した実施計画と財政計画とを連動させ、適切な進行管理を図るなど、その意義は大変大きいということから策定をするものでございます。また、一つの計画として大括りではございますが、市の施策は全て網羅していることは、市民に分かりやすい資料であると考えているところでもございます。

二つ目の、前回、基本構想につきまして、9月に上程する予定はないのかという御質問について回答いたします。今回の総合計画策定につきましては、新年度4月から本格的な作業を行うこととしております。また、先ほどもお答えしましたとおり、まずは現行総合計画の効果検証を行うことを予定しております。審議会及び策定委員会の皆様の御議論もタイトな日程になるのではないかと考えているところでございます。具体的には、前回は地方自治法に定める議決事項となっております基本構想を踏まえた上で、その後に基本計画を策定する流れとなっておりますので、予め12月議会で基本構想を議決いただいたところでございます。今回も前回と同様の流れを踏もうとしますと、12月議会の1カ月に、基本計画の策定に取り組み、地域協議会など、また、パブリックコメントなどいただいた上で、市としてのコンセンサスを、2月には議案上程という大変タイトで非常に厳しいスケジュールが想定されているところでございます。このようなことから、基本構想及び基本計画についてはセットとして、議案上程してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

福祉政策課長（石神康郎君） それでは、保育所保育料の見直しについてお答えいたします。保育料につきましては、国が基準となる金額を定めており、この基準額より低い金額を設定した場合は、市の独自の財源を活用することとなっております。今回の見直しにより世帯収入が260万円以上330万円未満の世帯の国基準の保育料は月額1万9,500円になっておりますが、半額の9,700円に見直して

おります。世帯収入が470万円未満の世帯につきましても、国基準保育料月額3万円を半額の1万5,000円に、世帯収入が660万円未満の世帯につきましても、国基準保育料月額4万4,500円を6割に当たる2万6,700円に見直しております。これにより収入が多い世帯につきましても、一律国基準保育料の6割の基準に、金額に見直しをしております。およそ6割、295世帯のうち170世帯、77世帯の世帯収入470万円未満の階層に属しておりますので、これらの経済的に厳しい世帯が多い子育て世代に対して、手厚い支援を講じたところでございます。以上でございます。

商工情報課長（麻井庄二君） 今、安田議員のほうから再質問いただきましたが、まずフリーランスが増えているのかどうかという点ですが、なかなかこれは実数としての把握は非常に難しいかと思えます。と言いますのも、奄美市だけで把握するものなのか、また、島外も島内もいらっしゃいます。ほかの町村の方も、私どもの講座のほう、非常に関心を持って参加されておりますので、なかなか実数としての把握は難しいところであるんですが、毎回の講座への申し込み者、また、毎年開催しておりますハンドメイドの対象に非常に多くの方がいらっしゃっておりますので、私どもの実感としてはなかなか増えてきているんじゃないかというふうに判断をいたしております、この施策を推進していきたいというふうに考えているところです。また、ライティング等につきましても、「あまみつけ。」などへの記事の作成等も行っておりますので、いろんなところでフリーランスの方々の仕事を目にする機会もあるかと思えます。

次に、コワーキングスペースの島外の方の利用は想定しているのかということですが、こちらのほうはですね、島外の方も奄美市内の方も全て利用ということで考えております。そのPR方法が問題になるかと思えますが、ホームページ等での紹介は当然なんです、その「あまみ働き方ラボ」については、ただその施設を造るというだけではなく、そちらのほうでコミュニティマネージャーを配置をして、仕事のマッチングですとか、そういう運営面についても、業務委託等を考えていきたいというふうに考えておりますので、施設の今後、実際の検討を始めていく際にはですね、そこまで含めた形でPR等を検討していきたいというふうに考えております。

それと、三つ目がICT人材育成センターの現在の小俣町の今後の活用ということですが、あの施設自体が非常に老朽化しております、今、パソコン等も置いているんですが、雨漏りが散見されます。ですので、今回、この機能も産業支援センターの2階、働き方ラボのほうに移設したいというふうに考えておりますので、現時点ではその跡地についての利用というのは、今後の検討課題とさせていただきます。以上でございます。

袖観光課長（島袋 修君） それでは、海洋展示館のリニューアルにつき、専門家や学芸員との関わりということですが、地元の海洋生物研究所の方であるとか、あと市の学芸員、あと奄美博物館の実際リニューアルを手掛けた事業者、あと全国で似たようなそういった施設の実績のある事業者等などから意見を伺っているところであります。議員御指摘のとおり、ウミガメのですね、餌やりが大変人気のある施設でありますので、中でもやはり遊びの、子どもたちが遊べるような、遊びの要素を取り入れることや、楽しく学べる展示物、また、体験できる要素を取り入れることが満足度の向上やリピーター対策につながるのではないかと検討を行っているところではあります。いずれにいたしましても、利用者が楽しめ、満足できる施設整備を図り、多くのリピーターが訪れるよう努めてまいりたいと思えます。以上です。

教育委員会総務課長（徳永恵三君） それでは、2点ほどお答えします。財源につきましては、交付税措置等なりますが、今現在、詳細は分からない状況です。

2点目に、空調使用に当たりましては、効果として学力の向上や集中力や学習意欲の改善、健康面の改善、また、給食の残菜量の減、教職員の労務環境の改善などが効果として期待されます。そのような

中、市としましては地球温暖化防止活動実施計画を策定し、奄美市内の各学校も対象施設となっております。使用に当たりましてはしっかり取り組んでまいりたいと思います。以上です。

7番（安田壮平君） はい、分かりました。

ちょっと（1）を後回しにさせていただいて、（2）以下は概ね理解をしましたので、（2）についてはかなりですね、この0歳から2歳児の保育料がかなり軽減されるということでもありますので、しっかりこの辺もアピールしていただいて、子育て世代の方々にですね、こう、奄美市はこのような政策に取り組んでいますということもですね、併せてお伝えできるようにしていただきたいと思います。

（3）につきましても、新たな取り組みをですね、働き方ラボでされるということでありましたので、よく分かりました。是非とも、要望になります、その島外の方が使う場合に、その移住情報とかですね、移住、定住情報、その辺も併せてしっかりお伝えするようにしていただきたいと思います。

（4）につきましても、これもしっかり取り組んでいただければいいなと思います、特にその地元の方も繰り返し訪れたいという施設づくりという観点で、遊びの要素とか体験型学習を増やすとかいうことなので、是非、新しい博物館、奄美博物館でも採用されているような、例えばそのVRとかですね、仮想現実、AR、拡張現実、そういった新しい技術を導入することも積極的に検討していただければと思います。要望です。

（5）につきましても、財源の部分は分からないということですが、そこもしっかり財政課とチェックをしていただいています、学習環境の向上、その結果としての学力の向上にですね、結び付けていただきたいと思います。

（1）戻りまして、再々質問をさせていただきますが、本市にとっての最上位計画であるということに変わりはないということでしたので、良かったと思います。やはりこれ、10年に一度のものでありますし、また、今度からは基本構想だけでなく基本計画についても、我々議会がですね、議決をさせていただくということでもありますので、しっかり審議をさせていただく時間を確保していただきたいなと思っています。今回、地方創生の総合戦略がですね、今回、予算の特別委員会で、一般会計の特別委員会のほうで審議をするということになったんですけれども、その要因の一つはやはり時間的な余裕がなかったと、議会日程組む上でですね、なかったという実情も一つありましたので、ここは是非とも、スケジュールがきついというのも分かるんですが、是非とも、そこは議会にも配慮していただきたい。様々な社会情勢の調査とかは、恐らく総合戦略の策定での調査ともですね、重なるものもいろいろあるんじゃないかなと思いますし、本来であればもうちょっと前から準備していただきたかったなというふうに思うんですが、この点、もっと弾力的なですね、柔軟なスケジュールで最後の議会の審議にもさせていただけるような、柔軟なスケジュールを検討していきたいと要望しますが、見解をお願いします。

企画調整課長（山下能久君） 計画策定に当たりまして、柔軟なスケジュールをとということでございます。現在、スケジュールにつきましては、評価、検証作業で2・3カ月、第2次計画の素案作成で3カ月、総合計画策定委員会審議会の開催を3カ月、地域協議会での意見聴取、パブリックコメントを1カ月という形のスケジュールを想定しておりますが、議員御案内のとおり、柔軟な形で充実した策定に向けた取り組みをさせていただきたいと思いますので、御理解よろしく願いいたします。

議長（与 勝広君） 次に、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 議場の皆さん、市民の皆さん、おはようございます。質疑をする前に、一言申し上げさせていただきます。東日本大震災及び東京電力福島発電所事故から本日で丸9年を迎えました。犠牲となられた全ての方々に…。

議長（与 勝広君） あの、冒頭で…はい。

14番（関 誠之君） 冥福をお祈りをするとともに、なお困難な生活をされている方々に心からお見舞いを申し上げます。

（「注意してください」と呼ぶ者あり）

また、2,500人を上回る・・・。

議長（与 勝広君） はい、冒頭でちゃんと注意しましたよね。

14番（関 誠之君） 1日も早く御家族のもとに戻りますよう、心からお願いを申し上げます。

（発言する者あり）

いや、今日は、今日がその日でなければ、それはそれでいいんですけども・・・。

議長（与 勝広君） はい、もう進めてください。

14番（関 誠之君） 申し訳ありません。それでは、早速、議案11号 令和2年度奄美市一般会計予算について、質疑をさせていただきます。

20ページの7款1項1目地方消費税交付金のうち、社会保障財源交付金4億7,819万4,000円について、質疑をいたします。①今年度予算に4億7,819万4,000円を計上しておりますが、昨年は最終補正で846万3,000円の減額があり、予算現額3億2,933万5,000円となっておりますけれども、今年度の4億7,819万4,000円の見積りは過大ではないのか、その根拠をお示しをいただきたいと思えます。

二つ目は、社会保障財源交付金4億7,819万4,000円は、地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分としての財源である。この財源が減りますと、一般財源が増えるか事業費を減額をしなければいけないというふうになりますけれども、昨年減額された社会保障財源交付金846万3,000円の財源処理はどうされたのか、お伺いをいたします。

(2) 33ページ17款2項2目物品売払い収入、学校給食費収入1億6,148万8,000円、学校給食収入（過年度）保育施設等給食収入504万円について。一つ目、笠利・住用・名瀬各地区の小・中学校の給食費の月額と保育施設等給食費の内訳をお示してください。

二つ目は、過年度収入が少ないようでありませけれども、各地区の小・中別累計滞納額をお示しをいただきたいと思えます。

三つ目は、未納がある場合の給食材料の購入は、当初計画どおり購入をされておるのか、お伺いをいたします。

(3) 36ページ2款5項3目1節保健衛生費収入228万6,000円の事業内容と清算金についてお答えいただきたいと。

(4) 51ページ2款1項6目、今、議論のありました総合計画に、策定費用が計上されていないように見受けられますけれども、どういうふうになっているのかお示しをいただきたいと思えます。

(5) 65ページ2款1項16目18節、負担金及び分担金、奄美大島自然保護協議会特別負担金1,142万円の内訳、事業内容の説明と、なぜ特別負担金とするのかお答えいただきたいと思えます。

(6) 80ページ3款1項4目18、負担金、福祉活動専門員設置事業補助金738万8,000円の事業内容についてお答えをいただきたいと思えます。

(7) 119ページ7款1項2目19節経営改善普及事業奨励補助金600万円は、平成29年度まで奄美商工会議所、あまみ商工会の商工会運営補助的なものでありましたけれども、平成30年度から現

在の制度となっていると思います。制度の改正前と改正後の実績についてお示しをいただきたいと思います。

(8) 161ページ10款6項1目12節委託料、国体相撲競技運営業務1億3,000万円、18節負担金2,000万円の内容についてお答えをいただきたいと思います。

(9) 172ページ、会計年度任用職員412名の人件費8億3,848万円の財源の内訳をお示しをいただきたいと思います。

今年度の起債見込、10番目、が45億4,180万円となっておりますけれども、36億円の財政規律内に収まるのかどうか、お示しをいただきたいと思います。以上です。

議長（与 勝広君） はい、ちょっとすいません、答弁の前に、閣議員に一言。私は冒頭で所見を述べないようお願いしますと。今日は3.11ということは重々承知ですけれども、そういうことで申し上げ、最初の登壇者はきちっとそういう形でやりましたので、以後注意をお願いいたします、はい。

答弁を求めます。

財政課長（國分正大君） それでは、質問にお答えいたしたいと思います。私のほうからは、通告の1の(1)の①、②、(9)、(10)のほうを答弁させていただきます。

それでは、(1)のほうから答弁させていただきます。地方消費税交付金の積算につきましてですが、こちらは平成28年度から平成30年度の、過去3カ年の平均交付額を基に、消費税率10パーセントの影響額を加味して積算したところでございます。令和元年度と比較して大きく伸びている要因としましては、令和元年10月1日からスタートした消費税率10パーセントの影響を受けるのが令和2年度からとなります。従来分であります地方消費税交付金と社会保障財源分の交付割合も変更となるためでございます。

過大ではないかとの御指摘でございますが、国が示す地方財政計画では対前年度比19.7パーセントの伸びを示す中、本市におきましては対前年度比14.1パーセントとなっていることから、適切に見積もったものと考えております。

しかしながら、当初予算編成時において想定されなかった社会情勢の変化が起こることもあります。減額の可能性があるということから、今後とも景気動向を注視するとともに、県税務課との連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、②のほうです。地方消費税交付金のうち、社会保障財源は社会保障・税一体改革において、消費税率が5パーセントから8パーセントへ引き上げられた際に、引き上げ分の地方消費税交付金については、制度として確立された年金、医療、介護及び少子化対策、その他社会保障施策に要する経費に充てることとされております。従いまして、地方消費税交付金が見込み額より減額となることは、社会保障施策に要する財源として、市税や地方交付税を中心とした一般財源に振り替えるものというふうと考えております。

続きまして、(9)です。会計任用職員の財源についてでございます。これは全体的な、庁内全体的なものですので、財政課のほうでお答えさせていただきます。会計年度任用職員412名の人件費8億3,848万円のうち、3名分の512万3,000円につきましては、普通建設事業に伴います事業費として見込んでおります。うち409名分の8億3,335万7,000円の財源については、一般財源及び一部国・県からの補助金となる見込みでございます。会計任用職員に係る経費のうち、一般財源に対する財源措置につきましては、普通交付税措置にされることとなっております。

国が示す令和2年度地方財政対策の概要におきましては、会計年度任用職員制度が令和2年度から施行されることに伴う期末手当の支給等に係る経費について、一般行政経費等に計上されるとされており、具体的には一般行政経費1,960億円、公営企業繰出金に48億円を計上されることとなっております。

また、算定においては、各算定項目において、個別に経費を算定、積算する会計年度任用職員と、その他の会計任用職員については、包括算定経費に一括計上というふうに予定されております。

いずれにいたしましても、普通交付税措置は性質上、会計年度任用職員に要する実際の経費に対して措置されるものではなく、人口規模等に応じて措置されることから、令和2年度の普通交付税の算定方法の詳細が示された段階で分析を進めてまいりたいと思います。

次に、(10)です。起債見込みの45億4,180万円の財政規律についてです。一般会計予算書182ページの当該年度中起債見込額45億4,180万円についてでございますが、このうち、特殊要因につきましては、庁舎建設に係る起債、こちらは財源を確保している分です、償還分、これが9億500万円。市民交流センターに係る部分。こちらが11億1,220万円。臨時財政対策債、こちらが4億円。合計で24億1,720万円となっております。先ほど申し上げた起債見込額45億4,180万円から24億1,720万円を差し引きました一般会計の起債見込み額が21億2,460万円となります。特別会計につきましては、令和2年度は起債を予定しておりません。次に、下水道事業会計と水道事業会計、こちら企業会計になりますが、こちらのほうが見込額が8億5,110万円です。こちらの特殊要因を除いた、全会計の起債見込額が29億7,570万円となりますので、財政規律の36億円枠に収まっているということになります。以上です。

学校給食センター所長（龍 和隆君） (2) 33ページの各地区の小学校及び中学校の給食費の月額についてお答えいたします。学校給食費につきましては、学校行事等による欠食があることから、各学校や学年で給食日数及び年間給食費が異なります。4月から2月までを定額徴収月としておりまして、笠利地区で小学生が3,000円、中学生が3,700円となります。名瀬・住用地区では小学生3,100円、中学生が3,950円となります。3月は調整月としまして、4月から2月までの給食費の合計を年間給食費から差し引いた額といたしております。

次に、②の各地区の小・中学校別累積滞納額についてお答えいたします。笠利地区の小学校につきましては、34万6,658円。中学校33万9,475円。名瀬地区におきましては、小学校7万6,608円。中学校15万4,692円の滞納累積額となっております。住用地区におきましては、滞納はございません。

次に、③の未納がある場合の給食材料の購入は、当初の計画どおり購入しているのかの御質問でございますが、収納見込額ではなく給食費の調定額、収納すべき金額に合わせまして、賄材料費から支出しておりますので、計画どおりに購入を行っております。公会計化に伴い、未納があった場合でも給食の実施に影響を及ぼすことはございませんが、保護者間の公平を期すためにも、今後もしっかり滞納整理に取り組んで参りたいと考えております。以上です。

福祉政策課長（石神康郎君） それでは、続きまして1の(2)物品売払収入の保育施設等給食費収入の内訳についてお答えをいたします。保育施設等給食費は幼児教育・保育無償化に伴う公立保育所の副食費でございます。副食費を負担していただく対象は、年収360万円を超える世帯の3歳から5歳までの子どもで、負担していただく金額は月額5,000円となっております。504万円の内訳は、小浜保育所が300万円、5,000円×50名×12月。赤木名保育所が144万円、5,000円×24名×12月。節田保育所が30万円、5,000円×5名×12月。宇宿保育所が30万円、同じく5,000円×5名×12月となっております。以上でございます。

市民福祉課長（村田英樹君） それでは、(3)の保健衛生費収入228万6,000円の事業内容と清算金についてお答えいたします。まず、リュウキュウアユ保護増殖・普及事業に関しましては、県指定希少野生動植物に指定されているリュウキュウアユが生息する各河川の個体数調査、環境整備及び水生移入生物の駆除を行うことで、今後の保護施策に資することを目的としております。なお、本事業は奄美市、龍郷町、宇検村で構成する奄美大島自然保護協議会ヤジ分会が事業主体です。県の地域振興推進事業を活用して実施することとなっております。奄美市の負担金は歳出の62ページ2款1項14目18

節負担金、補助及び交付金の奄美大島自然保護協議会負担金457万5,000円を計上しており、事業が終了し、実績報告後に2分の1の228万6,000円が県からの負担金の清算として戻ることになっているため、歳入の32ページ、21款5項3目1節保健衛生収入にリュウキュウアユ保護増殖・普及啓発事業清算金として計上しているところであり、予算書の欄の説明の名目については、今後、検討していきたいと思っております。以上で終わります。

企画調整課長（山下能久君） （4）総合計画策定費用の計上についてお答えいたします。まず、今回の総合計画策定につきましては、策定業務の外部委託は実施せず、自前で作成することとしております。その点を御理解いただきまして、議員御質問の報酬、報償費以外の主な関連予算といたしましては、予算書51ページ、2款1項6目8節旅費206万2,000円のうち、審議会策定委員の旅費、費用弁償として5万8,000円。総合計画印刷に関わる経費といたしまして、10節需用費、印刷製本費241万4,000円のうち180万円。総合計画審議会委員公募に関わる費用といたしまして、11節役務費、広告料16万のうち8万円となっております。

次に、今後の計画と日程についてでございますが、まずは新年度、早い時期に現行後期基本計画の効果・検証などを行い、年内を目途に総合計画審議会及び策定委員会での御議論をいただく予定でございます。また、年明けにはパブリックコメントを実施し、令和2年度末の策定に向けた作業を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

プロジェクト推進課長（平田宏尚君） 質問1の（5）奄美大島自然保護協議会負担金についてお答えいたします。最初に、なぜ特別負担金とするのかでございますが、奄美大島自然保護協議会の負担金は二つございます。一つは、奄振交付金を財源として実施する事業への負担金と、もう一つは奄振交付金以外の財源により実施する事業への特別負担金があり、活用する財源の違いによって負担金と特別負担金という形で整理させていただいております。

次に、特別負担金の計上額1,142万円の内訳と事業内容についてでございます。世界遺産委員会のパブリックビューイング、世界自然遺産登録記念祝賀会、世界自然遺産登録の記念イベントとして588万1,000円。島内外の各種イベントや出前講座、島内各公共施設などの利用を目的に、奄美大島の自然の魅力を伝えるPR用DVD作成費用として135万7,000円。平成25年度に日本語版、26年度に外国版を作成しました奄美大島自然保護ガイドブックの改定版作成費用といたしまして123万円。島内小・中学生を対象といたしました、奄美大島子ども世界自然遺産講座として72万4,000円。奄美・沖縄の世界自然遺産推薦地4島12市町村の子どもたちの交流を行う奄美・琉球次世代交流事業として12万円。のぼり旗や懸垂幕等の普及、啓発用品の作成費用として177万1,000円。自然保護協議会のホームページ保守・更新費用といたしまして17万4,000円。盗掘、盗採防止用のセンサーカメラの維持管理及び分析費用といたしまして16万3,000円となっております。以上でございます。

高齢者福祉課長（永田孝一君） それでは、質問の（6）80ページ、3款1項4目の18節負担金補助及び交付金のうちの福祉活動専門員設置事業補助金についてお答えいたします。本事業は奄美市社会福祉協議会に対しまして、地域が抱える個別課題及び共通の生活課題等の解決のための支援をする、福祉活動専門員を配置する費用に対して、1人当たり184万7,000円の補助をするものでございます。内訳につきましては、名瀬地区に2名、笠利地区、住用地区にそれぞれ1名ずつの合計4名の福祉活動専門員を配置してございます。3地区それぞれの体制を整備することで、地域課題の解決を図るものとしております。具体的には、奄美市社協では個別課題の解決といたしまして、福祉サービス利用者事業の利用の拡充でありますとか、行っております。それから、地域福祉の向上につきましては、ボランティアセンターの運営の活動などを実施しております。以上です。

商工情報課長（麻井庄二君） では、続きまして7番目の119ページ、7款1項2目19節経営改善普及事業奨励補助金600万円につきましてご説明いたします。議員から御案内がありましたとおり、この補助金につきましては、奄美大島商工会議所とあまみ商工会を対象とするものですが、平成29年度までは運営補助的な性格なものとなっております。平成30年度から、それまでの定額補助ではなく、中小規模事業者への経営改善普及事業、これにつきましては巡回指導、窓口指導、補助金申請支援、金融斡旋となっております、この実績件数に応じて補助金を交付する方式に改め、新しく制度化したところ です。

では、29年度と創設後の平成30年度の実績でお答えいたします。奄美大島商工会議所につきましては、巡回指導等が29年度3,100件に対しまして、30年度は3,274件、174件、5.6パーセントの増となっております。補助金の額は、29年度は93万8,000円、30年度は276万6,000円となっております。あまみ商工会につきましては、巡回指導等が29年度2,603件に対し、30年度2,713件でございます。110件、4.2パーセントの増となっております。補助金の額は29年度は235万1,000円でしたが、30年度は241万円となっております。以上です。

スポーツ推進課長（大山茂雄君） それでは、（8）国体関係予算についてお答えいたします。委託料、国体相撲競技運營業務1億3,000万円についてですが、奄美体験交流館での会場内外のテントなどの設置や人、物の配置、県内競技役員の交通費及び宿泊費、また、仮設物の設置・撤去などの運営を委託する費用でございます。次に、負担金2,000万円についてですが、8月21日に国体に伴うイベントとしまして炬火リレーが開催されます。それにかかる費用及び本大会開催時の競技役員などの送迎や選手・役員、また御来場されるお客様へ奄美の食を提供するおもてなしなどの費用でございます。以上です。

議長（与 勝広君） 答弁漏れはありませんね。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。3点ぐらい再質をさせていただきますけれども、学校給食関係の問題ですけれども、公金として、今度、入れておりますけれども、賦課徴収根拠になる金額等は規則等で規定をするというふうに、私が調べた中ではありましたけれども、そういった規則はあるのかどうか、ということが1点。

二つ目は、未収未済の徴収はどのように行われ、債権管理はどのようにされているのか。今、専決処分案も出ておりますが、それと関わることですから、是非、強制徴収と言いますか、そういったのができる、国税法によってできる債権と、できない債権があるわけですから、その辺の問題を含めて、未収未済の徴収はどのように行われて、債権管理はどのようにになっているのかというのが一つの点です。

総合計画の件については、安田議員の質疑で大変良く理解をいたしました。そういう意味から、基本構想10年、基本計画、または、実施計画を毎年ローリングしていくという中で、この総合計画が行われておりますけれども、その中で総合計画というのは、ある程度市長の公約とも重なる部分があると思いますが、市長の公約との連携的なものがあるのかないのか、そういったものがどうなっているのかという点が1点でございます。

次に、国体の関係でありますけれども、1億3,000万円と、相当な、やはり、お金を使ってやるわけですから、市民総出でと言いますか、そういったことにしていただきたいというふうに思います。これを出したのはですね、県から入る金が4,965万円と、2分の1もないわけですね。あとは市の持ち出しというふうになるというふうに思いますけれども、そういったことで、これは他の県もみんなそんな感じでやっているのかどうかというようなことで疑問がありまして、出させていただきます。以上、3点についてお答えをいただきたいと思っております。

学校給食センター所長（龍 和隆君） 給食費の規則の件につきましてですが、他の、県内の他の自治体においても規則において金額を定めているところもあると聞いております。こちらのほうも、私どものほう、給食センター管理運営委員会とも相談しながら、こちらのほう、規則、条例化はちょっと難しいかもしれませんが、規則化に向けて、ちょっと話し合いを、協議をしていきたいと考えております。

2点目につきまして、給食費の未収、徴収未済、徴収に関係なんですけれども、こちらのほうは学校給食センターのほうで徴収を行っております。これまで徴収できなかったところもありますけれども、こちらのほうも教育委員会も含めて、教育委員会全体で考えて、全額徴収に向けて行っていきたいと考えております。以上です。

企画調整課長（山下能久君） 総合計画におきます市長の公約との関連性についてお答えいたします。総合計画につきましては、市の全ての計画の基本となり、本市地域づくりの最上位計画に位置付けられる計画でございます。また、長期展望を持つ計画的、効率的な行政運営の指針になるものでございます。また、市長の公約との関連性でございますが、こういうことから、総合計画につきましては、総合計画の中に市長の公約も含めて盛り込まれるものと考えております。以上です。

スポーツ推進課長（大山茂雄君） それでは、国体についてお答えします。これまでの開催地の事例なんですけれども、大体補助金はこれまでどおりだと考えております。それと、この委託料の経費等なんですけれども、大体ほかの、これまでの開催地と比べてちょっと割高になっております。それは外海離島の奄美市での開催ということで、これの輸送費とかいう、そういう費用に膨大なお金がつき込まれております。いずれにしましても、今後ともこの歳出を抑えて、歳入を増やすという方向で取り組んでまいりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

財政課長（國分正大君） すいません、今のスポーツ推進課の答弁にちょっと補足ですが、財源につきましては、県からの歳入もありますが、その残り分につきましては、特別な財政需要ということで、全国規模の大会になりますので、こちらのほうから特別交付税ということで、県を通しましてですね、国のほうには話をしておまして、こちらのほうで一応進めていきたいというふうに考えておりますので、付け加えさせていただきます。以上です。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。学校給食が公金扱いになったということで、非常にこれは良かったなという点がありましてですね、今まで個別の学校でやっていた時には、徴収をして1年間集めたその予算内でやっていたんですけれども、先ほどの答弁がありましたとおり、予算を組んでおりますから、未納があろうとなかろうと、その計画を立てた賄材料費が全額子どもたちの口に入るということになりますので、そういったことで大変良いことではないかなというふうに思います。しかしながら、先ほど具体的なことが出ておりませんでしたけれども、やはり収入未済、こういったものの債権管理というのがしっかりそれぞれの課、いろいろあると思いますので、そういったものを、それぞれの課でやるのもよしですけれども、やはり全庁的にそういった滞納整理官を、滞納整理室にすとかいうようなことでですね、しっかりとこの未収がないような状況を作るのが当然ですけれども、そういった方向性、いわゆる払わないで済むというような、公平、平等なことから、それが侵されるようなことがないように、しっかりと取り組んでいただきたいということを申し上げて、終わります。

議長（与 勝広君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第11号から議案第34号までの24件については、11人の委員をもって構成する一般会計予算等審査特別委員会及び10人の委員をもって構成する特別会計予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いをします。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題といたしました議案24件につきましては、両特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました一般会計予算等審査特別委員会の委員に、正野卓矢君、弓削洋平君、永田清裕君、崎田信正君、橋口耕太郎君、栄ヤスエ君、関誠之君、奥輝人君、元野景一君、竹山耕平君、多田義一君の11人を、また、特別会計予算等審査特別委員会の委員に奥晃郎君、荒田幸司君、安田壮平君、大迫勝史君、松山さおり君、林山克巳君、西公郎君、川口幸義君、伊東隆吉君、橋口和仁君の10人をそれぞれ指名したいと思いをします。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました諸君を、先ほど設置されました両特別委員会の委員に指名いたします。

議案第11号、議案第22号、議案第23号、議案第26号から議案第28号、議案第31号、議案第32号、議案第34号までの、以上9件を、これを一般会計予算等審査特別委員会に、議案第12号から議案第21号、議案第24号、議案第25号、議案第29号、議案第30号、議案第33号までの、以上の15件は、これを特別会計予算等審査特別委員会にそれぞれ付託いたします。

両特別委員会の正・副委員長互選のため、暫時休憩いたします。(午前11時45分)

○

議長(与 勝広君) はい、再開いたします。(午前11時57分)

先ほど設置されました両特別委員会の正・副委員長の互選の結果について報告いたします。

一般会計予算等審査特別委員会の委員長に関誠之君、同じく副委員長に奥輝人君が互選されました。また、特別会計予算等審査特別委員会の委員長に林山克巳君、同じく副委員長に安田壮平君が互選されました。以上のおりであります。

○

議長(与 勝広君) 日程第4、議案第35号 工事請負契約の締結についてから、議案第39号 奄美市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてまでの5件を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長(朝山 毅君) それでは、ただいま上程されました議案第35号から議案第39号までの提案理由を御説明申し上げます。

議案第35号 工事請負契約の締結につきましては、令和元年度奄美市市民広場立体駐車場整備工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第36号から議案第38号までの工事請負契約の締結につきましては、令和元年度奄美市市民交流センター新築工事3件の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、

議会の議決を求めるものでございます。

議案第39号 奄美市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定につきましては、「まち・ひと・しごと創生法」に規定する奄美市の総合戦略を定めたいので、奄美市議会基本条例第10条の2第2号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして、議案第35号から議案第39号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（与 勝広君） これから、質疑に入ります。

通告がありますので、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） おはようございます。社会民主党 社民党の関 誠之でございます。議案第39号 奄美市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について、お伺いをいたします。

（1）前の計画であります平成27年度から31年度の5カ年計画において、基本目標である経済に自立した島、子育てに適した島、みんなが知恵を出し実行する島、豊かな自然と伝統を守る島におけるそれぞれの重要業績評価指標と、KPIというのがありますけれども、の項目で達成された指標、これから特に力を入れていかなければならない項目をお示してください。

二つ目は、前の、先ほど言いました計画の総括がどのようになされているのか。

三つ目は、この計画の実行を踏まえて、今度計画をしている中で、特に力を入れていかなければならないKPI、先ほど言いました重要業績評価指標はどの項目であるのか、まずお示しをいただきたいと思えます。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

企画調整課長（山下能久君） まず、現行戦略における四つの基本目標に設定された重要業績評価指標、KPIの中で達成された指標、これから特に力を入れていかなければならない項目についてお答えいたします。なお、直近、平成30年現在での比較となりますことを御了承お願いいたします。

KPIが達成された項目といたしましては、「基本目標1、経済的に自立した島」では、「奄美大島入込客数」、「スポーツ合宿者数」、「着地型観光メニュー創出数」、「奄美大島観光物産協会SNSの更新頻度」、「創業者数」、「新規漁業就業者数」の6項目。

「基本目標3、皆が知恵を出し実行する島」では、「大学等との連携事業数」、「国際・地域間交流派遣事業参加者数」、「人材育成等研修助成事業利用者数」、「特例通訳案内士数」、「ふるさと納税額」の5項目。

「基本目標4、豊かな自然と伝統を守る島」では、「学習・体験参加者数」の1項目・計12項目でございます。なお、「基本目標2、子育てに適した島」で設定いたしました7項目の中で、平成30年度の実績で目標を達成した項目はございませんでした。

次に、これから特に力を入れていかなければならない項目につきましては、本市の全体的な産業振興に向けて、観光交流に関する項目については、現行戦略においても順調に目標を達成しておりますが、今後も引き続き取組を推進すべきものでございます。また、先ほど申し上げましたとおり、子育てに適した島につきましては、目標に至っていない指標が多くありましたので、制度や取組の充実について検討を重ねる必要があると考えております。続きまして、現行戦略の総括はどのようになされているかとの御質問ですが、まず現行戦略には記載された個別事業についての評価を行い、事業実施状況や定量的・定性的効果についての検証を行ったところでございます。併せて、先ほども申し上げましたが、現段階におけるKPIの達成状況を確認し、5段階の評価を実施しております。これら内部での評価結果について、本年1月に開催されました奄美市総合戦略会議において、外部有識者の皆様にも説明し、

「概ね妥当な評価」である旨の御意見をいただいております。

新たな計画におきましても、KPIを設定して、そのどれもが重要であると考えております。特に力を入れるべき目標といたしましては、先ほどの説明とも重複しますが、観光交流分野、子育て分野が挙げられるかと考えているところでございます。以上です。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。先ほど来、議論になっております、やはり総合計画をどう推し進めるかという、下支えをするのが、奄美大島総合戦略と言いますか、そういったまち・ひと・しごと創生総合戦略ではないかというふうに思っております。これが、いわゆる人口減少の克服をどうするかということで、地方創生関連の交付金予算でなっておると思えますけれども、そしてまた、もう一方には、奄美群島成長戦略ビジョンというのが、これは平成26年から35年度までということになっておりますけれども、雇用の創出をどう図っていくかということで、これが振興交付金で予算措置をされておるというふうに思っております。そういう中で、この基本的には奄美市の総合計画、今回作られます、これをどういうふうな形でしっかりと実現していくのか、その一つのツールとしてこれがあるのではないかなというふうに思いますが、そこで、今計画における重要業績評価指標、KPIについて、それぞれ相当な知恵を絞ってですね、いろんな多岐にわたって目標が書いてありますけれども、その中で少し私も勉強不足で分かりませんが、地域経済循環率というのが書いてございますけれども、とはなんなのか、具体的な説明をお願いをしたいというものと、市民の所得を上げていくということを書いてありますけれども、この市民所得を上げるには総生産、人口割ですから、その辺を総生産の中でどういうふうに具体的に増やしていけば、この目標値につながるのかというような具体的な施策があればお示しをいただきたいと思えます。

二つ目は、基準値と目標値が同じである出生数。もちろん、人口が減りますから、それを保つということは結構なことですが、その出生数を落とさない施策というのが何であるのかということ。

三つ目は、青年団も同じような数値目標がありますけれども、青年団の現況というのが、今一つ分かりませんので、青年団の現況を教えていただきたいと思えます。

四つ目は、地域の伝統文化に参加するということでの指標もありますけれども、この地域の伝統文化とは具体的にどういうイベントなのか。地域でやる、もちろん学校行事等もあると思えますけれども、その辺についてお示しをいただきたいというふうに思えます。

それと、後こういったものが、非常に羅列をして、これを達成することで、この幸せの島へというふうになるんでしょうけれども、計画を達成するための予算措置はどのようなふうな関連でなっておるのかということについて、お伺いをいたしたいと思えます。よろしく申し上げます。

企画調整課長（山下能久君） 今計画におけるKPIについてお答えいたします。

まず、地域経済循環率について御説明いたします。地域経済循環率とは、地域において生み出される付加価値額を、地域内での分配額で除した数字でございます。この地域経済循環率は、値が高ければ高いほど地域経済の自立度を示しているとされております。なお、新戦略におきまして、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局と経済産業省が公開しております「RESAS（リーサス）、地域経済循環システム」において公表されている値を目標値に設定しているところでございます。

また、市民所得を上げる具体的な施策についてでございますが、新戦略において示した「働く場支援」が、まさにその中核をなすものでございます。具体的には、就労環境の整備支援などによる就職支援やフリーランス支援などを行うことにより、所得の向上を図っていくものであると考えております。

次に、「子育てに適した島」の数値目標として定めております出生数について、現況値と目標値が同じである理由についてでございますが、本市における直近3カ年間の出生数の推移を見ましても、平成28年に375人、平成29年に344人、平成30年には295人と減少傾向にございます。人口減少が続く中で、出生数を伸ばすことは大変困難になると考えて、有識者で組織する奄美市総合戦略会議

において、K P Iの設定についての御意見をお伺いした次第です。その中で、「日本全国的な動向を見ても、出生数を維持するということが自体が高い目標設定である」との御意見をいただきましたため、新戦略のK P Iにおきましては、現況値と目標値を同じに設定した次第でございます。

また、出生数を落とさない施策についてでございますが、新戦略では「子育てに適した島」について、子（くわ）さばくり支援」と「定住支援」の2本の柱で構成しております。こちらにつきましては、島に住む方々が安心して子どもを産み育てる環境づくりと、子を産み育てる世代を増やす対策と捉えており、この2本の柱について、連動させながら取り組むことが肝要かと考えております。

同じく数値目標として設定いたしました「市内青年団員数」につきましても、現況値と目標値を同じにした理由についての御質問でございますが、議員も御承知のとおり、青年団は集落等の若い方々で構成されております。集落などで若い人材が求められる中、青年団員数が一定規模確保されているということは、青年団世代を卒業する方に続いて、新たに青年団に入る若者が増えるという、世代の新陳代謝が起こっていることを表していると考えております。このことから、集落等の活動に一生懸命に取り組む青年団員数を下げないということを目標に設定した次第でございます。

最後に、地域伝統文化に参加、体験とございますが、具体的にどのようなイベントかとの御質問ですが、まず市として具体的にイベントを考えているというわけではございません。本目標に示しました「地域の伝統文化」は、まさに集落における八月踊りや豊年祭、伝統行事などを表しているところでございます。学校外で実施される地域固有の伝統文化に触れる機会を創出し、子どもたちがそれらに参加・体験することで、「シマの文化」が次世代に受け継がれている指標になると考えたところでございます。

次に、計画を達成するための予算措置のあり方を示せにお答えいたします。奄美市総合戦略会議の民間有識者からの皆様からも、本戦略を具体化する取り組みが重要であるとの御意見をいただいております。戦略の具体化に向けては、K P Iの達成状況なども検証しながら、毎年の実施計画をローリング中において、効果的な事業のあり方について検討を続けてまいりたいと考えております。また、事業を実施するための裏付けとなります予算につきましても、地方創生推進交付金や奄美群島振興交付金など、有利な事業の導入に努めてまいりたいと考えております。以上です。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。

最後になりますけれども、やはり先ほどから議論をしております総合計画との連携と申しますか、それが大事であるというふうに思いますが、また、先ほど少し話をさせていただきましたけれども、やはり市長との、市長の公約、そういったものとの関連性も大事だというふうに思っておりますけれども、そういったことについてお示しをいただきたいと思っております。以上です。

企画調整課長（山下能久君） 総合計画との連携についてでございますが、奄美市総合計画は本市市政の全般的な方向を示すものであり、本市が策定する計画の中でも最上位の計画に位置付けられております。一方、地方創生総合戦略につきましては、国が推進する地方創生に関する奄美市版の戦略であり、「地方に仕事をつくり、安心して働けるようにする」、「若い世代の結婚、出産、子育ての希望を叶える」などの国が定める基本目標を踏まえたものとなっております。このことから、総合計画にも記載されております子育て支援や仕事づくりといった、主にソフト事業を中心に、特に地方創生の取組に合致する項目を総合戦略において重点的に記載したものと御理解いただきたいと思います。この点で、総合計画と総合戦略においては連携が図られているところでございます。

また、市長の公約との関連性との御質問ですが、市長が定めておられる公約におきましては、「雇用と仕事行動プラン」や「家族と子ども応援プラン」につきましては、新総合戦略との関連性も高いものと考えております。以上でございます。

議長（与 勝広君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第35号については、総務企画常任委員会に、議案第36号から議案第38号までの3件は、文教厚生常任委員会に、議案第39号は一般会計予算等審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第35号については、総務企画常任委員会に、議案第36号から議案第38号までの3件は文教厚生常任委員会に、議案第39号は一般会計予算等審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査及び報告書整理のため、明日12日から24日まで休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日12日から24日まで休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

3月25日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。（午後0時20分）

第 1 回 定 例 会

令和 2 年 3 月 25 日

(第 8 日 目)

3月25日(8日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
7 番	安 田 壮 平 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
11 番	松 山 さ お り 君	12 番	林 山 克 巳 君
13 番	西 公 郎 君	14 番	関 誠 之 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	川 口 幸 義 君
17 番	伊 東 隆 吉 君	18 番	元 野 景 一 君
19 番	与 勝 広 君	20 番	竹 山 耕 平 君
21 番	橋 口 和 仁 君	22 番	多 田 義 一 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	手 蓑 利 文 君
笠利総合支所事務 所 長	高 一 也 君	総 務 部 長	前 田 和 男 君
総 務 課 長	三 原 裕 樹 君	財 政 課 長	國 分 正 大 君
地 域 総 務 課 長 (笠 利)	當 原 奈 美 江 君	市 民 部 長	満 永 亮 一 君
市 民 福 祉 課 長	村 田 英 樹 君	保 健 福 祉 部 長	奥 田 敏 文 君
福 祉 政 策 課 長	石 神 康 郎 君	保 護 課 参 事	松 岡 正 憲 君
商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君	商 工 情 報 課 長	麻 井 庄 二 君
農 林 水 産 部 長	山 下 仁 司 君	農 林 水 産 課 長	栄 広 久 君
建 設 部 長	橋 口 義 仁 君	建 築 住 宅 課 長	岡 江 康 裕 君
上 下 水 道 部 長	藤 山 浩 俊 君	水 道 課 長	吉 郁 也 君

3月25日(8日目)

教育部長 福長 敏文 君 地域教育課長
(笠利) 南 三知子 君
会計管理者 中村 博光 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 前田 賢一郎 君 議会事務局次長兼
調査係長事務取扱 向 井 渉 君
主幹兼議事係長 伊集院 正 君 議事係主査 堀 健太郎 君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程はお手元に配付の議事日程第4号のとおりであります。

○

議長（与 勝広君） 日程に入ります。

日程第1、議案第35号 工事請負契約の締結についてから、議案第38号 工事請負契約の締結についてまでの、以上4件について一括して議題といたします。

ただいまの議案4件に関する委員長の審査報告を求めます。

最初に、総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員会委員長（川口幸義君） おはようございます。それでは、総務企画委員会に付託されました議案第35号 工事請負契約の締結についての議案1件につきまして、お手元に配付してあります総務企画委員会審査報告書のとおり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

議案第35号 工事請負契約の締結について、当局から議案35号 令和元年度奄美市市民広場・立体駐車場（建築主体）整備工事の請負契約について説明があり、奄美市本庁舎庁舎建設事業については、平成28年9月に新庁舎新築工事に着手し、平成31年1月、約2年4カ月の工期で完成、同年2月から新庁舎の本格運用を開始しているところです。市民広場・立体駐車場整備工事については、奄美市本庁舎建設事業の2期工事に位置付けられているものであり、既に解体済みの旧庁舎跡地及び旧公民館跡地に市民広場と立体駐車場整備する。建築物の概要について説明があり、市民広場については鉄筋コンクリート造の地上2階建て、延べ面積1,352.3平方メートルになっており、1階が来庁用者の駐車場、2階が部分がメンテナンス性に配慮したウッドデッキや植栽、高倉用の休憩所を配した広場となっている。立体駐車場については、鉄鋼造規格型立体駐車場4層5段になっており、延べ面積は2,657.26平方メートルとなっている。用途としては、1階部分を来庁舎専用駐車場、2階以上を公用車の駐車場として使用する予定。請負者については、令和2年2月28日の入札において、フジタ・松元・村上特定建設共同企業体が11億8,800万円で落札し、仮契約を結んでいるなどの補足説明がありました。

委員から、立体駐車場の安全面というのはどんなふうに考慮されているのかの、駐車場からアクセルを間違えて落ちたというのがあるが、特に高齢者が使う場合、そういった配慮もその点はいかがですかの質疑に対し、当局より、基本的には公用車専用の駐車場ということを考えているので、特段高齢者向けの対策といったものはないものかもしれないが、通常的安全対策、規格型の駐車場なので安全対策が取られているものと考えているとの答弁がありました。

委員から、結果的には3回入札を公募した中で、なぜ1社しか来ないかと。なぜ1社しか、3回もして来ないんだと一般の人は気になります。それは何か理由と、どういうふうに考えるべきかの質疑に対し、当局より、全国的に民間及び公共工事の発注が増加している一方で、建設業における就業者数が減少しており、これに伴う資材価格、人件費の高騰で手持ち工事量の増など、様々な原因が考えられる。さらには高度経済成長期にたくさん造った建物の更新需要というものも今後見込まれているので、今現在抱えている工事、全国的にまだと思うが、そういった手持ち工事が多い状態だというのが一番の原因ではないかと考えてられているとの答弁がありました。

ほかにも、委員から質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

以上で、総務企画委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。

なお、質疑がございましたら、ほかの委員の協力を得てお答えいたしたいと思っております。

議長（与 勝広君） 次に、文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員会委員長（竹山耕平君） おはようございます。御報告申し上げます。文教厚生委員会は3月11日の1日間開会し、当委員会に付託されました議案第36号から議案第38号までの3件について、慎重かつ丁寧に審査を行いました。

3件の議案につきましては、お手元に配付してあります文教厚生委員会審査報告書のとおりに、全て全会一致で可決すべきものと決しました。

以下、主な審査内容について御報告いたします。

3件の議案とも、契約の目的は令和元年度奄美市市民交流センター新築工事の請負契約の締結に係るものであることから、3件を一括した審査を行いました。

はじめに、当局より補足説明があり、議案第36号 令和元年度奄美市市民交流センター建築主体工事契約の相手方は東急・前田・丸三特定建設工事共同企業体、制限付き一般競争入札契約金額は1億6,090万円。議案第37号の電気設備工事の相手方は高田・玉野特定建設工事共同企業体、制限付き一般競争入札契約金額は2億7,335万円。議案第38号の空調設備工事の相手方は、隈元・有村特定建設工事共同企業体、指名競争入札契約金額は2億4,200万円でございます。工期は本契約後から令和3年3月31日までを契約。奄美市市民交流センターは平成28年度に解体された旧名瀬公民館に替わる代替施設として計画、建設場所は旧水道課跡地に鉄筋コンクリート構造3階建て、ホールや図書コーナー等を備えた市民の学びと文化交流の拠点施設として整備するものでございます。

委員より、建築主体工事と電気設備工事に対しては、制限付き一般競争入札、空調設備工事に対しては指名競争入札であることの理由や、その落札率についての質疑に対して、当局より、制限付き一般競争入札というものは、工事の品質確保の観点から入札参加者に一定の条件を付した上で、その条件を満たす入札参加希望者に競争をさせ、落札者を決定する方法であること。建築主体につきましては、奄美市の制限付き一般競争入札の実施要項中の3億円以上の金額要件に基づいた方法であること。電気設備につきましては、設計額が2億7,000万円と3億円を下回っているが、音響機器などの専門的な技術を要する多目的ホールがあることから、要件として国・県が行う経営事項審査870点以上及び同程度の建物の施行実績を有することが主な要因であるということでございます。落札率については、建築本体が99.89パーセント。電気設備が99.85パーセント。空調設備が98.54パーセントでございます。

委員より、図書の蔵書に関する質疑等が数点ございました。当局より、旧名瀬公民館には約1万3,000冊、新たな施設には約1万6,000冊から1万7,000冊の蔵書を計画している。定期的な図書の購入につきましても、様々な方が利用できる施設ということで柔軟な意見を取り入れながら計画的に進めていくということでございます。

また、委員より、2度にわたる入札不調の影響による工期のあり方についての質疑に対して、当局より、当初の計画では14カ月を要する工事としていました。現在では、令和3年3月末の工期と、非常に厳しい工期計画の状況となるが、まずは令和3年度の春のオープンに向けて準備を進めていくということございました。

ほかにも1社しかいない、1社しか参加していない入札状況のあり方について、館内施設やホール内の客席等について、高齢者や子育て世代、障害者対応のユニバーサルデザインについて、また、Wi-Fi環境等についても質疑がございましたが、この際省略をいたします。

以上で、文教厚生委員会の審査報告を終わります。

なお、御質疑等ございましたら、他の委員の協力を得てお答えいたします。よろしく願いいたします。

議長（与 勝広君） これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、採決いたします。

議案第35号から議案第38号までの4件を一括して採決いたします。

この議案4件に関する各委員長の報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

この議案4件は各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第35号から議案第38号までの4件については、いずれも原案のとおり可決されました。



議長（与 勝広君） 日程第2，議案第11号，議案第22号，議案第23号，議案第26号から議案第28号，議案第31号，議案第32号，議案第34号，議案第39号までの以上10件を一括して議題といたします。

ただいまの議案10件に関する委員長の審査報告を求めます。

一般会計予算等審査特別委員会委員長（関 誠之君） 皆さんおはようございます。一般会計予算等審査特別委員会の御報告をいたします。

令和元年度一般会計予算等審査特別委員会は去る3月13日，16日，17日，18日の4日間開会し，3月11日の本会議において当委員会に付託されました議案第11号 令和2年度奄美市一般会計予算，議案22号，23号，26号から28号，31号，32号，34号，39号の10件を審査いたしました。審査の結果につきましては，お手元に配付いたしました審査報告書のとおり，これら10件は全て原案のとおり可決するものと決しております。

3月13日の審査は，議案第11号中1款議会費から2款総務費1項13目庁舎建設事業費，11款災害復旧費4項その他公共施設，公共施設災害復旧費，2款2項徴税费から6項監査事務局費，また，議案22号，23号，28号，31号の5件について審査をいたしました。

質疑に入る前に，財政当局から一般会計は会計年度任用職員制度導入による人件費の増額など，対前年度487万5,000円増の336億2,798万7,000円。特別会計は公共下水道事業及び農業集落排水事業特別会計の企業会計への移行に伴い，対前年度21億6,625万9,000円，16.5パーセントの減となっている。全会計を一つの会計とみなした歳入歳出予算総額は472億9,781万8,000円，対前年度比8億9,883万円，1.9パーセントの増などであるとの財政全般に当たっての説明がありました。

次に，総務課長から一般会計に計上している職員の給与等について全体的な説明があり，その後，関係する予算品目の担当課長，係長からの補足説明を受けて質疑に入りました。

委員より，2款1項12節行政協力員等地域連携業務5,449万2,000円についての質疑があり，当局より，令和2年度の地方自治法の一部改正により，特別職非常勤であった行政協力員が特別職に該当しなくなることにより，業務委託料となった。業務の内容は行政情報の連絡，周知に関するこ

と。自主防災組織の整備に関すること。災害時の広報、調査及び報告が主な業務であるとのこと。

議案第28号 奄美市の定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について。民法の改正がどのように変わったのかの質疑に対して、当局より、保証人の保護、約款を用いた取引、法定利率消滅時効、意思能力のルール、賃貸借に関するルールが改正になったとのこと。また、定住促進住宅は名瀬地区に14戸あり、14戸とも移住者、Iターン、Uターン移住者に貸し出しているとのことでありました。

委員より、2款1項6目18節協定大学拠点等連携負担金140万円について、具体的内容の質疑があり、当局より、この負担金は市内に拠点を据えて、新たな資材の発見や蓄積、地域との関係など、大学が不在の奄美大島において、地域振興の一助となる取り組みをするものに関しての負担金であるとの答弁がありました。

委員より、2款1項5目14節工事請負費1,700万円、庁舎駐車場について、どこの駐車場で何台予定しているかの質疑に対し、当局より、場所については住用総合庁舎の国道を挟んだ向かい側の市有地である。台数は約20台を予定しているとのこと。

委員より、議案第22号 奄美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、月間で45時間、年間で360時間とあるが、週単位と日の単位の上限はどの質疑に対し、当局より、週単位、あるいは日にち単位の上限というのは想定をしていないとのこと。大規模災害の対処に関しては、そこを超えることはできないという設定になっている。

委員より、2款1項総務管理費における委託料の総合管理業務4,426万1,000円、報償費の消費生活相談員362万8,000円などについての質疑に対し、当局より、総合案内、電話交換業務、宿日直の保安警備業務、駐車場管理業務、庁舎の機械設備に関する管理業務、これらを総合管理業務として委託している。消費生活相談員の報酬と相談の内容については、現在が13万9,000円、今回の計上は現在勤めている消費生活相談員が8年目になり、継続を想定して加算を付けた月額15万1,161円で計上した。相談件数は年間352件。毎年300件以上の申請があり、今年度もその程度の件数があがっていると見込まれるとのこと。

委員より、2款1項総務管理費における総合計画策定委員の謝礼17万6,000円、全国離島交流中学校野球大会負担金200万円、紡ぐきよらの郷づくり事業費1,200万円についての質疑に対し、当局より、1節報酬に総合計画審議委員計15名、11万7,000円と併せて総合計画策定委員謝金15名を計上した。全国離島交流中学校野球大会は全国離島振興協議会が主催する大会で、令和元年度まで12回目の大会である。奄美市は令和元年度までで3回出場している。全国の離島がそれぞれ200万円の予算を持ち合って、子どもたちの旅費等に充てているとのこと。

他の委員から、庁舎整備基金、減債基金、NHKのど自慢誘致など多くの質問がありましたが、この際省略をいたします。

次に、予算書65ページから74ページまでの2款2項徴税費から6項監査事務局費までの歳出及び関連する歳入について、並びに第31号 奄美市債権管理条例の制定について、当局の補足説明があり、質疑に入りました。

委員より、コンビニでの納付の件、議案第31号 奄美市債権管理条例の制定について質疑があり、当局より、コンビニ収納は毎年毎年増加している。2月末現在で全体の7.16パーセントとなっている。債権管理条例の制定に伴い、現在、税務課内にある滞納整理係を拡充する形で、室に格上げする予定であるとのこと。国勢調査は指導員と、調査員合わせて360名を予定している。前は340名程度だったが、調査区の見直しにより20名程度増えた。期間は4カ月程度である。

ここで、1日目の質疑を終結いたしました。

続いて、3月16日、2日目の審査を続行し、議案11号及び議案34号までを議題とし、一括して審査に入り、最初に2款1項中14目地方創生、15目ふるさと納税等活用事業、16目世界自然遺産推進費について当局の補足説明を求め、当局より、17事業、担当課が13課となっており、これらの

事業実施は複数課に跨っているもので、個別の事業の説明は割愛をし、事業の詳細については質疑の中でお答えをさせていただきたいとのこと。

委員より、あまみんちゅ結い事業、郷友会連携交流事業が昨年に比較して510万円アップしているとのこと。新規の移住者向け情報発信事業概要についての質疑があり、当局より、あまみんちゅ結い事業は全国で組織されている郷友会との連携、交流事業である。今回、増額は10月末に南カルフォルニア奄美会が45周年で記念事業を計画している関係で、市長等が南カルフォルニアへの出席を想定しての増額である。移住者向け情報発信事業は、移住希望者向けにガイドブックを作成する予定で、プロポーザル方式で提案を募集する。

委員より、ふるさと納税等の活用事業の教育のIT化整備事業で3,239万1,000円について、内容が電子黒板等で211台、教員のパソコンで500台の耐用年数と買い替えもふるさと納税の財源活用かについて、当局より、耐用年数は5年から7年を見込んでいます。更新は7年後で、3月補正でもありましたギガスクールの端末を利用したやり方で変更していく予定であるとのこと。

ほかに、日本復帰関連資料等復元事業、奄美・沖縄子ども環境調査隊交流事業、奄美市市民歌制定事業、奄美看護福祉専門学校支援事業、離島留学推進事業、妊娠・出産包括支援事業など多くの質疑がありましたが、この際省略をいたします。

次に、予算書の74ページから92ページまでの3款民生費について当局の補足説明があり、質疑に入りました。

委員より、3款1項4目老人福祉費の12節9,105万6,000円の食の自立支援事業についての増額の原因について。当局はこの間、消費税率の改定、食材費の増大、最低賃金の上昇等により配食の事業をすることが厳しくなり改定したとのこと。

保育所保育料の見直し、拡充について、具体的に説明に対して、当局より、幼児教育無償化の実態に伴って、財源が1,100万円程度という試算があり、その財源で保育所保育料の見直しを検討したとの答弁がありました。

委員より、就労支援相談員、また、生活困窮者自立支援相談員の現況の質疑に対して、当局より、28年が年間で57名、29年が191名、30年が188名で令和元年2月末まで259名の相談を受けているとのことでありました。

ほかに、コミュニケーション支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、一時生活支援事業、シニア元いきいき推進事業、在宅高齢者転倒予防住宅改修事業、施設あり方検討委員会など多くの質疑がありましたが、この際省略をいたします。

次に、予算書の92ページから102ページまでの4款衛生費について及び議案第34号 大島地区衛生組合規約の変更について、当局からの補足説明があり、質疑に入りました。

委員より、4款2項2目18節環境美化推進団体助成金220万8,000円の拡充についての質疑に対し、当局より、例年、令和2年度から名瀬地区のみで助成をしていたものを笠利29地区、住用14地区の集落に対して拡充することとのこと。

委員より、4款1項9目7節報酬、永田墓地利用計画審議会の設置について質疑があり、当局より、昨年10月から3回ほど庁内検討会を行って、審議委員会の立ち上げのため準備を進めているとのこと。ちなみに永田墓地の墓地整備進捗率は全2,359基のお墓のうち1,871基が整備済みで、進捗率は79.31パーセントであるとのこと。

ここで、2日目の質疑を終了いたしました。

3月17日火曜日、3日目の審査を続行し、議案第11号及び議案第26号から第27号までを議題とし、一括して審査に入り、最初の予算書の102ページから103ページの5款労働費に関して、歳出及び関連する歳入について当局の補足説明の後、質疑に入りました。

委員より、6款1項3目18節農林水産等輸送コスト支援事業の補助金、いわゆる加工品の事業概要の質疑があり、当局より、令和元年度は奄振交付金の拡充部分ということで、加工品が輸送コストの支

援の対象となり、奄美市では黒糖焼酎、水、粗糖の3品目を対象としているとのこと。

6款4項2目18節奄美群島水産物流通支援事業補助金について質疑があり、当局より、水産物流通支援事業は農林水産物輸送コスト支援事業が鹿児島方面に向けての農林水産物の出荷支援などに対し、水産物流通支援事業の水産業振興のため、水産物の沖縄向けの出荷が支援対象となっている。水産物流通支援事業は、奄美市内で水揚げされた水産物であれば、全ての品目が対象になるとのこと。

農林水産物輸送コスト支援事業についての質疑に対し、当局より、これは農産物、水産物、林産物5品目。名瀬港から鹿児島港等へ送る生産物の輸送コスト支援補助金である。品目は水産物で約12品目。農産物で6品目で、主な農産物はカボチャ、インゲン、実エンドウ、タンカン、スモモ、津之輝になるとのこと。

次に、予算117ページから126ページまでの7款商工費の歳出及び関連する歳入について、当局の補足説明の後、質疑に入り、委員より、7款1項5目あまみ大島観光物産連盟負担金は、奄美大島5市町村でそれぞれ負担金を持ち合い、助成を受ける事業である。事務局は今年からあまみ大島観光物産連盟が担当している。具体的には、旅行商品の造成、バスツアー、コンベンション、学生スポーツ・ゼミ、学校の研修旅行、ウェディング体験プログラムなどがあるとのこと。

同項航空航路運賃軽減事業負担金についての概要について、当局により、奄美群島12市町村、それから、鹿児島県がそれぞれ負担金を持ち合って、事業を実施しているとのこと。事業内容は奄美群島航空航路軽減事業。この事業は離島住民が鹿児島とか行く際に、運賃割引を行っている事業である。奄美群島交流需要喚起対策特別事業、その他、奄美・沖縄世界自然遺産登録観光連携事業、奄美・沖縄連携交流促進事業、世界自然遺産登録奄美・沖縄、屋久島を結ぶ航路支援など多岐にわたり行っているとのこと。の答弁がありました。

ほかに、ICT企業連携推進業務委託、奄美らしい観光スタイル構築推進業務、公共交通網形成計画、大島紬購入費等助成金、奄美大島伝統工芸産業支援事業など多くの質疑がありましたが、この際省略をさせていただきます。

次に、予算書の126ページから140ページまでの8款土木費と、168ページ、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費の歳出及び関連する歳入について並びに議案第27号 奄美市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、当局の補足説明を求めた後、質疑に入り、委員より、8款6項1目12節委託料、奄美市住生活基本計画についての質疑があり、当局より、住生活基本計画は平成24年3月に策定した。奄美市住生活基本計画の見直しを行うものである。

8款2項3目12節委託料、橋梁長寿命化点検業務について質疑があり、当局より、橋梁長寿命化事業は平成26年から始まり、平成26年度から30年度までの5カ年間で329橋の一巡目の点検が終わり、平成31年、令和元年度から2度目の点検に入っており、計画どおり進んでいるとのこと。

ほかに、都市公園施設長寿命化対策事業、都市再生整備事業、赤木名・笠利線道路整備事業などについて質疑がありましたが、この際省略をいたします。

ここで、3日目の質疑を終結をいたしました。

3月18日、最終日である4日目の審査を続行し、議案第11号、議案32号、議案39号について当局の補足説明の後、質疑に入り、委員より、9款1項1目7節消防団員退職報奨金について、対象者の人数等についての質疑があり、当局より、退職者は令和元年度3月1日現在13名で、令和元年度の入団者は3月1日現在で28名であるとのこと。

委員より、充足率の質疑があり、令和2年3月1日現在で、実員は奄美市で397名、名瀬地区232名、住用地区49名、笠利地区116名となっているとのこと。

ほかに、消防団の退職補助金の件、出動手当の件などについて質疑がありましたが、この際省略をいたします。

次に、議案39号 奄美市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定についてを議題とし、当局の説明の後、質疑に入りました。

当局より、本市では平成27年12月に現行の総合戦略を策定し、これまでの本戦略の具体化に向け取り組みを進めてきた。当該戦略の計画期間が今年度、令和元年度末までとなっていることから、新たに幸せの島へ、奄美市攻めの総合戦略2020として令和2年度から令和6年度末までの5カ年間の戦略を定めようとするものである。基本的な考え方は、幸せの島へ、一定程度の人口を維持できる島として、将来目標人口を奄美大島全体で5万2,600人としている。将来目標人口のほか、現行戦略の骨格を堅持することとし、重要目標達成指標、KGIに奄美幸福度指数を定めるほか、戦略の四つの基本、経済的に自立した島、子育てに適した島、みんなが知恵を出し実行する島、豊かな自然と伝統を守る島は現行戦略を踏襲した。国及び県の総合戦略との整合性をはじめ、この5カ年での本市を取り巻く社会情勢の変化、さらには民間有識者による奄美市総合戦略会議での議論、パブリックコメントを実施し、市民の皆様からの御意見を踏まえ、改定を行ったとのこと。

質疑に入り、委員より、攻めのポイントとして、観光で攻める、仕事づくりで攻める、少子化対策で攻めると3本書かれているが、この順番は重要度から並んでいるのか。過去の数字をどのように分析しているかの質疑に対し、当局より、本市事業全般の中から特に今の時代を即して攻めるべきということで抜粋したものとなっている。また、重層的に捉えながらやっていくという点で、その時点での時勢を踏まえた修正や改変を行っているとのこと。ほかに、数値目標のKPI、多様な主体の観光参画促進、青年団員数、奄美の重要幸福度指数KGIについて、目標の設定は行わず、毎年継続した調査を実施するとのこと。

重要幸福度指数のPDCAのあり方、SDGsについての今回の戦略での考え方、大学の役割など多くの質問がありましたが、この際省略をいたします。

今回から議会の議決事項となった奄美市まち・ひと・しごと創生総合戦略の質疑を終結いたしました。

次に、予算142ページから153ページまで、10款教育費、1項教育総務費から4項幼稚園費まで合わせて、168ページの11款3項文教施設災害復旧費の歳出及び関連する歳入について並びに議案32号 奄美市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等に関する条例の制定について、当局の補足説明の後に質疑を行いました。

委員より、10款1項2目7節報酬、スクールソーシャルワーカーの謝金988万2,000円、スクールカウンセラー謝金83万7,000円の配置についての質疑があり、当局より、現在、奄美市に1人配置されている。スクールソーシャルワーカーは10名いる。名瀬小、奄美小学校に3名、金久中学校、名瀬中学校に3名、朝日小学校、朝日中学校に2名、小宿中学校、小宿小学校、知根小学校に1名、統括コーディネーターということで1名、全部で10名が配置されている。

10款3項1目14節工事請負費、金久中学校校庭改修事業8,500万円についての質疑があり、当局より、今年度は設計業務、学校との打ち合わせ等もあり、設計業務、外構工事、外のフェンスの一部改修を行う。令和2年度は残りの外構部分、校庭の整地、排水対策の事業を行うとのこと。

次に、予算書の153ページから167ページまでの10款5項社会教育費から6項保健体育費までの歳出及び関連する歳入について、当局の補足説明の後、質疑に入りました。

委員より、10款5項4目17節備品購入費に7,000万円の質問に対して、当局より、これは奄美市民交流センターのテーブル、椅子、研修室の椅子、工芸作業台である。プロジェクター、事務機等で、一番高価なものが緞帳であるとのこと。

10款6項4目14節工事請負費2,500万円について、当局より、これは旧大島工業高校体育館の屋内体育館の耐震補強工事であるとのこと。

10款6項1目12節委託料、第75回国体相撲競技運營業務1億3,000万円についての質疑があり、当局より、選手、監督など47都道府県、約600名を想定している。その他、応援の方々、

保護者などの視察も含め400名程度、マスコミ関係で約50名程度を想定しており、総数1,050名を想定しているとのこと。

次に、予算書169ページの12款公債費及び13款予備費について、当局の補足説明の後、質疑に入り、委員より、公債費の増加の件、予備費流用の件、第3表 地方債の件についての質疑がありましたが、この際省略をいたします。

最後に、当局より財政運営で最も重要なことは、年度間の収支の安定感を図れるような状況にあることが大事であると答弁があり、4日間の一般会計予算等審査特別委員会の質疑を終結いたしました。

以上で、一般会計予算等審査特別委員会の報告を終わりますが、質疑がありましたら他の委員の協力を得て答弁いたしたいと思えます。

議長（与 勝広君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、ただいまの議案10件について、一括して採決いたします。

以上の議案10件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

ただいまの議案10件につきましては、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第11号、議案第22号、議案第23号、議案第26号から議案第28号、議案第31号、議案第32号、議案第34号、議案第39号までの、以上10件については、いずれも原案のとおり可決されました。

○

議長（与 勝広君） 日程第3、議案第12号から議案第21号、議案第24号、議案第25号、議案第29号、議案第30号、議案第33号までの、以上15件を一括して議題といたします。

ただいまの議案15件に関する委員長の審査報告を求めます。

特別会計予算等審査特別委員会委員長（林山克巳君） 皆様、おはようございます。令和2年度特別会計予算等審査特別委員会の審査について御報告申し上げます。

特別会計予算等審査特別委員会は、3月13日と16日の2日間開会し、本会議において当委員会に付託されました議案15件を審査いたしました。15件の議案につきましては、お手元に配付いたしました審査報告書のとおり、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、主な質疑について御報告いたします。

まず、議案第12号 令和2年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算について及び議案第25号 奄美市国民健康保険療養給付金条例の一部を改正する条例の制定についての2件について、当局の補足説明があり、歳入歳出前年度比1億5,811万1,000円減額の51億5,216万5,000円

を計上し、主な歳入は国民健康保険税、一般被保険者分と退職者被保険者分、前年度に比較して3,586万2,000円増額の7億1,695万5,000円。県支出金、県交付金、総額37億737万4,000円。一般会計繰入金、保険基盤安定事業繰入金、7億1,874万4,000円。主な歳出は約7割を占める保険給付費36億42万9,000円。国民保険事業納付金12億6,225万6,000円などとのこと。

続けて、議案第25号 奄美市国民健康保険療養給付基金条例の制定についての説明があり、財源確保の必要目的から国保事業運営全体に活用できるように所要の規定を整備するとのこと。

委員より、歳入の一般被保険者国民保険税が前年度比較3,738万4,000円増額しているが、要因はなにか。また、公債費の一時借入金、利子償還金の41万1,000円を計上しているが、トータル金額が年間で幾らの一時借入れの予定なのかの質疑があり、増額の要因は所得が9,000万円増加したことによる増収増につながついているとのこと。借入れに関しては、基本的に他の会計を合わせて全て一括で、毎年10億円の借入れを行っているとのこと。

委員より、財源補填繰入金、法定外繰入金の推費、累積赤字解消の認識についての質疑があり、昨年までの繰入金累計は約26億円。国・県には令和5年度までの赤字解消の計画を提出していますが、平成30年度から発生している県の事業納付金が保険税、保険料を市町村のほうで定め、標準保険税率分を納付しなければならないのですが、納付の金額が高い水準のままだと税制改正も視野に入れた総合的判断が必要になる場合も生じてくるかもしれないとのことでした。

委員より、健康管理の上でタラソ事業に組み込むことはできないのか。また、タラソ利用者、国保限定、同意のもと、医療費基礎データを作成して、健康増進課、福祉の観点から赤字解消に寄与できないのか、要望、質疑があり、国保だけではなく、市全体を含めた形で協議ができるよう検討するとのことでした。

多くの委員より、特定健診、集団検診の質疑があり、特定健診の受診率は笠利地区が49.5パーセント、住用地区が47パーセント、名瀬地区が34.8パーセント、全体では37.6パーセント。また、送迎用バスに関しては、あらゆる面から検証を行っているとのことでした。

また、委員より、各集団検診に関しての問題点など様々な質疑がありましたが、この際省略いたします。

次に、議案第13号 令和2年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算についての歳入歳出はそれぞれ2億6,524万6,000円。

委員より、数点の質疑がありましたが、この際省略いたします。

次に、議案第16号 令和2年度奄美市訪問看護特別会計予算について、歳入歳出はそれぞれ3,459万8,000円。

委員より、数点の質疑がありましたが、この際省略いたしたいと思います。

次に、議案第14号 令和2年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出はそれぞれ5億2,717万円。主な歳入は後期高齢者医療保険料3億4,085万7,000円。保険基盤安定事業繰入金1億7,745万8,000円。主な歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金5億1,831万6,000円との補足説明のあと、委員より、未受診高齢者健康づくり訪問事業について質疑があり、後期高齢者医療保険の総数が6,000人、そのうち、1年間受診がない方を拾い上げた300人の中から様々な理由で受診できていない高齢者や独居老人のフォローアップ事業の意味合い事業との説明を受けました。

委員より、保険料6,700万円増額の理由についての質疑があり、鹿児島県後期高齢者広域連合のほうで均等割の見直しが2年ごとに行われ、それに伴い、令和2年度、3年度の見込み額になるとのことでした。

そのほか、質疑がありましたが、この際省略いたします。

次に、議案第15号 令和2年度奄美市介護保険事業特別会計予算について、3年ごとに立案する事

業計画、第7期計画の経過実態調査と令和3年度から始まる第8期計画へ向けての策定委員会開催と計画立案を行うことの説明があった後、歳入歳出それぞれ49億5,427万2,000円で、前年度比9,391万4,000円の増額、主な歳入は介護保険料7億6,730万7,000円。国庫支出金12億7,349万9,000円。支払基金交付金12億2,380万1,000円。県支出金6億9,303万3,000円。繰入金9億9,247万8,000円。主な歳出は、保険給付費43億4,244万8,000円の主な内訳は、要介護1から5までの方々への介護サービス等諸費37億8,721万3,000円。要支援1と2の方々への介護予防サービス等諸費1億8,521万5,000円。介護予防・生活支援サービス事業を含む地域支援事業費合計3億6,353万7,000円との補足説明があり、委員より、要支援介護必要な待機市民の対応、介護認定の件数と推移、基本料金の設定の変更についての質疑があり、認定件数、再認定を含むが、年間3,000件。新規が800件。更新が2,200件。区分変更が200件。計3,200件。推移は若干減少気味である。また、国の介護保険制度の変更に伴い、現在、6,600円の基本料金も負担と給付の総合的な需給バランスを考えながらの判断となるとのこと。

委員より、介護予防手帳作成業務についての質疑があり、65歳になられたときに介護保険の被保険者証と一緒に送付する新規事業とのこと。

委員より、人生会議の補足説明の質疑があり、人生会議、ACP、アドバンスケアプランニング、人生の最期を迎えるときに、医療、介護との連携においてともに考え、よりよい最期を迎えられるよう、研修会などを通して、また、普及啓発活動も含めて体制づくりに取り組んでいきたいとの説明がありました。

委員より、在宅高齢者転倒予防住宅改修費300万円の質疑があり、介護の相談や不安を持っている要介護、要支援まではいかない方々、基本チェックリスト運動機能不安定者に、満額5万円上限を限度額以内なら何度でも活用できる新規事業で、来年度6月の施行を予定しているとの説明がございました。

委員より、訪問型サービスA事業費、通所型サービスA事業費の詳しい補足説明の質疑があり、要支援1・2の認定者と基本チェックリスト・運動機能不安定者が利用でき、令和2年2月現在、事業対象者訪問型サービスが6名、要支援1の認定者が79名、要支援2の認定の方々が133名、事業対象者通所型サービス、デイサービスの方が30名、要支援1の方が123名、要支援2の方が170名との説明がありました。

そのほか、質疑がありましたが、この際省略いたします。

次に、議案第19号、令和2年度奄美市交通災害共済特別会計予算について、歳入歳出はそれぞれ754万4,000円。主な歳入は1万人分の共済会費収入400万円と交通災害共済基金からの繰入金253万5,000円。主な歳出は交通災害共済見舞金360万円と、会計年度任用職員1名と審査会委員4名の報酬171万3,000円との補足説明のあと、委員より、加入者の実績と推移についての質疑があり、特別会員、小学1年生は無料であります、含めて9,147名、会費収入は349万3,200円。

委員より、市職員と市議会議員の加入率を問う質疑については、市職員が昨年6月末で6割から7割弱、議員は半数でございます。要因は、独自での自動車保険加入や、企業にまとめて加入をお願いしていることなどが考えられるとのこと。

そのほか、質疑がございましたが、この際省略いたします。

次に、議案第20号 令和2年度奄美市水道事業会計予算について及び議案第29号 奄美市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第35号 奄美市給水条例の一部を改正する条例の制定について、当局の補足説明があり、令和2年度から上水道と簡易水道の統合に伴う簡易水道科目の廃止、収益的収入及び支出に関して、水道事業収益は12億4,975万8,000円、水道事業費用は12億2,058万9,000円、差し引き2,916万9,000円が税込

みの利益となる。また、資本的収入及び支出に関しては、資本的収入は2億7,260万円、資本的支出は8億4,755万3,000円で、差し引き5億7,495万3,000円が不足となる説明に続き、議案第29号と議案第30号についての説明があり、後に委員より、資本的収入及び支出、給水収益及び現金預金24億8,200万円の預金利息167万8,000円の質疑があり、公営企業会計における区分、経理方法を記載、水道料金の徴収率は99.9パーセント、24億8,260万7,613円は定期預金であり、その利息としての見込み額であるとの説明を受けました。

委員より、簡易水道を上水道に統合するにあたっての詳しい説明の質疑があり、経営合理化や一般会計からの出資債が利用可能になりますが、補助事業の補助率が簡易水道は2分の1、上水道は3分の1から4分の1になり、逆に簡易水道事業は地方交付金税交付措置があるが、上水道事業は交付金措置がないとのこと。

また、委員より、民営化の質疑があり、現状はクルーズ船など船舶給水などを実施しており、民営化に関しては考えていないと説明を受けました。

委員より、当期純利益減少理由、見直しなどの質疑があり、昨年度は約1,000万円程度、今期は313万5,000円と減少しており、減価償却費、資産償却に係る資産減耗費は、収入においても給水収益は年々減小傾向にあります。予算時の収益額は決算時には増額しており、経営努力が不可欠とのことでございました。

そのほか、質疑がありましたが、この際省略いたします。

次に、議案第33号 奄美市下水道事業の設置等に関する条例の制定について及び議案第21号 令和2年度奄美市下水道事業会計予算について、当局から令和2年度から公共下水道事業特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業を新たに企業会計、地方公営企業法を用いた下水道事業に移管した経緯と、下水道事業の設置及び経営基本に関する事項の説明があり、続いて収益的収入及び支出に関して、下水道事業収益は17億3,438万9,000円、下水道事業費用は16億1,199万1,000円で、差し引くと1億2,239万8,000円が税込みの利益となる。また、資本的収入及び支出に関しては、資本的収入は9億7,861万2,000円、資本的支出は16億1,083万2,000円で、差し引き6億3,222万円が不足となること及び一般会計からの繰入金7億円との説明がございました。

委員より、下水道の使用料金は水道料金と一緒に徴収していますが、水道課に委託している委託料3,513万6,000円の質疑があり、業務に係る費用と調定件数、戸数等々を算定しているとの説明がございました。

委員より、一般会計からの繰入金7億円の財源の中身の質疑があり、約6億5,000万円程度が交付税措置、残り5,000万円が奄美市の持ち出しとの説明でございました。

また、委員より、水道事業と比較して下水道事業の固定資産のほうが大きいことへの質疑があり、管渠や新処理場など、電気機械などの機材などの資産が下水道事業は資産額として大きくなるとの説明がございました。

委員より、管路の清掃業者と観光関係に絡み、デザインマンホール設置の質疑があり、清掃業者は旧名瀬市で2業者、笠利1業者。また、老朽化調査を目的に管路調査を実施中で、奄美らしいデザインマンホールは景観道路や歩道に関しては計画中のことでございました。

また、委員より、水洗化の質疑があり、名瀬地区95.4パーセント、笠利地区77.5パーセント、住用地区70パーセント、水洗化率は年々向上しているとのことでございました。

その他、質疑、要望がありましたが、この際省略いたします。

次に、議案第18号 令和2年度奄美市と畜場特別会計予算について、歳入歳出それぞれ904万9,000円、主な歳入はと畜場使用料として豚202万7,000円、ヤギ29万円、一般会計繰入金672万7,000円。主な歳出は、施設管理業務委託料284万6,000円、需用費、ボイラー費、燃料、光熱、修繕費など423万3,000円とのことでした。

委員より、と畜場施設建設に関する5市町村の状況に対する質疑があり、宇検・大和村は豚の生産者がいない。瀬戸内・龍郷町はまだいらっしゃいます。正月豚を食する食文化の減退に合わせ、生産者の減少、衛生管理の面から物流に乗せることができない等の問題、また、ランニングコストも含めた他の町村との折り合いがつかないとのこと。

そのほか、様々な問題、対策などの質疑がありましたが、この際省略いたします。次に、議案第17号 令和2年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計予算について及び議案第24号 奄美市ふるさと創生人材育成基金条例の一部を改正する条例の制定について、当局から補足説明があり、歳入歳出それぞれ2,808万円を計上し、主な歳入は貸付者からの償還金2,766万円。主な歳出は奨学金受託事業、貸付金として2,766万円。

続いて、議案第24号の説明があり、起業奨学生については制度自体の見直しを含め、奨学金制度ではなく、新たに創業支援制度の対応で、あまみ創業塾受講を条件に助成金として20万円を支給する制度化において、一般会計での予算案を計上とのことでした。

委員より、奨学金制度を活用している人数の質疑があり、平成31年度分で継続者が合計31名、内訳は高校生7名、大学生24名。新規が16名、内訳は高校生3名、大学生が13名。新規と継続合わせて47名とのことでした。

委員より、今年度3月11日現在の滞納者の状況の質疑があり、約3,700万円程度。今年度滞納分収入が550万円程度で、残額が3,100万円程度になっているとのことでした。債権不能の分は、税務課に相談の上、対処するとのこと。

そのほか、新年度からの債権管理条例の適用や、あまみ創業塾支援助成金等の質疑がありましたが、この際省略いたします。

以上で、特別会計予算等審査特別委員会の審査報告を終わりますが、御質疑がございましたら他の委員の協力を得ましてお答えしたいと思います。

議長（与 勝広君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、ただいまの議案15件について、一括して採決いたします。

以上の議案15件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

ただいまの議案15件につきましては、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第12号から議案第21号、議案第24号、議案第25号、議案第29号、議案第30号、議案第33号までの、以上15件については、いずれも原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

10時50分から再開いたします。（午前10時36分）



議長（与 勝広君） 再開いたします。（午前10時50分）

日程第4，議案第40号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。ただいま上程されました，議案第40号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第5号）の内容につきまして，御説明いたします。

今回の補正予算は，国が示す新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策に基づく各事業費を計上するものでございます。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては，歳出の主な内容といたしまして民生費の児童福祉費において，放課後児童クラブ運営補助金634万2,000円を追加計上するほか，各保育所等の感染予防に要する経費として，保育所等給付費負担金709万6,000円を追加計上いたしております。歳入におきましては，歳出予算に要する経費を全額国庫支出金に計上いたしております。

今回の補正によりまして，1,661万4,000円を追加することにより，令和元年度奄美市一般会計予算の総額は363億1,764万円となります。

次に，第2表 繰越明許費補正につきましては，今回補正予算で計上いたしました保育対策総合支援事業や子ども子育て支援事業を追加するものでございます。

何とぞ御審議の上，議決くださいますよう，よろしくお願い申し上げます。

議長（与 勝広君） これから，本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって，質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに，御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから，本案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，議案第40号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第5号）については，原案のとおり可決されました。

○

議長（与 勝広君） 日程第5，議案第41号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） ただいま上程されました議案第41号 教育委員会委員の任命につきまして，提案理由を御説明申し上げます。

教育委員会委員のうち，恵上イサ子氏の任期が令和2年6月2日をもって満了になりますことか

ら、引き続き恵上氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

何とぞ御同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（与 勝広君） これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、採決いたします。

この採決は電子表決による無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの議長を除く出席議員は21名であります。

この際、念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は賛成のボタンを、否とする諸君は反対ボタンを押してください。

なお、出席議員が投票機の賛成のボタンと反対のボタンのいずれも押していないときは、会議規則第73条第5項の規定により、その議員は投票機の反対のボタンを押したものとみなします。

それでは、電子表決を開始したいと思います。

（電子表決）

ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいですね、押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開場）

それでは、投票の結果を御報告いたします。

投票総数21票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成21票、反対0票で、以上のとおり、賛成多数で賛成であります。

よって、議案第41号 教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。（午前10時58分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午前11時58分）

日程第6，発議第1号 奄美市長専決処分事項の一部改正についてを議題といたします。
提案者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長（伊東隆吉君） おはようございます。議会運営委員長の伊東隆吉です。発議第1号 市長の専決処分事項の一部改正について，その提案理由の説明を申し上げます。

市長の専決処分事項の指定は，地方自治法第180条の規定による議会の権限に属するものであります。よって，議会運営委員長として発議を提案するものであります。今回の改正は，令和元年12月11日付で市長専決処分事項の追加指定について，市長より依頼があり，議会運営委員会で審査及び協議を行いました。改正内容は，地方自治法第240条に規定する市の債権，これは前項に規定する市営住宅等に関する債権を除くということですが，この市の債権の徴収に係る訴えの提起，和解及び調定に関するものを第4項として追加するものであります。この改正により，市営住宅家賃等同様の取り扱いができるようになり，市の保有する債権を適正に管理し，迅速に処理することで収入確保による財源の健全化と市民負担の公平性の確保が図られることを期待しております。

御審議いただき，可決していただきますようお願いいたします。

なお，協議の中で，徴収においては市民に過度な負担を強いらないように，個々の資産状況に配慮した徴収に努めていただきたいこと。また，非強制徴収債権の回収においては，情報の共有について意見があり，横断的な情報共有を行い，全庁的な債権徴収のために，市の組織体制の見直しも含めて検討が必要でないかとの意見がありましたことも，併せ申し添えて，提案の説明といたします。

皆様，よろしく御審議の上，議決していただきますようお願い申し上げます。

議長（与 勝広君） これから，本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これにて，質疑を終結いたします。

これから，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって，討論を終結いたします。

これから，採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，発議第1号 奄美市長専決処分事項の一部改正については，原案のとおり可決されました。

○

議長（与 勝広君） 日程第7，関 誠之議員に対する懲罰動議についてを議題といたします。

この動議は，3月13日，橋口耕太郎君ほか3人から，会議規則第158条第1項の規定により提出されたものであります。

地方自治法第117条の規定により，関 誠之君の退席を求めます。

（関 誠之議員退席）

ここで，動議提出者の説明を求めます。

8番（橋口耕太郎君） 皆さん、こんにちは。本動議の提出理由を申し上げます。

令和2年3月11日の本会議中、関議員の総括質疑において、議長より所見を述べないよう冒頭に注意したにも関わらず所見を述べ、途中、議長の再三の制止にもかかわらずルールを無視して発言を繰り返し行った点であります。当日の本会議では、委員長報告に3名、総括質疑に2名の登壇があり、関議員の登壇までは報告、質疑のみを行い、冒頭に所見を述べるようなことはありませんでした。しかし、関議員は冒頭に所見を述べ始めました。議員必携に、質疑では現に議題になっている事件に対して疑問点を質すものでなければならない。自己の意見を述べることはできないとなっており、明らかなルール違反であります。当日は3月11日という、東日本大震災発災から9年を迎えた日であり、関議員の冒頭の所見はそのことに対する哀悼の意であったことは十分に分かります。しかし、それは議場にいる全員、ひいては全国民がその日を悼み、それぞれの思いで当日を迎えたと思います。もし本会議中に発災の時刻を迎えたら、当然、会議を中断し黙祷などを捧げたことと思います。現に午後から開かれた文教厚生委員会では、委員長の計らいで会議を中断し発災時刻の14時46分に全員で黙祷を捧げました。この日の哀悼の意は議会として考えるべきであり、個人で考えるなら一般質問で発言すべきであったと思います。今回の関議員に対する懲罰動議で一番の問題は、議長が発言を止めるよう再三の制止をしたにも関わらず、それを無視して最後まで発言し続けたことでもあります。これは、奄美市議会の秩序を乱し、議会の品位を著しく傷つけたものであります。この行為は地方自治法第129条、議場の秩序維持、第131条、議長の注意の喚起及び奄美市議会会議規則第149条、品位の尊重に抵触しており、懲罰を求めるものであります。懲罰は奄美市議会の自立権に基づき、議会の規律と品位を保持するために、議会の秩序を乱した議員に対して議会が科す制裁であります。非常に重たい制裁です。今回の懲罰動議を我々議員一人一人が真摯に受け止め、今一度その職責の重みを肝に銘じ、今後、本会議、委員会等での発言、行動にしっかりと責任を持ち臨んでいかなければならないとの決意を込めまして、本懲罰動議の提出理由の説明を終わります。

なお、御質疑がございましたら、他の発議者の協力を得てお答えをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（与 勝広君） ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま除斥されています関 誠之議員より、地方自治法第117条ただし書きの規定により、一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

関 誠之君の入場を求めます。

（関 誠之議員入場）

それでは、関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 皆さん、おはようございます。弁明の機会を与えていただき、ありがとうございます。去る3月13日、橋口耕太郎市議会議員ほか3名から、私、関 誠之に対する懲罰動議が出されました。その理由は3月11日の本会議中、議長が所見を述べないよう冒頭注意したにも関わらず所見を述べ、途中、議長の再三の制止にもかかわらずルールを無視して発言を繰り返した。この行為

が奄美市議会の秩序を乱し、議会の品位を著しく傷つけたとして、地方自治法第129条、議場の秩序維持、同131条、議長の注意喚起及び奄美市議会会議規則第149条、品位の尊重等に抵触しており、懲罰を求めるとしております。議長の制止を聞かず発言を続行したことはそのとおりであり、心から反省し、議長に議員の、議場における、あるべき態度ではないと深く反省し、お詫びをいたしました。不快感を抱いた同僚に対しても心からお詫びを申し上げます。私の発言の思いは、本会議の開催された3月11日は東日本大震災及び東京電力福島発電所事故から9年目に当たる日であります。議会冒頭での弔意を表す行為があるものと思っておりましたが、弔意を表す場面がなかったため、議会の傍聴やインターネット等で聞いておられる方々に奄美市議会は弔意も表さないのかと疑問を持たれるのではと考えて、思慮もせずに総括質疑の冒頭に挨拶と追悼文を読み上げてしまいました。再三の静止にもかかわらずルールを無視し読み上げたことについては、追悼の文章であったので、途中で止めるのも犠牲となられた方々にとっていかなるものかと思ひ、最後まで続けてしまいました。弁明をすれば、地方自治法第129条、議場の秩序維持に抵触しているとのことについては、法解釈が法律、または、会議規則に違反して議場が騒然として、議長が整理することが困難な状態になった場合と解釈されております。同法第131条、議長の注意喚起の項は、議場の秩序を乱し、または、会議を妨害する者があるときは議員が議長の注意を喚起することができることあり、議場で議員が議長の注意を喚起する条項ではないかと認識しております。奄美市議会会議規則第149条、品位の尊重は、議員は議会の品位を重んじなければならないとしか記載されておりませんので、議会の品位とは何であるかは私も具体的には説明できません。このことは、議員お互いの日常活動を含めた中でつくり上げていくしかないと思ひます。品位の尊重については、慎重な議論が必要だと考えております。最後に、今後、設置される懲罰特別委員会において、懲罰が科されないことを切にお願いを申し上げます、弁明とさせていただきます。

議長（与 勝広君） 以上で、関 誠之君の発言を終了いたします。

関 誠之君の退席を求めます。

（関 誠之議員退席）

懲罰の動議については、その提出者ととも、委員会条例第7条第1項の規定により、懲罰特別委員会が設置されました。また、会議規則第159条の規定により、委員会の付託を省略して議決することができないこととなっております。

よって、本動議を懲罰特別委員会に付託いたしたいと思ひます。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

お諮りいたします。

懲罰特別委員会の定数は委員会条例第7条第2項の規定により、15人となっております。

懲罰特別委員会の委員に、正野卓矢君、永田清裕君、崎田信正君、安田壮平君、橋口耕太郎君、榮ヤスエ君、大迫勝史君、林山克巳君、西 公郎君、川口幸義君、伊東隆吉君、元野景一君、竹山耕平君、橋口和仁君、多田義一君の15人を指名したいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました諸君を懲罰特別委員会の委員に指名いたします。

懲罰特別委員会の正・副委員長の互選のため、暫時休憩いたします。（午前11時17分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午前11時 27分）

懲罰特別委員会の正・副委員長の互選の結果について御報告いたします。

委員長に崎田信正君。同じく、副委員長に多田義一君が互選されました。以上のとおりであります。

関 誠之君の入場を許可いたします。

（関 誠之議員入場）

○

議長（与 勝広君） 日程第8，議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第166条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、議員の諸君を第63回奄美群島市町村議会議員大会及び議会報告会開催のために派遣いたしたいと思っております。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、配付の文書に基づき、議員を派遣することに決定いたしました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。

○

議長（与 勝広君） 日程第9，閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長並びに懲罰特別委員長から、お手元に配付してあります文書表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和2年第1回奄美市議会定例会を閉会いたします。（午前11時 30分）

○

以上、本会議の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長 与 勝広

奄美市議会議員 永田 清裕

奄美市議会議員 大迫 勝史

奄美市議会議員 伊東 隆吉

(別 紙)

文教厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第1号	令和元年度奄美市一般会計補正予算(第4号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第2号	令和元年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について	原案可決すべきもの
(3)	議案第3号	令和元年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(4)	議案第4号	令和元年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(5)	議案第5号	令和元年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について	原案可決すべきもの

令和2年3月11日

文教厚生委員長 竹山 耕平

奄美市議会議長 与 勝広 殿

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第1号	令和元年度奄美市一般会計補正予算（第4号）について	原案可決すべきもの
(2)	議案第6号	令和元年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について	原案可決すべきもの
(3)	議案第7号	令和元年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について	原案可決すべきもの
(4)	議案第9号	奄美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの

令和2年3月11日

産業建設委員長 橋口 耕太郎

奄美市議会議長 与 勝広 殿

総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第1号	令和元年度奄美市一般会計補正予算(第4号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第8号	奄美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(3)	議案第10号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決すべきもの
(6)	陳情第1号	名瀬上空を飛来する機体の監視カメラ設置を求めめる陳情	不採択とすべきもの

令和2年3月11日

総務企画委員長 川口 幸義

奄美市議会議長 与 勝広 殿

文教厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第36号	工事請負契約の締結について	原案可決すべきもの
(2)	議案第37号	工事請負契約の締結について	原案可決すべきもの
(3)	議案第38号	工事請負契約の締結について	原案可決すべきもの

令和2年3月25日

文教厚生委員長 竹山 耕平

奄美市議会議長 与 勝広 殿

総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第35号	工事請負契約の締結について	原案可決すべきもの

令和2年3月25日

総務企画委員長 川口 幸義

奄美市議会議長 与 勝広 殿

一般会計予算等審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 110 条の規定により報告いたします。

記

番号	議案番号	件名	審査の結果
(1)	議案第11号	令和2年度奄美市一般会計予算について	原案可決すべきもの
(2)	議案第22号	奄美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(3)	議案第23号	奄美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(4)	議案第26号	奄美市地方卸売市場の設置及び業務条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(5)	議案第27号	奄美市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(6)	議案第28号	奄美市定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(7)	議案第31号	奄美市債権管理条例の制定について	原案可決すべきもの
(8)	議案第32号	奄美市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等に関する条例の制定について	原案可決すべきもの
(9)	議案第34号	大島地区衛生組合同規約の変更について	原案可決すべきもの
(10)	議案第39号	奄美市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について	原案可決すべきもの

令和2年3月25日

一般会計予算等審査特別委員会委員長 関 誠之

奄美市議会議長 与 勝広 殿

特別会計予算等審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 110 条の規定により報告いたします。

記

番号	議案番号	件名	審査の結果
(1)	議案第12号	令和2年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決すべきもの
(2)	議案第13号	令和2年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について	原案可決すべきもの
(3)	議案第14号	令和2年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決すべきもの
(4)	議案第15号	令和2年度奄美市介護保険事業特別会計予算について	原案可決すべきもの
(5)	議案第16号	令和2年度奄美市訪問看護特別会計予算について	原案可決すべきもの
(6)	議案第17号	令和2年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計予算について	原案可決すべきもの
(7)	議案第18号	令和2年度奄美市と畜場特別会計予算について	原案可決すべきもの
(8)	議案第19号	令和2年度奄美市交通災害共済特別会計予算について	原案可決すべきもの
(9)	議案第20号	令和2年度奄美市水道事業会計予算について	原案可決すべきもの
(10)	議案第21号	令和2年度奄美市下水道事業会計予算について	原案可決すべきもの
(11)	議案第24号	奄美市ふるさと創生人材育成基金条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(12)	議案第25号	奄美市国民健康保険療養給付基金条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(13)	議案第29号	奄美市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(14)	議案第30号	奄美市給水条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(15)	議案第33号	奄美市下水道事業の設置等に関する条例の制定について	原案可決すべきもの

令和2年3月25日

特別会計予算等審査特別委員会委員長 林山 克巳

奄美市議会議長 与 勝広 殿

令和2年3月25日

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び奄美市議会会議規則第166条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1 第63回奄美群島市町村議会議員大会

- (1) 派遣目的 当該議員大会における各地区提出議題の審議のため
- (2) 派遣場所 奄美市
- (3) 派遣期間 令和2年5月28日(木)(1日間)
- (4) 派遣議員 本市議会議員全員

2 第15回議会報告会

- (1) 派遣目的 奄美市議会基本条例第7条の規定に基づく議会報告会開催のため
- (2) 派遣場所 奄美市内3地区3か所(名瀬地区・住用地区・笠利地区)
- (3) 派遣期間 令和2年6月5日(金)
- (4) 派遣議員 本市議会議員全員

令和2年3月25日

奄美市議会議長 与 勝広 殿

議会運営委員長	伊東 隆吉
総務企画委員長	川口 幸義
懲罰特別委員長	崎田 信正

閉会中の継続審査の申出について

各委員会は、下記案件について、なお検討を要するため、閉会中も継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定によって申し出ます。

記

- 議会運営委員会
 - 1 議会運営に関する事項について
 - 2 議長の諮問する事項について

- 総務企画委員会
 - 1 令和元年陳情第9号 日米地位協定の見直しを求める陳情

- 懲罰特別委員会
 - 1 関 誠之議員に対する懲罰動議について